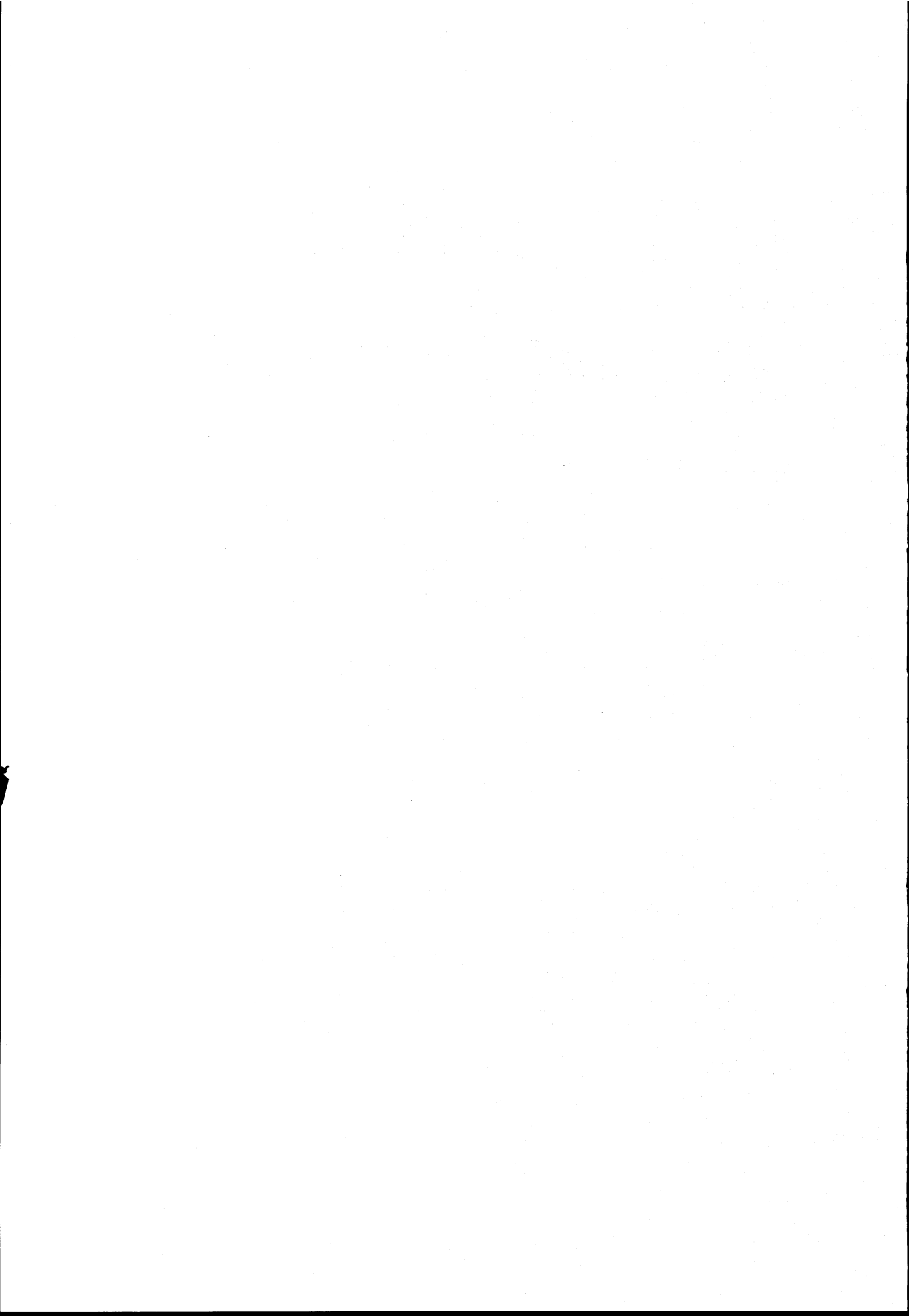


**平成20年版**

**社会保障統計年報**



## まえがき

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成20年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の決算値は平成18年度が直近となっています。社会保障に関心を持つ多くの方々に本資料が利用され、近年ますます盛んになっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

平成19年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目515兆8,579億円、実質562兆8,105億円となり、経済成長率は、名目1.0%、実質1.9%となりました。賃金の動向を見ると、平成19年の現金給与総額（月額）は33万313円で、前年比1.6%減となりました。年金などの給付額に影響を与える平成20年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として101.7となり、前年比1.4%の上昇となりました。

「平成19年簡易生命表」によると、男の平均寿命は79.19年、女の平均寿命は85.99年で、前年と比較して男は0.19年、女は0.18年上回り男女とも世界最高の水準を保っています。また平成19年の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率は1.34で、昨年に続きわずかながら回復しました。平成19年10月1日現在の総人口は1億2,777万人で、出生率の回復や平均余命の伸びなどが影響し、前年と比べ1千人の微増で、ほぼ横ばいとなっています。

国立社会保障・人口問題研究所は、平成19年5月に「日本の都道府県別将来推計人口」を公表しました。「平成17年国勢調査」によれば、2000（平成12）年以降既に32道県で人口が減少していますが、「日本の都道府県別将来推計人口」の結果では、今後も人口が減少する都道府県は増加を続け、2010年から2015年にかけては42道府県、2020年から2025年にかけては沖縄県を除く46都道府県、2025年以降はすべての都道府県で人口が減少すると推計されました。自治体ごとの人口動向のみならず社会保障や福祉サービスの水準をも比較する時代になってきています。本資料では都道府県単位のデータは紙面の制約から収載していませんが、全国データの引用元を明記することで原資料を参照いただけるよう配慮しています。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。次第です。

平成21年3月

国立社会保障・人口問題研究所  
所長 京極 高宣



# 社会保障統計年報の構成内容

## 第Ⅰ部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障給付費について
- 第4節 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
28 - 29	7	1
30 - 94	7	2
95 - 128	7	3
129 - 162	8	4

## 第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
165 - 203	8	1
204 - 219	9	2

## 第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
223 - 237	9	1
238 - 252	9	2
253 - 267	10	3
268 - 415	10	4
416 - 442	15	5
443 - 452	15	6
453 - 473	16	7
474 - 494	17	8
495 - 499	18	9
500 - 505	18	10
506 - 532	18	11
533 - 539	19	12
540 - 550	20	13
551 - 578	20	14



## 目次

## 第 I 部 社会保障の動向

## 第 1 節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向	25
2 財政・金融	26
3 雇 用	28
4 家計収支	28
5 人口・世帯	29

## 第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	30
2 高齢者保健医療福祉	35
3 児童福祉等	39
4 障害者福祉等	43
5 医療保険	48
6 年金保険	53
7 労働保険等	56
8 生活保護	58
9 保健医療と環境衛生	59
10 人材の確保と資質の向上	63
11 社会福祉基礎構造改革について	65
(表 1) 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・ 子育て応援プラン)の概要	66
(表 2) 少子化対策プラスワン(要点)	80
(表 3) 障害者基本計画(概要)	85
(表 4) 重点施策実施 5 か年計画(抜粋)	88

## 第 3 節 社会保障給付費について

I 社会保障給付費の範囲	95
II 平成 18 年度社会保障給付費の概要	96
III 平成 18 年度社会保障財源の概要	101

統計表	103
【付録】OECD基準の社会支出の国際比較	124

#### 第4節 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）について

結果および仮定の要約	129
I 日本の将来推計人口について	132
II 推計結果の概要	132
III 推計方法の概要	136

## 第II部 社会保障の体系と現状

### 第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに	165
2 社会保険、児童手当及び長寿医療制度の内容一覧	166
① 医療保険制度	166
② 年金制度	168
③ 業務災害補償制度	176
④ 雇用保険制度	180
⑤ 児童手当	184
⑥ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）	185
⑦ 介護保険	186
3 老人福祉	187
① 施設福祉対策	187
② 介護保険制度におけるサービス	188
③ 介護保険制度における地域支援事業	189
4 身体障害者福祉施策	190
① 身体障害者在宅福祉施策の概要	190
② 身体障害者施設福祉施策の概要	192
5 障害児（者）施策	193
① 在宅福祉施策	193
② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要	194
③ 障害福祉サービス体系の再編	196
6 精神保健福祉関連制度の概要	197
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	198
8 社会（家族）手当	199
9 生活保護制度	200
〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	202



## 第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度	204
② 年金保険制度	206
③ 業務災害補償制度	208
④ 雇用保険制度	209
〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	210
2 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧	213

## 第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

### 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移	223
第2表 「日本の将来推計人口」の要約	224
第3表 年齢3区分別人口の推移	225
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	226
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	227
第6表 人口動態	230
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	232
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	233
第9表 年次別死因順位及び死亡率	234
第10表 世帯数（世帯業態別）	235
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	235
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	236
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	236
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	237
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	237

### 第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	238
第17表 制度別社会保障給付費の推移	239
第18表 社会保障移転の推移	240
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較	241
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較	241
第21表 一般会計予算の内訳	242
第22表 社会保障給付費等の年次推移	243
第23表 社会保障関係費の推移	243

## 目 次

第 24 表	社会保障の給付と負担の見通し（平成 18 年 5 月推計）	244
第 25 表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	248
第 26 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	248
第 27 表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	249
第 28 表	世帯類型別所得再分配状況	250
第 29 表	世帯構造別所得再分配状況	251
第 30 表	当初所得階級別所得再分配状況	252

### 第 3 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 31 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	253
第 32 表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	254
第 33 表	国内総生産（支出側、名目）	256
第 34 表	家計（個人企業を含む）	258
第 35 表	常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与額	259
第 36 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	261
第 37 表	賞与支給状況	262
第 38 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	262
第 39 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	263
第 40 表	年間収入階級別勤労者 1 世帯当たり年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	264
第 41 表	消費者物価指数（中分類）	266
第 42 表	販売農家 1 戸当りの経営収支	267

### 第 4 節 社会保険関係

#### 1 総 括

第 43 表	医療保険適用者数（制度別）	268
第 44 表	公的年金適用者数（制度別）	269
第 45 表	雇用保険適用者数（制度別）	269
第 46 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	269
第 47 表	社会保険被保険者（組合員）1 人当たり平均標準報酬月額（制度別）	270
第 48 表	制度別被保険者 1 人当たり診療費	271
第 49 表	公的年金受給権者数	272
第 50 表	公的年金における年金総額（制度別）	274
第 51 表	公的年金受給権者 1 人当たり年金額	276
第 52 表	公的年金積立金状況	278
第 53 表	年金財政指標	279
第 54 表	業務災害補償保険年金受給者数	282
第 55 表	業務災害補償保険年金支払総額	282
第 56 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当たり金額	283

第 57 表	介護保険適用者数	284
第 58 表	介護保険認定者数	284
第 59 表	介護保険給付における介護給付・予防給付	285
第 60 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	285
第 61 表	介護保険保険料収納額	285
<b>2 健康保険</b>		
① 政府管掌健康保険		
第 62 表	政府管掌健康保険適用状況	286
第 63 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	287
第 64 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	288
第 65 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	289
第 66 表	政府管掌健康保険給付決定状況	290
第 67 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	294
第 68 表	政府管掌健康保険給付諸率	296
第 69 表	政府管掌健康保険収支状況	300
② 組合管掌健康保険		
第 70 表	組合管掌健康保険適用状況	301
第 71 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	302
第 72 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	303
第 73 表	組合管掌健康保険平均保険料率	303
第 74 表	組合管掌健康保険給付決定状況	304
第 75 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	307
第 76 表	組合管掌健康保険給付諸率	308
第 77 表	組合管掌健康保険収支状況	310
<b>3 国民健康保険</b>		
第 78 表	国民健康保険適用状況	311
第 79 表	国民健康保険給付決定状況	311
第 80 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	312
第 81 表	国民健康保険療養費等決定状況	312
第 82 表	国民健康保険療養の給付諸率	313
第 83 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	313
第 84 表	国民健康保険諸率	314
第 85 表	国民健康保険診療施設経理状況	315
第 86 表	国民健康保険料（税）収納状況	315
第 87 表	国民健康保険収支状況	316
<b>4 厚生年金保険</b>		
① 厚生年金保険		
第 88 表	厚生年金保険適用状況	317

第 89 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	318
第 90 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	319
第 91 表	厚生年金保険年金受給権者状況	320
第 92 表	厚生年金保険一時金裁定状況	321
第 93 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	321
第 94 表	厚生年金保険保険料徴収状況	322
第 95 表	厚生年金保険収支状況	322
② 厚生年金基金		
第 96 表	厚生年金基金適用状況	324
第 97 表	厚生年金基金年金受給権者状況	324
第 98 表	厚生年金基金一時金裁定状況	325
第 99 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	325
○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）		
第 100 表	加入件数	326
第 101 表	加入者数	326
<b>5 国民年金</b>		
第 102 表	国民年金被保険者数	327
第 103 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	327
第 104 表	拠出制年金受給権者状況	328
第 105 表	福祉年金受給権者状況	329
第 106 表	国民年金特別会計収支状況	330
<b>6 農業者年金基金</b>		
第 107 表	農業者年金被保険者数	332
第 108 表	農業者年金受給権者状況	332
第 109 表	農業者年金年金勘定経理状況	333
<b>7 国家公務員共済組合</b>		
第 110 表	国家公務員共済組合適用状況	334
第 111 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	336
第 112 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	338
第 113 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	339
第 114 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	341
第 115 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	342
第 116 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	343
第 117 表	国家公務員共済組合短期経理状況	344
第 118 表	国家公務員共済組合長期経理状況	345
第 119 表	国家公務員共済組合業務経理状況	346
第 120 表	国家公務員共済組合保健経理状況	347
第 121 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	348

第 122 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	349
<b>8</b>	<b>地方公務員等共済組合</b>	
第 123 表	地方公務員等共済組合適用状況	350
第 124 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	352
第 125 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	355
第 126 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	356
第 127 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	358
第 128 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	359
第 129 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	360
第 130 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	361
第 131 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	362
第 132 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	363
第 133 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	363
<b>9</b>	<b>私立学校教職員共済</b>	
第 134 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	364
第 135 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	365
第 136 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	366
第 137 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	367
第 138 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	369
第 139 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	370
第 140 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	372
第 141 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	373
第 142 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	374
第 143 表	私立学校教職員共済短期経理状況	375
第 144 表	私立学校教職員共済長期経理状況	376
第 145 表	私立学校教職員共済業務経理状況	377
第 146 表	私立学校教職員共済保健経理状況	377
<b>10</b>	<b>農林漁業団体職員共済組合</b>	
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	378
第 148 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	378
第 149 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	379
第 150 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	380
第 151 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	381
第 152 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	382
第 153 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	383
<b>11</b>	<b>船員保険</b>	
第 154 表	船員保険適用状況	384
第 155 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	385

第156表	船員保険疾病部門給付決定状況	386
第157表	船員保険疾病部門診療費決定状況	388
第158表	船員保険疾病部門給付諸率	389
第159表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	391
第160表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	391
第161表	船員保険年金部門（職務上）1人当り金額	391
第162表	船員保険失業部門給付決定状況	392
第163表	船員保険収支状況	393
第164表	船員保険保険料徴収状況	394
<b>12 雇用保険</b>		
第165表	雇用保険適用状況	395
第166表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	396
第167表	雇用保険給付状況	397
第168表	一般求職者給付の状況	398
第169表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	399
第170表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	399
<b>13 労働者災害補償保険</b>		
第171表	労働者災害補償保険適用状況	400
第172表	労働者災害補償保険保険給付支払状況	401
第173表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	402
第174表	労働者災害補償保険保険給付平均支払額	402
第175表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	402
<b>14 公務災害補償</b>		
第176表	国家公務員災害補償費支払状況	403
第177表	国家公務員災害補償1件当り金額	403
第178表	地方公務員災害補償費支払状況	404
第179表	地方公務員災害補償1件当り補償費	404
<b>15 介護保険</b>		
第180表	介護保険適用状況	405
第181表	介護保険要介護（要支援）認定者数	405
第182表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	406
第183表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	408
第184表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	408
第185表	介護保険施設介護サービス受給者数	409
第186表	居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・ 施設サービス受給者の年齢階級別・要介護別状況	410
第187表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	412
第188表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	414

第 189 表	介護保険における保険料収納額	414
第 190 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	415

## 第 5 節 高齢者保健（医療）福祉

### 1 総括

第 191 表	介護保険施設等の比較	416
---------	------------	-----

### 2 老人福祉

第 192 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	418
第 193 表	職種別にみた従事者数	418
第 194 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	424
第 195 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	425

### 3 老人医療

第 196 表	老人医療受給対象者数	426
第 197 表	老人医療費の状況	426
第 198 表	制度別老人医療費の状況	427
第 199 表	老人医療費（診療費）の状況	427
第 200 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	428
第 201 表	老人医療費と国民医療費の推移	429
第 202 表	老人医療費の負担	430
第 203 表	老人医療費の負担の状況	430
第 204 表	老人医療費拠出金積算内訳	431

### 4 老人保健施設

第 205 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	432
---------	-------------------	-----

### 5 老人保健（ヘルス事業）

第 206 表	老人保健事業の概要	433
第 207 表	老人保健事業実施状況	436
第 208 表	老人保健健康手帳の交付状況	438
第 209 表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	439
第 210 表	基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	440
第 211 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	441

## 第 6 節 医療供給と医療費

### 1 総括

第 212 表	国民医療費推計額	443
第 213 表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	444
第 214 表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	444

### 2 医療機関

第 215 表	病院・診療所数（開設者別）	446
---------	---------------	-----

第 216 表	病床数（開設者・種類別）	447
第 217 表	医療法人数の推移	447
第 218 表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	448
第 219 表	病院 1 施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	448
第 220 表	一般診療所 1 施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	449
第 221 表	歯科診療所 1 施設当り収支状況（構成比率）	449
<b>3</b>	<b>地域医療計画</b>	
第 222 表	地域医療計画の内容	450
第 223 表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	451
第 224 表	都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	452
<b>第 7 節</b>	<b>公衆衛生</b>	
<b>1</b>	<b>結核等</b>	
第 225 表	結核医療費推計額	453
第 226 表	結核医療費予算額	453
第 227 表	結核登録者	453
第 228 表	結核病床数・患者数・病床利用率	454
第 229 表	ハンセン病療養所入所者数	455
第 230 表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	455
第 231 表	エイズ対策の概要	456
第 232 表	H I V 感染者及びエイズ患者の現状	457
<b>2</b>	<b>感染症（伝染病）</b>	
第 233 表	感染症患者数	458
第 234 表	予防接種被接種者数	459
<b>3</b>	<b>精神保健</b>	
第 235 表	精神病床数・患者数・病床利用率	460
第 236 表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	460
第 237 表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	460
第 238 表	医療保護入院届出件数	460
<b>4</b>	<b>難病</b>	
第 239 表	難病対策の概要	461
第 240 表	特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	462
<b>5</b>	<b>環境衛生</b>	
第 241 表	全国水道普及状況	463
第 242 表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	463
第 243 表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	463
第 244 表	廃棄物の分類と処理体制	464
第 245 表	ゴミ処理等の流れ	465



第 246 表	市町村のごみ処理費用の推移	466
<b>6 公 害</b>		
第 247 表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	467
第 248 表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	468
第 249 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	469
第 250 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	469
第 251 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	470
第 252 表	環境再生保全機構事業状況	471
<b>7 保健所及び保健センター</b>		
第 253 表	保健所の活動	472
第 254 表	保健所数及び保健所職員総数	472
第 255 表	保健所活動状況	473
<b>第 8 節 福祉サービス</b>		
<b>1 身体障害者及び知的障害者</b>		
第 256 表	障害者数	474
第 257 表	障害別障害者数（在宅）の推移	474
第 258 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）	475
第 259 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	476
第 260 表	身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	477
第 261 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	478
第 262 表	身体障害者更生援護状況	479
第 263 表	身体障害者に対する更生医療給付決定状況	479
第 264 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	480
第 265 表	知的障害者の就労状況	480
<b>2 児童福祉</b>		
第 266 表	児童相談所処理件数	481
第 267 表	児童福祉施設数及び在所者数	482
第 268 表	里親・保護受託者及び委託児童数	483
第 269 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	484
第 270 表	1 歳 6 か月児健康診査実施件数、受診者数	485
第 271 表	3 歳児健康診査受診者数	485
第 272 表	児童扶養手当受給世帯数	485
第 273 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	485
第 274 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	486
第 275 表	児童手当拠出金徴収状況	487
第 276 表	児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	488
第 277 表	児童手当制度の費用負担	489

## 3 社会福祉関係機関・施設等

第278表	社会福祉行政機関等設置状況	490
第279表	社会福祉施設数（施設の種別）	491
第280表	生活福祉資金貸付状況	493
第281表	母子福祉資金貸付状況	493
第282表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	494

## 第9節 生活保護

第283表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	495
第284表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	495
第285表	扶助別人員	496
第286表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	496
第287表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	497
第288表	保護費（扶助別）	497
第289表	医療扶助決定状況（診療費分）	497
第290表	生活保護基準額改定の推移	498
第291表	保護施設の施設数及び在所者数	499

## 第10節 恩給・戦争犠牲者援護

## 1 恩給

第292表	文官恩給年金受給権者状況	500
第293表	軍人恩給年金受給権者状況	500
第294表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	502

## 2 戦争犠牲者援護

第295表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	504
第296表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	504
第297表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	504
第298表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	505
第299表	原爆被爆者対策状況	505

## 第11節 関連制度・関係機関

## 1 関連制度

## ① 住宅関係

第300表	住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居室数・畳数・延べ面積・1人当り 居室の畳数（住宅の所有関係別）	506
第301表	住宅の所有関係別普通世帯数	507
第302表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	507
第303表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	508

第 304 表	公営住宅等建設戸数	508
② 雇用関係一般		
第 305 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	510
第 306 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	511
第 307 表	就業者数（産業別、年平均）	512
第 308 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	518
第 309 表	年齢別有効求人倍率	520
第 310 表	職業転換給付金関係予算の推移	521
第 311 表	地域別最低賃金額の改定状況	522
第 312 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	523
第 313 表	障害者雇用の現状	524
第 314 表	定年制等の状況	525

## 2 関係機関

第 315 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	526
第 316 表	年金資金運用基金の運用資産状況	528
第 317 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	529
第 318 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	530
第 319 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	531
第 320 表	独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	531
第 321 表	中小企業退職金共済加入状況	532
第 322 表	中小企業退職金共済支給状況	532

## 第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 323 表	医師数（業務別）	533
第 324 表	歯科医師数（業務別）	533
第 325 表	歯科衛生士数（就業場所別）	534
第 326 表	歯科技工士数（就業場所別）	534
第 327 表	薬剤師数（業務別）	534
第 328 表	看護職員需給見通し	535
第 329 表	保健師数（就業場所別）	536
第 330 表	助産師数（就業場所別）	536
第 331 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	537
第 332 表	就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	537
第 333 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	537
第 334 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	538
第 335 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	539

## 第13節 財政

第336表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	540
第337表	一般会計歳入・歳出（目的別）	541
第338表	地方財政（普通会計）歳入歳出	542
第339表	地方の民生費と衛生費の状況	544
第340表	国内総支出に対する財政規模	548
第341表	国税及び地方税	549
第342表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	549
第343表	市町村税納税義務者数	550

## 第14節 国際統計及び比較

## 1 人口

第344表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	551
第345表	平均寿命の国際比較	552
第346表	主要国の65歳以上人口比率の推移と予測	553
第347表	主要先進国の合計特殊出生率	556
第348表	諸外国の出生率	558

## 2 社会保障

第349表	ILO条約及び勧告（社会保障関係）	559
第350表	国民負担率の国際比較等	561
第351表	国民負担率の推移（対国民所得比）	561
第352表	日本の公的社会支出	562
第353表	日本の義務化されている私的社会支出	563

## 3 医療

第354表	医療費費用負担制度の国際比較	564
第355表	医療費の対国内総生産比の国際比較	568
第356表	医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）	569

## 4 年金

第357表	諸外国の公的年金制度の概要	570
-------	---------------	-----

## 5 児童手当

第358表	主要国の児童手当	572
-------	----------	-----

## 6 労働

第359表	主要国の失業者数及び失業率	574
第360表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2004年）	574
第361表	国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	575
第362表	労働費用構成の国際比較	575

## 7 国際協力

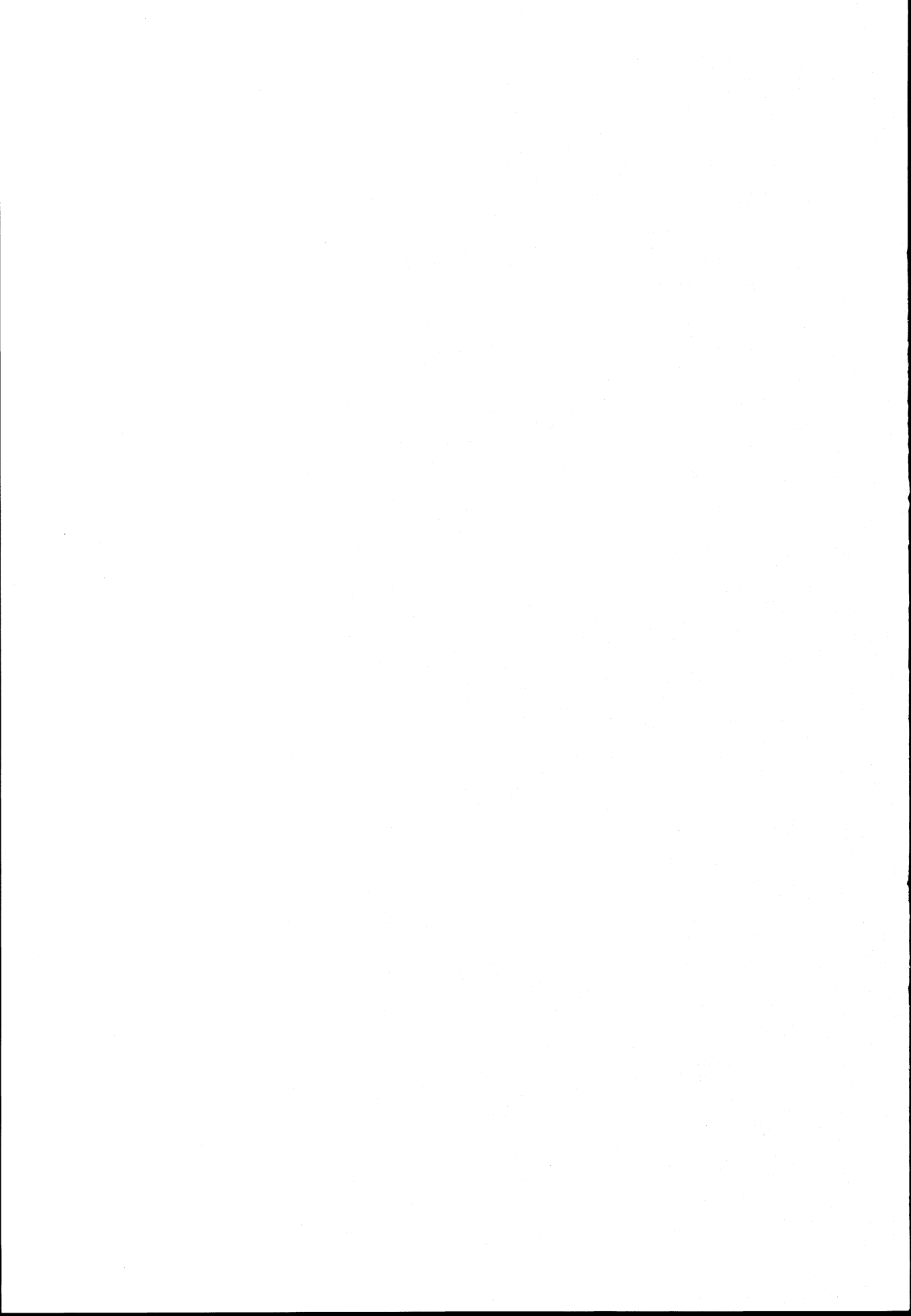
第 363 表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移 ..... 576

第 364 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移 ..... 576

## 8 国民所得

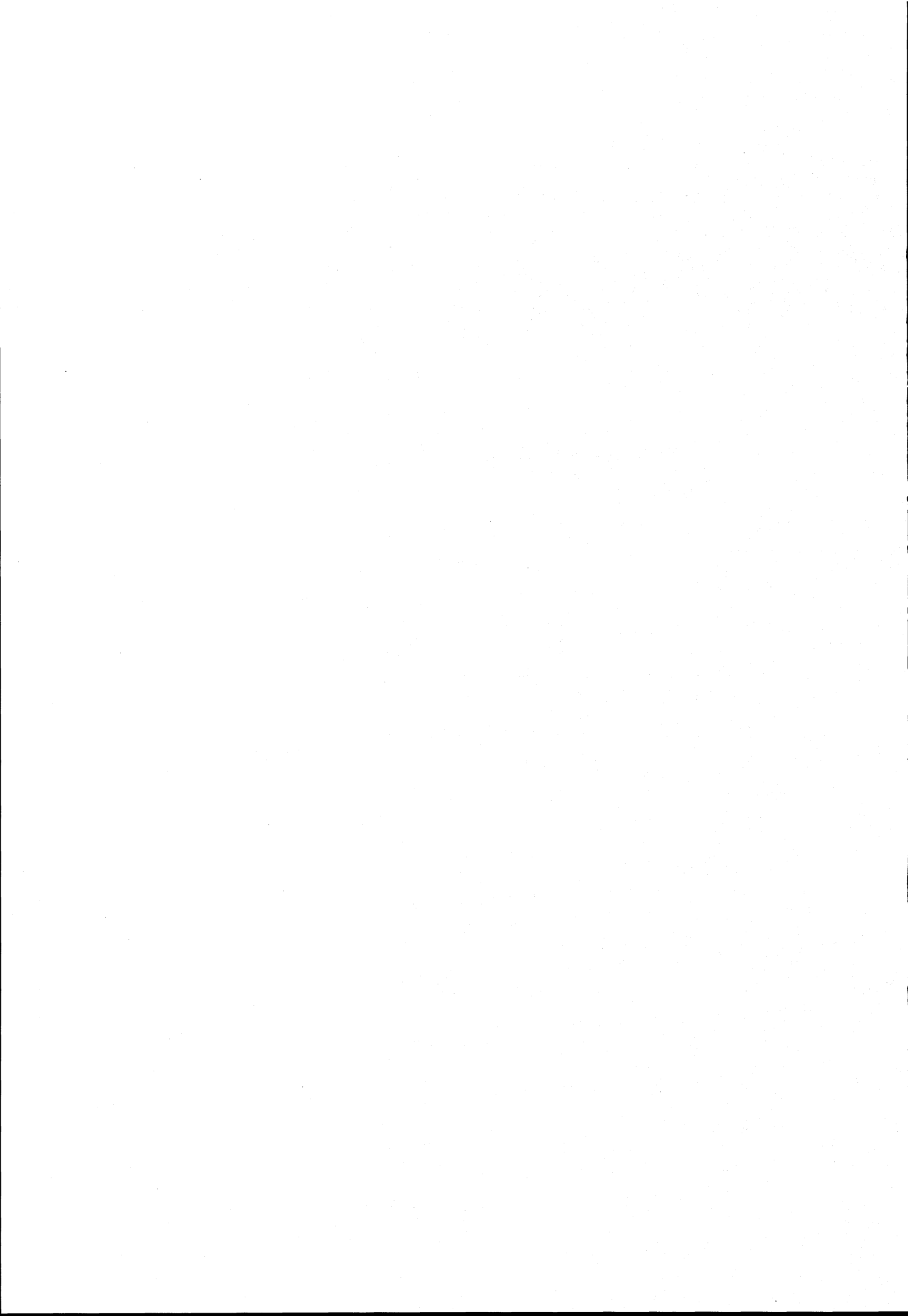
第 365 表 国民所得（総額） ..... 577

第 366 表 1人当り国民所得 ..... 578



# 第 I 部

## 社会保障の動向





# 第1節 社会保障の背景

## ——最近の経済・社会の動向——

### 1 景気の動向

平成14年初めから始まった日本の景気回復は、平成20年に入って足踏み状態にある。その主な原因は、景気回復6年目の平成19年、日本経済が遭遇した大きなショックである。アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融資本市場の変動、原油・原材料価格の高騰は、企業収益やマインドを圧迫し、企業や家計の行動を慎重化させた。アメリカの景気減速の直接の影響も現実化し、日本からの輸出にも影響を及ぼし始めた。期待されていた「企業から家計への景気回復の波及」は、企業部門の好調さが失われ、実現に至っていない。

平成20年12月の景気ウォッチャー調査によると、12月の先行き判断DI（景気各経済部門への波及度合いを表す指数）は、前月比7.1ポイント低下の17.6となった。家計動向関連DIは、景気や雇用に対する先行き不安、所得の減少見込み等により、低下した。企業動向関連DIは、原油・原材料価格の低下が見込まれるものの、世界的な景気後退や円高の影響により、更なる在庫調整や減産が行われ、資金繰りの悪化が続くとみられていること等から、低下した。雇用動向関連DIは、派遣契約の再契約停止の増加が続くと懸念されていること等から、低下した。総合すると、景気現状は一段と厳しさを増しているようである。

アメリカのサブプライム住宅ローン問題と、そ

れに端を発した金融資本市場の混乱やアメリカ経済の減速は、日本からの輸出の弱含みや企業マインドの慎重化という形で、既に日本経済に大きな影響を及ぼしている。平成20年のアメリカにおける大手金融機関の破綻以降、景気後退は急速に厳しさが増している。今後、景気の一段の下振れをもたらすリスクとしては、①雇用者数の減少を含む大規模な雇用調整、②国内金融面から实体经济への影響の顕在化、③想定以上の世界経済の悪化があげられる。

平成19年度のわが国の国内総生産(GDP)は、名目515兆8,579億円、実質562兆8,105億円となり、経済成長率は、名目1.0%、実質1.9%となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度以降若干持ち直している。

賃金の動向を見ると、平成19年の現金給与総額(月額)は33万313円で、前年比0.7%減となった。春季賃金交渉における賃上げ率は4年連続で前年を上回り、企業収益の改善が賃金に波及してきている。しかし、企業収益の賃金への配分は、業績連動型で賞与に反映される傾向が強まっており、また、基本給についても業績・成果主義

の導入が進むなど、賃金制度に変化が見られる。

労働時間は、所定外労働時間の増加幅が再び縮小し、所定内労働時間が減少に転じたことから、総実労働時間は減少した。所定内労働時間の減少は、小規模事業所を中心にパートタイム労働者の労働時間が減少し、その構成比割合が増加したことが影響したものと考えられる。

平成20年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として101.7となり、前年比は1.4%の

上昇となった。

資料：「平成20年度年次経済財政報告」（平成20年7月23日 内閣府HP）  
「景気ウォッチャー調査」（平成20年12月調査結果 内閣府HP）  
「日本経済」（平成20年12月12日 内閣府HP）  
「平成19年度国民経済計算確報」（平成20年12月25日 内閣府SNA（国民経済計算）HP）  
「平成20年版労働経済の分析」（平成20年7月22日 厚生労働省HP）  
「平成17年基準 消費者物価指数（全国 平成20年平均）」（平成21年1月25日 総務省統計局HP）

## 2 財政・金融

平成20年度予算は、「基本方針2006」に定められた歳出改革を2年目においても確実に実施することとし、「成長力強化」、「地域活性化」、「生活の安全・安心」といった重要な政策課題に予算配分を重点化した。なお、これまで4年連続で減額させてきた新規国債発行額を前年比0.1兆円減の25.3兆円とするとともに、財政投融资特別会計の準備金のうち9.8兆円を国債の償還に充てることにより、国債発行残高を圧縮することとされた。

平成20年度の一般会計予算の規模は83兆613億円（対前年度1,525億円増）、一般歳出の規模は47兆2,845億円（対前年度3,061億円増）となっている。また、平成20年度における公債発行額は25兆3,480億円、公債依存度は30.5%となり、わずかに改善されている。

社会保障予算については、急速な高齢化の進展等に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、改革努力を継続し、歳出の抑制を図っていく必要があるという考え方のもと、「基本方針2006」で示された歳出改革を着実に実施する観点から、20年度予算においては、メリハリの効いた診療報酬・薬価等の改定、後発医薬品の使用促進、被用者保険による政府管掌健康保険への支援措置等による歳出

削減を図ることとされた。一方、国民の安心を確保する観点等から、喫緊の課題である医師確保対策、肝炎対策、少子化対策等に適切に対応することとされ、20年度の社会保障関係費は、19年度当初予算額に対して6,415億円（3.0%）増の21兆7,824億円計上された。医療については、一定の地域や診療科における医師不足問題に対応するため、医師派遣システムの構築、病院勤務医の勤務環境の整備等の医師確保対策を推進することとされた。年金については、基礎年金の国庫負担割合を3分の1に1,000分の40を加えた率にまで引き上げることとされた。介護については、介護保険制度の着実な実施を図るため、療養病床の円滑な転換を促進するとともに、介護サービスの質の向上や介護給付の適正化を推進することとされた。生活保護については、自立支援プログラムによる就労支援など被保護者に対する自立支援を推進するとともに、母子加算の見直しを着実に実施することとされた。少子化対策については、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略等を踏まえ、保育所待機児童の解消を目指し、保育所運営費負担金を増額したほか、仕事と育児の両立支援（家庭的保育事業、事業所内託児施設等）、若年者雇用対策、地域の子育て支援の拡充等といった

各般にわたる総合的な施策を推進することとされた。障害保健福祉施策については、障害者の自立した地域生活を支援するとともに、福祉施設で働く障害者の工賃水準の引上げの取組等を推進することとされた。また、雇用対策については、仕事と生活の調和の推進、高齢・障害者雇用対策、民間活力を活用した職業能力開発等に取り組むこととされた。なお、消費税に対する国民の理解を一層深める観点から、消費税収の使途（地方交付税交付金を除く。）を基礎年金、老人医療及び介護に限る旨が予算総則に明記された。

平成20年度財政投融资計画策定に当たっては、社会経済情勢に即応し、真に政策的に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を図ることとした。財政投融资の規模は13兆8,689億円（対前年度当初計画比2.1%減）となった。厚生福祉については、5,566億円（19年度5,866億円）の財政投融资を予定し、このうち独立行政法人福祉医療機構において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構等において、病院等の整備促進を図ることとされた。地方公共団体の病院等の事業については、所要の財政融資資金及び公営企業金融公庫資金を確保することとされた。

一方、税制については、平成20年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずるとともに、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行い、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講ずることとされた。

金融政策については、日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）

- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）

- ③ 長期国債の買い入れ増額

- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）

- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成20年10月31日には、米欧の金融危機に端を発する世界経済の調整が一層厳しさを増している状況のもと、日本経済は、輸出の頭打ちや既往のエネルギー・原材料高の影響などから、当面、停滞色の強い状態が続くものと見込まれることから、金融市場調節方針を公表した。さらに、平成20年12月19日には、海外経済の減速により輸出が減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まってきた経済情勢を背景に、わが国の景気は悪化しており、当面、厳しさを増す可能性が高いことから、以下の追加措置が講じられた。

- ① 金融市場調節方針の変更

無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標を10月に0.2%、12月にさらに0.2%引き下げ、0.1%前後で推移するよう促す。

- ② 基準貸付利率の変更

補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を10月に0.25%、12月にさらに0.2%引き下げ、0.3%とする。

- ③ 補完当座預金制度の導入

金融市場の安定を確保する観点から、年末、年度末に向け、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るよう、日本銀行当座預金のうち所要準備額を超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11月積み期から平成21年3月積み期までの間、実施することとする。適用利率は、0.1%とする。

資料：「20年度予算」（財務省HP）

「平成20年度予算及び財政投融资計画の説明」（平成20年1月18日 財務省HP）

「平成20年度税制改正の要綱」（平成20年1月11日 財務省HP）

「金融政策」（日本銀行HP）

### 3 雇 用

平成19年の雇用情勢は、これまで改善が続いていた完全失業率が、年央から改善に足踏みがみられ、有効求人倍率についても年央から低下するなど、厳しさが残るなかで、改善に足踏みがみられた。一方、雇用者数は増加しており、長期的にはその割合は引き続き低下しているとはいえ、平成19年も正規の職員・従業員の増加は続いた。また、新規学卒者の就職状況は引き続き改善しており、フリーター数も減少した。

有効求人倍率と新規求人倍率（季節調整値）の動きをみると、平成14年以降の景気回復にともない大きく改善してきたが、平成18年央よりほぼ横ばいで推移し、平成19年央より低下してきた。

有効求人倍率は、平成19年平均は1.04倍で、前年の1.06倍に続き2年連続で1倍を上回った。

平成20年3月の新規学卒者の就職率は、大卒で96.9%（前年比0.6%増）と改善基調にある。

平成19年平均の就業者数は6,412万人（前年差30万人増）と4年連続で増加となった。雇用者数（非農林業）は平成19年平均で5,523万人（前年差51万人増）と5年連続で増加となった。就業者数・雇用者数とも、総じて堅調に推移し、産業別に見ると、情報通信業、医療、福祉などで増加幅が大きい一方、平成18年に大きく増加していたサービス業が年平均で減少となったほか、建設業で減少幅が大きくなった。平成15年から大企業で雇用者数が増加したが、中小規模の企業は

減少傾向を示した。正規の職員・従業員の割合は、平成19年も引き続き低下を続けており、またパート等で働く労働者では、正社員での就業を希望したにもかかわらず、不本意ながら正規以外の職員・従業員として就業した者が増加しており、正社員に転職したいとする者の割合も上昇している。

平成19年平均の完全失業者数は257万人（前年差18万人減）となり、5年連続で減少した。離職理由別に見ると、高水準で推移していた非自発的理由による離職者が平成15年以降4年連続で減少している。平成19年平均の完全失業率は男女計で3.9%と5年連続で低下し、平成20年に入っても低下傾向で推移してきたが、米欧の金融危機に端を発する世界経済不安から、一転して厳しい局面をむかえている。

地域ブロック別に有効求人倍率、完全失業率の動向をみると、平成19年の完全失業率は、北海道が改善に転じたほか、東北、南関東、北関東・甲信、東海、近畿、九州で改善する一方、中国では0.1%上昇した。また、有効求人倍率については、全体として改善に足踏みがみられる中、平成18年に大きく上昇した南関東が大きく低下するなど、雇用失業情勢の地域間の動きに若干の変化がみられた。

資料：「平成20年版労働経済の分析」（平成20年7月22日 厚生労働省HP）

### 4 家計収支

平成19年の勤労者世帯（平均世帯人員2.83人、世帯主の平均年齢45.4歳）の実収入は、1世帯

当たり1か月平均48万74円で、前年に比べ名目0.8%増、実質0.7%増となった。また、実収入

から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均40万2,116円で、名目0.5%増、実質は0.4%の増加となった。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成19年には1世帯当たり1か月平均28万9,821円で、名目1.7%増、実質1.6%増となった。

二人以上の世帯のうち勤労者世帯について、実質可処分所得と平均消費性向の関係の推移を見ると、昭和58年から平成9年にかけては、実質可処分所得が増加するにつれて、平均消費性向は低下しており、両者は右肩下がり関係にあった。平成10年に実質可処分所得は減少に転じ、平成17年までは、平均消費性向は徐々に増加してい

た。平成18年は、実質可処分所得が減少し平均消費性向は低下した。また、平成19年は、実質可処分所得が増加し平均消費性向は上昇した。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は77,958円で、名目2.5%増となった。非消費支出の内訳を見ると、定率減税の廃止及び実収入の増加により、所得税や住民税などの直接税が名目3.0%増となった。公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料は名目2.0%の増加となった。

資料：「家計調査年報（二人以上の世帯）平成19年」（総務省統計局HP）

## 5 人口・世帯

平成19年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,777万1千人であり、前年とほぼ横ばいだった。これを年齢3区分別に見れば、年少人口（0～14歳）は1,729万3千人（総人口の13.5%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,301万5千人（総人口の65.0%）、老年人口（65歳以上）は2,746万4千人（総人口の21.5%）となっている。平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生・死亡中位推計によると、総人口は長期の人口減少過程に入ると予測されている。老年人口の割合は平成17年現在の20.2%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成35年に30%台に達し、平成

64年には40%台となるものと予測されている。

世帯数は、平成19年6月7日現在で、4,802万3千世帯で平均世帯人員は2.63人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が2,866万世帯で、全世帯の59.7%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、900万9千世帯で全世帯に占める割合は18.8%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は898万6千世帯で、高齢者世帯の46.6%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

「平成19年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）

「平成19年 国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

## 第2節 社会保障の動向

### 1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成19年簡易生命表によると、男の平均寿命は79.19年、女の平均寿命は85.99年で、前年と比較して男は0.19年、女は0.18年上回り、男女とも世界最高の水準を維持している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成19年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.34で6年ぶりに上昇した前年の1.32を上回り、2年連続で上昇したものの、平成14年と同率になったものの、少子化が進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成3年から行って

きた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子どもの健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立し、公布された。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大綱を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果

的推進、⑤関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。「障害者基本計画」「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成12年6月に公布された。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということを趣旨とし、①利用者の立場に立

った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成19年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

**〔戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律〕**

公布年月日：平成19年4月20日

施行年月日：平成19年10月1日

恩給の額の引き上げに準じ、遺族年金・遺族給与金の額を引き上げるとともに、障害年金・遺族年金・遺族給与金等の額の改定は、公的年金の引上率により自動的な改定を行うこととする。

**〔雇用保険法等の一部を改正する法律〕**

公布年月日：平成19年4月23日

施行年月日：平成19年4月23日等

短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分を廃止するとともに、基本手当の受給資格要件の見直し、特例一時金の支給額の見直し、教育訓練給付の改正、育児休業者職場復帰給付金の額の暫定引上、高齢雇傭継続給付に係る国庫負担の廃止等、所要の改正を行う。

**〔国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〕**

**〔国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〕**

**〔地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〕**

公布年月日：平成19年5月16日

施行年月日：平成19年8月1日

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務を希望する者について、短縮の方法、手続き、給与、退職手当の算定に係る在職期間の扱い等を詳細に定める。

**〔短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律〕**

公布年月日：平成19年6月1日

## 第1部 社会保障の動向

施行年月日：平成20年4月1日等

短時間労働者を雇い入れたとき、事業主に労働条件等を文書等で明示する義務を課し、差別的取扱いを禁止するなど、雇用管理の改善等に関する措置を講じる。

### 〔児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年6月1日

施行年月日：平成20年4月1日

児童虐待防止法については、法の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するとともに、国及び地方公共団体の責務、安全確認義務、児童虐待を行った保護者に対する指導等、きめ細かに定める。児童福祉法については、要保護児童対策地域協議会の設置等について定める。

### 〔雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年6月8日

施行年月日：平成19年8月4日

雇用対策法については、法の目的として、国が雇用に関して必要な施策を総合的に講ずるに当たっては、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して行うべき事を明確化する。地方雇用開発促進法については、雇用開発促進地域や自発雇用創造地域の定義づけ等を行う。

### 〔救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法〕

公布年月日：平成19年6月27日

施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が疾病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性に鑑み、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、国民の健康の保持、安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的として定める。

### 〔社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成19年6月27日

施行年月日：平成20年3月1日等

これまでは、社会保障協定を結ぶごとに実施特例法を制定していたが、相手国がどこであっても実施特例法は共通なことから、国を問わない実施特例法を制定する。と同時に、これまでの7本の実施特例法を廃止する。

### 〔日本年金機構法〕

公布年月日：平成19年7月6日

施行年月日：平成22年4月1日までの間で政令で定める日等

政府管掌年金事業（厚生年金保険事業・国民年金事業）に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本等なるべき事項等を定める。

### 〔国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年7月6日

施行年月日：平成20年4月1日等

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講ずる。

### 〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成19年7月6日

施行年月日：平成19年7月6日

厚生年金保険や国民年金の年金記録を訂正したうえで裁定した場合、その裁定による年金については、消滅時効が完成した場合でも特例的に年金を支払う。

### 〔社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月5日



施行年月日：平成20年4月1日等

近年の社会福祉・介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士・介護福祉士の資質の確保及び向上、社会福祉士の活用の場の充実を図るため、業務の定義を明確化するとともに、資格の取得方法、身体障害者福祉士等の任用の資格の見直し等を行う。

〔身体障害者補助犬法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：平成20年4月1日等

事業主は、事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用を拒んではならない等の改正を行う。

〔労働契約法〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：平成20年3月1日

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するため、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則や、労働契約と就業規則との関係等を定める。

〔最低賃金法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとにすべての労働者に適用される最低賃金を決定しなければならないこととするとともに、その考慮要素の見直しを行い、罰則の整備等の措置を講ずる。

〔老人福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月19日

施行年月日：平成19年12月19日

公的医療機関に該当する病院・診療所を設置する農業協同組合連合会が、特別養護老人ホームを設置することができるものとする。

〔厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特

例等に関する法律〕

公布年月日：平成19年12月19日

施行年月日：平成19年12月19日等

厚生年金制度に対する国民の信頼を確保することを目的とし、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除されていたにもかかわらず、事業主が保険料納付も被保険者の資格関係等の届出も行っていたことが明らかでない事案について、年金の保険給付の対象とするための年金記録訂正を行うとともに、事業主は時効消滅後も、納付すべきであった保険料を任意で納付することができることとする。

〔特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法〕

公布年月日：平成20年1月16日

施行年月日：平成20年1月16日

薬害によってC型肝炎に罹患した被害者に甚大な被害が生じ、その拡大を防止し得なかったことについての政府の責任を認め、特定C型肝炎ウイルス感染者及び相続人に対する支給に関し、必要な事項を定める。

〔公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年4月16日

施行年月日：平成20年4月16日

大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成20年度から平成29年度までの間においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する措置を講ずるものとする。

〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年5月2日

施行年月日：公布の日から10日を経過した日

新型インフルエンザ等感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフ

## 第1部 社会保障の動向

ルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザ等感染症にかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を整備する。

### 〔介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年5月28日

施行年月日：平成21年5月1日

介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講ずる。

### 〔介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律〕

公布年月日：平成20年5月28日

施行年月日：平成20年5月28日

高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 〔石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年6月18日

施行年月日：平成20年12月1日

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延

長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等の措置を講ずる。

### 〔原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年6月18日

施行年月日：平成20年12月15日

国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにする措置を講ずる。

### 〔ハンセン病問題の解決の促進に関する法律〕

公布年月日：平成20年6月18日

施行年月日：平成21年4月1日

国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因するハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定める等の措置を講ずる。

### 〔児童福祉法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月3日

施行年月日：平成21年4月1日等

### 〔労働基準法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月12日

施行年月日：平成22年4月1日

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の措置を講ずる。

### 〔障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月26日

施行年月日：平成21年4月1日等

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者

の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等、施策の充実強化を図る措置を講ずる。

#### 〔国民健康保険法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月26日

施行年月日：平成21年4月1日

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、世帯主等が国民健康保険の保険料等の滞納に

より被保険者証を返還した場合であっても、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいるときは、当該世帯主等に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付する措置を講ずる。

資料：「平成19年 簡易生命表」（厚生労働省HP）

「平成19年 人口動態統計（確定数）」（厚生労働省HP）

「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

## 2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことの早い速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成19（2007）年10月1日現在では約2,746.4万人（全人口の21.5%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計の出生・死亡中位推計によれば、平成24（2012）年に3,000万人を突破し、平成67（2055）年の3,646万人（全人口の40.5%）へと急速な増加を続けるものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人たちが積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

#### 〔ゴールドプラン21の策定〕

政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」。平成元年策定）の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの

供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携して保健事業第4次計画が開始されること等から、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」（「ゴールドプラン21」）を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中核に据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

#### 〔介護保険制度の普及と見直し〕

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に第139回臨時国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

## 第1部 社会保障の動向

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村（特別区を含む）
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講じることとしている。
- ③ 被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者  
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者
- ④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。  
当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分することによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成14年1月からは限度額が一本化されている。
- ⑤ 公費負担 給付費の2分の1
- ⑥ 利用者負担 費用の1割（施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額だけだったが、平成17年10月からは居住費・食費部分は保険給付の対象外となり、所得に応じて自己負担することになった。）
- ⑦ 保険料 65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収（天引き）が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者（第2号被保険者）は医療保険者が徴収のうえ

一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

- ⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。

介護保険制度は、3年を1つの事業運営期間としており、各自治体は、3年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計画における介護サービスの見込み量をもとに、保険料の水準が決定される。

平成15年4月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わせ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保することとし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

平成15年5月から、介護保険法附則第2条において、施行後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされていることを受け、平成16年7月には社会保障審議会介護保険部会で「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能、活動、参加といった生活機能の低下を予防して、要介護状態に陥らない、あるいは状態が悪化しないようにすることを重視する「予防重視型システム」へと切り換えていくことが求められる」等の指摘がなされた。第162回通常国会に提出され、平成17年6月に成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成18年4月（②は平成17年10月）から、①総合的な介護予防システムの確立、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立のための措置を講ずることとされた。

この改正で「痴呆」という用語は「認知症」に見直された。

#### 〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険

者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービスを提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者は2割）、老人医療の対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなった。

老人保健事業の一環として行われている生活習慣病予防や健康づくりを通じた介護予防は、平成17年の介護保険法の改正により、平成18年4月から、市町村の特性に応じて介護保険事業と一体的に整備し、有機的に連携させ、高齢者に最適な形で総合的に提供することが求められるようになった。

なお、平成20年4月から、「老人保健法」が改正されて「高齢者の医療の確保に関する法律」となったことに伴い、老人保健事業として実施してきた「基本健康診査」等については、①40歳から74歳までの者は、特定健康診査及び特定保健指導として、医療保険者にその実施を義務づけることとなり、75歳以上の者は、後期高齢者医療広域連合の努力義務である保健事業の一環として実施する方向とされ、老人保健事業として実施してきた「歯周疾患検診」、「骨粗鬆症検診」等については、健康増進法に基づく事業として実施することとされた。また、老人保健事業における基本健康診査

## 第1部 社会保障の動向

の一環として実施されてきた「生活機能評価」は、介護保険法による地域支援事業の介護予防事業として実施することとなった。平成20年4月には、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタートし、医療費適正化計画の策定作業も進められるなど、本格的に施行された。この制度においては、75歳以上の高齢者の心身の特性に応じた、生活を支える医療を提供するとともに、保険料、現役世代からの支援金や公費を財源として、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営することとなった。なお、この長寿医療制度で新たに保険料を負担することとなる者（被用者保険の被扶養者）の保険料負担については、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとしているが、さらに、平成20年4月から9月までの6か月間はこれを凍結し、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、9割軽減の措置をとることとした。

### 〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。平成17年度からは介護休業の取得回数制限が緩和された。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進

のための臨時的・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要であることから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

また、平成15年度からは、高齢者自身の介護予防の取組みを促進するため、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を支援の対象に追加するとともに、歩行継続のための重要な要素である足指・爪のケア（フットケア）についても支援を開始した。この事業も、平成18年度からは市町村の「介護保険事業計画」「老人保健福祉計画」と併せて総合的に提供することが求められている。

現在、要介護者の2人に1人は介護や支援を必要とする認知症高齢者だが、今後の急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれている。そこで、平成17年度からの10年間で「認知症を知り地域をつくる10年間」とし、認知症を理解し、支援する人（認知症サポーター）が地域に数多く存在し、すべての町が認知症になっても安心して暮らせる地域になることを目標としている。

平成17年11月には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成18年4月から施行された。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）  
「平成19年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）  
「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

### 3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成19年には増加に転じた前年から一転し、約109.0万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）で見ると、平成19年は1.34人で前年の1.32を少し上回ったものの、総人口の規模を維持する水準（2.07人）を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

#### 〔子ども・子育て応援プランの策定等〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることになった。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定された。

平成15年3月の少子化対策推進関係閣僚会議

において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めることとされた。

平成15年2月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年9月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、平成16年6月に、少子化社会対策大綱が策定された。この大綱では、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯、の4つを重点課題として、集中的に施策を推進することとしている。

平成16年12月24日の少子化社会対策会議では、平成12年度から平成16年度までの新エンゼルプランに代わるものとして「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」を策定し、平成17年度から実施されることになった。子ども・子育て応援プランでは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示するとともに、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換の進捗状況が分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、

内容や効果を評価しながら、この5年間に重点的に取り組むことが掲げられた。

平成19年2月6日に開催された第6回少子化社会対策会議では、関係大臣及び有識者から構成される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を開催し、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、平成42年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討を進め、平成19年12月18日に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定された。重点戦略では、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消のため、働き方の改革と社会的基盤の構築を速やかに軌道に乗せることが明記されるとともに、「未来への投資」としての財政投入の規模も明示されている。

この重点戦略を受け、社会保障審議会少子化対策特別部会では、平成20年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」をとりまとめた。

また、平成20年2月には、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」をとりまとめ、平成20年度からの3年間を集中重点期間として取り組みを進めることとした。

#### 〔児童福祉法の改正〕

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立



支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、平成9年6月に成立し、公布された。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置（行政処分）から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成13年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るため、児童福祉法の改正が行われた。

平成15年3月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、平成15年7月9日に成立し、平成15年7月に公布された。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法律」から「すべての子どものための法律」に改めることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の

提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に関し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあつせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととした。

平成16年10月、厚生労働省では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じるため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年12月に公布された。この法律は、児童虐待防止対策等の充実・強化については、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図ることとし、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。児童福祉法等の一部を改正する法律（平成16年法律第21号）による児童福祉法の改正で、児童保護費負担金の中で、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われた。

平成19年4月、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、6月1日に公布された。この法律は、①児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得たうえで、解錠等を伴う立ち入りを可能とする立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等について規定している。

## 第1部 社会保障の動向

平成20年3月、第169回通常国会に提出して審議未了廃案となっていた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」は、平成20年11月に再提出され、平成20年12月に公布された。この法律は、地域における次世代育成支援対策の推進として、①新たな子育て支援サービスの創設、②困難な状態にある子どもや家族に対する支援の強化、③地域における子育て支援サービスの基盤整備を、職場における次世代育成支援対策の推進として、仕事と家庭の両立支援の促進を規定している。

### 〔その他の制度・施策の動向〕

平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成12年6月から、総合的な少子化対策の一環として、児童手当の支給対象年齢を3歳未満から義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）までに拡大されたのに続き、平成13年6月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。平成16年4月からは児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）から小学校第3学年修了前までに拡大され、平成18年4月からは、三位一体改革の中で、①支給対象年齢が小学校修了前までに引き上げられ、②所得制限を緩和し、支給率がおおむね90%に引き上げられ、③公費部分の費用負担割合が国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1に変更された。平成19年4月からは、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額は、出生順位にかかわらず一律1万円に引き上げられた。

平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。平成

18年6月の改正により、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられた。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。平成13年11月の改正では、労働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護休暇（努力義務）、等が平成14年4月より施行された。平成16年12月の改正では、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間を、特に必要な場合は1歳→1歳6カ月に延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設（小学校就学の始期までの子が負傷や病気のとき1年度につき5労働日まで休暇取得可）、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大、が平成17年4月1日から施行された。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対

する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に

展開することとされた。

資料：「平成19年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）  
「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

## 4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約366.3万人（在宅者・施設入所者とも：平成18年）、知的障害（児）者約54.7万人（在宅者・施設入所者とも：平成17年）、精神障害者約302.8万人（平成17年）の計約723.8万人と推計され、わが国の総人口の約6%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

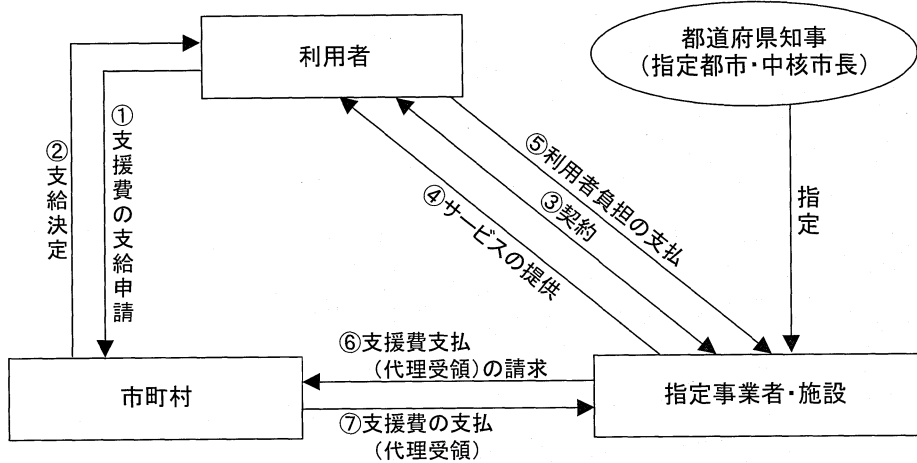
〔障害者福祉サービスの支援費制度への移行〕

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。基本的仕組み：

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。
- (3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。
- (4) サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務

図 支援費制度の基本的仕組み



者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

〔障害者基本計画の策定〕

平成7年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン—ノーマライゼーション7か年戦略—」（平成8～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションのもと、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重

し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間に於いて重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定された。平成19年12月には、障害者基本計画の後期5年間に於ける諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定める「重点施策実施5か年計画」が策定された。

〔社会福祉事業法等の改正〕

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」か

ら契約による「利用制度」へ変更すること（支援費制度）、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

#### 〔障害者自立支援法の策定〕

支援費制度は、障害者の地域における自立・共生を進めるうえで重要な役割を果たしているが、サービス利用状況や提供体制に大きな地域差が生じていたり、対象外とされている精神障害者の扱い等、解決すべき課題も多く存在していた。社会保障審議会障害者部会等で検討を進め、平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」により障害保健福祉施策の抜本的な見直し案が示された。これを踏まえた「障害者自立支援法」は、①障害者福祉サービスの一元化、②障害者がもっと働ける社会に、③地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、④公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、を主な内容とするものであり、第162回通常国会に提出され、平成17年11月に公布され、平成18年度から施行されている。

この法律の附則に「施行後3年の見直し規定」があることから、社会保障審議会障害者部会で審議を重ね、平成20年12月には「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」という報告書を取りまとめた。

#### 〔制度・施策の動向〕

##### ① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障

害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。なお、平成19年12月に改正され、民間事業所に対し、身体障害者補助犬使用の受入義務化や、苦情の申出等について規定された。

##### ② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保する

ことにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立し、平成8年5月に公布された。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

### ③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するための改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を

法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行うとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなった。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

### ④ 発達障害者施策

自閉症や注意欠陥多動性障害などの発達障害について、理解の促進と地域において一貫した生活全般にわたる支援を図るため、平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、健康診査による早期発見、適切な医療・保育などの提供、雇用支援など、保健医療、障害福祉、障害者雇用などの分野横断的な対策が、地域で一貫して推進されるこ

ととなった。

### ⑤ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされていた。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せられていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベ

ルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において成立し、平成9年4月に公布された。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立し、平成14年5月に公布された。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

さらに、障害者の就業ニーズの高まりを受け、第162回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会で成立し、平成17年6月に公布された。①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携等の支援、が主な内容である。

なお、同法には、障害者の雇用義務の軽減措置である除外率制度や除外職員制度は、障害者が一定の職種に全く就き得ないことを想起させ、ノーマライゼーションの理念からみて適切でないため、段階的に廃止に向けて縮小することが盛り込まれており、平成16年4月から各除外率設定業種で10%縮小することとなり、除外職員制度についても、職種を限定するとともに障害者の雇用義務の軽減割合を縮小しつつ、除外率に転換することとなった。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成19年6月には1.55%、平成20年6月には1.59%となった。法定雇用率達成企

業の割合も増加し、44.9%となった。独立行政法人等は、法定2.1%に対し、平成19年6月には1.97%、平成20年6月には2.05%となっている。平成19年にくらべ平成20年度の実雇用率は着実に進展しており、厚生労働省では未達成企業等に法定雇用率達成のための指導基準を変更し、指導強化を行うこととしている。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「平成20年版 障害者白書」（内閣府HP：政策統括官 総合企画調整担当）  
「平成20年6月1日現在の障害者の雇用状況について」（平成20年11月20日 厚生労働省HP）

## 5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成18年度の国民医療費は33兆1,276億円、国民1人当たりの医療費は25万9,300円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成18年度には34.0%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

### 〔最近の医療保険改正の動向〕

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われ

た。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について（第2次報告）」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえで、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えら



れる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し公布され、同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担（月額上限つき）の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと

等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限付きの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止することが盛り込まれていたが、廃案となったため、与党三党の議員立法により、健保法が改正されるまでの間、国が引き続き老人薬剤一部負担を肩代わりすることとなった。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し公布され、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続き経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、8月に公布され、平成14年10月から平成15年4月からの2段階施行となった。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し（15年4月）②健康保険の保険料における総報酬制の導入（15年4月）、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ（15年4月）、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し（14年10月）、⑤国民健康保険の財政基盤の強化（14年10月・15年4月）等である。

#### 〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会（与党協）を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」をとりまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党

## 第1部 社会保障の動向

3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」(厚生省案)をとりまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療(与党協案)」をとりまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとした。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行った。抜本改革の内容は診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度等、広範多岐にわたっているが、12年の抜本改革に向け、①診療報酬体系の見直し、②薬価基準制度の見直し、③高齢者医療制度の見直し、④医療提供体制の見直し、の4つの課題を中心に検討が進められた。

平成13年省庁再編によって、従来の審議会組織が改編された。(後述「審議会の整理統合化」の表参照)社会保障審議会医療保険部会は平成13年9月より医療制度改革について検討を行い、同年11月社会保障審議会医療保険部会意見書(「平成14年度医療制度改革について」)が提出された。そこで議論された厚生労働省の「医療制度改革試案」では、①医療保険制度の給付と負担、②高齢者医療制度、③老人医療費の伸び率管理制度の3点を中心に提案がなされた。医療保険財政の深刻な状況や平成14年度医療制度改革の必要性、保険者の統合・再編の必要性、健康寿命の延伸のための健康づくり・疾病予防の推進、良質かつ効率的な医療を確保するための情報提供の推進を含めた医療供給体制の改革等、概ね共通認識が得られた部分もあるが、個別の項目については、意見の隔たりが大きく、全体的な意見の一致には至らなかった。

平成14年7月に成立した「健康保険法等の一

部を改正する法律」の附則には、少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を確保していくための課題が期限付きで盛り込まれた。特に、①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の体系の見直し、の3点については、14年度中に「基本方針」を策定することとされた。

厚生労働省では、14年3月、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を省内に設置し、①医療保険制度の体系の見直し、②診療報酬体系の見直し、③医療提供体制の改革、④医療保険制度の運営効率化に関する4つの検討チームを作って検討を進め、12月、『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について(厚生労働省試案)を公表した。

15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針)」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改革に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

15年9月には、14年に改正された老人保健法の規定に基づき、都道府県・市町村の老人医療費の伸びの適正化に向けた取り組みを支援することを目的とする「老人医療費の伸びを適正化するための指針(厚生労働大臣告示)」が策定された。

17年10月に厚生労働省は、15年3月閣議決定の「医療制度改革の基本方針」の具体化と17年6月閣議決定の「骨太の方針2005」への対応を目指し、国民的議論を進めるためのたたき台として「医療制度構造改革試案」を公表した。それを

受け、17年12月に政府・与党医療改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。基本的な考え方は、①安心・信頼の医療の確保と予防の充実、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、である。

これを受け、平成18年2月、第164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。この法律の概要は、以下のとおりである。

- 1 医療費適正化の総合的な推進（①医療費適正化計画の策定〈20年4月〜〉、②保険者に対する一定の予防健診等の義務づけ〈20年4月〜〉、③保険給付の内容・範囲の見直し等〈18年10月〜・19年4月〜・20年4月〜〉、④介護療養型医療施設の廃止〈24年4月〜〉）
- 2 新たな高齢者医療制度の創設（①後期高齢者医療制度の創設〈20年4月〜〉、②前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設〈20年4月〜〉）
- 3 保険者の再編・統合（①国保の財政基盤強化〈18年4月〜、18年10月〜〉、②政管健保の公法人化〈20年10月〜〉、③地域型健保組合〈18年10月〜〉）
- 4 その他

#### 〔国民健康保険制度の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国

民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

#### 〔診療報酬・薬価の改定〕

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7%（薬価ベースで9.7%）、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることとされた。

平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる△1.3%、薬価について△1.4%、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目につ

いて合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチームによる診療等を評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的入院の保険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。

平成16年4月の改定では、患者中心の、質が良く安心できる効率的な医療を確立する観点から、①小児医療について、専門的な入院医療や救急医療体制等に対する評価の充実、②精神医療について、医療保護入院等における適切な処遇の確保への対応や精神科在宅医療等に対する評価の充実、③平成15年4月から導入している急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価(DPC)について、導入の影響の検証を引き続き行うとともに、調査協力医療機関についても、DPC方式を試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その評価を検証、等が進められた。

平成18年4月の改定は、診療報酬本体△1.36%、薬価等△1.8%のマイナス改定となり、改定にあたっては、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保に配慮し、急性期医療の実態に即した看護配置を適切に評価したものとする一方、慢性期入院医療等の効率化の余地があると思われる領域は適正化を図ることが前出の「医療制度改革大綱」(17年12月、政府・与党医療改革協議会)で方向づけられている。

平成20年4月の改定は、診療報酬本体0.38%、薬価等△1.2%、合わせて0.82%の引下げが行われた。改定にあたっては、地域医療の現状にがんがみた緊急課題として、産科・小児科医療の更なる評価や、病院勤務医の負担軽減に向けた評価が行われた一方、後発医薬品の使用促進を図るための処方せん様式の変更、軽微な処置について基本診療料に包括する見直しが行われた。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社

会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆ざや防止のための調整幅方式(2%)が導入された。

#### 〔医療提供体制〕

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を、主として急性期の患者を対象とした「一般病床」と、主として慢性期の患者を対象とした「療養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

平成15年8月末までに、病院の開設者がいづれかを選択することとなっていたが、全国では、平成19年10月1日現在の病院病床数で、一般病床が91万3千床(56.4%)、療養病床が34万3千床(21.2%)となった。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

資料：「平成18年 国民医療費」(厚生労働省HP)  
「平成18年度 老人医療事業年報」(厚生労働省保険局)  
「平成20年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)  
「平成19年医療施設(静態・動態)調査・病院報告」(厚生労働省HP)  
「保険と年金の動向 2008年版」(「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会)

## 6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成18年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は6,976万人、受給権者数は2,520万人、被用者年金被保険者数は3,836万人、受給権者数は1,433万人、年金支給総額は約43.8兆円にのぼる。平成19年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が209万4千円（総所得の68.4%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は61.5%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成20年4月時点で、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額66,008円、サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と2人分の老齢基礎年金の合計）は月額232,592円となっている。

### 〔最近の年金改正の動向〕

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の

改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（可処分所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成11年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとならないよう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっていた。それに先立ち年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討した。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の5%適正化、②65歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60歳台後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金

## 第1部 社会保障の動向

保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入等を盛り込んだ年金改正法案を平成11年の国会に提出した。同法案は平成12年3月に成立し、平成12年4月から順次施行された。

### 〔平成16年年金制度改革〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化してきている。この状況を踏まえ、平成16年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成14年1月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められた。平成14年12月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成15年9月には坂口厚労相試案「16年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受けて11月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

平成16年2月、年金改正法案を国会に提出し、平成16年6月に成立し、平成16年10月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職年齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

### 〔公的年金制度長期的安定のための措置等〕

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、

まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①J R共済、J T共済、N T T共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんがみ、特例として物価スライドを行わないこととするための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、(本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが)平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。平成16年度においても、平成15年度と同様、平成15年の消費者物価の下落分(-0.3%)のみスライドさせる特例法が制定された。これらの特例法により、年金額は本来の額より1.7%かさ上げされた水準となった。平成16年の年金改正により、今後物価が上昇したときに

年金額を引き上げないことで、かさ上げ分(物価スライド特例措置)を相殺解消することとされた。

#### 【確定給付企業年金法の制定】

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出てきており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を統一的に定めるとともに、確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱をとりまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

#### 【確定拠出年金法の制定】

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。

従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金資産の移換(ポータビリティ)が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乗せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「保険と年金の動向 2008年版」（「厚生」の指標）臨

時増刊、厚生統計協会）

「平成19年 国民生活基礎調査」（厚生労働省HP）

## 7 労働保険等

### 〔労災保険・労働安全衛生の動向〕

平成18年度における労災保険の適用労働者は5,071万人で、前年度比3.1%の増加となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成18年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数（全国）は、業務災害による者が55万1,118人、通勤災害による者が5万5,527人、全体で60万6,645人となっており、前年度に比べ1,385人（0.2%）の減少となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成18年度には51.3%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

平成18年2月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、一部を除いて3月から施行され、時効によって労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した者に対し「特別遺族給付金」が支給される等の措置が講じられ、石綿を取り扱う作業に従事したために中皮腫や肺

がん等を発症した労働者等やその遺族への、より迅速で適正な保護・救済が行われることとなった。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスケアの具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、啓発周知・指導を行ってきた。また、メンタルヘルス対策として平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定し、平成16年10月には「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を公表し、周知をはかってきた。平成17年12月の「労働安全衛生法」の改正により、平成18年度からは、一定以上の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導の実施が、事業者には義務づけられ、面接指導の際にはメンタルヘルス面のチェックを行うこととされた。これらを踏まえ、平成18年3月に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が改定されるとともに、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が策定された。

### 〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、平成13年度まで過去最高の水準で推移してきた平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は、平成17年度は前年度を



下回り 63 万人、平成 18 年度は 58 万人とさらに減少した。

平成 6 年 6 月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高年齢雇用継続給付（60 歳時点に比べて賃金額が 15% を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者に支給）及び育児休業給付（1 歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成 18 年度実績は、高年齢雇用継続給付が 1,105 億円、育児休業給付が、基本給付金について 759 億円、職場復帰給付金（復帰後 6 か月雇用時点で給付）について 197 億円となっている。

なお、平成 10 年の「雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成 12 年 3 月の第 147 回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議され、平成 13 年 4 月から施行された。

続いて平成 14 年 8 月には、雇用保険率を 1000 分の 2 引き上げる旨の告示も出され、10 月から施行された。

さらに、平成 15 年 1 月の第 156 回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必

要最小限の引上げを行うこと等を内容とする改正が審議され、15 年 5 月から施行された。

平成 19 年 2 月の第 166 回通常国会では、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する課題に対応するため、①高年齢雇用継続給付に係る国庫負担廃止、②失業等給付の弾力料率を拡大し、保険料率を引き下げ、③雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止、④短時間労働被保険者の区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一本化、⑤育児休業給付制度の暫定的拡充、⑥教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し等を内容とする改正が審議され、平成 19 年 4 月から順次施行された。

#### 〔若年失業者・高齢者の雇用の確保等〕

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成 13 年 12 月から実施している。これにより、平成 19 年度に 41,988 人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した 37,605 人の 80.2% にあたる 30,177 人が常用雇用に移行する等の効果があがっている。

また、平成 15 年 6 月には、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目標とした「若者自立・挑戦プラン」が策定され、平成 16 年 12 月には同プランの実効性・効率性を高めるため「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」も策定され、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって若年者の雇用問題の解決に向けての取り組みが進められている。

平成 18 年 3 月の第 164 回通常国会において、①実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）の創設など若者支援の強化、②労働者の自発的な職業能力開発の促進等、③円滑な技能継承の促進等を内容とする「職業能力開発促進法及び中小企

業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律」が審議され、平成18年10月から施行された。実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）は、平成18年度は、標準5か月間の短期訓練を約28,000人が受講し、18年1月末までに修了した受講者の3か月後の就職率は74.8%となった。

また、平成18年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議が「再チャレンジ支援総合プラン」を取りまとめ、2010年までにフリーターをピーク時の8割に減少させることを目標に、①ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施、②若年者トライアル雇用事業の実施、日本版デュアルシステムの推進、ハローワークにおけるフリーター常用就職支援事業の実施、フリーター等若者に対する農業就業の支援の実施等の各種対策を最大限効果的かつ効率的に実施し、平成18年度には、フリーター35万1千人（速報値）の常用雇用化を実現した。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、

家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

平成16年6月の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、③高齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられた。

なお、「平成20年6月1日現在の高齢者の雇用状況」によると、51人以上規模企業の96.2%が高年齢者雇用確保措置を実施しており、前年同期比3.5%増となった。雇用確保措置の内訳は、「定年の定め廃止」が2.1%、「定年の引き上げ」が12.5%、「継続雇用制度の導入」が85.4%となっている。希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は38.6%で、70歳までの雇用確保措置を実施した企業は12.4%となった。今後は、50人以下規模企業への助言・指導を重点化するとともに、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組むことが課題となっている。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「平成20年6月1日現在の高齢者の雇用状況」（厚生労働省HP）

## 8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一

般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成20年度については、据置となり、世帯当たりの生活扶助基準は16万180円（標準

3人世帯、1級地-1の場合)となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度から横ばい傾向となり、平成8年度後半からは増加傾向に転じている。平成19年度の被保護人員は154万3,321人となっている。保護率について見ると、平成19年度は12.1%となっている。

平成15年8月、社会保障審議会福祉部会に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置された。同専門委員会では平成16年度においても引き続き保護基準の在り方について議論をすすめ、平成16年12月には報告書がまとめられた。それを踏まえ、高齢加算(平成16年度から)母子加算(平成17年度から)を3年かけて段階的に廃止するとともに、実施機関が組織的に被保護世帯の自立・就労を応援する制度に転換することを目的として、平成17年度から自立支援プログラムが導入された。平成19年度末現在、834地方公共団体で2,869のプログラムが策定・実施さ

れている。これら就労支援の取り組みは、平成19年2月にまとめられた「成長力底上げ戦略」の就労支援戦略における主な施策の一つとして盛り込まれている。

平成17年4月国と地方による「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」が「三位一体改革」に基づき、生活保護制度等の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進する目的で設置され9回の会合が開かれた。結果として、政府・与党の平成18年度までの国庫補助負担金の改革及び税源移譲の合意において生活保護費負担金はその対象にはならなかった。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)

「平成21年版社会保障便利事典」(法研)

「新たなセイフティネットの提案」(平成18年10月  
新たなセイフティネット研究会・全国知事会・全国市長会)

## 9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

### 【医療提供体制の整備等】

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏(日常生活圏)単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効

率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置

## 第1部 社会保障の動向

を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月、第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において可決成立し、平成9年12月に公布された。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るため、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し公布され、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床）を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像（イメージ）を示すとともに、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像（イメージ）」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療

方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加するようになること、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

平成15年8月、厚生労働省は「医療提供体制の改革のビジョン」をとりまとめ、医療提供体制の分野ごとの将来像のイメージやその実現に向けて当面進めるべき施策を示した。ビジョンでは、今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識を持つとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきであるとし、「患者の視点の尊重」、「質が高く効率的な医療の提供」、「医療の基盤整備」の3つの視点に立って改革を進める必要があるとしている。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、

重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成19年度には57.2%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

#### 【健康づくり対策】

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」、「運動」、「休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」に設定し、平成22年を目途とした到達すべき具体的数値目標を定め、達成す

るための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容としており、平成14年7月に成立し、8月に公布され、平成15年5月から施行された。

さらに、平成17年度から、国民の健康寿命を2年程度伸ばすことを目標に、①生活習慣病対策の推進、②女性のがん緊急対策、③介護予防の推進、に係る施策を進めるとともにそれらを支える科学技術の振興を図るため「健康フロンティア戦略」を10か年戦略として推進している。平成19年4月には、さらに内容を発展させた「新健康フロンティア戦略」が策定された。平成28年度までの10年間に、国民が自ら取り組んでいくべき分野として「子どもの健康」、「女性の健康」、「メタボリックシンドローム克服」、「がん克服」、「こころの健康」、「介護予防」、「歯の健康」、「食の選択」、「運動・スポーツ」の9つの分野を取り上げ、それぞれの分野において対策を進めることとされた。また、これらの対策を支援する「家庭・地域」、「人間活動領域拡張」、「研究開発」の分野についても、対策を進めることとされた。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

### 〔がん対策〕

がんは、昭和56年からずっと死因の第1位であり、平成19年には336,000人亡くなっている。

昭和59年度から開始された「対がん10カ年総合戦略」、平成6年度から開始された「がん克服新10カ年戦略」により、診断や治療技術も一定の進歩を遂げてきた。さらに平成16年度からは、がん罹患率と死亡率の激減を目指して、「がん研究の推進」に加え、「がん予防の推進」や「がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備」を柱とする「第3次対がん10カ年総合戦略」に基づいて、がん対策に取り組んでいる。

また、厚生労働省では、平成17年5月にがん対策推進本部を設置し、8月には「がん対策推進アクションプラン2005」を策定し、第3次対がん10カ年総合戦略のさらなる推進を図っている。

平成18年6月の第164回通常国会では、がんが依然として国民の生命及び健康にとって重要な課題となっている現状にかんがみ、議員立法として「がん対策基本法案」が審議され成立し、平成19年4月1日から施行された。これに基づき、平成19年6月に「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、がん対策に総合的・計画的に取り組んでいる。この計画では、「放射線療法及び化学療法の推進」や「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」等が重点課題の一つとしてとりあげられた。

### 〔感染症対策〕

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対す

る医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月、第143回臨時国会において可決成立し公布され、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

平成18年12月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、適正な感染症対策の総合的推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、結核対策の法的位置づけの見直し等、所要の措置を講ずることとされた。

平成20年5月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が公布され、新型インフルエンザが発生した場合の被害を最小限に食い止め、発生前後に必要な対策を迅速かつ確実に実施することとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、平成11年10月に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成19年度で83億円にのぼっている。

### 〔環境衛生対策等その他の施策〕

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的と

した「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「パーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制

の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症（BSE）の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価（リスク評価）を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、平成15年5月に可決・成立し公布され、7月から施行された。また、この法律や農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法や健康増進法も改正された。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「保険と年金の動向 2008年版」（「厚生」の指標）臨時増刊、厚生統計協会）  
「処方せん受取状況の推計（平成19年度集計）」（日本薬剤師会HP）  
「平成20年 人口動態統計の年間推計」（厚生労働省HP）

## 10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員（ホームヘルパー）225百万時間（35万人）、訪問看護ステーション44百万時間（9,900か所）、

短期入所生活介護（ショートステイ）4,785千週（9.6万人分）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）36万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員（ホームヘルパー）については、平成14年12月の「新障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として6万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉

## 第1部 社会保障の動向

人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員（ホームヘルパー）等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」（いわゆる「人材確保法」）が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養给力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平成17年末の看護職員就業者数は130.8万人だが、平成17年12月に策定された「第六次看護職員需給見通し」においては、平成22年の需要見通し1,406,400人に対し、供給見通しは1,390,500人で供給率98.9%を見込んでいます。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、

全国社会福祉協議会の調査（ボランティアセンター事業年報2005）によれば、ボランティア活動者の数は、平成17年4月現在で約739万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるためには、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成16年4月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の処遇を確保し、②幅広い基本的な診療能力が身につけられるよう、基本となる診療分野（内科、外科、救急部門（麻酔科を含む）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療）の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導体制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

薬剤師についても、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の適正使用という社会的要請に応えるため、医療の担い手としての質の高さが求められてきたことから、平成18年4月から大学での薬学教育が4年から6年に延長され、薬剤師国家試験の受験資格も6年の課程を修了した者に与えられることとなった。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

「ボランティアセンター事業年報2005」（全国社会福祉協議会）



## 11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応すべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社

会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

資料：「平成20年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「国民の福祉の動向 2008年版」（「厚生」の指標）臨時増刊、厚生統計協会

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の概要

## I 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

## II 施策の内容・目標

### 1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

#### (1) 若者の就労支援の充実

○若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

具体的施策	平成18年度までの達成目標
初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進	
キャリア探索プログラムの推進	
インターンシップ（就業体験）の推進	
若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）における支援の推進	
若年者試行雇用の活用	常用雇用移行率 80%
日本版デュアルシステムの推進	
キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 約2万人（15年度）	約5万人
職場定着の促進	新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を 毎年度対前年度比で減少

目指すべき社会の姿

◇若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる（早期に若年失業者等の増加傾向を転換（フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す））

(2) 奨学金事業の充実

○若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
日本学生支援機構奨学金事業の充実	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

目指すべき社会の姿

◇教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

(3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

○子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進	
地域ボランティア活動の推進	
学校における体験活動の充実	全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること
青少年の自立を支援する体験活動の充実	全国に普及 (平成19年度までに達成)
こどもエコクラブ事業の推進 ・小中学生のこどもエコクラブ登録者数 82,299人(15年度)	11万人(平成18年度までの目標)
子どもパークレンジャー事業の推進	
農林漁業体験活動等の推進	
都市公園の整備	
河川空間を活用した体験活動の推進	
自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり	

目指すべき社会の姿

◇ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

(4) 子どもの学びの支援

○子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を推進するため、魅力ある公立学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援する。

具体的施策
義務教育改革の推進
「生きる力」の育成
地域に開かれ信頼される学校づくり
特色ある高等学校づくり

目指すべき社会の姿

◇子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

○職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする。

① 企業等におけるもう一段の取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
一般事業主行動計画の策定・実施の支援	行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 大企業 100% 中小企業 25% 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数 計画策定企業の20%以上
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 ・表彰企業数 227 企業 (16 年度までの累計)	700 企業 (21 年度までの累計)

## ② 育児休業制度等についての取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
育児休業制度の定着 ・育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 61.4% (14年)	100%
育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進	
時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着	

## ③ 男性の子育て参加の促進

具体的施策	今後5年間の目標
男性の子育て参加促進に向けた取組の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合 計画策定企業の20%以上

## ④ 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

具体的施策	今後5年間の目標
個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進	
仕事と生活の調和キャンペーンの推進（「短時間集中」型の働き方等の普及）	官公庁と大企業のすべてが取組
長時間にわたる時間外労働の是正 〔週労働時間60時間以上の雇用者の割合12.2%（15年）〕	長時間にわたる時間外労働を行っている者 1割以上減少
年次有給休暇の取得促進 ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率 47.4%（15年度）	少なくとも55%以上
パートタイム労働者の均衡処遇の推進	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する
柔軟な転換制度の導入の推進	
多様就業型ワークシェアリングの普及促進	
テレワークの普及促進 ・就業人口に占めるテレワーカー（※）の比率 6.1%（14年）	20%（平成22年までの目標）
公務員の勤務形態の弾力化・多様化	

（※）情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。

第1部 社会保障の動向

⑤ 安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備

具体的施策	今後5年間の目標
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正	
母性健康管理対策の推進	
企業におけるポジティブ・アクションの普及促進 ・取組企業の割合 29.5% (15年度)	40%

⑥ 再就職等の促進

具体的施策	今後5年間の目標
再就職準備支援の推進	
育児時間に配慮した職業訓練等の推進	
両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進	
求人年齢の上限の緩和促進 ・公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人 の割合 15.2% (15年度)	30% (平成17年度)
求職者の保育所利用の促進	

目指すべき社会の姿

- ◇希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる（育児休業取得率 男性10%、女性80%/小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25%）
- ◇男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに）
- ◇働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、労働生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される
- ◇働き方の多様な選択肢が用意される
- ◇育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことができるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
乳幼児とふれあう機会の拡大	すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進
生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実	
安心して子どもを生育できることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	全市町村で実施

目指すべき社会の姿
-----------

- ◇様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- ◇多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持つようになる（子育てに肯定的なイメージを持つ割合が増える）
- ◇全国の市町村において地域住民や関係者を交えた子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

## 4. 子育ての新たな支え合いと連帯

## (1) きめ細かい地域子育て支援の展開

- 働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

## ① 気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度
地域における子育て支援の拠点の整備 (※)	2,954 か所	6,000 か所 (全国の中学校区の約6割で実施)
・つどいの広場事業の推進 (※)	171 か所	1,600 か所
・地域子育て支援センター事業の推進 (※)	2,783 か所	4,400 か所
一時・特定保育の推進 (※)	5,935 か所	9,500 か所 (全国の中学校区の約9割で実施)
商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進		
子育て短期支援事業の推進		
・ショートステイ事業の推進 (※)	569 か所	870 か所 (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)
・トワイライトステイ事業の推進 (※)	310 か所	560 か所 (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)

第1部 社会保障の動向

② 就学前の教育・保育の充実

具体的施策
幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実
幼稚園就園奨励事業の推進
幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携
総合施設の制度化
幼稚園及び保育所における自己評価や第三者評価の推進

③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進

具体的施策	平成16年度	平成21年度
ファミリー・サポート・センターの推進 (※)	368 か所	710 か所 (全国の市区町村の約 4分の1で実施)
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進		
地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進		
子育てNPOや子育てサークルの育成		
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		全市町村で実施 (今後5年間の目標)

目指すべき社会の姿

◇すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる(子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある)

◇孤独な子育てをなくす(誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る)

(2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

○「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す(平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定)。

① 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

具体的施策	平成16年度	平成21年度
保育所の受入れ児童数の拡大(※)	203 万人	215 万人



## ② 放課後児童対策の充実

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度
放課後児童クラブの推進 (※)	15, 133 か所	17, 500 か所 (全国の小学校区の約 4 分の 3 で実施)

## ③ 多様な保育ニーズへの対応

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度
延長保育の推進 (※)	12, 783 か所	16, 200 か所 (全国の保育所の約 7 割で実施)
休日保育の推進 (※)	666 か所	2, 200 か所 (全国の保育所の約 1 割で実施)
夜間保育の推進 (※)	66 か所	140 か所 (人口 30 万人以上の市の約 5 割で実施)
乳幼児健康支援一時預かり (病後児保育) の推進 (※)	507 か所	1, 500 か所 (全国の市町村の約 4 割で実施)

## 目指すべき社会の姿

- ◇全国どこでも保育サービスが利用できるようになる (保育所待機児童が 50 人以上いる市町村をなくす)
- ◇就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる (保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える)

## (3) 家庭教育支援の充実

- 基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

具体的施策	今後 5 年間の目標
家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進	全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること
I T を活用した家庭教育支援手法の普及	全国に普及

## 目指すべき社会の姿

- ◇家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される (しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る)

## (4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

- 児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべ

第1部 社会保障の動向

ての子どもと子育てを大切にしていく。

① 児童虐待防止対策の推進

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
虐待防止ネットワークの設置	1,243市町村	全市町村
乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握		全市町村で実施
育児支援家庭訪問事業の推進		
児童相談所の夜間対応等の体制整備		全都道府県・指定都市で実施
虐待対応のための協力医療機関の充実		全都道府県・指定都市で実施
個別対応できる一時保護所の環境改善		全都道府県・指定都市で実施
児童家庭支援センターの整備	51か所	100か所 (都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)
情緒障害児短期治療施設の整備		
施設の小規模化の推進	299か所	845か所（児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施）
里親の拡充 ・児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 8.1%（15年度） ・専門里親登録者総数 146人（15年度）		15% 500人
自立援助ホームの整備	26か所	60か所 (都道府県・指定都市に1か所程度で実施)
虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究		
学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究		

② 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	今後5年間の目標
総合的な自立に向けた支援の推進	
・子育て・生活支援策の推進	
・就業支援策の推進 資格取得者総数 118人（15年）	母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置 自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施 高等技能訓練促進費事業による資格取得者全員の就業を目指す 1,300人

## ③ 障害児等への支援の推進

具体的施策	平成19年度までに達成する目標(※)
地域における障害のある児童とその家族への支援	
・訪問介護(ホームヘルプサービス)事業の推進	ホームヘルパーを約6万人確保(障害者・難病分を含む)
・障害児通園(児童デイサービス)事業の推進	約11,000人分整備
・重症心身障害児(者)通園事業の推進	約280か所整備
・障害児(者)短期入所(ショートステイ)事業の推進	約5,600人分整備(障害者・難病分を含む)
障害児の活動する場の確保等の推進	
発達障害に対する一貫した支援	
・自閉症・発達障害支援センターの整備 21都道府県・指定都市(平成16年度)	60都道府県・指定都市(平成19年度までに達成)
小児慢性特定疾患対策の推進	

※本目標は、重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)に基づくもの

## 目指すべき社会の姿

- ◇児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる(児童虐待死の撲滅を目指す)
- ◇全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- ◇虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる
- ◇母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる
- ◇障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される

(5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備

- どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。

## 第1部 社会保障の動向

### ① 子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
小児救急医療体制の推進	221地区	404地区
小児科医師等の確保・育成 ・かかりつけ医を持っている子どもの割合 81.7%（12年）		小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加 100%
小児医療の診療報酬上の適切な評価		

### ② 子どもの健やかな成長の促進

具体的施策	今後5年間の目標
予防接種の推進	予防接種の接種率向上
「食育」の推進	取組を推進している市町村・保育所の割合 100%
子どもの生活習慣の改善	肥満児の割合を減少傾向に 〔14年度 10.6%〕
喫煙防止対策の推進	妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下 〔13年度 父親 35.9% 母親 12.2%〕
母乳育児の推進	母乳育児の割合を増加傾向に 〔12年度 44.8%〕
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	対策に取り組んでいる市町村の割合 100%

### ③ 子どもの心と身体の問題への対応

具体的施策	今後5年間の目標
子どものこころの健康支援の推進	子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合 100%
学校における心身の健康相談等の充実	
思春期保健対策等の推進	思春期保健対策に取り組んでいる地方自治体の割合 100% 10代の人工妊娠中絶率の低下 〔12年度 12.1（人口千対）〕 10代の性感染症罹患率の低下 〔12年度 性器クラミジア感染症 男子196.0、女子968.0（人口10万対）〕

④ 妊娠・出産の安全・安心の確保

具体的施策	今後5年間の目標
「いいお産」の普及 ・妊娠・出産について満足して いる者の割合 84.4% (12年度)	100%
周産期医療ネットワークの整備 28都道府県 (平成16年度)	全都道府県 (平成19年度までに達成)
周産期医療の診療報酬上の適切 な評価	

⑤ 不妊に悩む者への支援

具体的施策	平成16年度	平成21年度 (今後5年間)
不妊専門相談センターの整備	51都道府県市	95都道府県市 (全都道府県・指定 都市・中核市で設置)
特定不妊治療費助成事業の推 進	87都道府県市	95都道府県市 (全都道府県・指定 都市・中核市で実施)

⑥ 成育医療の推進

具体的施策
成育医療に関する全国的なネットワークの構築

目指すべき社会の姿

◇周産期、乳幼児期の安全が確保される (周産期、新生児、乳児・幼児死亡率の世界最高水準を維持・向上する)

◇全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる (すべての小児救急医療圏で小児救急医療体制が整備されるなど、小児医療体制が充実している)

(6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

○妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して住み、街に出ることができるようする。

① 子育てに適した住宅の確保等の支援

具体的施策
子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援
シックハウス対策の推進

② 子育てバリアフリーなどの推進

具体的施策	今後5年間の目標
建築物のバリアフリー化の促進 ・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 約3割（15年度）	約4割（平成19年度までに達成）
公共交通機関のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設（鉄道駅・航空旅客ターミナル等）のバリアフリー化（段差の解消）の割合 44.1%（15年度） ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合 鉄道車両・軌道車両 23.7%（15年度） ノンステップバス 9.3%（15年度） 船舶 4.4%（15年度） 航空機 32.1%（15年度）	原則100%（平成22年までに達成） 約30%（平成22年までに達成） 20～25%（平成22年までに達成） 約50%（平成22年までに達成） 約40%（平成22年までに達成）
・歩行空間のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合 道路 25%（15年度） 信号機 約4割（14年度）	約5割（平成19年度までに達成） 約8割（平成19年度までに達成）
あんしん歩行エリアの整備 ・エリア内の死傷事故の抑止割合	約2割 （歩行者・自転車事故については約3割） （平成19年度までに達成）
安全・快適な道路交通環境の整備	
都市公園のバリアフリー化等の推進	
河川空間のバリアフリー化の推進	
海岸保全施設のバリアフリー化の推進	
歩車分離式信号の運用の推進	
建築物における事故防止対策の推進	
劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進	
子育てバリアフリーの意識啓発等の推進	子育てバリアフリーマップの取組を全市町村で浸透

輸送分野における子育て支援活動の推進	
育児にかかる製品の安全性の確保	

## ③ 子どもの安全の確保

具体的施策
子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進
「安全・安心まちづくり」の推進

## 目指すべき社会の姿

◇妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる（妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できると感じる割合が増える）

## (7) 経済的負担の軽減

具体的施策
税制の在り方について検討

## Ⅲ 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間で重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

## 少子化対策プラスワン(要点)

## 基本的考え方

- 「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

## 主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

## 1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

## 2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率(男性10%、女性80%)、子どもの看護休暇制度の普及率(25%)、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率(25%)として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

## 3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」(※)の創設  
※週2～3日、午前又は午後のみ利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

## 1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小学校区単位での設置

## 2 子育てを支援する生活環境の整備(子育てバリアフリー)

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布



### 3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討）

### 4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

#### 次世代を育む親となるために

##### 1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとのおふれあいの場の拡充

##### 2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

##### 3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

##### 4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）
- 安全で快適な「いいお産」の普及

##### 5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

#### 今後の推進方策

- (※)「多様就業型ワークシェアリング」も視野に入れる。

#### 少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

##### (1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

##### (2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

##### (3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)のポイント

参考

I 重点戦略策定の視点

- 今後の労働力人口の急速な減少と、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大
- 人口減少下で、持続的な経済発展の基盤として必要なこと
  - ・ 「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」
  - ・ 「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の2点の同時達成

その鍵は「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解決に

「二者択一構造」解消のための「車の両輪」→速やかに軌道に乗せる必要

働き方の改革による  
仕事と生活の調和の実現

「親の就労と子どもの育成の両立」  
「家庭における子育て」を包括的に  
支援する枠組み（社会的基盤）の構築

II 仕事と生活の調和の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（国民的な取組の大きな方向性の提示）  
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の  
策定 施策の方針）

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、  
家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多  
様な生き方が選択・実現できる社会

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

(代表例) ○ 就業率(②、③にも関連) <女性(25~44才)> 64.9% → 69~72% <高齢者(60~64才)> 52.6% → 60~61% ○ フリーターの数 187万人 → 144.7万人以下 (いずれも 現状 → 10年後)	○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10.8% → 半減 ○ 年次有給休暇取得率 46.6% → 完全取得	○ 第1子出産前後の女性の継続就業率 38.0% → 55% ○ 育児休業取得率 (女性) 72.3% → 80% (男性) 0.50% → 10% ○ 男性の育児・家事関連時間 (6歳未満児のいる家庭) 60分/日 → 2.5時間/日
--	---	---

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

<b>企業と働く者</b> 協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む	<b>国・地方公共団体</b> 国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開
---	--

### Ⅲ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

#### ①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

#### ②すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

#### ③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

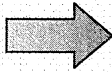
- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

（社会的コストの試算）

#### 効果的な財政投入の必要性

児童・家族関連社会支出額  
（19年度推計）約4兆3,300億円  
（対GDP比0.83% 欧州諸国では2～3%）

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約8割、企業・個人の保険料等が約2割



推計追加所要額 1.5～2.4兆円

〔希望者すべてが就業した場合や就業率等がスウェーデン並みとなった場合等を仮定した試算〕

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

#### 《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

#### 《先行して取り組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

### Ⅳ 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

### Ⅴ おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性と有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

資料：第3回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議参考資料

## 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

### 趣 旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現
  - 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築
- の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して  
保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

### 目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、  
待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。



#### <10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20%→38% (※)  
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19%→60% (※)  
【登録児童数145万人増】

⇒この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

〔 税制改革の動向を踏まえつつ、  
「新たな次世代育成支援の枠組み」  
の構築について速やかに検討。 〕

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

### 集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕  
保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- 小学校就学後まで施策対象を拡大  
小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕  
女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

## 障害者基本計画（概要）

## 1 計画期間

平成15年度から24年度

## 2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

## 3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(4つの視点)

- 社会のバリアフリー化
  - ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
  - ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進
- 利用者本位の支援
  - ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
  - ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
  - ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進
- 障害の特性を踏まえた施策の展開
  - ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
  - ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
  - ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方を検討
- 総合的かつ効果的な施策の推進
  - ・ 広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

## 4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化

(4つの重点課題)

- 活動し、参加する力の向上
  - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
  - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
  - ・ IT革命への対応
- 活動し、参加する基盤の整備
  - ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
  - ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

## 第1部 社会保障の動向

- 精神障害者施策の総合的な取組  
入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

## 5 新規・重点施策

- 啓発・広報
  - ・ 共生社会の理念の普及
  - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
  - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
  - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
  - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
  - ・ 各種障害への対応  
高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等
  - ・ 施設サービスの再構築  
入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
  - ・ サービスの質の向上  
第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
  - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
  - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
  - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
  - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
  - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
  - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
  - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
  - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
  - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
  - ・ 雇用率制度について、  
精神障害者を対象とすることを検討  
除外率制度の段階的縮小・廃止
  - ・ 特例子会社制度の積極活用
  - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

- ・ ITを活用した雇用の促進
- ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
- ・ 障害者の創業・起業を支援
- ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
- ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
- ・ 雇用の場における人権の擁護

○ 保健・医療

- ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
- ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
- ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
- ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
- ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
- ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進

○ 情報・コミュニケーション

- ・ 情報バリアフリー化の推進  
情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
- ・ 電子投票の導入
- ・ IT活用による就業の推進

○ 国際協力

「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

重点施策実施5か年計画(抜粋)

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組～

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 啓発・広報

○基本方針

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進する。

①啓発・広報活動の推進

- 共生社会の理念の普及等
- 精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進
- 障害者権利条約及び障害者関連法令の周知
- 障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実
- 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- 関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進
- 「心のバリアフリー」の推進

②福祉教育等の推進

- 相互理解の促進
- 障害者を理解するための教育の推進

③公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

- 行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進

④ボランティア活動の推進

- ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の理解促進

2 生活支援

○基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

- 利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化



- 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実
- 乳幼児期における障害児への支援
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護
- 矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進
- ②地域移行の推進
  - 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備
  - 精神障害者の退院促進と地域移行の推進
  - 障害者に対する住宅セーフティネットの構築
  - 障害児の居場所の確保
  - 身体障害者補助犬法への理解の促進
  - 発達障害者施策の推進
- ③スポーツ、文化芸術活動の振興
  - スポーツ、文化芸術活動の振興
- ④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援
  - 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援
- ⑤専門職種の養成・確保
  - 福祉人材の養成確保

### 3 生活環境

#### ○基本方針

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、防災、防犯対策を推進する。

- ①住宅、建築物のバリアフリー化の推進
  - 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進
  - 障害者等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進
  - 建築物のバリアフリー化の推進
  - 官庁施設のバリアフリー化の推進
  - 地方公共団体による公共施設等のバリアフリー化の推進
- ②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
  - 旅客施設のバリアフリー化の推進
  - 車両等のバリアフリー化の推進
  - 都市公園のバリアフリー化の推進
  - 路外駐車場のバリアフリー化の推進
  - 歩行空間のバリアフリー化の推進

## 第1部 社会保障の動向

- 高速道路等のサービスエリア等のバリアフリー化の推進
- 河川利用の拠点施設のバリアフリー化の推進
- 港湾緑地のバリアフリー化の推進
- 国立公園のバリアフリー化の推進
- 森林総合利用施設のバリアフリー化の推進
- ソフト施策の推進
- ③安全な交通の確保
  - バリアフリー対応型信号機等の整備の促進
- ④運転免許取得希望者等に対する利便の向上
  - 持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等の実施
  - 聴覚障害者に配慮した免許制度の推進
- ⑤防災、防犯対策の推進
  - 防災対策の推進
  - 災害時の支援体制等の整備
  - 障害者の消費トラブル等の防止
  - 防犯・安全ネットワークの充実
  - 交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進
  - 防犯性能の高い建物部品の普及促進

## 4 教育・育成

### ○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。

- ①一貫した相談支援体制の整備
  - 個別の支援計画の策定・活用の推進
  - 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備
- ②専門機関の機能の充実と多様化
  - 特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進
- ③指導力の向上と研究の推進
  - 特別支援学校教諭免許保有率の向上
  - 特別支援教育に関する教員研修の促進
  - 障害に関する外部専門家の学校における活用
  - 国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供

## ④社会的及び職業的自立の促進

- 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓
- 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進
- 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施
- 障害学生の支援の充実
- 放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作

## ⑤施設のバリアフリー化の促進

- 特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知

## 5 雇用・就業

## ○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

## ①障害者の雇用の場の拡大

- 障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進
  - 各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等
  - 公的機関における障害者雇用の一層の促進
  - 精神障害者、発達障害者等の雇用促進
- [障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]
- 障害者の在宅就業の促進
  - 短時間労働による障害者雇用の促進
  - 農業法人等への障害者雇用の推進

## ②総合的支援施策の推進

[雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化]

- ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等
- 障害者職業センターにおける専門的支援の推進
- 障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進
- 中途障害者等の雇用継続のための支援

○関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

[一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化]

- トライアル雇用の推進
- 福祉施設から一般就労への移行の促進
- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

## 第1部 社会保障の動向

- 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進
- 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進
- 高等学校・大学における就労支援の推進
- 障害者の就労に対する理解啓発の促進

[障害者の職業能力開発の推進]

- 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

## 6 保健・医療

### ○基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のQOL（生活の質）を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の予防・早期発見・早期治療に努める。

また、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進する。

- ①障害の原因となる疾病等の予防・治療
  - 生活習慣の改善による循環器病等の減少
  - 糖尿病の予防・治療の継続
  - 難治性疾患に関する病因・病態の解明
- ②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
  - 高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等
  - 障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上
  - 認知症疾患に対する専門医療の提供等
- ③精神保健・医療施策の推進
  - 一般医のうつ病診断技術の向上
  - 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及
  - 精神科救急医療体制の確保
  - 医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備
- ④研究開発の推進
  - 再生医療の手法を取り入れた研究の推進
  - うつ病等の精神疾患に関する研究
- ⑤専門職種の養成・確保
  - 精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成

## 7 情報・コミュニケーション

## ○基本方針

I T（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

## ①情報バリアフリー化の推進

- 障害者 I T 総合推進事業の実施の促進
- 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援
- 障害者の利用する I T 機器に関する J I S 規格の適切な見直し
- ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進
- 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進
- 関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

## ②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

- 電子投票の実施の促進
- 日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進
- テレワークの普及・啓発の推進
- ユビキタスネット技術の研究開発の推進
- 障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

## ③情報提供の充実

- 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進
- 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作の促進
- 映画の字幕付与の促進
- 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業等の利用の促進
- 視覚障害者を対象とした広報の充実
- 障害者の自立した食生活の実現に資する情報提供の推進
- 障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方の検討

## ④コミュニケーション支援体制の充実

- 手話通訳者等の養成、派遣の促進

## 8 国際協力

## ○基本方針

「びわこプラスファイブ」の採択等を踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。また、障害者権利条約の締結に向け必要な国内法令の整備を図る。

## ①国際協力の推進

- 政府開発援助を通じた国際協力の推進

## 第1部 社会保障の動向

### ②障害者問題に関する国際的な取組への参加

○国連における取組への参加

### ③情報の提供・収集

○国立特別支援教育総合研究所における国内外への教育情報の提供

## II 計画の推進方策

- ・ 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進ちょく状況を毎年度、中央障害者施策推進協議会に報告する。
- ・ 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・ 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、都道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を行う。

## 第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

### I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中を含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体等が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは<http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/index.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含

## 第1部 社会保障の動向

まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。
4. 平成18年度における障害者自立支援法の施行を契機に、関係する費用とその機能別分類等についての精査を過去に遡って行い、必要な改訂を行った。

## II 平成18年度社会保障給付費の概要

1. 平成18年度の社会保障給付費の総額は89兆1,098億円である。
  - (1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆1,027億円(31.5%)、「年金」が47兆3,253億円(53.1%)、「福祉その他」が13兆6,818億円(15.4%)である。
  - (2) 平成18年度社会保障給付費の対前年度伸び率は1.5%であり、対国民所得比は23.87%である。
  - (3) 国民1人当たり社会保障給付費は69万7,400円であり、1世帯当たりでは185万800円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成17年度	平成18年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	877,827 (100.0)	891,098 (100.0)	13,270	1.5
医療	281,094 (32.0)	281,027 (31.5)	△66	△0.0
年金	462,930 (52.7)	473,253 (53.1)	10,322	2.2
福祉その他	133,803 (15.2)	136,818 (15.4)	3,015	2.3
介護対策(再掲)	58,795 (6.7)	60,601 (6.8)	1,806	3.1

(注) ( )内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成17年度	平成18年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.94	23.87	△0.07
医療	7.67	7.53	△0.14
年金	12.63	12.68	0.05
福祉その他	3.65	3.67	0.02
介護対策(再掲)	1.60	1.62	0.02

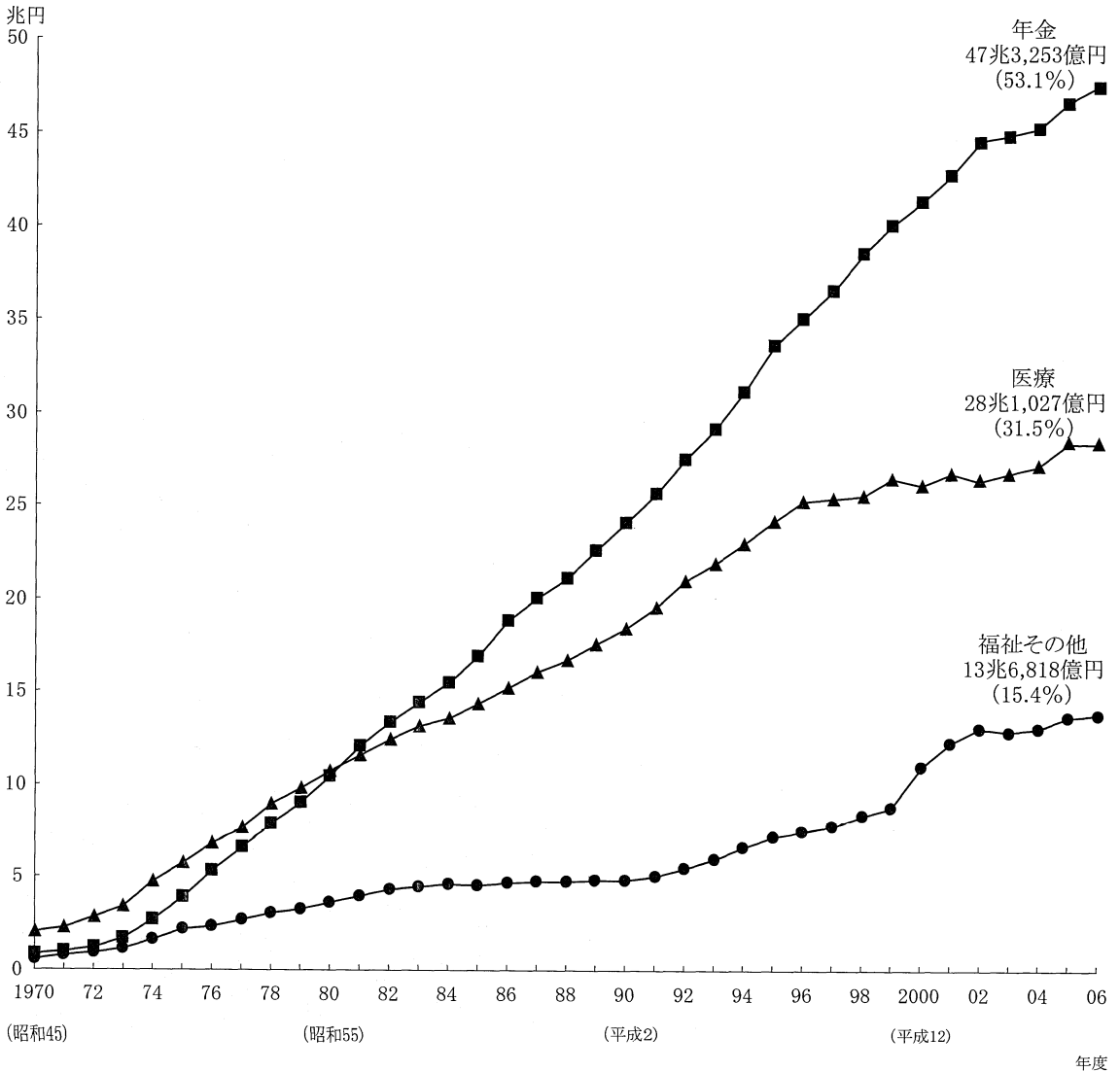


表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成17年度	平成18年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 687.0	千円 697.4	千円 10.4	% 1.5
1世帯当たり	1,841.9	1,850.8	8.9	0.5

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数 / 世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



第1部 社会保障の動向

2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が30.8%であり、この二つの機能で80.9%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.2%)、「家族」(3.4%)、「障害」(2.9%)、「生活保護その他」(2.6%)、「失業」(1.4%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成17年度	平成18年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 877,827 (100.0)	億円 891,098 (100.0)	億円 13,270	% 1.5
高齢	436,042 (49.7)	446,618 (50.1)	10,576	2.4
遺族	63,684 (7.3)	64,479 (7.2)	795	1.2
障害	22,227 (2.5)	25,618 (2.9)	3,392	15.3
労働災害	9,704 (1.1)	9,829 (1.1)	124	1.3
保健医療	275,067 (31.3)	274,696 (30.8)	△ 371	△ 0.1
家族	31,306 (3.6)	30,705 (3.4)	△ 601	△ 1.9
失業	13,444 (1.5)	12,396 (1.4)	△ 1,048	△ 7.8
住宅	3,305 (0.4)	3,416 (0.4)	112	3.4
生活保護その他	23,048 (2.6)	23,341 (2.6)	293	1.3

(注)

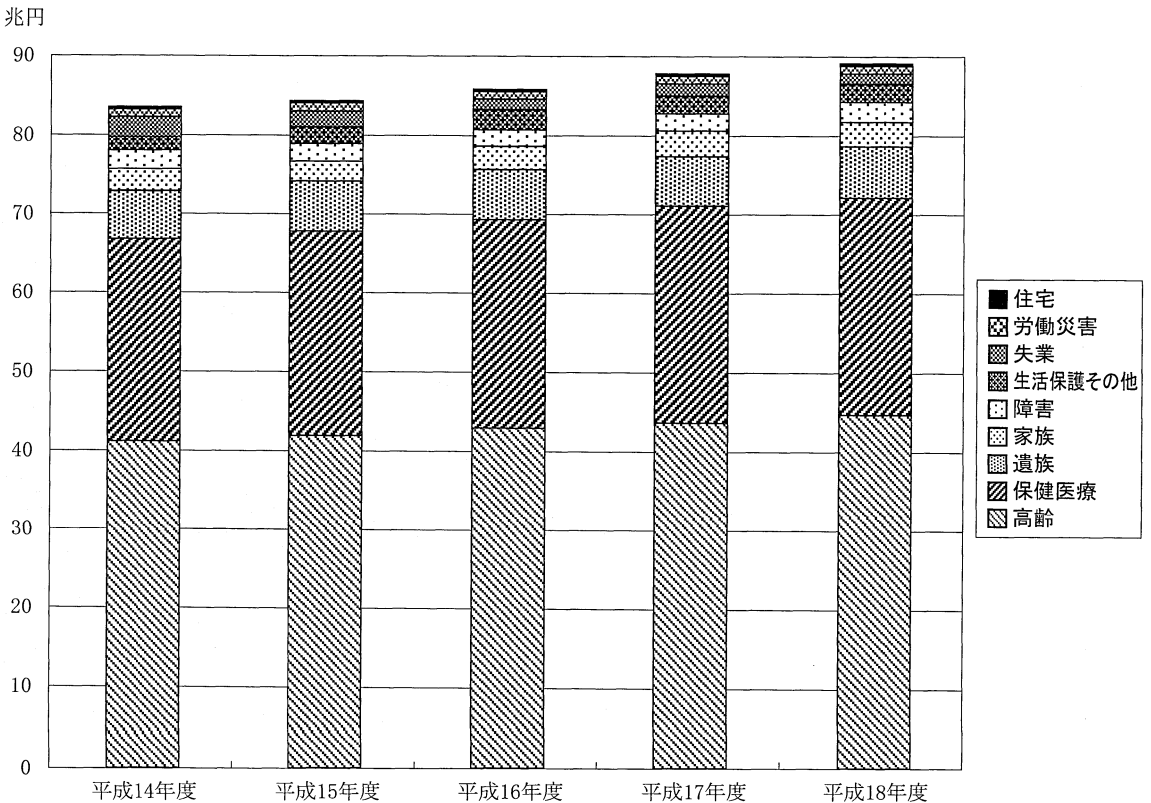
1. ( )内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、参考：機能別社会保障給付費の項目説明を参照。
3. 平成18年度については、障害者自立支援法の施行に伴い、「家族」や「保健医療」から「障害」に移行した費用があることや、障害者自立支援対策臨時特例交付金の支出があること等に留意する必要があり、平成17年度以前と単純に比較することはできない。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成17年度	平成18年度	対前年度増加分
計	% 23.94	% 23.87	%ポイント △ 0.07
高齢	11.89	11.97	0.07
遺族	1.74	1.73	△ 0.01
障害	0.61	0.69	0.08
労働災害	0.26	0.26	△ 0.00
保健医療	7.50	7.36	△ 0.14
家族	0.85	0.82	△ 0.03
失業	0.37	0.33	△ 0.03
住宅	0.09	0.09	0.00
生活保護その他	0.63	0.63	△ 0.00

(注) 平成18年度については、障害者自立支援法の施行に伴い、「家族」や「保健医療」から「障害」に移行した費用があることや、障害者自立支援対策臨時特例交付金の支出があること等に留意する必要があり、平成17年度以前と単純に比較することはできない。

図2 機能別社会保障給付費の推移



第1部 社会保障の動向

3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成18年度には62兆2,297億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.8%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成17年度	平成18年度	対前年度伸び率
社会保険給付費	877,827 (100.0)	891,098 (100.0)	1.5
年金保険給付費	446,690	457,716	2.5
老人保健（医療分）給付費	106,669	102,874	△ 3.6
老人福祉サービス給付費	58,910	60,602	2.9
高年齢雇用継続給付費	1,256	1,105	△ 12.0
計	613,524 (69.9)	622,297 (69.8)	1.4
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,434	3,475	1.2
65歳以上人口	2,576	2,660	3.3
70歳以上人口	1,830	1,898	3.7
75歳以上人口	1,164	1,217	4.6

(注)

1. ( )内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。
3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、平成18年10月には75歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健（医療分）給付費」の平成17年度と平成18年度の額も対象になる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成18年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成18年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は1.5%の増加である。

### Ⅲ 平成18年度社会保障財源の概要

平成18年度の社会保障財源の総額は104兆3,713億円である。

- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が53.8%、公費負担が29.8%、他の収入が16.4%となっている。  
 (2) 対前年度比は11.1%の減少となった。

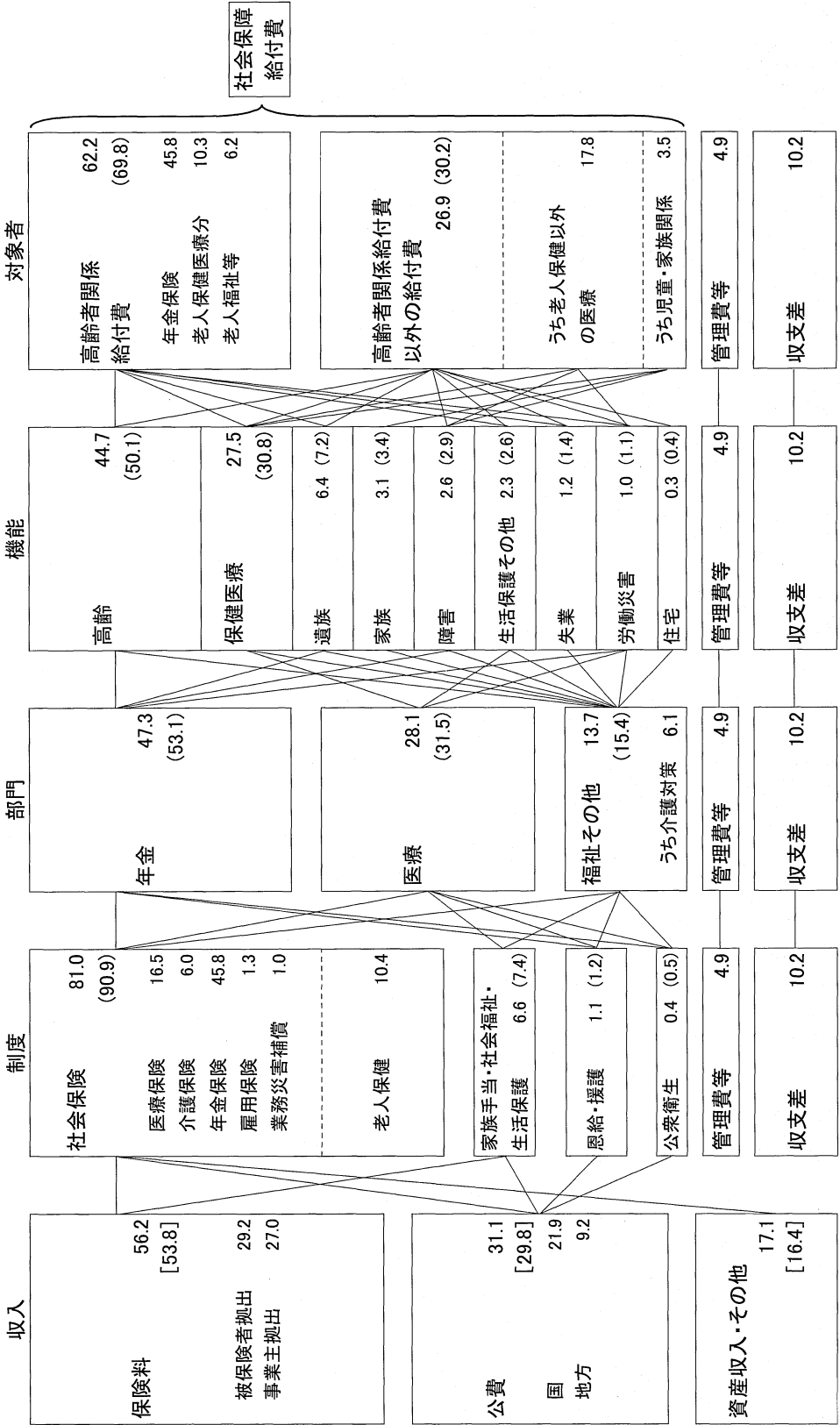
表7 項目別社会保障財源

	平成17年度	平成18年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,173,897 (100.0)	1,043,713 (100.0)	△ 130,184	△ 11.1
I 社会保険料	547,072 (46.6)	562,016 (53.8)	14,944	2.7
事業主拠出	263,603 (22.5)	269,847 (25.9)	6,245	2.4
被保険者拠出	283,469 (24.1)	292,169 (28.0)	8,699	3.1
II 公費負担	299,525 (25.5)	310,750 (29.8)	11,225	3.7
国	219,857 (18.7)	218,703 (21.0)	△ 1,155	△ 0.5
地方	79,668 (6.8)	92,048 (8.8)	12,380	15.5
III 他の収入	327,300 (27.9)	170,947 (16.4)	△ 156,353	△ 47.8
資産収入	188,465 (16.1)	87,222 (8.4)	△ 101,243	△ 53.7
その他	138,835 (11.8)	83,725 (8.0)	△ 55,110	△ 39.7

- (注)  
 1. ( ) 内は構成割合である。  
 2. 「他の収入」については、厚生年金等における積立金の運用収入は時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。また、「その他」は「積立金からの受入」を含む。

図 3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費 (2006 (平成 18) 年度)

(単位 兆円、%)



(注)  
 1. 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当である。  
 2. 平成18年度の社会保障収入は104.4兆円(他制度からの移転を除く)であり、「」内は社会保障収入に対する割合。  
 3. 平成18年度の社会保障給付費は89.1兆円であり、「」内は社会保障給付費に対する割合。

## 統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費						
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)		構成割合 (%)	
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615		48.8	
1951( 26)	1,571	804	51.1	768		48.9	
1952( 27)	2,194	1,149	52.3	1,046		47.7	
1953( 28)	2,577	1,480	57.5	1,096		42.5	
1954( 29)	3,841	1,712	44.6	2,129		55.4	
1955( 30)	3,893	1,919	49.3	1,974		50.7	
1956( 31)	3,986	2,018	50.6	1,969		49.4	
1957( 32)	4,357	2,224	51.0	2,133		49.0	
1958( 33)	5,080	2,099	41.3	2,981		58.7	
1959( 34)	5,778	2,523	43.7	3,255		56.3	
1960( 35)	6,553	2,942	44.9	3,611		55.1	
1961( 36)	7,900	3,850	48.7	4,050		51.3	
1962( 37)	9,219	4,699	51.0	4,520		49.0	
1963( 38)	11,214	5,885	52.5	5,329		47.5	
				年金 (億円)	構成割合 (%)	福祉その他 (億円)	構成割合 (%)
1964( 39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965( 40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966( 41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967( 42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968( 43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969( 44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970( 45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971( 46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972( 47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973( 48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974( 49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975( 50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976( 51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977( 52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978( 53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979( 54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980( 55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981( 56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982( 57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983( 58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984( 59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985( 60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6
1986( 61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987( 62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988( 63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990( 2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2

第1部 社会保障の動向

1991( 3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992( 4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993( 5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994( 6)	604,660	228,656	37.8	310,084	51.3	65,920	10.9
1995( 7)	647,243	240,520	37.2	334,986	51.8	71,738	11.1
1996( 8)	675,402	251,711	37.3	349,548	51.8	74,143	11.0
1997( 9)	694,087	252,987	36.4	363,996	52.4	77,104	11.1
1998(10)	721,333	253,989	35.2	384,105	53.2	83,239	11.5
1999(11)	750,338	263,863	35.2	399,112	53.2	87,363	11.6
2000(12)	781,191	259,953	33.3	412,012	52.7	109,225	14.0
2001(13)	813,928	266,309	32.7	425,714	52.3	121,905	15.0
2002(14)	835,584	262,643	31.4	443,781	53.1	129,159	15.5
2003(15)	842,582	266,048	31.6	447,845	53.2	128,689	15.3
2004(16)	858,660	271,454	31.6	455,188	53.0	132,018	15.4
2005(17)	877,827	281,094	32.0	462,930	52.7	133,803	15.2
2006(18)	891,098	281,027	31.5	473,253	53.1	136,818	15.4

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。



第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952( 27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953( 28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954( 29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955( 30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956( 31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957( 32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958( 33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959( 34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960( 35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961( 36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962( 37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963( 38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964( 39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965( 40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966( 41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967( 42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968( 43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969( 44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970( 45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971( 46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972( 47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973( 48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974( 49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975( 50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976( 51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977( 52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978( 53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979( 54)	12.07	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980( 55)	12.19	5.28	5.14	1.77	2,032,410
1981( 56)	13.01	5.44	5.68	1.89	2,118,783
1982( 57)	13.68	5.64	6.06	1.97	2,200,091
1983( 58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,854
1984( 59)	13.83	5.58	6.36	1.90	2,431,547
1985( 60)	13.67	5.47	6.47	1.73	2,610,890
1986( 61)	14.39	5.65	7.00	1.75	2,680,934
1987( 62)	14.45	5.68	7.09	1.68	2,818,190
1988( 63)	13.97	5.48	6.92	1.56	3,039,679
1989(平成元)	13.93	5.44	7.00	1.49	3,222,073
1990( 2)	13.56	5.28	6.90	1.38	3,483,454
1991( 3)	13.51	5.26	6.90	1.35	3,710,808
1992( 4)	14.57	5.67	7.42	1.49	3,693,236
1993( 5)	15.39	5.91	7.87	1.62	3,690,327
1994( 6)	16.16	6.11	8.29	1.76	3,740,795
1995( 7)	17.29	6.43	8.95	1.92	3,742,775
1996( 8)	17.74	6.61	9.18	1.95	3,806,211
1997( 9)	18.17	6.62	9.53	2.02	3,819,989
1998( 10)	19.55	6.88	10.41	2.26	3,689,215
1999( 11)	20.59	7.24	10.95	2.40	3,643,409
2000( 12)	21.01	6.99	11.08	2.94	3,718,039
2001( 13)	22.53	7.37	11.78	3.37	3,613,335
2002( 14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,610
2003( 15)	23.53	7.43	12.51	3.59	3,580,792
2004( 16)	23.60	7.46	12.51	3.63	3,638,976
2005( 17)	23.94	7.67	12.63	3.65	3,666,612
2006( 18)	23.87	7.53	12.68	3.67	3,732,466

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、  
 昭和30-52年度は同「長期週及主要系列国民経済計算報告」、  
 昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、  
 昭和55-平成7年度は内閣府経済社会総合研究所「平成17年版国民経済計算年報」、  
 平成8-18年度は同「平成20年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5		24.9	—
1952( 27)	39.7	42.9		36.2	17.6
1953( 28)	17.5	28.8		4.8	15.1
1954( 29)	49.0	15.7		94.3	9.8
1955( 30)	1.4	12.1		△ 7.3	5.8
1956( 31)	2.4	5.2		△ 0.3	13.2
1957( 32)	9.3	10.2		8.3	12.3
1958( 33)	16.6	△ 5.6		39.8	5.8
1959( 34)	13.7	20.2		9.2	17.7
1960( 35)	13.4	16.6		10.9	22.2
1961( 36)	20.6	30.9		12.2	19.2
1962( 37)	16.7	22.1		11.6	11.3
1963( 38)	21.6	25.2		17.9	17.9
1964( 39)	20.2	24.5		15.3	14.0
1965( 40)	19.0	24.7	14.8		11.5
				9.7	
1966( 41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967( 42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968( 43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969( 44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970( 45)	22.6	22.3	23.4	22.2	17.1
1971( 46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972( 47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973( 48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974( 49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975( 50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976( 51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977( 52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978( 53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979( 54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980( 55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.5
1981( 56)	11.3	7.4	15.2	11.5	4.2
1982( 57)	9.2	7.7	10.8	8.6	3.8
1983( 58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984( 59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985( 60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.4
1986( 61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.7
1987( 62)	5.6	5.6	6.5	1.4	5.1
1988( 63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.9
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990( 2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991( 3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.5
1992( 4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.5
1993( 5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.1
1994( 6)	6.4	4.9	6.8	10.6	1.4
1995( 7)	7.0	5.2	8.0	8.8	0.1
1996( 8)	4.4	4.7	4.3	3.4	1.7
1997( 9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.4
1998( 10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.4
1999( 11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.2
2000( 12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	2.0
2001( 13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002( 14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.5
2003( 15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	0.7
2004( 16)	1.9	2.0	1.6	2.6	1.6
2005( 17)	2.2	3.6	1.7	1.4	0.8
2006( 18)	1.5	△ 0.0	2.2	2.3	1.8

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額 (千円)	指数 1973年=100	実額 (千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952( 27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953( 28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954( 29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955( 30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956( 31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957( 32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958( 33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959( 34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960( 35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961( 36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962( 37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963( 38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964( 39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965( 40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966( 41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967( 42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968( 43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969( 44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970( 45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971( 46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972( 47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973( 48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974( 49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975( 50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976( 51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977( 52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978( 53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979( 54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980( 55)	211.6	368.9	1,737.3	197.6
1981( 56)	233.8	407.5	1,798.1	204.5
1982( 57)	253.5	441.9	1,854.1	210.9
1983( 58)	267.5	466.3	1,935.9	220.2
1984( 59)	279.6	487.4	2,022.2	230.0
1985( 60)	294.8	513.8	2,158.3	245.5
1986( 61)	317.2	553.0	2,204.8	250.8
1987( 62)	333.2	580.9	2,306.9	262.4
1988( 63)	345.9	603.0	2,477.9	281.9
1989(平成元)	364.3	635.0	2,616.7	297.6
1990( 2)	382.0	665.9	2,819.3	320.7
1991( 3)	404.2	704.6	2,991.8	340.3
1992( 4)	432.5	754.0	2,966.9	337.5
1993( 5)	455.3	793.7	2,955.7	336.2
1994( 6)	483.6	843.0	2,987.6	339.8
1995( 7)	515.4	898.5	2,982.3	339.2
1996( 8)	536.6	935.4	3,026.1	344.2
1997( 9)	550.1	959.0	3,029.3	344.6
1998( 10)	570.3	994.1	2,918.2	331.9
1999( 11)	592.3	1,032.5	2,876.7	327.2
2000( 12)	615.5	1,072.9	2,930.2	333.3
2001( 13)	639.4	1,114.7	2,841.0	323.2
2002( 14)	655.7	1,143.0	2,792.5	317.6
2003( 15)	660.2	1,150.9	2,806.0	319.2
2004( 16)	672.5	1,172.3	2,849.9	324.2
2005( 17)	687.0	1,197.7	2,869.7	326.4
2006( 18)	697.4	1,215.8	2,921.2	332.3

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高年齢 雇用継続 給付費	計			社会保障給付費	
					億円	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合	億円	対前年度 伸び率
1973(昭和48)	10,757	4,289	596	—	15,642	—	25.0	62,587	—
1974( 49)	19,205	6,652	877	—	26,734	70.9	29.6	90,270	44.2
1975( 50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976( 51)	40,697	10,780	1,489	—	52,965	36.7	36.5	145,165	23.3
1977( 52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978( 53)	61,329	15,948	2,060	—	79,336	20.9	40.1	197,763	17.1
1979( 54)	70,896	18,503	2,306	—	91,706	15.6	41.7	219,832	11.2
1980( 55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981( 56)	97,903	24,280	2,822	—	125,004	16.3	45.4	275,638	11.3
1982( 57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983( 58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984( 59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985( 60)	144,549	40,070	3,668	—	188,288	11.1	52.8	356,798	6.1
1986( 61)	163,140	43,584	4,316	—	211,041	12.1	54.7	385,918	8.2
1987( 62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988( 63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990( 2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991( 3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992( 4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993( 5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994( 6)	286,248	77,804	9,066	—	373,117	7.9	61.7	604,660	6.4
1995( 7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,243	7.0
1996( 8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,402	4.4
1997( 9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,087	2.8
1998( 10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,333	3.9
1999( 11)	378,061	109,443	13,841	954	502,299	5.1	66.9	750,338	4.0
2000( 12)	391,729	103,469	34,193	1,086	530,476	5.6	67.9	781,191	4.1
2001( 13)	406,178	107,216	43,029	1,250	557,673	5.1	68.5	813,928	4.2
2002( 14)	425,025	107,125	48,584	1,437	582,171	4.4	69.7	835,584	2.7
2003( 15)	429,959	106,343	53,099	1,489	590,890	1.5	70.1	842,582	0.8
2004( 16)	438,143	105,879	57,424	1,389	602,836	2.0	70.2	858,660	1.9
2005( 17)	446,690	106,669	58,910	1,256	613,524	1.8	69.9	877,827	2.2
2006( 18)	457,716	102,874	60,602	1,105	622,297	1.4	69.8	891,098	1.5

(注) 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増である。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	総計									
	児童手当計					合計		出産 関係費	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合
	児童手当	児童扶養 手当等	児童福祉 サービス	育児休業 給付						
億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	—	5,378	1,229	6,608	—	5.6
1976( 51)	2,333	1,691	642	4,258	—	6,591	915	7,505	13.6	5.2
1977( 52)	2,509	1,695	814	4,802	—	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3
1978( 53)	2,834	1,719	1,114	5,243	—	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9
1979( 54)	3,180	1,785	1,396	5,744	—	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8
1980( 55)	3,560	1,778	1,782	5,998	—	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5
1981( 56)	3,790	1,641	2,149	6,225	—	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4
1982( 57)	4,109	1,660	2,449	6,386	—	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2
1983( 58)	4,365	1,650	2,715	6,138	—	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0
1984( 59)	4,544	1,637	2,908	6,408	—	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0
1985( 60)	4,617	1,589	3,027	6,836	—	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1
1986( 61)	4,604	1,605	3,000	7,635	—	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0
1987( 62)	4,574	1,558	3,016	7,356	—	11,931	3,150	15,080	△ 2.1	3.7
1988( 63)	4,500	1,488	3,012	7,555	—	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5
1990( 2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4
1991( 3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4
1992( 4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5
1993( 5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4
1994( 6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3
1995( 7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3
1996( 8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5
1997( 9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△ 1.5	3.4
1998( 10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3
1999( 11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3
2000( 12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5
2001( 13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7
2002( 14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8
2003( 15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8
2004( 16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0
2005( 17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.2
2006( 18)	13,512	8,084	5,428	15,674	1,487	30,673	4,718	35,391	△ 0.7	4.0

(注) 平成18年度については、障害者自立支援法の施行に伴い、児童福祉サービスの対象から外れた費用があることに留意する必要があり、平成17年度以前と単純に比較することができない。

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度		1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)
給 付 費	総計	69,408,687	72,133,280	75,033,754	78,119,108	81,392,831
	医療保険	14,665,248	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576
	老人保健	9,777,650	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055
	介護保険	—	—	—	3,252,114	4,122,775
	年金保険	34,169,859	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812
	雇用保険等	2,313,828	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358
	業務災害補償	1,054,426	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412
	家族手当	530,420	537,013	552,367	711,649	857,359
	生活保護	1,606,257	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403
	社会福祉	2,915,792	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,038
	公衆衛生	552,680	537,943	539,865	554,917	560,460
	恩給	1,599,757	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930
	戦争犠牲者援護	222,770	211,723	197,651	188,161	183,654
	構 成 割 合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
医療保険		21.1	19.9	19.2	18.7	18.2
老人保健		14.1	14.1	14.7	13.4	13.3
介護保険		—	—	—	4.2	5.1
年金保険		49.2	50.2	50.4	50.1	49.9
雇用保険等		3.3	3.7	3.8	3.4	3.3
業務災害補償		1.5	1.4	1.4	1.3	1.2
家族手当		0.8	0.7	0.7	0.9	1.1
生活保護		2.3	2.3	2.4	2.5	2.5
社会福祉		4.2	4.3	4.4	2.8	2.8
公衆衛生		0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
恩給		2.3	2.1	2.0	1.8	1.7
戦争犠牲者援護		0.3	0.3	0.3	0.2	0.2

(注)

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増である。

(単位 百万円、割合%)

2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)
83,558,384	84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794
14,439,575	14,711,798	15,276,653	16,141,036	16,534,328
10,801,187	10,722,379	10,675,768	10,753,916	10,378,744
4,666,117	5,110,400	5,577,221	5,823,169	5,999,798
42,502,502	42,995,871	43,814,337	44,668,954	45,771,556
2,619,154	2,024,562	1,528,279	1,435,313	1,336,550
982,922	973,367	958,723	953,185	965,993
896,364	915,765	1,123,641	1,157,903	1,351,217
2,186,944	2,365,553	2,552,832	2,592,255	2,635,638
2,460,362	2,469,305	2,539,797	2,504,698	2,600,278
544,067	592,919	535,923	547,416	427,534
1,280,425	1,204,272	1,131,933	1,058,666	984,098
178,763	172,005	150,895	146,238	124,059
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.3	17.5	17.8	18.4	18.6
12.9	12.7	12.4	12.3	11.6
5.6	6.1	6.5	6.6	6.7
50.9	51.0	51.0	50.9	51.4
3.1	2.4	1.8	1.6	1.5
1.2	1.2	1.1	1.1	1.1
1.1	1.1	1.3	1.3	1.5
2.6	2.8	3.0	3.0	3.0
2.9	2.9	3.0	2.9	2.9
0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成14～18年度）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
社会保障給付費	83,558,384	84,258,195	85,866,002
I 高齢	41,017,410	41,779,175	42,822,083
現金給付	36,246,586	36,569,425	37,188,028
退職年金	35,190,854	35,987,688	36,724,189
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	995,544	518,800	402,665
その他の現金給付	60,187	62,937	61,174
現物給付	4,770,825	5,209,750	5,634,055
II 遺族	6,087,524	6,168,727	6,252,736
現金給付	6,086,813	6,168,104	6,252,220
遺族年金	5,966,577	6,048,610	6,147,198
一括給付金	10,299	10,378	11,431
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	109,937	109,116	93,591
現物給付	711	623	517
埋葬費	—	—	—
その他	711	623	517
III 障害	2,159,929	2,178,040	2,238,338
現金給付	1,715,825	1,727,152	1,749,186
障害年金	1,669,335	1,680,606	1,702,198
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	350	386	381
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	46,140	46,161	46,607
現物給付	444,103	450,887	489,152
IV 労働災害	1,001,203	991,249	976,269
被保険者に対する現金給付	481,670	473,042	461,604
短期現金給付	178,465	172,921	166,465
長期現金給付（年金）	235,370	233,322	230,525
その他の現金給付	67,834	66,798	64,614
遺族に対する現金給付	271,298	271,656	269,540
定期的給付	248,466	248,539	247,211
その他の現金給付	22,832	23,117	22,330
現物給付	248,235	246,551	245,125
医療の現物給付	246,046	244,280	242,737
その他の現物給付	2,189	2,271	2,388
V 保健医療	25,829,243	26,076,687	26,538,335
現金給付	912,661	896,714	904,681
疾病給付	240,733	235,582	243,371
出産給付	454,080	443,724	444,084
その他の現金給付	217,849	217,409	217,227
現物給付（保健）	24,916,582	25,179,973	25,633,654
VI 家族	2,700,178	2,721,735	2,981,717
現金給付	1,023,623	1,049,291	1,263,761
定期的現金給付	1,023,623	1,049,291	1,263,761
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,676,555	1,672,444	1,717,956
VII 失業	2,547,179	1,947,088	1,444,236
現金給付	2,547,179	1,947,088	1,444,236
正規失業手当	2,152,741	1,631,601	1,212,014
特別失業手当	242,050	166,847	149,852
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	152,388	148,640	82,370
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	250,321	279,623	313,019
現金給付	250,321	279,623	313,019
家賃補助金	250,321	279,623	313,019
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	1,965,398	2,115,873	2,299,270
現金給付	765,015	823,449	879,120
定期的現金給付	759,912	817,534	869,296
その他の現金給付	5,103	5,916	9,825
現物給付	1,200,383	1,292,424	1,420,150

(注)

- 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。
- 平成18年度については、障害者自立支援法の施行に伴い、「V保健医療」や「VI家族」の現物給付から「III障害」の現物給付に移行した費用があることや、障害者自立支援対策臨時特例交付金の支出があること等に留意する必要があり、平成17年度以前と単純に比較することができない。



(単位 百万円)

平成17年度	平成18年度
87,782,748	89,109,794
43,604,210	44,661,789
37,825,636	38,712,106
37,614,277	38,511,593
—	—
—	—
150,926	146,896
60,434	53,617
5,778,574	5,949,684
6,368,386	6,447,860
6,367,958	6,447,516
6,261,849	6,358,906
12,228	12,443
—	—
93,882	76,166
427	344
—	—
427	344
2,222,655	2,561,827
1,772,131	1,805,230
1,725,255	1,758,953
—	—
—	—
355	285
—	—
46,521	45,992
450,525	756,597
970,440	982,875
455,091	453,975
163,501	163,932
227,556	224,877
64,034	65,166
272,464	287,100
248,508	255,989
23,956	31,111
242,884	241,801
240,272	238,977
2,612	2,824
27,506,743	27,469,646
914,097	947,089
257,934	272,317
436,038	471,535
220,124	203,237
26,592,646	26,522,556
3,130,575	3,070,472
1,303,815	1,503,028
1,303,815	1,503,028
—	—
1,826,760	1,567,444
1,344,429	1,239,581
1,344,429	1,239,581
1,093,731	999,361
182,914	175,511
—	—
67,784	64,709
—	—
330,472	341,646
330,472	341,646
330,472	341,646
—	—
—	—
—	—
—	—
2,304,838	2,334,097
880,915	887,669
872,926	880,911
7,988	6,758
1,423,923	1,446,428

第9表 平成18年度社会保障費用①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,321,768	3,322,741	—	937,127
(B) 組管管掌健康保険	2,917,866	3,552,656	—	7,996
2. 国民健康保険	4,210,293	—	—	3,641,430
退職者医療制度(再掲)	832,375	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	3,045,795
4. 介護保険	1,262,074	—	—	1,458,267
5. 厚生年金保険	10,491,730	10,491,730	—	4,870,145
6. 厚生年金基金等	455,914	1,119,918	—	480
7. 国民年金	1,903,806	—	—	1,888,979
8. 農業者年金基金等	160,145	—	—	153,458
9. 船員保険	18,999	43,115	—	4,193
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	22,946	—	1,791
11. 日本私立学校振興・共済事業団	252,695	247,343	—	56,101
12. 雇用保険	1,226,381	1,765,778	—	398,132
13. 労働者災害補償保険	—	1,032,229	—	1,242
家族手当				
14. 児童手当	—	210,108	—	227,047
公務員				
15. 国家公務員共済組合	766,699	1,221,209	—	162,935
16. 存続組合等	—	456,129	—	636
17. 地方公務員等共済組合	2,228,482	3,368,747	—	3,493
18. 旧令共済組合等	—	230	—	11,293
19. 国家公務員災害補償	—	13,515	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	27,344	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,745	—	—
22. 国家公務員恩給	—	34,335	—	129
23. 地方公務員恩給	—	47,904	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	434,088
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	2,006,227
26. 社会福祉	—	—	—	1,526,745
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	1,032,522
総 計	29,216,854	26,984,723	—	21,870,251

(注)

- 第9表については、各制度の年報等による平成18年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
- 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
- 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
- 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(平成18年度)」中、年金積立金の運用実績(承継資産の損益を含む場合)を参照して計上している。
- 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
- 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
- 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分(3階部分)の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
- 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
- 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

(単位 百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
—	335	24,850	7,606,821	290	7,607,110	1. (A)
—	64,660	415,333	6,958,512	—	6,958,512	1. (B)
2,383,103	—	421,337	10,656,163	2,343,183	12,999,346	2.
—	—	—	832,375	2,343,183	3,175,558	
1,520,767	—	—	4,566,562	5,707,810	10,274,371	3.
1,889,373	206	142,513	4,752,432	1,823,885	6,576,317	4.
—	4,278,975	4,543,601	34,676,181	2,582,710	37,258,892	5.
—	1,832,335	6,229	3,414,877	86,717	3,501,594	6.
—	299,404	1,732,937	5,825,127	13,619,195	19,444,322	7.
—	163,785	19,913	497,301	—	497,301	8.
—	1,323	1,275	68,904	—	68,904	9.
—	4,411	745,037	774,185	—	774,185	10.
7,431	123,946	981	688,498	15,694	704,192	11.
—	13,072	13,161	3,416,525	—	3,416,525	12.
—	105,419	238,859	1,377,750	—	1,377,750	13.
470,535	—	3,175	910,865	—	910,865	14.
—	262,569	45,863	2,459,275	235,992	2,695,267	15.
—	14,973	386	472,124	—	472,124	16.
401,994	1,555,127	14,826	7,572,670	340,802	7,913,472	17.
—	195	—	11,718	—	11,718	18.
—	—	—	13,515	—	13,515	19.
—	1,460	2,255	31,060	—	31,060	20.
—	—	—	6,745	—	6,745	21.
—	—	—	34,464	—	34,464	22.
—	—	—	47,904	—	47,904	23.
136,960	—	—	571,047	—	571,047	24.
668,009	—	—	2,674,236	—	2,674,236	25.
1,726,617	—	—	3,253,362	—	3,253,362	26.
—	—	—	1,032,522	—	1,032,522	27.
9,204,788	8,722,196	8,372,531	104,371,344	26,756,278	131,127,621	

10. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16. 存続組合等」に引き継がれている。

11. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

12. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

備考 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。

(2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拋出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金。国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。

(3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成18年度社会保障費用 ②

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,715,199	322,104	—	—
(B) 組管掌健康保険	2,863,248	278,991	—	—
2. 国民健康保険	8,100,850	100,882	—	—
退職者医療制度（再掲）	2,675,154	—	—	—
3. 老人保健	10,287,416	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	17,011	2,043	4,095	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 日本私立学校振興・共済事業団	92,135	8,956	—	—
12. 雇用保険	—	95,507	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	223,388	2,777
家族手当				
14. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	214,505	21,146	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	629,598	86,277	—	—
18. 旧令共済組合等	44	1,611	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	3,975	19
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,442	28
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	78	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	399,798	104,040	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,352,118	239	—	—
26. 社会福祉	190,930	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	896	—	—	—
総 計	27,863,748	1,021,797	238,977	2,824

## 2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合債費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

出 付					
災 害		年 金	失業・雇用対策	家族手当	
現 金	年金以外の現金				
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1. (A)
—	—	—	—	—	1. (B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	22,254,094	—	—	5.
—	—	1,595,335	—	—	6.
—	—	15,320,757	—	—	7.
—	—	207,413	—	—	8.
6,100	2,079	—	2,330	—	9.
—	—	45,701	—	—	10.
—	—	237,462	—	—	11.
—	—	—	1,237,252	—	12.
484,757	195,786	—	—	—	13.
—	—	—	—	808,401	14.
3,973	—	1,664,665	—	—	15.
4,288	—	42,294	—	—	16.
6,542	—	4,385,236	—	—	17.
—	—	3,796	—	—	18.
6,673	2,847	—	—	—	19.
17,105	4,317	—	—	—	20.
6,532	74	—	—	—	21.
—	—	34,335	—	—	22.
—	—	47,904	—	—	23.
—	—	1,781	—	—	24.
—	—	—	—	—	25.
—	—	—	—	542,816	26.
—	—	948,511	—	—	27.
535,971	205,104	46,789,284	1,239,581	1,351,217	

第9表 平成18年度社会保障費用③

	支					管理費
	給		付		計	
	介護対策		その他			
	現物	現金	医療以外の現物	現金		
社会保険						
1. 健康保険						
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	13,846	4,051,150	40,304
(B) 組合管掌健康保険	—	—	—	10,570	3,152,809	123,461
2. 国民健康保険	—	—	—	37,667	8,239,398	223,037
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	2,675,154	—
3. 老人保健	—	—	—	—	10,287,416	—
4. 介護保険	5,947,241	52,556	—	—	5,999,798	207,592
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	22,254,094	51,229
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	1,595,335	139,738
7. 国民年金	—	—	—	—	15,320,757	129,229
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	207,413	10,472
9. 船員保険	—	1	—	564	34,223	1,552
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	45,701	2,161
11. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,872	340,425	3,766
12. 雇用保険	—	1,462	—	—	1,334,220	114,956
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	906,708	46,161
家族手当						
14. 児童手当	—	—	67,410	—	875,811	1,988
公務員						
15. 国家公務員共済組合	—	70	—	4,052	1,908,411	6,448
16. 存続組合等	—	—	—	—	46,582	974
17. 地方公務員等共済組合	—	836	—	8,170	5,116,660	35,588
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	5,451	259
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	13,515	—
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	28,892	1,747
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	6,684	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	34,335	129
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	47,904	—
公衆保健サービス						
24. 公衆衛生	2,317	—	10,926	1	518,863	2,038
公的扶助及び社会福祉						
25. 生活保護	55,585	—	—	1,227,696	2,635,638	38,598
26. 社会福祉	—	—	2,295,482	46,457	3,075,684	17,294
戦争犠牲者						
27. 戦争犠牲者	—	—	344	76,166	1,025,917	6,605
総計	6,005,144	54,925	2,374,161	1,427,059	89,109,794	1,205,325

(単位 百万円)

出					収支差	
運用損失	その他	小計	他制度への移転	支出合計		
—	135,847	4,227,301	3,253,497	7,480,798	126,313	1. (A)
—	526,814	3,803,084	2,584,216	6,387,301	571,211	1. (B)
—	1,097,447	9,559,882	3,225,493	12,785,375	213,971	2.
—	—	2,675,154	—	2,675,154	500,404	
—	46,606	10,334,022	—	10,334,022	△ 59,651	3.
—	207,936	6,415,325	609	6,415,934	160,383	4.
—	81,289	22,386,612	12,017,404	34,404,017	2,854,875	5.
—	15,872	1,750,945	—	1,750,945	1,750,649	6.
—	51,493	15,501,479	2,504,052	18,005,531	1,438,791	7.
—	9,838	227,723	—	227,723	269,578	8.
—	1,739	37,514	25,935	63,450	5,454	9.
—	726,323	774,185	—	774,185	0	10.
—	1,194	345,386	251,754	597,140	107,051	11.
—	429,019	1,878,195	—	1,878,195	1,538,330	12.
—	166,284	1,119,153	—	1,119,153	258,597	13.
—	6,454	884,254	—	884,254	26,611	14.
—	2,060	1,916,918	650,540	2,567,458	127,809	15.
—	4	47,560	532,845	580,405	△ 108,281	16.
—	1,395	5,153,643	1,825,661	6,979,304	934,168	17.
—	6,009	11,719	—	11,719	0	18.
—	—	13,515	—	13,515	0	19.
—	399	31,037	—	31,037	23	20.
—	62	6,745	—	6,745	0	21.
—	—	34,464	—	34,464	0	22.
—	—	47,904	—	47,904	0	23.
—	50,147	571,047	—	571,047	0	24.
—	—	2,674,236	—	2,674,236	0	25.
—	160,383	3,253,362	—	3,253,362	0	26.
—	—	1,032,522	—	1,032,522	0	27.
—	3,724,615	94,039,734	26,872,007	120,911,741	10,215,880	

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者拠出		事業主拠出		公費負担		国庫負担	割合
		割合		割合		割合		
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954( 29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957( 32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960( 35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961( 36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962( 37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963( 38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964( 39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965( 40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966( 41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967( 42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968( 43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969( 44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970( 45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971( 46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972( 47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,097	29.7	20,041	25.7
1973( 48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974( 49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975( 50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976( 51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977( 52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978( 53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979( 54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980( 55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981( 56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982( 57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983( 58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,644	29.9	111,057	26.5
1984( 59)	118,918	26.7	132,208	29.7	131,142	29.4	115,417	25.9
1985( 60)	131,583	27.1	144,363	29.7	138,059	28.4	117,880	24.3
1986( 61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,984	27.9	119,920	23.4
1987( 62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,322	27.2	121,474	22.8
1988( 63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,899	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	153,186	25.4	127,420	21.1
1990( 2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,974	24.4	134,559	20.3
1991( 3)	200,343	28.3	224,342	31.7	170,286	24.1	141,106	19.9
1992( 4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,766	24.5	147,363	19.9
1993( 5)	216,892	28.2	242,599	31.6	188,316	24.5	153,403	20.0
1994( 6)	225,468	28.3	249,454	31.3	194,766	24.5	156,934	19.7
1995( 7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,901	24.4	165,683	19.5
1996( 8)	252,511	29.0	274,649	31.5	213,323	24.5	168,348	19.3
1997( 9)	262,394	29.1	285,840	31.7	217,552	24.1	171,127	19.0
1998( 10)	263,358	29.5	286,449	32.1	219,898	24.6	171,697	19.2
1999( 11)	261,087	26.9	284,271	29.3	246,626	25.4	195,064	20.1
2000( 12)	266,589	29.6	283,106	31.4	252,184	28.0	197,066	21.9
2001( 13)	274,720	30.4	286,537	31.7	266,922	29.5	207,075	22.9
2002( 14)	274,731	31.1	284,054	32.2	267,141	30.3	205,520	23.3
2003( 15)	273,797	26.1	272,505	26.0	277,854	26.5	211,416	20.2
2004( 16)	275,285	27.9	262,256	26.6	288,642	29.3	216,488	21.9
2005( 17)	283,469	24.1	263,603	22.5	299,525	25.5	219,857	18.7
2006( 18)	292,169	28.0	269,847	25.9	310,750	29.8	218,703	21.0

(注)

1. 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。



(単位 億円、割合%)

他の公費		資産収入		その他		合計
	割合		割合		割合	
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,587	3.5	49,943	11.9	6,654	1.6	419,642
15,725	3.5	55,581	12.5	7,535	1.7	445,384
20,179	4.2	62,020	12.8	9,748	2.0	485,773
23,064	4.5	68,872	13.4	8,793	1.7	512,442
23,848	4.5	71,981	13.5	11,713	2.2	533,637
25,495	4.4	74,309	13.0	13,025	2.3	573,062
25,766	4.3	77,015	12.8	21,796	3.6	603,167
27,416	4.1	83,580	12.6	22,932	3.5	663,678
29,180	4.1	89,374	12.6	23,395	3.3	707,739
33,403	4.5	90,810	12.3	24,368	3.3	739,207
34,913	4.5	95,171	12.4	25,428	3.3	768,405
37,831	4.8	93,630	11.8	32,389	4.1	795,707
42,219	5.0	98,118	11.5	33,028	3.9	851,268
44,975	5.2	96,594	11.1	34,146	3.9	871,223
46,425	5.2	104,424	11.6	31,169	3.5	901,380
48,201	5.4	89,989	10.1	32,928	3.7	892,622
51,562	5.3	144,381	14.9	34,669	3.6	971,035
55,118	6.1	64,976	7.2	34,731	3.9	901,585
59,847	6.6	43,464	4.8	32,283	3.6	903,926
61,620	7.0	16,124	1.8	40,170	4.6	882,219
66,439	6.3	152,229	14.5	71,107	6.8	1,047,492
72,154	7.3	70,005	7.1	90,145	9.1	986,333
79,668	6.8	188,465	16.1	138,835	11.8	1,173,897
92,048	8.8	87,222	8.4	83,725	8.0	1,043,713

2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。

第11表 社会保障財源の項目別推移(平成14～18年度)

(単位 百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合計	88,221,872	104,749,205	98,633,283	117,389,728	104,371,344
I 社会保険料	55,878,434	54,630,178	53,754,121	54,707,181	56,201,578
事業主拠出	28,405,372	27,250,489	26,225,584	26,360,251	26,984,723
民間事業主拠出	23,334,507	22,275,300	21,323,333	21,515,951	22,199,162
公的事業主拠出	5,070,865	4,975,189	4,902,251	4,844,301	4,785,562
被保険者拠出	27,473,062	27,379,688	27,528,537	28,346,929	29,216,854
被用者拠出	20,707,898	20,389,369	20,456,230	21,148,942	21,680,537
自営業者及び年金受給者拠出	6,765,163	6,990,319	7,072,308	7,197,987	7,536,317
II 公費負担	26,714,085	27,785,418	28,864,229	29,952,544	31,075,039
普通税	26,714,085	27,785,418	28,864,229	29,952,544	31,075,039
国	20,552,036	21,141,553	21,648,791	21,985,706	21,870,251
地方	6,162,049	6,643,865	7,215,438	7,966,838	9,204,788
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	4,770,927	22,044,737	15,794,945	25,807,898	13,194,522
資産収入	1,612,356	15,222,875	7,000,469	18,846,485	8,722,196
その他	3,158,571	6,821,862	8,794,476	6,961,412	4,472,325
IV 積立金からの受入	858,426	288,872	219,988	6,922,106	3,900,205

対前年度比

(単位 %)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合計	△ 2.40	18.73	△ 5.84	19.02	△ 11.09
I 社会保険料	△ 0.44	△ 2.23	△ 1.60	1.77	2.73
事業主拠出	△ 0.87	△ 4.07	△ 3.76	0.51	2.37
民間事業主拠出	△ 0.75	△ 4.54	△ 4.27	0.90	3.18
公的事業主拠出	△ 1.39	△ 1.89	△ 1.47	△ 1.18	△ 1.21
被保険者拠出	0.00	△ 0.34	0.54	2.97	3.07
被用者拠出	△ 1.08	△ 1.54	0.33	3.39	2.51
自営業者及び年金受給者拠出	3.47	3.33	1.17	1.78	4.70
II 公費負担	0.08	4.01	3.88	3.77	3.75
普通税	0.08	4.01	3.88	3.77	3.75
国	△ 0.75	2.87	2.40	1.56	△ 0.53
地方	2.96	7.82	8.60	10.41	15.54
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	△ 29.17	362.06	△ 28.35	63.39	△ 48.87
資産収入	△ 62.90	844.14	△ 54.01	169.22	△ 53.72
その他	32.20	115.98	28.92	△ 20.84	△ 35.76
IV 積立金からの受入	2.31	△ 66.35	△ 23.85	3,046.59	△ 43.66

(注) 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類(他制度からの移転を除く)に従って算出したものである。普通税・目的税の表記はILO分類によるが、公費負担の財源には税以外の収入も含まれている。

## 参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 社会福祉：自立支援医療費 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉サービス (児童保護費、児童健全育成事業等)
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

## 【付 録】

## OECD 基準の社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来から ILO 基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが 1996 年以降更新されず、今後も更新される見込みがない。

一方、やや範囲が異なるが OECD 基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECD の推計結果を掲載しているところである。

OECD 基準の社会支出は、ILO 基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

## OECD 基準による我が国の社会支出

OECD 基準による我が国の社会支出は、2005 年度で 96.2 兆円である。政策分野別にみると、「高齢」が最も多く 45.1 兆円 (46.9%)、次いで「保健」31.8 兆円 (33.1%)、「遺族」6.5 兆円 (6.7%) の順になっている。

参考表 1 日本の社会支出の推移

(単位 億円)

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	339,127 (40.6)	373,521 (43.2)	396,816 (43.9)	419,982 (45.7)	429,076 (46.3)	438,909 (46.7)	451,194 (46.9)	2.8
遺族	58,423 (7.0)	59,814 (6.9)	61,129 (6.8)	61,947 (6.7)	62,780 (6.8)	63,634 (6.8)	64,817 (6.7)	1.9
障害、業務 災害、傷病	46,951 (5.6)	46,773 (5.4)	48,625 (5.4)	46,184 (5.0)	47,612 (5.1)	46,540 (5.0)	44,376 (4.6)	△ 4.6
保健	304,066 (36.4)	297,657 (34.4)	305,676 (33.8)	299,071 (32.6)	302,338 (32.6)	306,138 (32.6)	317,950 (33.1)	3.9
家族	31,634 (3.8)	32,418 (3.7)	35,060 (3.9)	36,443 (4.0)	36,585 (3.9)	39,136 (4.2)	40,735 (4.2)	4.1
積極的 労働政策	14,732 (1.8)	14,653 (1.7)	14,416 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	13,655 (1.5)	12,775 (1.3)	△ 6.4
失業	31,651 (3.8)	30,648 (3.5)	31,217 (3.5)	28,926 (3.1)	22,201 (2.4)	17,664 (1.9)	16,859 (1.8)	△ 4.6
住宅	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
生活保護 その他	9,512 (1.1)	9,788 (1.1)	10,368 (1.1)	11,346 (1.2)	12,199 (1.3)	13,341 (1.4)	13,285 (1.4)	△ 0.4
合計	836,096 (100.0)	865,271 (100.0)	903,307 (100.0)	918,300 (100.0)	927,680 (100.0)	939,018 (100.0)	961,991 (100.0)	2.4
国民所得比	22.9%	23.3%	25.0%	25.8%	25.9%	25.8%	26.2%	0.43
国内総生産比	16.7%	17.2%	18.3%	18.7%	18.8%	18.8%	19.1%	0.26

(注)

1. ( ) 内は構成割合である。

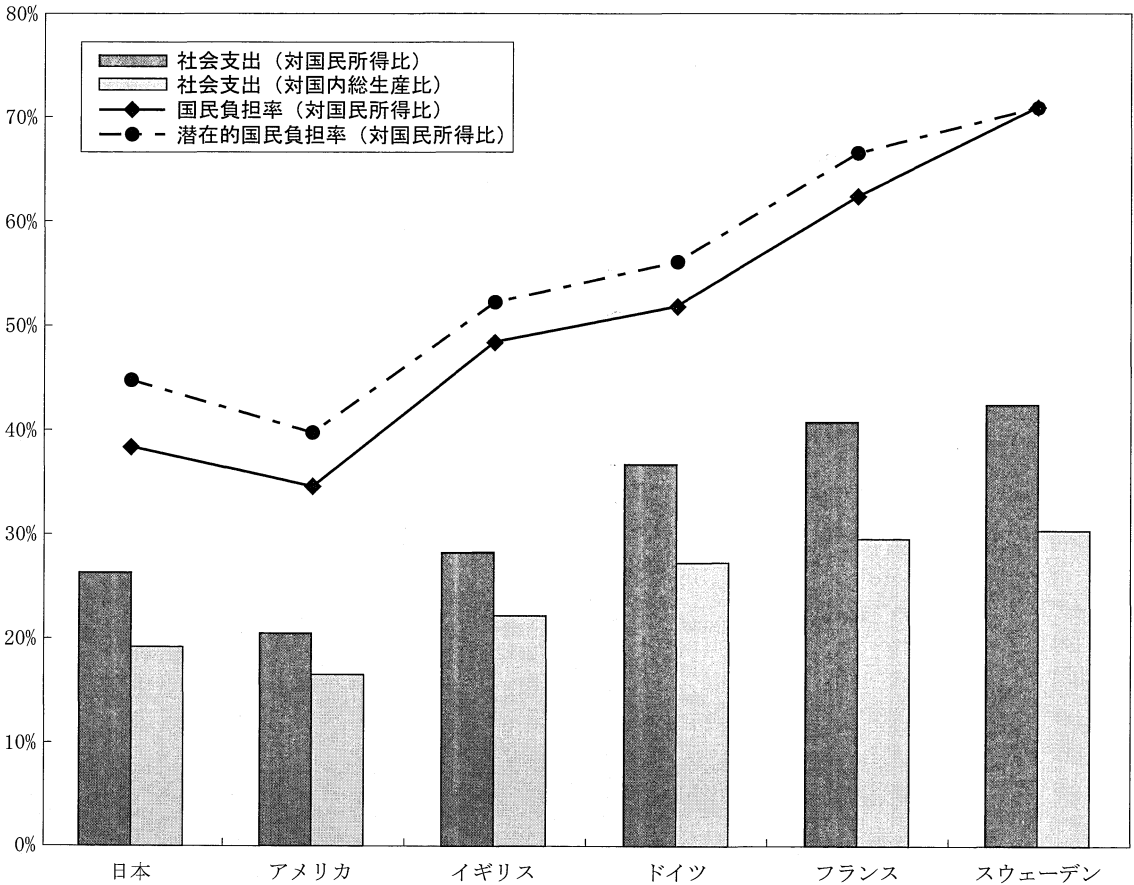
2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分(単位 %ポイント)である。

(資料) OECD Social Expenditure Database 2008ed. による。

## OECD 基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、我が国は、アメリカよりは大きいヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に(潜在的)国民負担率についても、同様の傾向が見られる。(参考図1)

参考図1 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2005年)



参考表2 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2005年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出 (対国民所得比)	26.24%	20.31%	28.20%	36.65%	40.65%	42.34%
社会支出 (対国内総生産比)	19.09%	16.33%	22.03%	27.14%	29.40%	30.12%
国民負担率 (対国民所得比)	38.3%	34.5%	48.3%	51.7%	62.2%	70.7%
潜在的国民負担率 (対国民所得比)	44.6%	39.6%	52.1%	56.0%	66.3%	70.7%

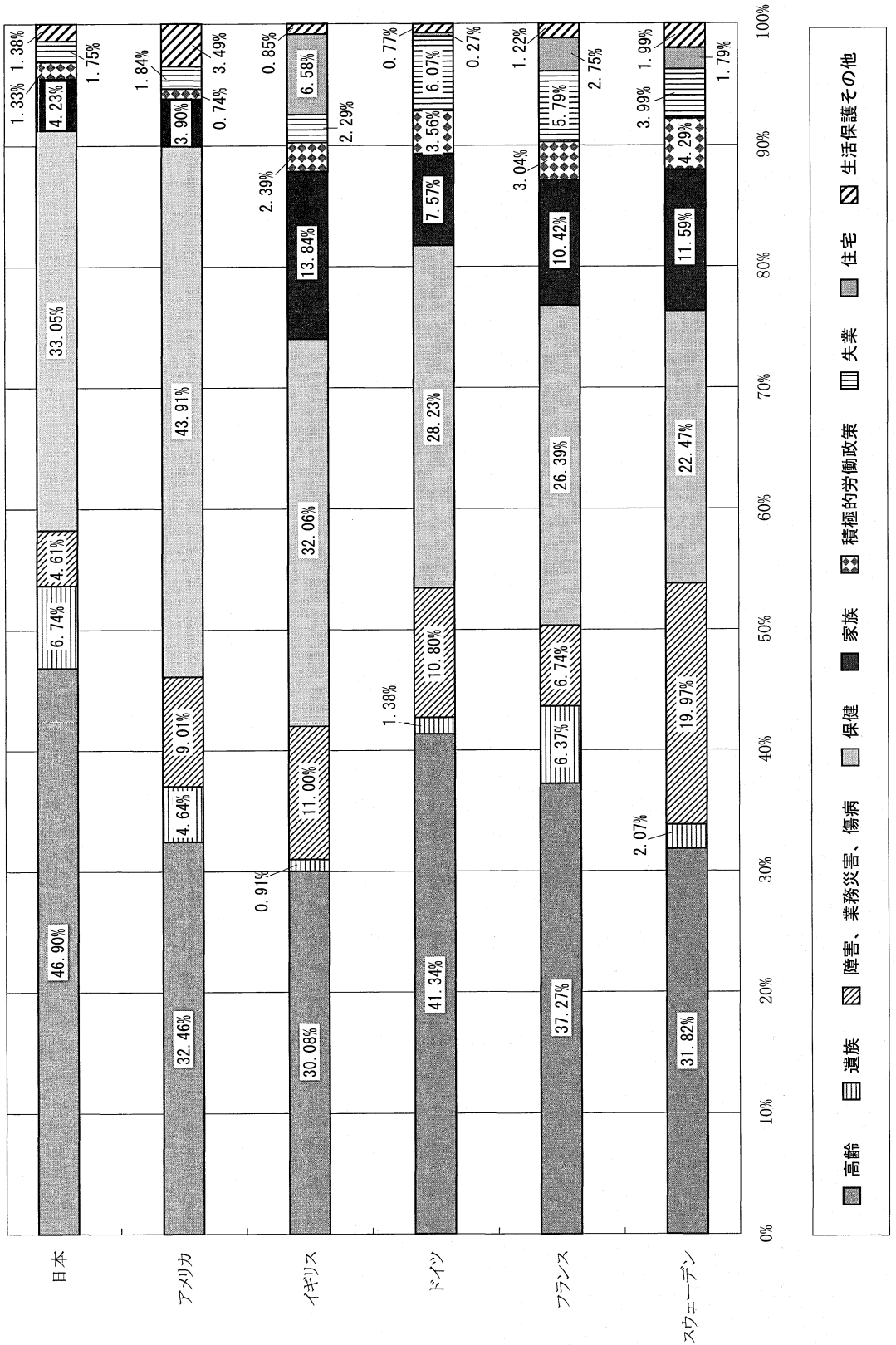
(注) (潜在的)国民負担率には社会保障以外の負担も含む。

(資料) 諸外国は、OECD Social Expenditure Database 2008ed.による。

(SOCX, [www.oecd.org/els/social/expenditure](http://www.oecd.org/els/social/expenditure))

日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成20年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。(潜在的)国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2005年)



参考表3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較 (2005年)

	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	12.31%	1.77%	1.21%	8.67%	1.11%	0.35%	0.46%	—	0.36%	26.24%
アメリカ	6.59%	0.94%	1.83%	8.92%	0.79%	0.15%	0.37%	—	0.71%	20.31%
イギリス	8.48%	0.26%	3.10%	9.04%	3.90%	0.67%	0.65%	1.85%	0.24%	28.20%
ドイツ	15.15%	0.51%	3.96%	10.35%	2.78%	1.31%	2.23%	0.10%	0.28%	36.65%
フランス	15.15%	2.59%	2.74%	10.73%	4.24%	1.24%	2.36%	1.12%	0.50%	40.65%
スウェーデン	13.47%	0.88%	8.46%	9.51%	4.91%	1.82%	1.69%	0.76%	0.84%	42.34%

参考表3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2005年)

	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	8.96%	1.29%	0.88%	6.31%	0.81%	0.25%	0.33%	—	0.26%	19.09%
アメリカ	5.30%	0.76%	1.47%	7.17%	0.64%	0.12%	0.30%	—	0.57%	16.33%
イギリス	6.63%	0.20%	2.42%	7.06%	3.05%	0.53%	0.51%	1.45%	0.19%	22.03%
ドイツ	11.22%	0.38%	2.93%	7.66%	2.06%	0.97%	1.65%	0.07%	0.21%	27.14%
フランス	10.96%	1.87%	1.98%	7.76%	3.06%	0.89%	1.70%	0.81%	0.36%	29.40%
スウェーデン	9.59%	0.62%	6.02%	6.77%	3.49%	1.29%	1.20%	0.54%	0.60%	30.12%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD 定義 (注1)	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人および決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者および障害者を対象にした在宅および施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data file の公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD, Health Data 2008 の公的支出総額より、(財)医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。
家族	家族を支援するために支出される現金給付および現物給付（サービス）を計上 就学前教育費（2007ed. より追加）	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD 図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出および一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上 (住宅扶助については、生活保護その他に計上)
生活保護その他 (注2)	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被爆者への給付

(注)

- OECD 定義とは OECD Social Expenditure Database の基準である。
- OECD の英語表示で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。



# 第4節 日本の将来推計人口

## （平成18年12月推計）

—平成18(2006)年～平成67(2055)年—

附：参考推計 平成68(2056)年～平成117(2105)年

## 《結果および仮定の要約》

## 1. 平成18年12月推計

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

## 2. 推計結果（死亡中位推計）

出生率仮定 [長期の合計特殊 出生率]		中位仮定 [ 1.26 ]	高位仮定 [ 1.55 ]	低位仮定 [ 1.06 ]	平成14年1月推計 中位仮定 [ 1.39 ]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [ 男= 83.67年 ] [ 女= 90.34年 ]			男= 80.95年 女= 89.22年
総 人 口	平成17年(2005)	12,777万人	12,777万人	12,777万人	12,771万人
	↓				↓
	平成42年(2030)	11,522万人	11,835万人	11,258万人	11,758万人
	↓				↓
平成62年(2050)	9,515万人	10,195万人	8,997万人	10,059万人	
平成67年(2055)	8,993万人	9,777万人	8,411万人		
年 少 (0 ～ 14 歳) 人 口	平成17年(2005)	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,773万人 13.9%
	↓				↓
	平成42年(2030)	1,115万人 9.7%	1,348万人 11.4%	942万人 8.4%	1,323万人 11.3%
	↓				↓
平成62年(2050)	821万人 8.6%	1,109万人 10.9%	622万人 6.9%	1,084万人 10.8%	
平成67年(2055)	752万人 8.4%	1,058万人 10.8%	551万人 6.6%		
生 産 年 齢 (15 ～ 64 歳) 人 口	平成17年(2005)	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,459万人 66.2%
	↓				↓
	平成42年(2030)	6,740万人 58.5%	6,820万人 57.6%	6,649万人 59.1%	6,958万人 59.2%
	↓				↓
平成62年(2050)	4,930万人 51.8%	5,321万人 52.2%	4,610万人 51.2%	5,389万人 53.6%	
平成67年(2055)	4,595万人 51.1%	5,073万人 51.9%	4,213万人 50.1%		

第1部 社会保障の動向

老年 (65歳以上) 人口	平成17年(2005)	2,576万人 20.2%	2,576万人 20.2%	2,576万人 20.2%	2,539万人 19.9%
	↓	↓	↓	↓	
	平成42年(2030)	3,667万人 31.8%	3,667万人 31.0%	3,667万人 32.6%	3,477万人 29.6%
	↓	↓	↓	↓	
平成62年(2050)	3,764万人 39.6%	3,764万人 36.9%	3,764万人 41.8%	3,586万人 35.7%	
↓	↓	↓	↓		
平成67年(2055)	3,646万人 40.5%	3,646万人 37.3%	3,646万人 43.4%		

3. 推計方法

人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は、各要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって設定した。

(1) 出生仮定の要約

1990年生まれ女性コーホート(参照コーホート)の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値または統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、2005年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるものと仮定した。

仮定の種類	出生仮定指標	前提			合計特殊出生率			平成14年 1月推計
		現在の実績値 1955年生まれ の世代		仮定 1990年生ま れの世代 (参照コーホート)	平成17年 (2005) 実績	平成42年 (2030)	平成67年 (2055)	平成62年 (2050)
中位の 仮定	(1) 平均初婚年齢	24.9歳	→ 上昇	28.2歳				
	(2) 生涯未婚率	5.8%	→ 上昇	23.5%	1.26	1.24	1.26	1.39
	(3) 夫婦完結出生児数	2.16人	→ 減少	1.70人				
	(4) 離死別再婚効果	0.952	→ 減少	0.925				
高位の 仮定	(1) 平均初婚年齢		→ 上昇	27.8歳				
	(2) 生涯未婚率	同上	→ 上昇	17.9%	1.26	1.53	1.55	1.63
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少	1.91人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少	0.938				
低位の 仮定	(1) 平均初婚年齢		→ 上昇	28.7歳				
	(2) 生涯未婚率	同上	→ 上昇	27.0%	1.26	1.04	1.06	1.10
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少	1.52人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少	0.918				

注：本推計での生涯未婚率は人口動態統計による日本人女性コーホート50歳時累積初婚率より算出している。参照コーホートの生涯未婚率の仮定値は、前回推計と同定義とした場合、中位20.4%、高位14.6%、低位24.1%となる。

出生性比：2001～05年の出生性比（105.4）を一定とした。

(2) 死亡仮定の要約

1970～2005年の死亡実績に基づき、「死亡中位」（男性83.67年、女性90.34年）の仮定を設定するとともに、パラメータの信頼区間に従い「死亡高位」（男性82.41年、女性89.17年）、「死亡低位」（男性84.93年、女性91.51年）の仮定を設定した（括弧内は平成67(2055)年の平均寿命）。

	実績 平成17(2005)年	死亡中位仮定 平成67(2055)年	平成14年1月推計 平成62(2050)年
男性	78.53年	83.67年	80.95年
女性	85.49年	90.34年	89.22年

(3) 国際人口移動仮定の要約

日本人については1995年10月1日～2005年9月30日（同時多発テロおよび新型肺炎の影響年を除く）の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を一定とした。外国人については、入国超過数を仮定し、2006年の男性25千人、女性26千人から2025年に男性33千人、女性42千人となり、その後一定と仮定した。

# 日本の将来推計人口 (平成18年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。以下、その概要を報告する。本推計は旧人口問題研究所時代を含め、同研究所による全国将来推計人口の公表としては13回目にあたる。

## I 日本の将来推計人口について

日本の将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡、および国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計を行ったものである。将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定に基づく複数の推計を行い、これらにより将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

推計の対象は、外国人を含め、日本に常住する総人口を対象とする。これは国勢調査の対象と同一の定義である。推計の期間は、平成17(2005)年国勢調査を出発点として、平成67(2055)年までを推計の期間とし、各年10月1日時点の人口について推計する。ただし、参考として平成117(2105)年までの人口(各年10月1日時点)を計算して附した。

推計の方法は、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について年齢別に仮定を設け、コーホート要因法により将来の男女別年齢別人口を推計した。仮定の設定は、それぞれの要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって行った(詳しくは「III 推計方法の概要」参照)。

## II 推計結果の概要

日本の将来推計人口では、将来の出生推移について中位、高位、低位の3仮定を設けているが、今回の推計では死亡推移についても中位、高位、低位の3仮定を設けることとした。以下では、まず出生3仮定と死亡中位仮定を組み合わせた3推計の結果の概要について記述し、次いで出生3仮定と死亡高位、および死亡低位とを組み合わせた結果の概要について記述する。なお、以下の記述では各推計はその出生仮定と死亡仮定の組み合わせにより、たとえば出生中位(死亡中位)推計などと呼ぶことにする。

## 〔出生3仮定（死亡中位仮定）の推計結果〕

## 1. 総人口の推移

人口推計の出発点である平成17（2005）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,777万人であった。出生中位推計の結果に基づけば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。平成42（2030）年の1億1,522万人を経て、平成58（2046）年には1億人を割って9,938万人となり、平成67（2055）年には8,993万人になるものと推計される（表1-1、図1-1）。

出生高位推計によれば、総人口は平成65（2053）年に1億人を割って9,944万人となり、平成67（2055）年に9,777万人になるものと推計される（表1-2、図1-1）。

一方、出生低位推計では平成54（2042）年に1億人を割り、平成67（2055）年には8,411万人になるものと推計される（表1-3、図1-1）。

## 2. 年齢3区分別人口規模、および構成の推移

## (1) 年少（0～14歳）人口、および構成比の推移

出生数は昭和48年（1973）年の209万人から平成17（2005）年の106万人まで減少してきた。その結果、年少（0～14歳）人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成17（2005）年国勢調査の1,752万人まで減少した。

出生中位推計の結果によると、年少人口は平成21（2009）年に1,600万人台へと減少する（表1-1、図1-3）。その後も減少が続き、平成51（2039）年には1,000万人を割り、平成67（2055）年には752万人の規模になるものと推計される。

出生高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、出生高位推計においても、年少人口は減少傾向に向かい、平成67（2055）年には1,058万人となる（表1-2）。出生低位推計では、より急速な年少人口減少が見られ、現在の年少人口1,759万人から、平成39（2027）年には1,000万人を割り、平成67（2055）年には551万人となる（表1-3）。

一方、年少人口割合を見ると、出生中位推計によれば、平成17（2005）年の13.8%から減少を続け、平成37（2025）年に10.0%となった後、平成57（2045）年に9.0%を経て、平成67（2055）年には8.4%となる（表1-1、図1-4）。

出生高位推計では、年少人口割合の減少はやや緩やかで、平成24（2012）年に13%台を割り、平成67（2055）年に10.8%となる（表1-2）。

出生低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成22（2010）年に13%台を切り、平成31（2019）年に10%を割り込んだ後、平成67（2055）年に6.6%となる（表1-3）。

## (2) 生産年齢（15～64歳）人口、および構成比の推移

生産年齢人口（15～64歳）は戦後一貫して増加を続け、平成7（1995）年の国勢調査では8,716万人に達したが、その後減少局面に入り、平成17（2005）年国勢調査によると8,409万人となった。

出生中位推計の結果によれば、平成24（2012）年には8,000万人を割り、平成67（2055）年には4,595万人となる（表1-1、図1-3）。

出生高位ならびに低位推計では、生産年齢人口は平成32(2020)年までは中位推計と同一である。その後の出生仮定による違いをみると、高位推計では生産年齢人口の減少のペースはやや遅く、平成67(2055)年に5,073万人となる(表1-2)。低位推計では、生産年齢人口はより速いペースで減少し、平成38(2026)年に7,000万人を割り、平成58(2046)年に5,000万人をも割り込んで、平成67(2055)年には4,213万人となる(表1-3)。

出生中位推計による生産年齢人口割合は、平成17(2005)年の66.1%から減少を続け、平成32(2020)年には60.0%に縮小した後、平成48(2036)年に現在の水準よりおよそ10ポイント低い56.4%を経て、平成67(2055)年には51.1%となる(表1-1、図1-4)。

出生高位推計においても、生産年齢人口割合は当初から一貫して減少を示し、平成67(2055)年には中位推計結果より0.8ポイント高い51.9%となる。

出生低位推計では、生産年齢人口割合の減少は年少人口の急速な減少にともなって一定の期間は相対的に緩やかとなるため60.0%に縮小するのは中位推計より遅い平成38(2026)年である。しかし、その後に減少は加速し、平成67(2055)年には50.1%と中位推計より1ポイント低くなる。

### (3) 老年(65歳以上)人口、および構成比の推移

老年(65歳以上)人口の推移は、死亡仮定が同一の場合、50年間の推計期間を通して出生3仮定で同一となる。すなわち、老年人口は平成17(2005)年現在の2,576万人から、団塊世代が参入を始める平成24(2012)年に3,000万人を上回り、平成32(2020)年には3,590万人へと増加する(表1-1、表1-2、表1-3、図1-3)。その後しばらくは緩やかな増加期となるが、平成42(2030)年に3,667万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の平成54(2042)年に3,863万人でピークを迎える。その後は一貫した減少に転じ、平成67(2055)年には3,646万人となる。

老年人口割合を見ると、平成17(2005)年現在の20.2%(約5人に1人)から、出生3仮定推計とも平成35(2013)年には25.2%で4人に1人を上回り、その後出生中位推計では、平成47(2035)年に33.7%で3人に1人を上回り、50年後の平成67(2055)年には40.5%、すなわち2.5人に1人が老年人口となる(表1-1、図1-2)。

出生高位推計では、平成49(2037)年に33.4%で3人に1人を上回り、平成67(2055)年には37.3%、すなわち2.7人に1人が老年人口である(表1-2、図1-2)

また、出生低位推計では、平成45(2033)年には33.6%で3人に1人を上回り、平成67(2055)年には43.4%、すなわち2.3人に1人が老年人口となる(表1-3、図1-2)

将来の出生水準の違いによる高齢化の程度の差を、出生高位と出生低位の推計結果の比較によってみると、平成42(2030)年には出生低位推計では32.6%、出生高位推計では31.0%と1.6ポイントの差があるが、この差はその後さらに拡大し、平成67(2055)年には、出生低位43.4%、出生高位37.3%と6.1ポイントの差が生じる(図1-2)。

すでに見たように老年人口自体の増加は、平成32(2020)年頃より減速し、平成54(2042)年にピークに減少するにもかかわらず、出生3仮定ともに向こう50年間老年人口割合が増加を続けるのは、年少人口、ならびに生産年齢人口の減少が続くことによる相対的な増大が続くからである。

### 3. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表すための指標として従属人口指数がある。出生中位推計に基づく老年従属人口指数（老年人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の31%（働き手3.3人で高齢者1人を扶養）から2020年代には50%（2人で1人を扶養）を超えて上昇し、平成67（2055）年には79%（1.3人で1人を扶養）となるものと推計される（表1-4）。一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の21%（働き手4.8人で年少者1人を扶養）の水準から今後16～20%の水準の範囲で推移する。低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、平成37（2025）年頃より年少従属人口指数が一定水準以下に大きく低下しないのは、親世代に当たる生産年齢人口も同時に減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を合わせた値を従属人口指数と呼び、生産年齢人口に対する全体の扶養負担の程度を表す。出生中位推計における従属人口指数は、生産年齢人口の縮小傾向のもとで、平成17（2005）年現在の51.3%から平成42（2030）年に70.9%に上昇し、その後平成67（2055）年に95.7%に達する。

出生高位推計における従属人口指数は、出生中位推計に比べ年少従属人口指数が高いため当初これより高く推移するが、2045年以降は逆転し、平成67（2055）年には92.7%となる。逆に出生低位推計における従属人口指数は、当初出生中位推計の同指標より低く推移するが、平成53（2041）年に逆転し、平成67（2055）年には99.6%に達する。

### 4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは、過去における出生数の急増減、たとえば昭和20（1945）～21（1946）年終戦にともなう出生減、昭和22（1947）～24（1949）年の第1次ベビーブーム、昭和25（1950）～32（1957）年の出生減、昭和41（1966）年の丙午（ひのえうま）の出生減、昭和46（1971）年～49（1974）年の第2次ベビーブームとその後の出生減などにより、著しい凹凸を持つ人口ピラミッドとなっている（図1-5（1））。

平成17（2005）年の人口ピラミッドは第1次ベビーブーム世代が50歳代の後半、第2次ベビーブーム世代が30歳代前半にあるが、出生中位推計によってその後の形状の変化を見ると、平成42（2030）年に第1次ベビーブーム世代は80歳代前半、第2次ベビーブーム世代は50歳代後半となる。したがって、平成42（2030）年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代が高年齢層に入ることを中心とするものであることがわかる（図1-5（2））。

その後、平成67（2055）年までの高齢化の進展は、第2次ベビーブーム世代が高年齢層に入るとともに、低い出生率の下で世代ごとに人口規模が縮小して行くことを反映したのとなっている（図1-5（3））。

## 〔出生3仮定（死亡高位仮定、および死亡低位仮定）の推計結果〕

### 1. 死亡高位仮定による推計結果の概要

死亡高位推計は死亡中位推計よりも高い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが遅く、平均寿命が

低めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は多くなり、同じ出生仮定の下では人口は低めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡高位）推計による同年の総人口は、8,819 万人にまで減少する。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡高位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 751 万人（8.5%）、生産年齢人口（構成比）は 4,585 万人（52.0%）、老年人口（構成比）は 3,483 万人（39.5%）となっており、出生中位（死亡中位）推計の結果と比較した場合、老年人口が少なく、老年人口割合も低い推計結果となることが特徴である（表 2-1）。

死亡高位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 2-1、図 2-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,603 万人、出生低位では 8,238 万人、老年人口割合は出生高位では 36.3%、出生低位では 42.3%となる（表 2-2、表 2-3）。とくに出生低位（死亡高位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も少なく、また出生高位（死亡高位）推計に基づく老年人口割合は最も低い結果となっている。

## 2. 死亡低位仮定による推計結果の概要

死亡低位推計は死亡中位推計よりも低い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが速く、平均寿命が高めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は少なくなり、同じ出生仮定の下では人口は高めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡低位）推計による平成 67（2055）年の総人口は、9,167 万人となる。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡低位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 752 万人（8.2%）、生産年齢人口（構成比）は 4,604 万人（50.2%）、老年人口（構成比）は 3,810 万人（41.6%）となっており、出生中位（死亡中位）推計による結果と比較した場合、老年人口が多く、老年人口割合も高い推計結果となることが特徴である（表 3-1）。

死亡低位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 3-1、図 3-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,952 万人、出生低位では 8,584 万人、老年人口割合は出生高位では 38.3%、出生低位では 44.4%となる（表 3-2、表 3-3）。とくに出生高位（死亡低位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も多く、また出生低位（死亡低位）推計に基づく老年人口割合は最も高い結果となっている。

## Ⅲ 推計方法の概要

日本の将来推計人口における推計方法は、これまでと同様にコーホート要因法を基礎としている。コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口については、



加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生まれる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れる。

このコーホート要因法によって将来人口を推計するためには、男女年齢別に分類された(1)基準人口、ならびに同様に分類された(2)将来の出生率(および出生性比)、(3)将来の生残率、(4)将来の国際人口移動率(数)に関する仮定が必要である。本推計では、これらの仮定の設定については、これまでと同様に各要因に関する統計指標の実績値に基づいて、人口統計学的な投影を実施することにより行った。ただし、将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定を設定し、これらに基づく複数の推計を行うことによって将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

## 1. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成17年国勢調査』による平成17(2005)年10月1日現在男女年齢各歳別人口(総人口)を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた(年齢「不詳」の按分は都道府県ごとに行い、これを合計して全国の人口としている)。

## 2. 出生率、および出生性比の仮定

本推計において将来の出生数を推計するためには、当該年次における女性の年齢別出生率が必要である。これを推計する方法として、本推計ではコーホート出生率法を用いた。これは女性の出生コーホートごとにそのライフコース上の出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについては、完結に至るまでの年齢ごとの出生率を推定する方法である。将来各年次の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、コーホート別の率を年次別の率に組み換えることにより得る。なお、今回の推計では、出生率動向の測定の精密化を図る観点から、日本人女性に発生する出生に限定した出生率を対象に動向の把握を行い、これに基づいて総人口の出生動向を推計した。したがって、以下に記述する結婚、出生に関する指標の仮定値は、すべて日本人女性人口に関するものである。

コーホートの年齢別出生率は出生順位別に生涯の出生確率、出生年齢等を指標としたモデルによって統計的推定ないし仮定設定が行われた。すなわち、出生過程途上のコーホートでは、過程途上の実績値により生涯の出生過程の統計的推定を行うが、実績値が少ないか、あるいはまったく存在しない若いコーホートについては、参照コーホートに対して別途推計された指標をもとに各コーホートの出生過程完了時の指標を算出した。なお、参照コーホートは平成2(1990)年生まれとし、その初婚行動、夫婦の出生行動、ならびに離死別・再婚行動に関する各指標を実績統計に基づいて投影により求め、それらの結果として算定されるコーホート合計特殊出生率、ならびに出生順位別分布を定めた。

なお、出生率の将来推移は不確定であることから、出生仮定についてはこれまでと同様に以下の三つの仮定(中位、高位、低位)を設け、それぞれについて将来人口推計を行うこととした。これにより現状から見た出生変動にともなう将来人口の想定し得る変動幅を与えるものとしている。

### (1) 出生中位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は昭和30（1955）年出生コーホートの24.9歳から平成2（1990）年出生コーホートの28.2歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.3歳に至り以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和30（1955）年出生コーホートの5.8%から平成2（1990）年出生コーホートの23.5%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで23.6%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および夫婦の出生行動の変化によって変動する。夫婦の出生行動の変化を示す係数（結婚出生力変動係数）は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.906を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.902に至り以後は変わらない。この係数と①②に示される初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は昭和28～32（1953～57）年出生コーホートの2.19人から平成2（1990）年出生コーホートの1.70人を経て、平成17（2005）年出生コーホートで1.69人まで低下し、以後は変わらない。
- ④ 出生率に対する離婚や死別、再婚の効果は、それらを経験した女性の完結出生児数とそれら配偶関係構造変化の動向により求めた。その結果、出生過程を完結した初婚どうし夫婦の出生水準を基準（1.0）として、離死別・再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.925まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.202を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.198に至り以後は変わらない。

以上により得られたコーホート年齢別出生率を年次別の出生率に組み替え、さらに実績から求めた外国人女性出生率とのモーメント間の関係を一定と仮定して総人口の出生率を構成した。この出生率構成に対応する人口動態統計と同定義の出生率（外国籍女性が生んだ日本国籍出生児も含めた出生率一下式参照）を推計の際に算出することができるが、その結果によれば合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.29となった後、平成25（2013）年の1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて平成42（2030）年の1.24を経て、平成67（2055）年には1.26へと推移する（表4-1、図4-1）。

人口動態統計の合計特殊出生率の定義

$$\text{(合計特殊出生率)} = \sum_{\text{年齢(15~49歳)合計}} \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{日本人女性} \\ \text{の出生数} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{外国人女性の生んだ} \\ \text{日本国籍児の数※} \end{array} \right]}{\text{(日本人女性人口)}}$$

※外国人女性の生んだ日本国籍児とは、日本人を父とする児である。

(2) 出生高位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成17（2005）年出生コーホートまではほぼ同水準で推移し以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの17.9%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで17.1%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生

コーホートを基準（1.0）として以後一旦低下するが、平成2（1990）年出生コーホートまでに再び1.0に回復する。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.91人を経て、平成17（2005）年出生コーホート以後はほぼ同水準で変わらない。

- ④ 出生率に対する離死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.938まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.467を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.478に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.32となった後、平成42（2030）年に1.53を経て、平成67（2055）年には1.55へと推移する（表4-1、図4-1）。

### (3) 出生低位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの28.7歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.8歳に至り以後は変わらない。

- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの27.0%まで進み、平成17（2005）年出生コーホートで27.4%に至り以後は変わらない。

- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.838を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.825に至り以後は変わらない。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.52人まで低下し、平成17（2005）年出生コーホートで1.49人に至り以後は変わらない。

- ④ 出生率に対する離死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.918まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.022を経て、平成17（2005）年出生コーホートの0.999に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.27となった後、平成38（2026）年に1.03台まで低下し、その後わずかに上昇を示して平成67（2055）年には1.06へと推移する（表4-1、図4-1）。

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比（女児数100に対する男児数の比）については、2001～2005年の5年間の実績値である105.4を、平成18（2006）年以降一定として用いた。

### 3. 生残率の仮定（将来生命表）

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要である。将来の生残率を得るためには将来生命表を作成する必要がある。本推計ではこれを作成する方法として現在国際的

## 第1部 社会保障の動向

に標準的な方法とされるリー・カーター・モデルを採用しつつ、これに対して世界の最高水準の平均寿命を示すわが国の死亡動向の特徴に適合させるため、新たな機構を加えて用いた。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的水準（死亡指数）、「死亡の一般的水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的水準の変化に応じて年齢ごとに異なる変化率を記述するモデルである。本推計では過去の死亡率曲線にロジスティック曲線を当てはめて、その年齢シフト量と勾配に関するパラメータを推定し、これによる高齢死亡率の年齢シフトを考慮した上でリー・カーター・モデルを適用することによって、死亡率改善の著しいわが国の死亡状況に適合させた。

死亡指数の将来推計にあたっては、最近35年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45（1970）年以降のデータを用い、男女の死亡率の整合性を図る観点から両者同時に閾値当てはめを行った。年齢シフト量については過去10年間の死亡指数との線形関係を用いて将来推計し、勾配については直近の平均値（男性10年分、女性15年分）を将来に向けて固定した。

なお今回の推計では、近年の死亡水準の改善が従来の理論の想定を超えた動向を示しつつあることから、今後の死亡率推移ならびに到達水準については不確実性が高いものと判断し、複数の仮定を与えることによって一定の幅による推計を行うものとした。すなわち、標準となる死亡率推移の死亡指数パラメータの分散をブートストラップ法により求めて99%信頼区間を推定し、死亡指数が信頼区間の上限を推移する高死亡率推計である「死亡高位」仮定、下限を推移する低死亡率推計である「死亡低位」仮定を付加した。

以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成67（2055）年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

### (1) 死亡中位の仮定について

標準的な将来生命表に基づくと、平成17（2005）年に男性78.53年、女性85.49年であった平均寿命は、平成22（2010）年には男性79.51年、女性86.41年、平成42（2030）年には男性81.88年、女性88.66年、平成67（2055）年には男性83.67年、女性90.34年となる（表4-2、図4-2）。

### (2) 死亡高位の仮定について

死亡高位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が高めに、したがって平均寿命は低めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性82.41年、女性89.17年となる。

### (3) 死亡低位の仮定について

死亡低位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が低めに、したがって平均寿命は高めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性84.93年、女性91.51年となる。

## 4. 国際人口移動率（数）の仮定

国際人口移動の状況は、わが国における国際化の進展や経済情勢の変化にもなって大きく変化する。さらに、わが国の入国管理政策や規制、あるいは諸外国における経済・社会情勢、同時多発テロや新型コロナウイルスの流行などに見られる一時的諸事情によっても変動する。

実績を見ると国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。また理論的には外国人の入国数は、わが国の人口規模ならびに年齢構造とは独立に生じ得る。そのため、本推計においては国際人口移動の仮定は日本人と外国人とに分け、日本人の入国超過率、ならびに外国人の入国超過数の2種類について仮定を設定した。

日本人の国際人口移動の実績を見ると、概ね出国超過を示しており、またその動向は比較的安定していることから、1995～2005年における日本人の男女年齢別入国超過率（純移動率）の平均値を求め（ただし、同時多発テロおよび新型肺炎の影響年である2001～2004年を除く）、偶然変動を除くために平滑化を行った上で平成18（2006）年以降の日本人の入国超過率として設定した。

外国人の国際人口移動の実績を見ると、近年大きな変動がみられるものの概ね入国超過数が増加傾向を示している。主要な相手国ごとの入国超過数の実績動向を将来に投影して平成18（2006）年から平成37（2025）年まで男女別入国超過数を求めた。なお、平成38（2026）年以降は一定とした。また、男女別外国人入国者の年齢別割合は、2000年以降比較的安定していることから、2000～2005年の平均値を補整し、平成18（2006）年以降一定とした（表4-3～4-5、図4-3～4-5）。

表1-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,735	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0
57(2045)	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-2 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,777	17,451	83,729	26,597	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,761	17,305	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,703	17,158	82,334	28,211	13.4	64.5	22.1
21(2009)	127,603	16,971	81,644	28,987	13.3	64.0	22.7
22(2010)	127,463	16,766	81,285	29,412	13.2	63.8	23.1
23(2011)	127,285	16,566	81,015	29,704	13.0	63.6	23.3
24(2012)	127,072	16,347	79,980	30,745	12.9	62.9	24.2
25(2013)	126,824	16,112	78,859	31,852	12.7	62.2	25.1
26(2014)	126,543	15,883	77,727	32,934	12.6	61.4	26.0
27(2015)	126,232	15,643	76,807	33,781	12.4	60.8	26.8
28(2016)	125,890	15,415	76,025	34,450	12.2	60.4	27.4
29(2017)	125,519	15,196	75,346	34,977	12.1	60.0	27.9
30(2018)	125,119	15,006	74,732	35,380	12.0	59.7	28.3
31(2019)	124,690	14,837	74,199	35,655	11.9	59.5	28.6
32(2020)	124,234	14,700	73,635	35,899	11.8	59.3	28.9
33(2021)	123,750	14,530	73,156	36,064	11.7	59.1	29.1
34(2022)	123,241	14,365	72,744	36,131	11.7	59.0	29.3
35(2023)	122,706	14,218	72,278	36,210	11.6	58.9	29.5
36(2024)	122,148	14,086	71,755	36,307	11.5	58.7	29.7
37(2025)	121,567	13,967	71,245	36,354	11.5	58.6	29.9
38(2026)	120,964	13,860	70,734	36,371	11.5	58.5	30.1
39(2027)	120,340	13,760	70,193	36,388	11.4	58.3	30.2
40(2028)	119,696	13,664	69,595	36,438	11.4	58.1	30.4
41(2029)	119,032	13,570	68,952	36,510	11.4	57.9	30.7
42(2030)	118,347	13,477	68,200	36,670	11.4	57.6	31.0
43(2031)	117,643	13,383	67,758	36,502	11.4	57.6	31.0
44(2032)	116,919	13,287	66,951	36,681	11.4	57.3	31.4
45(2033)	116,176	13,188	66,137	36,851	11.4	56.9	31.7
46(2034)	115,415	13,087	65,287	37,041	11.3	56.6	32.1
47(2035)	114,636	12,981	64,406	37,249	11.3	56.2	32.5
48(2036)	113,842	12,872	63,472	37,498	11.3	55.8	32.9
49(2037)	113,032	12,758	62,495	37,779	11.3	55.3	33.4
50(2038)	112,208	12,640	61,482	38,087	11.3	54.8	33.9
51(2039)	111,373	12,517	60,502	38,354	11.2	54.3	34.4
52(2040)	110,529	12,391	59,611	38,527	11.2	53.9	34.9
53(2041)	109,676	12,261	58,796	38,619	11.2	53.6	35.2
54(2042)	108,817	12,129	58,057	38,632	11.1	53.4	35.5
55(2043)	107,954	11,994	57,355	38,605	11.1	53.1	35.8
56(2044)	107,090	11,860	56,708	38,522	11.1	53.0	36.0
57(2045)	106,225	11,725	56,092	38,407	11.0	52.8	36.2
58(2046)	105,362	11,593	55,524	38,245	11.0	52.7	36.3
59(2047)	104,502	11,462	54,961	38,079	11.0	52.6	36.4
60(2048)	103,645	11,335	54,375	37,934	10.9	52.5	36.6
61(2049)	102,793	11,212	53,787	37,794	10.9	52.3	36.8
62(2050)	101,947	11,094	53,212	37,641	10.9	52.2	36.9
63(2051)	101,106	10,980	52,672	37,453	10.9	52.1	37.0
64(2052)	100,269	10,872	52,148	37,248	10.8	52.0	37.1
65(2053)	99,435	10,769	51,652	37,014	10.8	51.9	37.2
66(2054)	98,605	10,672	51,180	36,753	10.8	51.9	37.3
67(2055)	97,775	10,579	50,733	36,463	10.8	51.9	37.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,754	17,429	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,625	17,170	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,416	16,871	82,334	28,211	13.2	64.6	22.1
21(2009)	127,149	16,518	81,644	28,987	13.0	64.2	22.8
22(2010)	126,829	16,132	81,285	29,412	12.7	64.1	23.2
23(2011)	126,458	15,738	81,015	29,704	12.4	64.1	23.5
24(2012)	126,037	15,312	79,980	30,745	12.1	63.5	24.4
25(2013)	125,569	14,858	78,859	31,852	11.8	62.8	25.4
26(2014)	125,059	14,399	77,727	32,934	11.5	62.2	26.3
27(2015)	124,508	13,920	76,807	33,781	11.2	61.7	27.1
28(2016)	123,920	13,445	76,025	34,450	10.8	61.4	27.8
29(2017)	123,296	12,973	75,346	34,977	10.5	61.1	28.4
30(2018)	122,637	12,525	74,732	35,380	10.2	60.9	28.8
31(2019)	121,946	12,093	74,199	35,655	9.9	60.8	29.2
32(2020)	121,224	11,690	73,635	35,899	9.6	60.7	29.6
33(2021)	120,471	11,273	73,133	36,064	9.4	60.7	29.9
34(2022)	119,690	10,949	72,610	36,131	9.1	60.7	30.2
35(2023)	118,881	10,678	71,993	36,210	9.0	60.6	30.5
36(2024)	118,047	10,436	71,305	36,307	8.8	60.4	30.8
37(2025)	117,190	10,220	70,615	36,354	8.7	60.3	31.0
38(2026)	116,309	10,028	69,910	36,371	8.6	60.1	31.3
39(2027)	115,408	9,856	69,163	36,388	8.5	59.9	31.5
40(2028)	114,485	9,700	68,348	36,438	8.5	59.7	31.8
41(2029)	113,542	9,556	67,476	36,510	8.4	59.4	32.2
42(2030)	112,578	9,420	66,488	36,670	8.4	59.1	32.6
43(2031)	111,594	9,291	65,801	36,502	8.3	59.0	32.7
44(2032)	110,589	9,164	64,744	36,681	8.3	58.5	33.2
45(2033)	109,562	9,038	63,674	36,851	8.2	58.1	33.6
46(2034)	108,516	8,911	62,564	37,041	8.2	57.7	34.1
47(2035)	107,448	8,780	61,419	37,249	8.2	57.2	34.7
48(2036)	106,361	8,644	60,219	37,498	8.1	56.6	35.3
49(2037)	105,254	8,502	58,974	37,779	8.1	56.0	35.9
50(2038)	104,130	8,352	57,691	38,087	8.0	55.4	36.6
51(2039)	102,989	8,196	56,439	38,354	8.0	54.8	37.2
52(2040)	101,834	8,032	55,275	38,527	7.9	54.3	37.8
53(2041)	100,666	7,861	54,187	38,619	7.8	53.8	38.4
54(2042)	99,488	7,684	53,173	38,632	7.7	53.4	38.8
55(2043)	98,303	7,502	52,196	38,605	7.6	53.1	39.3
56(2044)	97,112	7,316	51,274	38,522	7.5	52.8	39.7
57(2045)	95,918	7,128	50,383	38,407	7.4	52.5	40.0
58(2046)	94,724	6,941	49,538	38,245	7.3	52.3	40.4
59(2047)	93,530	6,755	48,696	38,079	7.2	52.1	40.7
60(2048)	92,338	6,572	47,831	37,934	7.1	51.8	41.1
61(2049)	91,149	6,395	46,961	37,794	7.0	51.5	41.5
62(2050)	89,966	6,224	46,101	37,641	6.9	51.2	41.8
63(2051)	88,787	6,062	45,271	37,453	6.8	51.0	42.2
64(2052)	87,612	5,909	44,454	37,248	6.7	50.7	42.5
65(2053)	86,441	5,766	43,660	37,014	6.7	50.5	42.8
66(2054)	85,273	5,633	42,887	36,753	6.6	50.3	43.1
67(2055)	84,106	5,510	42,133	36,463	6.6	50.1	43.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。



表1-4 人口の平均年齢、および年齢構造指数：[出生中位・高位・低位（死亡中位）推計]

年次	出生中位(死亡中位)推計				出生高位(死亡中位)推計				出生低位(死亡中位)推計			
	平均年齢 (歳)	総数	年少人口	老年人口	平均年齢 (歳)	総数	年少人口	老年人口	平均年齢 (歳)	総数	年少人口	老年人口
平成17(2005)	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5
18(2006)	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8
19(2007)	44.0	53.8	20.8	33.1	44.0	53.9	20.8	33.1	44.0	53.7	20.7	33.1
20(2008)	44.4	54.9	20.7	34.3	44.3	55.1	20.8	34.3	44.4	54.8	20.5	34.3
21(2009)	44.7	56.0	20.5	35.5	44.6	56.3	20.8	35.5	44.8	55.7	20.2	35.5
22(2010)	45.1	56.5	20.3	36.2	45.0	56.8	20.6	36.2	45.2	56.0	19.8	36.2
23(2011)	45.4	56.7	20.0	36.7	45.3	57.1	20.4	36.7	45.6	56.1	19.4	36.7
24(2012)	45.8	58.3	19.9	38.4	45.6	58.9	20.4	38.4	45.9	57.6	19.1	38.4
25(2013)	46.1	60.1	19.7	40.4	45.9	60.8	20.4	40.4	46.3	59.2	18.8	40.4
26(2014)	46.4	61.9	19.6	42.4	46.2	62.8	20.4	42.4	46.7	60.9	18.5	42.4
27(2015)	46.8	63.3	19.3	44.0	46.5	64.3	20.4	44.0	47.1	62.1	18.1	44.0
28(2016)	47.1	64.4	19.1	45.3	46.8	65.6	20.3	45.3	47.4	63.0	17.7	45.3
29(2017)	47.4	65.2	18.8	46.4	47.0	66.6	20.2	46.4	47.8	63.6	17.2	46.4
30(2018)	47.7	65.8	18.5	47.3	47.3	67.4	20.1	47.3	48.2	64.1	16.8	47.3
31(2019)	48.0	66.2	18.2	48.1	47.6	68.0	20.0	48.1	48.5	64.4	16.3	48.1
32(2020)	48.3	66.7	17.9	48.8	47.8	68.7	20.0	48.8	48.8	64.6	15.9	48.8
33(2021)	48.6	66.9	17.6	49.3	48.0	69.2	19.9	49.3	49.2	64.7	15.4	49.3
34(2022)	48.9	67.1	17.4	49.7	48.3	69.4	19.7	49.7	49.5	64.8	15.1	49.8
35(2023)	49.2	67.4	17.2	50.2	48.5	69.8	19.7	50.1	49.8	65.1	14.8	50.3
36(2024)	49.4	67.7	17.0	50.7	48.7	70.2	19.6	50.6	50.1	65.6	14.6	50.9
37(2025)	49.7	68.1	16.8	51.2	48.9	70.6	19.6	51.0	50.4	66.0	14.5	51.5
38(2026)	49.9	68.4	16.7	51.7	49.1	71.0	19.6	51.4	50.7	66.4	14.3	52.0
39(2027)	50.2	68.8	16.6	52.2	49.3	71.4	19.6	51.8	51.0	66.9	14.3	52.6
40(2028)	50.4	69.4	16.6	52.8	49.5	72.0	19.6	52.4	51.3	67.5	14.2	53.3
41(2029)	50.6	70.0	16.5	53.5	49.6	72.6	19.7	53.0	51.5	68.3	14.2	54.1
42(2030)	50.9	70.9	16.5	54.4	49.8	73.5	19.8	53.8	51.8	69.3	14.2	55.2
43(2031)	51.1	71.1	16.5	54.6	49.9	73.6	19.8	53.9	52.0	69.6	14.1	55.5
44(2032)	51.3	72.2	16.5	55.7	50.1	74.6	19.8	54.8	52.3	70.8	14.2	56.7
45(2033)	51.5	73.3	16.6	56.7	50.2	75.7	19.9	55.7	52.5	72.1	14.2	57.9
46(2034)	51.7	74.6	16.6	57.9	50.4	76.8	20.0	56.7	52.8	73.4	14.2	59.2
47(2035)	51.8	75.9	16.7	59.2	50.5	78.0	20.2	57.8	53.0	74.9	14.3	60.6
48(2036)	52.0	77.4	16.8	60.6	50.6	79.4	20.3	59.1	53.2	76.6	14.4	62.3
49(2037)	52.2	79.1	16.9	62.2	50.7	80.9	20.4	60.5	53.4	78.5	14.4	64.1
50(2038)	52.4	81.0	17.0	64.0	50.8	82.5	20.6	61.9	53.7	80.5	14.5	66.0
51(2039)	52.5	82.8	17.1	65.7	50.9	84.1	20.7	63.4	53.9	82.5	14.5	68.0
52(2040)	52.7	84.3	17.2	67.2	51.1	85.4	20.8	64.6	54.1	84.2	14.5	69.7
53(2041)	52.9	85.7	17.2	68.5	51.2	86.5	20.9	65.7	54.3	85.8	14.5	71.3
54(2042)	53.0	86.8	17.2	69.7	51.2	87.4	20.9	66.5	54.5	87.1	14.5	72.7
55(2043)	53.2	87.9	17.2	70.7	51.3	88.2	20.9	67.3	54.7	88.3	14.4	74.0
56(2044)	53.4	88.7	17.1	71.6	51.4	88.8	20.9	67.9	55.0	89.4	14.3	75.1
57(2045)	53.5	89.5	17.0	72.5	51.5	89.4	20.9	68.5	55.2	90.4	14.1	76.2
58(2046)	53.7	90.1	17.0	73.2	51.6	89.8	20.9	68.9	55.4	91.2	14.0	77.2
59(2047)	53.8	90.8	16.9	73.9	51.7	90.1	20.9	69.3	55.6	92.1	13.9	78.2
60(2048)	54.0	91.5	16.8	74.7	51.8	90.6	20.8	69.8	55.8	93.0	13.7	79.3
61(2049)	54.1	92.3	16.7	75.5	51.8	91.1	20.8	70.3	56.0	94.1	13.6	80.5
62(2050)	54.3	93.0	16.7	76.4	51.9	91.6	20.8	70.7	56.2	95.2	13.5	81.6
63(2051)	54.4	93.7	16.6	77.1	52.0	92.0	20.8	71.1	56.4	96.1	13.4	82.7
64(2052)	54.6	94.3	16.5	77.8	52.1	92.3	20.8	71.4	56.6	97.1	13.3	83.8
65(2053)	54.7	94.8	16.5	78.4	52.1	92.5	20.8	71.7	56.8	98.0	13.2	84.8
66(2054)	54.9	95.3	16.4	78.9	52.2	92.7	20.9	71.8	57.0	98.8	13.1	85.7
67(2055)	55.0	95.7	16.4	79.4	52.3	92.7	20.9	71.9	57.2	99.6	13.1	86.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図1-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

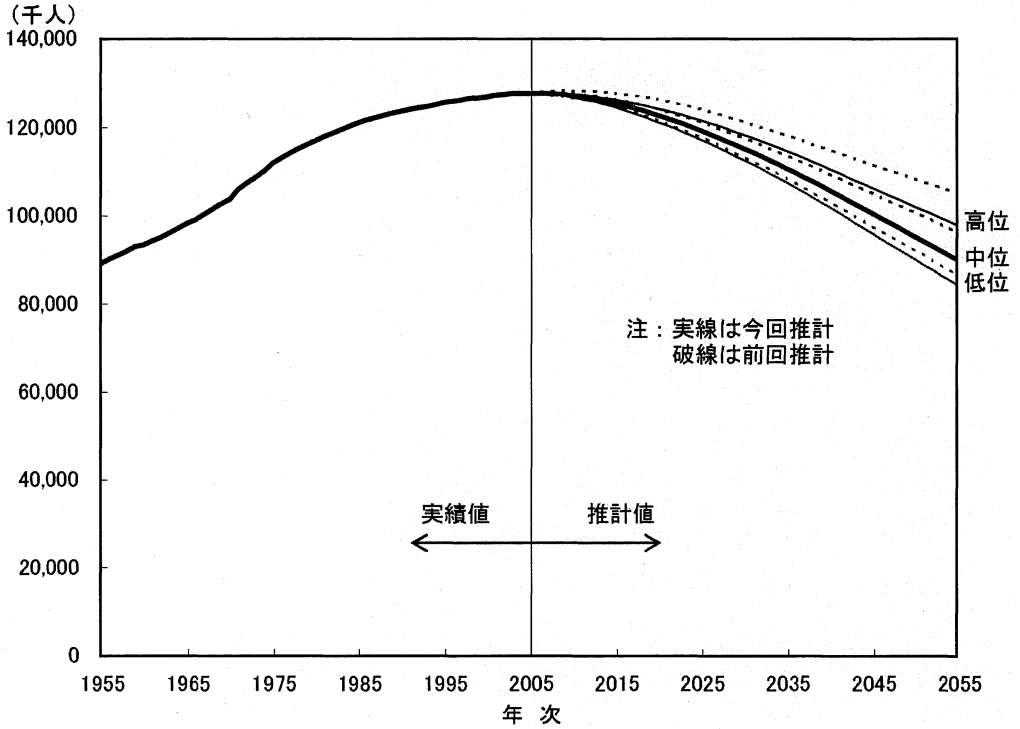


図1-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

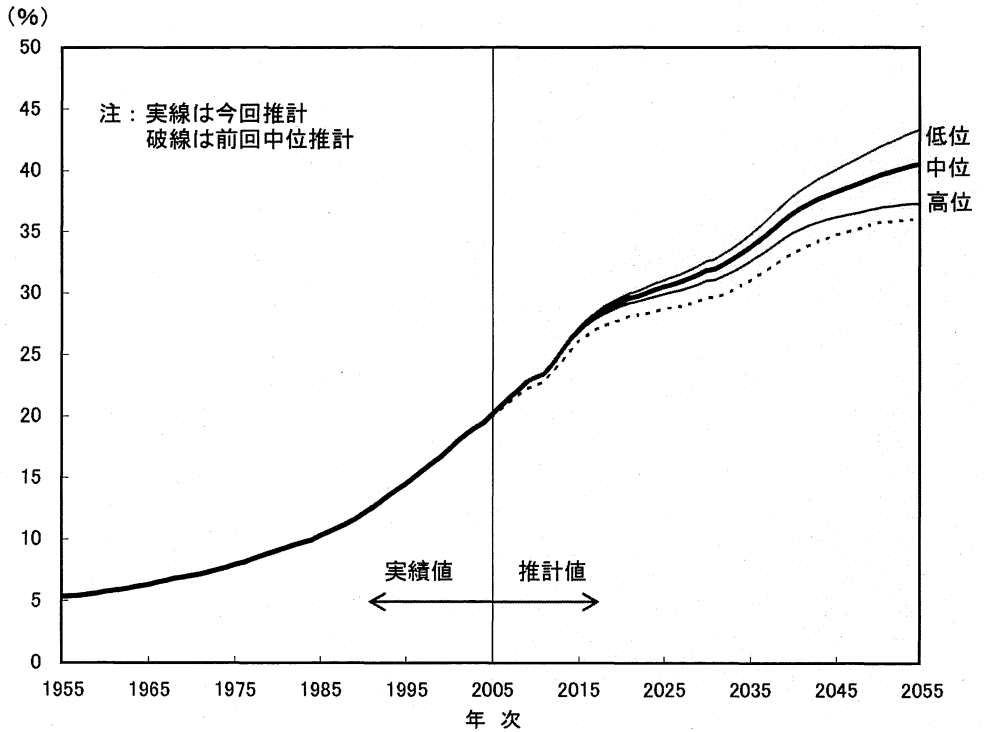


図1-3 年齢3区分別人口の推移—出生中位（死亡中位）推計—

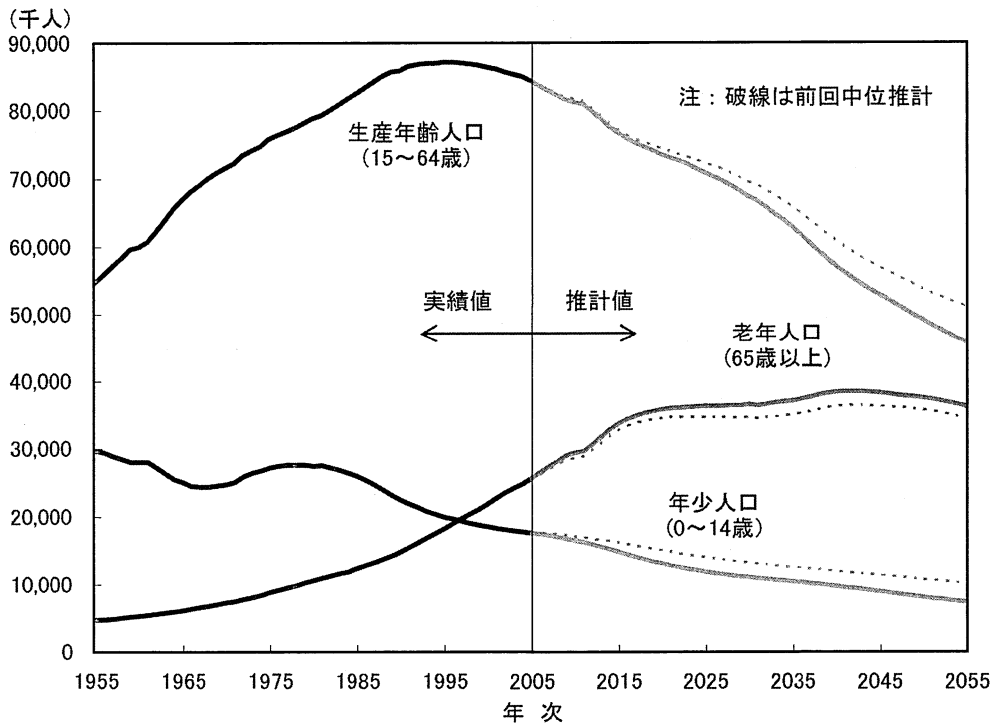


図1-4 年齢3区分別人口割合の推移—出生中位（死亡中位）推計—

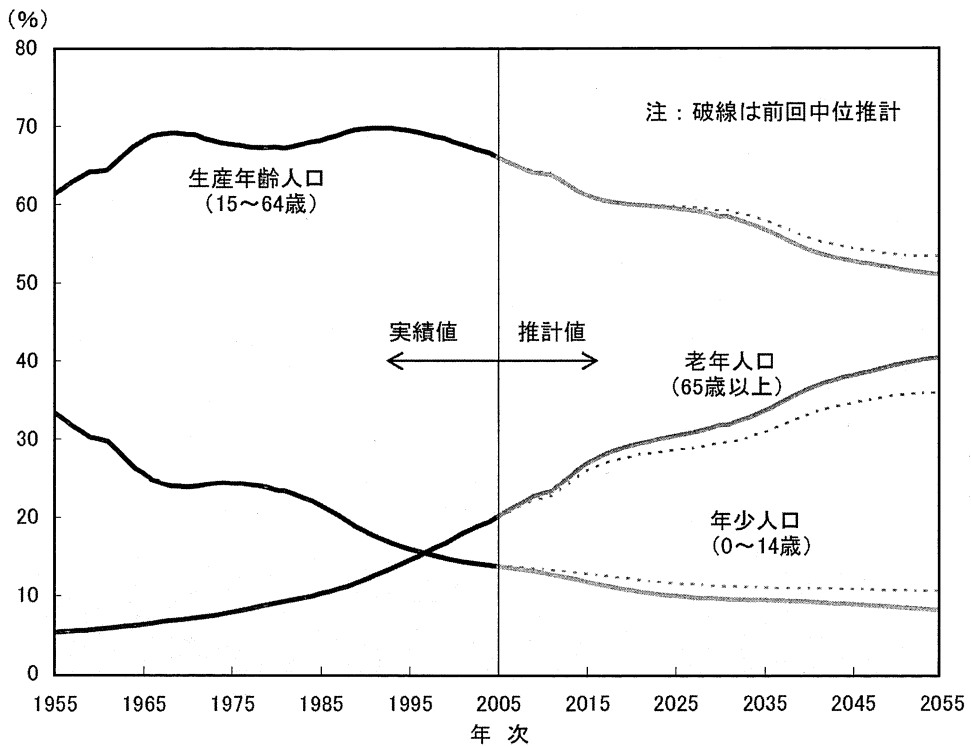
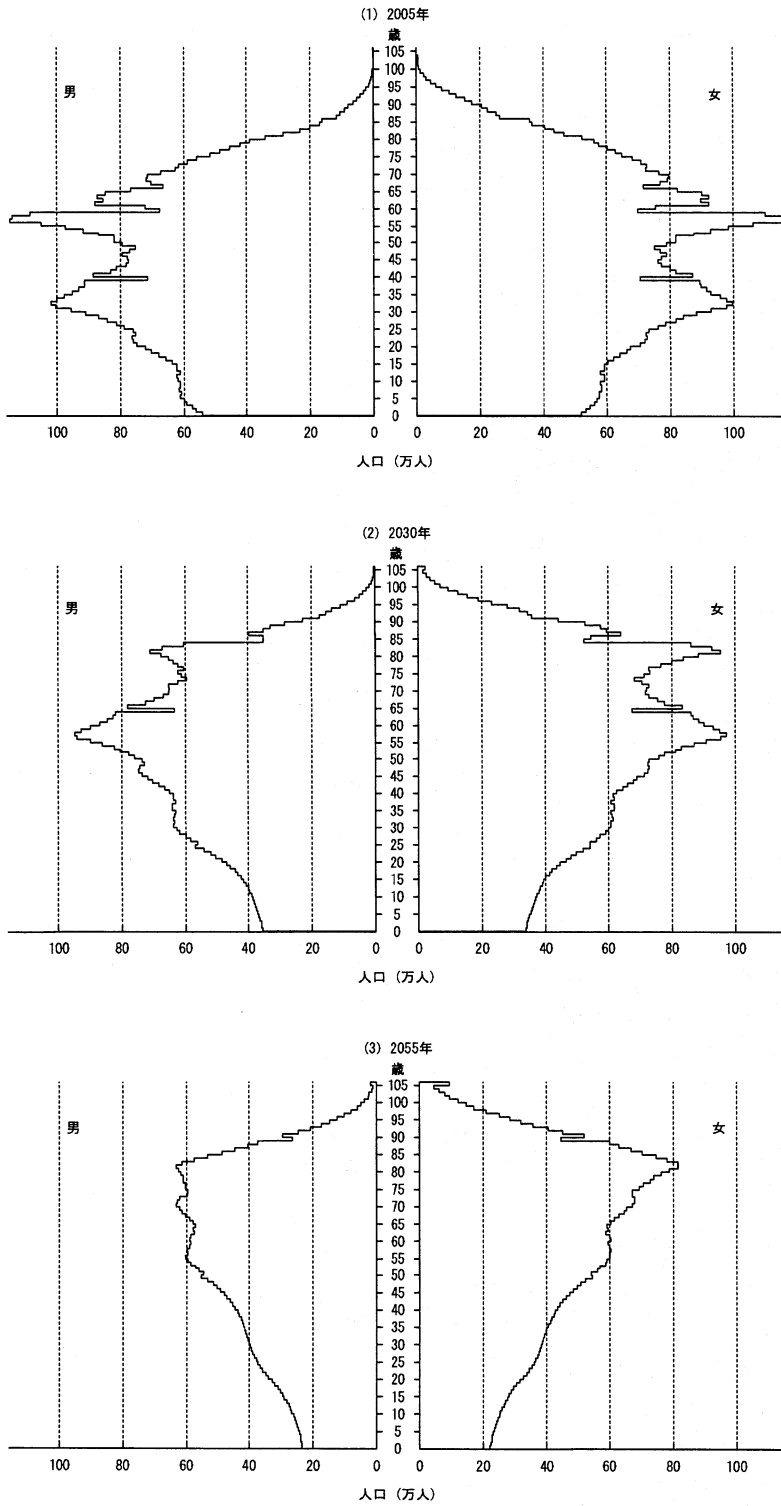


図1-5 人口ピラミッドの変化：出生中位（死亡中位）推計



## 《死亡高位・低位仮定推計結果》

表2-1 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,736	17,436	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,632	17,237	83,001	27,393	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,469	17,022	82,321	28,125	13.4	64.6	22.1
21(2009)	127,257	16,763	81,627	28,868	13.2	64.1	22.7
22(2010)	126,998	16,478	81,263	29,257	13.0	64.0	23.0
23(2011)	126,693	16,192	80,989	29,513	12.8	63.9	23.3
24(2012)	126,343	15,878	79,950	30,515	12.6	63.3	24.2
25(2013)	125,951	15,540	78,826	31,584	12.3	62.6	25.1
26(2014)	125,517	15,199	77,691	32,627	12.1	61.9	26.0
27(2015)	125,044	14,839	76,768	33,436	11.9	61.4	26.7
28(2016)	124,531	14,483	75,983	34,065	11.6	61.0	27.4
29(2017)	123,981	14,130	75,301	34,551	11.4	60.7	27.9
30(2018)	123,395	13,799	74,684	34,911	11.2	60.5	28.3
31(2019)	122,774	13,484	74,148	35,142	11.0	60.4	28.6
32(2020)	122,121	13,197	73,581	35,343	10.8	60.3	28.9
33(2021)	121,437	12,888	73,084	35,465	10.6	60.2	29.2
34(2022)	120,723	12,618	72,617	35,489	10.5	60.2	29.4
35(2023)	119,983	12,377	72,080	35,526	10.3	60.1	29.6
36(2024)	119,218	12,155	71,482	35,582	10.2	60.0	29.8
37(2025)	118,430	11,951	70,890	35,589	10.1	59.9	30.1
38(2026)	117,618	11,764	70,289	35,565	10.0	59.8	30.2
39(2027)	116,785	11,592	69,652	35,541	9.9	59.6	30.4
40(2028)	115,931	11,433	68,948	35,550	9.9	59.5	30.7
41(2029)	115,057	11,285	68,191	35,581	9.8	59.3	30.9
42(2030)	114,163	11,145	67,319	35,699	9.8	59.0	31.3
43(2031)	113,249	11,012	66,747	35,491	9.7	58.9	31.3
44(2032)	112,317	10,883	65,805	35,630	9.7	58.6	31.7
45(2033)	111,367	10,757	64,850	35,760	9.7	58.2	32.1
46(2034)	110,398	10,632	63,855	35,912	9.6	57.8	32.5
47(2035)	109,412	10,506	62,824	36,083	9.6	57.4	33.0
48(2036)	108,410	10,379	61,736	36,295	9.6	56.9	33.5
49(2037)	107,392	10,248	60,603	36,540	9.5	56.4	34.0
50(2038)	106,359	10,113	59,432	36,814	9.5	55.9	34.6
51(2039)	105,314	9,973	58,292	37,050	9.5	55.4	35.2
52(2040)	104,259	9,827	57,240	37,192	9.4	54.9	35.7
53(2041)	103,194	9,676	56,262	37,256	9.4	54.5	36.1
54(2042)	102,123	9,520	55,359	37,243	9.3	54.2	36.5
55(2043)	101,046	9,360	54,494	37,193	9.3	53.9	36.8
56(2044)	99,967	9,196	53,683	37,088	9.2	53.7	37.1
57(2045)	98,886	9,029	52,903	36,953	9.1	53.5	37.4
58(2046)	97,805	8,862	52,171	36,773	9.1	53.3	37.6
59(2047)	96,726	8,694	51,444	36,589	9.0	53.2	37.8
60(2048)	95,650	8,529	50,694	36,428	8.9	53.0	38.1
61(2049)	94,577	8,366	49,940	36,271	8.8	52.8	38.4
62(2050)	93,508	8,207	49,199	36,102	8.8	52.6	38.6
63(2051)	92,442	8,054	48,490	35,898	8.7	52.5	38.8
64(2052)	91,378	7,908	47,795	35,675	8.7	52.3	39.0
65(2053)	90,316	7,767	47,126	35,423	8.6	52.2	39.2
66(2054)	89,255	7,635	46,478	35,143	8.6	52.1	39.4
67(2055)	88,193	7,509	45,852	34,833	8.5	52.0	39.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,751	17,451	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,699	17,305	83,001	27,393	13.6	65.0	21.5
20(2008)	127,604	17,157	82,321	28,125	13.4	64.5	22.0
21(2009)	127,465	16,970	81,627	28,868	13.3	64.0	22.6
22(2010)	127,285	16,765	81,263	29,257	13.2	63.8	23.0
23(2011)	127,066	16,564	80,989	29,513	13.0	63.7	23.2
24(2012)	126,810	16,345	79,950	30,515	12.9	63.0	24.1
25(2013)	126,521	16,110	78,826	31,584	12.7	62.3	25.0
26(2014)	126,199	15,880	77,691	32,627	12.6	61.6	25.9
27(2015)	125,845	15,640	76,768	33,436	12.4	61.0	26.6
28(2016)	125,460	15,412	75,983	34,065	12.3	60.6	27.2
29(2017)	125,044	15,193	75,301	34,551	12.1	60.2	27.6
30(2018)	124,598	15,002	74,684	34,911	12.0	59.9	28.0
31(2019)	124,122	14,833	74,148	35,142	11.9	59.7	28.3
32(2020)	123,619	14,696	73,581	35,343	11.9	59.5	28.6
33(2021)	123,089	14,526	73,099	35,465	11.8	59.4	28.8
34(2022)	122,533	14,361	72,684	35,489	11.7	59.3	29.0
35(2023)	121,953	14,213	72,214	35,526	11.7	59.2	29.1
36(2024)	121,351	14,081	71,688	35,582	11.6	59.1	29.3
37(2025)	120,726	13,962	71,175	35,589	11.6	59.0	29.5
38(2026)	120,079	13,855	70,660	35,565	11.5	58.8	29.6
39(2027)	119,411	13,754	70,116	35,541	11.5	58.7	29.8
40(2028)	118,723	13,659	69,515	35,550	11.5	58.6	29.9
41(2029)	118,014	13,565	68,869	35,581	11.5	58.4	30.1
42(2030)	117,285	13,471	68,115	35,699	11.5	58.1	30.4
43(2031)	116,537	13,377	67,669	35,491	11.5	58.1	30.5
44(2032)	115,771	13,281	66,860	35,630	11.5	57.8	30.8
45(2033)	114,986	13,182	66,044	35,760	11.5	57.4	31.1
46(2034)	114,185	13,080	65,193	35,912	11.5	57.1	31.5
47(2035)	113,368	12,975	64,310	36,083	11.4	56.7	31.8
48(2036)	112,535	12,865	63,376	36,295	11.4	56.3	32.3
49(2037)	111,690	12,751	62,398	36,540	11.4	55.9	32.7
50(2038)	110,832	12,633	61,385	36,814	11.4	55.4	33.2
51(2039)	109,965	12,510	60,405	37,050	11.4	54.9	33.7
52(2040)	109,090	12,383	59,515	37,192	11.4	54.6	34.1
53(2041)	108,209	12,253	58,700	37,256	11.3	54.2	34.4
54(2042)	107,324	12,121	57,960	37,243	11.3	54.0	34.7
55(2043)	106,437	11,986	57,258	37,193	11.3	53.8	34.9
56(2044)	105,550	11,851	56,610	37,088	11.2	53.6	35.1
57(2045)	104,664	11,717	55,994	36,953	11.2	53.5	35.3
58(2046)	103,781	11,584	55,425	36,773	11.2	53.4	35.4
59(2047)	102,903	11,454	54,861	36,589	11.1	53.3	35.6
60(2048)	102,029	11,326	54,275	36,428	11.1	53.2	35.7
61(2049)	101,161	11,203	53,686	36,271	11.1	53.1	35.9
62(2050)	100,298	11,085	53,111	36,102	11.1	53.0	36.0
63(2051)	99,439	10,971	52,570	35,898	11.0	52.9	36.1
64(2052)	98,584	10,863	52,046	35,675	11.0	52.8	36.2
65(2053)	97,732	10,760	51,549	35,423	11.0	52.7	36.2
66(2054)	96,881	10,662	51,077	35,143	11.0	52.7	36.3
67(2055)	96,030	10,569	50,628	34,833	11.0	52.7	36.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2-3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,729	17,428	83,725	26,575	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,564	17,169	83,001	27,393	13.5	65.1	21.5
20(2008)	127,317	16,870	82,321	28,125	13.3	64.7	22.1
21(2009)	127,012	16,517	81,627	28,868	13.0	64.3	22.7
22(2010)	126,651	16,131	81,263	29,257	12.7	64.2	23.1
23(2011)	126,238	15,737	80,989	29,513	12.5	64.2	23.4
24(2012)	125,775	15,310	79,950	30,515	12.2	63.6	24.3
25(2013)	125,267	14,856	78,826	31,584	11.9	62.9	25.2
26(2014)	124,715	14,397	77,691	32,627	11.5	62.3	26.2
27(2015)	124,122	13,917	76,768	33,436	11.2	61.8	26.9
28(2016)	123,490	13,442	75,983	34,065	10.9	61.5	27.6
29(2017)	122,822	12,970	75,301	34,551	10.6	61.3	28.1
30(2018)	122,117	12,522	74,684	34,911	10.3	61.2	28.6
31(2019)	121,380	12,090	74,148	35,142	10.0	61.1	29.0
32(2020)	120,610	11,687	73,581	35,343	9.7	61.0	29.3
33(2021)	119,811	11,270	73,076	35,465	9.4	61.0	29.6
34(2022)	118,984	10,945	72,549	35,489	9.2	61.0	29.8
35(2023)	118,130	10,674	71,929	35,526	9.0	60.9	30.1
36(2024)	117,252	10,432	71,238	35,582	8.9	60.8	30.3
37(2025)	116,350	10,217	70,545	35,589	8.8	60.6	30.6
38(2026)	115,426	10,025	69,837	35,565	8.7	60.5	30.8
39(2027)	114,480	9,852	69,087	35,541	8.6	60.3	31.0
40(2028)	113,514	9,696	68,268	35,550	8.5	60.1	31.3
41(2029)	112,526	9,552	67,394	35,581	8.5	59.9	31.6
42(2030)	111,518	9,416	66,403	35,699	8.4	59.5	32.0
43(2031)	110,490	9,287	65,713	35,491	8.4	59.5	32.1
44(2032)	109,443	9,160	64,653	35,630	8.4	59.1	32.6
45(2033)	108,376	9,034	63,582	35,760	8.3	58.7	33.0
46(2034)	107,289	8,906	62,471	35,912	8.3	58.2	33.5
47(2035)	106,183	8,775	61,325	36,083	8.3	57.8	34.0
48(2036)	105,059	8,639	60,125	36,295	8.2	57.2	34.5
49(2037)	103,916	8,497	58,879	36,540	8.2	56.7	35.2
50(2038)	102,758	8,348	57,596	36,814	8.1	56.1	35.8
51(2039)	101,585	8,191	56,345	37,050	8.1	55.5	36.5
52(2040)	100,400	8,027	55,181	37,192	8.0	55.0	37.0
53(2041)	99,205	7,856	54,093	37,256	7.9	54.5	37.6
54(2042)	98,001	7,679	53,079	37,243	7.8	54.2	38.0
55(2043)	96,792	7,497	52,102	37,193	7.7	53.8	38.4
56(2044)	95,579	7,311	51,180	37,088	7.6	53.5	38.8
57(2045)	94,365	7,123	50,288	36,953	7.5	53.3	39.2
58(2046)	93,151	6,936	49,443	36,773	7.4	53.1	39.5
59(2047)	91,939	6,750	48,601	36,589	7.3	52.9	39.8
60(2048)	90,731	6,567	47,736	36,428	7.2	52.6	40.1
61(2049)	89,526	6,390	46,865	36,271	7.1	52.3	40.5
62(2050)	88,326	6,219	46,005	36,102	7.0	52.1	40.9
63(2051)	87,130	6,057	45,176	35,898	7.0	51.8	41.2
64(2052)	85,938	5,904	44,359	35,675	6.9	51.6	41.5
65(2053)	84,749	5,761	43,565	35,423	6.8	51.4	41.8
66(2054)	83,562	5,628	42,791	35,143	6.7	51.2	42.1
67(2055)	82,375	5,505	42,037	34,833	6.7	51.0	42.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図2-1 総人口の推移—出生高位・中位・低位（死亡高位）推計—

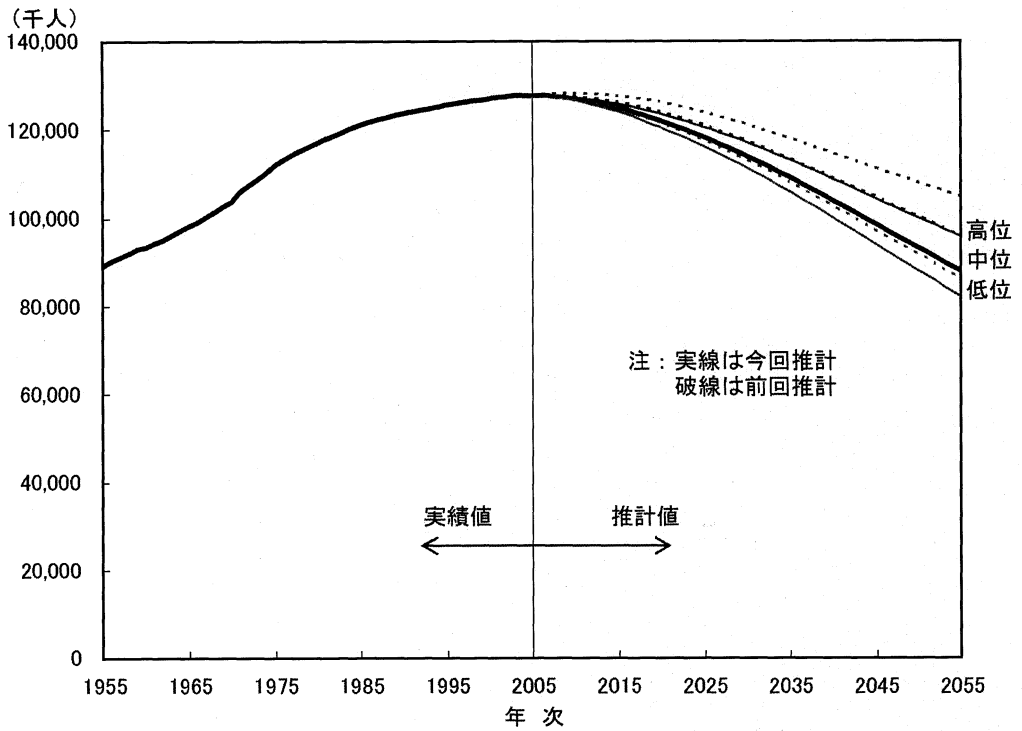


図2-2 老年（65歳以上）人口割合の推移—出生中位・高位・低位（死亡高位）推計—

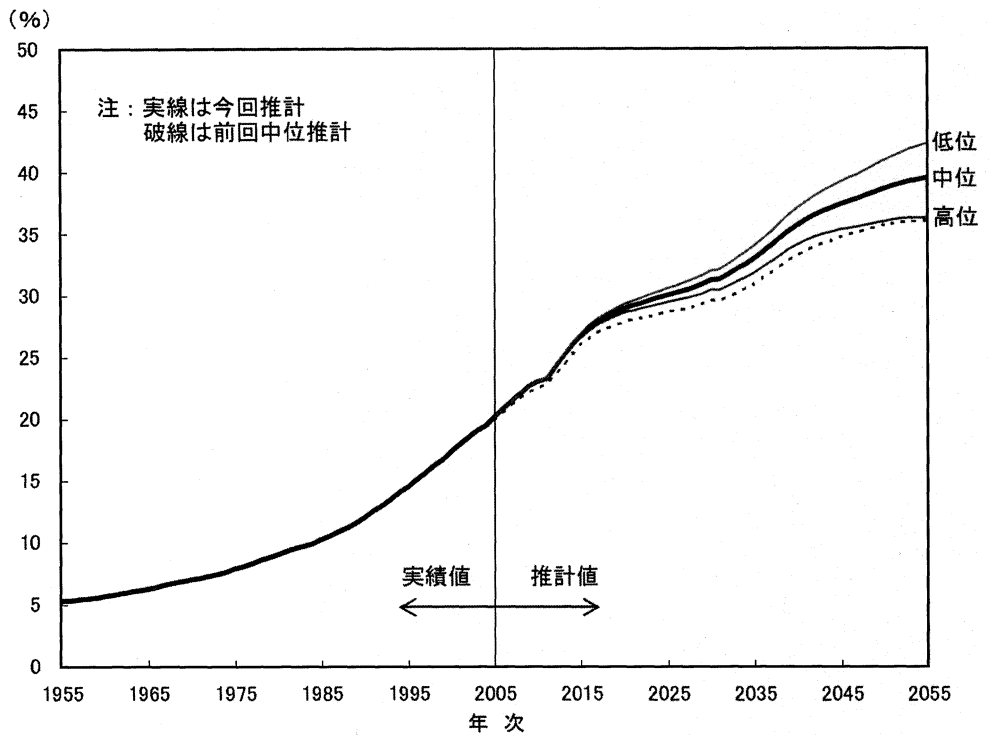




表3-1 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,788	17,437	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,756	17,238	83,018	27,500	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,667	17,024	82,346	28,297	13.3	64.5	22.2
21(2009)	127,533	16,764	81,661	29,107	13.1	64.0	22.8
22(2010)	127,352	16,481	81,306	29,565	12.9	63.8	23.2
23(2011)	127,127	16,194	81,041	29,891	12.7	63.7	23.5
24(2012)	126,858	15,881	80,009	30,967	12.5	63.1	24.4
25(2013)	126,548	15,544	78,892	32,112	12.3	62.3	25.4
26(2014)	126,199	15,203	77,762	33,234	12.0	61.6	26.3
27(2015)	125,811	14,844	76,845	34,122	11.8	61.1	27.1
28(2016)	125,386	14,488	76,065	34,832	11.6	60.7	27.8
29(2017)	124,924	14,136	75,389	35,399	11.3	60.3	28.3
30(2018)	124,427	13,806	74,778	35,843	11.1	60.1	28.8
31(2019)	123,897	13,491	74,248	36,158	10.9	59.9	29.2
32(2020)	123,335	13,205	73,687	36,444	10.7	59.7	29.5
33(2021)	122,743	12,895	73,196	36,651	10.5	59.6	29.9
34(2022)	122,122	12,626	72,736	36,761	10.3	59.6	30.1
35(2023)	121,474	12,385	72,206	36,884	10.2	59.4	30.4
36(2024)	120,799	12,163	71,613	37,024	10.1	59.3	30.6
37(2025)	120,100	11,960	71,028	37,113	10.0	59.1	30.9
38(2026)	119,378	11,773	70,433	37,172	9.9	59.0	31.1
39(2027)	118,633	11,601	69,802	37,230	9.8	58.8	31.4
40(2028)	117,866	11,442	69,104	37,320	9.7	58.6	31.7
41(2029)	117,079	11,294	68,353	37,433	9.6	58.4	32.0
42(2030)	116,273	11,154	67,484	37,634	9.6	58.0	32.4
43(2031)	115,445	11,021	66,919	37,505	9.5	58.0	32.5
44(2032)	114,598	10,892	65,981	37,725	9.5	57.6	32.9
45(2033)	113,731	10,767	65,030	37,935	9.5	57.2	33.4
46(2034)	112,844	10,642	64,037	38,165	9.4	56.7	33.8
47(2035)	111,936	10,517	63,008	38,412	9.4	56.3	34.3
48(2036)	111,010	10,389	61,922	38,698	9.4	55.8	34.9
49(2037)	110,064	10,259	60,790	39,016	9.3	55.2	35.4
50(2038)	109,101	10,124	59,618	39,360	9.3	54.6	36.1
51(2039)	108,121	9,984	58,477	39,661	9.2	54.1	36.7
52(2040)	107,127	9,838	57,424	39,865	9.2	53.6	37.2
53(2041)	106,120	9,688	56,446	39,986	9.1	53.2	37.7
54(2042)	105,103	9,532	55,544	40,027	9.1	52.8	38.1
55(2043)	104,076	9,372	54,678	40,026	9.0	52.5	38.5
56(2044)	103,042	9,208	53,868	39,966	8.9	52.3	38.8
57(2045)	102,004	9,042	53,089	39,873	8.9	52.0	39.1
58(2046)	100,963	8,874	52,358	39,731	8.8	51.9	39.4
59(2047)	99,921	8,707	51,631	39,583	8.7	51.7	39.6
60(2048)	98,879	8,541	50,882	39,456	8.6	51.5	39.9
61(2049)	97,839	8,379	50,128	39,332	8.6	51.2	40.2
62(2050)	96,803	8,220	49,387	39,195	8.5	51.0	40.5
63(2051)	95,769	8,067	48,678	39,024	8.4	50.8	40.7
64(2052)	94,740	7,921	47,984	38,835	8.4	50.6	41.0
65(2053)	93,714	7,781	47,315	38,619	8.3	50.5	41.2
66(2054)	92,691	7,648	46,668	38,376	8.3	50.3	41.4
67(2055)	91,669	7,522	46,042	38,104	8.2	50.2	41.6

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生高位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,803	17,451	83,733	26,619	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,823	17,306	83,018	27,500	13.5	64.9	21.5
20(2008)	127,802	17,159	82,346	28,297	13.4	64.4	22.1
21(2009)	127,740	16,972	81,661	29,107	13.3	63.9	22.8
22(2010)	127,639	16,767	81,306	29,565	13.1	63.7	23.2
23(2011)	127,499	16,567	81,041	29,891	13.0	63.6	23.4
24(2012)	127,325	16,348	80,009	30,967	12.8	62.8	24.3
25(2013)	127,118	16,114	78,892	32,112	12.7	62.1	25.3
26(2014)	126,880	15,885	77,762	33,234	12.5	61.3	26.2
27(2015)	126,612	15,645	76,845	34,122	12.4	60.7	26.9
28(2016)	126,315	15,417	76,065	34,832	12.2	60.2	27.6
29(2017)	125,987	15,199	75,389	35,399	12.1	59.8	28.1
30(2018)	125,631	15,009	74,778	35,843	11.9	59.5	28.5
31(2019)	125,246	14,840	74,248	36,158	11.8	59.3	28.9
32(2020)	124,834	14,704	73,687	36,444	11.8	59.0	29.2
33(2021)	124,396	14,534	73,211	36,651	11.7	58.9	29.5
34(2022)	123,933	14,370	72,803	36,761	11.6	58.7	29.7
35(2023)	123,445	14,222	72,339	36,884	11.5	58.6	29.9
36(2024)	122,933	14,090	71,819	37,024	11.5	58.4	30.1
37(2025)	122,398	13,972	71,313	37,113	11.4	58.3	30.3
38(2026)	121,840	13,865	70,804	37,172	11.4	58.1	30.5
39(2027)	121,261	13,765	70,266	37,230	11.4	57.9	30.7
40(2028)	120,660	13,669	69,671	37,320	11.3	57.7	30.9
41(2029)	120,039	13,576	69,030	37,433	11.3	57.5	31.2
42(2030)	119,397	13,482	68,281	37,634	11.3	57.2	31.5
43(2031)	118,736	13,388	67,842	37,505	11.3	57.1	31.6
44(2032)	118,054	13,292	67,037	37,725	11.3	56.8	32.0
45(2033)	117,354	13,194	66,225	37,935	11.2	56.4	32.3
46(2034)	116,634	13,092	65,377	38,165	11.2	56.1	32.7
47(2035)	115,895	12,987	64,496	38,412	11.2	55.7	33.1
48(2036)	115,139	12,878	63,563	38,698	11.2	55.2	33.6
49(2037)	114,367	12,764	62,586	39,016	11.2	54.7	34.1
50(2038)	113,579	12,646	61,573	39,360	11.1	54.2	34.7
51(2039)	112,777	12,524	60,592	39,661	11.1	53.7	35.2
52(2040)	111,964	12,398	59,701	39,865	11.1	53.3	35.6
53(2041)	111,141	12,268	58,886	39,986	11.0	53.0	36.0
54(2042)	110,310	12,136	58,147	40,027	11.0	52.7	36.3
55(2043)	109,473	12,002	57,446	40,026	11.0	52.5	36.6
56(2044)	108,632	11,867	56,799	39,966	10.9	52.3	36.8
57(2045)	107,790	11,733	56,184	39,873	10.9	52.1	37.0
58(2046)	106,948	11,600	55,616	39,731	10.8	52.0	37.2
59(2047)	106,106	11,470	55,053	39,583	10.8	51.9	37.3
60(2048)	105,268	11,343	54,468	39,456	10.8	51.7	37.5
61(2049)	104,433	11,221	53,880	39,332	10.7	51.6	37.7
62(2050)	103,603	11,102	53,306	39,195	10.7	51.5	37.8
63(2051)	102,778	10,989	52,765	39,024	10.7	51.3	38.0
64(2052)	101,958	10,881	52,242	38,835	10.7	51.2	38.1
65(2053)	101,143	10,778	51,746	38,619	10.7	51.2	38.2
66(2054)	100,331	10,680	51,275	38,376	10.6	51.1	38.2
67(2055)	99,520	10,588	50,828	38,104	10.6	51.1	38.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,780	17,429	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,687	17,170	83,018	27,500	13.4	65.0	21.5
20(2008)	127,515	16,871	82,346	28,297	13.2	64.6	22.2
21(2009)	127,287	16,519	81,661	29,107	13.0	64.2	22.9
22(2010)	127,005	16,133	81,306	29,565	12.7	64.0	23.3
23(2011)	126,671	15,739	81,041	29,891	12.4	64.0	23.6
24(2012)	126,290	15,313	80,009	30,967	12.1	63.4	24.5
25(2013)	125,863	14,860	78,892	32,112	11.8	62.7	25.5
26(2014)	125,396	14,401	77,762	33,234	11.5	62.0	26.5
27(2015)	124,889	13,922	76,845	34,122	11.1	61.5	27.3
28(2016)	124,344	13,447	76,065	34,832	10.8	61.2	28.0
29(2017)	123,764	12,976	75,389	35,399	10.5	60.9	28.6
30(2018)	123,149	12,528	74,778	35,843	10.2	60.7	29.1
31(2019)	122,502	12,096	74,248	36,158	9.9	60.6	29.5
32(2020)	121,823	11,693	73,687	36,444	9.6	60.5	29.9
33(2021)	121,116	11,277	73,188	36,651	9.3	60.4	30.3
34(2022)	120,381	10,952	72,668	36,761	9.1	60.4	30.5
35(2023)	119,619	10,681	72,055	36,884	8.9	60.2	30.8
36(2024)	118,832	10,439	71,369	37,024	8.8	60.1	31.2
37(2025)	118,019	10,224	70,682	37,113	8.7	59.9	31.4
38(2026)	117,184	10,032	69,980	37,172	8.6	59.7	31.7
39(2027)	116,326	9,860	69,236	37,230	8.5	59.5	32.0
40(2028)	115,447	9,704	68,423	37,320	8.4	59.3	32.3
41(2029)	114,547	9,559	67,554	37,433	8.3	59.0	32.7
42(2030)	113,626	9,424	66,568	37,634	8.3	58.6	33.1
43(2031)	112,684	9,295	65,885	37,505	8.2	58.5	33.3
44(2032)	111,721	9,168	64,829	37,725	8.2	58.0	33.8
45(2033)	110,737	9,042	63,760	37,935	8.2	57.6	34.3
46(2034)	109,731	8,915	62,652	38,165	8.1	57.1	34.8
47(2035)	108,704	8,784	61,508	38,412	8.1	56.6	35.3
48(2036)	107,655	8,648	60,309	38,698	8.0	56.0	35.9
49(2037)	106,585	8,506	59,063	39,016	8.0	55.4	36.6
50(2038)	105,496	8,357	57,780	39,360	7.9	54.8	37.3
51(2039)	104,388	8,200	56,527	39,661	7.9	54.2	38.0
52(2040)	103,264	8,036	55,363	39,865	7.8	53.6	38.6
53(2041)	102,126	7,865	54,274	39,986	7.7	53.1	39.2
54(2042)	100,976	7,688	53,261	40,027	7.6	52.7	39.6
55(2043)	99,816	7,506	52,284	40,026	7.5	52.4	40.1
56(2044)	98,649	7,321	51,362	39,966	7.4	52.1	40.5
57(2045)	97,477	7,133	50,471	39,873	7.3	51.8	40.9
58(2046)	96,302	6,945	49,626	39,731	7.2	51.5	41.3
59(2047)	95,127	6,759	48,785	39,583	7.1	51.3	41.6
60(2048)	93,952	6,577	47,920	39,456	7.0	51.0	42.0
61(2049)	92,780	6,399	47,049	39,332	6.9	50.7	42.4
62(2050)	91,613	6,229	46,189	39,195	6.8	50.4	42.8
63(2051)	90,449	6,067	45,359	39,024	6.7	50.1	43.1
64(2052)	89,291	5,914	44,542	38,835	6.6	49.9	43.5
65(2053)	88,138	5,771	43,748	38,619	6.5	49.6	43.8
66(2054)	86,988	5,638	42,974	38,376	6.5	49.4	44.1
67(2055)	85,840	5,515	42,221	38,104	6.4	49.2	44.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図3-1 総人口の推移—出生中位・高位・低位（死亡低位）推計—

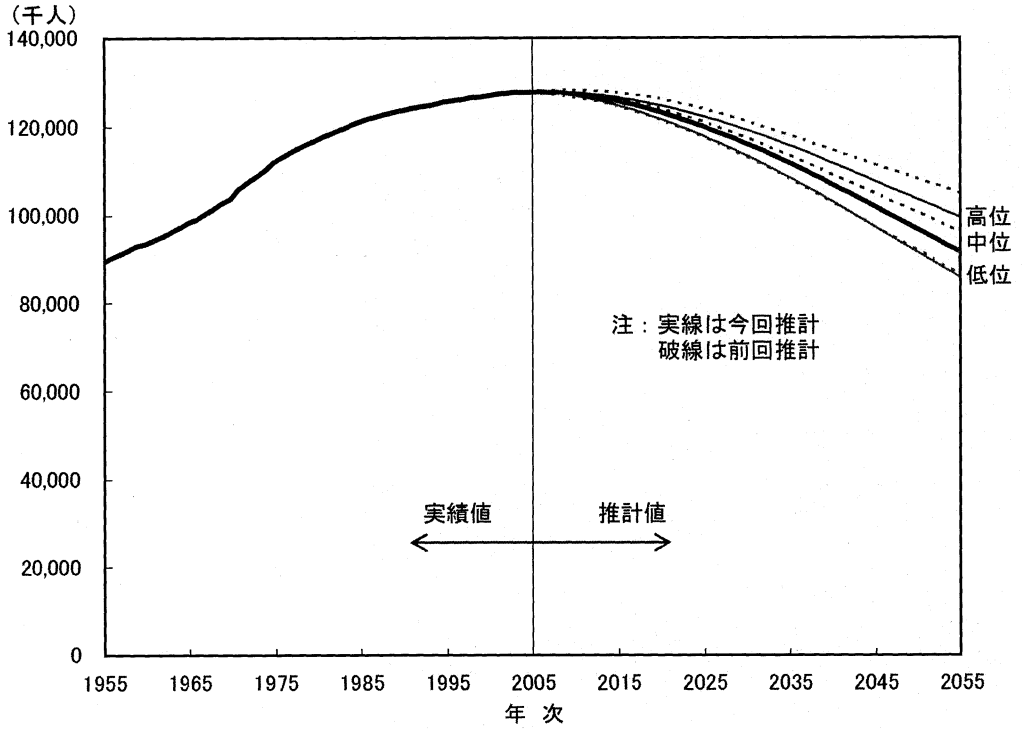
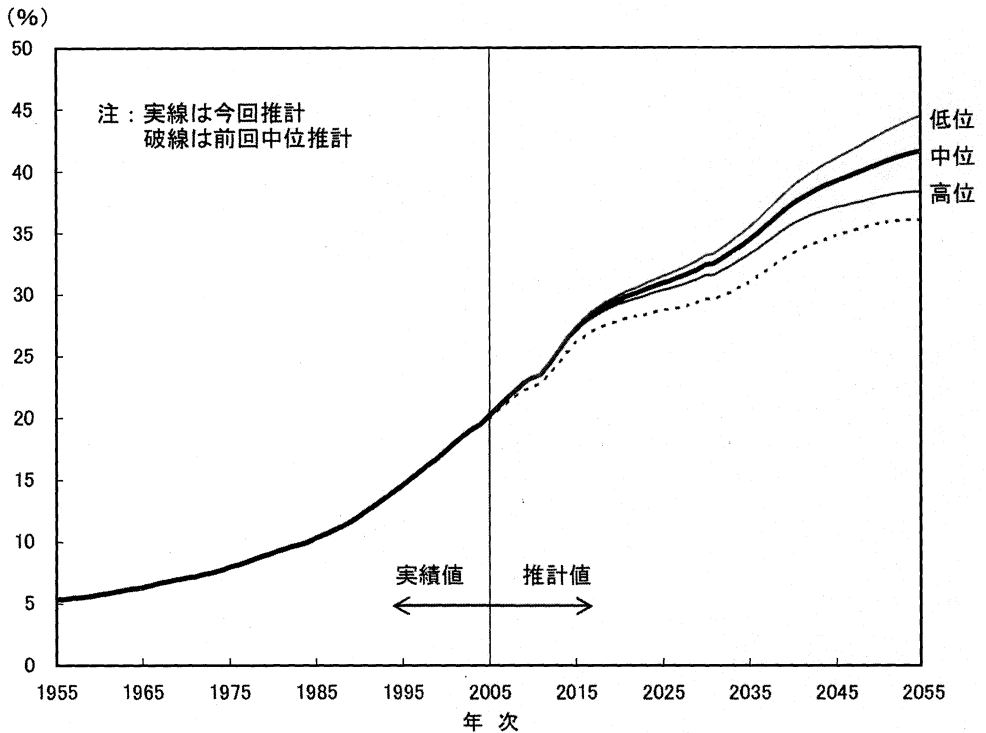


図3-2 老年（65歳以上）人口割合の推移—出生中位・高位・低位（死亡低位）推計—



《仮定値》

表4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

年次	中位	高位	低位
平成 17(2005)	1.2601	1.2601	1.2601
18(2006)	1.2942	1.3243	1.2662
19(2007)	1.2467	1.3170	1.1626
20(2008)	1.2297	1.3179	1.1185
21(2009)	1.2232	1.3214	1.0980
22(2010)	1.2184	1.3282	1.0806
23(2011)	1.2152	1.3383	1.0666
24(2012)	1.2135	1.3516	1.0560
25(2013)	1.2134	1.3677	1.0486
26(2014)	1.2148	1.3853	1.0441
27(2015)	1.2171	1.4033	1.0418
28(2016)	1.2199	1.4210	1.0410
29(2017)	1.2227	1.4376	1.0411
30(2018)	1.2252	1.4528	1.0415
31(2019)	1.2273	1.4664	1.0421
32(2020)	1.2289	1.4783	1.0425
33(2021)	1.2302	1.4885	1.0426
34(2022)	1.2311	1.4971	1.0423
35(2023)	1.2320	1.5042	1.0417
36(2024)	1.2328	1.5100	1.0409
37(2025)	1.2335	1.5145	1.0400
38(2026)	1.2343	1.5181	1.0393
39(2027)	1.2351	1.5209	1.0386
40(2028)	1.2360	1.5231	1.0383
41(2029)	1.2371	1.5249	1.0382
42(2030)	1.2382	1.5264	1.0384
43(2031)	1.2394	1.5277	1.0389
44(2032)	1.2408	1.5289	1.0397
45(2033)	1.2422	1.5301	1.0407
46(2034)	1.2436	1.5311	1.0419
47(2035)	1.2450	1.5322	1.0433
48(2036)	1.2465	1.5332	1.0448
49(2037)	1.2479	1.5342	1.0463
50(2038)	1.2492	1.5351	1.0478
51(2039)	1.2505	1.5360	1.0491
52(2040)	1.2517	1.5368	1.0504
53(2041)	1.2528	1.5376	1.0516
54(2042)	1.2538	1.5383	1.0527
55(2043)	1.2548	1.5389	1.0538
56(2044)	1.2557	1.5395	1.0547
57(2045)	1.2566	1.5401	1.0556
58(2046)	1.2574	1.5407	1.0564
59(2047)	1.2582	1.5412	1.0571
60(2048)	1.2589	1.5418	1.0578
61(2049)	1.2597	1.5424	1.0584
62(2050)	1.2604	1.5429	1.0591
63(2051)	1.2611	1.5435	1.0598
64(2052)	1.2618	1.5441	1.0605
65(2053)	1.2625	1.5447	1.0613
66(2054)	1.2632	1.5454	1.0622
67(2055)	1.2640	1.5461	1.0630

平成17(2005)年は実績値である。死亡中位推計による。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計

年次	死亡中位(年)		
	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.85	85.78	6.93
19(2007)	79.02	85.94	6.92
20(2008)	79.19	86.10	6.91
21(2009)	79.35	86.25	6.90
22(2010)	79.51	86.41	6.90
23(2011)	79.66	86.55	6.89
24(2012)	79.80	86.69	6.89
25(2013)	79.94	86.82	6.88
26(2014)	80.08	86.95	6.87
27(2015)	80.22	87.08	6.86
28(2016)	80.35	87.20	6.85
29(2017)	80.49	87.33	6.84
30(2018)	80.61	87.45	6.83
31(2019)	80.73	87.57	6.84
32(2020)	80.85	87.68	6.83
33(2021)	80.96	87.78	6.83
34(2022)	81.07	87.89	6.82
35(2023)	81.18	87.99	6.81
36(2024)	81.29	88.09	6.80
37(2025)	81.39	88.19	6.79
38(2026)	81.50	88.28	6.79
39(2027)	81.60	88.38	6.78
40(2028)	81.70	88.48	6.78
41(2029)	81.79	88.57	6.78
42(2030)	81.88	88.66	6.78
43(2031)	81.97	88.74	6.78
44(2032)	82.06	88.83	6.77
45(2033)	82.14	88.90	6.76
46(2034)	82.23	88.98	6.76
47(2035)	82.31	89.06	6.75
48(2036)	82.39	89.14	6.74
49(2037)	82.47	89.21	6.74
50(2038)	82.55	89.28	6.73
51(2039)	82.63	89.36	6.73
52(2040)	82.71	89.43	6.72
53(2041)	82.78	89.50	6.72
54(2042)	82.85	89.57	6.72
55(2043)	82.92	89.64	6.72
56(2044)	82.99	89.71	6.72
57(2045)	83.05	89.77	6.72
58(2046)	83.12	89.83	6.72
59(2047)	83.18	89.89	6.71
60(2048)	83.25	89.95	6.70
61(2049)	83.31	90.01	6.70
62(2050)	83.37	90.07	6.69
63(2051)	83.43	90.12	6.69
64(2052)	83.50	90.18	6.68
65(2053)	83.56	90.24	6.68
66(2054)	83.62	90.29	6.67
67(2055)	83.67	90.34	6.67

平成17(2005)年は実績値である。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計（つづき）

年次	(年)					
	死亡高位			死亡低位		
	男	女	男女差	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.51	85.47	6.96	79.19	86.10	6.90
19(2007)	78.66	85.61	6.96	79.39	86.28	6.89
20(2008)	78.80	85.75	6.95	79.58	86.47	6.88
21(2009)	78.94	85.88	6.94	79.76	86.64	6.88
22(2010)	79.07	86.00	6.93	79.93	86.80	6.87
23(2011)	79.20	86.12	6.92	80.11	86.96	6.86
24(2012)	79.33	86.24	6.92	80.28	87.12	6.84
25(2013)	79.45	86.36	6.91	80.45	87.28	6.83
26(2014)	79.57	86.48	6.90	80.61	87.44	6.82
27(2015)	79.68	86.59	6.91	80.77	87.59	6.82
28(2016)	79.79	86.69	6.90	80.92	87.73	6.82
29(2017)	79.89	86.79	6.89	81.06	87.87	6.81
30(2018)	79.99	86.88	6.89	81.21	88.01	6.79
31(2019)	80.09	86.97	6.88	81.36	88.14	6.78
32(2020)	80.19	87.06	6.87	81.50	88.27	6.77
33(2021)	80.29	87.15	6.87	81.64	88.40	6.76
34(2022)	80.38	87.24	6.86	81.77	88.53	6.76
35(2023)	80.47	87.33	6.86	81.90	88.66	6.76
36(2024)	80.56	87.41	6.85	82.02	88.78	6.76
37(2025)	80.64	87.49	6.85	82.15	88.89	6.75
38(2026)	80.72	87.57	6.85	82.27	89.01	6.74
39(2027)	80.80	87.65	6.85	82.39	89.12	6.73
40(2028)	80.87	87.72	6.85	82.51	89.23	6.72
41(2029)	80.95	87.79	6.84	82.63	89.34	6.71
42(2030)	81.02	87.86	6.84	82.74	89.44	6.70
43(2031)	81.09	87.92	6.83	82.85	89.55	6.70
44(2032)	81.16	87.99	6.83	82.95	89.66	6.71
45(2033)	81.23	88.05	6.82	83.06	89.76	6.70
46(2034)	81.29	88.11	6.82	83.16	89.85	6.69
47(2035)	81.36	88.18	6.82	83.26	89.94	6.68
48(2036)	81.42	88.24	6.81	83.36	90.03	6.68
49(2037)	81.49	88.30	6.81	83.46	90.12	6.67
50(2038)	81.55	88.35	6.80	83.55	90.21	6.66
51(2039)	81.61	88.41	6.80	83.65	90.30	6.65
52(2040)	81.67	88.47	6.80	83.74	90.39	6.64
53(2041)	81.72	88.53	6.80	83.83	90.47	6.64
54(2042)	81.78	88.58	6.80	83.92	90.56	6.64
55(2043)	81.83	88.63	6.80	84.00	90.64	6.64
56(2044)	81.88	88.69	6.80	84.09	90.73	6.64
57(2045)	81.93	88.73	6.80	84.17	90.81	6.64
58(2046)	81.98	88.78	6.80	84.25	90.88	6.63
59(2047)	82.03	88.83	6.79	84.33	90.96	6.63
60(2048)	82.08	88.87	6.79	84.41	91.03	6.62
61(2049)	82.13	88.92	6.79	84.49	91.10	6.61
62(2050)	82.18	88.96	6.78	84.57	91.17	6.60
63(2051)	82.22	89.00	6.78	84.64	91.24	6.60
64(2052)	82.27	89.05	6.78	84.72	91.31	6.59
65(2053)	82.32	89.09	6.77	84.79	91.38	6.58
66(2054)	82.36	89.13	6.77	84.86	91.45	6.58
67(2055)	82.41	89.17	6.77	84.93	91.51	6.58

平成17(2005)年は実績値である。

表4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00435	-0.00441	55	-0.00076	0.00005
1	-0.00340	-0.00341	56	-0.00068	0.00010
2	-0.00223	-0.00224	57	-0.00064	0.00012
3	-0.00118	-0.00121	58	-0.00064	0.00011
4	-0.00054	-0.00058	59	-0.00061	0.00012
5	-0.00034	-0.00036	60	-0.00053	0.00015
6	-0.00035	-0.00034	61	-0.00039	0.00021
7	-0.00020	-0.00016	62	-0.00025	0.00024
8	-0.00008	-0.00007	63	-0.00017	0.00022
9	-0.00001	-0.00002	64	-0.00013	0.00020
10	0.00002	0.00000	65	-0.00009	0.00019
11	0.00004	0.00001	66	-0.00002	0.00021
12	0.00020	0.00020	67	0.00002	0.00021
13	0.00035	0.00031	68	0.00004	0.00018
14	0.00035	0.00013	69	0.00007	0.00015
15	0.00031	-0.00001	70	0.00011	0.00012
16	0.00019	-0.00011	71	0.00014	0.00012
17	-0.00006	-0.00028	72	0.00014	0.00013
18	-0.00047	-0.00078	73	0.00012	0.00013
19	-0.00093	-0.00150	74	0.00009	0.00011
20	-0.00130	-0.00214	75	0.00008	0.00007
21	-0.00134	-0.00237	76	0.00007	0.00004
22	-0.00097	-0.00202	77	0.00005	0.00002
23	-0.00055	-0.00155	78	0.00004	0.00002
24	-0.00033	-0.00122	79	0.00004	0.00002
25	-0.00023	-0.00084	80	0.00005	0.00001
26	-0.00023	-0.00047	81	0.00004	0.00001
27	-0.00023	-0.00011	82	0.00004	0.00001
28	-0.00021	0.00000	83	0.00002	0.00001
29	-0.00022	-0.00009	84	0.00001	0.00001
30	-0.00029	-0.00021	85	-0.00001	0.00001
31	-0.00038	-0.00026	86	-0.00002	0.00001
32	-0.00046	-0.00024	87	-0.00003	0.00000
33	-0.00049	-0.00019	88	-0.00003	0.00001
34	-0.00047	-0.00011	89	-0.00003	0.00001
35	-0.00042	-0.00004	90	0.00000	0.00000
36	-0.00040	0.00004	91	0.00000	0.00000
37	-0.00043	0.00014	92	0.00000	0.00000
38	-0.00052	0.00021	93	0.00000	0.00000
39	-0.00059	0.00028	94	0.00000	0.00000
40	-0.00062	0.00033	95	0.00000	0.00000
41	-0.00062	0.00037	96	0.00000	0.00000
42	-0.00062	0.00037	97	0.00000	0.00000
43	-0.00062	0.00032	98	0.00000	0.00000
44	-0.00063	0.00025	99	0.00000	0.00000
45	-0.00066	0.00016	100	0.00000	0.00000
46	-0.00071	0.00009	101	0.00000	0.00000
47	-0.00076	0.00004	102	0.00000	0.00000
48	-0.00080	0.00002	103	0.00000	0.00000
49	-0.00081	0.00000	104	0.00000	0.00000
50	-0.00081	-0.00002	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00082	-0.00003			
52	-0.00085	-0.00004			
53	-0.00086	-0.00004			
54	-0.00084	0.00000			

日本人人口に対する日本人入国超過率。

表4-4 男女別外国人入国超過数

期末年	男	女	期末年	男	女	期末年	男	女
2006	25,890	26,462	2013	30,106	37,518	2020	32,384	40,838
2007	26,677	28,972	2014	30,518	38,263	2021	32,617	41,067
2008	27,390	31,079	2015	30,896	38,891	2022	32,833	41,261
2009	28,038	32,848	2016	31,244	39,421	2023	33,034	41,427
2010	28,627	34,334	2017	31,564	39,869	2024	33,220	41,567
2011	29,165	35,583	2018	31,859	40,247	2025	33,393	41,686
2012	29,656	36,634	2019	32,132	40,567			

(人)

表4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00180	-0.00044	55	-0.00198	-0.00136
1	0.00326	0.00243	56	-0.00222	-0.00153
2	0.00474	0.00309	57	-0.00275	-0.00181
3	0.00304	0.00183	58	-0.00336	-0.00199
4	-0.00004	-0.00005	59	-0.00364	-0.00197
5	-0.00219	-0.00115	60	-0.00340	-0.00185
6	-0.00212	-0.00087	61	-0.00278	-0.00171
7	-0.00102	-0.00012	62	-0.00227	-0.00154
8	0.00045	0.00072	63	-0.00201	-0.00137
9	0.00185	0.00143	64	-0.00197	-0.00119
10	0.00267	0.00182	65	-0.00192	-0.00106
11	0.00283	0.00189	66	-0.00157	-0.00095
12	0.00305	0.00214	67	-0.00118	-0.00090
13	0.00457	0.00297	68	-0.00091	-0.00087
14	0.00626	0.00221	69	-0.00086	-0.00080
15	0.00836	0.00228	70	-0.00083	-0.00068
16	0.01844	0.01240	71	-0.00067	-0.00053
17	0.04253	0.03911	72	-0.00055	-0.00043
18	0.07496	0.07820	73	-0.00049	-0.00040
19	0.10608	0.11587	74	-0.00048	-0.00041
20	0.12761	0.13681	75	-0.00046	-0.00041
21	0.13486	0.13368	76	-0.00037	-0.00036
22	0.12916	0.11243	77	-0.00027	-0.00027
23	0.11461	0.08625	78	-0.00031	-0.00019
24	0.09288	0.06304	79	-0.00044	-0.00014
25	0.06653	0.04632	80	-0.00052	-0.00011
26	0.04411	0.03684	81	-0.00046	-0.00011
27	0.03086	0.03207	82	-0.00034	-0.00013
28	0.02283	0.02817	83	-0.00023	-0.00013
29	0.01665	0.02326	84	-0.00019	-0.00010
30	0.01133	0.01749	85	-0.00018	-0.00007
31	0.00706	0.01187	86	-0.00018	-0.00005
32	0.00418	0.00738	87	-0.00014	-0.00003
33	0.00196	0.00430	88	-0.00009	-0.00002
34	-0.00073	0.00252	89	-0.00004	-0.00001
35	-0.00356	0.00211	90	0.00001	0.00000
36	-0.00551	0.00242	91	0.00000	0.00000
37	-0.00594	0.00277	92	0.00000	0.00000
38	-0.00532	0.00280	93	0.00000	0.00000
39	-0.00438	0.00253	94	0.00000	0.00000
40	-0.00325	0.00225	95	0.00000	0.00000
41	-0.00194	0.00224	96	0.00000	0.00000
42	-0.00083	0.00232	97	0.00000	0.00000
43	-0.00010	0.00198	98	0.00000	0.00000
44	0.00001	0.00134	99	0.00000	0.00000
45	-0.00021	0.00078	100	0.00000	0.00000
46	-0.00043	0.00037	101	0.00000	0.00000
47	-0.00042	0.00003	102	0.00000	0.00000
48	-0.00042	-0.00024	103	0.00000	0.00000
49	-0.00054	-0.00054	104	0.00000	0.00000
50	-0.00075	-0.00082	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00107	-0.00108			
52	-0.00150	-0.00129			
53	-0.00177	-0.00136			
54	-0.00185	-0.00134			

男女別外国人入国超過数を1とした場合の年齢別割合。



図4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

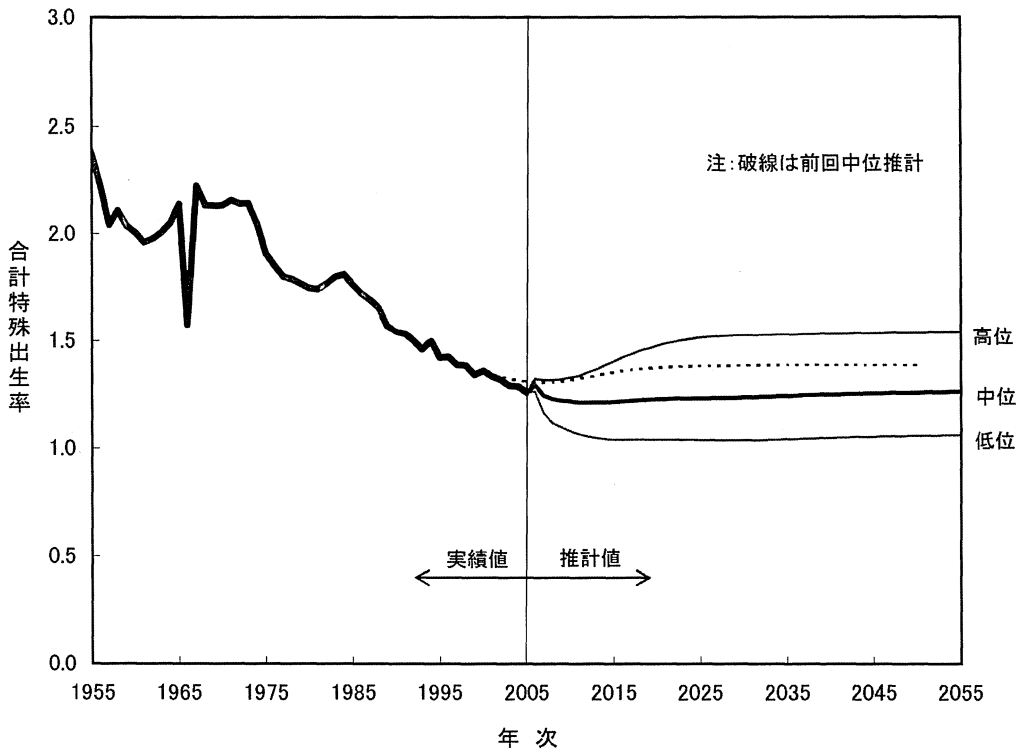


図4-2 平均寿命の推移：中位・高位・低位推計

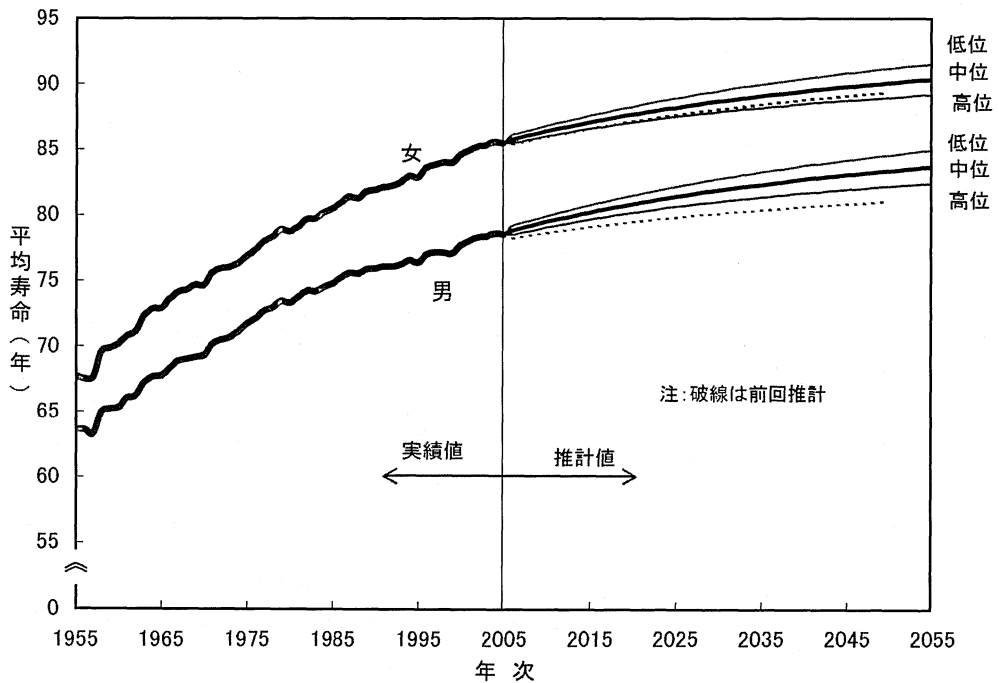


図4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

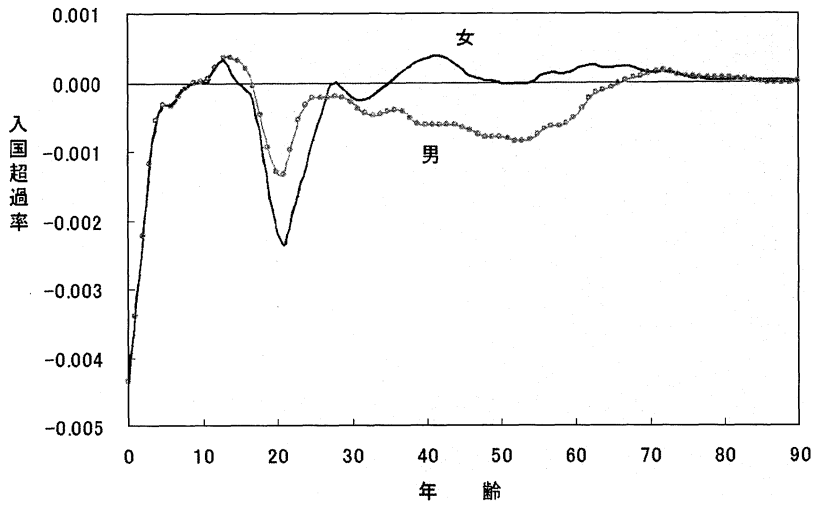


図4-4 男女別外国人入国超過数

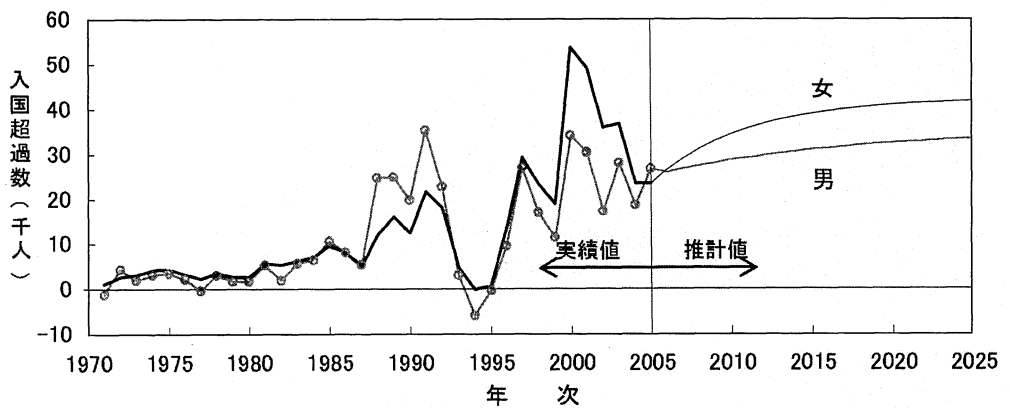
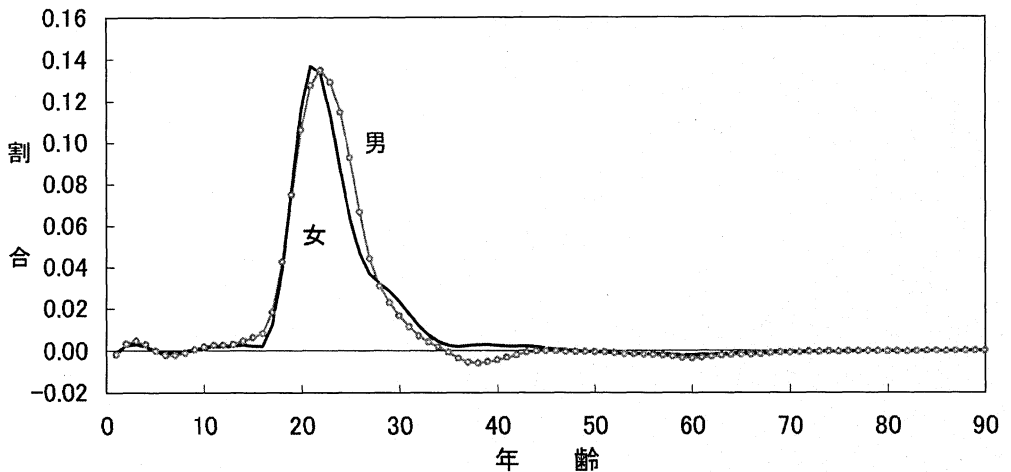
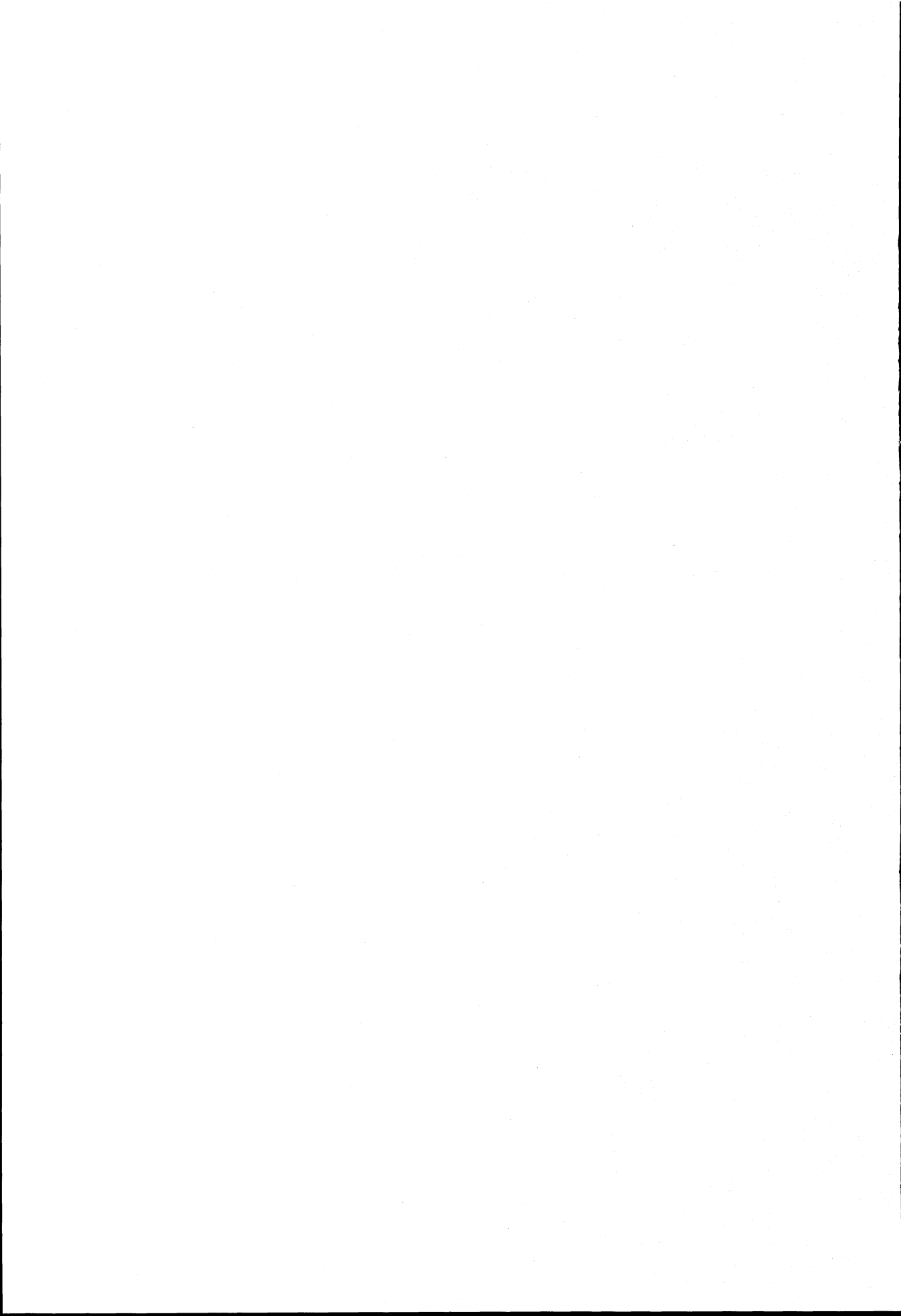


図4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合



## 第Ⅱ部

# 社会保障の体系と現状



# 第1節 社会保障の体系と現状

## 1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「勧告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。  
(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅  
(9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。  
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

## 2 社会保険、児童手当及び長寿医療制度の内容一覧

### ① 医療保険制度

制度の種類		職 域		
根 拠 法		健 康 保 険		船 員 保 険
〔施行〕		健康保険法(大11.4.22法70) [昭2.1.1]		船員保険法 (昭14.4.6法73) [昭15.6.1]
対 象		一 般 被 用 者		法第3条第2項の規定 による労働者
経 営 主 体 (平成19年3月末現在)		政 府	各 種 健 康 保 険 組 合 (1,541)	政 府
加 入 者 数 (平成19年3月末現在)		19,501千人 (家族数16,437千人)	15,456千人 (15,018千人)	13千人 (18千人)
財 源	一般(掛金)率 保険料	4.1% } 4.1% } 8.2%	3.273% } 4.044% } 7.318% (平成19年2月末現在の 平均)	1級日額 ~ 11級日額 120~1,010円 190~1,630円 310~2,640円
	本人使用者 } 計			4.55% } 4.55% } 9.1%
国庫負担・補助 (平成19年度予算)		給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出金分16.4%	事 務 費 給付費の補助(定額)	の 全 額 給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出金分16.4%
保 険 給 付	診 療 等 (一部負担)	3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※(現役並み所得者は3割) ※70歳以上75歳未満の者については、平成21年3月まで1割に据置き		
	入院時食事療養費	標準負担額 ・一般 1食260円 ・低所得者 1食210円 但し、91日目以降は1食160円		
	入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般(I) 1食460円+1日320円 ・一般(II) 1食420円+1日320円 ・特に所得の低い低所得者 1食130円+1日320円 ※療養病床に入院する65歳以上の者が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者は食費のみの負担		
	高額療養費	自己負担限度額 ・70歳未満の者 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位 ・70歳以上75歳未満の者 62,100円、外来(個人ごと)24,600円 (低所得者は24,600円、 現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、外来(個人ごと)44,400円) ※① 世帯合算(70歳未満の者については、同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合 ② 多数該当世帯の負担軽減(12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は70歳未 ③ 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、自己負		
	高額医療・介護合算	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合		
	出産育児一時金	350,000円		
	家族出産育児一時金	350,000円		
	埋 葬 料	50,000円	50,000円	50,000円 付加給付あり
	家族埋葬料	50,000円		50,000円 付加給付あり
	休 業 給 付	傷 病 手 当 金	1日につき標準報酬日額×2/3 1年6月まで	1日につき最大月間標準 賃金日額総額×1/50相当額 6ヵ月(結核性1.5年)まで
出 産 手 当 金		1日につき標準報酬日額×2/3 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合、98日)から出産日後56日まで	1日につき月間標準賃金 日額総額×1/50相当額	1日につき標準報酬日額 ×2/3 出産日以前未就労期間、 出産日後56日分まで
休 業 手 当 金		—		
災 害 給 付	弔 慰 金	—		
	家 族 弔 慰 金	—		
	災 害 見 舞 金	—		

- (注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の)  
 2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。  
 3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。  
 4 各国健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入す  
 5 老人保健制度による医療の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上の者(平成14年9月末に70歳に達しているもの)  
 6 低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等である。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」、社会保険庁「事業年報」

平成20(2008)年4月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)	被用者保険の退職者	
各省庁等共済組合 (21)	各地方公務員等共済組合 (54)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区) (1,818)	各国民健康保険組合 (165)	各市町村
1,101千人 (1,354千人)	2,814千人 (3,318千人)	484千人 (367千人)	47,380千人	3,888千人	退職者 8,645千人
2.96%~4.06% } 5.91%~ 2.96%~4.06% } 8.12% (平成20年9月1日現在)	4.97% } 9.99% 4.97% } (平成20年9月1日現在)	3.36% } 6.72% 3.36% } (平成19年3月末現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 162,973円(平成18年度)		
事務費の全額	〔各地方公共団体が事務費の全額負担〕	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の43%	給付費等の32~55%	なし

・低所得者のうち特に所得の低い者(70歳~74歳) 1食100円

・低所得者 1食210円+1日320円

担(食事療養標準負担額と同額)

所得者は150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する  
 外来(個人ごと)8,000円、特に所得の低い者は15,000円、外来(個人ごと)8,000円、  
 を超える場合その超える額を支給する  
 算して世帯単位で高額療養費を支給  
 満の者は44,400円(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)、70歳以上の現役並み所得者及び一般は44,400円)  
 担限度額は10,000円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

に、負担を軽減する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定。

350,000円			条例・規定の定めるところによる *(基準額350,000円)
350,000円			—
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額×2/3 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額×2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額×2/3 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日から から出産日後56日まで	1日につき給料日額×2/3に一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額×2/3に一定係数を乗じた額 (多胎妊娠の場合は、98日)	—
1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき標準報酬日額×50/100	—
標準報酬月額×1/100	給料月額×1/100	標準給与月額×1/100	—
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	—
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分~3月分	損害の程度に応じ給料の半月分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半月分~3月分	—

設立する健康保険組合にあっては、日雇拋出金を含む)

る者及びその家族については政管健保並である。  
 含む)と65歳以上75歳未満の寝たきりの状態にある者である。

② 年金制度

平成20(2008)年9月現在

制度の種類		国 民 年 金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対 象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であつて、20歳以上60歳未満の者	
経 営 主 体		政 府	
被 保 険 者 数 (平成18年度末現在)		第1号被保険者2,123万人 第2号被保険者3,774万人 第3号被保険者1,079万人	
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額14,410円 <sup>(注1)</sup> (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3 <sup>(注2)</sup> 、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給 付		支 給 要 件	年 金 額
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 <sup>(注3)</sup> 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)	$792,100円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\text{免除月数}}) \times \frac{1}{3} + (\frac{\text{保険料3/4免除月数}}{\text{免除月数}}) \times \frac{1}{2} + (\frac{\text{保険料1/2免除月数}}{\text{免除月数}}) \times \frac{2}{3} + (\frac{\text{保険料1/4免除月数}}{\text{免除月数}}) \times \frac{5}{6}}{480^{(注4)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る <sup>(注5)</sup> ) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 990,100円+加算額 2級 792,100円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)
遺 族 給 付	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 792,100円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) 子に支給する場合 792,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)を子の数で割った額
	寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死 亡 一 時 金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円～32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 平成20年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。  
 2) 平成16年度から引き上げに着手し、19年度は1/3+40/1000。21年度までに1/2に引き上げる。  
 3) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24～20年の期間短縮措置がある。  
 4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25～39年の加入可能年数を12倍した数になる。  
 5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」



平成20(2008)年9月現在

制度の種類		厚生年金保険			
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕			
対象		70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道(JR)・日本たばこ産業(JT)・日本電信電話(NTT)の役員、農林漁業団体等職員			
経営主体		政府			
加入者数 (平成18年度末現在)		3,379万人			
財源	掛金率	(一般男子と女子) (坑内員及び船員) (日本鉄道) <sup>(注2)</sup> (日本たばこ) <sup>(注2)</sup> (農林漁業) <sup>(注3)</sup> $\left. \begin{array}{l} 7.675\% \\ 7.675\% \end{array} \right\} 15.35\%$ $\left. \begin{array}{l} 8.10\% \\ 8.10\% \end{array} \right\} 16.20\%$ $\left. \begin{array}{l} 7.845\% \\ 7.845\% \end{array} \right\} 15.690\%$ $\left. \begin{array}{l} 7.775\% \\ 7.775\% \end{array} \right\} 15.550\%$ $\left. \begin{array}{l} 8.06\% \\ 8.06\% \end{array} \right\} 16.12\%$			
	本人使用者計				
国庫負担		基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注4)</sup> 等、事務費の全額			
給付		支給要件	年金額		
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合は加算	$(\text{平均標準報酬額} \times \frac{7.125^{(注5)}}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481^{(注6)}}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間月数}) + \text{加給年金額}$ (配偶者224,700円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,700円、3人目以上は1人につき74,900円)×改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある		
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない。	$(1,628\text{円} \times \text{改定率} \times \text{生年月日に応じた率} \times \text{加入期間月数}) + \text{上記額(報酬比例+加給)}$ (注)従前額保障等のための経過措置がある		
障害給付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金額(報酬比例)×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額(報酬比例)+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(報酬比例、最低保障594,200円) (注)3級には障害基礎年金は対象外		
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金額(報酬比例)×2(最低保障1,168,000円)		
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給	老齢厚生年金額×3/4		
	順位	(1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要)	(注)子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される		
	配偶者	(2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで594,200円を加算		
	子	(3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき			
	父母				
孫					
祖父母					

- (注) 1) 平成20年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。  
 2) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。なお、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、日本鉄道及び日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は据え置かれる。  
 3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合され、保険料率は20年9月まで厚生年金保険料より0.77%上乘せされるが、10月以降は厚生年金と同率となる。従って、この利率は平成20年9月分である。  
 4) 平成16年度から引き上げに着手し、19年度は1/3+40/1000、21年度までに1/2に引き上げる。  
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.230}{1000}$ とする。  
 6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000}$ 円 $\sim \frac{5.562}{1000}$ 円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕	
対 象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経 営 主 体		国家公務員共済組合連合会	
加 入 者 数 (平成18年度末現在)		107万人	
財 源	掛金率 本人使用者計	(連合会) 7.5125% } 15.025% [一般組合員] 7.5125%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注1)</sup> 等、事務費の全額	
給 付		支 給 要 件	年 金 額
老 齢 給 付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給(特別支給)	$(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125^{(注2)}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481^{(注3)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425^{(注4)}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096^{(注5)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数}) \times 0.985 + \text{加給年金額(配偶者227,900円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)}$ (注)総報酬制の導入などの改正に伴う経過措置がある
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	$\{(1,676\text{円}^{(注6)}) \times \text{組合員期間月数}\} + (\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125^{(注2)}}{1000} \times \text{組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481^{(注3)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数}) + (\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425^{(注4)}}{1000} \times \text{加入期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096^{(注5)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数}) \times 0.985 + \text{加給年金額(同上)}$
障 害 給 付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障594,200円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,188,400円)
遺 族 給 付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
	順位	(1)組合員が死亡したとき	
	配偶者	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき	
	子	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき		
孫			
祖父母			

(注)1)平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

2)昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$  とする。

3)昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$  とする。

4)昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$  とする。

5)昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$  とする。

6)昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円～1,730円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成20(2008)年9月現在

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済						
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕						
対象		地方公務員		私立学校教職員						
経営主体 (平成18年度未現在)		各地方公務員共済組合(65組合)		日本私立学校振興・共済事業団						
加入者数 (平成18年度未現在)		304万人		46万人						
財源	掛金 本人使用者計	7.400% } 14.800% 7.400% }		5.938% } 11.876% 5.938% }						
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注)</sup> 等、 事務費の全額(地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注)</sup> 等、 事務費の一部						
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額					
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)					
	障害給付					障害共済年金	障害一時金			
遺族給付	遺族共済年金					順位	配偶者	1	子	
	父母									2
	孫									
	祖父母									4

(注) 1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

第2部 社会保障の体系と現状

平成20(2008)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成19年度末現在)		各厚生年金基金(626基金)	
加入者数 (平成19年度末現在)		522万人	
財源	免除料 本人使用者計	1.2%~2.5% } 2.4%~5.0% 1.2%~2.5%	
	国庫負担	なし	
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 一定率又は定額給付など ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)

平成20(2008)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成19年度末現在)		各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金	
加入者数 (平成19年度末現在)		64万8千人	
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料：法研「厚生年金基金の手引」「国民年金基金の手引」

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)	法人税法 (制度創設：昭和37年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて 基金を設立	基金型企业年金：厚生労働大臣 の認可を受けて基金を設立 規約型企业年金：信託会社、生 命保険会社等と契約を締結 し厚生労働大臣の承認を受 ける	信託契約・生保契約等につい て国税庁長官の承認（平成14 年4月以降新たなものは認め られず、既存のものは平成24 年3月末までに他制度へ移行 等する必要あり）
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企业年金：企業年金基金 規約型企业年金：事業主	事業主
給 付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の5割以 上の上乗せ給付 ※平成17年4月1日前に設立の 基金は1割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半で あるが、上乗せ部分は大半が 事業主負担	事業主負担を原則とし、本人 も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人 も任意で拠出可能
財 政 検 証	5年ごと（新設基金は3年後） に財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金 の積立を義務づけ （継続基準、非継続基準、積 立上限額）	少なくとも5年ごとに財政再 計算を実施 給付債務等に見合った積立金 の積立を義務づけ （継続基準、非継続基準、積 立上限額）	少なくとも5年ごとに財政再 計算を実施 財政検証の義務はなし
受 託 者 責 任	制度の管理・運営に関わる者 の忠実義務などを規定	同左	明文規定はない
情 報 開 示	財務状況等について加入者等 への情報開示	同左	明文規定はない
税制上の取扱い			
①掛 金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当す る水準を超える部分について 1.173%（国税1%、地方税 0.173%）の特別法人税が課税 （平成22年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分につい て1.173%（国税1%、地方 税0.173%）の特別法人税が 課税 （平成22年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分につい て1.173%（国税1%、地方 税0.173%）の特別法人税が 課税 （平成22年度までは凍結）
③給 付	年 金：雑所得課税 （公的年金等控除） 一時金：退職所得課税 （一定額控除）	年 金：雑所得課税 （公的年金等控除） 一時金：退職所得課税 （一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）	年 金：雑所得課税 （公的年金等控除） 一時金：退職所得課税 （一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）

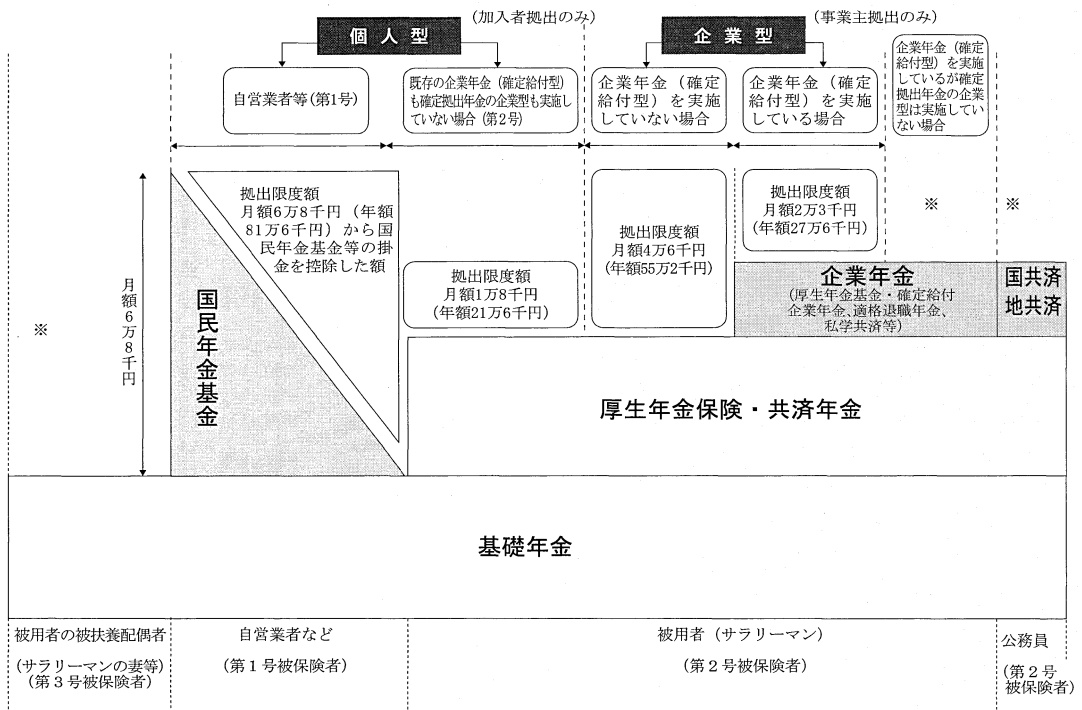
資料：法研「厚生年金基金の手引」

第2部 社会保障の体系と現状

	確定拠出年金				
	企業型年金		個人型年金		
	企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし	
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会		
加入資格	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者）	企業年金加入者、厚生年金基金等の加入員の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）	
加入者数等 （平成20年10月末現在）	承認規約数：2,893件（平成20年11月末現在） 加入者数：3,066千人 実施事業主数：11,166社（平成20年11月末現在）		第1号加入者：38,645名 第2号加入者：59,867名 事業所登録：54,557事業所		
拠出方法	企業拠出（従業員は拠出できない）		個人拠出（企業は拠出できない）		
拠出限度額	月額 23,000円	月額 46,000円	月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 18,000円	
税制	拠出時	非課税（企業が拠出した掛金額は、全額損金算入）		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））	
	運用時	特別法人税課税（平成19年度まで凍結）			
	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除			
給付方法	老齢給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）			
	障害給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6月）を経過した場合に受給することができる			
	死亡一時金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる			
	脱退一時金	給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる			

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(注) ※は確定拠出年金の加入対象外。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

平成19(2007)年3月現在

制度の種類		農 業 者 年 金 基 金	
根 拠 法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対 象		農業者	
経 営 主 体		農業者年金基金	
加 入 者 数		6万1千人	
財 源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
		特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給 付		支 給 要 件	年 金 額
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年 金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき (60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可、農業経営廃止時期の制限なし)	国庫助成額及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額を予定利率で割り戻した額を合計して算出
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
経過措置 加入者への	脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間(時期)に係る月数をもとに算出(保険料納付済総額の約3割程度)
	死亡一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
経過措置 受給者への	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

③ 業務災害補償制度

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
営 主 体		政府 (厚生労働省)	
対 象 人 員 (平成18年度末現在)		5,071万人	
財 源	保 険 料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.45～11.8%を事業主から徴収	
	そ の 他	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付)	
		療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
障害に対するもの		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔社会復帰促進等事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔社会復帰促進等事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
		障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)
遺族に対するもの		年 金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
		一 時 金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額：常時介護は月104,960円、随時介護は52,480円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため 医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業		労災病院、特別支給金、義肢等の支給等	

(注) 1 ( ) 内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業(補償)給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金  
船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」



平成20(2008)年9月現在

船 員 保 険
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103) [昭22.12.1]
船 員
政 府
6万5千人(平成17年度末)
6.4%(船舶所有者負担)
支給費用のうち船員法を超える部分の一部
(受給に加入期間による制限はない)
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり
傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月を超える1日につき標準報酬日額の60% [福祉事業] 傷病手当特別支給金 4月を超える1日につき標準報酬日額の20%
障害年金 最終標準報酬月額額の10.4月分(1級)～4.4月分(7級) [福祉事業] 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%
障害手当金 最終標準報酬月額額の20月分(1級)～2月分(7級) [福祉事業] 障害第一種特別支給金 65万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%
遺族年金 最終標準報酬月額額の5.5月分(加給金の対象となる子の数0人)～8.2月分(加給金の対象となる子の数3人以上) [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%
○遺族年金を受ける遺族がない場合に支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8%
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,590円、随時介護は月52,300円)、あるいは一律定額
葬祭料 最終標準報酬月額額の2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)
なし
船員保険病院、特別支給金、補装具の支給等

の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う(スライド制)。

第2部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	91万3千人(平成18年7月1日現在)		303万5千人(平成18年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ～245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別給付金 平均給与額の313日分(1級) ～245日分(3級)	
障害に対するもの	年 金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)～450万円(7級) (通勤途上の場合は、910万円(1級)～285万円(7級)) 障害特別給付金 平均給与額の313日分(1級)～131日分(7級)	国 家 公 務 員 災 害 補 償 に 同 じ
	一 時 金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 295万円(8級)～40万円(14級) (通勤途上の場合は、185万円(8級)～25万円(14級)) 障害特別給付金 平均給与額の503日分(8級)～56日分(14級)	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)		
遺族に対するもの	年 金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 平均給与額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上)	
	一 時 金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,200万円～480万円) 遺族特別給付金 平均給与額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：法研「社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	<p>障害共済年金〔公務上〕</p> <p>1級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分)×1.25+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額4,212,500円)</p> <p>2級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分)×1.00+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額2,601,800円)</p> <p>3級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分) (最低保障額2,354,100円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.985<sup>1)</sup></p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額 (平均標準報酬月額×<math>\frac{7.5}{1000}</math>×平成15年3月以前の加入期間月数<sup>2)</sup>)</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額 (平均標準報酬額×<math>\frac{5.769}{1000}</math>×平成15年4月以降の加入期間月数<sup>2)</sup>)</p> <p>(2)職域年金分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.985<sup>1)</sup></p> <p>&lt;障害等級1級の場合&gt;</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額×<math>12 \times \frac{30}{100}</math>+平均標準報酬月額×<math>\frac{1.875}{1000}</math>×300月を超えた加入期間月数)×平成15年3月以前の加入期間月数/組合員等の全加入月数</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：(平均標準報酬額×<math>12 \times \frac{23.077}{100}</math>+平均標準報酬額×<math>\frac{1.422}{1000}</math>×300月を超えた加入期間月数)×平成15年4月以降の加入期間月数/組合員等の全加入月数</p> <p>☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率<math>\frac{30}{100}</math>は<math>\frac{20}{100}</math>、<math>\frac{1.875}{1000}</math>は<math>\frac{1.5}{1000}</math>、②の支給乗率<math>\frac{23.077}{100}</math>は<math>\frac{15.385}{100}</math>、<math>\frac{1.422}{1000}</math>は<math>\frac{1.154}{1000}</math>となる。</p> <p>(3)配偶者の加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に227,900円</p>		
	年金	<p>遺族共済年金〔公務上〕</p> <p>(1)厚生年金相当部分×<math>\frac{3}{4}</math>+(2)職域年金分+(3)中高齢の妻の加算 (最低保障額1,053,100円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：障害共済年金と同じ(長期要件<sup>3)</sup>、短期要件<sup>4)</sup>)</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率<math>\frac{7.5}{1000}</math>は生年月日に応じて<math>\frac{10 \sim 7.5}{1000}</math>で計算、②の支給乗率<math>\frac{5.769}{1000}</math>は<math>\frac{7.692 \sim 5.769}{1000}</math>で計算</p> <p>(2)職域年金分：障害共済年金と同じ(長期要件<sup>3)</sup>、短期要件<sup>4)</sup>)</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額×<math>\frac{3.375}{1000}</math>+平成15年3月以前の加入期間月数<sup>5)</sup></p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額×<math>\frac{2.596}{1000}</math>+平成15年4月以降の加入期間月数<sup>5)</sup></p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率<math>\frac{3.375}{1000}</math>は生年月日に応じて<math>\frac{3.000 \sim 3.375}{1000}</math>で計算、②の支給乗率<math>\frac{2.596}{1000}</math>は<math>\frac{2.308 \sim 2.596}{1000}</math>で計算</p> <p>(3)中高齢の妻の加算：594,200円</p>		

(注) 1) 0.985は平成19年度のスライド率

2) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額

3) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき

4) 短期要件は、受給要件の長期要件以外

5) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額

資料：法研「社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

制度の種別		雇 用 保 険																																																
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者																																														
保 険 者		政 府																																																
被 保 険 者 数 (平成19年度末現在)		3,724万人																																																
財 源	保 険 料 率 本 人 使 用 者 計	$\left. \begin{array}{l} 0.60\% \\ 0.90\% \end{array} \right\} 1.50\% \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{農林水産業、清酒製造業については、} 0.70\% \\ \text{建設業については、} 0.70\% \end{array} \right\} 1.70\%$ $\left. \begin{array}{l} 0.60\% \\ 0.90\% \end{array} \right\} 1.50\% \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{農林水産業、清酒製造業については、} 0.70\% \\ \text{建設業については、} 1.10\% \end{array} \right\} 1.80\%$ <p>(うち0.3%(建設業は0.4%)は二事業分)</p>																																																
	国 庫 負 担	求職者給付費は給付費の原則1/4(日雇労働求職者は1/3、高齢者求職者給付はなし)、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付費の原則1/8(高齢者雇用継続給付はなし) * 当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																																
失 業 等 給 付	求 職 者 給 付	基 本 手 当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上(倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可) (2) 日 額…前職賃金(賞与等を除く)の8割~5割(60歳以上65歳未満の者については、8割~4.5割) (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者(③を除く)	基本手当の日額の30(当分の間40)日分に相当する特例一時金を支給  特例一時金の支給を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給	高齢者求職者給付金 (1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="5">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	180日	240日	270日	330日	45歳以上 60歳未満	150日	180日	210日	240日	60歳以上 65歳未満					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">算定基礎期間</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1年未満</td> <td>30日分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1年以上</td> <td>50日分</td> </tr> </tbody> </table>	算定基礎期間		給付金額	1年未満		30日分	1年以上		50日分
					被保険者であった期間																																													
				1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																										
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																													
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																													
35歳以上 45歳未満		180日	240日	270日	330日																																													
45歳以上 60歳未満		150日	180日	210日	240日																																													
60歳以上 65歳未満																																																		
算定基礎期間		給付金額																																																
1年未満		30日分																																																
1年以上		50日分																																																
②倒産・解雇等以外の事由による離職者(③を除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 年 齢</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全 年 齢	90日	120日	150日																																		
	被保険者であった期間																																																	
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																													
全 年 齢	90日	120日	150日																																															
③就職困難者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日																														
	被保険者であった期間																																																	
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																													
45歳未満	150日	300日																																																
45歳以上 65歳未満		360日																																																
		(4) 給付日数の延長は次の3種類 イ. 訓練延長給付 ロ. 広域延長給付 ハ. 全国延長給付		ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給																																														
	技能 習得 手当	(1) 受講手当…日額500円 (2) 通所手当…42,500円を限度とする 交通費実費	同左*	—																																														
	寄宿 手当	月額10,700円	同左*	—																																														
	傷病 手当	基本手当日額と同額	—	—																																														

平成20(2008)年8月現在

		船 員 保 険																																																							
		船員保険法(失業部門創設)昭14.4.6法73 [昭22.11.1]																																																							
日 雇 労 働 者		船 員																																																							
政		府																																																							
2万4千人		4万9千人 (平成18年度末現在)																																																							
次の印紙保険料を左に加えて納付 1級 $\frac{88}{88}$ 円 } 176円    2級 $\frac{73}{73}$ 円 } 146円 3級 $\frac{48}{48}$ 円 } 96円		0.9% } 1.8% 0.9% }																																																							
給付費の1/3		求職者給付は1/4(就職促進手当・高齢求職者給付金を除く)、雇用継続給付は1/8																																																							
<p>給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給</p> <p>①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上</p> <p>②第2級給付金 イ. 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く)</p> <p>③第3級給付金 その他の場合</p> <p>なお、継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給</p>		<p>・失業保険金 (1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～5割 (3)給付日数</p> <p>①一般の離職者(②、③に該当する者を除く)</p> <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上5年未満</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>日 数</td> <td>50日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table> <p>②障害者等の就職困難者</p> <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>110日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>110日</td> <td>360日</td> </tr> </table> <p>③特定受給資格者(倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者)</p> <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上5年未満</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="4">50日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> </table> <p>・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後に失業したとき、失業保険金の支給に代えて支給</p> <table border="1"> <tr> <td>算定基礎期間</td> <td>高齢求職者給付金の額</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>失業保険金日額の 50日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の 30日分</td> </tr> </table> <p>*給付日数の延長は次の2種類 イ. 職業補導延長給付 ロ. 全国延長給付</p>		被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	日 数	50日	90日	90日	120日	150日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	50日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	1年以上	失業保険金日額の 50日分	1年未満	失業保険金日額の 30日分
被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																				
日 数	50日	90日	90日	120日	150日																																																				
被保険者であった期間	1年未満	1年以上																																																							
45歳未満	110日	300日																																																							
45歳以上60歳未満	110日	360日																																																							
被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																				
30歳未満	50日	90日	120日	180日	—																																																				
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日																																																				
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日																																																				
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																				
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																																								
1年以上	失業保険金日額の 50日分																																																								
1年未満	失業保険金日額の 30日分																																																								
—		(1)受講手当…原則として日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																																							
—		月額10,700円																																																							
—		傷病給付金 失業保険金日額と同額																																																							

第2部 社会保障の体系と現状

制度の種別		雇 用 保 険		
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]		
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者
失 業 等 給 付 雇 用 継 続 給 付	就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30% ③常用就職支度手当…基本手当日額の13.5日～27日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く)	—
	教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年(ただし、初回に限り1年)以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定 (2)支 給 額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%(上限10万円)	—	—
	高年齢雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支 給 額…60歳以後の賃金の15%(各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は通減した率) (3)支給期間…65歳に達する月までの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—
	育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の50%(30%を休職期間中、残額は職場復帰後6ヵ月間雇用された後) (3)支給期間…1歳未満(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)の子を養育する期間	—	—
	介護休業給付	(1)受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—
備 考	基本手当日額は1,648円～7,730円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	
二 事 業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促			

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成20(2008)年8月現在

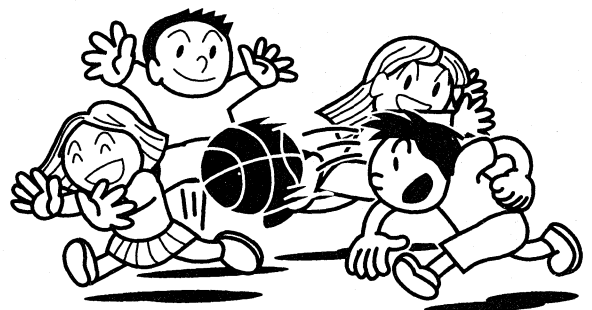
		船 員 保 険	
		船員保険法(失業部門創設)昭14.4.6法73 [昭22.11.1]	
日 雇 労 働 者	船 員		
同左(①②を除く) (③の基本手当は日雇労働 求職者給付金と読み替え)	(1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…失業保険金の支給残日数×失業保険金日額の30%相当額 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当		
—	支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%		
—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額15%を限度 (2)高齢再就職給付金 ・対象月報酬月額15%を限度		
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・休業開始時報酬月額の10%に休業月数を乗じた額を一時金で支給		
—	介護休業給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の40%		
1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	失業保険金日額は2,620円～7,810円		
用の安定を図る事業。 進するための事業。	福祉事業…健康保持増進、療養の資金・用具の貸し付け、福祉増進の事業等		

⑤ 児童手当

平成20(2008)年5月1日現在

制度の種類		児童手当				
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕				
対象		一般国民				
経営主体		政府				
受給者数 (平成19年2月末現在)		927万4千人				
財源	3歳未満					
			非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
	国	庫	児童手当に要する費用の 1/3	児童手当に要する費用の 1/10	—	—
	地方 公共 団体	都道府県	1/3	1/10	—	—
		市町村	1/3	1/10	—	—
	事業主		—	7/10	10/10	所属庁10/10
	3歳以上小学校修了前					
			非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
	国	庫	児童手当に要する費用の 1/3			—
	地方 公共 団体	都道府県	1/3			—
市町村		1/3			—	
事業主		—			所属庁10/10	
児童手当	支給対象者及び 支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校修了前の児童の養育者</li> <li>・ 監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること</li> <li>・ 父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること</li> <li>・ 上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯574.0万円未満、ただし給与所得者には646万円未満)</li> </ul>				
	手当額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満 一律月額10,000円</li> <li>・ 3歳以上小学校修了前 第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円</li> </ul>				

資料：厚生労働省「厚生労働白書」





⑥ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

平成20(2008)年4月現在

制度の種類	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合			
対象者数 (平成20年度見込み)	約1,300万人			
財源	高齢者の保険料	10%		
	支援金	約40%		
	公費	約50%（国：都道府県：市町村＝4：1：1）		
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額/月		
		外来 (個人ごと)	高額医療・高額介護 合算制度における 自己負担限度額/月	
	現役並み所得者 (課税所得145万円 以上)	44,400円	80,100円+(医療費- 267,000円)×1% (多数該当 44,400円)	67万円
	一般	12,000円	44,400円	56万円
低所得者	8,000円	24,600円	31万円	
低所得者のうち特 に所得の低い者		15,000円	19万円	

(注) 財源の「支援金」とは、若年者(0~74歳)の保険料である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、厚生統計協会「保険と年金の動向」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

⑦ 介護保険

平成20(2008)年4月現在

制度の種類		介護保険		
根拠法〔施行〕		平9.12.17法123〔平12.4.1〕		
経営主体		市町村(地方自治体)		
対象		一般国民		
対象人員 (平成19年3月末現在)		2,676万3千人(第1号被保険者)	4,239万人(第2号被保険者)	
財源		第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40~64歳)	
	保険料	19%	31%	
	国庫負担	25%		
	地方公共団体	都道府県	12.5%	
		市町村	12.5%	
自己負担	1割			
給付	保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる		要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢ともなって生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人	
備考	保険料は原則年金より天引き		保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病	

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

## 3 老人福祉

### ① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する
	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、環境上の理由や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う
	軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する
	老人短期入所施設	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する

利用型	老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
	老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、相談・助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行う

通所型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む）を通わせ、入浴、排せつ、食事の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する
-----	--------------	---

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

## ② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している要介護者について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者が指定居宅サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

### ③ 介護保険制度における地域支援事業

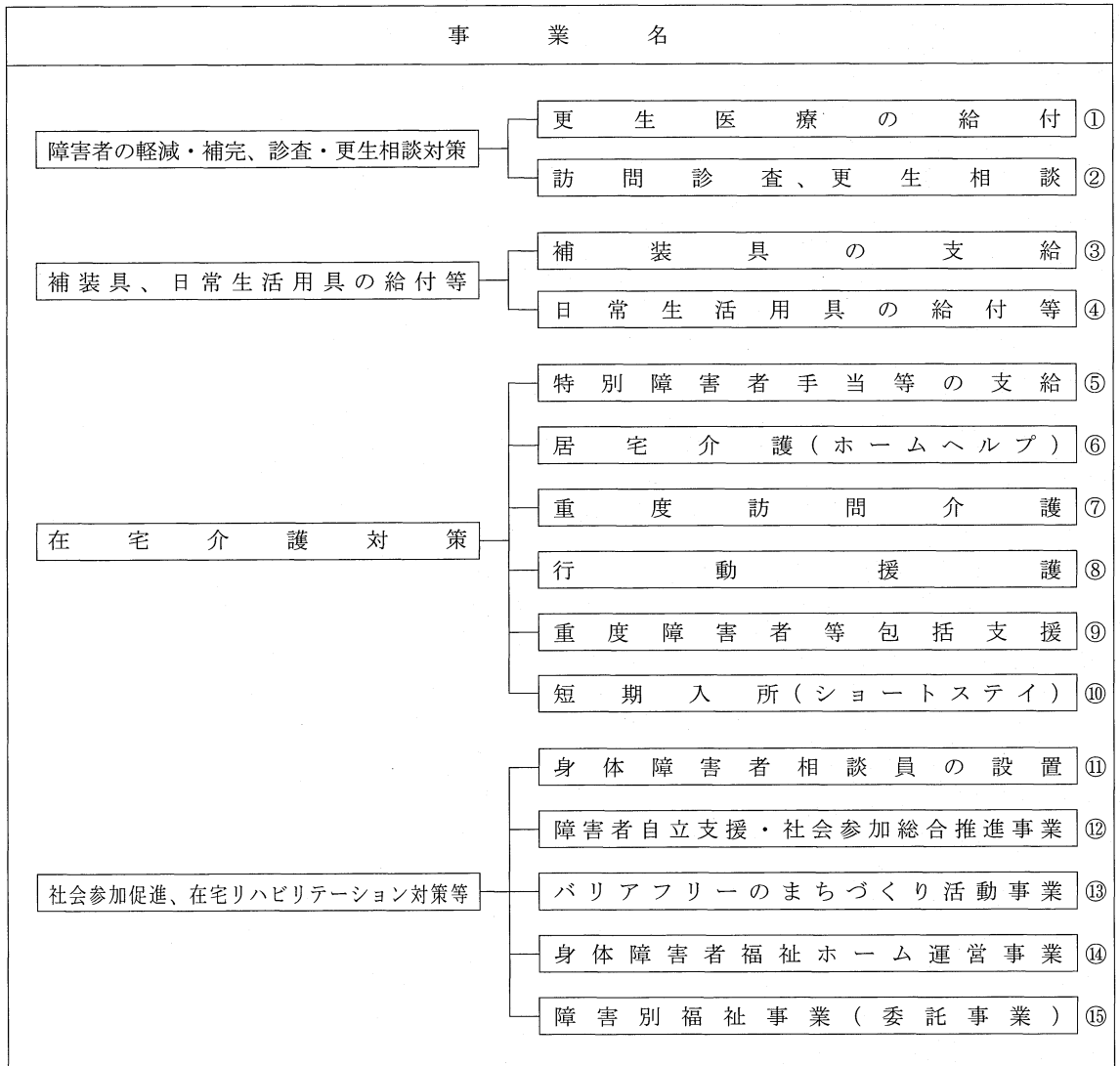
介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業（平成18年度から、この事業の創設に伴い「介護予防・地域支え合い対策事業」は廃止）

サービスの種類	サービスの内容
《必須事業》	
介護予防事業	第1号被保険者の要介護状態等となることの防止または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業
《包括的支援事業》	
介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態の高齢者）が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
総合相談・支援事業	被保険者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施設に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上および福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
権利擁護事業	被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
包括的・継続的マネジメント事業	保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画および施設サービス計画の検証、心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
《任意事業》	
介護給付費適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
家族支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活上の支援のため必要な事業

資料：法研「介護保険ハンドブック」

## 4 身体障害者福祉施策

### ① 身体障害者在宅福祉施策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	障害者等の身体機能を補完又は代替する用具（補装具）の購入又は修理に通常要する費用の100分の90に相当する額を支給する。
④	障害者等の日常生活上の便宜を図るため告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。 ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排泄管理支援用具 ・居宅生活動作補助用具
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当 (月額) 26,440円 ・障害児福祉手当 (月額) 14,380円 ・福祉手当(経過措置分) (月額) 14,380円
⑥	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
⑦	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
⑧	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
⑨	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
⑩	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護及び日常生活の世話をを行う。
⑪	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑫	障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、情報支援、文化・スポーツ活動等自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な自立支援等推進施策及び社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施する。
⑬	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となるバリアフリーのまちづくりの整備を進めるため、当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑭	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑮	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修等事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修等事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 1 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

2 平成18年度より5年程度の経過措置期間内に新体系に移行。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設*	障害の程度の如何に関わりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設
		視覚障害者更生施設*	あんまマッサージ指圧師、はり師及びききゅう師等職業についての知識技能、訓練を行う施設
		聴覚・言語障害者更生施設*	更生に必要な治療及び訓練を行う施設
		内部障害者更生施設*	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設
	生活施設	身体障害者療護施設*	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		身体障害者福祉ホーム*	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	作業施設	身体障害者授産施設*	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
		身体障害者通所授産施設*	身体障害者授産施設の一つであり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		身体障害者小規模通所授産施設*	通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
		身体障害者福祉工場*	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な身体障害者等のための施設
	地域利用施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		身体障害者福祉センター（B型）	在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
障害者更生センター		障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設	
点字図書館		視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設	
点字出版施設		点字刊行物を出版する施設	
聴覚障害者情報提供施設		字幕（手話）入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設	
補装具製作施設		補装具の製作または修理を行う施設	
盲人ホーム		あんまマッサージ指圧師、はり師及びききゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るため施設を利用させ、技術の指導を行う施設	
盲導犬訓練施設	盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設		

(注) \*印は、平成23年度末までの経過措置  
資料：厚生労働省「厚生労働白書」



## 5 障害児（者）施策

### ① 在宅福祉施策

障害児（者）に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査等 健康診査(乳幼児、1歳6か月児、3歳児) 育成医療の給付	—
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児(者)通園事業	—
在宅 サービス	補装用具の支給 日常生活用具の給付等 居宅介護等① 短期入所(ショートステイ)事業② 障害児(者)地域療育等支援事業	同 左 同 左 同 左 同 左
就労関連	—	職親制度③
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度④ 相談指導(福祉事務所等)

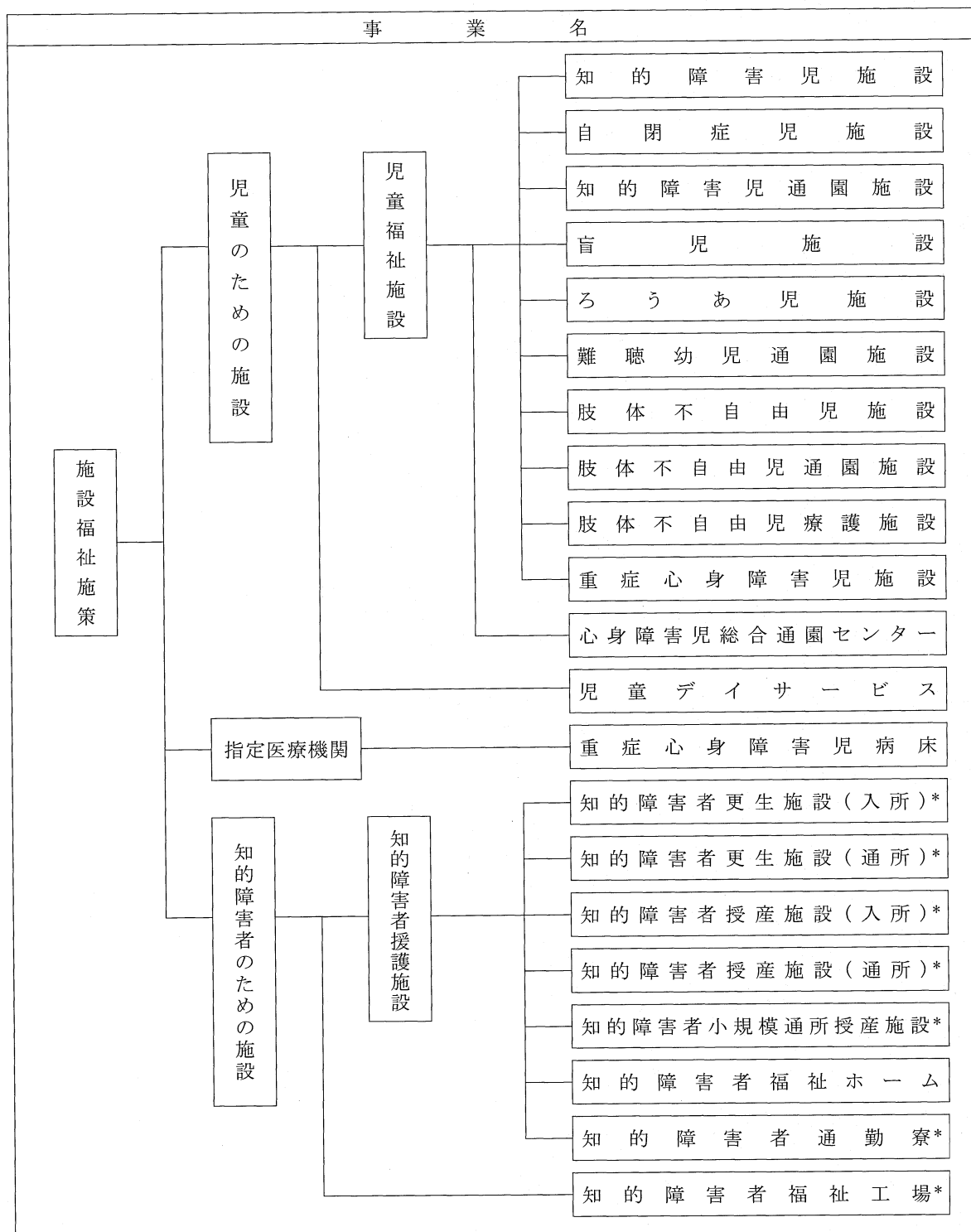
各種主要施策の概要

- ① 自宅で、入浴、排せつ、食事介護等を行う。
- ② 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
- ③ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
- ④ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

(注) 平成18年度より5年程度の経過措置期間内に新体系に移行。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要



(注) \*印は、平成23年度末までの経過措置  
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

## 事業の概要

知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

盲児（強度の弱視児を含む）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設

ろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設

強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて指導訓練を行う施設

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

病院に入院することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設

心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなくその障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う

知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの

就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金を入居させ、社会参加の助長を図る施設

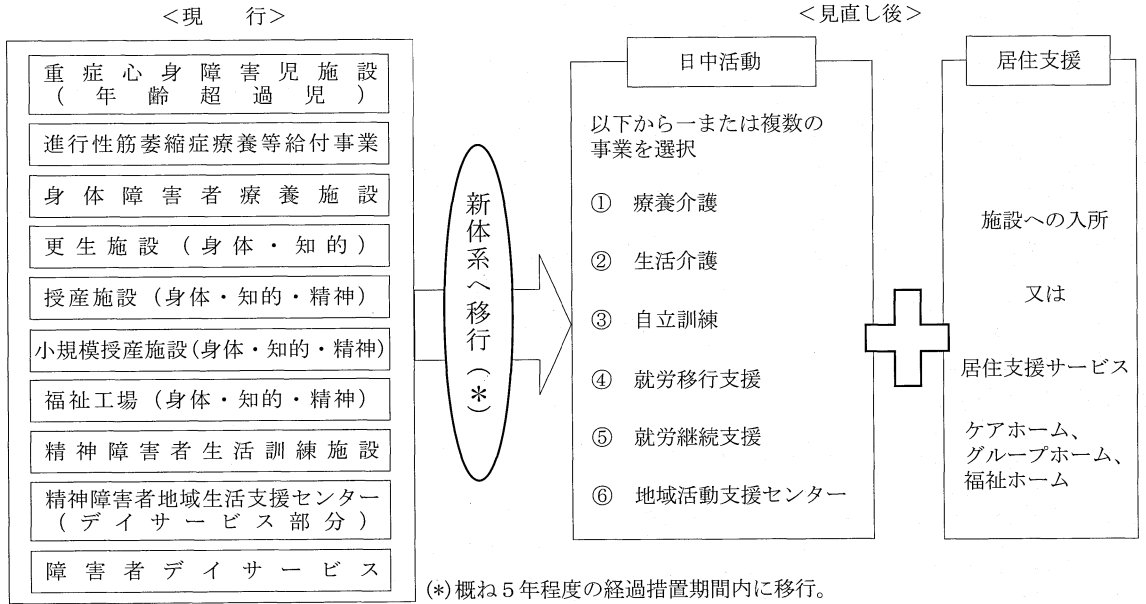
就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間通所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設

一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設

### ③ 障害福祉サービス体系の再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



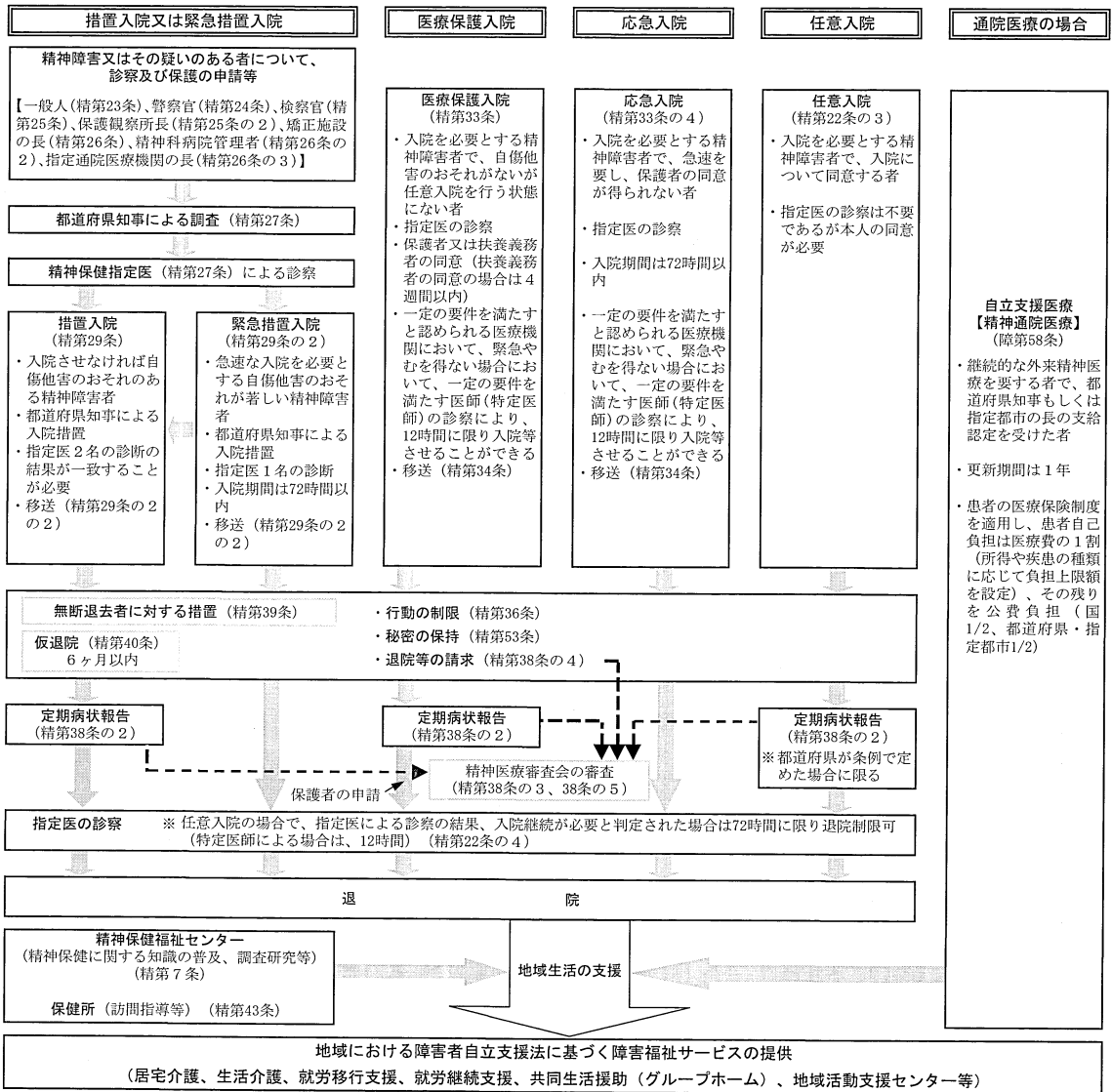
#### 自立支援給付の体系(平成18年10月から施行)

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの	
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの

(注) 従来の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等については、平成24年3月までの経過措置期間中に新体系のサービスに移行することとされている。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

# 6 精神保健福祉関連制度の概要

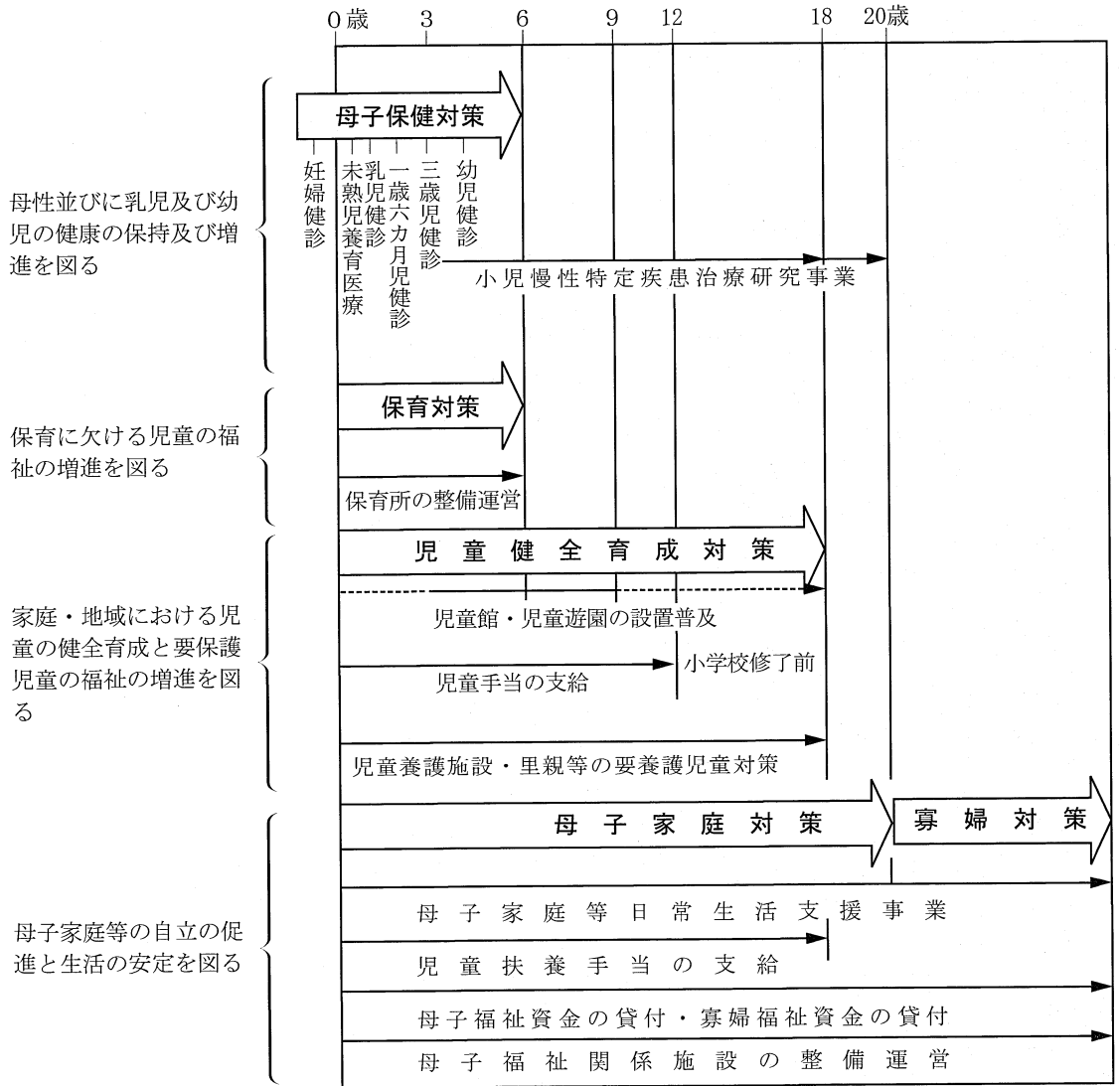


(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)：「精」、障害者自立支援法(平成17年法第123号)：「障」と略する。

2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

# 7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

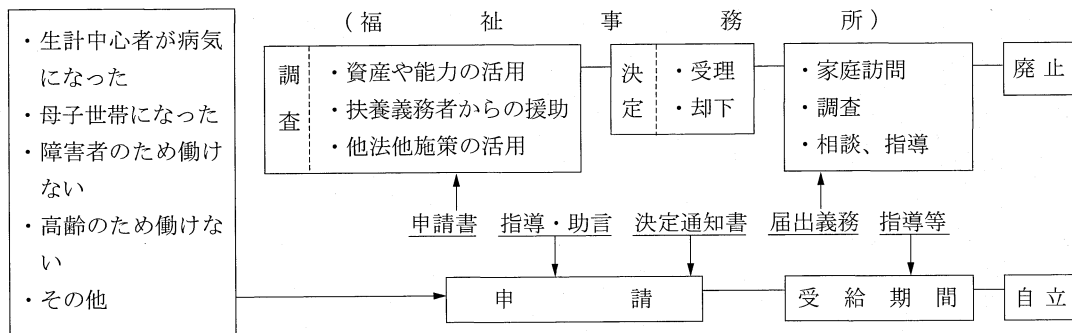
## 8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母等	精神または身体に障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 20歳以上であつて日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者 ②障害児福祉手当 20歳未満であつて日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	3歳未満の児童を監護し、かつ、これと一定の生計維持関係にある者 また、3歳以上小学校修了前の児童を監護し、かつ、これと一定の生計維持関係にある者に対して、児童手当に相当する特例給付を支給	原子爆弾の傷害作用に起因する病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現に負傷または疾病の状態にある人	被爆者で、原爆の影響に関係がある11障害のいずれかの障害を伴う疾病にかかっている、医療特別手当、特別手当または原子爆弾頭症手当を受給していない人
手当額月額 (平成20年度)	○児童1人 収入130万円未満 41,720円 収入130万円以上 365万円未満 41,710円 ～9,850円 (所得に応じて 10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級(重度) 50,750円 2級(中度) 33,800円	①特別障害者手当 26,440円 ②障害児福祉手当 14,380円 経過措置による 福祉手当 14,380円	3歳未満一律 10,000円 3歳～小学校 修了前 ○第1子及び 第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	137,430円	33,800円
所得制限額 (収入ベース) (平成19年度)	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○児童手当 (4人世帯) 574.0万円 ○特例給付 (4人世帯) 646.0万円	なし	なし

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、厚生統計協会「国民の福祉の動向」、法研「社会保障便利事典」

## 9 生活保護制度

### [生活保護の流れ]



### [生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

生活扶助	+	住宅扶助	+	教育扶助	+	介護扶助	+	医療扶助	=	最低生活費
生活費		家賃等		義務教育費		介護費		医療費		

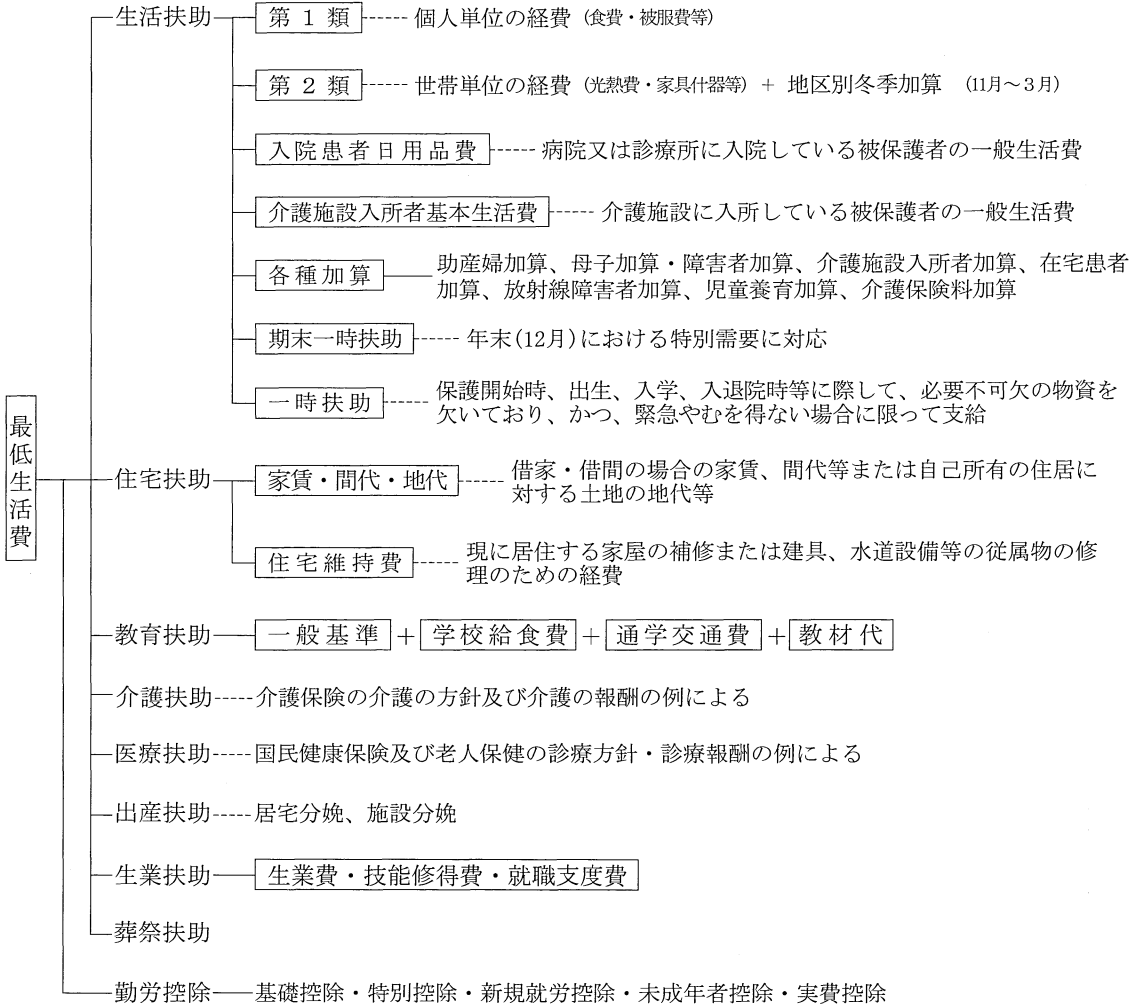
・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算)  $\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{各種控除}) = \text{収入充当額}$

(扶助額の計算)  $\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$

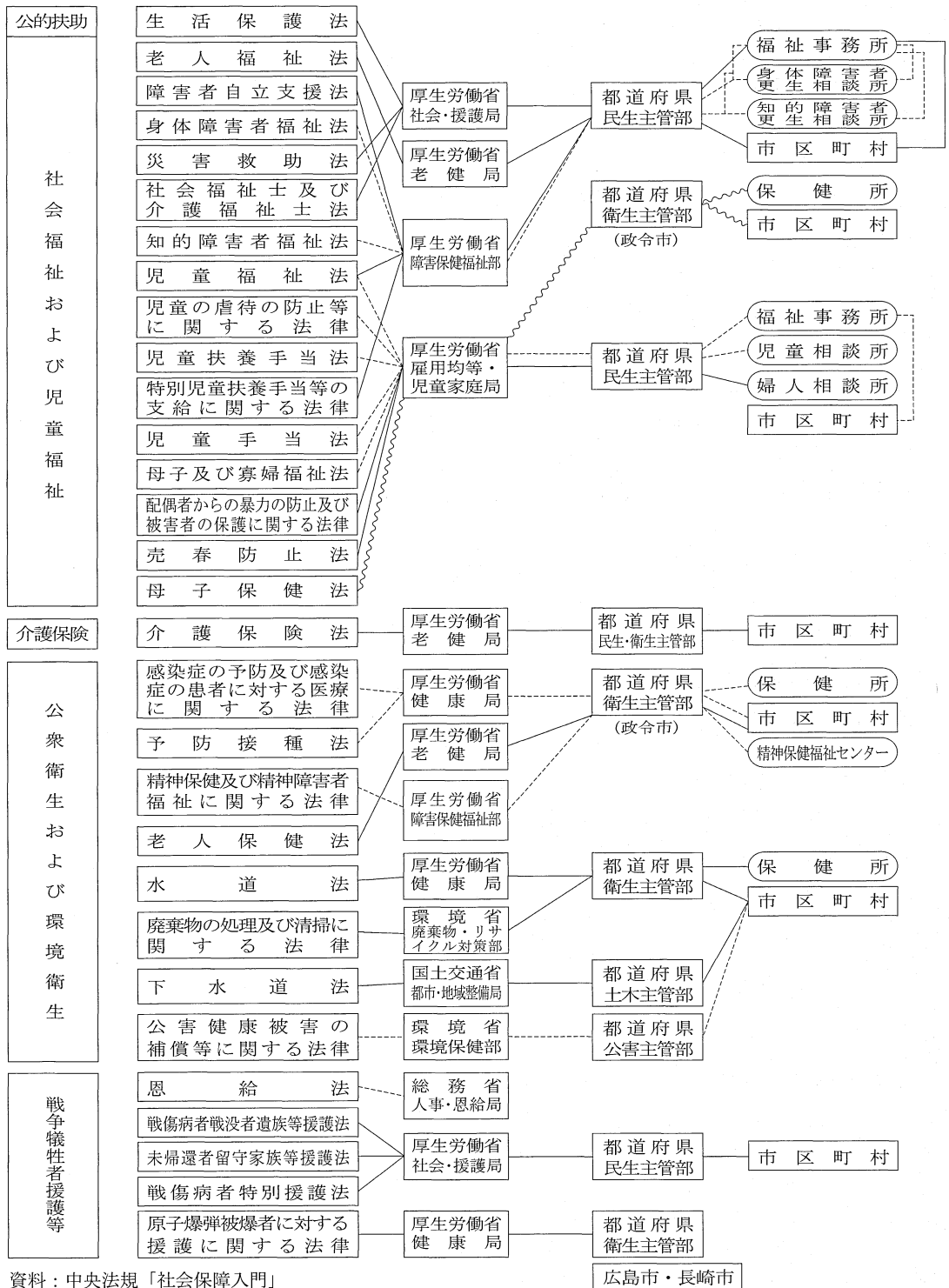


[最低生活費の体系]

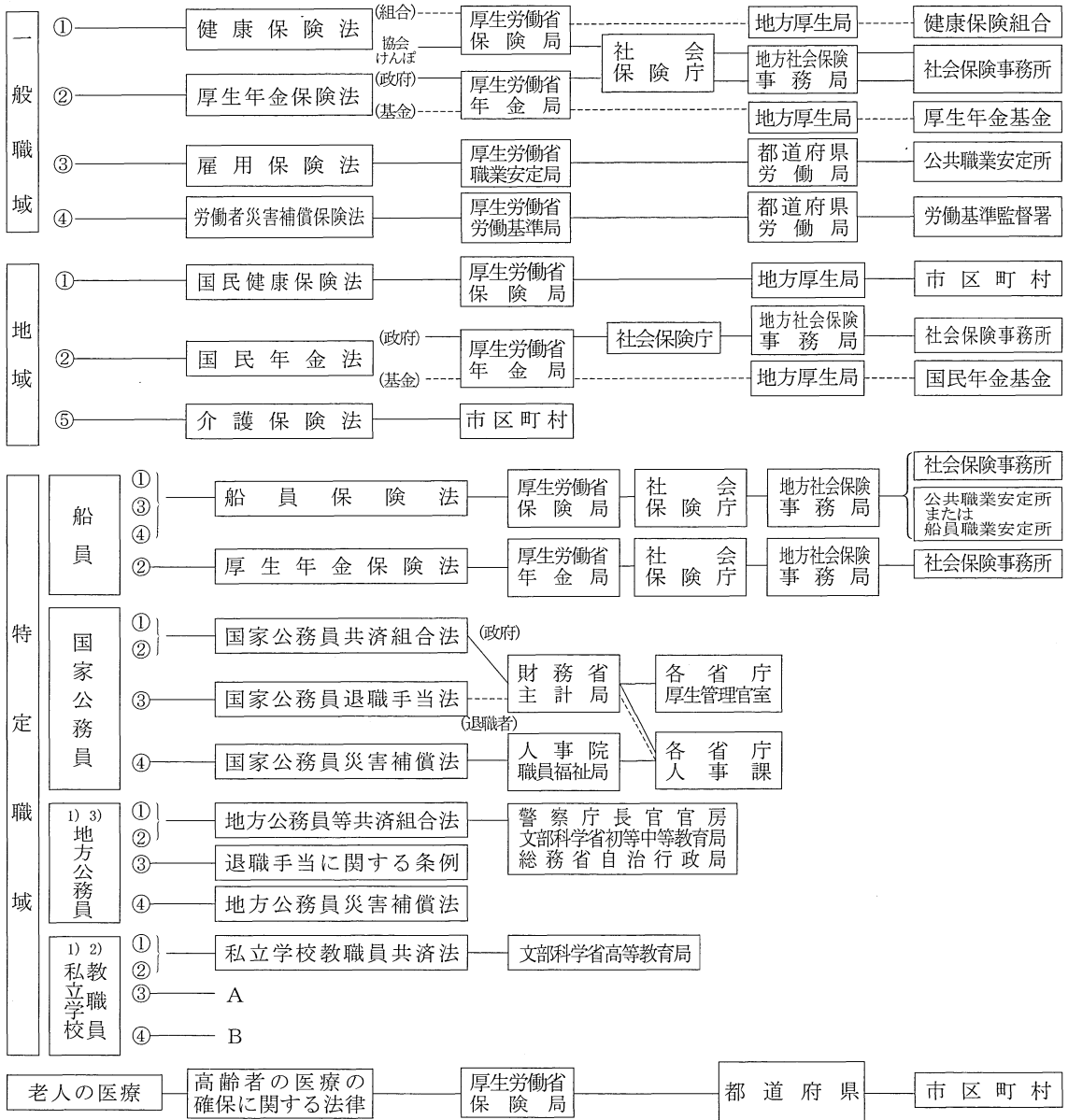


資料：厚生労働省「厚生労働白書」、中央法規「社会保障入門」

〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門」



備考 制度①…医療保険  
 ②…年金保険  
 ③…雇用保険(これに代わるものを含む)  
 ④…労災保険( )  
 ⑤…介護保険

法律A：雇用保険法  
 B：労働者災害補償保険法

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けているものもある。  
 2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けているものもある。  
 3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③においてAの適用を受けているものもある。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

# 第2節 社会保険各制度の成立経過

## ① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)		
	日雇労働者					日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)
	船 員				船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)	
	公 務 員 等	国家公務員	政府職員共済組合 令(昭15.勅827)		旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		役職 適用 法人 職員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)
		地方公務員	政府職員共済組合 (昭15.勅827)	健康保険法(大11.法70)		国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)
	私立学校 教 職 員					① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)
農林 漁業 団 体 職 員	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)					
非被用者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③	
全 国 民						

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

昭50                      昭60                      平 7                      平 9                      平12

④

⑤

国家公務員等  
共済組合法

国家公務員  
共済組合法

健康保険法  
(大11.法70)

⑥

私立学校教職員  
共済法

介護保険法  
(平9.法123)  
(施行 平12.4.1)

- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者		労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) 退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)		
	日雇労働者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法②	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
		役職 適用法人		大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)		退職年金条例③ 旧国家公務員共済組合法(昭23.法69) 国家公務員共済組合法(昭29.法204) 市町村職員共済組合法(昭29.法204) 町村職員恩給組合法(昭27.法118)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)
	私立学校職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足) ④		私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1) ⑤		
農林漁業 団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)		
非被用者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1) 農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)		

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50	昭60	平7	平9	平12	平14
					確定給付企業年金法 (平13.法50)(施行 平14.4.1)
					確定拠出年金法 (平13.法88)(施行 平13.10.1)
厚生年金保険法 (昭29.法115) (昭61.4.1統合)					
国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法			
⑥	⑧ 厚生年金保険法 (昭29.法115) (平9.4.1統合)				
					⑨ 厚生年金保険法 (昭29.法115) (平14.4.1統合)

2

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。
- ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
- ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①			労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)		
		労働者災害扶助責任保険法② (昭6.法55)					
船員				船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分		
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			③	国家公務員災害補償法 (昭26.法191)(施行 昭26.7.1)	
	役員 適用法人				旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
	地方公務員				〔業務災害補償〕 に関する協約		労働者災害 補償保険法 (適用昭60.4.1) ④
				国家公務員 共済組合法 (施行 昭33.7)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)		
				市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	災害補償に関する条例		地方公務員災害補償法 (昭42.法121)(施行昭42.12.1)

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。





④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1)①			雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1)②
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)			雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③
	役職 適用法人						
	地方公務員			退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



## 〔参考〕1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 －人手不足経済への移行過程における諸問題－
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 －最近の労働経済にみられる新しい動き－
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 －複雑になった構造変化－
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 －長期的にみた問題点－
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 －長期展望と労使の課題－
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 －控え目な経済成長の下における労働経済の課題－

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 －労働経済の構造変化と安定成長の条件－
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち －その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦 －明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 －雇用の多様化と労働時間短縮－
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々 －社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして (厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト－廃棄物問題を考える－	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち －皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造－	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年 －活発化する民間サービスと社会参加活動－	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために －子育ての社会的支援を考える－	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療 －「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

第2部 社会保障の体系と現状

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出
2000(H12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて —21世紀 の高齢社会を迎えるにあたって—	高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス
年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇用
2002(H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の 新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(H16)	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リスク —情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(H17)	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれからの 社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006(H18)	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と 支え合いの循環 —「地域」への 参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007(H19)	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008(H20)	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い —暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



## 〔参考〕2 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について（答申）	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について（意見書）	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみゆる年金制度（報告書）	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について（意見書）	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について（建議）	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について（答申）	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方（建議）	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について（中間報告）	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～のちを愛おしむ社会へ～」（中間とりまとめ）	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点（改革議論のたたき台）	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について（厚生労働省試案）	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について（報告書）	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム（報告）	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について（意見具申）	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて（報告書）	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について（建議）	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これからの医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これからの医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するかー	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改正に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告—平成13年度—	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月29日	高齢者リハビリテーションのあるべき方向	高齢者リハビリテーション研究会
平成16年3月9日	歯科医師国家試験制度改善検討部会(報告書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年3月22日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成16年3月25日	「こころのバリアフリー宣言」—精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針—	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
平成16年5月17日	平成17年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成16年5月19日	健康フロンティア戦略	与党 幹事長・政調会長会議
平成16年7月5日	抗がん剤併用療法に関する報告書	薬事・食品衛生審議会
平成16年7月13日	今後の障害保健福祉施策について(中間的な取りまとめ)	社会保障審議会障害者部会
平成16年7月23日	アレルギー物質を含む食品に関する表示について(検討報告書)	食品の表示に関する共同会議 (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等)
平成16年7月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年8月末	新型インフルエンザ対策報告書	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会
平成16年9月6日	労働者の健康情報の保護に関する検討会(報告書)	労働者の健康情報の保護に関する検討会
平成16年9月28日	歯科医師臨床研修検討部会(意見書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年9月30日	今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について(最終報告)	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成16年10月25日	生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて(中間報告)	老人保健事業の見直しに関する検討会
平成16年11月19日	平成17年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成16年12月8日	社会福祉法人制度の見直しについて(意見書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月10日	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年12月15日	生活保護制度の在り方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月15日	今後の障害者雇用施策の充実強化について—就業機会の拡大による職業的自立を目指して—(意見書)	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成16年12月17日	今後の労働時間対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月24日	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について(審議のまとめ)	中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
平成16年12月24日	「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書	「痴呆」に替わる用語に関する検討会
平成16年12月27日	今後の労働安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月27日	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
平成17年1月7日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成17年1月18日	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会(報告書)	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会
平成17年3月24日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成17年5月17日	医療制度のあり方について～制度存続のための公的給付費の効率化・重点化～	日本経済団体連合会
平成17年6月6日	平成18年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成17年6月8日	医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言	医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
平成17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	経済財政諮問会議
平成17年8月1日	医療提供体制に関する意見中間まとめ	社会保障審議会医療部会
平成17年9月15日	今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成17年11月30日	医療保険制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成17年12月1日	医療制度改革大綱	政府・与党医療改革協議会
平成17年12月8日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成17年12月21日	今後の職業能力開発施策の在り方について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	今後の男女雇用機会均等対策について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	生涯を通じた医療と保健と福祉－改革と推進のヴィジョン(2005～2009)－	日本医師会
平成18年1月18日	平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)	中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会
平成18年3月31日	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	内閣府規制改革・民間開放推進会議
平成18年4月28日	被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(閣議決定)	被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会
平成18年5月26日	今後の社会保障の在り方について	社会保障の在り方に関する懇談会
平成18年6月14日	歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成18年6月19日	標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)	標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会

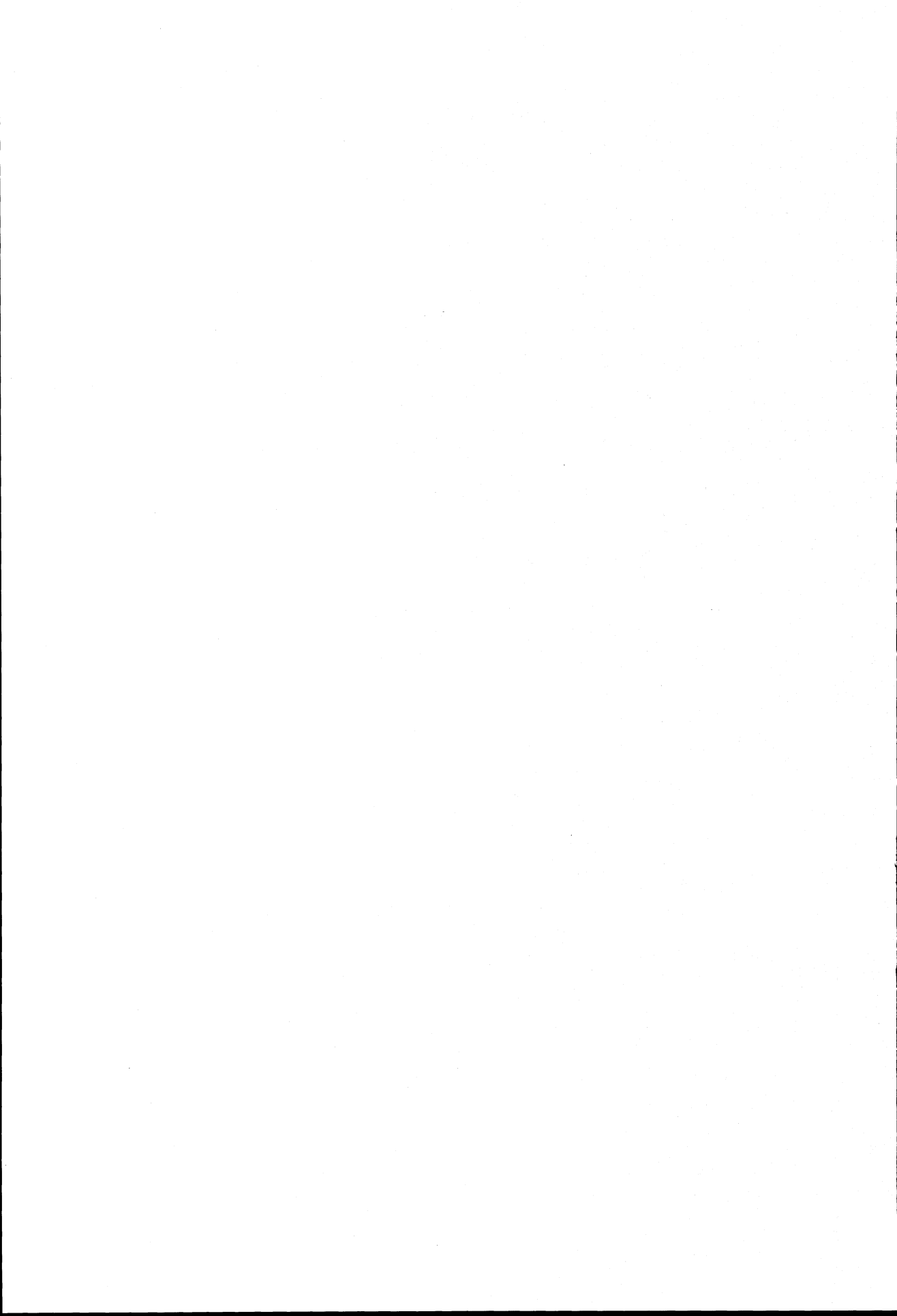


平成18年6月20日	新しい少子化対策(閣議決定)	少子化社会対策会議
平成18年7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	経済財政諮問会議
平成18年10月25日	新たなセーフティネットの提案	全国知事会及び全国市長会「新たなセーフティネット検討会」
平成18年11月22日	平成19年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成18年12月12日	介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見	社会保障審議会福祉部会
平成18年12月25日	高齢社会における医療報酬体系のあり方に関する研究会報告書	国保中央会
平成18年12月26日	今後のパートタイム労働対策について(建議)	労働政策審議会建議
平成19年1月17日	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会
平成19年3月13日	市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書	市町村保健活動の再構築に関する検討会
平成19年3月26日	標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)	標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会
平成19年3月27日	医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン	厚生労働省
平成19年4月18日	新健康フロンティア戦略	新健康フロンティア戦略賢人会議
平成19年5月21日	終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン	終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会
平成19年6月15日	がん対策推進基本計画	がん対策推進協議会
平成19年6月19日	経済財政改革の基本方針2007	経済財政諮問会議
平成19年7月10日	企業年金制度の施行状況の検証結果	企業年金研究会
平成19年7月18日	これまでの議論を踏まえた整理	医療施設体系のあり方に関する検討会
平成19年8月9日	「上質な市場社会」に向けて(報告書)	雇用労働政策の基軸・方向性に関する研究会
平成19年8月10日	病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会報告書	病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会
平成19年10月10日	後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子	社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会
平成19年11月19日	平成20年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成19年11月20日	抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(答申)	税制調査会
平成19年11月29日	社会的養護体制の充実を図るための方策について(報告書)	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会
平成19年11月30日	生活扶助基準に関する検討会報告書	生活扶助基準に関する検討会
平成19年12月3日	平成20年度診療報酬改定の基本方針	社会保障審議会
平成19年12月3日	介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書	介護事業運営の適正化に関する有識者会議
平成19年12月7日	障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)	与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

第2部 社会保障の体系と現状

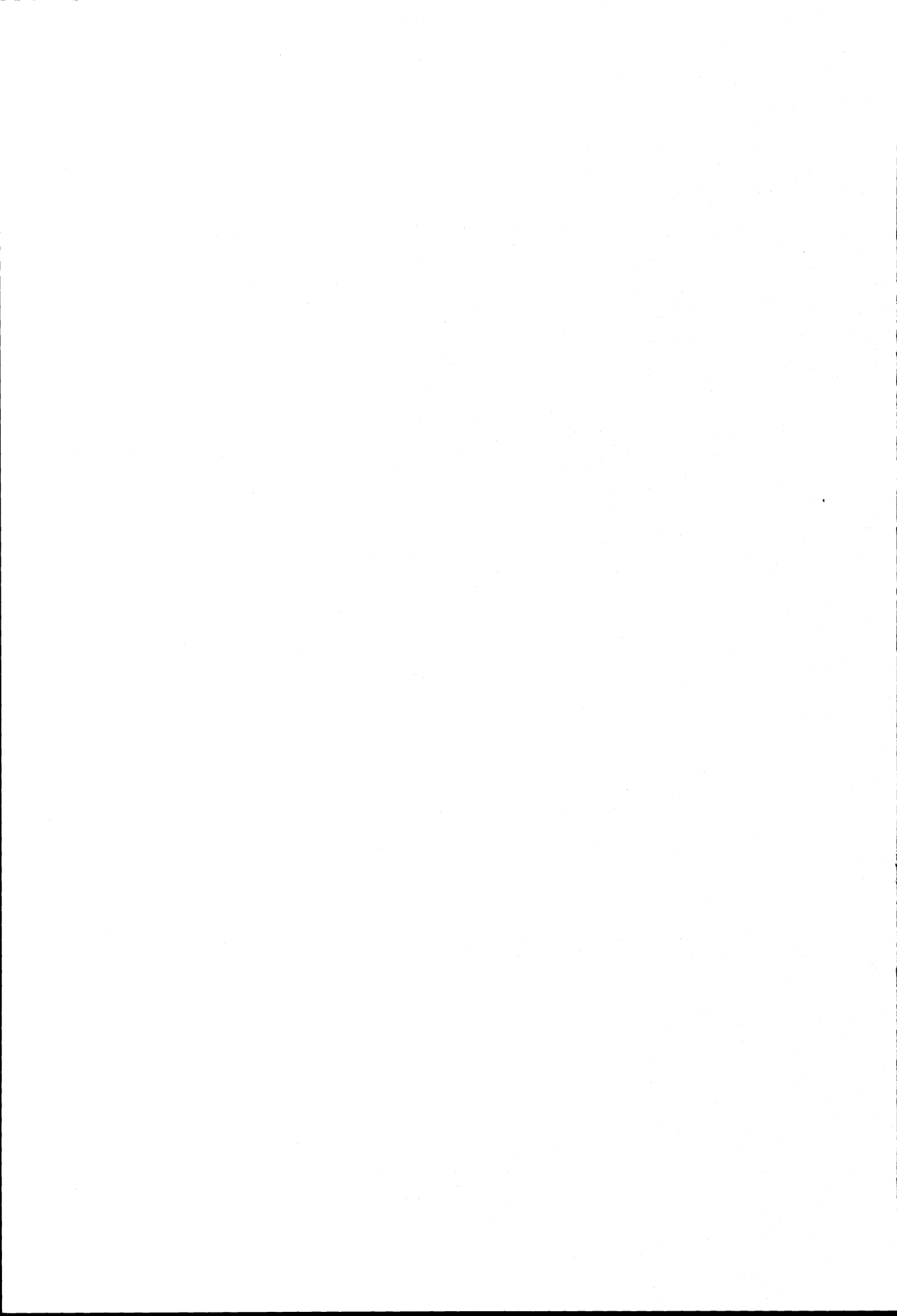
平成19年12月21日	今後の雇用労働政策の基本的考え方について(建議)	労働政策審議会
平成20年1月17日	日本経済の進路と戦略	経済財政諮問会議
平成20年1月25日	社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書	社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会
平成20年1月30日	レセプト情報等の活用に関する検討会 報告書	レセプト情報等の活用に関する検討会
平成20年2月6日	介護事業運営の適正化に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成20年2月7日	医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会 報告書	医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会
平成20年3月1日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第3版	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成20年3月24日	今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について(報告書)	がん検診事業の評価に関する委員会
平成20年3月25日	規制改革推進のための3か年計画(改定)	規制改革会議
平成20年3月27日	新待機児童ゼロ作戦	厚生労働省
平成20年3月26日	国民の医療と財源のあり方(報告書)	日本医師会医療政策会議
平成20年3月28日	「孤立死」ゼロを目指して(報告書)	高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議
平成20年3月28日	自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 報告書	自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会
平成20年3月31日	地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—	これからの地域福祉のあり方に関する研究会
平成20年5月9日	「人生85年時代」に向けたリ・デザイン(報告書)	人生85年ビジョン懇談会
平成20年5月20日	次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方	社会保障審議会少子化対策特別部会
平成20年6月3日	平成21年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成20年6月18日	安心と希望の医療確保ビジョン	安心と希望の医療確保ビジョン会議
平成20年6月27日	基本方針2008	経済財政諮問会議
平成20年7月1日	子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて(報告書)	今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会
平成20年7月4日	「健康食品」の安全性確保に関する検討会 報告書	「健康食品」の安全性確保に関する検討会
平成20年7月10日	認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト 報告書	認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト
平成20年7月22日	障害児支援の見直しに関する検討会 報告書	障害児支援の見直しに関する検討会
平成20年7月28日	今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会 報告書	今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会
平成20年7月29日	社会保障の機能強化のための緊急対策—5つの安心プラン	閣僚懇談会
平成20年7月30日	救急医療の今後のあり方に関する検討会 中間とりまとめ	救急医療の今後のあり方に関する検討会
平成20年7月31日	遠隔医療の推進方策に関する懇談会 中間とりまとめ	遠隔医療の推進方策に関する懇談会

平成20年8月20日	発達障害者支援の推進に係る検討会 報告書	発達障害者施策検討会
平成20年10月7日	地域における男女共同参画推進の今後の在り方(報告書)	男女共同参画会議
平成20年10月29日	精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告	精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会
平成20年11月4日	社会保障国民会議 最終報告	社会保障国民会議
平成20年11月20日	安心と希望の介護ビジョン	安心と希望の介護ビジョン会議
平成20年11月26日	平成21年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成20年11月27日	社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理—年金制度の将来的な見直しに向けて—	社会保障審議会年金部会
平成20年12月16日	障害者自立支援法施行後3年の見直しについて(報告書)	社会保障審議会障害者部会
平成20年12月22日	規制改革推進のための第3次答申—規制の集中改革プログラム—	規制改革会議
平成20年12月24日	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	政府
平成20年12月25日	労働政策審議会建議—仕事と家庭の両立支援対策の充実について—	労働政策審議会
平成21年1月7日	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会 報告書	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会



# 第Ⅲ部

## 社会保障関係統計資料編



## 凡 例

- 1 本表の記号は次による。  
 … 不問 0または0.0 単位未満 △ 負数  
 — なし . 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

## 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2008)
総 人 口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	127,687	127,768	127,770	127,771
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	17,734	17,521	17,435	17,293
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	13.9	13.7	13.6	13.5
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	85,077	84,092	83,731	83,015
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	66.6	65.8	65.5	65.0
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	24,876	25,672	26,604	27,464
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	19.5	20.1	20.8	21.5
出 生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,111	1,063	1,093	1,090
人 口 千 対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	8.8	8.4	8.7	8.6
死 亡	707	713	723	820	962	1,029	1,084	1,084	1,108
人 口 千 対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	8.2	8.6	8.6	8.8
自 然 増 加	899	1,221	854	401	229	82	△ 21	8	△ 19
人 口 千 対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	0.7	△ 0.2	0.1	△ 0.1
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	78.64	78.56	79.00	79.19
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	18.21	18.13	18.45	18.56
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	85.59	85.52	85.81	85.99
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	23.28	23.19	23.44	23.59
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.29	1.26	1.32	1.34

(注) 1 昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」  
上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

		平成14年1月 将来推計人口		平成18年12月将来推計人口					
		〔中位〕		中位	高位	低位			
基準人口		平成12年10月1日 国勢調査人口		平成17年10月1日国勢調査人口					
平均寿命		平成12年 (2000) 男 77.64 → 女 84.62 →	平成62年 (2050) 80.95 89.22	平成17年(2005) 男 78.53 → 女 85.49 →		平成67年(2055) 83.67 90.34			
合計特殊出生率  (最低値)		平成12年 (2000)  ↓ 平成19年 (2007)  ↓ 平成62年 (2050)	1.36  ↓ 1.31  ↓ 1.39	平成17年 (2005)  ↓ 平成42年 (2030)  ↓ 平成67年 (2055)	1.26  ↓ 1.24  ↓ 1.26	平成17年 (2005)  ↓ 平成42年 (2030)  ↓ 平成67年 (2055)	1.26  ↓ 1.53  ↓ 1.55	平成17年 (2005)  ↓ 平成42年 (2030)  ↓ 平成67年 (2055)	1.26  ↓ 1.04  ↓ 1.06
		千人		千人		千人		千人	
総人口	平成17(2005)年	127,708		127,768		127,768		127,768	
	22(2010)年	127,473		127,176		127,463		126,829	
	32(2020)年	124,107		122,735		124,234		121,224	
	42(2030)年	117,580		115,224		118,347		112,578	
	52(2040)年	109,338		105,695		110,529		101,834	
	62(2050)年	100,593		95,152		101,947		89,966	
	ピーク	平成18(2006)年 127,741		平成17(2005)年 127,768		平成18(2006)年 127,777		平成17(2005)年 127,768	
		%		%		%		%	
65歳以上人口比率	平成17(2005)年	19.9		20.2		20.2		20.2	
	22(2010)年	22.5		23.1		23.1		23.2	
	32(2020)年	27.8		29.2		28.9		29.6	
	42(2030)年	29.6		31.8		31.0		32.6	
	52(2040)年	33.2		36.5		34.9		37.8	
	62(2050)年	35.7		39.6		36.9		41.8	

(注) 平成17年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」



第3表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総 人 口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 (1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 (1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 (1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 (1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
13 (2001)	12,729	14.4	67.7	18.0	21.2
14 (2002)	12,744	14.2	67.3	18.5	21.1
15 (2003)	12,762	14.0	66.9	19.0	21.0
16 (2004)	12,769	13.9	66.6	19.5	20.8
17 (2005)	12,777	13.7	65.8	20.1	20.8
18 (2006)	12,777	13.7	65.5	20.8	20.8
19 (2008)	12,777	13.5	65.0	21.5	20.8
平成22年(2010)	12,718	13.0	63.9	23.1	20.3
27 (2015)	12,543	11.8	61.2	26.9	19.3
32 (2020)	12,274	10.8	60.0	29.2	17.9

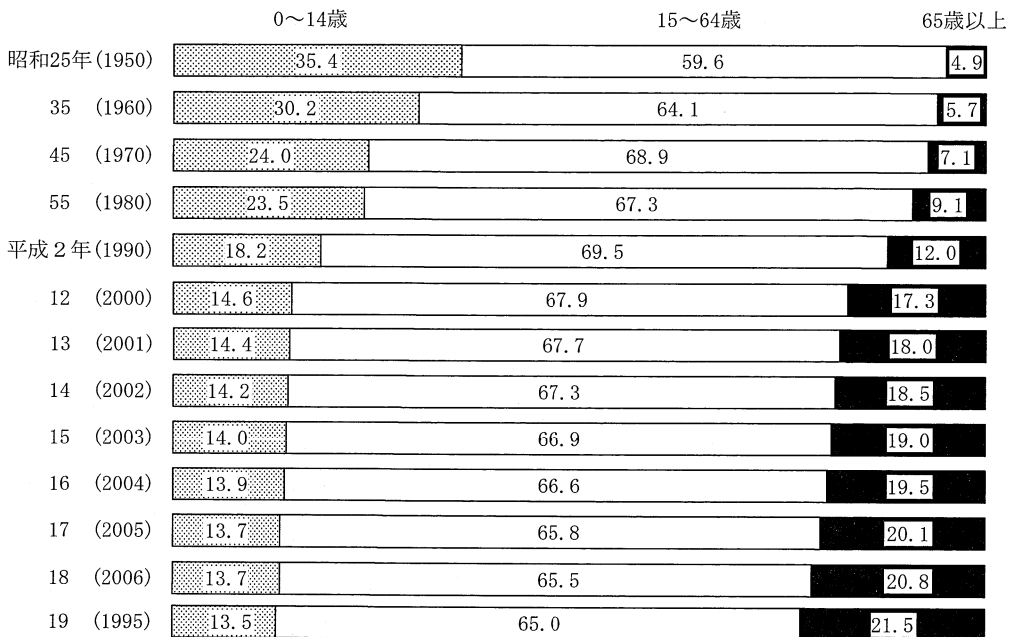
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成18年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成18年12月推計－」の中位推計値

## 〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成19年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,771	62,310	65,461	126,085	61,511	64,574
0～4歳	5,434	2,783	2,651	5,378	2,756	2,624
5～9	5,876	3,013	2,862	5,824	2,987	2,837
10～14	5,983	3,065	2,918	5,934	3,041	2,895
15～19	6,281	3,219	3,063	6,202	3,183	3,020
20～24	7,238	3,716	3,521	7,023	3,614	3,411
25～29	7,795	3,967	3,828	7,555	3,850	3,705
30～34	9,364	4,747	4,615	9,158	4,650	4,507
35～39	9,426	4,763	4,663	9,236	4,678	4,556
40～44	8,221	4,141	4,079	8,067	4,074	3,992
45～49	7,733	3,879	3,852	7,619	3,828	3,792
50～54	8,052	4,017	4,032	7,962	3,976	3,986
55～59	10,433	5,161	5,271	10,360	5,124	5,235
60～64	8,472	4,131	4,344	8,419	4,102	4,318
65～69	7,838	3,747	4,091	7,796	3,728	4,071
70～74	6,923	3,191	3,732	6,892	3,175	3,716
75～79	5,564	2,407	3,157	5,546	2,398	3,146
80～84	3,866	1,463	2,401	3,851	1,457	2,394
85～89	2,051	610	1,442	2,044	605	1,437
90歳以上	1,223	287	937	1,219	285	934
(再掲)						
0～14歳	17,293	8,861	8,431	17,136	8,784	8,356
15～64	83,015	41,741	41,268	81,601	41,079	40,522
65歳以上	27,465	11,705	15,760	27,348	11,648	15,698

資料：総務省統計局「平成19年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）

（単位 千人）

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17(2005)年	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,375	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成57(2045)年	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5
68(2056)	88,882	7,397	45,336	36,149	8.3	51.0	40.7
69(2057)	87,825	7,286	44,707	35,832	8.3	50.9	40.8
70(2058)	86,757	7,181	44,086	35,491	8.3	50.8	40.9
71(2059)	85,679	7,081	43,437	35,161	8.3	50.7	41.0
72(2060)	84,592	6,987	42,778	34,827	8.3	50.6	41.2
73(2061)	83,495	6,897	42,130	34,468	8.3	50.5	41.3
74(2062)	82,390	6,810	41,468	34,112	8.3	50.3	41.4
75(2063)	81,278	6,726	40,795	33,758	8.3	50.2	41.5
76(2064)	80,162	6,644	40,127	33,391	8.3	50.1	41.7
77(2065)	79,043	6,563	39,452	33,028	8.3	49.9	41.8
78(2066)	77,923	6,483	38,788	32,653	8.3	49.8	41.9
79(2067)	76,805	6,402	38,133	32,269	8.3	49.6	42.0
80(2068)	75,691	6,322	37,507	31,863	8.4	49.6	42.1
81(2069)	74,585	6,240	36,901	31,444	8.4	49.5	42.2
82(2070)	73,488	6,158	36,325	31,005	8.4	49.4	42.2
83(2071)	72,403	6,074	35,735	30,594	8.4	49.4	42.3
84(2072)	71,332	5,990	35,185	30,157	8.4	49.3	42.3
85(2073)	70,276	5,904	34,665	29,706	8.4	49.3	42.3
86(2074)	69,237	5,818	34,166	29,253	8.4	49.3	42.3
87(2075)	68,216	5,732	33,686	28,798	8.4	49.4	42.2
88(2076)	67,213	5,645	33,223	28,345	8.4	49.4	42.2
89(2077)	66,229	5,558	32,775	27,896	8.4	49.5	42.1
90(2078)	65,263	5,472	32,341	27,450	8.4	49.6	42.1
91(2079)	64,316	5,387	31,918	27,011	8.4	49.6	42.0
92(2080)	63,387	5,304	31,505	26,578	8.4	49.7	41.9
93(2081)	62,475	5,222	31,100	26,152	8.4	49.8	41.9
94(2082)	61,579	5,143	30,703	25,733	8.4	49.9	41.8
95(2083)	60,699	5,065	30,311	25,322	8.3	49.9	41.7
96(2084)	59,834	4,991	29,925	24,918	8.3	50.0	41.6

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成97(2085)年	58,983	4,919	29,543	24,521	8.3	50.1	41.6
98(2086)	58,146	4,850	29,164	24,132	8.3	50.2	41.5
99(2087)	57,322	4,783	28,789	23,750	8.3	50.2	41.4
100(2088)	56,511	4,720	28,415	23,376	8.4	50.3	41.4
101(2089)	55,712	4,658	28,044	23,010	8.4	50.3	41.3
102(2090)	54,925	4,600	27,674	22,651	8.4	50.4	41.2
103(2091)	54,150	4,543	27,306	22,300	8.4	50.4	41.2
104(2092)	53,386	4,489	26,939	21,958	8.4	50.5	41.1
105(2093)	52,634	4,436	26,575	21,623	8.4	50.5	41.1
106(2094)	51,894	4,384	26,214	21,296	8.4	50.5	41.0
107(2095)	51,165	4,334	25,855	20,976	8.5	50.5	41.0
108(2096)	50,449	4,285	25,501	20,663	8.5	50.5	41.0
109(2097)	49,746	4,236	25,152	20,357	8.5	50.6	40.9
110(2098)	49,055	4,188	24,809	20,057	8.5	50.6	40.9
111(2099)	48,377	4,140	24,473	19,764	8.6	50.6	40.9
112(2100)	47,712	4,093	24,144	19,475	8.6	50.6	40.8
113(2101)	47,061	4,045	23,824	19,192	8.6	50.6	40.8
114(2102)	46,424	3,998	23,512	18,914	8.6	50.6	40.7
115(2103)	45,800	3,951	23,209	18,640	8.6	50.7	40.7
116(2104)	45,189	3,903	22,916	18,371	8.6	50.7	40.7
117(2105)	44,592	3,856	22,631	18,105	8.6	50.8	40.6

(注) 1 各年10月1日現在人口。

2 平成17年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成18年12月推計－」

第6表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増加	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和30年(1955)	* 89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35 (1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40 (1965)	* 98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50 (1975)	* 111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56 (1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57 (1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58 (1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59 (1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60 (1985)	* 120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61 (1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62 (1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63 (1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2 (1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3 (1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4 (1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5 (1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6 (1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7 (1995)	* 124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8 (1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9 (1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10 (1998)	125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11 (1999)	125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13 (2001)	127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14 (2002)	127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4
15 (2003)	127,619,000	1,123,610	8.9	1,014,951	8.0	108,659	0.9
16 (2004)	127,687,000	1,110,721	8.8	1,028,602	8.2	82,119	0.7
17 (2005)	* 127,767,994	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	△ 21,266	△ 0.2
18 (2006)	127,770,000	1,092,674	8.7	1,084,450	8.6	8,224	0.1
19 (2007)	127,771,000	1,089,818	8.6	1,008,334	8.8	△ 18,516	△ 0.1

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、\*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は  
 2 昭和50年以降は、沖縄県を含む。  
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。  
 4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。  
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満  
 6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」  
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27
3,497	3.0	36,978	31.1	6,333	5.5	757,331	6.0	289,836	2.30
3,364	3.0	35,330	30.5	5,929	5.3	740,191	5.9	283,854	2.25
3,122	2.8	34,365	30.0	5,541	5.0	720,417	5.7	270,804	2.15
2,958	2.8	31,818	29.1	5,149	4.8	714,265	5.7	261,917	2.08
2,864	2.6	30,911	27.5	5,100	4.7	730,971	5.7	257,475	2.04
2,828	2.6	29,313	26.2	4,906	4.5	719,822	5.7	254,832	2.02

総人口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

28週以後の数値である)

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区分	昭和22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
<b>《男》</b>														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.36	78.64	78.56	79.00	79.19
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.68	73.96	73.88	74.30	74.48
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.72	69.00	68.93	69.34	69.52
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	58.89	59.15	59.08	59.49	59.66
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.23	49.49	49.43	49.83	49.99
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.67	39.93	39.86	40.25	40.40
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.47	30.70	30.63	31.00	31.15
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	21.98	22.17	22.09	22.41	22.54
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.35	14.51	14.39	14.69	14.80
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.26	8.39	8.22	8.45	8.50
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.95	6.07	5.89	6.09	6.16
90	—	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.26	4.36	4.15	4.32	4.40
95	—	—	—	—	—	—	—	2.60	2.97	3.10	3.21	2.93	3.08	3.19
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.28	2.41	2.08	2.20	2.34
<b>《女》</b>														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.33	85.59	85.52	85.81	85.99
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.65	80.88	80.81	81.10	81.27
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.69	75.92	75.84	76.13	76.30
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.79	66.01	65.93	66.22	66.39
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	55.97	56.18	56.12	56.41	56.37
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.22	46.44	46.38	46.66	46.82
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.68	36.90	36.84	37.12	37.27
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.49	27.74	27.66	27.92	28.06
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.75	18.98	18.88	19.12	19.25
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.04	11.23	11.13	11.32	11.42
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.95	8.10	7.99	8.13	8.20
90	—	—	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.57	5.69	5.53	5.66	5.72
95	—	—	—	—	—	—	—	3.33	3.73	3.93	4.02	3.77	3.88	3.97
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.84	2.96	2.54	2.63	2.75

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」

それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」



第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
結 核	34.2	15.4	5.5	3.0	2.1	2.0	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7
悪 性 新 生 物	100.4	116.3	139.1	177.2	235.2	238.8	241.7	245.4	253.9	258.3	261.0	266.9
心疾患(高血圧性を除く)	73.2	86.7	106.2	134.8	116.8	117.8	121.0	126.5	126.5	137.2	137.2	139.2
脳 血 管 疾 患	160.7	175.8	139.5	99.4	105.5	104.7	103.4	104.7	102.3	105.3	101.7	100.8
肺 炎	40.2	27.1	28.4	55.6	69.2	67.8	69.4	75.3	75.7	85.0	85.0	87.4
肝 疾 患	14.3	16.6	16.3	16.1	12.8	12.6	12.3	12.5	12.6	13.0	12.9	12.8
不 慮 の 事 故	41.7	42.5	25.1	26.2	31.4	31.4	30.7	30.7	30.3	31.6	30.3	30.1
自 殺	21.6	15.3	17.7	16.4	24.1	23.3	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和25年 (1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び 気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30 (1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
40 (1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50 (1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
60 (1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び 気管支炎	42.7	不慮の事故及び 有害作用	24.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故及び 有害作用	26.2
7 (1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
14 (2002)	悪性新生物	241.7	心疾患	121.0	脳血管疾患	103.4	肺炎	69.4	不慮の事故	30.7
15 (2003)	悪性新生物	245.4	心疾患	126.5	脳血管疾患	104.7	肺炎	75.3	不慮の事故	30.7
16 (2004)	悪性新生物	253.9	心疾患	126.5	脳血管疾患	102.3	肺炎	75.7	不慮の事故	30.3
17 (2005)	悪性新生物	258.3	心疾患	137.2	脳血管疾患	105.3	肺炎	85.0	不慮の事故	31.6
18 (2006)	悪性新生物	261.0	心疾患	137.2	脳血管疾患	101.7	肺炎	85.0	不慮の事故	30.3
19 (2007)	悪性新生物	266.9	心疾患	139.2	脳血管疾患	100.8	肺炎	87.4	不慮の事故	30.1

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

(単位 千世帯)

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《推計数》							
総 数	45,664	46,005	45,800	46,323	47,043	47,531	48,023
雇用者・自営業者等の世帯	44,813	45,654	45,610	45,949	46,522	47,038	46,502
常 雇 者 世 帯	25,439	25,488	25,430	24,577	25,253	26,143	24,982
臨 時 雇 用 者 世 帯	1,008	1,055	1,113	1,363	1,880	1,924	1,942
日 雇 労 働 者 世 帯	261	303	280	226	465	438	413
自 営 業 者 世 帯	6,826	6,374	6,482	6,866	6,134	5,887	6,502
そ の 他 の 世 帯	11,280	12,434	12,304	12,916	12,790	12,647	12,663
世 帯 業 態 不 詳	851	351	190	374	522	493	1,521
農 耕 世 帯	.	.	.	.	.	.	.
《構成割合》(%)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	98.1	99.2	99.6	99.2	98.9	99.0	96.8
常 雇 者 世 帯	55.7	55.4	55.5	53.1	53.7	55.0	52.0
臨 時 雇 用 者 世 帯	2.2	2.3	2.4	2.9	4.0	4.0	4.0
日 雇 労 働 者 世 帯	0.6	0.7	0.6	0.5	1.0	0.9	0.9
自 営 業 者 世 帯	14.9	13.9	14.2	14.8	13.0	12.4	13.5
そ の 他 の 世 帯	24.7	27.0	26.9	27.9	27.2	26.6	26.4
世 帯 業 態 不 詳	1.9	0.8	0.4	0.8	1.1	1.0	3.2
農 耕 世 帯	.	.	.	.	.	.	.

- (注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯  
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯  
 3 平成10年以降の農耕世帯については調査していないため、雇用者・自営業者等の世帯に含まれている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	国保加入世帯	被用者保険 加入世帯	国保・被用者 保険加入世帯	その他の世帯		不 詳
					被保護世帯	その他の世帯	
《推計数》							
平成2年(1990)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535	.
7 (1995)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335	.
12 (2000)	45,545	16,211	21,546	7,006	782		.
13 (2001)	45,664	16,948	20,513	6,882	809		512
14 (2002)	46,005	17,385	20,473	7,055	829		263
15 (2003)	45,800	17,201	20,487	7,189	802		122
16 (2004)	46,323	16,886	19,446	7,910	1,091		990
17 (2005)	47,043	17,874	19,866	7,805	1,014		484
18 (2006)	47,531	17,623	20,739	7,676	1,185		308
19 (2007)	48,023	16,772	21,219	7,806	952		1,274
《構成割合》(%)							
平成2年(1990)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3	.
7 (1995)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8	.
12 (2000)	100.0	35.6	47.3	15.4	1.7		.
13 (2001)	100.0	37.1	44.9	15.1	1.8		1.1
14 (2002)	100.0	37.8	44.5	15.3	1.8		0.6
15 (2003)	100.0	37.6	44.7	15.7	1.8		0.3
16 (2004)	100.0	36.5	42.0	17.1	2.4		2.1
17 (2005)	100.0	38.0	42.2	16.6	2.2		1.0
18 (2006)	100.0	37.1	43.6	16.1	2.5		0.6
19 (2007)	100.0	34.9	44.2	16.3	2.0		2.7

- (注) 1 その他の世帯の「被保護世帯」「その他の世帯」は、平成8年以前の区分である。  
 2 被保護世帯：生活保護法による何らかの扶助を受けている者が1人でもいる世帯  
 3 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯  
 4 被用者保険加入世帯：健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯  
 5 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成2、7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」  
 平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
<b>《推計数》</b>					
平成2年(1990)	40,273	3,113	543	102	36,515
7 (1995)	40,770	4,390	483	84	35,812
12 (2000)	45,545	6,261	597	83	38,604
13 (2001)	45,664	6,654	587	80	38,343
14 (2002)	46,005	7,182	670	86	38,067
15 (2003)	45,800	7,250	569	73	37,908
16 (2004)	46,323	7,874	627	90	37,732
17 (2005)	47,043	8,349	691	79	37,924
18 (2006)	47,531	8,462	788	89	38,192
19 (2007)	48,023	9,009	717	100	38,197
<b>《構成割合》(%)</b>					
平成2年(1990)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
7 (1995)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
12 (2000)	100.0	13.7	1.3	0.2	84.8
13 (2001)	100.0	14.6	1.3	0.2	84.0
14 (2002)	100.0	15.6	1.5	0.2	82.7
15 (2003)	100.0	15.8	1.2	0.2	82.8
16 (2004)	100.0	17.0	1.4	0.2	81.5
17 (2005)	100.0	17.7	1.5	0.2	80.6
18 (2006)	100.0	17.8	1.7	0.2	80.4
19 (2007)	100.0	18.8	1.5	0.2	79.5

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成2、7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
<b>《推計数》</b>								
平成2年(1990)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
7 (1995)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
12 (2000)	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
13 (2001)	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
14 (2002)	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
15 (2003)	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
16 (2004)	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
17 (2005)	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
18 (2006)	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
19 (2007)	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
<b>《構成割合》(%)</b>								
平成2年(1990)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
7 (1995)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
12 (2000)	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	・
13 (2001)	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	・
14 (2002)	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	・
15 (2003)	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	・
16 (2004)	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	・
17 (2005)	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・
18 (2006)	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	・
19 (2007)	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	・

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成2、7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代世帯	その他の世帯
		総 数	住み込み 寄宿舍等	その他	総 数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の 子のみの世帯	片親と未婚の 子のみの世帯		
《推計数》										
平成2年(1990)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428	2,245
7 (1995)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478
12 (2000)	45,545	10,988	1,388	9,600	26,938	9,422	14,924	2,592	4,823	2,796
13 (2001)	45,664	11,017	1,226	9,790	26,894	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909
14 (2002)	46,005	10,800	1,044	9,756	27,682	9,887	14,954	2,841	4,603	2,919
15 (2003)	45,800	10,673	929	9,744	27,352	9,781	14,900	2,670	4,769	3,006
16 (2004)	46,323	10,817	960	9,857	28,061	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934
17 (2005)	47,043	11,580	914	10,667	27,872	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016
18 (2006)	47,531	12,043	859	11,184	28,025	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137
19 (2007)	48,023	11,983	1,256	10,727	28,658	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337
《構成割合》(%)										
平成2年(1990)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5	5.6
7 (1995)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1
12 (2000)	100.0	24.1	3.0	21.1	59.1	20.7	32.8	5.7	10.6	6.1
13 (2001)	100.0	24.1	2.7	21.4	58.9	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4
14 (2002)	100.0	23.5	2.3	21.2	60.2	21.5	32.5	6.2	10.0	6.3
15 (2003)	100.0	23.3	2.0	21.3	59.7	21.4	32.5	5.8	10.4	6.6
16 (2004)	100.0	23.4	2.1	21.3	60.6	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3
17 (2005)	100.0	24.6	1.9	22.7	59.2	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4
18 (2006)	100.0	25.3	1.8	23.5	59.0	21.5	31.2	6.3	9.1	6.6
19 (2007)	100.0	25.0	2.6	22.3	59.7	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成2、7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の いる 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合(%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成2年(1990)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270	1,345
7 (1995)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232	1,553
12 (2000)	45,545	15,647	34.4	3,079	4,234	1,252	2,982	2,268	4,141	1,924
13 (2001)	45,664	16,367	35.8	3,179	4,545	1,288	3,257	2,563	4,179	1,902
14 (2002)	46,005	16,848	36.6	3,405	4,822	1,260	3,563	2,633	4,001	1,987
15 (2003)	45,800	17,273	37.7	3,411	4,845	1,251	3,594	2,727	4,169	2,120
16 (2004)	46,323	17,864	38.6	3,730	5,252	1,353	3,899	2,931	3,919	2,031
17 (2005)	47,043	18,532	39.4	4,069	5,420	1,349	4,071	3,010	3,947	2,088
18 (2006)	47,531	18,285	38.5	4,102	5,397	1,283	4,114	2,944	3,751	2,091
19 (2007)	48,023	19,263	40.1	4,326	5,732	1,342	4,390	3,418	3,528	2,260
《構成割合》(%)										
平成2年(1990)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5	12.4
7 (1995)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3	12.2
12 (2000)	・	100.0	・	19.7	27.1	8.0	19.1	14.5	26.5	12.3
13 (2001)	・	100.0	・	19.4	27.8	7.9	19.9	15.6	25.5	11.6
14 (2002)	・	100.0	・	20.2	28.6	7.5	21.1	15.6	23.7	11.8
15 (2003)	・	100.0	・	19.7	28.1	7.2	20.8	15.8	24.1	12.3
16 (2004)	・	100.0	・	20.9	29.4	7.6	21.8	16.4	21.9	11.4
17 (2005)	・	100.0	・	22.0	29.2	7.3	22.0	16.2	21.3	11.3
18 (2006)	・	100.0	・	22.4	29.5	7.0	22.5	16.1	20.5	11.4
19 (2007)	・	100.0	・	22.5	29.8	7.0	22.8	17.7	18.3	11.7

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成2、7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

## 第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位：億円、%)

区分	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
昭和45年度(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364	—	5.8
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55 (1980)	2,032,410	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.2	249,082	12.3	12.5
60 (1985)	2,610,890	7.4	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
平成2年度(1990)	3,483,454	8.1	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.6	481,924	7.0	13.8
3 (1991)	3,710,808	6.5	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.5	510,247	5.9	13.8
4 (1992)	3,693,236	△ 0.5	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6	546,916	7.2	14.8
5 (1993)	3,690,327	△ 0.1	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.4	573,694	4.9	15.5
6 (1994)	3,740,795	1.4	702,644	4.5	18.8	604,660	6.4	16.2	609,816	6.3	16.3
7 (1995)	3,742,775	0.1	750,400	6.8	19.7	647,243	7.0	17.3	647,317	6.1	17.3
8 (1996)	3,806,211	3.3	778,773	3.8	19.9	675,402	4.4	17.7	676,933	4.6	17.9
9 (1997)	3,819,989	0.4	787,377	1.1	20.2	694,087	2.8	18.2	693,354	2.4	18.1
10 (1998)	3,689,215	△ 3.4	・	・	・	721,333	3.9	19.6	719,883	3.8	19.3
11 (1999)	3,643,409	△ 1.2	・	・	・	750,338	4.0	20.6	747,499	3.8	20.4
12 (2000)	3,718,039	2.0	・	・	・	781,191	4.1	20.0	788,897	5.5	21.2
13 (2001)	3,613,335	△ 2.8	・	・	・	813,928	4.2	22.5	818,326	3.7	22.6
14 (2002)	3,557,610	△ 1.5	・	・	・	835,584	2.7	23.5	835,986	2.2	23.5
15 (2003)	3,580,792	0.7	・	・	・	842,582	0.8	23.5	848,233	1.5	23.7
16 (2004)	3,638,976	1.6	・	・	・	858,660	1.9	23.6	868,683	2.4	23.9
17 (2005)	3,666,612	0.8	・	・	・	877,827	2.2	23.9	889,494	2.4	24.3
18 (2006)	3,732,466	1.8	・	・	・	891,098	1.5	23.9	903,060	1.5	24.2

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。平成2年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 計	81,392,831	83,558,384	84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794
医 療 保 険	14,791,576	14,439,575	14,711,798	15,276,653	16,141,036	16,534,328
老 人 保 健	10,804,055	10,801,187	10,722,379	10,675,768	10,753,916	10,378,744
介 護 保 険	4,122,775	4,666,117	5,110,400	5,577,221	5,823,169	5,999,798
年 金 保 険	40,617,812	42,502,502	42,995,871	43,814,337	44,668,954	45,771,556
雇 用 保 険 等	2,713,358	2,619,154	2,024,562	1,528,279	1,435,313	1,336,550
業 務 災 害 補 償	1,015,412	982,922	973,367	958,723	953,185	965,993
家 族 手 当	857,359	896,364	915,765	1,123,641	1,157,903	1,351,217
生 活 保 護	2,060,403	2,186,944	2,365,553	2,552,832	2,592,255	2,635,638
社 会 福 祉	2,315,038	2,460,362	2,469,305	2,539,797	2,504,698	2,600,278
公 衆 衛 生	560,460	544,067	592,919	535,923	547,416	427,534
恩 給	1,350,930	1,280,425	1,204,272	1,131,933	1,058,666	984,098
戦 争 犠 牲 者 援 護	183,654	178,763	172,005	150,895	146,238	124,059

(注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

4 「老人保健制度」においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
1. 社 会 保 障 給 付	72,020.6	73,652.9	74,514.2	76,534.8	78,710.6	79,860.5
(1)特 別 会 計	39,336.0	40,481.1	40,888.7	41,794.5	42,903.3	43,855.2
a. 厚生保険 (除児童手当)	23,850.0	24,350.1	24,675.8	25,500.0	26,011.9	26,342.2
(a)健 康 保 険	4,235.4	4,012.0	3,870.5	3,968.6	4,032.3	4,095.5
(b)厚 生 年 金	19,614.6	20,338.1	20,805.3	21,531.4	21,979.6	22,246.7
b. 国 民 年 金	11,922.2	12,666.0	13,328.4	13,919.4	14,606.1	15,317.1
c. 労 働 保 険	3,518.9	3,423.1	2,846.9	2,340.0	2,251.2	2,161.2
(a)労 災 保 険	937.6	907.3	901.2	885.0	882.5	888.6
(b)雇 用 保 険	2,581.3	2,515.8	1,945.8	1,455.1	1,368.7	1,272.5
d. 船 員 保 険	44.8	41.9	37.6	35.0	34.2	34.7
(a)疾 病 給 付	31.7	28.8	26.6	25.5	25.0	25.6
(b)年 金 給 付	6.3	6.3	6.2	6.4	6.5	6.8
(c)失 業 給 付	6.8	6.8	4.7	3.1	2.6	2.3
(2)国 民 健 康 保 険	6,238.4	6,382.3	6,765.8	7,342.8	7,985.0	8,250.2
(3)老 人 保 健 医 療	10,771.8	10,667.0	10,684.0	10,579.5	10,656.4	10,244.7
(4)共 済 組 合	7,689.8	7,420.0	7,387.5	7,414.0	7,432.4	7,440.2
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,936.9	1,931.6	1,925.5	1,920.1	1,910.6	1,906.7
(a)短 期 経 理	251.5	247.8	242.2	244.2	243.4	240.4
(b)長 期 経 理	1,685.4	1,683.8	1,683.3	1,675.9	1,667.2	1,666.4
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	4,957.4	4,965.0	4,977.7	5,003.6	5,022.6	5,024.9
(a)短 期 経 理	759.3	737.7	718.6	728.2	733.9	725.9
(b)長 期 経 理	4,198.2	4,227.3	4,259.1	4,275.4	4,288.7	4,299.0
c. そ の 他	795.4	523.5	484.3	490.3	499.3	508.6
(a)短 期 経 理	102.8	100.7	97.3	100.0	101.6	103.1
(b)長 期 経 理	692.6	422.8	387.0	390.4	397.6	405.5
(5)組 合 管 掌 健 康 保 険	3,189.9	3,121.4	2,983.5	3,026.2	3,094.9	3,169.3
(6)児 童 手 当	401.3	428.3	432.2	585.4	621.6	803.1
(7)基 金	236.9	453.7	228.4	214.8	207.5	211.9
(8)介 護 保 険	4,156.6	4,699.1	5,144.1	5,577.6	5,809.5	5,886.0
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	2,763.3	2,768.7	2,967.5	2,769.3	2,641.4	3,029.7
う ち 公 務 災 害 補 償	11.1	11.5	11.6	10.5	10.9	11.3
3. 社 会 扶 助 給 付	7,048.7	7,177.0	7,341.5	7,564.1	7,597.4	7,415.9
う ち 恩 給	1,359.8	1,288.5	1,211.7	1,138.8	1,064.9	990.0
合 計	81,832.6	83,598.6	84,823.3	86,868.3	88,949.4	90,306.0

(注) 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」



第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合 計	877,827 (100.0)	891,098 (100.0)	13,270	1.5
医 療	281,094 (32.0)	281,027 (31.5)	△ 66	△ 0.0
年 金	462,930 (52.7)	473,253 (53.1)	10,322	2.2
福 祉 そ の 他	133,803 (15.2)	136,818 (15.4)	3,015	2.3
介 護 対 策 (再 掲)	58,795 (6.7)	60,601 (6.8)	1,806	3.1

(注) ( ) 内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	877,827 (100.0)	891,098 (100.0)	1.5
合 計	613,524 (69.9)	622,297 (69.8)	1.4
年 金 保 険 給 付 費	446,690	457,716	2.5
老 人 保 健 (医 療 分) 給 付 費	106,669	102,874	△ 3.6
老 人 福 祉 サ ー ビ ス 給 付 費	58,910	60,602	2.9
高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 費	1,256	1,105	△ 12.0
	万人	万人	
60 歳 以 上 人 口	3,434	3,475	1.2
65 歳 以 上 人 口	2,576	2,660	3.3
70 歳 以 上 人 口	1,830	1,898	3.7
75 歳 以 上 人 口	1,164	1,217	4.6

(注) 1 ( ) 内は社会保障給付費に占める割合である。

2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3 「高齢雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

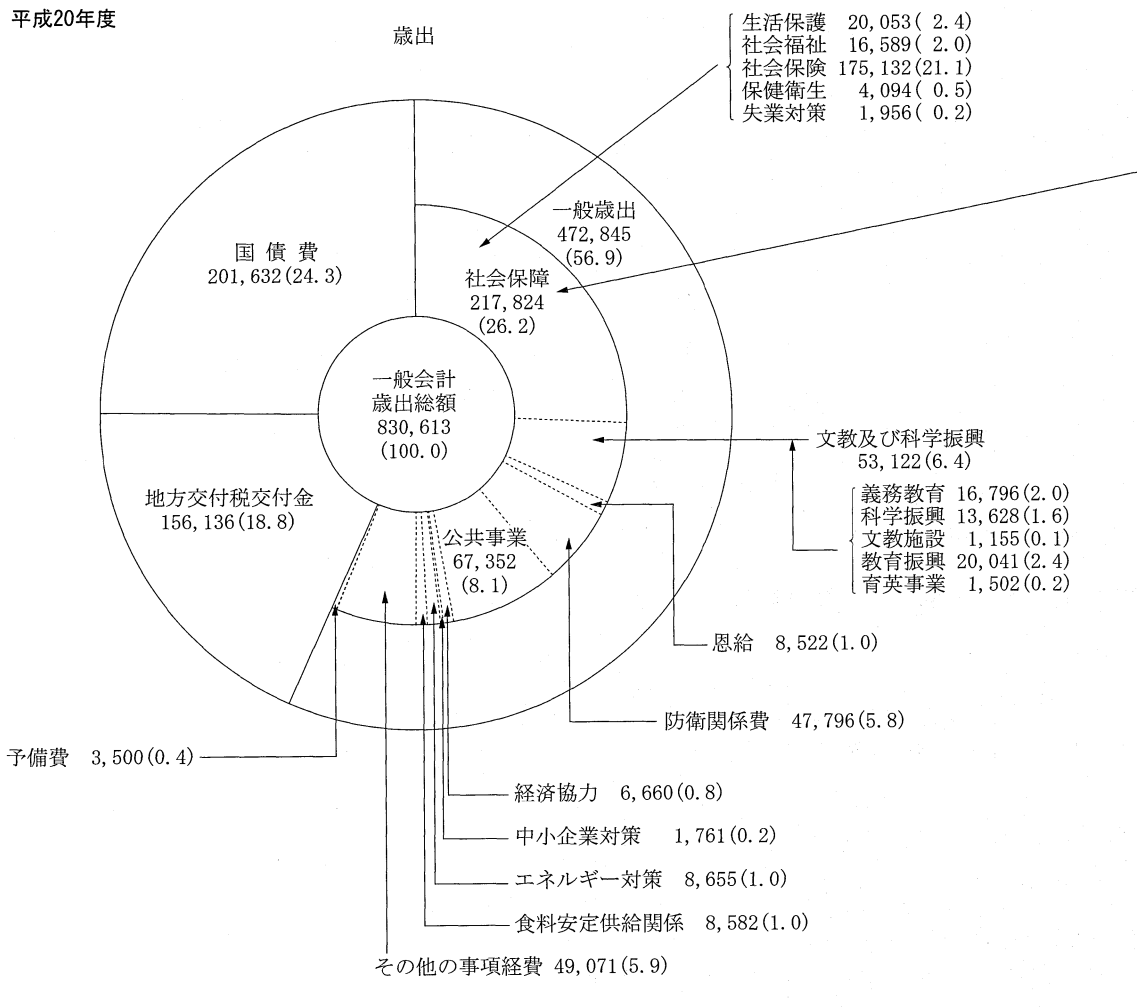
4 「老人保健制度」においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成18年10月には75歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健(医療分)給付費」の平成17年度と平成18年度の額も対象になる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成18年度国民医療費(厚生労働省)」によると、平成18年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は1.5%の増加である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第21表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)

平成20年度



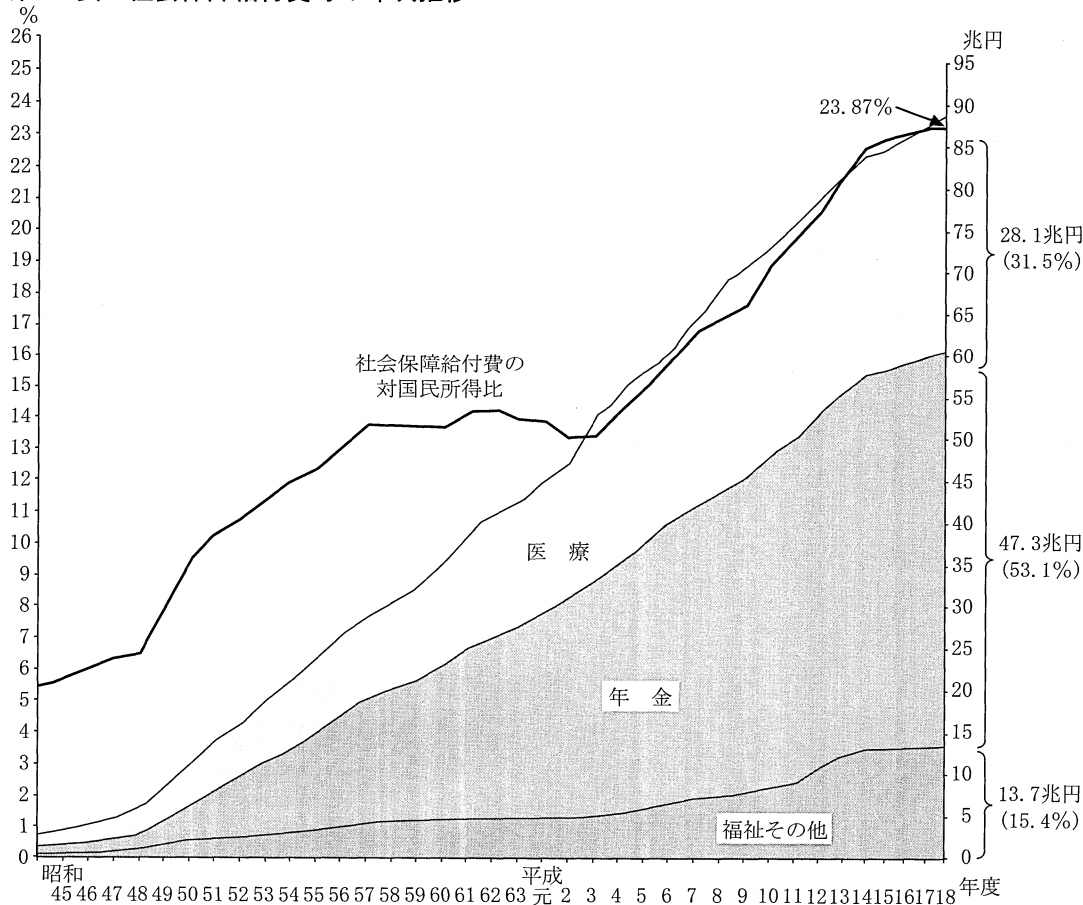
社会保障内訳

区 分	20年度予算
<b>1 医 療</b>	<b>85,644</b>
(1) 国民健康保険	31,070
(2) 政府管掌健康保険	8,254
(3) 老人医療給付費	34,032
(4) 生保・医療扶助	9,828
(5) その他 (老人医療費再掲)	2,460 (44,127)
<b>2 年 金</b>	<b>74,375</b>
(1) 厚生年金	55,340
(2) 国民年金	18,853
(3) 福祉年金	182

区 分	20年度予算
<b>3 介 護</b>	<b>19,062</b>
(1) 給付費負担金等	15,175
(2) 2号保険料国庫負担	3,845
(3) 財政安定化基金	41
<b>4 福 祉 ・ そ の 他</b>	<b>38,744</b>
(1) 生活扶助	6,462
(2) 保育所運営費	3,276
(3) 雇用保険	1,612
(4) その他 (生活保護費再掲)	27,395 (20,032)
<b>合 計</b>	<b>217,824</b>

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

第23表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区分	平成2年度 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
一般歳出	353,731	421,417	480,914	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784	472,845
厚生労働省予算	115,652	140,115	155,054	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769	221,223
社会保障関係費	116,154	139,244	167,666	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409	217,824
生活保護費	11,087	10,532	12,306	15,217	17,489	19,230	20,461	19,820	20,053
社会福祉費	24,056	34,728	36,580	17,271	16,339	16,443	15,117	16,223	16,589
社会保険費	71,953	84,700	109,551	146,514	153,802	158,638	161,621	168,999	175,134
保健衛生対策費	5,587	6,348	5,434	5,142	5,034	4,832	4,213	4,152	4,094
失業対策費	3,471	2,936	3,795	5,764	5,307	4,664	4,327	2,215	1,956
《対前年伸び率》(%)									
一般歳出	3.8	3.1	2.6	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9	1.3	0.7
厚生労働省予算	6.7	2.9	△ 4.6	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6	3.0
《構成比》(%)									
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活保護費	9.5	7.6	7.3	8.0	8.8	9.4	9.9	9.4	9.2
社会福祉費	20.7	24.9	21.8	9.1	8.3	8.1	7.3	7.7	7.6
社会保険費	61.9	60.8	65.3	77.2	77.7	77.8	78.6	79.9	80.4
保健衛生対策費	4.8	4.6	3.2	2.7	2.5	2.4	2.0	2.0	1.9
失業対策費	3.0	2.1	2.3	3.0	2.7	2.3	2.1	1.0	0.9

(注) 1 「厚生労働省予算」の平成12年度以前は、「厚生省予算」である。

2 「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）

社会保障の給付と負担の見通し

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	105 (110)	24.2 (25.3)	116 (126)	25.3 (27.4)	141 (162)	26.1 (30.0)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (56)	12.5 (12.9)	59 (64)	12.8 (13.8)	65 (75)	12.0 (13.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)	48 (56)	8.8 (10.3)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (20)	4.2 (4.5)	21 (23)	4.5 (4.9)	28 (32)	5.3 (5.8)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)	17 (20)	3.1 (3.7)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	101 (105)	23.3 (24.3)	114 (121)	24.8 (26.3)	143 (165)	26.5 (30.5)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)		
国民所得	375.6	—	433	—	461	—	540	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。  
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。  
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。  
 4 経済前提はAケース。

《社会保障に係る負担の内訳》

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	49 (50)	11.4 (11.6)	56 (58)	12.1 (12.5)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (21)	4.5 (4.8)	22 (24)	4.7 (5.1)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	37 (38)	8.7 (8.8)	43 (43)	9.3 (9.4)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.4 (4.7)	21 (23)	4.6 (5.0)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (9)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.8 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.7 (2.8)	13 (14)	2.8 (3.0)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.0 (3.3)	15 (17)	3.4 (3.7)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.6 (2.8)	13 (14)	2.7 (3.0)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.1 (1.3)	6 (7)	1.3 (1.5)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。  
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。  
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。  
 4 経済前提はAケース。

## 【参考】社会保障の給付と負担の見通し…Bケース（低目の経済成長）

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	104 (109)	25.3 (26.5)	115 (125)	26.5 (28.8)	136 (158)	27.7 (32.1)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (55)	13.1 (13.5)	58 (63)	13.4 (14.5)	62 (73)	12.5 (14.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)	48 (56)	9.7 (11.4)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (19)	4.4 (4.7)	20 (22)	4.6 (5.0)	27 (29)	5.4 (6.0)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)	16 (19)	3.2 (3.8)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	99 (103)	24.1 (25.2)	111 (118)	25.7 (27.3)	137 (158)	27.8 (32.0)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)		
国民所得	375.6	—	411	—	432	—	492	—

(注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。

2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。

3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

## 【参考】社会保障に係る負担の内訳…Bケース（低目の経済成長）

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5(39.6)	10.5(10.5)	48(49)	11.7(11.9)	53(55)	12.4(12.8)
医療	27.5(28.5)	7.3(7.6)	32(34)	7.9(8.4)	37(40)	8.5(9.2)
福祉等	15.8(16.2)	4.2(4.3)	19(20)	4.6(4.9)	21(23)	4.8(5.3)
うち介護	6.6(6.9)	1.8(1.8)	8(10)	2.0(2.4)	10(12)	2.3(2.8)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0(54.8)	14.4(14.6)	63(65)	15.4(15.9)	71(74)	16.4(17.1)
年金	31.0(31.2)	8.3(8.3)	36(37)	8.8(8.9)	41(41)	9.4(9.6)
医療	16.3(16.8)	4.3(4.5)	19(20)	4.7(4.9)	21(23)	4.9(5.3)
福祉等	6.7(6.8)	1.8(1.8)	8(8)	1.9(2.0)	9(10)	2.0(2.2)
うち介護	2.8(2.9)	0.7(0.8)	4(4)	0.9(1.0)	4(5)	1.0(1.2)
公費負担	28.8(29.5)	7.7(7.8)	36(38)	8.7(9.3)	40(44)	9.3(10.2)
年金	8.4(8.4)	2.2(2.2)	12(12)	2.8(2.9)	13(14)	3.0(3.2)
医療	11.2(11.7)	3.0(3.1)	13(14)	3.2(3.5)	15(17)	3.6(3.9)
福祉等	9.2(9.4)	2.4(2.5)	11(12)	2.7(2.9)	12(13)	2.8(3.1)
うち介護	3.8(4.0)	1.0(1.1)	5(6)	1.2(1.4)	6(7)	1.3(1.6)

(注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。

2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。

3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

[見通しの前提等]

- 1 この「社会保障の給付と負担の見通し」は、この間の社会保障制度改革を踏まえ、将来の社会保障給付の規模とこれを賄う社会保険料及び公費の規模について、見通しを作成したものである。
- 2 前提  
見通しの前提は、概略以下のとおりである。なお、結果については、前提の設定方法等により変わり得るものであり、また、見通しの対象期間が中長期にわたることから幅をもって見るべきものである。
  - (1) 経済前提は、見通しの対象期間が中長期にわたることを考慮し、2011年度までは「構造改革と経済財政の中期展望-2005年度改定 参考試算」(2006.1.18)を、2012年度以降は2004年の年金財政再計算の前提を用いて、A(並の経済成長)及びB(低目の経済成長)の2ケースを置いている(詳細は「経済前提」)。
  - (2) 人口前提は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002.1)の中位推計を用いている。
  - (3) 社会保障制度は直近のものを前提としている。ただし、医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律案(国会提出中)などによる医療制度改革(案)によるものを前提としており、仮定のものである。このため、見通しにおいては、医療制度改革(案)が行われない場合であって、これに併せて2004年の年金制度改革及び2005年の介護保険制度改革が行われなかったこととしたケースも置いている(詳細は「この間の社会保障制度改革等」)。
- 3 各制度の計算方法
  - (1) 年金…2004年財政再計算に経済前提を織り込んで算定している。
  - (2) 医療…2006年度予算を足元とし、改革実施前では、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%(1995年度~1999年度実績平均、ただし、加入者の年齢構成の変化による増減分(高齢化分)と制度改正による一時的な伸びの増減分を除いたもの))を基準に、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
  - (3) 介護…2006年度予算を足元とし、今後のサービス利用状況、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
  - (4) その他…2006年度予算を足元とし、受給者1人当たり給付費が名目賃金で伸びると仮定し、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
- 4 その他
  - (1) 「給付」は、これまでの見通しと同様、以下のものは含まれていない。
    - ・医療、福祉サービス等の自己負担(利用時一部負担)
    - ・医療、福祉等の施設整備のために直接支出された国庫や地方公共団体の補助金等
    - ・医療、年金等の保険者又は地方公共団体等の事務処理に要する人件費等の費用、地方公共団体の単独事業の費用等
  - (2) 「負担」は、これまでの見通しと同様、「公費」は所要額であり、「保険料」は法定の料率(厚生年金等)又は給付等に要する料率(医療等)である。
  - (3) 2006年度の数値は、予算ベースである。

[この間の社会保障制度改革等]

- 年金制度改革  
2004年の年金制度改革は、
  - (1) マクロ経済スライドの導入；  
給付について、将来の被保険者数の減少や平均余命の伸びを踏まえ、給付水準の伸びを抑制する「マクロ経済スライド」を導入
  - (2) 将来の保険料の固定；  
負担について、改革前は25.9%までの引上げが必要であった厚生年金保険料率について、保険料の水準を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後は将来にわたり固定〔国民年金は2017年度以降、2004年度価格16,900円で固定〕
  - (3) 基礎年金の国庫負担割合の引上げ；  
2009年度までに1/2へ引上げ(2006年度予算では約35.8%)
 等である。  
これらにより、2015年度の年金の総給付費は、改革前に比べ対国民所得で1.0ポイント低下し、12.8%となる。<sup>\*</sup>
- 介護保険制度改革  
2005年の介護保険制度改革は、
  - (1) 介護予防への重点化等；  
介護予防への重点化、地域ケアの推進のための新たなサービス体系の確立及びサービスの質の向上
  - (2) 利用者負担の見直し；  
在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整を図る観点から、食費・居住費の利用者負担の見直し
 等により、給付費の急増の回避と保険料負担の上昇の抑制を図るものであり、2005年10月と2006年4月には計△2.4%の介護報酬改定を行っている。また、医療制度改革(案)においては、介護保険適用の療養病床の廃止が盛り込まれている。  
これらにより、2015年度の介護の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.4ポイント低下し、対国民所得2.3%となる。<sup>\*</sup>

○ 医療制度改革（案）

医療制度改革関連法案(国会提出中)に基づく措置は、

- (1) 安心・信頼の医療の確保と予防の重視；  
質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するとともに、疾病の予防を重視した保健医療体系に転換
- (2) 医療費適正化の総合的な推進；  
医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の生活習慣病の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなどの計画的な医療費の適正化対策を推進  
現役並みの所得がある高齢者の患者負担の3割への引上げ、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直し等の公的保険給付の内容・範囲の見直し
- (3) 新たな医療保険制度体系の実現；  
高齢世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、新たな高齢者医療制度を創設するとともに、保険財政の基盤の安定を図るために都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を推進
- (4) 療養病床の再編成；  
療養病床は医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定して医療保険で対応し、医療の必要度の低い高齢者は、老健施設又は在宅、居住系サービス等で対応

等である。

また、2006年4月には $\Delta 3.16\%$ の診療報酬改定を行っている。

これらにより、2015年度の医療の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.7ポイント低下し、対国民所得8.0%となる。<sup>※</sup>

※効果数値はAケース

【経済前提】

○この見通しの経済前提は、以下のとおり、Aケース（並の経済成長）、Bケース（低めの経済成長）の2ケースを置いている。

*いずれも名目		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度以
		(平成18)	(平成19)	(平成20)	(平成21)	(平成22)	(平成23)	(平成24～)
物価上昇率	並(Aケース)	0.5%	1.1%	1.6%	1.9%	2.1%	2.2%	1.0%
	低目(Bケース)	0.5%	1.1%	1.5%	1.8%	1.9%	1.8%	1.0%
賃金上昇率	並(Aケース)	2.0%	2.7%	3.1%	3.4%	3.2%	3.2%	2.1%
	低目(Bケース)	2.0%	2.1%	2.3%	2.5%	2.2%	2.2%	1.8%
運用利回り	並(Aケース)	1.9%	2.6%	3.1%	3.5%	3.9%	4.1%	3.2%
	低目(Bケース)	1.9%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	3.9%	3.1%
名目国民所得の伸び率	並(Aケース)	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	1.6%
	低目(ケース)	2.0%	1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	1.3%

○ 2011年度までは

- ・ Aケースは「改革と展望-2005年度改定 参考試算」の基本ケース、Bケースは同試算のリスクケースに基づく。なお、同試算においては、全要素生産性(TFP)上昇率が、基本ケースでは2004年度の1.0%から5年間で1.2%程度に高まり、リスクケースでは0.7%程度とされている。

○ 2012年度以降

- ・ 物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年(1983年~2002年)の平均が1.0%であることから、1.0%と設定。
- ・ 賃金上昇率と運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告(2003.8.27)を基に設定(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計)。なお、同分科会報告における全要素生産性(TFP)上昇率は、1.0%、0.7%及び0.4%の3ケースであり、0.7%がAケース、0.4%がBケースに対応。
- ・ 国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えて設定(労働力人口の変化率:2012年以降は $\Delta 0.5\%$ )。

第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障による 改善度	税による 改善度
平成5年(1993)	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
8 (1996)	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
11 (1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2

(注) 1 再分配による改善度=1-④/①  
 2 社会保障による改善度=1-②/①×④/③  
 3 税による改善度=1-③/②  
 4 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。  
 資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成17年度

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総 数	5,698	100.0	—	5,698	100.0	—
50万円未満	1,336	23.4	23.4	99	1.7	1.7
50 ～ 100	273	4.8	28.2	247	4.3	6.1
100 ～ 150	280	4.9	33.2	321	5.6	11.7
150 ～ 200	239	4.2	37.3	374	6.6	18.3
200 ～ 250	233	4.1	41.4	365	6.4	24.7
250 ～ 300	205	3.6	45.0	371	6.5	31.2
300 ～ 350	263	4.6	49.6	398	7.0	38.2
350 ～ 400	209	3.7	53.3	377	6.6	44.8
400 ～ 450	218	3.8	57.1	324	5.7	50.5
450 ～ 500	216	3.8	60.9	287	5.0	55.5
500 ～ 550	214	3.8	64.7	303	5.3	60.8
550 ～ 600	165	2.9	67.6	206	3.6	64.4
600 ～ 650	171	3.0	70.6	233	4.1	68.5
650 ～ 700	137	2.4	73.0	203	3.6	72.1
700 ～ 750	149	2.6	75.6	202	3.5	75.6
750 ～ 800	138	2.4	78.0	179	3.1	78.8
800 ～ 850	178	3.1	81.2	177	3.1	81.9
850 ～ 900	134	2.4	83.5	130	2.3	84.2
900 ～ 950	128	2.2	85.7	119	2.1	86.3
950 ～ 1,000	103	1.8	87.6	103	1.8	88.1
1,000万円以上	709	12.4	100.0	680	11.9	100.0
平均当初(再分配)所得	465.8万円 (年額)			549.5万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」



第27表 世帯主の年齢階級別所得再配分状況

平成17年(単位 人、万円)

区 分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	5,698	258	252	343	384	448	560	690	642	627	601	891
世帯人員数	2.78	1.75	2.86	3.22	3.57	3.62	3.28	2.99	2.59	2.54	2.36	2.25
有業人員数	1.39	0.95	1.34	1.42	1.59	1.81	2.07	1.97	1.53	1.16	0.84	0.73
当初所得	465.8	274.7	506.2	560.1	676.6	732.3	738.8	730.2	434.3	305.7	183.8	198.1
総所得	569.8	279.5	515.3	575.4	695.2	766.8	774.6	759.2	554.1	509.2	407.6	402.9
可処分所得	472.2	242.0	429.6	474.4	568.5	624.8	628.1	605.4	457.6	435.1	354.5	347.5
再配分所得	549.5	259.0	463.9	516.4	610.0	672.2	703.9	673.4	528.0	518.2	445.4	498.6
再配分係数(%)	18.0	△ 5.7	△ 8.4	△ 7.8	△ 9.9	△ 8.2	△ 4.7	△ 7.8	21.6	69.5	142.3	151.7
拠出合計額	97.6	37.5	85.7	101.0	126.7	142.0	146.5	153.8	96.5	74.1	53.1	55.3
税金	45.4	12.7	33.6	43.2	56.8	65.4	67.8	76.1	47.3	35.0	24.1	26.5
社会保険料計	52.2	24.8	52.0	57.8	69.9	76.6	78.7	77.8	49.2	39.1	29.0	28.8
年金	24.3	14.7	29.5	33.3	37.9	40.8	41.8	41.6	20.9	10.7	6.4	7.9
医療	22.1	8.8	19.7	21.2	25.9	28.6	29.6	29.0	23.7	22.0	16.2	14.8
介護・その他	5.8	1.3	2.8	3.4	6.2	7.2	7.4	7.2	4.6	6.3	6.4	6.1
受給合計額	181.4	21.9	43.4	57.4	60.0	81.9	111.6	97.0	190.1	286.6	314.7	355.8
現金給付	104.0	4.8	9.0	15.4	18.6	34.6	35.8	29.0	119.7	203.5	223.8	204.8
(再掲)年金・恩給	99.2	0.9	4.7	9.0	14.3	29.5	31.9	23.9	111.1	199.8	218.5	201.9
現物給付	77.3	17.1	34.3	42.0	41.4	47.4	75.8	68.0	70.4	83.1	90.9	151.1
(再掲)医療	62.2	10.6	18.8	25.4	34.7	40.7	60.8	51.8	57.2	67.4	77.8	124.5
(再掲)介護	12.2	0.5	0.3	3.6	0.1	5.7	15.0	15.5	11.4	13.4	12.3	26.4
シニ係数												
当初所得	0.5263	0.3725	0.3148	0.2973	0.3063	0.3283	0.3540	0.3908	0.5185	0.6411	0.7392	0.7793
再配分所得	0.3873	0.3658	0.3005	0.2924	0.2995	0.3204	0.3413	0.3683	0.3902	0.3963	0.3944	0.4466
改善度(%)	26.4	1.8	4.5	1.6	2.2	2.4	3.6	5.8	24.7	38.2	46.6	42.7

(注) 1 総数には、年齢不詳を含む。

2 再配分係数 =  $\frac{\text{再配分所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$ 

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再配分調査報告書」

第28表 世帯類型別所得再分配状況

平成17年 (単位 人、万円)

区 分	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	5,698	4,373	1,233	83
世帯人員数	2.78	3.14	1.53	2.82
有業人員数	1.39	1.69	0.33	0.95
当初所得	465.8	578.2	84.8	191.1
総所得	569.8	654.4	292.8	232.8
可処分所得	472.2	536.8	261.3	206.5
再分配所得	549.5	605.8	370.7	249.4
再分配係数(%)	18.0	4.8	337.3	30.5
拠出合計額	97.6	117.6	31.4	26.3
税金	45.4	54.4	15.8	7.6
社会保険料	52.2	63.2	15.6	18.7
年金	24.3	31.3	0.4	9.3
医療	22.1	25.7	10.2	8.3
介護・その他	5.8	6.1	5.1	1.0
受給合計額	181.4	145.2	317.4	84.5
現金給付	104.0	76.1	208.0	41.6
(再掲)年金・恩給	99.2	71.6	204.0	5.1
現物給付	77.3	69.0	109.4	42.9
(再掲)医療	62.2	54.3	93.1	26.1
(再掲)介護	12.2	11.3	16.4	0.0
ジニ係数				
当初所得	0.5263	0.4252	0.8223	0.4581
再分配所得	0.3873	0.3618	0.4129	0.3724
改善度(%)	26.4	14.9	49.8	18.7

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第29表 世帯構造別所得再分配状況

平成17年(単位 人、万円)

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯
世 帯 数	5,698	1,232	1,321	1,671	366	706	402
世 帯 人 員 数	2.78	1.00	2.00	3.68	2.36	5.21	3.24
有 業 人 員 数	1.39	0.45	0.90	1.89	1.24	2.57	1.79
当 初 所 得	465.8	160.3	339.9	695.1	297.8	753.8	509.0
総 所 得	569.8	240.8	513.8	744.4	376.2	891.6	647.4
可 処 分 所 得	472.2	206.7	427.7	606.6	320.4	741.1	539.4
再 分 配 所 得	549.5	254.5	510.3	654.2	392.7	897.8	678.8
再 分 配 係 数(%)	18.0	58.7	50.1	△ 5.9	31.9	19.1	33.4
抛 出 合 計 額	97.6	34.2	86.0	137.8	55.8	150.4	108.0
税 金	45.4	16.2	43.8	64.1	22.9	63.9	49.9
社 会 保 険 料 計	52.2	18.0	42.2	73.6	32.9	86.5	58.2
年 金	24.3	7.6	15.2	38.6	15.7	40.9	24.7
医 療	22.1	7.9	20.8	28.6	13.4	36.1	25.9
介 護 ・ そ の 他	5.8	2.5	6.2	6.4	3.7	9.6	7.5
受 給 合 計 額	181.4	128.4	256.4	96.8	150.7	294.5	277.8
現 金 給 付	104.0	80.6	173.8	49.3	78.4	137.8	138.4
(再掲)年金・恩給	99.2	73.8	170.7	46.0	64.6	134.0	133.5
現 物 給 付	77.3	47.8	82.6	47.5	72.3	156.7	139.4
(再掲)医 療	62.2	41.0	75.8	38.7	60.0	114.4	89.9
(再掲)介 護	12.2	6.8	6.7	2.8	8.5	35.6	48.8
ジ ニ 係 数							
当 初 所 得	0.5263	0.6898	0.6407	0.3437	0.4664	0.3353	0.4828
再 分 配 所 得	0.3873	0.4013	0.3423	0.2873	0.3821	0.2967	0.3743
改 善 度(%)	26.4	41.8	46.6	16.4	18.1	11.5	22.5

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$ 

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第30表 当初所得階級別所得再分配状況

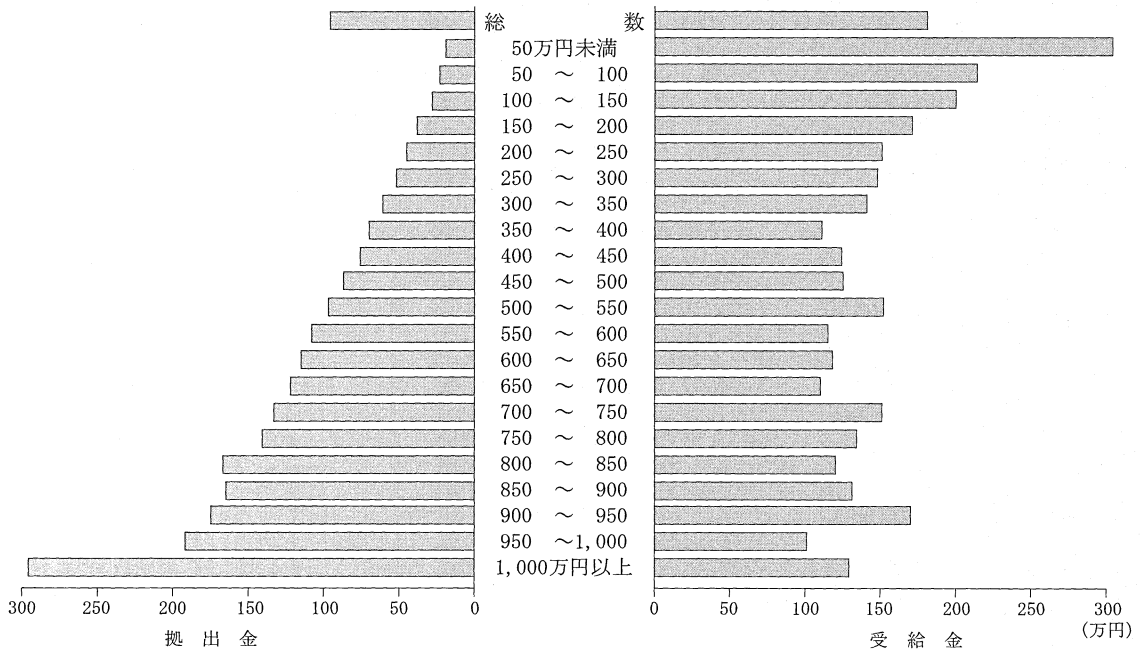
平成17年 (単位 万円)

当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	抛出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	465.8	569.8	549.5	18.0	45.4	52.2	181.4
50万円未満	4.6	199.2	289.5	6,220.2	6.8	12.3	304.0
50 ~ 100	73.9	212.6	264.9	258.5	8.3	15.0	214.3
100 ~ 150	121.4	253.6	292.7	141.0	10.7	18.2	200.1
150 ~ 200	173.8	278.2	307.3	76.9	13.4	24.8	171.8
200 ~ 250	224.2	317.6	330.0	47.2	16.2	29.0	151.0
250 ~ 300	272.0	367.9	368.1	35.3	18.7	33.8	148.5
300 ~ 350	320.6	397.1	400.3	24.9	21.9	39.4	141.0
350 ~ 400	373.9	450.0	414.5	10.9	24.8	45.9	111.3
400 ~ 450	421.3	478.4	468.8	11.3	29.0	47.7	124.3
450 ~ 500	472.9	529.3	510.3	7.9	33.4	54.5	125.4
500 ~ 550	522.4	590.3	577.3	10.5	38.9	58.7	152.5
550 ~ 600	574.7	634.5	581.5	1.2	41.7	66.4	115.0
600 ~ 650	621.5	679.4	624.6	0.5	44.8	70.5	118.4
650 ~ 700	673.5	723.3	662.1	△ 1.7	46.4	75.9	110.9
700 ~ 750	723.5	781.2	741.1	2.4	54.3	79.4	151.2
750 ~ 800	771.5	835.5	765.0	△ 0.8	57.3	84.0	134.8
800 ~ 850	821.6	874.0	775.1	△ 5.7	76.6	90.3	120.5
850 ~ 900	872.2	928.1	838.8	△ 3.8	72.4	92.7	131.7
900 ~ 950	924.0	986.9	918.4	△ 0.6	78.8	96.9	170.1
950 ~ 1,000	970.8	1,027.0	879.5	△ 9.4	99.0	93.5	101.2
1,000万円以上	1,391.8	1,450.6	1,225.0	△ 12.0	169.4	127.3	129.9

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

## 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1995)	22.2	18.9	3.3
35(1960)	22.4	18.9	3.6
40(1965)	23.0	18.0	5.0
45(1970)	24.3	18.9	5.4
50(1975)	25.7	18.3	7.5
55(1980)	31.3	22.2	9.1
60(1985)	34.4	24.0	10.4
平成2年度(1990)	38.2	27.6	10.6
3(1991)	37.1	26.5	10.6
4(1992)	36.0	24.9	11.1
5(1993)	35.9	24.6	11.3
6(1994)	34.8	23.1	11.6
7(1995)	36.2	23.7	12.5
8(1996)	36.4	23.7	12.7
9(1997)	37.1	24.0	13.1
10(1998)	37.2	23.6	13.5
11(1999)	36.7	23.1	13.6
12(2000)	37.3	23.7	13.6
13(2001)	38.0	23.7	14.3
14(2002)	36.8	22.3	14.5
15(2003)	36.3	21.8	14.5
16(2004)	36.8	22.4	14.3
17(2005)	38.3	23.8	14.6
18(2006)	39.1	24.3	14.8
19(2007)	40.0	25.1	15.0
20(2008)	40.1	25.1	15.0

(注) 1 平成18年度までは実績、平成19年度は実績見込み、平成20年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

3 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、昭和60年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

資料：財務省ホームページ「財政関係諸資料」

第32表 国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）

《実数》

（単位 10億円）

区分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
1. 雇 用 者 報 酬	267,971.7	261,150.4	256,304.2	256,073.8	259,554.1	262,969.1
(1) 賃 金 ・ 俸 給	227,552.7	220,215.6	218,563.1	218,659.9	223,206.3	225,767.6
(2) 雇 主 の 社 会 負 担	40,419.0	40,934.8	37,741.1	37,414.0	36,347.8	37,201.5
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	28,328.5	28,167.7	27,142.0	26,419.9	26,889.3	27,399.9
b. 雇 主 の 非 企 業 部 門	12,090.5	12,767.1	10,599.1	10,994.1	9,458.5	9,801.5
2. 財 産 所 得 ( 非 企 業 部 門 )	11,038.7	9,166.5	8,149.9	10,848.2	14,111.4	17,519.2
(a) 受 取	34,006.0	31,117.7	28,744.9	30,361.1	33,234.7	37,184.6
(b) 支 払	22,967.3	21,951.3	20,595.0	19,512.9	19,123.3	19,665.4
(1) 一 般 政 府	△ 6,425.3	△ 6,479.1	△ 6,162.6	△ 4,986.8	△ 3,286.3	△ 2,877.3
a. 利 子 取 扱	△ 6,799.9	△ 6,838.3	△ 6,513.5	△ 5,316.4	△ 3,725.5	△ 3,229.2
(a) 受 取	8,819.6	7,607.3	6,755.8	7,039.8	8,396.1	9,389.5
(b) 支 払	15,619.5	14,445.5	13,269.3	12,356.1	12,021.6	12,618.7
b. 法 人 企 業 の 配 分 所 得 ( 受 取 )	651.9	648.6	640.4	629.4	634.1	639.2
(a) 配 当 ( 受 取 )	16.7	16.3	16.2	12.5	15.1	16.2
(b) 準 法 人 企 業 所 得 からの 引 き 出 し ( 受 取 )	635.2	632.4	624.1	616.9	619.0	623.0
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 ( 受 取 )	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4
d. 貸 付 料 取 扱	△ 277.5	△ 289.8	△ 289.8	△ 300.1	△ 295.2	△ 287.6
(a) 受 取	42.4	39.1	35.5	30.1	28.8	30.5
(b) 支 払	319.9	328.9	325.3	330.2	324.0	318.2
(2) 家 計	17,403.8	15,564.9	14,240.1	15,696.8	17,220.7	20,132.7
a. 利 子 取 扱	482.5	△ 1,350.7	△ 1,793.9	△ 1,935.4	△ 2,652.9	△ 1,226.5
(a) 受 取	7,027.7	5,387.1	4,791.6	4,539.1	3,809.4	5,189.2
(b) 支 払 ( 消 費 者 負 債 利 子 )	6,545.2	6,737.8	6,585.5	6,474.5	6,462.2	6,415.8
b. 配 当 ( 受 取 )	2,303.2	3,118.2	3,514.8	4,924.9	6,566.7	7,333.5
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 ( 受 取 )	11,521.9	10,473.6	9,555.9	9,700.8	10,395.8	10,870.6
d. 貸 付 料 ( 受 取 )	3,096.1	3,323.9	2,963.3	3,006.6	2,911.0	3,155.1
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	60.3	80.7	72.4	138.2	177.0	263.7
a. 利 子 取 扱	43.8	60.8	55.9	122.4	163.0	246.3
(a) 受 取	512.7	485.7	455.5	457.1	461.1	541.7
(b) 支 払	468.9	424.9	399.6	334.7	298.0	295.4
b. 配 当 ( 受 取 )	1.3	1.5	1.8	2.1	2.6	2.9
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 ( 受 取 )	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	1.0
d. 貸 付 料	14.6	17.9	14.3	12.9	10.6	13.5
(a) 受 取	28.4	32.0	29.7	30.2	28.1	31.0
(b) 支 払	13.8	14.1	15.4	17.3	17.4	17.4
3. 企 業 所 得 ( 法 人 企 業 の 配 分 所 得 受 取 後 )	82,323.1	85,444.1	93,625.1	96,975.6	92,995.7	92,758.3
(1) 民 間 法 人 企 業	41,164.5	41,992.7	47,080.8	51,850.8	47,670.8	48,459.2
a. 非 金 融 法 人 企 業	31,355.0	31,492.4	34,857.4	39,736.0	36,803.8	36,193.3
(2) 公 的 法 人 企 業	9,809.4	10,500.4	12,223.4	12,114.8	10,867.0	12,265.9
a. 非 金 融 法 人 企 業	3,590.1	4,542.5	6,164.2	5,770.4	6,792.9	6,849.4
b. 非 金 融 法 人 企 業	△ 206.1	△ 233.8	344.9	957.6	594.9	1,936.7
(3) 個 人 企 業	37,966.5	37,966.5	47,736.3	48,127.7	48,127.7	48,127.7
a. 農 林 水 産 業	2,723.4	2,700.7	2,860.3	2,770.2	2,657.6	2,615.0
b. そ の 他 の 産 業 ( 非 農 林 水 産 ・ 非 金 融 )	15,018.2	15,709.0	16,279.1	14,915.4	13,849.1	12,491.5
c. 持 ち 家	19,826.9	20,499.2	21,240.7	21,668.8	22,025.4	22,343.2
4. 国 民 所 得 ( 要 素 費 用 表 示 )	361,333.5	355,761.0	358,079.2	363,897.6	366,661.2	373,246.6
5. 生 産 ・ 輸 入 品 に 課 される 税 ( 控 除 ) 補 助 金	38,152.9	37,307.8	36,787.8	38,004.5	39,820.5	40,163.1
6. 国 民 所 得 ( 市 場 価 格 表 示 )	399,486.4	393,068.8	394,867.0	401,902.1	406,481.7	413,409.7
7. そ の 他 の 経 常 移 転 ( 純 )	△ 498.1	△ 850.8	△ 684.2	△ 748.5	△ 582.6	△ 978.2
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	△ 13,612.1	△ 12,052.5	△ 12,577.8	△ 15,351.8	△ 17,882.8	△ 20,427.5
a. 民 間 的	△ 11,789.2	△ 11,066.9	△ 12,060.9	△ 14,535.7	△ 17,369.3	△ 19,544.4
b. 公 的	△ 1,822.9	△ 985.6	△ 516.9	△ 816.1	△ 513.5	△ 883.1
(2) 一 般 政 府	39,062.7	31,080.3	29,135.2	31,009.4	34,842.3	38,953.0
(3) 家 計 ( 個 人 企 業 を 含 む )	△ 1,964.3	△ 25,929.8	△ 23,706.5	△ 22,774.3	△ 23,589.7	△ 26,154.8
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	6,015.5	6,051.2	6,464.8	6,368.3	6,047.6	6,651.2
8. 国 民 可 処 分 所 得	398,988.3	392,218.0	394,182.8	401,153.6	405,899.1	412,431.5
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	31,142.5	34,482.7	40,667.2	42,269.3	36,580.8	34,881.1
a. 民 間 的	29,375.3	30,925.8	35,020.0	37,315.1	30,301.5	28,914.9
b. 公 的	1,767.2	3,556.9	5,647.2	4,954.3	6,279.4	5,966.3
(2) 一 般 政 府	70,790.3	61,909.0	59,760.4	64,027.1	71,376.5	76,238.8
(3) 家 計 ( 個 人 企 業 を 含 む )	290,979.8	289,694.4	287,218.0	288,350.7	291,717.2	294,396.6
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	6,075.8	6,131.9	6,537.2	6,506.5	6,224.6	6,914.9

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。  
 2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払  
 3 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
1. 雇 用 者 報 酬	74.2	73.4	71.6	70.4	70.8	70.5
(1) 賃 金 ・ 俸 給	63.0	61.9	61.0	60.1	60.9	60.5
(2) 雇 主 の 社 会 負 担	11.2	11.5	10.5	40.3	9.9	10.0
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	7.8	7.9	7.6	7.3	7.3	7.3
b. 雇 主 の 非 企 業 部 門	3.3	3.6	3.0	3.0	2.6	2.6
2. 財 産 所 得 ( 非 企 業 部 門 )	3.1	2.6	2.3	3.0	3.8	4.7
(a) 受 取	9.4	8.7	8.0	8.3	9.1	10.0
(b) 支 払	6.4	6.2	5.8	5.4	5.2	5.3
(1) 一 般 政 府	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.4	△ 0.9	△ 0.8
a. 利 子 取 扱	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.0	△ 0.9
(a) 受 取	2.4	2.1	1.9	1.9	2.3	2.5
(b) 支 払	4.3	4.1	3.7	3.4	3.3	3.4
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 ( 受 取 )	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(a) 配 当 ( 受 取 )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 準 法 人 企 業 所 得 からの 引 き 出 し ( 受 取 )	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 ( 受 取 )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
d. 貸 付 料 取 扱	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
(a) 受 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 支 払	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 家 計	4.8	4.4	4.0	4.3	4.7	5.4
a. 利 子 取 扱	0.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
(a) 受 取	1.9	1.5	1.3	1.2	1.0	1.4
(b) 支 払 ( 消 費 者 負 債 利 子 )	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7
b. 配 当 ( 受 取 )	0.6	0.9	1.0	1.4	1.8	2.0
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 ( 受 取 )	3.2	2.9	2.7	2.7	2.8	2.9
d. 貸 付 料 ( 受 取 )	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
a. 利 子 取 扱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
(a) 受 取	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(b) 支 払	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
b. 配 当 ( 受 取 )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 ( 受 取 )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
d. 貸 付 料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) 受 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 支 払	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3. 企 業 所 得 ( 法 人 企 業 の 分 配 所 得 受 扱 後 )	22.8	24.0	26.1	26.6	25.4	24.9
(1) 民 間 法 人 企 業	11.4	11.8	13.1	14.2	13.0	13.0
a. 非 金 融 法 人 企 業	8.7	8.9	9.7	10.9	10.0	9.7
b. 金 融 法 人 企 業	2.7	3.0	3.4	3.3	3.0	3.3
(2) 公 的 企 業	1.0	1.3	1.7	1.6	1.9	1.8
a. 非 金 融 法 人 企 業	△ 0.1	△ 0.1	0.1	0.3	0.2	0.5
b. 金 融 法 人 企 業	1.1	1.3	1.6	1.3	1.7	1.3
(3) 個 人 企 業	10.4	10.9	11.3	10.8	10.5	10.0
a. 農 林 水 産 業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
b. そ の 他 の 産 業 ( 非 農 林 水 産 ・ 非 金 融 )	4.2	4.4	4.5	4.1	3.8	3.3
c. 持 ち 家	5.5	5.8	5.9	6.0	6.0	6.0
4. 国 民 所 得 ( 要 素 費 用 表 示 )	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5. 生 産 ・ 輸 入 品 に 課 さ れ る 税 ( 控 除 ) 補 助 金	10.6	10.5	10.3	10.4	10.9	10.8
6. 国 民 所 得 ( 市 場 価 格 表 示 )	110.6	110.5	110.3	110.4	110.9	110.8
7. そ の 他 の 経 常 移 転 ( 純 )	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	△ 3.8	△ 3.4	△ 3.5	△ 4.2	△ 4.9	△ 5.5
a. 民 間 的	△ 3.3	△ 3.1	△ 3.4	△ 4.0	△ 4.7	△ 5.2
b. 公 的	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2
(2) 一 般 政 府	10.8	8.7	8.1	8.5	9.5	10.4
(3) 家 計 ( 個 人 企 業 を 含 む )	△ 8.8	△ 7.3	△ 6.6	△ 6.3	△ 6.4	△ 7.0
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.7	1.7	1.8	1.8	1.6	1.8
8. 国 民 可 処 分 所 得	110.4	110.2	110.1	11.2	110.7	110.5
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	8.6	9.7	11.4	11.6	10.0	9.3
a. 民 間 的	8.1	8.7	9.8	10.3	8.3	7.7
b. 公 的	0.5	1.0	1.6	1.4	1.7	1.6
(2) 一 般 政 府	19.6	17.4	16.7	17.6	19.5	20.4
(3) 家 計 ( 個 人 企 業 を 含 む )	80.5	81.4	80.2	79.2	79.6	78.9
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.7	1.7	1.8	1.8	1.7	1.9

第33表 国内総生産（支出側、名目）

【実数】

（単位 10億円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
1. 民間最終消費支出	283,348.9	283,200.6	282,563.2	284,172.6	287,556.1	291,375.3
(1) 家計最終消費支出	277,779.5	277,565.6	276,598.8	278,012.0	281,052.8	284,733.3
a. 国内家計最終消費支出	275,551.7	274,952.7	274,482.6	275,361.7	278,843.1	282,940.8
b. 居住者家計の海外での直接購入	2,500.7	2,974.5	2,787.9	3,473.8	3,088.1	2,525.2
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	272.9	361.6	671.7	823.5	878.4	732.7
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	233,946.4	233,253.5	231,717.8	232,749.4	235,345.4	238,628.3
持ち家の帰属家賃	43,833.1	44,312.1	44,881.0	45,262.6	45,707.5	46,104.9
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	5,569.5	5,634.9	5,964.4	6,160.6	6,503.2	6,642.1
2. 政府最終消費支出	87,663.8	87,680.8	88,613.3	89,785.1	90,576.8	89,911.7
(再掲)						
家計現実最終消費	332,483.5	332,330.0	331,794.1	334,320.8	338,398.9	342,037.1
政府現実最終消費	38,529.3	38,551.3	39,382.4	39,636.8	39,734.0	39,249.9
3. 総資本形成	118,762.7	112,797.0	113,375.9	115,603.6	119,209.8	123,456.5
(1) 総固定資本形成	119,441.1	112,998.7	112,472.2	113,919.4	117,617.6	120,958.0
a. 民間	87,344.8	83,043.2	85,333.4	89,917.2	94,624.3	99,808.9
(a) 住宅	18,515.4	17,927.8	17,936.4	18,413.5	18,387.0	18,828.3
(b) 企業設備	68,829.4	65,115.4	67,397.0	71,503.7	76,237.3	80,980.7
b. 公的	32,096.2	29,955.5	27,138.8	24,002.2	22,993.3	21,149.1
(a) 住宅	1,001.5	909.9	787.7	629.1	582.2	519.5
(b) 企業設備	6,668.9	6,116.0	5,301.2	5,084.6	4,468.8	4,018.1
(c) 一般政府	24,425.9	22,929.7	21,049.9	18,288.6	17,942.3	16,611.5
(2) 在庫品増加	△ 678.4	△ 201.8	903.6	1,684.2	1,592.2	2,498.4
a. 民間企業	△ 791.5	△ 324.9	844.5	1,409.4	1,339.0	2,297.4
(a) 製品在庫	△ 461.8	△ 108.2	6.6	△ 17.4	261.4	83.4
(b) 仕掛品在庫	△ 417.8	315.3	885.0	340.1	863.4	1,335.3
(c) 流通在庫	△ 204.5	△ 128.7	△ 113.5	107.4	△ 121.3	50.5
(d) 原材料在庫	292.7	△ 403.3	66.4	979.3	335.5	828.2
b. 公的	113.1	123.1	59.1	274.8	253.1	201.0
(a) 公的企業	37.1	66.8	11.4	170.6	183.7	135.1
(b) 一般政府	76.0	56.3	47.7	104.2	69.5	65.9
4. 財貨・サービスの純輸出	3,869.2	6,197.0	9,195.2	8,929.4	6,502.0	7,133.5
(1) 財貨・サービスの輸出	52,272.5	56,679.0	60,375.7	67,038.7	74,902.1	83,889.4
a. 財貨の輸出	46,185.9	50,113.5	53,366.3	58,830.0	65,172.2	73,665.3
b. サービスの輸出 (含む非居住者家計の国内での直接輸入)	6,086.6	6,565.5	7,009.4	8,208.7	9,729.9	10,224.1
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	48,403.3	50,482.0	51,180.5	58,109.3	68,400.1	76,755.9
a. 財貨の輸入	37,322.9	38,739.5	40,354.7	45,672.9	55,609.0	63,181.4
b. サービスの輸入 (含む居住者家計の海外での直接購入)	11,080.4	11,742.5	10,825.8	12,436.4	12,791.1	13,574.5
5. 国内総生産(支出側)	493,644.7	489,875.2	493,747.5	498,490.6	503,844.7	511,877.0
(参考) 海外からの所得の純受取	8,541.7	8,041.1	8,786.3	10,028.8	13,203.8	14,998.5
海外からの所得	13,716.0	12,517.8	12,787.4	14,749.4	19,163.7	22,700.2
(控除) 海外に対する所得	5,174.3	4,476.7	4,001.1	4,720.6	5,959.9	7,701.7
国民総所得	502,186.4	497,916.3	502,533.8	508,519.4	517,048.5	526,875.5
(参考) 国内需要	489,775.5	483,678.2	484,552.3	489,561.2	498,342.7	504,743.5
民間需要	369,902.3	365,918.8	368,741.1	375,499.1	383,519.4	393,481.7
公的需	119,873.2	117,759.5	115,811.2	114,062.1	113,823.3	111,261.8

(注) 1 民間需要＝民間最終消費支出＋民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫品増加  
 公的需要＝政府最終消費支出＋公的固定資本形成＋公的在庫品増加

2 国内需要＝民間需要＋公的需要

3 国民総所得＝国内総支出＋海外からの所得の純受取

4 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」



《構成比》

(単位 %)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
1. 民間最終消費支出	57.4	57.8	57.2	57.0	57.1	56.9
(1) 家計最終消費支出	56.3	56.7	56.0	55.8	55.8	55.6
a. 国内家計最終消費支出	55.8	56.1	55.6	55.2	55.3	55.3
b. 居住者家計の海外での直接購入	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	47.4	47.6	46.9	46.7	46.7	46.6
持ち家の帰属家賃	8.9	9.0	9.1	9.1	9.1	9.0
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
2. 政府最終消費支出	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	17.6
(再掲)						
家計現実最終消費	67.4	67.8	67.2	67.1	67.2	66.8
政府現実最終消費	7.8	7.9	8.0	8.0	7.9	7.7
3. 国内総資本形成	24.1	23.0	23.0	23.2	23.7	24.1
(1) 総固定資本形成	24.2	23.1	22.8	22.9	23.3	23.6
a. 民間	17.7	17.0	17.3	18.0	18.8	19.5
(a) 住宅	3.8	3.7	3.6	3.7	3.6	3.7
(b) 企業設備	13.9	13.3	13.7	14.3	15.1	15.8
b. 公	6.5	6.1	5.5	4.8	4.6	4.1
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
(b) 企業設備	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
(c) 一般政府	4.9	4.7	4.3	3.7	3.6	3.2
(2) 在庫品増加	△ 0.1	△ 0.0	0.2	0.3	0.3	0.5
a. 民間企業	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.3	0.3	0.4
(a) 製品在庫	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1	0.0
(b) 仕掛品在庫	△ 0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3
(c) 流通在庫	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.0
(d) 原材料在庫	0.1	△ 0.1	0.0	0.2	0.1	0.2
b. 公	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
(a) 公的企業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 一般政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	0.8	1.3	1.9	1.8	1.3	1.4
(1) 財貨・サービスの輸出	10.6	11.6	12.2	13.4	14.9	16.4
a. 財貨の輸出	9.4	10.2	10.8	11.8	12.9	14.4
b. サービスの輸出 (含む非居住者家計の国内での直接輸入)	1.2	1.3	1.4	1.6	1.9	2.0
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	9.8	10.3	10.4	11.7	13.6	15.0
a. 財貨の輸入	7.6	7.9	8.2	9.2	11.0	12.3
b. サービスの輸入 (含む居住者家計の海外での直接購入)	2.2	2.4	2.2	2.5	2.5	2.7
5. 国内総生産(支出側)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	1.7	1.6	1.8	2.0	2.6	2.9
海外からの所得	2.8	2.6	2.6	3.0	3.8	4.4
(控除) 海外に対する所得	1.0	0.9	0.8	0.9	1.2	1.5
国民総所得	101.7	101.6	101.8	102.0	102.6	102.9
(参考) 国内需要	99.2	98.7	98.1	98.2	98.7	98.6
民間	74.9	74.7	74.7	75.3	76.1	76.9
公的	24.3	24.0	23.5	22.9	22.6	21.7

第34表 家計（個人企業を含む）

（単位 金額：10億円）

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率 (%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向 (%)	限界消費性向 (%)	限界貯蓄性向 (%)
昭和55年度 (1980)	158,179.5	132,381.6	27,063.4	17.0	13,666.5	10,450.2	3,216.3	83.7	76.5	23.5
60 (1985)	205,546.2	176,133.6	31,651.1	15.2	9,105.5	9,566.3	△ 279.1	85.7	105.1	△ 3.1
61 (1986)	210,324.7	182,474.8	30,288.2	14.2	4,778.5	6,341.2	△ 1,362.9	86.8	132.7	△ 28.5
62 (1987)	218,288.2	192,474.3	28,527.5	12.9	7,963.5	9,999.5	△ 1,760.7	88.2	125.6	△ 22.1
63 (1988)	231,809.3	203,892.1	30,946.4	13.2	13,521.1	11,417.8	2,418.9	88.0	84.4	17.9
平成元年度 (1989)	248,524.5	217,844.3	34,306.6	13.6	16,715.2	13,952.2	3,360.2	87.7	83.5	20.1
2 (1990)	265,961.7	234,345.8	35,469.0	13.1	17,437.2	16,501.5	1,162.4	88.1	94.6	6.7
3 (1991)	286,991.8	247,277.7	43,591.7	15.0	21,030.1	12,931.9	8,122.7	86.2	61.5	38.6
4 (1992)	294,292.0	255,204.8	42,781.5	14.4	7,300.2	7,927.1	△ 810.2	86.7	108.6	△ 11.1
5 (1993)	296,829.4	261,899.6	38,881.2	12.9	2,537.4	6,694.8	△ 3,900.3	88.2	263.8	△ 153.7
6 (1994)	306,130.6	268,931.5	40,559.2	13.1	9,301.2	7,031.9	1,678.0	87.8	75.6	18.0
7 (1995)	303,169.9	273,685.4	33,187.6	10.8	△ 2,960.7	4,753.9	△ 7,371.6	90.3	△ 160.6	249.0
8 (1996)	305,447.1	276,593.1	32,158.0	10.4	2,277.2	2,907.7	△ 1,029.6	90.6	127.7	△ 45.2
9 (1997)	309,841.5	277,895.4	35,624.2	11.4	4,394.4	1,302.3	3,466.2	89.7	29.6	78.9
10 (1998)	307,439.6	277,321.7	33,113.5	10.7	△ 2,401.9	△ 573.7	△ 2,510.7	90.2	23.9	104.5
11 (1999)	306,787.5	278,370.9	31,056.5	10.0	△ 652.1	1,049.2	△ 2,057.0	90.7	△ 160.9	315.4
12 (2000)	298,974.0	277,863.6	23,743.4	7.9	△ 7,813.5	△ 507.3	△ 7,313.1	92.9	6.5	93.6
13 (2001)	290,979.8	277,779.5	15,129.9	5.2	△ 7,994.2	△ 84.1	△ 8,613.5	95.5	1.1	107.7
14 (2002)	289,694.4	277,565.6	13,246.9	4.6	△ 1,285.4	△ 213.9	△ 1,883.0	95.8	16.6	146.5
15 (2003)	287,218.0	276,598.8	11,230.9	3.9	△ 2,476.4	△ 966.8	△ 2,016.0	96.3	39.0	81.4
16 (2004)	288,350.7	278,012.0	9,892.4	3.4	1,132.7	1,413.2	△ 1,338.5	96.4	124.8	△ 118.2
17 (2005)	291,717.2	281,052.8	10,277.0	3.5	3,366.5	3,040.8	384.6	96.3	90.3	11.4
18 (2006)	294,396.6	284,733.3	9,472.6	3.2	2,679.4	3,680.5	△ 804.4	96.7	137.4	△ 30.0

(注) 1 平均消費性向＝最終消費支出÷可処分所得  
 限界消費性向＝最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額  
 限界貯蓄性向＝貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

2 93SNA基準による。

資料：「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第35表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区 分		平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
調 査 産 業 計	現金給与総額	397,366	387,638	389,664	376,964	380,438	384,401	377,731
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	309,254 88,112	305,700 81,938	307,471 82,193	299,380 77,584	300,918 79,520	302,746 81,655	299,782 77,949
鉱 業	現金給与総額	458,207	392,711	388,970	463,445	479,117	489,827	503,266
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	351,659 106,548	318,540 74,171	311,753 77,217	358,168 105,277	366,560 112,557	370,750 119,077	372,058 131,208
建 設 業	現金給与総額	455,503	420,069	416,362	433,235	439,553	443,778	441,277
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	372,338 83,165	348,473 71,596	350,670 65,692	360,297 72,938	363,114 76,439	367,131 76,647	359,455 81,822
製 造 業	現金給与総額	406,089	401,469	410,817	419,768	419,656	425,059	411,375
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	315,259 90,830	316,698 84,771	322,218 88,599	328,447 91,321	326,251 93,405	328,519 96,540	319,471 91,904
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	610,385	612,601	616,521	609,847	613,131	615,812	612,691
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	444,898 165,487	450,423 162,178	452,025 164,496	454,828 155,019	457,743 155,388	458,143 157,669	458,038 154,653
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	402,474	396,045	385,891	374,000	.	.	.
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	320,068 82,406	321,834 74,211	314,521 71,370	303,460 70,540	.	.	.
情 報 通 信 業	現金給与総額	550,175	525,493	523,920	510,869	510,588	513,642	506,060
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	406,302 143,873	395,148 130,345	398,919 125,001	390,086 120,783	391,443 119,145	393,214 120,428	388,206 117,854
運 輸 業	現金給与総額	386,944	383,556	374,401	365,068	368,143	374,835	344,079
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	312,436 74,508	316,036 67,520	310,131 64,270	301,065 64,003	303,491 64,652	306,738 68,097	289,600 54,479
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	309,285	291,587	299,203	262,599	.	.	.
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	244,899 64,386	232,886 58,701	236,930 62,273	214,791 47,808	.	.	.
卸 売 ・ 小 売 業	現金給与総額	337,231	317,362	328,331	288,445	296,964	306,425	301,017
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	264,997 72,234	252,717 66,645	257,361 70,970	233,384 55,061	237,138 59,826	243,787 62,638	241,927 59,090
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	546,340	531,018	528,343	545,160	555,495	572,943	574,828
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	403,896 142,444	394,448 136,570	399,498 128,845	412,907 132,253	420,962 134,533	420,030 152,913	427,182 147,646
不 動 産 業	現金給与総額	438,783	416,321	422,642	447,208	448,584	445,950	429,777
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	332,937 105,846	319,600 96,721	323,379 99,263	349,874 97,334	348,292 100,292	345,353 100,597	335,656 94,121
飲 食 店 、 宿 泊 業	現金給与総額	180,462	169,513	171,003	170,769	173,473	168,348	183,745
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	156,084 24,378	149,210 20,303	151,734 19,269	152,271 18,498	155,320 18,153	151,815 16,533	162,412 21,333
医 療 、 福 祉	現金給与総額	405,294	398,449	394,484	375,474	375,596	378,010	372,834
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	314,697 90,597	314,906 83,543	313,202 81,282	301,110 74,364	301,639 73,957	304,039 73,971	303,764 69,070
教 育 、 学 習 支 援 業	現金給与総額	514,000	522,305	515,037	492,557	493,951	492,985	497,411
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	375,327 138,673	380,197 142,108	377,722 137,315	365,583 126,974	367,843 126,108	366,158 126,827	372,177 125,234
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	382,456	374,271	366,400	344,204	342,616	344,960	351,154
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	291,203 91,253	289,354 84,917	283,138 83,262	271,179 73,025	270,120 72,496	270,152 74,808	281,095 70,059
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	340,427	328,124	329,095	317,945	319,083	320,820	323,651
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	269,447 70,980	265,168 62,956	266,916 62,179	259,521 58,424	259,904 59,179	260,809 60,011	264,945 58,706

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

3 平成13~16年は、新産業分類に基づき再集計を行ったため、昨年公表の数値とは異なる場合がある。

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分		平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
調 査 産 業 計	現金給与総額	351,335	343,480	341,898	332,784	334,910	335,774	330,313
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	281,882 69,453	278,933 64,547	278,747 63,151	272,047 60,737	272,802 62,108	272,614 63,160	269,508 60,805
鉱 業	現金給与総額	389,831	346,588	327,815	358,364	377,486	351,119	336,235
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	317,885 71,946	297,933 48,655	278,587 49,228	300,173 58,191	317,207 60,279	299,553 51,566	286,642 49,593
建 設 業	現金給与総額	373,442	355,879	351,947	362,100	361,699	362,273	364,139
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	322,159 51,283	311,313 44,566	312,892 39,055	317,768 44,332	316,588 45,111	316,960 45,313	315,986 48,153
製 造 業	現金給与総額	368,915	363,937	369,290	380,183	380,885	385,754	374,484
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	294,608 74,307	294,665 69,272	298,233 71,057	305,117 75,066	304,003 76,882	305,977 79,777	298,514 75,970
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	597,995	596,036	587,893	588,395	593,082	584,940	586,585
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	437,803 160,192	439,088 156,948	434,346 153,547	441,503 146,892	445,151 147,931	438,026 146,914	440,757 145,828
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	382,738	375,961	368,844	359,514	.	.	.
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	308,818 73,920	308,773 67,188	304,804 64,040	296,413 63,101	.	.	.
情 報 通 信 業	現金給与総額	506,783	481,966	488,120	481,023	475,554	478,740	471,168
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	382,115 124,668	369,632 112,334	380,811 107,309	376,100 104,923	372,729 102,825	375,627 103,113	367,911 103,257
運 輸 業	現金給与総額	367,917	363,471	358,645	352,187	355,908	361,903	336,548
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	302,334 65,583	303,863 59,608	301,875 56,770	295,582 56,605	297,779 58,129	301,780 60,123	286,696 49,852
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	268,636	256,376	256,586	234,953	.	.	.
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	221,886 46,750	214,159 42,217	213,658 42,928	199,252 35,701	.	.	.
卸 売 ・ 小 売 業	現金給与総額	299,024	286,396	288,429	266,160	269,487	270,544	268,016
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	244,080 54,944	236,029 50,367	236,927 51,502	222,271 43,889	223,731 45,756	224,291 46,253	222,974 45,042
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	491,290	482,315	478,921	489,378	500,013	506,305	507,075
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	365,955 125,335	362,802 119,513	366,767 112,154	375,141 114,237	380,468 119,545	378,223 128,082	380,736 126,339
不 動 産 業	現金給与総額	395,857	387,949	393,553	399,312	400,984	413,979	398,114
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	316,445 79,412	312,574 75,375	317,389 76,164	320,743 78,569	319,981 81,003	330,529 83,450	318,010 80,104
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	現金給与総額	156,272	148,511	141,102	141,974	141,616	136,316	142,134
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	141,236 15,036	136,595 11,916	130,933 10,169	131,811 10,163	131,741 9,875	127,211 9,105	131,082 11,052
医 療 ・ 福 祉	現金給与総額	357,829	350,755	345,603	331,556	328,189	329,146	320,293
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	280,157 77,672	278,744 72,011	276,022 69,581	268,509 63,047	266,357 61,832	266,945 62,201	263,304 56,989
教 育 ・ 学 習 支 援 業	現金給与総額	464,295	470,928	461,037	442,642	441,679	432,344	426,401
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	342,862 121,433	346,524 124,404	342,865 118,172	333,301 109,341	333,409 108,270	326,278 106,066	322,838 103,563
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	383,341	369,234	361,451	347,835	345,021	348,160	350,948
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	288,932 94,409	283,540 85,694	278,095 83,356	270,850 76,985	270,438 74,583	271,308 76,852	276,983 73,965
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	324,309	318,443	314,411	307,214	309,737	309,243	309,942
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	263,093 61,216	263,890 54,553	261,208 53,203	256,226 50,988	257,651 52,086	256,303 52,940	258,662 51,280

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

3 平成13~16年は、新産業分類に基づき再集計を行ったため、昨年公表の数値とは異なる場合がある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成13年	194,764	194,991	192,618	266,762	269,157	236,454	141,610	137,814	171,555
14年	193,762	194,304	188,442	263,756	265,558	238,670	140,013	136,808	165,392
15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
16年	192,588	193,295	184,488	260,356	262,449	228,616	138,302	135,865	161,495
17年	190,888	191,790	180,934	259,779	261,485	234,011	138,027	136,108	155,448
18年	190,749	191,460	183,071	261,290	262,943	237,309	138,571	136,514	157,139
19年	190,482	191,567	178,842	261,767	264,696	221,613	137,530	135,429	156,838
平成19年									
鉱業	275,625	307,710	...	277,404	308,226	...	...	...	...
建設業	253,756	261,922	199,002	279,888	282,096	253,067	161,508	165,240	153,555
製造業	220,628	226,048	181,876	281,380	283,343	255,826	135,113	133,005	143,812
電気・ガス・熱供給・水道業	324,567	324,567	—	340,420	340,420	—	216,309	216,309	—
情報通信業	262,075	257,898	405,168	316,405	311,324	442,722	193,255	191,827	...
運輸業	227,923	227,484	233,401	252,794	251,339	275,398	161,989	160,661	172,649
卸売・小売業	183,962	185,139	171,050	258,587	262,058	209,465	135,418	133,503	153,677
金融・保険業	226,525	232,398	144,960	336,416	343,819	194,508	158,550	161,349	125,495
不動産業	188,625	190,754	162,534	236,839	240,825	166,150	145,696	144,115	160,727
飲食、宿泊業	109,651	106,941	135,169	173,276	173,485	171,812	88,972	86,229	117,934
医療、福祉	173,724	169,529	247,581	264,938	275,482	147,209	160,959	155,207	270,779
教育、学習支援業	134,754	135,793	106,275	191,303	192,469	149,943	109,878	110,570	92,633
複合サービス事業	250,839	252,180	146,172	320,429	321,919	...	198,795	200,171	...
サービス業	195,433	196,362	183,264	261,092	263,564	219,008	149,507	148,011	166,307

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第37表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与 (6、7、8月)				年末賞与 (11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成13年 (2001)	438,079	△ 1.6	1.10	1.15	454,251	△ 4.1	1.14	1.20
14 (2002)	412,853	△ 7.1	1.04	1.09	432,261	△ 5.6	1.10	1.16
15 (2003)	418,818	2.0	1.05	1.10	428,475	△ 0.9	1.10	1.15
16 (2004)	405,462	△ 1.5	1.04	1.09	430,278	2.2	1.12	1.19
17 (2005)	410,618	1.3	1.04	1.10	433,214	1.0	1.12	1.19
18 (2006)	416,054	1.3	1.05	1.11	433,825	0.1	1.13	1.20
19 (2007)	407,637	△ 1.1	1.05	1.11	417,507	△ 2.8	1.10	1.17
《事業所規模30人以上》								
平成13年 (2001)	512,649	0.2	1.30	1.39	534,604	△ 3.7	1.38	1.48
14 (2002)	474,148	△ 8.5	1.19	1.27	506,671	△ 5.6	1.28	1.38
15 (2003)	482,566	2.3	1.22	1.30	501,277	△ 1.3	1.28	1.37
16 (2004)	465,776	△ 1.0	1.20	1.29	493,999	1.1	1.30	1.40
17 (2005)	470,286	0.5	1.20	1.29	402,218	1.5	1.32	1.43
18 (2006)	486,392	3.4	1.22	1.31	505,650	0.7	1.32	1.42
19 (2007)	469,275	△ 2.1	1.18	1.28	487,302	△ 2.2	1.25	1.36

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与 (又は所定内給与) に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与 (又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

第38表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

事 項	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	7,782	7,769	7,747	7,742	7,891	7,854	7,830
世 帯 人 員 数	3.22	3.19	3.21	3.19	3.17	3.16	3.14
有 業 人 員 数	1.46	1.41	1.41	1.39	1.42	1.41	1.39
消 費 支 出	308,692	306,129	302,623	304,203	300,531	294,943	297,782
食 料	71,534	71,286	70,260	70,116	68,699	68,111	68,536
住 居	20,018	20,256	20,237	19,474	19,254	18,115	17,934
光 熱 ・ 水 道	21,367	21,014	20,900	20,990	21,492	22,278	21,768
家 具 ・ 家 事 用 品	11,151	10,512	10,292	9,961	10,047	9,734	9,706
被 服 及 び 履 物	15,170	14,565	13,967	13,572	13,339	12,776	12,933
保 健 医 療	11,549	11,590	12,339	12,215	13,020	12,787	13,107
交 通 ・ 通 信	36,420	36,469	37,505	39,272	38,717	37,864	38,075
教 育	12,765	12,795	13,303	13,581	12,475	12,650	12,748
教 養 娯 楽	31,418	31,000	30,234	31,262	30,729	30,040	30,976
その他の消費支出	77,300	76,644	73,586	73,760	72,759	70,588	71,999
現 物 総 額	10,622	9,944	9,473	9,352	9,652	9,177	9,493
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	6,831	6,827	6,818	6,815	6,867	6,834	6,818
世 帯 人 員 数	3.18	3.16	3.16	3.15	3.12	3.11	3.09
有 業 人 員 数	1.42	1.38	1.37	1.35	1.35	1.34	1.33
消 費 支 出	311,439	309,978	309,421	308,438	303,465	298,981	300,989
現 物 総 額	10,409	9,732	9,098	8,787	8,889	8,794	9,116

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

第39表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	4,532	4,475	4,464	4,427	4,381	4,289	4,249
世 帯 人 員 数	3.47	3.46	3.49	3.48	3.46	3.43	3.45
有 業 人 員 数	1.66	1.64	1.63	1.63	1.66	1.67	1.66
収 入 総 額	1,040,564	1,011,609	994,333	1,008,118	998,810	990,162	1,001,977
実 収 入	551,160	538,277	524,542	530,028	524,585	525,719	528,762
勤 め 先 収 入	514,328	504,452	493,643	501,122	493,829	495,003	497,395
世 帯 主 収 入	449,310	438,613	431,520	436,616	425,706	431,284	433,306
世帯主の配偶者の収入	52,949	55,154	53,155	55,507	57,338	53,346	54,129
他の世帯員収入	12,070	10,685	8,968	8,999	10,785	10,373	9,959
事 業 ・ 内 職 収 入	4,322	3,102	2,696	2,902	2,735	2,780	2,639
農 林 漁 業 収 入	.	.	.	.	104	36	32
そ の 他 の 実 収 入	32,510	30,723	28,203	26,004	27,916	27,898	28,697
実 収 入 以 外 の 収 入	407,180	394,768	394,637	403,957	399,061	390,622	402,779
預 貯 金 引 出	364,984	360,032	356,588	362,364	359,502	352,543	357,977
保 険 取 金	5,299	6,042	5,052	4,144	5,171	4,370	5,381
借 借 入 金	11,318	4,564	6,118	9,228	7,161	5,469	8,562
掛 掛 入 金	17,860	18,283	19,382	20,795	21,911	22,957	25,074
そ の 他 の 収 入	7,720	5,847	7,496	7,426	5,317	5,283	5,785
繰 入 金	82,223	78,564	75,154	74,133	75,164	73,821	70,436
支 出 総 額	1,040,564	1,011,609	994,333	1,008,118	998,810	990,162	1,001,977
実 支 出	421,479	416,427	409,903	415,899	412,928	404,502	409,716
消 費 支 出	335,042	330,651	325,823	330,836	329,499	320,231	323,459
食 料	73,180	73,396	71,606	72,025	70,947	69,403	70,352
住 居	22,168	21,528	22,248	20,804	21,839	20,292	20,207
光 道	21,072	20,740	20,712	20,909	21,328	21,998	21,555
家 具 ・ 家 事 用 品	11,319	10,801	10,378	10,419	10,313	9,954	9,914
被 服 及 び 履 物	16,192	15,823	15,450	14,893	14,971	14,430	14,846
保 健 医 療	10,760	10,456	11,498	11,531	12,035	11,463	11,697
交 通 ・ 通 信	43,955	43,544	44,622	47,218	46,986	45,769	46,259
教 育	17,668	17,499	18,021	19,714	18,561	18,713	19,090
教 養 娛 楽	33,522	33,142	32,303	33,710	32,847	31,421	33,166
そ の 他 の 消 費 支 出	85,206	83,721	78,985	79,613	79,671	76,786	76,372
非 消 費 支 出	86,437	85,776	84,081	85,063	83,429	84,271	86,257
実 支 出 以 外 の 支 出	539,572	520,213	512,280	521,571	513,814	514,604	525,971
預 貯 金	415,402	405,397	397,466	405,830	401,296	407,379	413,147
保 険 掛 金	41,056	40,590	37,901	35,318	35,174	31,691	31,112
借 借 返 金	40,090	40,021	36,982	39,223	35,577	37,369	37,871
掛 掛 金	16,104	15,907	16,831	17,695	18,300	19,495	21,604
そ の 他 の 支 出	26,920	18,297	23,100	23,504	23,467	18,670	22,238
繰 越 金	79,513	74,968	72,150	70,649	72,067	71,057	66,290
現 物 総 額	9,935	9,456	8,728	8,498	8,992	8,612	8,923
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	3,987	3,944	3,939	3,912	3,856	3,765	3,732
世 帯 人 員 数	3.43	3.44	3.43	3.44	3.41	3.40	3.41
有 業 人 員 数	1.62	1.60	1.59	1.59	1.61	1.61	1.61
収 入 総 額	1,049,423	1,023,104	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466	1,017,152
実 収 入	554,556	541,932	530,401	532,614	525,956	532,071	534,364
実 収 入 以 外 の 収 入	412,973	401,854	406,532	411,266	400,256	397,347	413,263
繰 入 金	81,893	79,318	76,564	74,765	74,316	74,048	69,525
支 出 総 額	1,049,423	1,023,104	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466	1,017,152
実 支 出	422,786	419,856	415,396	417,737	412,082	408,487	413,307
実 支 出 以 外 の 支 出	547,214	527,382	524,622	529,694	517,338	523,920	538,358
繰 越 金	79,422	75,866	73,479	71,213	71,108	71,059	65,486
現 物 総 額	9,902	9,374	8,329	8,149	8,423	8,630	8,866

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500	500～550
集 計 世 帯 数	4,249	46	92	122	183	233	284	307	324
世 帯 人 員 数	3.45	2.54	2.91	3.06	3.35	3.27	3.21	3.31	3.41
有 業 人 員 数	1.66	1.23	1.40	1.46	1.45	1.51	1.45	1.52	1.56
収 入 総 額	1,001,977	311,919	481,858	569,657	588,460	621,601	673,289	752,791	790,957
実 収 入	528,762	151,692	234,449	267,191	283,058	307,702	340,393	380,112	401,870
勤 め 先 収 入	497,395	128,520	211,893	235,567	257,372	278,728	303,552	351,613	367,298
世 帯 主 収 入	433,306	121,914	194,657	210,887	235,372	252,391	277,142	319,083	332,104
世帯主の配偶者の収入	54,129	4,232	10,220	18,364	17,119	20,852	20,869	28,440	30,397
他の世帯員収入	9,959	2,374	7,017	6,317	4,880	5,485	5,540	4,090	4,797
事業・内職収入	2,639	1,368	515	1,898	975	1,579	1,732	1,903	1,161
農林漁業収入	32	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の実収入	28,697	21,804	22,041	29,725	24,711	27,395	35,100	26,595	33,410
実収入以外の収入	402,779	116,951	190,384	245,014	239,791	256,440	275,987	308,007	328,665
繰 入 金	70,436	43,276	57,025	57,452	65,611	57,459	56,908	64,673	60,422
支 出 総 額	1,001,977	311,919	481,858	569,657	588,460	621,601	673,289	752,791	790,957
実 支 出	409,716	138,942	219,866	255,182	248,151	263,263	288,547	304,789	323,015
消 費 支 出	323,459	126,277	198,801	223,330	215,642	226,840	243,322	253,890	268,845
食 料	70,352	34,744	49,280	53,497	53,063	55,467	56,298	58,265	63,799
住 居	20,207	15,699	25,404	19,879	22,661	22,258	23,108	19,975	21,715
光熱・水道	21,555	14,660	16,657	18,183	18,934	19,158	18,807	19,195	20,297
家具・家事用品	9,914	2,977	5,019	7,874	6,621	7,216	7,668	7,495	9,081
被服及び履物	14,846	5,232	7,322	8,249	8,414	7,681	9,832	9,897	11,634
保健医療	11,697	3,362	7,865	9,738	9,876	8,933	10,289	9,796	9,906
交通・通信	46,259	20,372	29,533	29,096	29,371	34,947	32,829	40,163	39,432
教 育	19,090	2,771	10,248	7,411	10,834	7,109	9,550	11,015	11,472
教養娯楽	33,166	8,330	13,546	19,597	17,831	17,329	21,969	23,928	26,226
その他の消費支出	76,372	18,130	33,927	49,805	38,038	46,742	52,972	54,162	55,283
非消費支出	86,257	12,665	21,065	31,851	32,509	36,423	45,225	50,899	54,170
実支出以外の支出	525,971	134,434	205,929	261,022	274,638	303,478	328,385	383,427	411,321
繰 越 金	66,290	38,543	56,063	53,453	65,670	54,860	56,356	64,575	56,621

資料：総務省統計局「家計調査年報」



## 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

平成19年(2007)(単位 円、人)

550~600	600~650	650~700	700~750	750~800	800~900	900~ 1,000	1,000~ 1,250	1,250~ 1,500	1,500万円 以上
294	306	264	256	216	385	274	386	151	124
3.42	3.51	3.47	3.52	3.67	3.54	3.59	3.74	3.59	3.46
1.58	1.62	1.62	1.60	1.73	1.78	1.79	1.98	2.03	1.94
840,540	920,560	973,425	1,014,581	1,117,412	1,147,776	1,280,069	1,459,222	1,682,014	1,954,996
434,875	478,227	499,788	537,437	575,184	614,480	689,298	791,954	955,476	1,137,654
400,822	450,748	464,809	507,954	546,457	588,177	656,680	758,952	919,832	1,096,058
358,988	397,613	419,615	454,711	483,087	517,184	575,402	630,961	735,530	873,570
36,373	48,558	39,173	45,224	51,024	59,849	72,968	103,986	149,691	197,461
5,461	4,576	6,021	8,019	12,346	11,144	8,310	24,005	34,611	25,026
2,758	736	3,312	2,615	3,337	2,523	3,527	3,277	4,219	12,631
0	0	0	0	0	0	0	272	6	55
31,295	26,744	31,667	26,868	25,391	23,780	29,091	29,454	31,419	28,911
339,119	372,845	405,520	403,022	471,028	458,982	513,229	579,674	636,600	720,422
66,546	69,488	68,117	74,122	71,199	74,313	77,542	87,594	89,938	96,920
840,540	920,560	973,425	1,014,581	1,117,412	1,147,776	1,280,069	1,459,222	1,682,014	1,954,996
337,271	362,019	390,860	407,028	446,561	471,661	527,631	592,753	697,250	801,387
278,990	291,295	316,459	321,325	351,230	369,582	405,590	444,698	501,594	545,223
65,515	68,183	72,613	71,703	74,105	78,456	81,678	88,098	95,440	96,732
18,271	18,423	19,221	19,865	22,682	21,937	17,823	19,710	15,780	16,761
20,436	20,829	22,362	21,306	22,978	23,253	24,098	24,722	26,554	25,446
7,959	9,609	10,060	9,507	11,204	11,886	12,196	13,650	12,341	15,808
11,696	13,325	13,936	14,893	16,512	17,666	20,213	22,917	25,439	30,048
10,735	10,160	11,142	9,586	12,095	13,288	15,312	14,406	16,725	20,050
39,683	42,147	45,326	45,951	50,180	50,211	58,890	65,407	63,011	82,260
13,625	17,444	18,210	19,819	21,729	28,055	30,126	32,582	34,307	31,166
29,529	31,466	34,494	34,877	36,689	40,701	45,441	45,399	55,302	58,936
61,541	59,708	69,094	73,818	83,054	84,130	99,812	117,808	156,693	168,017
58,281	70,723	74,401	85,703	95,331	102,079	122,042	148,055	195,656	256,164
440,783	491,918	517,284	538,049	607,655	610,116	679,652	784,286	904,057	1,064,857
62,486	66,624	65,281	69,504	63,196	65,998	72,786	82,183	80,706	88,751

第41表 消費者物価指数(中分類)

平成17年(2005)=100

区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全国》											
平成13年平均(2001)	101.5	101.0	100.5	100.8	113.3	103.7	98.2	100.4	97.1	106.1	98.0
14(2002)	100.6	100.2	100.4	99.6	109.2	101.4	97.1	99.8	98.1	103.8	98.2
15(2003)	100.3	100.0	100.3	99.1	105.9	99.5	100.4	99.9	98.7	102.3	99.1
16(2004)	100.3	100.9	100.1	99.2	102.4	99.3	100.4	99.7	99.3	100.9	99.7
17(2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18(2006)	100.3	100.5	100.0	103.6	97.9	100.8	99.4	100.3	100.7	98.5	100.9
19(2007)	100.3	100.8	99.8	104.4	96.3	101.4	99.7	100.4	101.4	97.2	101.7
《人口5万以上の都市》											
平成13年平均(2001)	101.7	100.9	101.1	101.4	113.7	103.8	98.3	100.7	97.1	106.1	98.0
14(2002)	100.8	100.2	100.9	100.1	109.2	101.4	97.2	100.2	98.2	103.8	98.1
15(2003)	100.5	100.0	100.5	99.6	106.1	99.6	100.4	100.2	98.8	102.4	99.0
16(2004)	100.5	101.0	100.3	99.6	102.5	99.3	100.4	100.0	99.3	100.9	99.6
17(2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18(2006)	100.2	100.5	100.0	103.1	97.9	100.9	99.4	100.2	100.6	98.6	100.9
19(2007)	100.3	100.7	99.8	103.9	96.4	101.4	99.8	100.2	101.4	97.5	101.7

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
集 計 戸 数	4,306	6,915	6,935	6,926
経 営 収 支 の 総 括				
農 業				
粗 収 益	3,808	3,890	3,976	4,052
経 営 費	2,511	2,628	2,741	2,824
所 得	1,297	1,262	1,235	1,228
農 外				
収 入	2,481	2,491	2,449	2,337
支 出	242	250	258	265
所 得	2,239	2,241	2,191	2,072
年 金 等 の 収 入	1,572	1,575	1,598	1,689
総 所 得	5,113	5,083	5,029	4,994
租 税 公 課 諸 負 担	735	743	748	749
可 処 分 所 得	4,378	4,340	4,281	4,245
(参考)				
推 計 家 計 費	・	4,216	4,231	4,179
分 析 指 標				
農 業 依 存 度	36.6	36.0	36.0	37.2
農 業 所 得 率	34.1	32.4	31.1	30.3

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 調査対象区分の変更により、平成15年については平成16年との接続を図るために項目の組替えを行った。

資料：平成16年度以前は、農林水産省統計情報部「農業経営統計調査—個別経営（販売農家）の経営収支—」

平成17年度以降は、同部「経営形態別経営統計（個別経営）」

## 第4節 社会保険関係

## 1 総括

第43表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	103,645	117,037	124,260	126,353	126,862	127,103	127,182	127,307
被 用 者 保 険	60,282	72,501	81,191	78,725	75,626	75,524	75,555	76,039
被 保 険 者	28,146	31,753	37,926	39,246	37,996	38,255	38,721	39,438
被 扶 養 者	32,136	40,748	43,265	39,479	37,630	37,269	36,834	36,601
政府管掌健康保険								
一 般 被 保 険 者	26,020	31,289	36,666	36,758	35,522	35,616	35,650	35,938
被 保 険 者	13,183	14,562	17,983	19,451	18,815	18,931	19,156	19,501
被 扶 養 者	12,837	16,727	18,683	17,307	16,707	16,686	16,493	16,437
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	47	31	28	25	25
被 保 険 者	638	318	103	31	19	17	15	13
被 扶 養 者	554	200	52	15	11	11	10	9
組 合 管 掌 健 康 保 険	21,236	27,502	32,009	31,677	30,144	29,990	30,119	30,474
被 保 険 者	9,697	11,431	14,668	15,182	14,655	14,787	15,054	15,456
被 扶 養 者	11,539	16,071	17,341	16,495	15,488	15,203	15,065	15,018
船 員 保 険	741	672	409	228	185	174	168	161
被 保 険 者	262	212	137	84	69	66	65	63
被 扶 養 者	479	460	272	145	116	108	103	98
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,652	2,571	2,536	2,496	2,458
組 合 員	1,149	1,200	1,158	1,145	1,123	1,116	1,109	1,104
被 扶 養 者	1,811	1,842	1,647	1,507	1,448	1,419	1,387	1,354
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	・	・	・	・	・
組 合 員	789	807	513	・	・	・	・	・
被 扶 養 者	1,414	1,265	962	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	5,583	6,803	6,902	6,539	6,339	6,341	6,252	6,133
組 合 員	2,237	2,902	2,963	2,905	2,852	2,870	2,846	2,815
被 扶 養 者	3,346	3,901	3,939	3,634	3,487	3,471	3,407	3,318
私 立 学 校 教 職 員 共 済	347	603	770	826	835	839	843	851
組 合 員	191	321	401	448	461	468	475	484
被 扶 養 者	156	282	369	377	373	371	369	367
国 民 健 康 保 険	43,363	44,536	43,069	47,628	51,236	51,579	51,627	51,268

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。

第44表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,491	70,731	70,724	70,870	70,799
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,192	32,121	32,491	33,022	33,794
（再掲）旧三共済	・	・	・	456	787	767	750	731
（再掲）厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,396	8,351	6,152	5,310	5,221
船員保険（再掲）	262	205	126	74	63	61	60	59
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,149	1,179	1,126	1,119	1,091	1,086	1,082	1,076
国家公務員等共済組合 （適用法人組合）	789	788	496	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,239	3,151	3,111	3,069	3,035
私立学校教職員共済	194	319	373	406	434	442	448	458
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	467	440	432	423	417
国民年金	24,337	27,596	29,535	33,068	33,494	33,163	32,826	32,019
（再掲）農業者年金	787	1,057	574	258	68	65	63	61

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

3 「農業者年金」の平成13年度以降は、平成14年1月の制度改正により区分等の変更があったため、平成12年度以前との連続性はない。

第45表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,632	34,027	34,685	35,312	36,224
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,569	33,975	34,634	35,262	36,176
船員保険	181	167	103	63	52	51	50	49

第46表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,967	52,299	52,659	53,231	54,715
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,546	47,922	48,552	49,185	50,707
船員保険	262	205	127	76	63	62	61	60
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,106	1,162	934	916	913
公共企業体職員	789	807	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,239	3,151	3,111	3,069	3,035

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

第47表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
政府管掌健康保険 一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,472	284,274	283,624	283,466	283,218
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	13,893	13,116	12,822	13,174	13,105
組管管掌健康保険 船員保険	61,915	210,985	315,243	372,650	371,556	371,872	370,811	369,609
普通保険	66,200	234,778	323,582	372,001	386,646	383,845	381,364	383,848
失業保険	71,316	245,662	343,582	397,399	410,448	407,874	406,203	408,697
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	.	.	.	.	.
短期適用	.	.	.	416,170	407,764	412,154	414,625	415,421
長期適用	.	.	.	410,007	402,646	406,543	408,832	409,598
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	365,905	361,942	362,784	362,746	359,831
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	378,558	391,079	380,025	380,307	379,425
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	318,688	313,893	313,679	313,204	312,703
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	349,231	345,509	336,809	331,541	332,010
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	295,153	295,961	295,482	295,097	295,681
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,300	13,300	13,580	13,860

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金日額である。  
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。  
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。  
 4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

第48表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	186,303	164,761	164,115	164,962	163,355
被保険者分	107,009	108,183	100,204	80,333	79,390	79,729	78,032
被扶養者分	65,599	68,299	86,099	84,428	84,725	85,233	85,323
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	226,293	172,211	168,532	171,307	171,496
被保険者分	196,079	170,048	133,305	89,473	88,514	90,175	87,283
被扶養者分	50,354	38,320	92,988	82,738	80,018	81,132	84,213
組合管掌健康保険	143,855	141,206	158,605	144,998	145,134	146,129	144,808
被保険者分	75,280	82,466	84,928	71,285	71,162	71,252	69,505
被扶養者分	68,575	58,740	73,677	73,713	73,972	74,877	75,303
船員保険	260,687	215,891	234,912	209,719	208,556	210,680	206,044
被保険者分	124,783	143,720	144,693	122,991	122,382	121,269	117,060
被扶養者分	135,904	72,171	90,219	86,728	86,174	89,411	88,984
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	163,567	153,473	150,042	152,752	148,612
組合員分	72,402	78,333	72,321	63,722	60,884	61,861	58,474
被扶養者分	76,601	79,852	91,246	89,751	89,158	90,891	90,138
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	.	.	.	.	.
組合員分	82,510	85,731	.	.	.	.	.
被扶養者分	79,085	95,702	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	182,575	167,958	163,158	169,241	167,235
組合員分	85,180	97,184	98,151	86,354	82,456	85,326	83,826
被扶養者分	73,584	78,087	84,424	81,604	80,702	83,915	83,409
私立学校教職員共済	145,417	160,420	165,663	149,192	145,528	148,285	144,456
組合員分	94,568	102,072	100,302	88,381	86,038	88,658	87,102
被扶養者分	50,849	58,348	65,361	60,811	59,490	59,627	57,354
国民健康保険	97,993	207,418	291,396	288,406	292,268	301,244	304,480
1世帯当り医療費	279,268	488,434	580,132	561,909	566,692	578,812	577,373

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

第49表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	35,667,818	44,430,980	46,570,898	49,039,775	52,063,920
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	29,576,029	37,519,860	39,408,218	41,632,381	44,428,233
老 齡 基 礎 年 金	.	.	973,344	11,763,913	15,458,502	16,639,321	17,908,710	19,227,035
老 齡 厚 生 年 金 (老 齡 相 当)	.	.	1,294,713	6,417,604	8,440,781	9,054,158	9,550,566	10,145,476
(通 老 相 当)	.	.	823,128	4,621,473	6,278,069	6,821,090	7,277,814	7,805,967
退 職 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.	.
国 共 済	.	.	140,880	367,572	450,577	483,275	509,393	538,509
〔 各 省 各 庁 組 合	.	.	.	.	.	.	.	.
適 用 法 人 組 合	.	.	78,912	.	.	.	.	.
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	268,726	900,766	1,116,218	1,190,684	1,250,316	1,316,493
私 立 学 校 教 職 員 共 済	.	.	44,063	154,441	187,737	200,149	209,736	221,726
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	47,479	173,329	216,142	229,314	238,890	251,089
厚 生 年 金 基 金	41,758	690,701	1,923,638	4,682,329	5,009,869	4,469,078	4,405,537	4,676,658
恩 給	.	.	.	.	.	.	.	.
〔 文 官	100,507	61,626	27,221	8,645	5,760	5,051	4,359	3,744
軍 人	1,256,409	1,187,941	892,517	470,422	345,855	307,216	269,431	234,975
〔 都 道 府 県 知 事 裁 定	138,278	89,193	44,883	15,535	10,350	8,882	7,629	6,561
障 害 年 金	136,104	132,317	1,098,871	1,653,665	1,834,491	1,899,308	1,958,343	2,016,890
障 害 基 礎 年 金	.	.	904,093	1,309,985	1,440,793	1,487,669	1,530,875	1,574,506
障 害 厚 生 年 金	.	.	87,196	261,221	316,597	335,860	353,001	368,955
障 害 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.	.
国 共 済	.	.	1,460	6,813	8,694	9,360	9,974	10,571
〔 各 省 各 庁 組 合	.	.	.	.	.	.	.	.
適 用 法 人 組 合	.	.	423	.	.	.	.	.
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	4,208	17,181	22,599	24,681	26,767	28,835
私 立 学 校 教 職 員 共 済	.	.	264	1,163	1,429	1,557	1,653	1,750
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	875	3,272	3,555	3,516	3,466	3,384
恩 給	.	.	.	.	.	.	.	.
〔 文 官	1,292	1,101	718	346	278	254	231	206
軍 人	134,389	130,917	99,238	53,127	39,971	35,833	31,792	28,100
〔 都 道 府 県 知 事 裁 定	423	299	172	87	66	60	54	50
船 員 保 険 (職 務 上)	—	—	224	470	509	518	530	533
遺 族 年 金	1,401,164	1,152,484	2,171,482	4,438,124	5,076,629	5,263,372	5,449,051	5,618,797
遺 族 基 礎 年 金	.	.	206,834	317,321	303,542	297,507	289,880	281,832
遺 族 厚 生 年 金	.	.	755,145	2,612,574	3,209,682	3,392,016	3,578,957	3,754,832
遺 族 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.	.
国 共 済	.	.	41,926	147,202	178,529	188,830	199,139	208,903
〔 各 省 各 庁 組 合	.	.	.	.	.	.	.	.
適 用 法 人 組 合	.	.	36,528	.	.	.	.	.
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	91,019	314,639	379,979	401,558	423,488	443,731
私 立 学 校 教 職 員 共 済	.	.	8,866	31,717	38,560	40,780	42,972	45,416
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	13,580	50,347	53,188	51,967	50,720	49,282
恩 給	.	.	.	.	.	.	.	.
〔 文 官	96,339	92,077	68,813	39,318	30,928	28,327	25,886	23,505
軍 人	1,223,970	980,110	881,620	884,483	849,552	832,325	810,385	786,086
〔 都 道 府 県 知 事 裁 定	80,855	80,297	66,524	39,136	31,151	28,513	26,027	23,571
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	627	1,387	1,518	1,549	1,597	1,639

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齡年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。



## (ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	5,976,687	16,823,448	20,296,449	13,379,249	11,400,124	10,718,822	10,023,171	9,360,028
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	4,528,024	12,128,225	13,094,960	7,974,557	6,636,827	6,187,927	5,734,090	5,308,020
厚生年金保険	520,073	2,022,741	3,464,916	2,596,421	2,249,486	2,112,622	1,972,604	1,838,640
船員保険	13,945	40,308	.	.	.	.	.	.
国共済								
{ 各省各庁組合	120,366	287,006	364,542	256,481	221,488	210,164	198,234	186,901
{ 適用法人組合	169,534	281,252	398,974	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	228,418	567,067	798,673	564,229	488,862	463,232	436,674	411,583
私立学校教職員共済	3,590	10,430	16,350	11,282	9,741	9,259	8,748	8,299
農林漁業団体職員共済組合	17,684	60,106	87,055	63,722	56,037	53,332	50,706	47,929
国民年金								
{ 老 齡 年 金	—	5,323,938	6,752,662	4,297,230	3,526,596	3,275,298	3,019,835	2,780,090
{ 老齡福祉年金	3,454,414	3,535,377	1,211,788	185,192	84,617	64,020	47,289	34,578
通算老齡年金(通算退職年金)	94,743	1,945,213	4,626,376	3,635,783	3,180,235	3,015,017	2,841,958	2,672,190
厚生年金保険	90,157	1,349,589	2,349,413	1,730,666	1,491,439	1,403,755	1,312,786	1,225,101
船員保険	290	9,025	.	.	.	.	.	.
国共済								
{ 各省各庁組合	150	4,320	9,686	6,877	5,920	5,590	5,236	4,879
{ 適用法人組合	19	290	871	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	940	26,620	47,554	33,683	29,023	27,414	25,690	24,043
私立学校教職員共済	2,681	23,947	32,853	17,012	13,062	11,992	10,856	9,751
農林漁業団体職員共済組合	506	16,308	28,417	18,701	15,496	14,394	13,282	12,198
国民年金	—	515,114	2,157,582	1,828,844	1,625,295	1,551,872	1,474,108	1,396,218
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	543,396	1,091,445	546,299	349,793	305,633	290,838	275,867	261,898
厚生年金保険	95,166	200,598	239,710	163,892	146,459	140,126	133,727	127,582
船員保険	3,869	5,857	.	.	.	.	.	.
国共済								
{ 各省各庁組合	2,895	4,809	7,712	5,334	4,730	4,483	4,268	4,052
{ 適用法人組合	3,658	4,188	4,682	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	3,946	11,011	21,472	14,359	12,525	11,968	11,424	10,858
私立学校教職員共済	202	529	962	583	473	447	418	398
農林漁業団体職員共済組合	732	2,173	3,161	2,310	2,068	1,990	1,904	1,814
国民年金								
{ 障 害 年 金	48,040	236,568	268,600	163,315	139,378	131,824	124,126	117,194
{ 障害福祉年金	384,888	625,712	.	.	.	.	.	.
遺族年金(通算遺族を含む)	801,229	1,651,466	2,023,127	1,418,777	1,277,133	1,224,760	1,170,984	1,117,666
厚生年金保険	482,243	1,112,414	1,505,043	1,124,893	1,015,232	973,045	930,423	888,780
船員保険	18,427	32,372	.	.	.	.	.	.
国共済								
{ 各省各庁組合	31,567	75,657	96,001	70,967	62,932	60,277	57,611	54,884
{ 適用法人組合	59,133	95,561	103,373	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	41,967	130,038	183,000	139,328	125,072	120,094	114,939	109,652
私立学校教職員共済	1,242	7,466	12,395	8,390	7,172	6,801	6,380	6,015
農林漁業団体職員共済組合	4,820	16,274	24,172	19,037	17,313	16,711	16,109	15,380
国民年金								
{ 母 子 年 金	122,051	124,658	42,652	2,278	203	61	46	42
{ 準母子年金	78	166	58	4	—	—	—	—
{ 遺 児 年 金	6,700	6,059	1,568	29	7	7	7	7
{ 寡 婦 年 金	—	49,190	54,865	53,851	49,202	47,764	45,469	42,906
{ 母子福祉年金	32,845	1,600	.	.	.	.	.	.
{ 準母子福祉年金	156	11	.	.	.	.	.	.
船 員 給 付	95	299	1,555	295	259	246	241	226
国共済								
{ 各省各庁組合	56	81	406	295	259	246	241	226
{ 適用法人組合	—	—	1,149	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	39	218	.	.	.	.	.	.
公 務 災 害 給 付	9,200	6,800	4,132	44	37	34	31	28
国共済								
{ 各省各庁組合	212	146	95	44	37	34	31	28
{ 適用法人組合	8,968	6,641	4,037	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	20	13	.	.	.	.	.	.

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第50表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	31,582,275	37,696,451	38,526,497	40,038,459	41,803,775
老 齢 年 金（退 職 年 金）	122,601	283,293	5,298,699	25,478,704	30,895,082	31,498,606	32,769,759	34,334,538
老 齢 基 礎 年 金	・	・	372,487	7,795,288	10,248,095	11,008,660	11,874,758	12,735,114
老 齢 厚 生 年 金（老 齢 相 当）	・	・	2,287,685	10,876,675	13,310,548	13,674,460	14,229,512	14,673,649
（通 老 相 当）	・	・	282,434	1,300,340	1,637,427	1,712,654	1,770,627	1,793,214
退 職 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各 省 各 庁 組 合	・	・	343,119	770,731	848,800	859,816	883,209	906,989
{ 適 用 法 人 組 合	・	・	149,389	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	669,297	1,976,194	2,284,131	2,345,721	2,436,326	2,521,293
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	48,427	177,654	202,542	208,344	216,026	224,838
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	63,879	198,880	30,746	27,251	27,887	28,829
厚 生 年 金 基 金	892	68,745	489,660	2,040,760	2,084,862	1,442,366	1,139,598	1,284,122
恩 給								
{ 文 官	22,449	64,063	34,461	12,218	8,602	7,720	6,883	5,813
{ 軍 人	64,610	43,011	490,715	306,244	224,185	198,781	174,046	151,469
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	34,650	107,474	67,146	23,720	15,143	12,832	10,888	9,209
障 害 年 金	24,441	171,948	977,236	1,546,323	1,659,335	1,701,075	1,742,755	1,780,420
障 害 基 礎 年 金	・	・	729,130	1,202,378	1,298,645	1,332,929	1,368,041	1,400,260
障 害 厚 生 年 金	・	・	58,209	200,122	238,515	251,747	263,723	273,942
障 害 共 済 年 金								
{ 各 省 各 庁 組 合	・	・	1,643	7,162	8,967	9,585	10,196	10,780
{ 適 用 法 人 組 合	・	・	340	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	5,387	20,914	27,211	29,597	31,991	34,361
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	269	1,228	1,483	1,599	1,707	1,772
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	905	3,275	1,050	957	930	897
恩 給								
{ 文 官	390	2,190	1,947	1,057	842	779	713	634
{ 軍 人	23,913	169,125	178,534	108,953	81,355	72,617	64,176	56,487
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	138	633	473	242	184	166	152	140
船 員 保 険（職 務 上）	・	・	399	992	1,084	1,101	1,125	1,146
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	4,557,249	5,142,034	5,326,816	5,525,945	5,688,816
遺 族 基 礎 年 金	・	・	135,836	248,589	237,710	232,616	227,023	220,255
遺 族 厚 生 年 金	・	・	587,863	2,603,747	3,189,407	3,367,400	3,558,076	3,722,285
遺 族 共 済 年 金								
{ 各 省 各 庁 組 合	・	・	55,583	225,139	268,002	281,541	295,718	307,853
{ 適 用 法 人 組 合	・	・	45,747	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	120,308	495,923	596,588	629,023	664,433	693,641
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	5,791	23,518	28,630	30,282	32,040	33,713
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	12,780	53,681	10,266	9,053	8,807	8,496
恩 給								
{ 文 官	11,607	68,884	68,132	44,346	34,307	31,225	28,337	25,592
{ 軍 人	177,332	857,197	864,730	811,716	737,104	709,070	678,051	646,617
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	9,451	6,139	70,751	47,683	36,915	33,445	30,203	26,998
船 員 保 険（職 務 上）	・	・	1,079	2,908	3,106	3,162	3,258	3,366

- (注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。  
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。  
 3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。

## (ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	499,097	8,857,568	16,198,037	12,799,016	10,763,815	10,096,656	9,449,855	8,804,297
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	374,339	6,760,927	12,616,635	9,775,695	8,135,644	7,599,596	7,078,937	6,563,150
厚生年金保険	89,032	2,443,658	5,820,604	5,301,399	4,499,263	4,197,775	3,903,135	3,611,259
船 員 保 險	3,205	65,394	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	40,119	449,559	793,355	640,924	545,337	514,643	484,034	453,602
適用法人組合	62,968	475,041	875,227	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	91,679	990,889	1,913,554	1,588,513	1,366,107	1,290,952	1,218,437	1,143,561
私立学校教職員共済	850	13,563	31,229	24,814	21,094	19,938	18,712	17,593
農林漁業団体職員共済組合	3,580	65,499	143,588	125,415	11,186	9,215	8,767	8,281
国民年金〔老 齡 年 金	—	1,430,985	2,616,655	2,018,331	1,658,108	1,541,011	1,426,600	1,314,823
老 齡 福 祉 年 金	82,906	826,339	422,423	76,299	34,549	26,063	19,251	14,032
通算老齡年金(通算退職年金)	6,355	484,513	1,302,977	1,176,789	1,005,599	947,642	890,539	832,394
厚生年金保険	6,213	410,410	853,078	728,393	616,158	575,995	536,505	497,048
船 員 保 險	24	2,797	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	8	1,957	6,748	5,638	4,804	4,535	4,252	3,945
適用法人組合	1	145	503	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	39	11,238	32,908	27,634	23,677	22,316	20,935	19,535
私立学校教職員共済	55	7,595	17,774	10,583	7,980	7,278	6,580	5,884
農林漁業団体職員共済組合	15	4,936	13,319	10,088	826	668	618	566
国民年金	—	45,435	378,647	394,454	352,153	336,849	321,649	305,416
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	35,353	558,980	550,880	405,515	346,892	328,304	310,888	293,485
厚生年金保険	12,724	167,712	269,678	209,411	183,773	174,571	166,005	157,174
船 員 保 險	656	6,828	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	540	6,186	14,565	11,097	9,633	9,040	8,521	7,998
適用法人組合	568	4,039	6,993	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	960	15,848	44,470	32,299	27,415	25,943	24,586	23,119
私立学校教職員共済	35	475	1,402	929	753	705	659	630
農林漁業団体職員共済組合	113	2,014	4,415	3,694	379	322	309	292
国民年金〔障 害 年 金	5,439	135,935	209,357	148,085	124,938	117,723	110,807	104,272
障 害 福 祉 年 金	14,318	219,943	.	.	.	.	.	.
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	81,309	1,043,254	1,715,071	1,440,176	1,274,955	1,220,428	1,168,822	1,114,645
厚生年金保険	47,922	669,675	1,204,185	1,109,119	997,828	955,731	915,886	874,666
船 員 保 險	2,676	28,981	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	3,836	60,398	108,665	94,168	82,747	78,992	75,473	71,619
適用法人組合	7,183	74,028	109,378	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	6,072	106,705	205,841	184,270	164,113	157,087	150,425	143,025
私立学校教職員共済	151	3,720	7,344	5,857	5,038	4,797	4,537	4,296
農林漁業団体職員共済組合	398	9,261	18,940	17,901	1,616	1,295	1,253	1,200
国民年金〔母 子 年 金	11,560	80,811	36,597	2,141	190	62	48	44
準母子年金	7	109	51	4	—	—	—	—
遺 児 年 金	433	2,284	922	23	5	5	5	5
寡 婦 年 金	—	6,766	23,148	26,694	23,418	22,460	21,195	19,790
母子福祉年金	1,066	513	.	.	.	.	.	.
準母子福祉年金	5	3	.	.	.	.	.	.
船 員 給 付	11	288	3,832	751	649	615	604	564
国共済〔各省各庁組合	5	92	887	751	649	615	604	564
適用法人組合	—	—	2,945	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	6	196	.	.	.	.	.	.
公 務 災 害 給 付	1,730	9,606	8,642	90	76	71	65	59
国共済〔各省各庁組合	31	179	163	90	76	71	65	59
適用法人組合	1,694	9,398	8,479	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	5	29	.	.	.	.	.	.

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第51表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
老 齡 年 金 ( 退 職 年 金 )								
老 齡 基 礎 年 金	・	・	382,688	622,644	662,942	661,605	663,072	662,355
老 齡 厚 生 年 金 ( 老 齡 相 当 )	・	・	1,766,944	2,138,119	2,039,226	1,978,664	1,974,939	1,944,622
( 通 老 相 当 )	・	・	343,123	748,377	733,125	726,734	734,077	727,119
退 職 共 済 年 金								
国 共 済 { 各 省 各 庁 組 合	・	・	2,435,541	2,096,816	1,883,807	1,779,145	1,733,845	1,684,260
適 用 法 人 組 合	・	・	1,893,109	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	2,490,630	2,193,904	2,046,313	1,970,062	1,948,568	1,915,158
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	1,099,040	1,150,303	1,078,859	1,040,942	1,029,989	1,014,035
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	1,345,416	1,147,412	142,249	118,837	116,735	114,818
厚 生 年 金 基 金	21,361	99,529	254,549	435,843	416,151	322,744	258,674	274,581
恩 給 { 文 官	223,358	1,039,545	1,265,971	1,413,307	1,493,472	1,528,313	1,579,123	1,552,489
軍 人	51,424	36,206	549,810	650,998	648,205	647,041	645,976	644,617
都 道 府 県 知 事 裁 定	250,582	1,204,960	1,496,023	1,526,875	1,463,099	1,444,733	1,427,174	1,403,545
障 害 年 金								
障 害 基 礎 年 金	・	・	806,477	917,856	901,340	895,985	893,633	889,333
障 害 厚 生 年 金	・	・	1,057,708	1,240,076	1,223,334	1,220,968	1,220,876	1,215,901
障 害 共 済 年 金								
国 共 済 { 各 省 各 庁 組 合	・	・	1,125,342	1,051,250	1,031,367	1,023,996	1,022,260	1,019,784
適 用 法 人 組 合	・	・	803,783	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	1,280,181	1,217,301	1,204,091	1,199,178	1,195,152	1,191,655
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	1,018,939	1,055,788	1,037,789	1,026,702	1,032,846	1,012,322
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	1,034,286	1,000,901	295,221	272,131	268,400	265,191
恩 給 { 文 官	301,858	1,989,101	2,711,699	3,054,798	3,028,586	3,065,161	3,086,385	3,079,427
軍 人	177,939	1,291,849	1,799,049	2,050,811	2,035,343	2,026,530	2,018,631	2,010,229
都 道 府 県 知 事 裁 定	326,241	2,117,057	2,750,000	2,778,851	2,786,576	2,765,567	2,813,389	2,792,100
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	・	・	1,781,250	2,110,351	2,129,792	2,125,446	2,123,398	2,150,163
遺 族 年 金								
遺 族 基 礎 年 金	・	・	656,739	783,400	783,121	781,886	783,161	781,511
遺 族 厚 生 年 金	・	・	889,630	1,061,954	1,045,335	1,040,778	1,038,790	1,032,734
遺 族 共 済 年 金								
国 共 済 { 各 省 各 庁 組 合	・	・	1,325,741	1,529,458	1,501,168	1,490,975	1,484,983	1,473,666
適 用 法 人 組 合	・	・	1,252,382	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	1,321,790	1,576,164	1,570,055	1,566,457	1,568,952	1,563,202
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	653,169	741,499	742,479	742,563	745,595	742,319
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	941,090	1,066,217	193,007	174,197	173,646	172,393
恩 給 { 文 官	120,481	748,113	990,104	1,127,869	1,109,239	1,102,312	1,094,688	1,088,774
軍 人	144,883	874,593	980,842	917,730	867,639	851,915	836,702	822,578
都 道 府 県 知 事 裁 定	116,888	76,454	1,063,541	1,218,381	1,185,018	1,172,978	1,160,433	1,145,379
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	・	・	1,720,893	2,096,364	2,046,395	2,041,300	2,040,106	2,053,828

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。  
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

## (ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>老 齡 年 金 (退 職 年 金)</b>								
厚生年金保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,041,810	2,000,130	1,986,997	1,978,671	1,964,092
船員保険	229,831	1,622,358	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	333,308	1,566,375	2,176,306	2,498,914	2,462,152	2,448,768	2,441,732	2,426,963
適用法人組合	371,418	1,689,023	2,193,694	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	401,365	1,747,393	2,395,917	2,815,369	2,794,463	2,786,837	2,790,267	2,778,445
私立学校教職員共済	236,769	1,300,384	1,910,031	2,199,426	2,165,495	2,153,397	2,138,995	2,119,906
農林漁業団体職員共済組合	202,443	1,089,725	1,649,394	1,968,157	199,627	172,787	172,892	172,776
国民年金〔老齡年金	—	268,783	387,500	469,682	470,172	470,495	472,410	472,943
老齡福祉年金	24,000	233,734	348,595	412,000	408,293	407,100	407,100	405,800
<b>通算老齡年金(通算退職年金)</b>								
厚生年金保険	68,913	304,100	363,103	420,874	413,130	410,325	408,677	405,720
船員保険	82,759	309,917	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	53,333	453,009	696,676	819,823	811,473	811,214	812,046	808,562
適用法人組合	52,632	500,000	577,497	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	41,489	422,164	692,013	820,415	815,799	814,051	814,925	812,500
私立学校教職員共済	20,515	317,159	541,016	622,070	610,955	606,916	606,157	603,472
農林漁業団体職員共済組合	29,644	302,674	468,698	539,434	53,301	46,430	46,511	46,398
国民年金	—	88,204	175,496	215,685	216,670	217,060	218,199	218,745
<b>障 害 年 金 (疾 病 年 金)</b>								
厚生年金保険	133,703	836,060	1,125,018	1,277,736	1,254,777	1,245,812	1,241,374	1,231,945
船員保険	169,553	1,165,785	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	186,528	1,286,338	1,888,615	2,080,369	2,036,632	2,016,496	1,996,586	1,973,830
適用法人組合	155,276	964,422	1,493,592	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	243,284	1,439,288	2,071,069	2,249,414	2,188,784	2,167,702	2,152,170	2,129,174
私立学校教職員共済	173,267	897,921	1,457,380	1,593,314	1,592,641	1,576,385	1,576,712	1,583,917
農林漁業団体職員共済組合	154,372	926,829	1,396,710	1,598,920	183,493	161,755	162,263	160,703
国民年金〔障害年金	113,218	574,613	779,438	906,748	896,396	893,035	892,700	889,741
障害福祉年金	37,200	351,508	.	.	.	.	.	.
<b>遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)</b>								
厚生年金保険	99,373	602,002	800,100	985,977	982,857	982,207	984,376	984,120
船員保険	145,222	895,249	.	.	.	.	.	.
国共済〔各省各庁組合	121,519	798,313	1,131,915	1,326,921	1,314,857	1,310,486	1,310,041	1,304,909
適用法人組合	121,472	774,667	1,058,091	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	144,685	820,568	1,124,814	1,322,563	1,312,150	1,308,031	1,308,742	1,304,358
私立学校教職員共済	121,578	498,259	592,497	698,102	702,444	705,329	711,144	714,289
農林漁業団体職員共済組合	82,573	569,067	783,551	940,307	93,325	77,469	77,792	78,001
国民年金〔母子年金	94,715	248,262	858,037	939,810	935,182	1,009,361	1,039,674	1,038,095
準母子年金	89,744	656,627	879,310	1,035,500	—	—	—	—
遺児年金	64,627	376,960	588,010	784,448	715,857	713,714	713,714	711,571
寡婦年金	—	137,548	421,908	495,706	475,956	470,230	466,134	461,244
母子福祉年金	32,455	320,625	.	.	.	.	.	.
準母子福祉年金	32,051	272,727	.	.	.	.	.	.
<b>船 員 給 付</b>								
国共済〔各省各庁組合	89,286	1,135,802	2,184,729	2,547,234	2,505,398	2,498,439	2,505,245	2,496,018
適用法人組合	—	—	2,563,098	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	153,846	899,083	.	.	.	.	.	.
<b>公 務 災 害 給 付</b>								
国共済〔各省各庁組合	146,226	1,226,027	1,715,789	2,035,932	2,063,297	2,084,059	2,095,806	2,110,107
適用法人組合	188,894	1,415,148	2,100,322	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	250,000	2,230,769	.	.	.	.	.	.

(注) 1 「船員保険」には寡婦年金、遺児年金を含む。

2 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度以降の「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

第52表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,263,685	246,788,123	235,463,347	232,067,545	230,883,077
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	136,880,413	137,411,035	137,661,892	132,402,046	130,098,005
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	57,956,748	48,560,319	36,798,066	37,313,695	38,825,277
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,545,404	10,585,779	10,423,755	9,875,965	9,490,618
船員保険	110,757	410,679	69,557	111,754	106,858	111,964	119,361	124,687
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,595,085	8,693,759	8,703,354	9,757,951	8,813,746
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	36,150,680	37,829,707	38,061,885	38,808,249	39,707,096
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	3,012,269	3,180,162	3,210,237	3,318,002	3,383,371
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,011,332	420,505	492,195	472,275	440,277

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成12年度より時価、平成2年度以前は簿価である。

資料：厚生年金基金は、平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、平成16年度以降は厚生労働省年金局調べ

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

## 第53表 年金財政指標

平成13年度(2001年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	31,576	16,250	9,486	3.33	—	18.8	13.7	97.2	5.9
国共済連合会	1,110	645	601	1.85	2.61	21.5	17.1	95.2	7.3
地共済連合会	3,207	1,546	1,434	2.24	3.23	16.7	13.0	78.3	12.3
私学共済	408	191	72	5.65	—	14.3	10.1	79.2	11.7
農林年金	459	269	157	2.93	—	25.3	19.8	110.7	4.8

平成14年度(2002年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,144	17,444	10,145	3.17	—	19.8	14.4	104.7	5.6
国共済連合会	1,102	660	610	1.81	2.53	22.1	17.5	97.2	7.2
地共済連合会	3,181	1,588	1,471	2.16	3.06	17.5	13.7	84.5	12.0
私学共済	429	200	77	5.60	—	14.2	10.1	83.0	11.4

平成15年度(2003年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,121	18,460	10,690	3.00	—	17.3	12.6	117.2	5.5
国共済連合会	1,091	678	620	1.76	2.43	17.4	13.7	98.0	7.0
地共済連合会	3,151	1,634	1,511	2.09	2.86	14.4	11.3	89.3	11.4
私学共済	434	211	81	5.34	—	11.3	8.0	86.2	10.7

第3部 社会保障関係統計資料編

平成16年度(2004年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,491	19,392	11,167	2.91	—	17.8	12.9	123.8	5.3
国共済連合会	1,086	699	629	1.73	2.32	17.1	13.2	98.3	7.2
地共済連合会	3,111	1,681	1,552	2.00	2.67	15.4	12.1	93.5	10.9
私学共済	442	221	86	5.14	—	11.5	8.0	86.8	10.5

平成17年度(2005年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	33,022	20,114	11,523	2.87	—	17.8	12.9	120.8	5.2
国共済連合会	1,082	713	633	1.71	2.26	16.7	12.9	93.0	7.4
地共済連合会	3,069	1,713	1,578	1.95	2.55	16.2	13.0	82.7	10.5
私学共済	448	229	89	5.02	—	11.8	8.2	74.0	10.3

平成18年度(2006年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	33,794	21,015	11,984	2.82	—	17.8	12.8	114.8	4.9
国共済連合会	1,076	730	639	1.68	2.21	17.6	13.7	95.6	7.1
地共済連合会	3,035	1,752	1,610	1.89	2.42	16.8	13.5	80.0	10.6
私学共済	458	240	94	4.88	—	12.0	8.5	76.1	10.3

(注) 1 高齢・退職年金受給権者には、高齢・退年相当受給権者のほか、通算高齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。  
 2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ



## 年金財政指標について

## ○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給者（老齢・退年相当）を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left[ \frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right]}$$

## ○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

## ○独自給付費費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

## ○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、保険料収入と運用収入の計に対してどれ位の比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

## ○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第54表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	153,656	202,492	224,920	227,592	228,210	228,362	229,952
障 害 補 償 年 金	58,815	84,786	97,211	98,636	98,746	98,638	98,545
労働者災害補償保険	57,276	83,310	95,489	96,862	96,979	96,846	96,733
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	524	554	530	532	541
公共企業体職員	564	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	579	986	1,198	1,220	1,237	1,260	1,271
傷 病 補 償 年 金	21,773	20,814	13,509	12,001	11,710	11,185	10,673
労働者災害補償保険	21,607	20,653	13,392	11,900	11,617	11,099	10,581
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	45	38	31	33	38
地方公務員災害補償	95	100	72	63	62	53	54
遺 族 補 償 年 金	73,068	96,892	114,200	116,955	117,754	118,539	120,734
労働者災害補償保険	67,871	92,800	109,505	112,191	112,978	113,739	115,926
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,577	1,608	1,605	1,607	1,611
公共企業体職員	2,290	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,118	3,156	3,171	3,193	3,197

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第55表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	164,791,118	302,289,518	394,509,075	396,899,421	394,135,646	393,544,643	398,913,762
障 害 補 償 年 金	52,933,337	110,301,551	155,723,668	157,903,525	157,097,713	156,578,825	156,312,482
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	151,387,183	153,291,595	152,446,324	151,865,353	151,562,140
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,192,145	1,378,958	1,279,225	1,293,089	1,347,296
公共企業体職員	1,155,942	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,144,340	3,232,972	3,372,164	3,420,383	3,403,045
傷 病 補 償 年 金	35,974,870	50,920,240	39,245,961	34,371,515	33,420,547	31,876,810	30,425,464
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	38,792,040	34,012,707	33,064,429	31,551,461	30,052,116
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	150,860	125,249	105,862	117,406	147,785
地方公務員災害補償	212,516	339,720	303,061	233,559	250,256	207,943	225,563
遺 族 補 償 年 金	75,882,911	141,067,727	199,539,446	204,624,381	203,617,386	205,089,008	212,175,816
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	187,693,566	192,954,166	191,595,188	193,280,337	200,282,114
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	3,772,496	3,788,532	3,841,940	3,705,406	3,650,722
公共企業体職員	2,578,285	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	8,073,384	7,881,683	8,180,258	8,103,264	8,242,981

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>障 害 補 償 年 金</b>							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,389	1,582,577	1,571,952	1,568,112	1,566,809
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,275,086	2,489,094	2,413,632	2,430,618	2,490,381
公共企業体職員	2,049,543	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,624,658	2,649,977	2,726,082	2,714,590	2,677,455
<b>傷 病 補 償 年 金</b>							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,896,658	2,858,211	2,846,211	2,842,730	2,840,196
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,352,444	3,296,026	3,414,903	3,557,754	3,889,092
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,209,181	3,707,286	4,036,387	3,923,455	4,177,086
<b>遺 族 補 償 年 金</b>							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,714,018	1,719,872	1,695,863	1,699,332	1,727,672
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,392,198	2,356,052	2,393,732	2,305,791	2,266,121
公共企業体職員	1,125,889	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,589,283	2,497,365	2,579,709	2,537,822	2,578,349

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
保 険 者 数	2,863	2,729	2,249	1,681	1,669
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	17,183,112	17,574,655	18,009,851	18,543,601	19,154,020
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	23,933,684	24,493,527	25,111,368	25,877,564	26,763,282
65歳以上75歳未満	13,708,839	13,736,013	13,871,221	14,124,955	14,501,386
75歳以上	10,224,845	10,757,514	11,240,147	11,752,609	12,261,896
第2号被保険者数(万人)	4,265	4,262	4,272	4,276	4,239

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

第58表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被 保 険 者 数	3,445,186	3,838,924	4,085,859	4,323,332	4,401,363
第1号被保険者数	3,324,156	3,704,095	3,942,808	4,175,295	4,251,432
65歳以上75歳未満	600,225	653,722	674,786	681,550	661,041
75歳以上	2,723,931	3,050,373	3,268,022	3,493,745	3,590,391
第2号被保険者数	121,030	134,829	143,051	148,037	149,931

第59表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額: 千円、千単位数)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《件数》					
合 計	71,935,326	82,746,730	91,863,440	98,280,213	99,367,054
居宅介護(支援)サービス	63,315,200	73,724,094	82,488,613	88,619,876	7,513,136
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	.	80,245,432
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	.	1,790,012
施設介護サービス	8,620,126	9,022,636	9,374,827	9,660,337	9,818,474
《単位数》					
合 計	457,719,061	502,697,802	550,991,332	583,554,042	602,279,258
居宅介護(支援)サービス	208,676,640	249,878,707	287,965,564	312,833,717	27,271,759
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	.	265,211,380
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	.	38,238,111
施設介護サービス	249,042,421	252,819,095	263,025,768	270,720,325	271,558,009
《費用額》					
合 計	5,192,877,587	5,689,085,504	6,202,539,616	6,310,909,517	6,148,214,085
居宅介護(支援)サービス	2,169,445,868	2,594,628,865	2,980,379,701	3,233,499,965	281,308,241
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	.	2,738,691,464
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	.	387,223,999
施設介護サービス	3,023,431,719	3,094,456,639	3,222,159,915	3,077,409,552	2,740,990,382
《支給額》					
合 計	4,626,077,825	5,065,320,567	5,522,082,311	5,658,200,522	5,571,253,213
居宅介護(支援)サービス	1,968,830,998	2,356,804,164	2,706,356,863	2,937,046,729	255,355,590
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	.	2,491,358,569
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	.	348,473,046
施設介護サービス	2,657,246,826	2,708,516,403	2,815,725,448	2,721,153,793	2,476,066,009

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成18年度累計は制度改正により、「居宅介護(支援)サービス」は平成18年3月サービス分、「居宅介護(介護予防)サービス」「地域密着型(介護予防)サービス」は平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分、「施設介護サービス」は平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

第60表 介護保険給付の高額介護(介護予防)サービス費

年度累計 (単位 金額: 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《件数》					
合 計	4,646,713	5,044,722	5,648,198	6,916,817	9,244,353
世帯合	523,718	652,567	777,290	952,780	1,104,957
その他	4,122,995	4,392,155	4,870,908	5,964,037	8,139,396
《支給額》					
合 計	31,473,901	33,709,943	37,306,598	51,313,522	89,837,467
世帯合	4,336,277	5,068,349	5,924,416	7,345,213	8,273,318
その他	27,137,623	28,641,594	31,382,182	43,968,311	81,564,150

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成17、18年度は、制度改正により別建ての集計であるがここでは合算している。

第61表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
調 定 額 累 計	815,845,858	950,649,658	969,057,340	995,228,480	1,278,539,381
収 納 額 累 計	802,913,314	934,518,814	951,814,328	976,887,483	1,255,397,957
還 付 未 済 額(別掲)	859,795	947,185	1,234,575	1,163,482	1,369,190
不 納 欠 損 額	1,449	38,510	136,269	831	1,393
未 収 額	12,917,969	16,096,229	17,107,076	18,297,681	23,140,729
減 免 額(別掲)	328,127	701,423	1,206,330	838,342	527,631

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

## 2 健康保険

### ① 政府管掌健康保険

第62表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
事業所数	1,522,868	1,496,270	1,488,205	1,498,226	1,515,290	1,548,534
被保険者数	19,124,131	18,811,690	18,815,485	18,930,749	19,156,318	19,501,172
男	12,026,592	11,869,125	11,841,254	11,909,632	12,009,883	12,201,423
女	7,097,539	6,942,565	6,974,231	7,021,117	7,146,435	7,299,749
強制適用	17,921,466	17,658,329	17,748,884	17,929,973	18,185,414	18,837,296
任意包括適用	566,723	534,367	512,848	501,940	498,692	210,745
任意継続適用 (再掲)	635,942	618,994	553,753	498,836	472,212	453,131
介護保険第2号被保険者数	9,468,794	9,340,126	9,324,228	9,398,668	9,500,061	9,634,600
男	6,038,698	5,968,283	5,951,900	5,991,036	6,035,300	6,104,859
女	3,430,096	3,371,843	3,372,328	3,407,632	3,464,761	3,529,741
被扶養者数 (再掲)	17,174,814	17,039,149	16,706,702	16,685,610	16,493,297	16,437,136
介護保険第2号被扶養者数	3,331,141	3,316,970	3,279,896	3,287,959	3,260,338	3,234,715
被保険者1人当り被扶養者数	0.898	0.906	0.888	0.881	0.861	0.843
平均標準報酬月額	289,250	286,186	284,274	283,624	283,466	283,218
男	332,502	327,605	325,133	323,906	323,640	323,219
女 (再掲)	215,960	215,374	214,902	215,295	215,952	216,358
介護保険第2号被保険者	324,515	320,273	317,710	316,173	315,358	313,766
男	380,884	374,224	370,575	368,149	367,034	364,901
女	225,277	224,778	224,408	224,791	225,344	225,325

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
印紙購入通帳数 (事業所数)	2,883	2,627	2,411	2,160	2,007	1,826
有効手帳所有者数 (被保険者数)	27,751	22,450	19,466	17,052	15,393	13,386
男	19,835	16,566	14,347	12,588	11,487	10,231
女 (再掲)	7,916	5,884	5,119	4,464	3,906	3,155
介護保険第2号被保険者数	20,161	16,621	14,482	12,581	11,131	9,423
被扶養者数 (再掲)	13,648	11,984	11,241	10,573	9,852	9,358
介護保険第2号被扶養者数	3,673	3,201	2,933	2,671	2,550	2,342
被保険者1人当り被扶養者数	0.492	0.534	0.577	0.620	0.640	0.624
平均賃金日額 (再掲)	13,468	13,318	13,116	12,822	13,174	13,105
介護保険第2号被保険者	13,957	13,695	13,541	12,908	13,500	13,754

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料：社会保険庁「事業年報」

第63表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成18年度末現在

標準報酬 月額	被保険者数			
	計	男	女	(再掲)介護保険
(千円) 総数	19,501,172	12,201,423	7,299,749	9,634,600
98	500,181	245,978	254,203	219,341
104	88,198	21,640	66,558	47,637
110	161,204	39,198	122,006	85,035
118	284,978	75,299	209,679	149,743
126	307,478	68,735	238,743	165,602
134	412,227	100,550	311,677	210,232
142	461,915	116,435	345,480	226,418
150	721,208	247,544	473,664	341,895
160	685,709	220,535	465,174	298,195
170	708,191	254,396	453,795	289,830
180	775,884	320,623	455,261	302,377
190	710,867	306,322	404,545	262,468
200	1,321,271	683,445	637,826	514,102
220	1,425,123	812,450	612,673	516,535
240	1,331,715	859,433	472,282	498,145
260	1,360,418	963,145	397,273	557,357
280	1,273,409	981,369	292,040	556,334
300	1,136,293	877,448	258,845	549,720
320	842,050	686,194	155,856	426,810
340	703,503	588,886	114,617	386,124
360	681,623	575,868	105,755	407,663
380	613,618	533,982	79,636	395,901
410	669,254	576,463	92,791	465,230
440	445,028	393,813	51,215	331,315
470	294,539	265,481	29,058	229,047
500	330,694	280,289	50,405	250,222
530	156,237	142,420	13,817	126,284
560	132,254	118,864	13,390	105,109
590	145,431	124,721	20,710	111,243
620	68,299	61,941	6,358	54,279
650	65,793	58,516	7,277	51,080
680	38,729	35,210	3,519	30,364
710	85,405	72,437	12,968	61,979
750	46,315	41,078	5,237	35,283
790	68,141	57,026	11,115	49,975
830	38,614	34,573	4,041	28,727
880	41,398	36,225	5,173	30,658
930	24,032	21,573	2,459	17,861
980	343,946	301,318	42,628	248,480

資料：社会保険庁「事業年報」

第64表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成18年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,533,222	19,110,045	11,857,296	11,857,296	286,489	328,293	218,144
農 林 水 産 業	15,837	135,390	96,813	96,813	265,407	293,769	194,230
鉱 業	3,922	48,154	39,798	39,798	315,363	334,325	225,054
総 合 工 事 業	113,665	971,862	808,578	808,578	313,786	333,441	216,455
職 別 工 事 業	76,605	413,954	342,208	342,208	320,585	339,816	228,860
設 備 工 事 業	75,220	549,955	460,633	460,633	328,596	348,223	227,380
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	32,341	714,320	377,408	377,408	251,862	315,784	180,256
繊 維 製 品 製 造 業	22,623	268,482	119,725	119,725	236,412	317,930	170,803
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	18,996	182,365	139,705	139,705	270,624	294,325	193,006
紙 製 品 製 造 業	6,163	116,914	84,074	84,074	289,850	325,564	198,420
印 刷 ・ 同 関 連 産 業	19,913	222,190	157,438	157,438	314,883	348,457	233,252
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	24,589	465,242	336,375	336,375	307,454	344,251	211,406
金 属 工 業	38,535	553,117	442,282	442,282	321,119	345,213	224,973
機 械 器 具 製 造 業	62,895	1,356,781	1,006,973	1,006,973	308,808	345,131	204,245
そ の 他 の 製 造 業	23,650	317,187	222,390	222,390	301,806	341,471	208,752
卸 売 業	115,543	1,265,082	879,160	879,160	317,775	357,679	226,870
飲 食 料 品 小 売 業	50,903	475,853	261,523	261,523	255,207	309,938	188,424
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	147,962	1,438,270	832,222	832,222	279,308	326,706	214,220
金 融 ・ 保 険 業	17,838	176,234	108,847	108,847	327,887	383,901	237,410
不 動 産 業	67,191	321,009	201,619	201,619	309,874	346,427	248,145
道 路 貨 物 運 送 業	27,939	646,808	580,459	580,459	297,142	306,371	216,403
そ の 他 の 運 輸 業	22,632	658,330	573,378	573,378	272,947	282,178	210,648
情 報 通 信 業	44,187	447,670	325,232	325,232	333,140	362,551	255,013
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	8,644	96,998	75,722	75,722	319,178	345,436	225,726
飲 食 店	37,900	318,125	195,343	195,343	265,828	304,844	203,754
宿 泊 業	12,283	226,148	124,191	124,191	244,291	284,074	195,831
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	70,636	1,517,598	351,876	351,876	290,526	410,884	254,196
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	45,398	1,087,060	282,762	282,762	230,820	271,994	216,345
教 育 ・ 学 習 支 援 業	20,670	278,232	127,063	127,063	263,907	312,827	222,788
複 合 サ ー ビ ス 業	11,439	257,684	161,706	161,706	240,079	271,453	187,220
物 品 賃 貸 業	8,504	112,974	77,317	77,317	297,149	332,965	219,489
対 個 人 サ ー ビ ス 業	30,969	331,980	160,723	160,723	268,061	318,141	221,061
労 働 者 派 遣 業	6,828	265,260	145,542	145,542	233,834	261,804	199,830
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	33,174	742,586	496,956	496,956	252,497	281,834	193,143
修 理 業	37,750	258,809	212,035	212,035	300,877	318,257	222,090
娯 楽 業	13,938	310,290	182,159	182,159	278,649	318,784	221,590
廃 棄 物 処 理 業	13,100	158,624	129,490	129,490	319,362	331,786	264,142
学 術 研 究 機 関	3,317	43,046	20,820	20,820	304,599	387,292	227,136
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	30,148	205,702	111,439	111,439	288,241	336,867	230,755
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	105,853	761,532	492,593	492,593	318,423	359,972	242,322
公 務	13,522	392,228	112,719	112,719	178,612	203,038	168,762

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ



第65表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
徴 収 決 定 額	6,422,224,804	6,245,309,446	6,552,855,203	6,622,009,927	6,709,093,658	6,775,216,319
前年度より繰越額(再掲)	167,405,584	179,180,816	175,329,183	155,384,590	139,044,393	125,191,071
収 納 済 額	6,220,772,958	6,047,042,011	6,374,109,788	6,461,924,939	6,567,663,863	6,640,398,731
不 納 欠 損 額	20,239,181	21,333,352	22,176,970	20,355,294	15,657,477	12,210,366
収 納 未 済 額	181,212,665	176,934,083	156,568,445	139,729,694	125,772,317	122,607,222
収 納 率 (%)	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《印紙売さばき状況》						
印 紙 枚 数 ( 枚 )	3,824,769	3,202,237	2,883,535	2,724,779	2,503,611	2,219,654
第 1 級	2,628	2,110	1,909	2,600	2,139	1,862
2	12,981	11,831	10,914	10,758	8,366	7,304
3	53,037	39,263	31,936	29,780	25,120	21,871
4	99,266	89,860	80,489	69,539	60,729	52,398
5	177,099	152,972	132,563	113,375	104,135	91,577
6	171,267	159,141	149,090	136,083	105,934	93,437
7	334,948	322,087	314,353	291,562	303,456	285,333
8	874,621	722,878	705,882	720,621	644,606	519,217
9	870,943	707,385	628,213	581,724	490,383	406,394
10	426,100	308,882	265,036	259,273	257,296	251,371
11	340,318	290,787	257,596	279,230	270,363	266,169
12	280,675	243,812	192,434	128,509	125,794	120,394
13	180,886	151,229	113,120	101,725	105,290	102,327
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	1,007,763	882,923	861,262	833,683	785,386	731,140
収 納 済 額	981,025	853,366	830,866	811,410	774,725	730,710
不 納 欠 損 額	54	3,709	1,850	9,155	18	—
収 納 未 済 額	26,684	25,848	28,545	13,117	10,643	430

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。  
資料：社会保険庁「事業年報」

第66表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数	329,905,245	329,689,007	325,254,088	339,986,292	348,947,647	361,074,292
	金額	4,197,767,319	4,057,740,936	3,791,881,972	3,886,134,266	4,003,170,041	4,058,649,891
被 保 険 者 分	件数	177,863,015	175,590,098	167,078,787	173,770,325	177,339,334	182,769,970
	金額	2,496,580,700	2,382,346,066	2,057,620,420	2,078,373,055	2,124,321,469	2,128,267,227
診 療 費	件数	131,608,151	127,938,524	120,377,511	123,801,902	125,335,674	127,489,709
	日数	281,203,775	265,866,544	240,937,742	239,560,281	236,694,045	235,642,302
	金額	1,907,695,549	1,799,359,070	1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202	1,488,210,205
薬 剤 支 給	件数	39,050,820	40,523,748	39,635,848	42,389,963	43,959,831	46,509,889
	枚数	56,552,045	56,739,886	53,771,086	56,455,270	57,501,343	60,043,103
	金額	224,232,083	236,962,551	222,107,821	237,873,680	257,296,015	266,570,480
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,818,039	1,722,913	1,572,723	1,528,265	1,508,580	1,515,441
	回数	21,072,635	19,242,973	16,727,625	15,795,905	15,233,259	39,474,711
	金額	29,697,175	27,254,382	23,793,016	22,548,712	21,839,441	16,102,630
訪問看護療養費	件数	6,359	6,391	6,058	6,586	7,347	8,527
	日数	43,862	44,646	43,676	46,762	53,122	60,324
	金額	323,106	329,541	281,854	310,318	354,078	405,070
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1,730	1,595	1,687	1,796	1,818	1,874
	回数	73,231	65,394	57,765	48,976	45,407	101,634
	金額	12,907	11,741	10,340	7,897	7,060	6,565
療 養 費	件数	5,390,215	5,437,512	5,384,715	5,857,049	6,268,755	6,909,991
	金額	35,798,276	35,569,317	31,150,138	32,334,962	34,289,310	37,428,739
移 送 費	件数	128	114	117	124	133	131
	金額	9,205	6,018	6,679	8,636	7,372	8,797
高 額 療 養 費	件数	580,288	523,774	570,844	601,006	624,906	685,981
	金額	51,525,612	46,399,255	67,225,060	77,556,559	79,901,524	82,568,138
傷 病 手 当 金	件数	929,560	865,943	819,481	818,500	844,218	858,297
	日数	29,563,934	27,592,900	26,131,911	26,203,381	27,146,797	27,628,343
	金額	151,058,121	140,894,137	131,706,163	131,521,291	135,610,904	137,682,649
埋 葬 料	件数	42,949	41,615	39,023	38,688	39,763	37,313
	金額	13,197,763	12,552,028	11,577,606	11,463,504	11,578,611	7,239,149
出 産 育 児 一 時 金	件数	126,778	125,584	121,868	127,046	128,572	135,222
	金額	38,033,478	37,675,252	36,560,426	38,113,842	38,571,592	42,983,560
出 産 手 当 金	件数	126,037	125,298	121,635	127,665	128,317	133,036
	日数	10,926,611	10,910,194	10,598,744	11,123,528	11,198,811	11,577,217
	金額	44,997,427	45,332,775	44,135,562	46,474,902	47,161,360	49,061,245
被 扶 養 者 分	件数	151,986,295	153,656,286	154,828,258	159,818,326	162,194,344	165,821,269
	金額	1,694,520,960	1,661,763,870	1,660,172,263	1,674,986,147	1,686,481,949	1,685,631,841
診 療 費	件数	112,407,617	111,723,988	111,067,696	113,240,572	113,878,498	114,875,780
	日数	236,803,812	229,552,342	224,573,896	222,972,475	219,254,878	216,849,947
	金額	1,364,040,767	1,325,564,972	1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428	1,274,377,053
薬 剤 支 給	件数	35,769,797	38,092,764	39,742,524	42,203,743	43,638,853	45,936,471
	枚数	54,954,402	57,118,587	58,930,862	61,594,136	62,718,615	65,462,395
	金額	153,113,039	165,761,831	190,845,966	203,531,941	214,507,910	220,552,964
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,846,986	1,767,929	1,704,531	1,633,793	1,586,048	1,557,451
	回数	22,431,225	20,953,736	19,693,076	18,678,259	17,858,711	46,770,831
	金額	30,980,040	29,064,079	27,320,062	26,104,565	25,060,683	18,741,098

訪問看護療養費	件数	28,203	31,228	34,103	38,076	42,048	45,372
	日数	175,095	197,950	223,095	245,645	275,034	296,590
	金額	1,138,575	1,285,238	1,449,543	1,635,235	1,847,344	2,020,506
入院時食事療養・生活療養費	件数	921	951	1,191	1,267	1,172	1,368
(標準負担額差額支給)	回数	37,727	32,723	39,718	38,900	32,416	67,826
	金額	7,067	5,857	7,340	6,975	5,841	4,639
療 養 費	件数	2,994,072	3,060,810	3,188,120	3,505,188	3,791,729	4,080,605
	金額	18,720,335	18,933,900	19,944,412	21,785,282	23,252,168	24,882,962
移 送 費	件数	119	111	151	137	139	121
	金額	5,668	9,776	6,620	4,110	5,577	4,618
高 額 療 養 費	件数	394,027	368,049	419,307	459,009	470,569	513,074
	金額	26,265,935	24,452,590	37,560,703	44,945,634	45,931,436	47,587,910
家 族 埋 葬 料	件数	86,062	84,150	89,392	82,732	90,396	83,206
	金額	8,606,200	8,415,008	8,939,251	8,273,309	9,039,562	6,576,350
家族出産育児一時金	件数	305,477	294,235	285,774	287,602	280,940	285,272
	金額	91,643,334	88,270,618	85,732,232	86,280,780	84,282,000	90,883,741
高 齢 受 給 者 分 ( 一 般 )	件数	・	312,675	2,622,339	5,108,140	7,593,766	10,113,225
	金額	・	5,759,386	48,789,888	93,335,276	141,725,290	184,910,304
診 療 費	件数	・	227,320	1,888,752	3,639,719	5,370,262	7,075,656
	日数	・	570,533	4,763,751	8,973,990	12,996,343	16,712,086
	金額	・	4,851,857	40,590,182	76,727,559	115,466,625	150,429,029
薬 剤 支 給	件数	・	85,329	733,333	1,467,785	2,222,316	3,035,705
	枚数	・	132,352	1,129,810	2,206,958	3,262,587	4,371,233
	金額	・	807,788	7,379,762	15,048,862	23,912,035	32,084,838
入院時食事療養・生活療養費	件数	・	4,781	39,099	74,123	111,468	146,523
(標準負担額差額支給除く)	回数	・	67,805	550,802	1,033,829	1,542,796	5,563,185
	金額	・	98,622	804,689	1,518,176	2,279,588	2,288,652
訪問看護療養費	件数	・	26	254	636	1,188	1,864
	日数	・	128	1,865	4,867	7,939	12,518
	金額	・	1,119	15,255	40,679	67,042	107,785
高 齢 受 給 者 分 ( 一 定 以 上 所 得 者 )	件数	・	70,100	615,616	1,150,146	1,659,024	2,180,545
	金額	・	1,199,010	10,497,959	19,531,980	28,225,913	35,176,723
診 療 費	件数	・	51,848	449,591	830,166	1,189,246	1,547,184
	日数	・	124,054	1,058,281	1,909,310	2,658,428	3,364,688
	金額	・	1,022,598	8,811,146	16,225,460	23,188,063	29,054,074
薬 剤 支 給	件数	・	18,241	165,977	319,780	469,487	633,033
	枚数	・	27,270	244,637	463,574	661,927	877,422
	金額	・	158,316	1,527,374	3,009,558	4,634,889	5,717,451
入院時食事療養・生活療養費	件数	・	1,024	8,981	16,495	23,113	30,350
(標準負担額差額支給除く)	回数	・	11,897	105,303	190,944	260,176	914,415
	金額	・	17,635	156,763	285,518	390,087	388,258
訪問看護療養費	件数	・	11	48	199	291	328
	日数	・	65	364	1,448	1,648	2,244
	金額	・	461	2,676	11,444	12,874	16,940
世帯合算高額療養費	件数	55,935	59,848	109,088	139,356	161,179	189,283
	金額	6,665,658	6,672,604	14,801,442	19,907,808	22,415,421	24,663,795

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数	398,259	344,432	252,742	237,665	223,727	208,536
	金額	7,025,616	6,010,885	3,820,985	3,603,355	3,401,480	3,147,700
被 保 險 者 分	件数	303,832	259,572	170,848	155,172	142,816	129,806
	金額	5,654,702	4,857,050	2,683,576	2,473,088	2,283,827	2,086,316
診 療 費	件数	213,093	178,701	116,749	104,324	94,553	84,547
	日数	663,708	546,382	304,449	269,566	243,458	227,828
	金額	3,864,223	3,023,242	1,711,960	1,534,033	1,373,274	1,175,568
薬 剤 支 給	件数	72,308	64,534	43,209	39,779	36,835	34,777
	枚数	125,921	109,062	67,395	60,441	54,554	51,095
	金額	470,703	425,816	268,702	250,366	248,345	228,926
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	3,675	2,900	1,866	1,631	1,394	1,136
	回数	56,443	43,323	24,889	21,334	17,378	34,078
	金額	80,883	63,323	36,714	31,429	25,624	14,416
訪 問 看 護 療 養 費	件数	8	6	2	—	—	2
	日数	55	51	3	—	—	10
	金額	423	352	25	—	—	67
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	8	10	11	8	12	11
	回数	367	220	361	212	311	267
	金額	69	30	48	28	53	25
療 養 費	件数	8,332	7,119	5,666	5,230	6,209	4,815
	金額	76,927	65,688	48,531	41,227	38,234	34,912
移 送 費	件数	—	—	—	2	—	—
	金額	—	—	—	21	—	—
高 額 療 養 費	件数	1,193	1,000	762	640	660	545
	金額	109,633	91,610	82,703	78,455	76,632	68,052
特 別 療 養 費	件数	1,064	1,125	1,147	1,827	1,286	1,343
	金額	15,207	18,727	15,635	17,774	20,967	14,555
傷 病 手 当 金	件数	7,744	7,004	3,245	3,296	3,209	3,725
	日数	219,855	204,345	92,930	94,417	89,084	98,023
	金額	1,016,421	1,151,458	506,145	503,629	488,504	542,423
埋 葬 料	件数	69	50	44	40	40	30
	金額	15,947	9,384	9,499	8,683	9,122	4,076
出 産 育 児 一 時 金	件数	6	12	6	14	6	5
	金額	1,800	3,600	1,800	4,200	1,800	1,650
出 産 手 当 金	件数	7	11	7	12	6	6
	日数	677	792	605	1,057	520	518
	金額	2,465	3,818	1,815	3,241	1,274	1,646
被 扶 養 者 分	件数	94,397	84,217	78,090	75,343	71,241	67,793
	金額	1,367,191	1,134,656	1,058,606	1,004,341	942,906	844,424
診 療 費	件数	68,820	60,065	55,021	52,209	49,043	45,685
	日数	181,166	151,535	135,219	124,095	114,210	100,394
	金額	1,136,677	932,838	832,048	773,191	730,134	643,132
薬 剤 支 給	件数	22,270	20,945	20,017	19,841	19,093	18,802
	枚数	36,988	33,736	31,533	30,398	28,507	27,502
	金額	112,823	105,605	115,684	114,421	111,126	106,695
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,539	1,157	1,130	1,037	942	775
	回数	23,993	17,992	16,261	14,951	14,469	31,595
	金額	33,311	25,538	22,981	21,222	20,975	13,555

訪問看護療養費	件数	13	27	12	—	—	—
	日数	98	202	46	—	—	—
	金額	633	1,245	313	—	—	—
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1	2	5	5	10	7
	回数	42	667	428	185	123	24
	金額	5	183	91	42	22	158
療 養 費	件数	1,919	1,719	1,652	1,694	1,708	1,871
	金額	14,596	13,116	12,451	13,321	13,280	13,809
移 送 費	件数	—	1	3	—	—	—
	金額	—	10	93	—	—	—
高 額 療 養 費	件数	431	444	432	389	367	349
	金額	26,225	21,392	36,225	35,568	33,516	34,982
特 別 療 養 費	件数	746	878	797	1,044	892	951
	金額	6,619	8,728	6,821	15,275	7,453	7,872
家 族 埋 葬 料	件数	114	74	67	85	60	59
	金額	11,400	7,400	6,700	8,500	6,000	4,700
家 族 出 産 育 児 一 時 金	件数	83	62	84	76	68	61
	金額	24,900	18,600	25,200	22,800	20,400	19,700
高 齢 受 給 者 分	件数	・	596	3,744	7,086	9,602	10,902
	金額	・	14,073	70,342	118,897	164,880	211,934
診 療 費	件数	・	469	2,808	5,290	6,950	7,851
	日数	・	1,350	7,948	14,935	18,872	21,703
	金額	・	12,877	60,812	99,814	134,724	175,715
薬 剤 支 給	件数	・	127	897	1,772	2,607	3,018
	枚数	・	223	1,465	2,959	4,141	4,844
	金額	・	991	8,341	17,625	28,209	33,398
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	・	11	46	66	84	148
	回数	・	135	550	795	1,020	5,301
	金額	・	205	805	1,183	1,489	2,282
訪 問 看 護 療 養 費	件数	・	—	—	—	—	—
	日数	・	—	—	—	—	—
	金額	・	—	—	—	—	—
特 別 療 養 費	件数	・	—	39	24	45	33
	金額	・	—	384	275	458	539
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	件数	30	47	60	64	68	35
	金額	3,723	5,106	8,460	7,029	9,866	5,025

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 5 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 6 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被 保 険 者 分	件数 131,608,151	127,938,524	120,377,511	123,801,902	125,335,674	127,489,709
	日数 281,203,775	265,866,544	240,937,742	239,560,281	236,694,045	235,642,302
	金額 1,907,695,549	1,799,359,070	1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202	1,488,210,205
一 般 診 療	件数 106,428,783	102,822,697	96,633,667	99,309,088	100,130,547	101,746,590
	日数 217,036,029	202,978,572	182,531,476	181,045,128	177,766,468	176,662,866
	金額 1,579,317,924	1,480,353,037	1,235,024,849	1,227,677,618	1,243,679,680	1,239,010,196
入 院	件数 1,960,447	1,864,354	1,703,142	1,656,457	1,634,731	1,642,068
	日数 24,572,801	22,530,597	19,567,839	18,521,836	17,845,526	17,384,602
	金額 612,051,165	573,460,866	469,189,097	454,879,525	457,558,612	462,275,226
入 院 外	件数 104,468,336	100,958,343	94,930,525	97,652,631	98,495,816	100,104,522
	日数 192,463,228	180,447,975	162,963,637	162,523,292	159,920,942	159,278,264
	金額 967,266,759	906,892,171	765,835,752	772,798,093	786,121,068	776,734,970
歯 科 診 療	件数 25,179,368	25,115,827	23,743,844	24,492,814	25,205,127	25,743,119
	日数 64,167,746	62,887,972	58,406,266	58,515,153	58,927,577	58,979,436
	金額 328,377,625	319,006,033	254,040,907	252,481,135	254,024,522	249,200,009
被 扶 養 者 分	件数 112,407,617	111,723,988	111,067,696	113,240,572	113,878,498	114,875,780
	日数 236,803,812	229,552,342	224,573,896	222,972,475	219,254,878	216,849,947
	金額 1,364,040,767	1,325,564,972	1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428	1,274,377,053
一 般 診 療	件数 93,930,909	93,064,218	92,474,803	94,023,824	94,436,869	95,482,239
	日数 194,502,609	187,619,890	183,160,892	181,415,115	178,177,069	176,921,172
	金額 1,200,140,973	1,163,795,950	1,128,705,327	1,122,213,447	1,123,851,032	1,121,419,155
入 院	件数 2,089,571	2,011,352	1,941,412	1,872,979	1,823,139	1,799,458
	日数 25,895,707	24,313,707	22,855,775	21,759,321	20,848,836	20,041,477
	金額 527,503,123	509,640,489	459,805,627	448,655,626	445,917,781	450,552,366
入 院 外	件数 91,841,338	91,052,866	90,533,391	92,150,845	92,613,730	93,682,781
	日数 168,606,902	163,306,183	160,305,117	159,655,794	157,328,233	156,879,695
	金額 672,637,850	654,155,461	668,899,700	673,557,821	677,933,251	670,866,789
歯 科 診 療	件数 18,476,708	18,659,770	18,592,893	19,216,748	19,441,629	19,393,541
	日数 42,301,203	41,932,452	41,413,004	41,557,360	41,077,809	39,928,777
	金額 163,899,793	161,769,022	159,660,807	160,204,869	158,698,397	152,957,897
高 齢 受 給 者 (一 般)	件数 .	227,320	1,888,752	3,639,719	5,370,262	7,075,656
	日数 .	570,533	4,763,751	8,973,990	12,996,343	16,712,086
	金額 .	4,851,857	40,590,182	76,727,559	115,466,625	150,429,029
入 院	件数 .	5,014	41,189	77,799	116,948	153,766
	日数 .	75,919	615,777	1,155,426	1,724,009	2,223,873
	金額 .	2,102,146	17,433,070	32,873,137	50,028,933	66,239,827
入 院 外	件数 .	197,389	1,634,469	3,148,806	4,623,741	6,096,408
	日数 .	426,659	3,569,248	6,734,660	9,654,746	12,426,342
	金額 .	2,347,847	19,744,971	37,492,208	56,001,308	72,386,227
歯 科	件数 .	24,917	213,094	413,114	629,573	825,482
	日数 .	67,955	578,726	1,083,904	1,617,588	2,061,871
	金額 .	401,864	3,412,141	6,362,214	9,436,384	11,802,975
高 齢 受 給 者 (一 定 以 上 所 得 者)	件数 .	51,848	449,591	830,166	1,189,246	1,547,184
	日数 .	124,054	1,058,281	1,909,310	2,658,428	3,364,688
	金額 .	1,022,598	8,811,146	16,225,460	23,188,063	29,054,074
入 院	件数 .	1,100	9,469	17,333	24,348	31,813
	日数 .	14,292	120,732	219,567	298,501	389,612
	金額 .	460,689	3,818,934	7,166,337	10,117,452	13,400,215
入 院 外	件数 .	43,710	377,902	696,665	992,718	1,290,528
	日数 .	91,612	778,926	1,405,194	1,947,447	2,446,533
	金額 .	474,057	4,245,243	7,720,706	11,151,641	13,397,373
歯 科	件数 .	7,038	62,220	116,168	172,180	224,843
	日数 .	18,150	158,623	284,549	412,480	528,543
	金額 .	87,852	746,969	1,338,418	1,918,970	2,256,487

- (注) 1 老人保健対象者分を除く。  
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

## (ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被 保 険 者 分	件数 213,093	178,701	116,749	104,324	94,553	84,547
	日数 663,708	546,382	304,449	269,566	243,458	227,828
	金額 3,864,223	3,023,242	1,711,960	1,534,033	1,373,274	1,175,568
一 般 診 療	件数 181,827	151,394	96,441	86,154	78,022	70,049
	日数 574,012	469,509	248,691	220,670	199,329	190,012
	金額 3,379,386	2,619,110	1,459,258	1,313,155	1,175,273	1,008,896
入 院	件数 3,983	3,131	2,028	1,759	1,505	1,215
	日数 64,292	49,621	28,570	24,593	19,836	14,614
	金額 1,387,149	1,106,068	597,758	545,600	460,717	375,460
入 院 外	件数 177,844	148,263	94,413	84,395	76,517	68,834
	日数 509,720	419,888	220,121	196,077	179,493	175,398
	金額 1,992,237	1,513,042	861,500	767,555	714,556	633,436
歯 科 診 療	件数 31,266	27,307	20,308	18,170	16,531	14,498
	日数 89,696	76,873	55,758	48,896	44,129	37,816
	金額 484,837	404,132	252,702	220,877	198,001	166,672
被 扶 養 者 分	件数 68,820	60,065	55,021	52,209	49,043	45,685
	日数 181,166	151,535	135,219	124,095	114,210	100,394
	金額 1,136,677	932,838	832,048	773,191	730,134	643,132
一 般 診 療	件数 58,153	50,441	46,181	43,486	40,970	37,906
	日数 151,996	126,163	112,419	101,875	93,838	81,929
	金額 1,013,683	827,327	738,170	681,929	646,593	569,313
入 院	件数 1,682	1,245	1,223	1,114	1,019	869
	日数 26,550	19,947	17,996	16,605	15,644	12,741
	金額 457,960	385,064	350,333	309,819	293,066	252,499
入 院 外	件数 56,471	49,196	44,958	42,372	39,951	37,037
	日数 125,446	106,216	94,423	85,270	78,194	69,188
	金額 555,723	442,263	387,837	372,110	353,527	316,814
歯 科 診 療	件数 10,667	9,624	8,840	8,723	8,073	7,779
	日数 29,170	25,372	22,800	22,220	20,372	18,465
	金額 122,994	105,512	93,878	91,261	83,541	73,819
高 齢 受 給 者	件数 ・	469	2,808	5,290	6,950	7,851
	日数 ・	1,350	7,948	14,935	18,872	21,703
	金額 ・	12,877	60,812	99,814	134,724	175,715
入 院	件数 ・	13	46	69	98	153
	日数 ・	145	635	870	1,321	2,091
	金額 ・	7,159	25,420	32,976	45,065	72,856
入 院 外	件数 ・	412	2,438	4,674	6,064	6,831
	日数 ・	1,080	6,357	12,480	15,407	17,360
	金額 ・	5,007	30,224	57,580	77,455	89,545
歯 科	件数 ・	44	324	547	788	867
	日数 ・	125	956	1,585	2,144	2,252
	金額 ・	711	5,168	9,259	12,204	13,314

(注) 1 老人保健対象者分を除く。

2 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

3 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第68表 政府管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区 分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>《被保険者分》</b>							
診 療 費	1000人当件数	6,894.25	6,847.94	6,494.22	6,640.26	6,672.15	6,684.70
	1件当日数	2.14	2.08	2.00	1.94	1.89	1.85
	1件当金額	14,495	14,064	12,370	11,956	11,950	11,673
	1人当金額	99,934	96,311	80,333	79,390	79,729	78,032
一 般 診 療	1000人当件数	5,575.24	5,503.61	5,213.27	5,326.56	5,330.37	5,334.90
	1件当日数	2.04	1.97	1.89	1.82	1.78	1.74
	1件当金額	14,839	14,397	12,780	12,362	12,421	12,177
	1人当金額	82,732	79,236	66,628	65,848	66,206	64,965
入 院	1000人当件数	102.70	99.79	91.88	88.85	87.02	86.10
	1件当日数	12.53	12.08	11.49	11.18	10.92	10.59
	1件当金額	312,200	307,592	275,484	274,610	279,898	281,520
	1人当金額	32,062	30,695	25,312	24,398	24,358	24,239
入 院 外	1000人当件数	5,472.54	5,403.82	5,121.39	5,237.72	5,243.35	5,248.80
	1件当日数	1.84	1.79	1.72	1.66	1.62	1.59
	1件当金額	9,259	8,983	8,067	7,914	7,981	7,759
	1人当金額	50,670	48,542	41,316	41,450	41,849	40,727
歯 科 診 療	1000人当件数	1,319.01	1,344.33	1,280.95	1,313.70	1,341.78	1,349.80
	1件当日数	2.55	2.50	2.46	2.39	2.34	2.29
	1件当金額	13,042	12,701	10,699	10,308	10,078	9,680
	1人当金額	17,202	17,075	13,705	13,542	13,523	13,066
看 護 費	1000人当日数	—	·	·	·	·	·
	1日当金額	—	·	·	·	·	·
傷 病 手 当 金	1000人当件数	47.58	45.26	43.15	42.85	43.86	43.90
	1人当日数	1.51	1.44	1.30	1.37	1.41	1.41
	1件当金額	162,505	162,706	160,719	160,686	160,635	160,414
埋 葬 料	1000人当件数	2.20	2.17	2.05	2.03	2.07	1.91
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	6.49	6.56	6.42	6.65	6.68	6.92
出 産 手 当 金	1000人当件数	6.45	6.55	6.41	6.68	6.67	6.80
	1件当金額	357,018	361,800	362,852	364,038	367,538	368,782
<b>《被扶養者分》</b>							
診 療 費	1000人当件数	7,199.36	7,202.74	7,278.37	7,481.42	7,567.93	7,691.24
	1件当日数	2.11	2.05	2.02	1.97	1.93	1.89
	1件当金額	12,135	11,865	11,600	11,325	11,262	12
	1人当金額	87,363	85,458	84,428	84,725	85,233	85,323
一 般 診 療	1000人当件数	6,015.98	5,999.77	6,059.96	6,211.83	6,275.91	6,392.79
	1件当日数	2.07	2.02	1.98	1.93	1.89	1.85
	1件当金額	12,777	12,505	12,206	11,935	11,901	11,745
	1人当金額	76,865	75,029	73,965	74,141	74,687	75,082
入 院	1000人当件数	133.83	129.67	127.22	123.74	121.16	120.48
	1件当日数	12.39	12.09	11.77	11.62	11.44	11.14
	1件当金額	252,446	253,382	236,841	239,541	244,588	250,382
	1人当金額	33,785	32,856	30,131	29,641	29,634	30,166
入 院 外	1000人当件数	5,882.15	5,870.10	5,932.74	6,088.09	6,154.75	6,272.31
	1件当日数	1.84	1.79	1.77	1.73	1.70	1.67
	1件当金額	7,324	7,184	7,388	7,309	7,320	7,161
	1人当金額	43,080	42,173	43,834	44,500	45,053	44,916
歯 科 診 療	1000人当件数	1,183.38	1,202.98	1,218.41	1,269.58	1,292.02	1,298.45
	1件当日数	2.29	2.25	2.23	2.16	2.11	2.06
	1件当金額	8,871	8,669	8,587	8,337	8,163	7,887
	1人当金額	10,497	10,429	10,463	10,584	10,546	10,241
看 護 費	1000人当日数	—	·	·	·	·	·
	1日当金額	—	·	·	·	·	·
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	5.00	4.93	5.33	4.97	5.47	5.07
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	17.75	17.23	17.02	17.28	16.99	17.38



《高齢受給者分（一般）》						
診 療 費	1000人当件数	7,777.61	15,874.18	16,201.79	16,505.41	16,720.15
	1件当日数	2.51	2.52	2.47	2.42	2.36
	1件当金額	21,344	21,490	21,081	21,501	21,260
	1人当金額	166,003	341,144	341,544	354,885	355,472
入 院	1000人当件数	171.55	346.18	346.31	359.44	363.36
	1件当日数	15.14	14.95	14.85	14.74	14.46
	1件当金額	419,255	423,246	422,539	427,788	430,783
	1人当金額	71,924	146,518	146,331	153,763	156,528
入 院 外	1000人当件数	6,753.54	13,737.03	14,016.54	14,210.99	14,406.14
	1件当日数	2.16	2.18	2.14	2.09	2.04
	1件当金額	11,895	12,080	11,907	12,112	11,874
	1人当金額	80,330	165,948	166,892	172,119	171,053
歯 科 診 療	1000人当件数	852.52	1,790.97	1,838.93	1,934.98	1,950.66
	1件当日数	2.73	2.72	2.62	2.57	2.50
	1件当金額	16,128	16,012	15,401	14,989	14,298
	1人当金額	13,750	28,678	28,321	29,003	27,891
《高齢受給者分（一定以上所得者）》						
診 療 費	1000人当件数	7,775.06	17,440.15	17,987.97	18,221.31	18,379.11
	1件当日数	2.39	2.35	2.30	2.24	2.17
	1件当金額	19,723	19,598	19,545	19,498	18,779
	1人当金額	153,348	341,794	351,572	355,281	345,135
入 院	1000人当件数	164.95	367.31	375.57	373.05	377.91
	1件当日数	12.99	12.75	12.67	12.26	12.25
	1件当金額	418,808	403,309	413,450	415,535	421,218
	1人当金額	69,084	148,141	155,280	155,017	159,182
入 院 外	1000人当件数	6,554.70	14,659.25	15,095.28	15,210.16	15,330.27
	1件当日数	2.10	2.06	2.02	1.96	1.90
	1件当金額	10,846	11,234	11,082	11,233	10,381
	1人当金額	71,089	164,678	167,292	170,863	159,148
歯 科 診 療	1000人当件数	1,055.41	2,413.58	2,517.12	2,638.10	2,670.93
	1件当日数	2.58	2.55	2.45	2.40	2.35
	1件当金額	12,483	12,005	11,521	11,145	10,036
	1人当金額	13,174	28,976	29,001	29,402	26,805

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成18年度の平均被保険者数：19,071,871人（70歳未満）、19,550,678人（総数）  
平成18年度の平均被扶養者数：14,935,932人（70歳未満）、16,412,893人（総数）  
平成18年度の平均加入者数：423,181人（高齢（一般））、84,182人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区 分			平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>《被保険者分》</b>								
診 療 費	1000人当件数		7,636.10	7,746.62	6,101.73	6,019.53	6,208.78	6,277.39
	1件当日数		3.11	3.06	2.61	2.58	2.57	2.69
一 般 診 療	1件当金額		18,134	16,918	14,664	14,705	14,524	13,904
	1人当金額		138,473	131,056	89,473	88,514	90,175	87,283
	1000人当件数		6,515.70	6,562.94	5,040.29	4,971.09	5,123.25	5,200.76
	1件当日数		3.16	3.10	2.58	2.56	2.55	2.71
入 院	1件当金額		18,586	17,300	15,131	15,242	15,063	14,403
	1人当金額		121,099	113,539	76,265	75,769	77,173	74,905
	1000人当件数		142.73	135.73	105.99	101.49	98.83	90.21
	1件当日数		16.14	15.85	14.09	13.98	13.18	12.03
入 院 外	1件当金額		348,267	353,263	294,752	310,176	306,124	309,020
	1人当金額		49,708	47,948	31,241	31,481	30,253	27,877
	1000人当件数		6,372.97	6,427.15	4,934.37	4,869.62	5,024.45	5,110.74
	1件当日数		2.87	2.83	2.33	2.32	2.35	2.55
歯 科 診 療	1件当金額		11,202	10,205	9,125	9,095	9,339	9,202
	1人当金額		71,391	65,590	45,025	44,288	46,921	47,031
	1000人当件数		1,120.40	1,183.75	1,061.37	1,048.42	1,085.50	1,076.44
	1件当日数		2.87	2.82	2.75	2.69	2.67	2.61
看 護 費	1件当金額		15,507	14,800	12,443	12,156	11,978	11,496
	1人当金額		17,374	17,519	13,207	12,745	13,002	12,375
	1000人当日数		—	·	·	·	·	·
傷 病 手 当 金	1日当金額		—	·	·	·	·	·
	1000人当件数		265.78	288.92	160.68	180.82	199.97	262.28
埋 葬 料 ( 費 )	1人当日数		7.55	8.43	4.60	5.18	5.55	6.90
	1件当金額		131,253	164,400	155,977	152,800	152,229	145,617
	1000人当件数		2.37	2.06	2.18	2.19	2.49	2.11
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		0.21	0.50	0.30	0.77	0.37	0.35
出 産 手 当 金	1000人当件数		0.24	0.45	0.35	0.66	0.37	0.42
	1件当金額		352,172	347,102	259,300	270,078	212,300	274,393
<b>《被扶養者分》</b>								
診 療 費	1000人当件数		5,528.60	5,412.16	5,471.23	5,403.12	5,449.63	5,982.06
	1件当日数		2.63	2.52	2.46	2.38	2.33	2.20
	1件当金額		16,517	15,530	15,122	14,810	14,888	14,078
	1人当金額		91,314	84,053	82,738	80,018	81,132	84,213
一 般 診 療	1000人当件数		4,671.67	4,545.05	4,592.38	4,500.26	4,552.73	4,963.47
	1件当日数		2.61	2.50	2.43	2.34	2.29	2.16
	1件当金額		17,431	16,402	15,984	15,682	15,782	15,019
	1人当金額		81,433	74,547	73,406	70,571	71,852	74,547
入 院	1000人当件数		135.12	112.18	121.61	115.29	113.23	113.79
	1件当日数		15.78	16.02	14.71	14.91	15.35	14.66
	1件当金額		272,271	309,288	286,454	278,114	287,602	290,563
	1人当金額		36,790	34,696	34,837	32,063	32,565	33,063
入 院 外	1000人当件数		4,536.55	4,432.80	4,470.58	4,385.09	4,439.33	4,849.68
	1件当日数		2.22	2.16	2.10	2.01	1.96	1.87
	1件当金額		9,841	8,990	8,627	8,782	8,849	8,554
	1人当金額		44,644	39,850	38,566	38,510	39,284	41,484
歯 科 診 療	1000人当件数		856.92	867.17	879.04	902.75	897.07	1,018.59
	1件当日数		2.73	2.64	2.58	2.55	2.52	2.37
	1件当金額		11,530	10,963	10,620	10,462	10,348	9,490
	1人当金額		9,881	9,507	9,335	9,445	9,283	9,666
看 護 費	1000人当日数		—	·	·	·	·	·
	1日当金額		—	·	·	·	·	·
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		8.04	5.87	5.88	7.82	5.95	6.85
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		5.85	4.91	7.37	6.99	6.74	7.08

《高齢受給者分》								
診 療 費	1000人当件数	・	1,175.93	5,937.62	9,081.55	9,928.57	10,794.23	
	1件当日数	・	2.88	2.83	2.82	2.72	2.76	
	1件当金額	・	27,456	21,657	18,868	19,385	22,381	
	1人当金額	・	32,287	128,588	171,354	192,463	241,588	
入 院	1000人当件数	・	32.60	97.27	118.45	140.00	210.36	
	1件当日数	・	11.15	13.80	12.61	13.48	13.67	
	1件当金額	・	550,655	552,617	477,907	459,844	476,185	
	1人当金額	・	17,949	53,752	56,610	64,378	100,169	
入 院 外	1000人当件数	・	1,033.01	5,155.24	8,024.03	8,662.86	9,391.84	
	1件当日数	・	2.62	2.61	2.67	2.54	2.54	
	1件当金額	・	12,154	12,397	12,319	12,773	13,109	
	1人当金額	・	12,555	63,909	98,849	110,650	123,114	
歯 科 診 療	1000人当件数	・	110.32	685.11	939.06	1,125.71	1,192.03	
	1件当日数	・	2.84	2.95	2.90	2.72	2.60	
	1件当金額	・	16,161	15,950	16,927	15,488	15,356	
	1人当金額	・	1,783	10,927	15,895	17,435	18,305	

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 6 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 7 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成18年度の平均被保険者数：13,469人(70歳未満)、14,203人(総数)  
 平成18年度の平均被扶養者数：7,637人(70歳未満)、8,615人(総数)  
 平成18年度の平均加入者数：728人(高齢受給者)

資料：社会保険庁「事業年報」

第69表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	72,217	70,449	73,037	73,631	74,793	75,479
保 険 料 収 入	62,276	60,527	63,788	64,666	65,720	66,445
医 療 給 付 分	58,214	56,636	60,167	60,221	60,667	61,442
介 護 分	4,062	3,891	3,620	4,445	5,053	5,003
国 庫 補 助 分	9,768	9,741	9,042	8,802	8,939	8,877
医 療 給 付 分	9,057	9,091	8,321	7,942	7,963	7,888
介 護 分	711	649	721	860	976	988
そ の 他	173	181	206	163	133	157
支 出	76,927	76,037	72,389	71,167	73,299	74,399
保 険 給 付 費	42,534	41,008	38,534	38,956	40,501	40,851
医 療 給 付 費	37,634	36,331	33,625	33,754	35,173	35,326
現 金 給 付 費	4,890	4,677	4,909	5,203	5,328	5,526
老 人 保 健 拠 出 金	21,836	23,288	21,579	18,993	17,900	17,200
退 職 者 給 付 拠 出 金	5,816	6,539	6,693	6,888	7,951	9,306
介 護 納 付 金	5,252	3,960	4,398	5,246	5,954	6,029
そ の 他	1,499	1,242	1,185	1,084	993	1,013
収 支 差 引 残	△ 4,710	△ 5,588	647	2,464	1,494	1,079
医 療 給 付 分	△ 4,231	△ 6,169	704	2,405	1,419	1,117
介 護 給 付 分	△ 479	581	△ 57	59	75	△ 38
国庫補助繰延べ返済額	2,885	—	—	—	—	—
事業運営安定資金残高	5,071	△ 524	△ 106	2,291	3,898	5,148
医 療 給 付 分	5,526	△ 649	△ 174	2,164	3,695	4,983
介 護 給 付 分	△ 455	125	68	127	203	165

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 法第3条第2項に係るものを含む。

3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。

4 「事業運営安定資金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

## ② 組合管掌健康保険

第70表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
組 合 数	1,722	1,674	1,622	1,584	1,561	1,541
被 保 険 者 数	14,936,439	14,790,093	14,655,434	14,786,699	15,053,571	15,456,333
男	10,939,919	10,753,093	10,599,145	10,564,108	10,666,236	10,857,857
女	3,996,520	4,037,000	4,056,289	4,222,591	4,387,335	4,598,476
(再掲)						
介護2号被保険者たる被保険者数	7,058,417	6,938,132	6,824,171	6,823,147	6,914,400	7,026,464
男	5,583,261	—	—	—	—	—
女	1,475,156	—	—	—	—	—
介護特定被保険者数	83,774	89,463	93,344	97,505	98,063	100,262
男	78,991	—	—	—	—	—
女	4,783	—	—	—	—	—
被 扶 養 者 数	16,081,393	15,778,140	15,488,225	15,202,951	15,065,275	15,018,065
(再掲)						
介護保険被扶養者数	3,473,203	3,394,523	3,324,722	3,265,907	3,237,524	3,219,734
扶 養 率	1.077	1.067	1.057	1.028	1.001	0.972
平均標準報酬月額	373,956	369,726	371,556	371,872	370,811	369,609
男	419,423	414,881	417,939	419,910	419,555	418,979
女	249,496	249,448	250,357	251,691	252,306	253,038
(再掲)						
介護保険被保険者	446,339	439,967	439,297	439,451	438,419	438,286
男	491,138	—	—	—	—	—
女	266,604	—	—	—	—	—

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第71表 組保管掌健康保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成18年度末現在

標準報酬等級	被保険者数		
	計	男	女
総数	15,207,226	10,629,465	4,577,761
第1級	51,628	14,713	36,915
2	25,821	3,957	21,864
3	48,682	7,959	40,723
4	86,303	14,200	72,103
5	115,911	17,850	98,061
6	142,875	23,084	119,791
7	162,587	28,926	133,661
8	215,123	46,855	168,268
9	250,344	63,844	186,500
10	274,341	77,729	196,612
11	305,056	95,827	209,229
12	320,570	104,698	215,872
13	566,751	215,777	350,974
14	808,186	348,415	459,771
15	827,207	411,670	415,537
16	821,662	470,702	350,960
17	785,748	505,526	280,222
18	772,072	541,715	230,357
19	738,698	555,231	183,467
20	703,184	556,819	146,365
21	681,598	562,710	118,888
22	796,556	681,535	115,021
23	887,630	783,293	104,337
24	787,713	711,904	75,809
25	691,026	633,243	57,783
26	603,520	558,514	45,006
27	507,544	475,628	31,916
28	421,147	398,010	23,137
29	336,428	319,195	17,233
30	271,506	258,699	12,807
31	207,870	198,610	9,260
32	167,617	160,460	7,157
33	157,857	150,721	7,136
34	125,902	119,963	5,939
35	93,832	88,957	4,875
36	79,146	75,121	4,025
37	61,728	58,443	3,285
38	46,080	43,603	2,477
39	259,777	245,359	14,418

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第72表 組管掌健康保険適用状況（業態別）

平成19年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総 数	1,541	15,456,333	10,857,857	4,598,476	369,609	418,979	253,038
単 一 ・ 連 合 組 合 の 計	1,262	9,437,995	6,916,722	2,521,273	390,410	438,345	258,908
化 学 工 業	149	820,975	647,824	173,151	410,924	449,974	264,825
窯業並びに土石業	24	76,799	61,145	15,654	396,342	431,564	258,763
紡 織 工 業	30	41,675	28,012	13,663	319,654	375,837	204,466
機 械 器 具 工 業	330	3,122,283	2,649,753	472,530	406,313	431,314	266,119
そ の 他 の 工 業	92	444,223	328,852	115,371	359,218	406,192	225,323
金 属 鉱 業	3	26,726	22,997	3,729	408,844	436,511	238,226
運 送 の 事 業	72	875,595	727,678	147,917	371,652	396,406	249,871
物 品 販 売 事 業	146	961,252	545,188	416,064	317,722	395,553	215,735
金 融 保 険 の 事 業	170	1,166,568	584,976	581,592	380,929	502,271	258,881
そ の 他 の 事 業	188	1,383,599	1,018,772	364,827	414,165	465,425	271,022
法人又は団体の事務所	58	518,300	301,525	216,775	417,139	480,609	328,854
総 合 組 合 の 計	279	6,018,338	3,941,135	2,077,203	336,989	384,992	245,913

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第73表 組管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成11年度(1999)	85.14	37.27	47.87	100	44	56
12 (2000)	85.51	37.51	48.00	100	44	56
13 (2001)	85.91	37.78	48.14	100	44	56
14 (2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56
15 (2003)	75.08	33.42	41.66	100	45	55
16 (2004)	74.15	33.07	41.08	100	45	55
17 (2005)	73.42	32.82	40.60	100	45	55
18 (2006)	73.17	32.74	40.42	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第74表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 278,460,165 金額 3,108,260,621	280,018,960 3,047,278,896	277,284,314 2,884,743,773	287,794,346 2,930,164,639	295,129,812 3,001,427,876	306,270,218 3,057,152,748
被 保 険 者 分	件数 128,625,342 金額 1,657,080,469	129,152,544 1,620,698,455	124,339,155 1,430,222,043	129,909,773 1,453,094,886	133,858,902 1,495,369,076	139,175,578 1,513,361,666
診 療 費	件数 96,053,164 日数 190,555,538 金額 1,292,509,806	94,954,651 183,945,359 1,247,382,396	90,398,378 169,893,612 1,047,567,601	93,345,715 170,126,231 1,046,691,567	95,455,772 170,105,839 1,063,768,911	98,047,309 171,349,925 1,062,254,906
薬 剤 支 給	件数 28,163,162 枚数 39,301,531 金額 154,028,733	29,728,207 40,135,957 166,144,930	29,453,997 38,774,068 158,991,596	31,892,849 41,361,135 173,761,066	33,395,379 42,655,816 188,905,661	35,737,551 45,181,824 196,907,386
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 1,139,522 回数 11,964,390 金額 16,939,113	1,108,407 11,232,493 15,968,918	1,042,504 10,160,335 14,488,127	1,011,901 9,642,758 13,798,180	1,003,348 9,351,398 13,417,447	1,009,873 23,998,627 9,726,290
訪問看護療養費	件数 4,647 日数 33,059 金額 244,862	4,947 35,436 261,584	4,724 33,862 218,676	5,215 37,251 247,422	5,783 38,994 265,240	6,636 45,445 311,822
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数 192 回数 5,036 金額 1,249	146 3,916 824	146 3,068 522	171 3,661 672	125 2,516 377	161 6,554 1,025
療 養 費	件数 3,415,423 金額 19,544,988	3,514,713 19,863,595	3,471,718 17,911,843	3,611,106 16,808,267	3,901,674 18,300,918	4,226,939 19,088,382
高 額 療 養 費	件数 425,242 金額 34,095,034	394,277 31,706,502	445,909 48,503,568	467,777 54,017,257	473,126 54,570,513	471,710 54,658,805
看 護 費	件数 0 日数 0 金額 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
移 送 費	件数 196 金額 17,307	221 13,293	231 25,407	173 15,230	198 12,002	181 10,610
傷 病 手 当 金	件数 359,524 日数 11,056,573 金額 68,621,157	351,929 10,917,998 68,051,197	364,404 11,624,583 72,145,440	386,787 12,264,672 76,582,334	424,821 13,392,882 83,629,909	469,017 14,904,846 92,823,708
埋 葬 料	件数 21,165 金額 8,426,878	20,619 8,100,821	19,759 7,736,771	18,989 7,374,072	18,920 7,309,138	18,443 4,751,874
出 産 育 児 一 時 金	件数 93,097 金額 27,928,180	93,347 28,004,100	92,134 27,640,200	93,239 27,971,700	94,383 28,314,900	102,506 32,657,900
出 産 手 当 金	件数 89,530 日数 8,491,603 金額 34,723,162	89,487 7,578,483 35,200,295	87,755 7,471,248 34,992,292	87,752 7,567,591 35,827,119	88,721 7,682,233 36,874,060	95,125 8,299,936 40,169,768
被 扶 養 者 分	件数 149,792,630 金額 1,446,860,292	150,673,876 1,419,560,961	151,568,405 1,421,516,034	155,174,682 1,418,939,232	157,144,869 1,421,657,354	161,446,386 1,433,895,448
診 療 費	件数 109,815,522 日数 218,927,363 金額 1,149,420,773	108,658,548 211,091,474 1,117,721,047	107,832,162 207,585,525 1,090,589,981	109,155,387 204,317,328 1,077,399,264	109,627,330 201,038,215 1,075,448,343	111,204,369 200,824,178 1,077,080,507
薬 剤 支 給	件数 36,412,235 枚数 54,935,103 金額 145,217,983	38,439,056 56,670,575 155,321,116	40,098,383 58,358,783 176,215,243	42,229,378 60,727,236 187,865,254	43,534,608 61,632,219 197,178,926	46,065,885 64,769,578 203,905,266
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 1,402,033 回数 14,734,985 金額 20,162,389	1,338,032 13,762,971 18,890,188	1,290,027 13,015,941 17,909,184	1,219,276 12,159,085 16,790,739	1,184,890 11,666,119 16,152,678	1,174,367 30,385,503 12,004,529
訪問看護療養費	件数 19,899 日数 123,760 金額 762,339	22,637 141,274 920,744	25,312 159,764 1,047,150	28,952 177,830 1,204,698	31,937 197,869 1,345,142	35,955 219,986 1,515,961



入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数 85 回数 2,221 金額 376	36 569 103	103 1,914 379	76 2,056 462	72 1,308 256	107 3,743 633
第二家族療養費	件数 2,859,106 金額 16,193,468	2,905,848 16,213,215	2,932,412 17,299,612	3,071,198 16,598,739	3,280,562 17,340,463	3,461,479 18,255,245
高額療養費	件数 336,570 金額 20,061,081	312,448 18,848,595	354,781 29,487,437	375,578 33,271,221	370,047 32,471,702	372,165 32,795,238
看護費	件数 0 日数 0 金額 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
移送費	件数 161 金額 10,372	151 9,153	148 8,648	146 14,830	161 6,844	162 7,369
家族埋葬料	件数 48,402 金額 4,840,200	44,544 4,454,400	42,864 4,286,400	41,980 4,197,925	41,663 4,166,300	39,876 3,218,050
家族出産育児一時金	件数 300,650 金額 90,191,311	290,608 87,182,400	282,240 84,672,000	271,987 81,596,100	258,489 77,546,700	266,388 85,112,650
高齢受給者分(一般)	件数 . 金額 .	125,155 2,158,809	1,071,479 18,931,651	2,195,640 38,878,470	3,425,066 61,457,161	4,709,207 83,041,723
診療費	件数 . 日数 . 金額 .	90,235 218,651 1,789,573	763,349 1,872,795 15,562,509	1,548,280 3,714,088 31,705,737	2,399,120 5,651,839 49,613,300	3,263,718 7,525,366 67,059,346
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額 .	34,896 53,116 330,768	307,971 466,688 3,067,025	647,007 953,632 6,542,096	1,025,310 1,477,281 10,869,838	1,444,504 2,042,567 14,941,621
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数 . 回数 . 金額 .	1,790 25,702 37,384	14,432 201,481 295,268	29,995 415,104 613,180	46,291 636,583 941,634	63,342 2,416,480 992,692
訪問看護療養費	件数 . 日数 . 金額 .	24 131 1,084	159 794 6,849	353 2,024 17,457	636 3,580 32,389	985 5,634 48,064
高齢受給者分(現役並み所得者)	件数 . 金額 .	20,116 312,161	209,629 3,411,255	396,853 6,285,087	558,439 8,800,023	784,092 11,591,165
診療費	件数 . 日数 . 金額 .	14,725 31,875 261,279	151,599 331,547 2,852,004	283,751 601,328 5,177,856	396,560 822,805 7,173,136	552,444 1,117,129 9,513,738
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額 .	5,384 7,827 46,292	57,998 82,158 512,852	113,016 156,619 1,021,346	161,778 219,815 1,513,008	231,444 308,975 1,958,655
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数 . 回数 . 金額 .	266 2,951 4,321	2,683 30,691 44,922	4,951 54,398 81,181	6,757 73,035 109,124	9,419 266,241 110,869
訪問看護療養費	件数 . 日数 . 金額 .	7 35 269	32 192 1,477	86 644 4,704	101 605 4,755	204 1,068 7,903
世帯合算高額療養費	件数 42,193 金額 4,319,860	47,269 4,548,510	95,646 10,662,790	117,398 12,966,964	142,536 14,144,262	164,955 15,262,746

- (注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。  
2 支払い基金事務費は含まれていない。  
3 特定健康保険組合を含む。  
4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。  
5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合件には含まれていない。  
6 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年4月診療分以降であり、平成17年度以前は日数である。  
7 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。  
8 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
9 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。  
10 平成14年度の「高齢受給者(一般)(現役並み所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	3,690,864	3,221,499	2,967,685	2,711,751	2,647,062	2,578,683
金額	78,101,851	74,121,691	83,613,907	83,402,085	84,449,193	88,209,276
被 保 険 者 分 件数	1,868,394	1,663,824	1,660,364	1,548,674	1,522,480	1,485,102
金額	46,659,566	44,960,812	51,229,419	51,815,844	53,367,507	55,563,463
一部負担還元金 件数	1,648,220	1,448,458	1,440,131	1,315,049	1,271,151	1,213,188
金額	27,769,562	26,011,410	31,025,154	30,285,653	30,045,431	30,731,636
傷病手当に関するもの 件数	155,758	152,510	158,824	171,401	187,029	203,019
金額	13,657,668	13,736,578	14,946,645	16,390,078	18,074,830	19,464,787
そ の 他 件数	64,416	62,856	61,409	62,224	64,300	68,895
金額	5,232,336	5,212,824	5,257,620	5,140,113	5,247,246	5,367,040
被 扶 養 者 分 件数	1,795,755	1,527,633	1,249,399	1,097,280	1,049,124	1,011,126
金額	30,480,265	28,075,457	30,108,585	29,099,811	28,323,660	29,519,245
家族療養附加金 件数	1,623,425	1,367,599	1,096,355	948,774	906,244	864,319
金額	24,790,512	22,620,062	24,729,094	23,813,839	23,137,626	24,004,192
そ の 他 件数	172,330	160,034	153,044	148,506	142,880	146,807
金額	5,689,753	5,455,395	5,379,491	5,285,972	5,186,034	5,515,053
合算高額療養附加金 件数	26,715	30,042	57,922	65,797	75,458	82,455
金額	962,020	1,085,422	2,275,903	2,486,430	2,758,026	3,126,568

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	282,151,029	283,240,459	280,251,999	290,506,097	297,776,874	308,848,901
金額	3,186,362,472	3,121,400,587	2,968,357,680	3,013,566,724	3,085,877,069	3,145,362,024
被保険者分 件数	130,493,736	130,816,368	125,999,519	131,458,447	135,381,382	140,660,680
金額	1,703,740,035	1,665,659,267	1,481,451,462	1,504,910,730	1,548,736,583	1,568,925,129
被扶養者分 件数	151,588,385	152,201,509	152,817,804	156,271,962	158,193,993	162,457,512
金額	1,477,340,557	1,447,636,418	1,451,624,619	1,448,039,043	1,449,981,014	1,463,414,693

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被保険者分	件数 96,053,164 日数 190,555,538 金額 1,292,509,806	94,954,651 183,945,359 1,247,382,396	90,398,378 169,893,612 1,047,567,601	93,345,715 170,126,231 1,046,691,567	95,455,772 170,105,839 1,063,768,911	98,047,309 171,349,925 1,062,254,096
一般診療	件数 75,830,874 日数 141,270,123 金額 1,042,407,678	74,520,342 135,019,497 1,000,677,730	71,115,585 124,423,201 851,055,621	73,624,363 124,960,814 852,585,731	75,026,817 124,462,184 867,726,446	77,096,330 125,469,756 869,539,461
入院	件数 1,233,372 日数 14,033,293 金額 381,041,857	1,205,312 13,212,432 366,941,139	1,135,082 11,971,470 307,200,584	1,104,693 11,368,152 299,301,148	1,094,822 11,008,443 300,421,827	1,103,483 10,720,822 304,162,310
入院外	件数 74,597,502 日数 127,236,830 金額 661,365,821	73,315,030 121,807,065 633,736,591	69,980,503 112,451,731 543,855,037	72,519,670 113,592,662 553,284,583	73,931,995 113,453,741 567,304,619	75,992,847 114,748,934 565,377,151
歯科診療	件数 20,222,290 日数 49,285,415 金額 250,102,128	20,434,309 48,925,862 246,704,666	19,282,793 45,470,411 196,511,980	19,721,352 45,165,417 194,105,836	20,428,955 45,643,655 196,024,465	20,950,979 45,880,169 192,714,635
被扶養者分	件数 109,815,522 日数 218,927,363 金額 1,149,420,773	108,658,548 211,091,474 1,117,721,047	107,832,162 207,585,525 1,090,589,981	109,155,387 204,317,328 1,077,399,264	109,627,330 201,038,215 1,075,448,343	111,204,369 200,824,178 1,077,080,507
一般診療	件数 90,605,320 日数 176,235,375 金額 988,934,859	89,384,269 169,522,187 960,486,972	88,776,065 166,855,977 936,474,849	89,669,827 163,899,911 924,540,423	89,910,934 161,133,812 924,329,885	91,500,749 162,021,882 931,241,199
入院	件数 1,600,150 日数 17,369,556 金額 388,207,509	1,540,106 16,329,655 376,785,518	1,486,007 15,460,065 341,128,005	1,413,173 14,515,176 328,160,798	1,378,086 13,958,820 326,095,774	1,373,379 13,568,150 335,704,635
入院外	件数 89,005,170 日数 158,865,819 金額 600,727,350	87,844,163 153,192,532 583,701,454	87,290,058 151,395,912 595,346,844	88,256,654 149,384,735 596,379,625	88,532,848 147,174,992 598,234,111	90,127,370 148,453,732 595,536,564
歯科診療	件数 19,210,202 日数 42,691,988 金額 160,485,914	19,274,279 41,569,287 157,234,075	19,056,097 40,729,548 154,115,132	19,485,560 40,417,417 152,858,841	19,716,396 39,904,403 151,118,458	19,703,620 38,802,296 145,839,308
高齢受給者(一般)	件数 . 日数 . 金額 .	90,235 218,651 1,789,573	763,349 1,872,795 15,562,509	1,548,280 3,714,088 31,705,737	2,399,120 5,651,839 49,613,300	3,263,718 7,525,366 67,059,346
一般診療	件数 . 日数 . 金額 .	79,478 190,440 1,624,725	669,576 1,624,881 14,140,459	1,354,124 3,220,967 28,915,750	2,087,456 4,879,657 45,232,298	2,840,560 6,499,423 61,381,760
入院	件数 . 日数 . 金額 .	1,902 28,447 726,285	15,530 226,868 6,391,124	32,005 469,754 13,500,356	49,001 716,459 21,099,747	66,782 970,635 29,055,832
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	77,576 161,993 898,440	654,046 1,398,013 7,749,335	1,322,119 2,751,213 15,415,394	2,038,455 4,163,198 24,132,551	2,773,778 5,528,788 32,325,928
歯科診療	件数 . 日数 . 金額 .	10,757 28,211 164,848	93,773 247,914 1,422,050	194,156 493,121 2,789,987	311,664 772,182 4,381,002	423,158 1,025,943 5,677,586
高齢受給者(現役並み所得者)	件数 . 日数 . 金額 .	14,725 31,875 261,279	151,599 331,547 2,852,004	283,751 601,328 5,177,856	396,560 822,805 7,173,136	552,444 1,117,129 9,513,738
一般診療	件数 . 日数 . 金額 .	12,469 26,371 236,655	12,469 275,439 2,599,330	239,429 496,470 4,689,208	332,701 677,122 6,502,843	462,858 916,170 8,682,891
入院	件数 . 日数 . 金額 .	289 3,393 108,488	2,895 35,808 1,244,308	5,360 63,784 2,221,760	7,197 85,519 3,035,830	9,926 115,199 4,208,122
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	12,180 22,978 128,167	125,662 239,631 1,355,022	234,069 432,686 2,467,448	325,504 591,603 3,467,013	452,932 800,971 4,474,769
歯科診療	件数 . 日数 . 金額 .	2,256 5,504 24,624	23,042 56,108 252,674	44,322 104,858 488,648	63,859 145,683 670,293	89,586 200,959 830,847

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(現役並み所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料:健康保険組合連合会「事業年報」

第76表 組合管掌健康保険給付率

区 分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	
《被保険者分》	診療	1000人当件数	6,356.35	6,362.54	6,151.45	6,346.39	6,393.73	6,145.40
	1件当日金額	1.98	1.94	1.88	1.82	1.78	1.75	
	1人当金	13,456	13,137	11,588	11,213	11,144	10,834	
	1人当金額	85,532	83,582	71,285	71,162	71,252	69,505	
	入院	1000人当件数	81.62	80.76	77.24	75.11	73.33	72.20
	1件当日金額	11.38	10.96	10.55	10.29	10.06	9.72	
	1人当金	308,943	304,437	270,642	270,936	274,402	275,638	
	1人当金額	25,216	24,587	20,904	20,349	20,123	19,902	
	入院	1000人当件数	4,936.51	4,912.55	4,762.05	4,930.47	4,952.04	4,972.34
	1件当日金額	1.71	1.66	1.61	1.57	1.53	1.51	
	1人当金	8,866	8,644	7,772	7,629	7,673	7,440	
	1人当金額	43,766	42,464	37,008	37,617	37,999	36,994	
	歯科診療	1000人当件数	1,338.22	1,369.22	1,312.16	1,340.81	1,368.35	1,370.86
	1件当日金額	2.44	2.39	2.36	2.29	2.23	2.19	
	1人当金	12,368	12,073	10,191	9,842	9,596	9,198	
	1人当金額	16,551	16,531	13,372	13,197	13,131	12,610	
	薬剤支給	1000人当件数	1,863.71	1,991.97	2,004.29	2,168.33	2,236.86	2,338.37
	1件当日金額	5,469	5,589	5,398	5,448	5,657	5,510	
	1人当金	10,193	11,133	10,819	11,814	12,653	12,884	
	入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	75.41	74.27	70.94	68.80	67.21	66.08
1件当日金額	10.50	10.13	9.75	9.53	9.32	23.76		
1人当金	14,865	14,407	13,897	13,636	13,373	9,631		
訪問看護療養費	1000人当件数	1,121	1,070	986	938	899	636	
1件当日金額	0.31	0.33	0.32	0.35	0.39	0.43		
1人当金	7.11	7.16	7.17	7.14	6.74	6.85		
1人当金額	52,692	52,877	46,290	47,444	45,865	46,989		
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	16	18	15	17	18	20	
1件当日金額	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
1人当金	26.23	26.82	21.01	21.41	20.13	40.71		
1人当金額	6,505	5,644	3,575	3,930	3,016	6,366		
療養費	1000人当件数	0	0	0	0	0	0	
1件当日金額	226.02	235.46	235.87	244.76	260.16	274.94		
1人当金	5,723	5,652	5,159	4,655	4,691	4,516		
1人当金額	1,293	1,331	1,217	1,139	1,220	1,242		
看護費	1000人当件数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
1日当日金額	0	0	0	0	0	0		
移病送手	1000人当件数	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	
1人当金	23.68	23.47	24.66	26.13	28.25	30.44		
1人当金額	0.73	0.73	0.79	0.83	0.89	0.97		
埋産育葬一時料	1000人当件数	190,867	193,366	197,982	197,996	196,859	197,911	
1人当金	1.39	1.37	1.34	1.28	1.26	1.20		
1人当金額	6.13	6.22	6.24	6.30	6.28	6.65		
1人当金額	5.90	5.97	5.94	5.93	5.90	6.17		
1人当金額	387,838	393,357	398,750	408,277	415,618	422,284		
《被扶養者分》	診療	1000人当件数	7,122.64	7,215.49	7,288.41	7,494.36	7,632.67	7,774.71
	1件当日金額	1.99	1.94	1.93	1.87	1.83	1.81	
	1人当金	10,467	10,287	10,114	9,870	9,810	9,686	
	1人当金額	74,551	74,222	73,713	73,972	74,877	75,303	
	入院	1000人当件数	103.79	102.27	100.44	97.03	95.95	96.02
	1件当日金額	10.85	10.60	10.40	10.27	10.13	9.88	
	1人当金	242,607	244,649	229,560	232,216	236,629	244,437	
	1人当金額	25,179	25,020	23,057	22,531	22,704	23,470	
	入院	1000人当件数	5,772.88	5,833.30	5,899.96	6,059.50	6,163.99	6,301.14
	1件当日金額	1.78	1.74	1.73	1.69	1.66	1.65	
	1人当金	6,749	6,645	6,820	6,757	6,757	6,608	
	1人当金額	38,963	38,761	40,240	40,946	41,651	41,636	
	歯科診療	1000人当件数	1,245.97	1,279.91	1,288.01	1,337.83	1,372.73	1,377.55
	1件当日金額	2.22	2.16	2.14	2.07	2.02	1.97	
	1人当金	8,354	8,158	8,087	7,845	7,665	7,402	
	1人当金額	10,409	10,441	10,417	10,495	10,521	10,196	
	薬剤支給	1000人当件数	2,361.70	2,552.55	2,710.26	2,899.37	3,031.04	3,220.64
	1件当日金額	3,988	4,041	4,395	4,449	4,529	4,426	
	1人当金	9,419	10,314	11,910	12,898	13,728	14,256	
	入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	90.94	88.85	87.19	83.71	82.50	82.10
1件当日金額	10.51	10.29	10.09	9.97	9.85	25.87		
1人当金	14,381	14,118	13,883	13,771	13,632	10,222		
1人当金額	1,308	1,254	1,210	1,153	1,125	839		
家族訪問看護療養費	1000人当件数	1.29	1.50	1.71	1.99	2.22	2.51	
1件当日金額	6.22	6.24	6.31	6.14	6.20	6.12		
1人当金	38,310	40,674	41,370	41,610	42,119	42,163		
1人当金額	49	61	71	83	94	106		
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01	
1件当日金額	26.13	15.81	18.58	27.05	18.17	34.98		
1人当金	4,424	2,861	3,680	6,079	3,556	5,916		
1人当金額	0	0	0	0	0	0		

療 養 費	1000人当件数	185.44	192.91	197.76	209.93	226.89	239.83
	1件当金額	5,664	5,580	5,899	5,405	5,286	5,274
看 護 費	1人当金額	1,050	1,076	1,167	1,135	1,199	1,265
	1000人当日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家 族 移 送 費	1日当金額	0	0	0	0	0	0
	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	2.99	2.82	2.77	2.75	2.77	2.67
	1000人当件数	18.55	18.39	18.21	17.85	17.21	17.82
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	18.55	18.39	18.21	17.85	17.21	17.82
《高齢受給者分(一般)》							
診 療 費	1000人当件数	•	14,939.57	16,036.07	16,562.69	16,909.50	18,161.75
	1件当日数	•	2.42	2.45	2.40	2.36	2.02
入 院	1件当金額	•	19,832	20,387	20,478	20,680	17,221
	1人当金額	•	296,287	326,930	339,171	349,685	312,767
入 院 外	1000人当件数	•	314.90	326.25	342.37	345.37	326.32
	1件当日数	•	14.96	14.61	14.68	14.62	11.61
入 院 外	1件当金額	•	381,853	411,534	421,820	430,598	423,949
	1人当金額	•	120,246	134,262	144,420	148,715	138,343
菌 科 診 療	1000人当件数	•	12,843.71	13,739.88	14,143.34	14,367.46	14,890.26
	1件当日数	•	2.09	2.14	2.08	2.04	1.77
入 院 外	1件当金額	•	11,581	11,848	11,660	11,839	9,880
	1人当金額	•	148,748	162,794	164,906	170,091	147,109
薬 剤 支 給	1000人当件数	•	1,780.96	1,969.94	2,076.98	2,196.67	2,945.16
	1件当日数	•	2.62	2.64	2.54	2.48	2.24
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	1件当金額	•	15,325	15,165	14,370	14,057	9,274
	1人当金額	•	27,293	29,874	29,846	30,878	27,314
(差額支給分除く)	1000人当件数	•	5,777.48	6,469.71	6,921.34	7,226.60	7,608.78
	1件当日数	•	9,479	9,959	10,111	10,602	8,463
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	1件当金額	•	54,763	64,431	69,984	76,613	64,391
	1人当金額	•	296.36	303.18	320.87	326.27	309.65
(差額支給分除く)	1件当日数	•	14.36	13.96	13.84	13.75	28.27
	1件当金額	•	20,885	20,459	20,443	20,342	11,771
訪 問 看 護 療 養 費	1人当金額	•	6,189	6,203	6,559	6,637	3,645
	1000人当件数	•	3.97	3.34	3.78	4.48	6.71
訪 問 看 護 療 養 費	1件当日数	•	5.46	4.99	5.73	5.63	5.24
	1件当金額	•	45,167	43,075	49,453	50,926	38,740
1人当金額	•	179	144	187	228	260	
《高齢受給者分(現役並み所得者)》							
診 療 費	1000人当件数	•	17,062.57	16,906.32	17,805.66	18,042.86	18,161.75
	1件当日数	•	2.16	2.19	2.12	2.07	2.02
入 院	1件当金額	•	17,744	18,813	18,248	18,088	17,221
	1人当金額	•	302,757	318,056	324,916	326,348	312,767
入 院 外	1000人当件数	•	334.88	322.85	336.35	327.43	326.32
	1件当日数	•	11.74	12.37	11.90	11.88	11.61
入 院 外	1件当金額	•	375,391	429,813	414,507	421,819	423,949
	1人当金額	•	125,710	138,765	139,418	138,118	138,343
菌 科 診 療	1000人当件数	•	14,113.56	14,013.83	14,688.06	14,809.10	14,890.26
	1件当日数	•	1.89	1.91	1.85	1.82	1.77
入 院 外	1件当金額	•	10,523	10,783	10,542	10,651	9,880
	1人当金額	•	148,513	151,112	154,835	157,735	147,109
薬 剤 支 給	1000人当件数	•	2,614.14	2,569.64	2,781.25	2,905.32	2,945.16
	1件当日数	•	2.44	2.44	2.37	2.28	2.24
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	1件当金額	•	10,915	10,966	11,025	10,496	9,274
	1人当金額	•	28,533	28,178	30,663	30,496	27,314
(差額支給分除く)	1000人当件数	•	6,238.70	6,467.94	7,091.87	7,360.24	7,608.78
	1件当日数	•	8,598	8,843	9,037	9,352	8,463
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	1件当金額	•	53,641	57,193	64,090	63,836	64,391
	1人当金額	•	308.23	299.21	310.68	307.42	309.65
(差額支給分除く)	1件当日数	•	11.09	11.44	10.99	10.81	28.27
	1件当金額	•	16,244	16,743	16,397	16,150	11,771
訪 問 看 護 療 養 費	1人当金額	•	5,007	5,010	5,094	4,965	3,645
	1000人当件数	•	8.11	3.57	5.40	4.60	6.71
訪 問 看 護 療 養 費	1件当日数	•	5.00	6.00	7.49	5.99	5.24
	1件当金額	•	38,429	46,156	54,698	47,079	38,740
1人当金額	•	312	165	295	216	260	

(注) 1 特定健康保険組合を含む。  
 2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。  
 3 「1000人当件数」「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。  
 資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第77表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	6,438,094,559	6,393,986,381	6,422,997,181	6,334,151,167	6,344,762,942	6,451,208,235
保 険 料	5,715,408,513	5,614,335,150	5,960,603,913	5,909,804,707	5,907,323,369	5,967,287,777
国庫支出金	78,922,885	38,067,380	14,626,173	11,358,242	10,584,883	7,995,541
事務負担金	4,945,076	4,823,614	4,810,477	4,880,137	4,765,198	4,810,619
国庫補助金	73,977,809	33,243,766	9,815,696	6,478,105	5,819,685	3,184,922
前年度より繰越金	86,406,174	83,686,980	41,664,466	57,878,241	67,005,886	98,050,698
積立金より繰入金	294,171,124	403,296,736	181,181,664	115,954,874	113,456,339	133,656,493
その他の収入	263,185,863	254,600,135	224,920,965	239,155,103	246,392,465	244,217,726
支 出	6,190,895,308	6,176,386,724	5,987,095,155	5,768,932,626	5,783,695,402	5,896,654,166
保険給付費	3,199,491,273	3,125,505,365	2,999,563,333	2,999,897,577	3,107,975,347	3,152,808,881
老人保健拠出金	1,813,754,190	1,837,861,029	1,684,604,153	1,442,836,576	1,235,519,810	1,156,719,337
退職者給付拠出金	525,109,953	588,733,527	672,670,410	701,421,122	799,547,342	939,705,706
日雇拠出金	201,004	730,978	731,771	160,503	1,662	288,600
事務費	135,163,982	129,340,021	125,389,163	123,482,961	123,072,122	123,461,304
保健事業費	307,199,731	291,956,940	284,912,335	284,069,422	292,260,800	304,099,409
その他の支出	209,975,175	202,258,864	219,223,990	217,064,465	225,318,319	219,570,929
収支差引残	247,199,251	217,599,657	435,902,026	565,218,541	561,067,540	554,554,069
翌年度への繰越	86,586,573	45,462,776	60,742,155	69,009,776	100,343,605	130,344,913
法定準備金へ繰入	53,559,824	57,862,959	100,271,471	100,872,325	65,486,760	60,815,600
別途積立金へ繰入	104,145,143	112,334,115	272,979,146	392,079,254	387,643,095	355,498,833
そ の 他	2,907,711	1,939,807	1,909,254	3,257,186	7,594,080	7,894,723
年度末現在積立金	3,380,606,746	3,158,663,083	3,343,757,378	3,706,910,166	4,041,448,414	4,317,028,976
法定準備金	1,368,167,964	1,345,565,616	1,416,874,452	1,495,651,815	1,544,566,764	1,588,375,731
別途積立金	2,012,438,782	1,813,097,467	1,926,882,926	2,211,258,351	2,496,881,650	2,728,653,245

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

## 3 国民健康保険

第78表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
保 險 者 数	3,401	3,390	3,310	2,697	2,001	1,983
市 町 村	3,235	3,224	3,144	2,531	1,835	1,818
国 保 組 合	166	166	166	166	166	165
世 帯 数	24,613,450	25,467,002	26,167,328	26,611,691	27,013,516	27,214,516
市 町 村	22,833,889	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,246
国 保 組 合	1,779,561	1,753,663	1,730,715	1,714,465	1,711,404	1,706,270
被 保 険 者 数	48,952,557	50,296,678	51,235,980	51,578,554	51,627,351	51,267,659
市 町 村	44,769,558	46,190,812	47,199,726	47,608,601	47,693,024	47,379,807
国 保 組 合	4,182,999	4,105,866	4,036,254	3,969,953	3,934,327	3,887,852
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	15,618,057	15,797,994	16,043,391	16,044,103	15,785,148	15,246,054
市 町 村	14,035,861	14,251,050	14,521,268	14,543,859	14,303,388	13,791,768
国 保 組 合	1,582,196	1,546,944	1,522,123	1,500,244	1,481,760	1,454,286

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第79表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数 件数	696,898,470	733,253,096	768,567,081	802,863,116	829,137,910	850,754,238
金額	17,085,505,490	17,275,632,842	18,084,075,061	18,629,380,592	19,415,928,209	19,498,066,232
療 養 諸 費 件数	692,700,554	728,556,538	763,655,429	797,698,637	823,611,876	845,831,343
金額	16,956,476,111	17,143,689,284	17,950,509,740	18,495,030,690	19,281,789,327	19,359,637,543
療養の給付等 件数	677,237,050	712,069,070	745,337,266	778,285,339	802,976,075	823,931,537
金額	16,747,702,960	16,925,313,983	17,718,650,742	18,249,013,010	19,022,768,581	19,087,524,679
療 養 費 等 件数	15,463,504	16,487,468	18,318,163	19,413,298	20,635,801	21,899,806
金額	208,773,150	218,375,301	231,858,998	246,017,680	259,020,746	272,112,864
高額療養費(再掲) 件数	5,998,824	5,977,779	6,508,589	7,213,236	7,963,605	8,678,627
金額	548,843,547	543,942,434	606,970,166	646,310,886	670,404,739	681,659,007
医療給付費(再掲) 金額	14,553,310,206	14,632,223,253	15,172,827,334	15,653,499,012	16,362,918,787	16,390,360,813
その他の給付 件数	4,197,916	4,696,558	4,911,652	5,164,479	5,526,034	4,922,895
金額	129,029,379	131,943,558	133,565,321	134,349,902	134,138,882	138,428,689

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第80表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	677,237,050	709,535,933	742,118,872	773,383,139	803,620,991	821,471,712
金額	16,747,703,151	16,924,645,028	17,592,652,945	18,181,363,279	19,002,536,434	19,087,074,722
診 療 費 件数	504,861,307	519,904,662	536,801,837	553,675,809	570,548,434	577,280,109
日数	1,445,840,973	1,450,042,144	1,459,737,250	1,474,337,294	1,486,792,282	1,472,572,242
金額	14,308,609,811	14,283,249,473	14,703,647,471	15,080,637,046	15,635,759,877	15,712,921,730
入 院 件数	16,864,086	17,218,949	17,577,824	17,873,829	18,245,698	18,287,381
日数	315,257,638	315,654,016	319,409,257	322,916,362	327,678,203	325,405,713
金額	6,731,451,623	6,847,301,402	7,139,752,781	7,355,986,637	7,651,310,327	7,763,212,641
入 院 外 件数	423,455,779	434,777,158	448,412,569	461,251,533	474,516,640	479,722,110
日数	960,037,328	959,864,779	960,727,306	966,518,529	970,764,187	959,105,821
金額	6,466,449,529	6,305,694,609	6,422,808,750	6,558,647,026	6,798,656,563	6,789,840,402
歯 科 診 療 件数	64,541,442	67,908,555	70,811,444	74,550,447	77,786,096	79,270,618
日数	170,546,007	174,523,349	179,600,687	184,902,403	188,349,892	188,060,708
金額	1,110,708,659	1,130,253,462	1,141,085,940	1,166,003,383	1,185,792,987	1,159,868,688
食事療養・生活療養 件数	15,809,801	16,153,639	16,438,160	16,720,097	17,087,476	17,137,595
金額	627,581,529	630,789,105	639,416,455	649,653,575	662,009,873	572,077,189
調 剤 件数	171,995,133	189,241,056	204,926,894	219,277,668	232,608,788	243,684,889
金額	1,788,813,403	1,986,626,557	2,225,331,584	2,423,283,246	2,673,630,795	2,767,583,996
施設療養費 件数	△ 13	84	△ 175	△ 4	114	—
金額	△ 95,966	△ 32,132	△ 75,266	△ 16,762	10,187	—
訪 問 看 護 件数	380,623	390,131	390,316	429,666	463,655	506,714
金額	22,794,374	24,012,025	24,332,701	27,806,174	31,125,702	34,491,807

(注) 1 老人保健分を含む。

2 「食事療養・生活療養」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第81表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	15,463,504	16,411,181	18,268,025	19,444,244	20,636,622	21,884,423
金額	208,773,150	218,090,862	231,351,977	246,376,650	258,679,953	272,122,292
診 療 費 件数	201,578	256,299	411,849	227,277	242,238	220,249
金額	3,264,470	3,846,189	5,067,069	3,939,189	3,846,953	4,206,282
そ の 他 件数	15,261,926	16,154,882	17,856,176	19,216,967	20,394,384	21,664,174
金額	205,508,680	214,244,673	226,284,908	242,437,461	254,833,000	267,916,010

(注) 1 老人保健分を含む。

2 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」



第82表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
診 療 費 1000人当件数	10,425.45	10,443.42	10,529.15	10,730.45	11,025.24	11,186.35
1件当日数	2.86	2.79	2.72	2.66	2.61	2.55
1件当金額	28,342	27,473	27,391	27,237	27,405	27,219
1人当金額	295,474	286,910	288,406	292,268	301,244	304,480
入 院 1000人当件数	348.25	345.88	344.78	346.40	352.58	354.37
1件当日数	18.69	18.33	18.17	18.07	17.96	17.79
1件当金額	399,159	397,661	406,180	411,551	419,349	424,512
1人当金額	139,005	137,543	140,043	142,562	147,853	150,433
入 院 外 1000人当件数	8,744.41	8,733.45	8,795.43	8,939.23	9,169.53	9,295.91
1件当日数	2.27	2.21	2.14	2.10	2.05	2.00
1件当金額	15,271	14,503	14,323	14,219	14,328	14,154
1人当金額	133,533	126,664	125,981	127,109	131,377	131,571
菌 科 診 療 1000人当件数	1,332.79	1,364.09	1,388.94	1,444.82	1,503.13	1,536.08
1件当日数	2.64	2.57	2.54	2.48	2.42	2.37
1件当金額	17,209	16,644	16,114	15,640	15,244	14,632
1人当金額	22,936	22,704	22,382	22,598	22,914	22,476
療 養 費 等 1000人当件数	319.32	329.65	358.32	376.85	398.79	424.08

(注) 1 老人保健分を含む。

2 平成14年度より3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	4,197,916	4,696,558	4,911,652	5,164,479	5,526,034	4,922,895
金額	129,029,379	131,943,558	133,565,321	134,349,902	134,138,882	138,428,689
葬 祭 給 付 件数	652,733	686,496	705,653	735,756	769,356	774,327
金額	32,408,221	34,186,177	35,179,818	36,738,548	38,692,662	37,654,549
出 産 育 児 給 付 件数	253,016	253,043	250,018	241,547	229,036	228,035
金額	77,517,741	77,773,125	76,928,206	74,549,406	70,639,731	74,753,269
そ の 他 件数	3,292,167	3,757,019	3,955,981	4,187,176	4,527,642	3,920,533
金額	19,103,417	19,984,255	21,457,297	23,061,948	24,806,490	26,020,871

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>保険料(税) 現年分</b>						
1世帯当調定額	165,660	163,842	160,282	160,346	161,161	162,973
被保険者1人当調定額	83,113	82,725	81,523	82,329	83,708	85,922
被保険者1人当収納額	76,440	75,661	74,436	75,059	76,344	78,539
<b>収入(1人当金額)</b>						
国庫支出金	78,297	74,873	78,152	78,792	73,394	69,723
事務費負担金	85	80	76	53	53	52
療養給付費等負担金	62,697	60,325	61,818	62,242	57,672	54,213
高額療養費共同事業負担金	・	・	938	977	1,041	913
普通調整交付金	12,202	11,417	12,706	12,945	12,245	12,202
特別調整交付金	3,163	2,922	2,478	2,426	2,242	2,197
その他	149	130	137	148	140	147
都道府県支出金	692	614	1,473	1,457	8,387	10,871
高額療養費共同事業負担金	・	・	934	977	1,041	911
第1号都道府県調整交付金	・	・	・	・	5,913	8,456
第2号都道府県調整交付金	・	・	・	・	1,018	1,158
その他	・	・	539	480	415	346
一般会計繰入金	7,156	7,392	7,513	7,472	7,456	7,011
<b>支出(1人当金額)</b>						
総務費	4,696	4,632	4,382	4,348	4,301	4,322
療養諸費	350,153	344,368	352,092	358,453	372,610	375,156
老人保健拠出金						
事務費	724	739	716	672	667	666
事業費	・	・	・	・	・	・
医療費	59,334	65,711	60,688	53,870	49,850	46,668
介護納付金	10,246	9,803	11,191	13,326	14,989	15,170
保健事業費	1,227	1,152	1,165	1,181	1,070	1,085

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	84,751,179	84,311,851	88,869,873	87,305,997	82,979,082	79,809,588
診療収入	60,174,327	56,841,520	60,471,266	59,021,163	59,219,315	56,355,990
入院	3,036,823	2,937,752	6,548,846	6,553,275	6,635,558	6,211,726
外来	55,120,060	51,902,085	51,528,248	50,035,458	50,308,060	47,703,884
その他	2,017,444	2,001,683	2,394,172	2,432,430	2,275,697	2,440,379
国庫支出金	181,666	142,448	49,209	166,926	137,356	289,458
繰入金	15,628,150	17,129,963	16,779,028	17,221,279	14,170,868	13,541,209
他会計	11,843,804	11,661,892	11,663,490	11,514,453	11,027,764	11,169,047
基金	1,004,270	2,536,936	1,423,813	2,646,908	819,280	312,056
事業勘定	2,780,076	2,931,135	3,691,725	3,059,918	2,323,824	2,060,106
前年度繰越金	5,363,648	5,845,408	5,522,028	5,386,294	5,259,075	5,477,963
その他	3,403,387	4,352,513	6,048,342	5,510,335	4,192,468	4,144,969
支 出	81,820,762	81,934,162	86,175,841	84,410,884	80,720,349	77,467,608
総務費	42,895,249	41,995,712	44,935,176	45,058,578	44,216,910	41,608,301
医療費	28,509,177	27,603,476	27,864,985	27,311,838	27,254,285	26,653,490
給食費	362,434	322,453	372,734	363,310	349,609	346,534
施設整備費	3,165,212	5,328,110	5,837,942	3,228,698	1,487,440	2,166,956
公償費	3,017,984	3,094,968	3,196,059	3,178,770	3,417,355	3,436,274
その他	3,870,706	3,589,443	3,968,944	5,269,691	3,994,750	3,256,055
収支差引額	2,930,417	2,377,689	2,694,032	2,895,113	2,258,733	2,341,980
積立金保有額	11,256,129	9,540,688	8,191,809	6,901,106	8,500,096	6,795,543
市町村債	24,079,760	31,005,257	31,273,325	30,297,036	23,261,268	21,235,266

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第86表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
保険料(税)現年分						
調 定 額	4,024,827,488	4,118,275,229	4,156,228,462	4,247,897,554	4,331,708,397	4,433,960,033
収 納 額	3,701,673,102	3,766,626,347	3,794,937,438	3,872,793,140	3,950,643,384	4,052,961,354
収 納 率(%)	92.02	91.52	91.37	91.23	91.26	91.46

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第87表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	10,552,768,329	10,491,264,682	11,383,987,421	11,764,758,426	12,262,560,583	12,999,346,310
保 険 料 ( 税 )	3,816,395,471	3,886,582,858	3,924,154,378	4,010,123,762	4,101,637,832	4,210,292,895
国 庫 支 出 金	3,791,592,715	3,727,393,556	3,984,394,896	4,065,427,771	3,797,995,438	3,598,021,476
事 務 費 負 担 金	4,114,316	3,971,297	3,885,379	2,742,575	2,721,447	2,670,855
療 養 給 付 費 等 負 担 金	3,036,137,209	3,003,152,245	3,151,614,667	3,211,509,889	2,984,410,219	2,797,627,519
高 額 療 養 費 共 同 事 業 負 担 金	.	.	47,827,710	50,389,985	53,880,439	47,125,705
調 整 交 付 金	744,098,305	713,825,618	774,081,603	793,122,932	749,717,870	743,043,628
そ の 他	7,242,885	6,444,396	6,985,538	7,662,390	7,265,463	7,553,768
療 養 給 付 費 交 付 金	1,325,252,226	1,233,699,772	1,609,636,123	1,834,111,092	2,102,808,384	2,343,183,139
都 道 府 県 支 出 金	33,503,766	30,570,798	.	.	.	.
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	.	.	47,618,883	50,394,715	53,880,439	47,007,248
第1号都道府県調整交付金	.	.	.	.	305,974,018	346,342,851
第2号都道府県調整交付金	.	.	.	.	52,685,583	59,760,381
そ の 他	.	.	27,485,819	24,780,825	21,475,868	17,867,739
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	271,772,543	293,969,791	.	.	.	.
保 険 税 軽 減 分	.	.	321,349,637	341,797,170	359,479,295	371,716,796
保 険 者 支 援 分	.	.	80,964,840	81,645,514	84,053,867	85,705,071
基 準 超 過 費 用	3,233,628	1,827,552	1,932,226	2,189,750	1,436,075	1,572,241
職 員 給 与 費 等	160,733,716	166,279,127	163,710,100	165,517,484	168,857,746	173,060,906
出 産 育 児 一 時 金 等	44,805,532	45,274,352	44,942,664	43,652,294	41,335,453	43,423,355
財 政 安 定 化 支 援 事 業	106,347,576	106,282,536	100,387,125	90,732,825	90,995,908	97,112,344
一 般 会 計 繰 入 金 其 他	346,530,804	367,986,652	383,051,545	385,548,170	385,834,390	361,784,568
基 金 繰 入 金	63,628,453	87,312,611	102,574,440	90,374,237	95,428,173	60,974,919
繰 越 金	391,595,895	385,700,702	342,097,613	311,600,981	315,893,149	308,734,915
そ の 他	197,376,003	158,384,376	249,687,132	266,861,835	282,788,965	782,785,465
支 出	10,220,236,104	10,222,992,084	11,165,191,378	11,536,037,201	12,061,677,894	12,785,375,441
総 務 費	227,396,664	230,576,794	223,426,746	224,358,514	222,591,685	223,036,757
保 険 給 付 費	6,262,880,300	5,847,421,696	6,792,748,436	7,314,878,809	7,933,958,925	8,267,677,479
一 般 被 保 険 者 分						
療 養 諸 費	4,051,653,425	3,749,927,198	4,397,149,232	4,615,236,434	4,875,242,085	4,932,380,633
高 額 療 養 費	464,970,637	460,205,732	468,382,219	481,115,455	490,894,744	493,293,333
退 職 被 保 険 者 等 分						
療 養 諸 費	1,508,489,445	1,396,624,256	1,629,235,778	1,891,985,920	2,226,214,840	2,486,366,432
高 額 療 養 費	84,160,251	84,048,382	138,881,203	165,591,229	179,830,682	188,780,553
育 児 諸 費	20,502	17,390	54,151	38,811	16,803	17,094
出 産 育 児 諸 費	77,551,982	77,811,782	76,950,947	74,578,898	70,703,593	74,794,143
葬 祭 諸 費	32,417,502	34,190,509	35,203,723	36,747,035	38,698,031	37,666,511
そ の 他	19,126,125	20,016,059	21,463,857	23,097,825	24,860,352	26,099,587
審 査 支 払 手 数 料	24,490,431	24,580,390	25,427,327	26,487,202	27,497,795	28,279,193
老 人 保 健 拠 出 金	2,908,369,165	3,308,064,172	3,130,522,144	2,814,211,195	2,614,136,978	2,442,659,133
介 護 納 付 金	496,178,978	488,017,105	570,540,593	687,586,400	775,650,166	782,832,959
介 護 事 業 費	59,406,683	57,333,998	59,370,165	60,935,271	55,355,959	55,992,721
直 診 勘 定 繰 出 金	5,227,306	6,069,037	6,551,034	6,964,519	5,572,128	4,369,907
基 金 等 積 立 金	.	38,501,326	26,713,835	34,734,118	28,742,732	31,336,675
前 年 度 繰 上 充 用 金	71,173,632	81,383,920	98,732,831	117,587,301	115,957,892	127,993,647
そ の 他	189,603,376	165,624,038	256,585,594	274,781,074	309,711,430	849,476,163
収 支 差 引 残	332,532,226	268,272,598	218,796,043	228,721,225	200,882,689	213,970,869
黒 字 保 険 者 分	413,875,760	367,215,490	336,316,196	345,945,508	328,858,045	355,085,838
赤 字 保 険 者 分	△ 81,343,535	△ 98,942,892	△ 117,520,152	△ 117,224,283	△ 127,975,356	△ 141,114,968
市 町 村 ( 組 合 ) 債	14,024	74,141	648,299	360,948	1,171,011	1,459,692
保 険 給 付 費 未 払 費	42,868	1,015,174	46,118	50,972	31,399	40,826

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

## 4 厚生年金保険

## ① 厚生年金保険

第88表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
事業所数	1,651,493	1,628,841	1,618,113	1,626,166	1,642,717	1,676,076
船舶所有者数	6,092	5,879	5,653	5,505	5,384	5,279
被保険者数	31,575,928	32,144,195	32,120,748	32,491,043	33,021,689	33,794,056
男	21,087,129	21,414,352	21,304,555	21,441,634	21,679,095	22,079,336
女	10,418,661	10,662,649	10,752,532	10,987,209	11,281,653	11,655,055
坑内員	906	918	893	874	840	708
船員	69,232	66,276	62,768	61,326	60,101	58,957
任意継続	・	・	・	・	・	・
船員任意継続(再掲)	—	・	・	・	・	・
平均標準報酬月額	318,679	314,489	313,893	313,679	313,204	312,703
男	365,143	359,249	358,875	358,607	358,118	357,549
女	224,311	224,292	224,394	225,663	226,582	227,439
坑内員	376,364	392,061	378,782	371,176	363,271	352,678
船員	366,802	362,128	377,137	373,815	371,635	373,141
任意継続	・	・	・	・	・	・
船員任意継続(再掲)	—	・	・	・	・	・

(注) 任意継続には船員任意継続を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第89表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成19年3月末現在

標準報酬		被保険者数				
等級	月額 (千円)	計	男	女	坑内員	船員
総数		33,794,056	22,079,336	11,655,055	708	58,957
第1級	98	411,174	170,876	239,168	2	1,128
2	104	106,402	20,563	85,651	—	188
3	110	196,771	38,401	158,153	—	217
4	118	349,150	74,948	273,912	5	285
5	126	407,112	75,875	331,007	1	229
6	134	534,457	109,338	424,830	3	286
7	142	605,608	131,704	473,543	1	360
8	150	887,002	259,195	626,953	5	849
9	160	911,522	262,998	648,172	2	350
10	170	961,725	312,327	648,940	4	454
11	180	1,062,108	396,335	664,700	4	1,069
12	190	1,017,014	394,985	621,314	9	709
13	200	1,839,693	854,751	983,154	17	1,771
14	220	2,200,362	1,127,398	1,071,242	21	1,701
15	240	2,126,925	1,242,587	882,383	19	1,936
16	260	2,146,660	1,401,874	742,235	29	2,522
17	280	1,871,375	1,321,745	547,175	23	2,432
18	300	1,894,107	1,408,419	481,692	26	3,970
19	320	1,566,482	1,230,167	333,269	57	2,989
20	340	1,388,081	1,129,413	255,147	236	3,285
21	360	1,341,913	1,119,888	218,646	29	3,350
22	380	1,387,187	1,194,840	188,336	29	3,982
23	410	1,526,233	1,333,169	188,462	28	4,574
24	440	1,210,281	1,087,787	118,423	32	4,039
25	470	971,718	890,544	77,798	60	3,316
26	500	915,975	825,944	87,228	23	2,780
27	530	649,453	607,297	39,982	19	2,155
28	560	538,859	504,311	32,970	4	1,574
29	590	474,127	436,249	36,688	7	1,183
30	620	2,294,580	2,115,411	173,882	13	5,274

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁「事業年報」

第90表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成18年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,660,144	33,742,303	22,080,658	11,660,961	684	314,510	359,760	228,825	351,067
農 林 水 産 業	16,112	144,061	103,126	40,395	—	266,113	294,527	194,531	—
鉱 業	4,103	75,594	64,010	11,166	418	343,512	363,651	227,597	356,029
総 合 工 事 業	119,779	1,367,413	1,154,911	212,473	29	339,741	361,172	223,243	386,897
職 別 工 事 業	79,940	540,341	452,067	88,274	—	327,439	346,535	229,643	—
設 備 工 事 業	79,804	795,655	679,535	116,107	13	342,763	361,847	231,070	365,231
食 料 品 ・ たばこ 製 造 業	33,882	1,019,104	586,294	432,808	2	274,747	339,728	186,721	345,000
織 維 製 品 製 造 業	24,217	391,877	183,663	208,214	—	255,513	335,006	185,394	—
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	20,174	230,972	172,889	58,082	1	278,778	304,398	202,518	220,000
紙 製 品 製 造 業	7,446	216,395	165,568	50,827	—	315,088	347,882	208,265	—
印 刷 ・ 同 関 連 産 業	24,916	454,573	336,812	117,761	—	332,836	364,248	242,991	—
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,182	1,113,906	850,871	263,029	6	355,121	391,976	235,902	248,333
金 属 工 業	42,639	1,003,626	829,179	174,409	38	345,476	369,389	231,779	375,263
機 械 器 具 製 造 業	71,341	3,610,298	2,894,768	715,529	1	355,434	387,445	225,927	220,000
そ の 他 の 製 造 業	26,260	860,333	676,431	183,882	20	362,432	397,397	233,815	337,000
卸 売 業	129,994	2,271,031	1,574,372	696,637	22	329,564	371,024	235,868	286,727
飲 食 料 品 小 売 業	53,126	724,051	413,716	310,335	—	270,447	328,433	193,144	—
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	157,725	2,562,706	1,480,414	1,082,288	4	282,443	334,081	211,810	270,000
金 融 ・ 保 険 業	21,200	1,347,817	715,862	631,955	—	363,205	456,853	257,122	—
不 動 産 業	69,660	478,887	319,375	159,512	—	323,125	360,387	248,521	—
道 路 貨 物 運 送 業	33,111	1,063,273	931,951	131,320	2	313,741	325,186	232,520	162,000
そ の 他 の 運 輸 業	25,771	1,264,496	1,090,604	173,890	2	318,195	333,123	224,567	381,000
情 報 通 信 業	54,549	1,866,086	1,384,947	481,137	2	376,274	408,311	284,056	490,000
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	9,194	292,405	247,621	44,784	—	425,927	452,189	280,716	—
飲 食 店	38,898	528,747	325,632	203,114	1	265,097	305,173	200,848	260,000
宿 泊 業	12,831	303,870	175,241	128,628	1	253,445	293,553	198,802	220,000
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	77,232	1,988,848	468,633	1,520,212	3	288,181	377,570	260,625	139,333
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	47,253	1,174,437	330,610	843,812	15	238,151	287,416	218,848	308,800
教 育 ・ 学 習 支 援 業	21,121	340,251	160,239	180,012	—	275,228	327,884	228,356	—
複 合 サ ー ビ ス 業	12,518	390,059	246,210	143,849	—	258,754	295,300	196,202	—
物 品 賃 貸 業	9,020	171,429	119,276	52,152	1	304,657	340,273	223,203	150,000
対 個 人 サ ー ビ ス 業	32,065	466,017	215,994	250,023	—	271,250	322,670	226,828	—
労 働 者 派 遣 業	7,556	778,276	254,828	523,447	1	240,385	275,498	223,291	200,000
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	35,395	1,046,491	709,283	337,205	3	267,433	299,013	201,007	233,333
修 理 業	41,274	355,706	295,966	59,740	—	309,974	327,381	223,739	—
娯 楽 業	14,470	369,624	212,773	156,850	1	271,950	312,565	216,855	150,000
廃 棄 物 処 理 業	13,565	178,044	141,852	36,188	4	309,535	324,741	249,924	347,500
学 術 研 究 機 関	3,585	76,600	42,373	34,226	1	333,770	410,247	239,081	620,000
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	32,119	249,259	139,628	109,631	—	308,907	363,424	239,472	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	114,146	1,184,938	795,986	388,859	93	333,099	372,541	252,355	360,516
公 務	13,971	444,807	137,148	307,659	—	189,058	228,496	171,477	—

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第91表 厚生年金保険年金受給権者状況

## (i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	1,524,210	1,593,893	1,709,963	1,669,807	1,503,277	1,673,250
金額	1,514,838,831	1,418,785,140	1,459,845,698	1,364,842,217	1,195,127,445	1,142,707,629
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	670,829	709,057	758,703	710,600	602,053	700,716
金額	1,079,791,168	976,198,358	1,002,855,000	908,782,249	749,597,613	733,507,132
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	565,341	585,391	642,654	643,157	572,978	652,054
金額	156,541,359	149,751,274	158,311,363	150,986,002	127,062,634	99,096,273
障害厚生年金 人員	26,988	28,285	28,054	31,028	29,486	28,409
金額	21,864,290	22,893,251	22,533,712	24,725,699	23,314,472	22,471,867
遺族厚生年金 人員	257,912	268,234	278,046	282,321	296,557	290,377
金額	255,374,879	268,763,159	275,102,408	279,309,726	294,299,853	286,950,316
老 齢 年 金 人員	274	245	255	211	195	166
金額	425,962	372,500	372,808	322,122	264,181	222,668
通算老齢年金 人員	2,474	2,341	1,945	2,140	1,698	1,273
金額	506,523	511,329	405,849	422,019	334,427	235,508
障 害 年 金 人員	253	241	212	229	229	186
金額	257,023	245,587	213,689	229,663	215,394	186,513
遺 族 年 金 人員	55	41	37	51	35	30
金額	56,238	36,647	34,970	48,211	28,200	26,774
通算遺族年金 人員	84	58	57	70	46	39
金額	21,390	13,035	15,898	16,527	10,673	10,581

## (ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	20,558,557	21,979,649	23,147,746	24,232,672	25,109,878	26,155,333
金額	22,820,415,641	23,980,579,622	24,672,920,568	24,910,333,003	25,343,469,828	25,603,237,195
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	7,023,529	7,758,305	8,440,781	9,054,158	9,550,566	10,145,476
金額	11,443,136,562	12,457,041,879	13,310,548,330	13,674,460,358	14,229,511,923	14,673,648,650
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	5,116,613	5,719,685	6,278,069	6,821,090	7,277,814	7,805,967
金額	1,399,114,654	1,535,821,683	1,637,426,857	1,712,654,078	1,770,627,409	1,793,214,388
障害厚生年金 人員	278,359	299,499	316,597	335,860	353,001	368,955
金額	212,682,718	228,045,461	238,515,258	251,746,923	263,722,648	273,942,261
遺族厚生年金 人員	2,790,739	3,025,982	3,209,682	3,392,016	3,578,957	3,754,832
金額	2,788,909,405	3,026,127,672	3,189,406,626	3,367,399,666	3,558,076,318	3,722,285,223
老 齢 年 金 人員	2,462,783	2,386,734	2,249,486	2,112,622	1,972,604	1,838,640
金額	5,015,681,151	4,832,198,522	4,499,263,498	4,197,774,559	3,903,135,065	3,611,258,795
通算老齢年金 人員	1,647,210	1,578,839	1,491,439	1,403,755	1,312,786	1,225,101
金額	690,734,227	660,685,535	616,158,246	575,995,457	536,505,117	497,048,006
障 害 年 金 人員	157,294	152,921	146,459	140,126	133,727	127,582
金額	200,319,463	194,416,318	183,773,440	174,570,661	166,005,229	157,174,053
遺 族 年 金 人員	972,112	950,847	913,367	876,271	838,872	802,462
金額	1,040,880,599	1,018,114,544	971,221,503	930,501,556	891,980,278	852,152,224
通算遺族年金 人員	109,918	106,837	101,865	96,774	91,551	86,318
金額	28,956,862	28,128,010	26,606,811	25,229,744	23,905,842	22,513,595

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。  
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。  
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。  
 4 船員保険の旧法分を含む。  
 5 基金代行支給分を含む。  
 6 旧三共済を含む。平成14年度からは旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」



第92表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	29,641	29,535	32,756	31,950	30,347	34,794
金額	10,938,746	10,943,492	12,282,180	11,012,869	9,624,187	10,946,986
障害手当金 件数	226	217	257	235	219	185
金額	358,867	345,004	405,367	369,931	337,210	290,615
脱退手当金 件数	14,213	12,588	11,992	11,000	9,464	7,935
金額	3,671,077	3,182,106	2,941,654	2,464,732	2,092,673	1,604,690
脱退一時金 件数	15,202	16,730	20,507	20,715	20,664	26,674
金額	6,908,803	7,416,382	8,935,159	8,178,206	7,194,303	9,051,681

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《年金》						
新 規 裁 定	1,034,298	930,441	891,069	856,856	840,789	722,821
老齢厚生年金(老齢相当)	1,610,385	1,377,459	1,322,833	1,280,077	1,246,611	1,048,438
老齢厚生年金(通老相当)	318,348	300,961	286,394	277,094	277,355	200,636
障害厚生年金	1,297,971	1,281,582	1,277,999	1,272,636	1,264,576	1,259,465
遺族厚生年金	1,085,338	1,091,281	1,075,753	1,071,194	1,066,757	1,059,022
老 齢 年 金	1,554,606	1,520,411	1,461,992	1,526,644	1,354,772	1,341,372
通 算 老 齢 年 金	204,738	218,423	208,663	197,205	196,953	185,002
障 害 年 金	1,015,898	1,019,035	1,007,963	1,002,894	940,585	1,002,754
遺 族 年 金	1,022,513	893,829	945,143	945,306	805,725	892,443
通 算 遺 族 年 金	254,646	224,750	270,438	236,090	232,015	271,323
年 度 末 現 在	1,399,037	1,392,034	1,376,151	1,350,108	1,349,053	1,333,246
老齢厚生年金(老齢相当)	2,086,498	2,068,525	2,039,226	1,978,664	1,974,939	1,944,622
老齢厚生年金(通老相当)	747,788	743,032	733,125	726,734	734,077	727,119
障害厚生年金	1,242,515	1,235,053	1,223,334	1,220,968	1,220,876	1,215,901
遺族厚生年金	1,060,296	1,055,795	1,045,335	1,040,778	1,038,790	1,032,734
老 齢 年 金	2,036,591	2,024,607	2,000,130	1,986,997	1,978,671	1,964,092
通 算 老 齢 年 金	419,336	418,463	413,130	410,325	408,677	405,720
障 害 年 金	1,273,535	1,271,351	1,254,769	1,245,812	1,241,374	1,231,945
遺 族 年 金	1,070,741	1,070,745	1,063,342	1,061,888	1,063,309	1,061,922
通 算 遺 族 年 金	263,441	263,280	261,197	260,708	261,120	260,822
《一時金》	369,041	370,526	374,960	344,691	317,138	314,623
障 害 手 当 金	1,587,907	1,589,880	1,577,304	1,574,174	1,539,772	1,570,892
脱 退 手 当 金	258,290	252,789	245,301	224,067	221,119	202,229
脱 退 一 時 金	454,467	443,298	435,713	394,796	348,156	339,345

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済を含む。平成14年度からは旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁調べ

第94表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
徴 収 決 定 額	20,417,604,799	20,676,840,368	19,647,120,213	19,802,162,276	20,357,713,423	21,261,218,240
前年度からの繰越額	411,836,976	429,389,061	420,308,996	350,475,159	300,101,947	263,271,583
本 年 度 分	20,005,767,822	20,247,451,307	19,226,811,216	19,451,687,117	20,057,611,475	20,997,946,656
収 納 済 額	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607	20,983,460,903
不 納 欠 損 額	48,604,253	50,228,591	52,090,675	47,181,026	35,067,321	25,913,815
収 納 未 済 額	433,013,994	423,247,204	352,495,557	301,281,637	264,214,495	251,843,521
収 納 率 (%)	97.6	97.7	97.9	98.2	98.5	98.7

資料：社会保険庁「事業年報」

第95表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

(i) 厚生保険特別会計年金勘定

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	29,788,556,772	30,888,444,786	31,102,189,489	32,847,701,976	38,573,966,680	35,499,646,879
保 険 料	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607	20,983,460,903
国 庫 負 担 金	3,816,383,180	4,003,622,223	4,104,518,651	4,279,206,064	4,539,449,827	4,828,547,185
拠 出 金 収 入 等	592,786,688	2,124,535,660	552,228,046	490,097,002	472,136,814	571,307,170
国共済組合連合会等拠出金収入	32,716,859	27,292,226	37,249,860	38,322,337	38,391,810	38,462,048
積立金相当額納付金	162,133,485	1,724,256,336	172,692,180	137,371,020	138,215,782	256,653,802
職域等費用納付金	397,936,344	372,987,097	342,286,006	314,403,646	295,529,222	276,191,320
国年特会より受入	1,556,579,221	1,424,025,239	1,392,064,117	1,606,020,560	1,947,360,790	1,998,917,430
積立金より受入	—	—	—	—	6,249,692,219	3,416,658,154
解散厚生年金基金等徴収金	—	—	3,496,506,727	5,385,413,212	3,456,753,382	679,965,482
利子(運用収入)	3,860,738,911	3,107,090,884	2,288,443,188	1,612,514,924	1,077,585,113	745,425,267
年金資金運用基金納付金	—	—	—	—	752,223,592	1,826,622,513
その他の収入	26,082,220	25,806,207	25,894,780	20,750,600	20,333,337	448,742,774
支 出	29,281,820,301	30,587,757,783	31,440,137,076	32,611,812,555	37,606,752,076	34,397,516,874
保 険 給 付 費	19,622,797,272	20,346,570,347	20,814,004,846	21,538,042,126	21,986,252,822	22,254,094,134
国年特会へ繰入	9,304,796,282	9,896,099,409	10,298,563,649	10,787,386,578	11,283,096,252	11,922,397,790
業務勘定へ繰入	231,155,470	220,216,891	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431	122,272,114
その他の支出	123,070,822	124,871,135	120,059,580	95,736,935	97,242,572	98,752,835
差引収支過不足額	506,736,471	300,687,003	△ 337,947,586	235,889,421	967,214,604	1,102,130,005
積立金から補足	—	—	337,947,586	—	—	—
業務勘定から積立金への繰入	6,231,428	8,262,238	6,740,937	14,967,843	22,632,247	10,486,666
積立金へ繰入	512,967,899	308,949,242	6,740,937	250,857,264	998,846,851	1,112,616,671
年度末現在積立金	137,393,381,246	137,702,330,488	137,411,034,529	137,661,891,793	132,402,046,424	130,098,004,942

- (注) 1 収入の「国年特会(国民年金特別会計)より受入」とは、基礎年金給付に相当する部分に対する交付金であり、支出の「国年特会へ繰入」とは基礎年金拠出金である。
- 2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。
- 3 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は預託残高と年金資金運用基金への運用寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成16年度末の時価ベースの積立金額は、約138.2兆円である。平均利回りは、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りである。なお、平成16年度の財務省財政融資資金への預託金の運用利回りは、2.06%である。平成16年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、2.73%である。「平均運用利回り」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りであり、平成13年度以降は財務省財政融資資金への預託分の運用利回りである。また、「積立金全体に係る平均運用利回り」は、財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の実用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りである。

## (ii) 厚生保険特別会計業務勘定

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	629,884,656	588,496,610	569,240,245	539,802,386	4,597,357,606	472,134,353
国庫負担金	84,422,886	83,104,166	83,103,555	81,672,726	88,058,271	86,575,659
他勘定より受入	376,802,077	339,972,978	321,364,765	295,017,697	4,335,239,054	219,196,823
健康勘定より受入	145,646,607	119,756,087	113,855,764	104,370,781	95,078,623	96,924,709
年金勘定より受入	231,155,470	220,216,891	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431	122,272,114
児童手当収入	136,899,332	136,982,743	134,741,469	133,691,715	135,190,520	137,600,913
特別保健福祉事業資金より受入	12,934,941	8,993,908	8,999,964	8,999,984	8,637,309	8,629,052
その他の収入	18,825,420	19,442,815	21,030,492	20,420,264	30,232,452	20,131,906
支 出	611,477,118	573,686,806	553,237,799	508,538,601	4,554,993,395	440,201,282
事 務 費	145,460,094	142,943,733	147,165,023	144,467,139	144,580,278	145,528,820
保健事業費	92,765,534	79,353,897	80,661,139	73,748,389	70,016,875	70,432,891
福祉事業費	217,933,885	200,844,644	177,744,051	144,671,168	114,127,999	77,136,994
特別保健福祉事業	12,925,196	8,972,732	8,998,943	8,999,984	8,637,309	8,629,052
児童手当勘定へ繰入	135,059,923	135,157,506	132,902,297	131,905,204	132,653,738	132,099,840
その他の支出	7,332,485	6,414,294	5,766,347	4,746,716	4,084,977,196	6,373,686
差引収支過不足額	18,407,538	14,809,804	16,002,446	31,263,785	42,364,211	31,933,070

(注) 「差引収支過不足額」のうち、特別保健福祉事業以外の事業に係るものについては、一部を健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられ、残りは業務勘定において翌年度の歳入に繰り入れられる。

また、「差引収支過不足額」のうち、特別保健福祉事業に係るものについては、業務勘定の特別保健福祉事業資金に組み入れられる。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 厚生年金基金

第96表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
基 金 数	1,737	1,656	1,357	838	687	658
設 立 事 業 所 数	170,790	162,041	148,510	136,625	130,196	126,043
加 入 員 数	10,871,483	10,385,707	8,351,440	6,152,009	5,309,784	5,221,383
男	7,941,899	7,590,266	6,000,623	4,413,866	3,784,701	3,708,269
女	2,929,584	2,795,441	2,350,817	1,738,143	1,525,083	1,513,114
坑 内 員	・	・	・	・	・	・
平均標準給与月額	350,795	348,824	345,509	336,809	331,541	332,010
男	393,213	390,061	387,245	374,439	367,374	368,267
女	235,803	236,856	238,975	241,253	241,716	243,154
坑 内 員	・	・	・	・	・	・

(注) 平成13年度より「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第97表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	4,991,811	5,292,172	5,009,869	4,469,078	4,405,537	4,676,658
金額	2,269,244,569	2,476,567,606	2,084,861,775	1,442,366,237	1,139,597,692	1,284,122,309
基 金 裁 定 件数	3,698,697	3,863,745	3,422,589	2,709,054	2,481,443	2,560,097
金額	2,199,006,189	2,397,317,951	1,995,026,060	1,341,628,404	1,029,187,546	1,162,593,715
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件 数	1,293,114	1,428,427	1,587,280	1,760,024	1,924,094	2,116,561
金額	70,238,380	79,249,655	89,835,715	100,737,833	110,410,146	121,528,594

(注) 「企業年金連合会裁定」は、平成17年9月以前は「厚生年金基金連合会裁定」である。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第98表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	495,169	510,631	462,632	302,828	242,725	238,679
金額	664,789,916	771,949,195	627,028,978	310,632,606	149,146,139	125,525,792
脱退一時金 件数	370,810	370,361	325,987	217,049	176,016	179,106
金額	144,717,641	158,433,861	126,406,338	70,136,233	45,232,593	45,648,154
遺族一時金 件数	14,830	15,064	14,384	10,979	8,802	8,531
金額	49,584,223	50,102,586	47,666,671	24,969,287	12,633,671	10,717,742
選択一時金 件数	109,529	125,206	122,261	74,800	57,907	51,042
金額	470,488,053	563,412,749	452,955,969	215,527,086	91,279,873	69,159,895

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」  
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第99表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
年 金	454,593	467,968	470,045	322,744	258,674	274,581
一 時 金	1,342,552	1,511,755	1,355,352	1,025,772	614,466	525,919
脱退一時金	390,274	427,782	387,765	323,135	256,980	254,867
死亡一時金	3,343,508	3,325,982	3,313,868	2,274,277	1,435,318	1,256,329
選択一時金	4,295,557	4,499,886	3,704,828	2,281,378	1,576,318	1,354,961

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第100表 加入件数

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《適格退職年金》							
合 計	73,913	66,752	59,162	52,761	45,090	38,885	32,825
生 保 会 社	64,249	57,433	50,463	44,747	37,725	32,166	26,956
全 共 連	581	532	459	446	427	411	398
信 託 銀 行	9,083	8,787	8,240	7,568	6,938	6,308	5,471
《確定給付企業年金》							
合 計	・	15	312	987	1,432	1,941	3,101
生 保 会 社	・	3	89	329	563	931	1,802
全 共 連	・	—	3	6	10	11	11
信 託 銀 行	・	12	220	652	859	999	1,288

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。  
資料：(社)生命保険協会調べ

第101表 加入者数

年度末現在 (単位 万人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《適格退職年金》							
合 計	915	858	777	653	567	506	442
生 保 会 社	513	469	420	361	313	278	236
全 共 連	12	11	11	11	10	10	10
信 託 銀 行	390	377	345	281	243	217	196
《確定給付企業年金》							
合 計	・	3	135	314	384	430	506
生 保 会 社	・	0	14	64	87	96	120
全 共 連	・	—	0	0	0	0	0
信 託 銀 行	・	3	120	249	296	334	385

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。  
資料：(社)生命保険協会調べ

## 5 国民年金

第102表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数	33,407,544	33,603,769	33,494,021	33,162,957	32,825,823	32,019,496
第1号被保険者	21,774,826	22,064,406	22,077,392	21,827,909	21,576,319	20,910,767
任意加入被保険者	299,060	303,510	322,508	341,612	327,166	319,729
第3号被保険者 (再掲)	11,333,658	11,235,853	11,094,121	10,993,436	10,922,338	10,789,000
付加保険料納付被保険者	718,368	679,687	688,809	764,512	772,238	755,239
強 制	122,416	102,002	94,009	89,414	86,748	81,887
任 意	595,952	577,685	594,800	675,098	685,490	673,352
保険料全額免除被保険者	・	・	・	・	5,382,943	5,280,846
保険料免除被保険者	3,759,364	2,808,646	3,090,354	3,268,948	・	・
法 定 免 除	989,555	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166	1,135,369
学 生 納 付 特 例	・	・	・	・	1,760,373	1,702,861
若 年 者 納 付 猶 予	・	・	・	・	340,525	373,156
申 請 免 除	2,769,809	1,780,860	2,027,909	2,176,085	・	・
全 額	・	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879	2,069,460
半 額	・	343,953	378,447	414,310	532,984	212,568

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除(全額)者をいう。  
資料：社会保険庁「事業年報」

第103表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
印紙売りさばき 代金収納済額	1,833,537,356	・	・	・	・	・
保険料収納済歳入額	1,959,177,513	1,843,704,663	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962	1,903,806,222
付加保険料(再掲)	3,475,599	・	・	・	・	・
印紙収入検認額	1,838,954,926	・	・	・	・	・
付加保険料(再掲)	3,459,251	・	・	・	・	・
現年度保険料	・	1,739,780,580	1,824,223,971	1,786,079,596	1,806,156,054	1,776,934,047
過年度保険料	100,469,750	103,924,083	138,431,724	149,354,048	141,845,908	126,872,176
付加保険料(再掲)	9,942	・	・	・	・	・
前納保険料	1,910,801	・	・	・	・	・
付加保険料(再掲)	6,407	・	・	・	・	・
追納保険料 (再掲)	17,842,036	・	・	・	・	・
前納保険料	・	390,685,342	408,518,334	420,111,755	540,728,423	593,865,449
追納保険料	・	18,795,918	26,654,838	33,167,290	31,384,704	30,940,887

(注) 1 平成14年度から法改正により保険料徴収が市町村から国になったため、区分に変更がある。

2 平成14年度以降の「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

3 平成14年度以降の「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第104表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	560,777	563,902	535,287	501,317	498,186	475,151
金額	383,604,477	387,378,925	362,627,523	343,481,176	345,199,732	324,790,325
老齡基礎年金 人員	437,549	440,775	409,318	374,721	375,525	355,591
金額	281,078,664	284,698,055	258,455,536	238,756,061	243,824,702	225,941,225
障害基礎年金 人員	73,606	74,902	78,110	80,541	78,997	78,829
金額	66,382,672	67,412,926	69,503,829	71,384,740	69,756,971	69,408,070
遺族基礎年金 人員	43,320	42,217	41,980	40,587	38,588	36,062
金額	33,358,729	32,613,699	32,123,702	31,017,674	29,488,739	27,433,441
老 齡 年 金 人員	237	211	194	151	144	123
金額	122,834	111,692	102,218	77,110	73,331	67,597
通算老齡年金 人員	1,102	948	950	951	922	795
金額	194,806	152,353	148,847	151,107	139,687	133,188
障 害 年 金 人員	231	228	221	199	151	174
金額	197,588	194,424	181,852	164,309	124,570	141,579
母 子 年 金 人員	1	—	—	—	—	—
金額	1,267	—	—	—	—	—
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
寡 婦 年 金 人員	4,731	4,621	4,514	4,167	3,859	3,577
金額	2,267,916	2,195,777	2,111,541	1,930,176	1,791,733	1,665,225

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	20,668,965	21,652,589	22,543,518	23,431,323	24,393,056	25,419,830
金額	12,582,975,235	13,359,790,800	13,943,261,787	14,592,315,313	15,350,125,245	16,099,978,670
老齡基礎年金 人員	12,990,383	14,269,266	15,458,502	16,639,321	17,908,710	19,227,035
金額	8,646,255,856	9,527,065,079	10,248,095,417	11,008,660,116	11,874,757,715	12,735,113,815
障害基礎年金 人員	1,352,764	1,395,812	1,440,793	1,487,669	1,530,875	1,574,506
金額	1,237,747,808	1,273,290,567	1,298,644,619	1,332,928,775	1,368,041,077	1,400,259,810
遺族基礎年金 人員	313,849	308,770	303,542	297,507	289,880	281,832
金額	246,530,293	243,365,865	237,709,988	232,616,465	227,022,733	220,254,883
老 齡 年 金 人員	4,039,346	3,784,223	3,526,596	3,275,298	3,019,835	2,780,090
金額	1,903,094,852	1,788,854,586	1,658,107,685	1,541,010,822	1,426,600,245	1,314,823,273
通算老齡年金 人員	1,764,146	1,696,578	1,625,295	1,551,872	1,474,108	1,396,218
金額	382,149,592	369,173,144	352,153,401	336,849,050	321,648,752	305,415,827
障 害 年 金 人員	155,035	147,067	139,378	131,824	124,126	117,194
金額	140,438,150	133,119,446	124,937,859	117,723,476	110,807,246	104,272,344
母 子 年 金 人員	1,261	584	203	61	46	42
金額	1,176,925	544,704	189,842	61,571	47,825	43,600
準母子年金 人員	2	—	—	—	—	—
金額	2,071	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	17	10	7	7	7	7
金額	13,099	7,469	5,011	4,996	4,996	4,981
寡 婦 年 金 人員	52,162	50,279	49,202	47,764	45,469	42,906
金額	25,566,590	24,369,940	23,417,965	22,460,042	21,194,657	19,790,138

資料：社会保険庁「事業年報」



第105表 福祉年金受給権者状況

## (i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	48	29	25	23	7	13
金額	19,776	11,948	10,208	9,363	2,850	5,275
老 齢 福 祉 年 金 件数	48	29	25	23	7	13
金額	19,776	11,948	10,208	9,363	2,850	5,275
老 齢 特 別 給 付 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

## (ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	144,639	110,048	84,619	64,020	47,289	34,578
金額	59,590,660	45,339,168	34,548,737	26,062,542	19,251,352	14,031,752
老 齢 福 祉 年 金 件数	144,637	110,046	84,617	64,020	47,289	34,578
金額	59,590,444	45,338,952	34,548,521	26,062,542	19,251,352	14,031,752
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	14,102	10,324	7,655	5,770	4,259	3,064
金額	3,313,532	2,366,294	1,690,518	1,266,252	926,322	657,335
全 部 支 給 停 止 件数	37,303	28,345	22,291	17,364	13,440	10,428
老 齢 特 別 給 付 金 件数	2	2	2	—	—	—
金額	216	216	216	—	—	—
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
全 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第106表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>《基礎年金勘定》</b>						
収 入	15,220,200,359	15,966,496,187	16,745,977,288	17,557,477,711	18,430,180,542	19,138,101,434
拋出金等収入	15,194,124,371	15,943,720,229	16,732,360,996	17,544,818,348	18,417,461,460	19,122,146,829
運用収入	20,910,118	17,463,098	7,898,705	8,256,820	8,303,488	11,476,370
雑収入	5,165,869	5,312,859	5,717,587	4,402,543	4,415,593	4,478,236
支 出	14,074,067,289	14,599,325,058	15,217,449,565	16,008,558,685	17,015,999,288	17,705,870,653
基礎年金給付費	9,363,319,032	10,249,367,215	11,073,549,445	11,811,814,632	12,638,647,358	13,490,924,228
基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,710,666,538	4,349,884,802	4,143,792,614	4,196,665,570	4,377,272,227	4,214,852,691
諸支出金	81,719	73,041	107,506	78,484	79,702	93,735
収支差引	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254	1,432,230,781
翌年度へ繰越	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254	1,432,230,781
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
<b>《国民年金勘定》</b>						
収 入	6,038,863,727	5,822,400,655	5,767,669,986	5,570,879,860	6,117,461,245	5,916,454,777
保険料収入	1,953,759,943	1,895,793,250	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962	1,903,806,222
一般会計より受入	1,430,705,811	1,456,538,388	1,496,285,266	1,521,881,737	1,702,012,646	1,797,136,396
基礎年金勘定より受入	2,424,546,596	2,277,134,154	2,153,429,366	2,007,558,385	1,876,340,729	1,710,800,985
積立金より受入	—	—	—	—	453,863,809	282,813,531
運用収入	226,287,107	189,718,311	152,278,606	104,365,035	75,751,887	60,715,999
年金資金運用基金納付金	—	—	—	—	59,994,942	135,752,291
雑収入	3,564,269	3,216,551	3,021,053	1,641,059	1,495,269	25,429,353
支 出	5,920,466,781	5,870,881,372	5,817,680,878	5,741,559,772	6,224,524,548	6,035,845,725
国民年金給付費	2,513,268,392	2,381,898,322	2,229,305,316	2,088,781,846	1,952,710,849	1,814,902,434
基礎年金勘定へ繰入	3,287,081,698	3,369,340,268	3,485,304,301	3,543,719,527	3,897,559,415	4,100,247,108
諸支出金	25,774,465	25,956,835	26,117,887	27,199,888	29,982,936	33,268,510
業務勘定へ繰入	94,342,225	93,685,947	76,953,373	81,858,511	344,271,347	87,427,673
収支差引	118,396,946	—	—	—	—	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	118,396,946	—	—	—	—	—
積立金から補足	—	48,480,718	50,010,892	170,679,913	107,063,303	119,390,948
年度末現在積立金	9,949,014,922	9,910,835,492	9,861,171,654	9,699,147,638	9,151,357,067	8,766,010,565

《福祉年金勘定》							
収	入	64,013,521	45,900,834	34,525,069	28,460,839	21,294,601	17,378,067
一般会計より受入		48,310,420	31,761,108	27,602,518	23,505,550	15,235,974	14,424,867
雑収入等		15,703,101	14,139,726	6,922,551	4,955,289	6,058,627	2,953,200
支	出	49,990,198	39,057,445	29,620,153	22,442,777	18,386,285	14,930,140
福祉年金給付費		49,989,337	39,057,441	29,620,016	22,442,777	16,480,782	11,828,572
特別障害給付金給付費		.	.	.	.	1,905,504	3,101,562
諸支出金		861	4	137	0	—	5
収支差引		14,023,323	6,843,388	4,904,916	6,018,062	2,908,316	2,447,927
《業務勘定》							
収	入	2,030,840,249	233,867,782	150,207,273	155,886,422	424,985,150	167,927,079
一般会計より受入		99,320,519	74,575,064	69,513,651	69,417,080	77,646,931	77,417,763
印紙売さばき収入		1,833,537,356	62,856,847	—	—	—	—
国民年金勘定より受入		94,342,225	93,685,947	76,953,373	81,858,511	344,271,347	87,427,673
雑収入等		3,640,149	2,749,924	3,740,249	4,610,831	3,066,872	3,081,643
支	出	2,018,700,757	220,049,186	145,598,534	144,618,991	409,482,629	147,359,941
業務取扱費		167,377,281	140,891,547	131,007,614	132,078,642	128,196,715	129,228,764
施設整備費		16,530	447,058	783,999	285,066	321,262	169,926
諸支出金(印紙買戻費)		.	10,768,259	—	—	—	—
国民年金勘定へ繰入		1,833,537,356	52,088,587	—	—	—	—
福祉施設費		17,769,590	15,853,734	13,806,921	12,255,283	17,724,406	17,961,250
財政融資資金繰上償還等資金		.	.	.	.	263,240,247	—
収支差引		12,139,492	13,818,596	4,471,619	11,267,431	15,502,520	20,567,138
翌年度へ繰越		2,317,213	3,517,308	4,124,565	2,611,535	2,365,980	3,709,161
国民年金勘定積立金へ繰入		9,822,279	10,301,288	347,054	8,655,897	13,136,540	16,857,977

- (注) 1 国民年金特別会計の決算額による。  
 2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法(昭和34年法律141号)に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。  
 3 国民年金勘定の「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は、預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成18年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。

資料：社会保険庁「事業年報」

## 6 農業者年金基金

第107表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	総数	通常加入	政策支援 加入	政策支援						未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成13年度(2001)	61,756	28,677	33,079	13,022	18	850	1,447	42	17,700	0
14 (2002)	71,570	32,036	38,920	16,301	28	1,749	1,719	95	19,028	614
15 (2003)	68,320	29,994	37,902	16,464	23	1,961	1,485	93	17,876	424
16 (2004)	64,905	39,590	23,417	19,193	8	2,360	1,726	130	0	1,898
17 (2005)	63,382	38,791	24,033	19,644	6	2,657	1,607	119	・	558
18 (2006)	61,038	36,823	23,733	19,212	11	3,003	1,384	123	・	482

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者(平成16年12月31日までの特例措置)

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第108表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
経営移譲年金 人員	644,467	631,603	613,592	593,728	571,507	548,103
金額	74,258,334	76,754,826	77,813,151	78,305,555	78,338,422	78,068,864
農業者老齢年金 人員	567,646	551,412	531,711	510,433	487,252	463,395
金額	89,163,122	87,927,209	86,001,008	83,732,540	81,159,196	78,450,900

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第109表 農業者年金年金勘定経理状況

平成18年4月1日～平成19年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者 老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	2,125,129	17,957,791	171,807,142	389,108	276,396	192,002,775
經常収益	2,125,129	17,957,791	171,807,142	382,009	276,396	191,995,676
運営費交付金収益	383,469	1,015,989	2,152,235	92,782	—	3,644,476
保険料収入	—	14,300,103	—	—	—	14,300,103
運用収益	347,786	2,613,004	—	—	—	2,960,790
農地等割賦利息収入	—	—	—	19,801	—	19,801
貸付金利息収入	—	—	276,396	136,841	276,396	136,841
補助金等収益	1,383,065	—	149,607,321	122,514	—	151,112,900
財源措置予定額収益	—	—	19,700,000	—	—	19,700,000
資産見返運営費交付金戻入	7,340	19,316	17,997	2,468	—	47,123
資産見返補助金戻入	3,343	6,048	19,123	4,532	—	33,048
財務収益	—	—	0	2	—	2
雑益	123	3,328	34,068	3,068	—	40,589
臨時利益	—	—	—	7,098	—	7,098
当期純損失	—	—	—	—	—	—
費用	2,125,129	17,957,791	171,807,142	389,108	276,396	192,002,775
經常費用	2,125,129	17,957,791	171,318,449	375,851	276,396	191,500,825
年金事業費	1,730,851	16,715,420	166,451,471	—	—	184,897,743
貸付事業費	—	—	—	—	—	—
その他の業務費	307,850	813,588	2,045,734	68,096	—	3,235,270
一般管理費	86,427	228,093	289,253	31,325	—	635,100
財務費用	—	—	2,531,705	276,396	276,396	2,531,705
雑損失	—	200,689	284	33	—	201,006
臨時損失	—	—	1,903	371	—	2,275
当期純利益	—	—	486,788	12,885	—	499,674

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

## 7 国家公務員共済組合

第110表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組員数						被扶養	
	計	長期組員	短期組員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者	計	長期短期
平成14年度(2002)	1,130,181	1,098,794	129	3,425	27,833	6,582,497	1,469,200	1,443,213
15 (2003)	1,122,813	1,087,842	134	3,240	31,597	555,904	1,447,895	1,418,154
16 (2004)	1,116,494	1,082,841	141	3,274	30,238	554,105	1,419,223	1,390,137
17 (2005)	1,108,567	1,078,765	142	3,208	26,452	550,434	1,387,300	1,362,021
18 (2006)	1,104,106	1,073,269	141	3,144	27,552	545,555	1,353,917	1,327,771
平成18年度								
衆議院	2,795	2,704	—	—	91	1,362	2,074	2,011
参議院	1,355	1,313	—	—	42	762	1,269	1,229
内閣	8,554	8,287	52	95	120	4,264	11,052	10,934
総務省	6,850	6,577	15	144	114	3,864	7,835	7,769
法務省	30,510	29,756	6	64	684	15,831	36,909	36,237
外務省	5,694	5,575	6	16	97	1,478	7,719	7,625
財務省	80,169	77,790	5	419	1,955	44,635	110,250	108,215
文部科学省	146,962	142,376	8	488	4,090	86,150	174,988	171,499
厚生労働省	31,408	30,664	18	451	275	16,922	36,753	36,540
農林水産省	31,611	30,558	5	189	859	19,594	50,210	49,225
経済産業省	13,030	12,425	5	343	257	7,159	15,214	14,976
国土交通省	67,064	65,311	17	833	903	35,856	101,254	100,389
防衛省	271,569	268,188	4	2	3,375	93,958	336,645	333,345
裁判所	28,962	27,519	—	47	1,396	13,936	25,895	25,052
会計検査院	1,314	1,279	—	16	19	756	1,316	1,310
刑務	22,123	21,632	—	—	491	12,847	33,795	33,325
厚生労働省第二	57,869	56,765	—	6	1,098	27,507	41,377	40,834
社会保険職員	16,514	16,262	—	—	252	6,988	16,160	15,932
林野庁	8,347	8,108	—	30	209	5,766	12,544	12,327
日本郵政公社	259,605	248,774	—	1	10,830	141,002	323,132	311,599
連合会職員	11,801	11,406	—	—	395	4,918	7,526	7,398

- (注) 1 「長期組員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組員」は短期保険のみの適用者である。  
 2 長期組員の「継続長期組員」とは、公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組員である。  
 3 短期組員の「任意継続組員」とは、退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

年度末現在

者数		組合員1人当り 被扶養者数		組合員1人当り標準報酬月額					
任意継続	(再掲) 介護保険	任意継続	任意継続	長期組合員	継続長期	短期組合員	任意継続	平均	
								短期適用	長期適用
25,987	3,384,515	1.31	0.93	405,921	551,087	980,000	365,986	412,119	406,373
29,741	283,626	1.30	0.94	402,216	547,034	980,000	356,295	407,764	402,646
29,086	280,870	1.28	0.96	406,133	542,181	980,000	353,448	412,154	406,543
25,279	277,090	1.26	0.96	408,446	538,716	980,000	354,371	414,625	408,832
26,146	271,058	1.24	0.95	409,228	535,900	980,000	358,005	415,421	409,598
63	502	0.74	0.69	457,518	—	—	429,341	490,136	457,518
40	331	0.94	0.95	496,321	—	—	448,810	534,708	496,321
118	2,355	1.31	0.98	460,195	543,895	980,000	401,083	485,777	461,144
66	1,798	1.18	0.58	447,858	484,028	980,000	363,246	461,630	448,633
672	8,188	1.22	0.98	432,156	538,438	980,000	392,266	441,952	432,384
94	1,023	1.37	0.97	471,970	608,750	980,000	462,268	506,467	472,361
2,035	26,833	1.39	1.04	462,934	536,277	980,000	408,904	468,772	463,327
3,489	40,255	1.20	0.85	458,652	495,943	980,000	392,402	467,843	458,780
213	7,766	1.19	0.77	425,532	538,780	980,000	373,382	430,336	427,174
985	10,258	1.61	1.15	434,833	552,434	980,000	369,511	440,348	435,556
238	3,643	1.20	0.93	491,719	540,496	980,000	402,957	514,255	493,029
865	23,650	1.54	0.96	446,931	556,218	980,000	348,578	453,769	448,307
3,300	51,853	1.24	0.98	354,791	530,000	980,000	324,164	357,250	354,793
843	5,501	0.91	0.60	418,611	529,787	—	289,334	433,286	418,800
6	342	1.02	0.32	485,700	563,750	—	366,316	513,105	486,664
470	8,001	1.54	0.96	448,319	—	—	364,908	450,457	448,319
543	6,196	0.72	0.49	383,990	566,667	—	332,960	407,609	384,009
228	2,802	0.98	0.90	375,346	—	—	347,460	375,901	375,346
217	3,381	1.52	1.04	406,537	582,000	—	331,100	409,133	407,184
11,533	65,018	1.25	1.06	399,148	620,000	—	351,883	399,062	399,149
128	1,362	0.65	0.32	406,813	—	—	362,127	433,270	406,813

第111表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 21,395,176 金額 234,883,344	21,812,475 232,894,791	21,733,002 226,253,525	21,810,088 223,496,125	22,689,476 227,777,261	22,355,660 221,739,175
組 合 員 分	件数 7,800,715 金額 96,958,790	7,913,847 95,831,279	7,752,306 86,246,455	7,764,780 83,105,953	8,053,012 84,900,267	7,878,947 80,922,837
療 養 の 給 付	件数 6,133,162 日数 12,074,807 金額 82,944,342	6,133,430 11,658,049 80,935,998	5,904,572 11,095,787 71,345,656	5,841,968 10,686,514 67,719,041	5,961,114 10,607,338 68,230,432	5,745,650 10,042,434 64,266,455
訪問看護療養の給付	件数 431 日数 3,257 金額 23,643	605 4,337 28,805	486 3,050 20,716	507 3,936 26,842	618 4,968 35,781	649 4,893 35,899
入院時食事・生活療養の給付	件数 82,892 回数 876,958 金額 1,244,544	80,347 848,247 1,206,436	76,072 781,542 1,108,726	72,275 729,641 1,043,247	70,049 687,873 987,576	69,190 1,555,704 751,320
薬 剤 支 給	件数 1,478,231 金額 8,391,389	1,584,345 9,248,245	1,643,560 9,518,224	1,716,648 10,107,834	1,867,945 11,376,513	1,898,302 11,536,425
療 養 費	件数 179,325 金額 1,088,104	185,911 1,118,370	194,148 1,002,436	196,184 986,115	213,937 1,049,080	224,532 1,096,563
入院時食事・生活療養費	件数 71 回数 597 金額 889	39 322 364	120 1,078 1,511	17 75 99	13 119 165	3 33 3
移 送 費	件数 25 金額 2,111	16 1,879	18 1,135	17 515	22 1,398	9 749
出 産 費	件数 8,188 金額 2,647,081	8,187 2,659,592	8,186 2,647,824	8,233 2,672,394	8,149 2,667,141	8,565 2,881,846
埋 葬 料	件数 1,353 金額 616,687	1,353 631,589	1,336 600,228	1,223 549,866	1,227 552,180	1,240 353,577
被 扶 養 者 分	件数 13,594,461 金額 137,924,554	13,898,628 137,063,512	13,980,696 140,007,071	14,045,308 140,390,172	14,636,464 142,876,994	14,476,713 140,816,338
療 養 の 給 付	件数 10,060,189 日数 19,933,938 金額 104,108,789	10,103,128 19,631,300 102,772,492	10,014,350 19,218,063 100,488,826	9,973,680 18,916,149 99,166,569	10,251,975 18,832,967 100,249,176	10,053,352 18,271,368 99,067,241
訪問看護療養の給付	件数 1,796 日数 9,985 金額 66,690	2,165 14,323 81,715	2,385 13,755 90,668	2,750 15,610 107,041	3,025 16,903 116,108	3,420 22,038 135,698
入院時食事・生活療養の給付	件数 140,502 回数 1,482,194 金額 2,022,571	135,500 1,396,837 1,910,705	131,306 1,331,534 1,838,956	126,218 1,283,224 1,761,952	120,900 1,210,753 1,671,056	121,738 2,865,207 1,331,968
薬 剤 支 給	件数 3,283,441 金額 13,191,860	3,535,018 14,378,561	3,695,245 16,229,513	3,794,994 17,045,166	4,081,147 18,865,367	4,109,955 18,819,627
療 養 費	件数 217,822 金額 1,277,362	227,777 1,300,823	238,653 1,362,774	244,970 1,392,291	272,454 1,508,340	282,461 1,554,694
入院時食事・生活療養費	件数 188 回数 2,260 金額 3,017	83 607 859	163 1,627 2,290	44 496 636	15 106 147	12 114 43
高 額 療 養 費	件数 64,056 金額 4,120,812	57,667 3,799,172	74,715 6,642,105	79,388 7,743,773	78,838 7,596,023	77,929 7,549,816
高 額 療 養 の 給 付	件数 34,594 金額 3,175,651	35,315 3,075,175	33,130 3,811,829	34,464 3,962,509	32,943 3,978,277	31,468 3,684,718
移 送 費	件数 16 金額 1,875	14 484	29 1,189	12 555	19 812	21 788
配 偶 者 出 産 費	件数 26,604 金額 8,347,279	26,105 8,205,602	25,770 8,078,294	24,826 7,809,668	23,786 7,489,786	23,713 7,813,288
家 族 埋 葬 料	件数 4,593 金額 1,608,648	4,421 1,537,925	4,264 1,460,627	4,076 1,400,012	4,058 1,401,902	3,791 858,458

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。  
 2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。  
 3 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。



## (ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 80,034 日数 2,454,715 金額 6,867,996	83,192 2,550,152 7,774,387	86,264 2,667,605 8,015,117	89,491 2,752,774 8,296,767	89,099 2,799,963 8,503,662	89,637 2,728,515 8,570,584
傷病手当金	件数 13,673 日数 266,830 金額 1,146,932	14,047 277,292 1,273,659	14,823 289,455 1,315,046	16,455 320,808 1,413,274	19,340 377,011 1,770,682	22,102 432,599 2,054,821
出産手当金	件数 1,222 日数 32,587 金額 283,931	1,408 35,872 317,878	1,244 32,991 292,616	1,378 32,525 288,746	1,394 32,360 298,091	1,601 36,059 317,811
休業手当金	件数 182 日数 1,339 金額 8,131	104 543 3,981	141 1,358 7,770	68 350 2,071	88 191 1,387	121 1,110 5,439
育児休業手当金 (休業中分)	件数 58,049 日数 1,166,347 金額 4,530,301	60,803 1,219,044 4,770,515	62,970 1,253,354 4,871,938	64,371 1,282,035 5,012,919	60,926 1,215,313 4,811,397	59,133 1,179,363 4,647,878
育児休業手当金 (復職後分)	件数 6,085 日数 977,025 金額 836,282	5,922 1,005,998 1,336,390	6,316 1,080,550 1,466,094	6,257 1,104,736 1,503,101	6,387 1,164,044 1,556,619	5,731 1,067,168 1,474,619
介護休業手当金	件数 823 日数 10,587 金額 62,419	908 11,403 71,965	770 9,897 61,654	962 12,320 76,655	964 11,044 65,486	949 12,216 70,017

## (iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 190 金額 133,777	153 116,678	213 131,641	749 366,003	348 209,866	182 107,809
弔 慰 金	件数 14 金額 5,950	17 8,090	19 7,610	12 4,840	18 7,190	12 4,140
家族弔慰金	件数 14 金額 4,459	13 4,858	13 4,606	15 5,173	18 6,531	8 2,779
災害見舞金	件数 162 金額 123,368	123 103,730	181 119,425	722 355,990	312 196,145	162 100,890

## (iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 310,959 金額 8,985,743	241,477 8,266,365	265,465 9,545,868	245,722 9,010,425	236,564 8,865,779	233,196 9,337,143
家族療養費	件数 109,948 金額 2,251,974	67,569 1,829,429	72,699 2,369,740	63,640 2,185,161	59,925 2,073,004	60,358 2,135,439
出 産 費	件数 6,453 金額 260,072	6,297 253,112	6,483 262,546	6,525 264,533	6,217 246,817	4,519 166,750
配偶者出産費	件数 22,631 金額 813,100	22,284 793,448	22,077 787,539	21,368 756,502	20,466 714,117	15,999 500,980
埋 葬 料	件数 293 金額 7,325	318 8,604	336 8,735	325 8,635	334 9,126	603 76,489
家族埋葬料	件数 1,477 金額 41,530	1,423 39,932	1,490 41,336	1,454 42,069	1,389 39,814	2,264 297,217
傷病手当金	件数 5,011 金額 817,584	5,301 877,066	5,412 826,320	5,442 844,433	6,066 987,005	7,848 1,282,504
そ の 他	件数 165,146 金額 4,794,158	138,285 4,464,774	156,968 5,249,653	146,968 4,909,091	142,167 4,795,896	141,605 4,877,764

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第112表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
組 合 員 分 件数	6,133,162	6,133,430	5,904,572	5,841,968	5,961,114	5,745,650
日数	12,074,807	11,658,049	11,095,787	10,686,514	10,607,338	10,042,434
金額	82,944,342	80,935,998	71,345,656	67,719,041	68,230,432	64,266,455
一 般 診 療 件数	4,986,098	4,932,012	4,755,106	4,692,256	4,803,912	4,588,751
日数	9,287,835	8,911,002	8,392,866	8,067,258	8,034,921	7,537,411
金額	69,141,269	67,305,364	59,509,447	56,597,057	57,323,358	53,924,956
入 院 件数	90,106	88,216	84,717	79,377	77,369	76,999
日数	1,024,530	989,109	919,445	854,028	805,923	775,865
金額	25,048,105	24,512,060	21,170,968	19,883,048	19,684,625	19,333,833
外 来 件数	4,895,992	4,843,796	4,670,389	4,612,879	4,726,543	4,511,752
日数	8,263,305	7,921,893	7,473,421	7,213,230	7,228,998	6,761,546
金額	44,093,163	42,793,303	38,338,479	36,714,009	37,638,733	34,591,123
歯 科 診 療 件数	1,147,064	1,201,418	1,149,466	1,149,712	1,157,202	1,156,899
日数	2,786,972	2,747,047	2,702,921	2,619,256	2,572,417	2,505,023
金額	13,803,073	13,630,634	11,836,209	11,121,984	10,907,074	10,341,499
被 扶 養 者 分 件数	10,060,189	10,103,128	10,014,350	9,973,680	10,251,975	10,053,352
日数	7,333,938	19,631,300	19,218,063	18,916,149	18,832,967	18,271,368
金額	104,108,789	102,772,492	100,488,826	99,166,569	100,249,176	99,067,241
一 般 診 療 件数	8,292,811	8,347,395	8,269,554	8,187,574	8,469,622	8,271,961
日数	3,506,416	15,837,654	15,500,575	15,192,243	15,214,943	14,742,577
金額	89,682,177	88,424,753	86,448,952	84,992,625	86,409,212	85,630,163
入 院 件数	161,372	156,092	155,620	147,103	141,438	140,449
日数	1,747,225	1,659,151	1,593,579	1,642,842	1,445,737	1,419,092
金額	36,306,950	35,533,185	32,515,815	31,519,152	30,852,900	32,002,146
外 来 件数	8,131,439	8,191,303	8,113,934	8,040,471	8,328,184	8,131,512
日数	1,759,191	14,178,503	13,906,996	13,549,401	13,769,206	13,323,485
金額	53,375,227	52,891,568	53,933,137	53,473,473	55,556,312	53,628,017
歯 科 診 療 件数	1,767,378	1,755,733	1,744,796	1,786,106	1,782,353	1,781,391
日数	3,827,522	3,793,646	3,717,488	3,723,906	3,618,024	3,528,791
金額	14,426,612	14,347,739	14,039,874	14,173,944	13,839,964	13,437,078

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第113表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	5,400.41	5,446.06	5,273.64	5,252.35	5,404.63	5,227.78
	1件当日数	1.97	1.90	1.88	1.83	1.78	1.75
	1件当金額	13,524	13,196	12,083	11,592	11,446	11,185
一 般 診 療	1人当金額	73,035	71,865	63,722	60,884	61,861	58,474
	1000人当件数	4,390.39	4,379.28	4,247.00	4,218.68	4,355.46	4,175.16
	1件当日数	1.86	1.81	1.77	1.72	1.67	1.64
入 院	1件当金額	13,867	13,647	12,515	12,062	11,933	11,752
	1人当金額	60,881	59,762	53,151	50,885	51,972	49,065
	1000人当件数	79.34	78.33	75.66	71.37	70.15	70.06
入 院 外	1件当日数	11.37	11.21	10.85	10.76	10.42	10.08
	1件当金額	277,985	277,864	249,902	250,489	254,425	251,092
	1人当金額	22,056	21,765	18,909	17,876	17,847	17,591
菌 科 診 療	1000人当件数	4,311.05	4,300.95	4,171.34	4,147.31	4,285.31	4,105.10
	1件当日数	1.69	1.64	1.60	1.56	1.53	1.50
	1件当金額	9,006	8,835	8,209	7,959	7,963	7,667
出 産 費	1人当金額	38,825	37,997	34,242	33,009	34,125	31,473
	1000人当件数	1,010.02	1,066.77	1,026.64	1,033.67	1,049.17	1,052.62
	1件当日数	2.43	2.29	2.35	2.28	2.22	2.17
埋 葬 料	1件当金額	12,033	11,345	10,297	9,674	9,425	8,939
	1人当金額	12,154	12,103	10,571	9,999	9,889	9,409
	1000人当件数	7.21	7.27	7.31	7.40	7.39	7.79
《被扶養者分》	1000人当件数	1.19	1.20	1.19	1.10	1.11	1.13
	診 療 費	8,858.26	8,970.87	8,944.27	8,967.06	9,294.93	9,147.22
	1件当日数	0.73	1.94	1.92	1.90	1.84	1.82
一 般 診 療	1件当金額	10,349	10,172	10,034	9,943	9,779	9,854
	1人当金額	91,671	91,255	89,751	89,158	90,891	90,138
	1000人当件数	7,302.04	7,411.90	7,385.92	7,361.22	7,678.97	7,526.39
入 院	1件当日数	0.42	1.90	1.87	1.86	1.80	1.78
	1件当金額	10,814	10,593	10,454	10,381	10,202	10,352
	1人当金額	78,968	78,515	77,212	76,415	78,343	77,912
入 院 外	1000人当件数	142.09	138.60	138.99	132.26	128.23	127.79
	1件当日数	10.83	10.63	10.24	11.17	10.22	10.10
	1件当金額	224,989	227,643	208,944	214,266	218,137	227,856
菌 科 診 療	1人当金額	31,969	31,551	29,041	28,338	27,973	29,118
	1000人当件数	7,159.95	7,273.30	7,246.93	7,228.97	7,550.73	7,398.60
	1件当日数	0.22	1.73	1.71	1.69	1.65	1.64
配 偶 者 出 産 費	1件当金額	6,564	6,457	6,647	6,651	6,671	6,595
	1人当金額	46,998	46,964	48,170	48,077	50,370	48,794
	1000人当件数	1,556.00	1,558.97	1,558.36	1,605.84	1,615.97	1,620.83
家 族 埋 葬 料	1件当日数	2.17	2.16	2.13	2.08	2.03	1.98
	1件当金額	8,163	8,172	8,047	7,936	7,765	7,543
	1人当金額	12,703	12,740	12,540	12,743	12,548	12,226
配 偶 者 出 産 費	1000人当件数	23.43	23.18	23.02	22.32	21.57	21.58
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	4.04	3.93	3.81	3.66	3.68	3.45

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分			平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	1000人当件数		70.47	73.87	77.05	80.46	80.78	81.56
	1件当日数		30.67	30.65	30.92	30.76	31.43	30.44
	1日当金額		2,798	3,049	3,005	3,014	3,037	3,141
傷病手当金	1000人当件数		12.04	12.47	13.24	14.79	17.53	20.11
	1件当日数		19.52	19.74	19.53	19.50	19.49	19.57
	1日当金額		4,298	4,593	4,543	4,405	4,697	4,750
出産手当金	1000人当件数		1.08	1.25	1.11	1.24	1.26	1.46
	1件当日数		26.67	25.48	26.52	23.60	23.21	22.52
	1日当金額		8,713	8,861	8,870	8,878	9,212	8,814
休業手当金	1000人当件数		0.16	0.09	0.13	0.06	0.08	0.11
	1件当日数		7.36	5.22	9.63	5.15	2.17	9.17
	1日当金額		6,072	7,331	5,721	5,917	7,262	4,900
育児休業手当金 (休業中分)	1000人当件数		51.11	53.99	56.24	57.87	55.24	53.80
	1件当日数		20.09	20.05	19.90	19.92	19.95	19.94
	1日当金額		3,884	3,913	3,887	3,910	3,959	3,941
育児休業手当金 (復職後分)	1000人当件数		5.36	5.26	5.64	5.63	5.79	5.21
	1件当日数		160.56	169.87	171.08	176.56	182.25	186.21
	1日当金額		856	1,328	1,357	1,361	1,337	1,382
介護休業手当金	1000人当件数		0.72	0.81	0.69	0.86	0.87	0.86
	1件当日数		12.86	12.56	12.85	12.81	11.46	12.87
	1日当金額		5,896	6,311	6,230	6,222	5,930	5,732

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分			平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	1000人当件数		0.17	0.14	0.19	0.67	0.32	0.17
	1件当金額		704,089	762,601	618,033	488,656	603,063	592,357
弔 慰 金	1000人当件数		0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01
	1件当金額		425,000	475,882	400,526	403,333	399,444	345,000
家族弔慰金	1000人当件数		0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01
	1件当金額		318,500	373,692	354,308	344,867	362,833	347,375
災害見舞金	1000人当件数		0.14	0.11	0.16	0.65	0.28	0.15
	1件当金額		761,531	843,333	659,807	493,061	628,670	622,778

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第114表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	5,066,224	5,194,726	5,335,755	5,487,967	5,649,296	5,788,745
金額	1,686,719,979	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291	1,668,638,136
退職共済年金 件数	2,204,248	2,356,494	2,523,635	2,702,442	2,888,687	3,047,697
金額	738,982,600	756,354,573	782,850,286	799,563,225	812,392,818	834,915,594
障害共済年金 件数	24,364	26,792	29,135	31,196	33,374	35,647
金額	3,836,986	4,243,718	4,604,790	4,901,889	5,193,035	5,575,139
遺族共済年金 件数	881,157	940,887	1,001,694	1,061,466	1,122,659	1,187,869
金額	223,009,162	237,343,634	249,960,025	262,959,938	276,349,092	288,899,669
退職年金 件数	1,055,158	998,787	940,710	883,794	827,346	772,049
金額	471,859,121	446,076,881	416,367,480	388,654,524	362,395,793	335,719,873
減額退職年金 件数	432,101	421,801	410,652	398,579	386,011	373,029
金額	144,629,928	141,080,207	136,231,193	131,484,331	127,165,447	122,402,089
通算退職年金 件数	39,811	37,952	35,883	33,999	31,857	29,805
金額	5,285,657	5,022,718	4,690,388	4,406,142	4,124,751	3,809,561
退職一時金 件数	229	187	182	193	178	270
金額	220,511	198,327	168,058	235,173	143,282	267,167
障害年金 件数	27,057	25,850	24,767	23,589	22,310	21,045
金額	9,396,939	8,912,401	8,453,631	7,976,278	7,469,735	6,943,765
障害一時金 件数	2	4	3	2	3	1
金額	6,374	10,630	7,062	5,779	7,305	1,647
遺族年金 件数	397,353	381,408	364,715	348,498	332,856	317,531
金額	88,499,601	84,989,661	80,681,276	76,790,435	73,206,044	69,319,910
通算遺族年金 件数	2,771	2,671	2,562	2,478	2,371	2,248
金額	157,230	151,656	143,050	138,389	132,437	123,685
死亡一時金 件数	19	25	18	35	24	15
金額	22,025	48,513	19,014	51,467	25,683	27,361
船員給付 件数	1,700	1,629	1,571	1,485	1,428	1,362
金額	726,444	691,826	659,234	620,178	607,610	570,813
公務災害給付 件数	254	239	228	211	192	177
金額	87,404	83,253	79,235	72,451	67,260	61,863

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第115表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	85,070	86,237	92,113	91,871	90,647	94,571
金額	149,408,798	142,925,098	146,944,259	127,152,698	126,406,919	127,062,187
退職共済年金 人員	69,647	70,102	71,915	75,490	73,615	77,742
金額	126,528,724	118,912,619	115,139,251	103,476,655	101,839,879	103,029,041
障害共済年金 人員	1,186	1,227	1,327	1,313	1,260	1,261
金額	1,337,469	1,330,265	1,496,743	1,438,943	1,399,513	1,400,439
遺族共済年金 人員	13,906	14,619	15,979	14,881	15,636	15,419
金額	20,998,875	22,218,689	23,949,374	21,954,837	22,970,181	22,420,629
退職年金 人員	255	226	1,829	144	90	119
金額	436,829	376,213	4,814,639	223,881	135,404	170,976
減額退職年金 人員	29	24	383	8	3	7
金額	28,144	23,232	618,379	7,909	2,757	8,977
通算退職年金 人員	1	1	25	3	9	1
金額	110	1,141	23,981	1,565	3,866	1,317
障害年金 人員	29	23	57	19	25	16
金額	61,747	49,365	133,432	38,236	47,416	24,668
遺族年金 人員	17	14	597	13	9	6
金額	16,901	13,521	767,940	10,673	7,904	6,141
通算遺族年金 人員	0	1	1	0	0	0
金額	0	53	520	0	0	0
船員年金 人員	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0
公務災害給付 人員	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0

資料：財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	883,146	906,490	933,166	962,259	984,127	1,008,953
金額	1,753,438,487	1,765,592,874	1,769,015,199	1,758,836,900	1,762,071,935	1,763,408,985
退職共済年金 人員	393,119	420,179	450,577	483,275	509,393	538,509
金額	787,512,563	818,382,457	848,800,211	859,816,416	883,208,709	906,989,184
障害共済年金 人員	7,421	8,082	8,694	9,360	9,974	10,571
金額	7,763,547	8,406,114	8,966,708	9,584,600	10,196,021	10,780,139
遺族共済年金 人員	157,518	168,131	178,529	188,830	199,139	208,903
金額	240,033,295	255,465,972	268,002,104	281,540,749	295,718,044	307,853,178
退職年金 人員	173,346	163,415	153,701	144,371	134,637	125,480
金額	466,247,626	439,341,644	409,399,422	383,049,917	356,736,078	330,983,407
減額退職年金 人員	71,492	69,714	67,787	65,793	63,597	61,421
金額	144,552,739	141,048,971	135,937,724	131,592,948	127,298,269	122,618,361
通算退職年金 人員	6,576	6,228	5,920	5,590	5,236	4,879
金額	5,392,834	5,114,130	4,803,920	4,534,685	4,251,873	3,944,972
障害年金 人員	5,132	4,916	4,730	4,483	4,268	4,052
金額	10,626,613	10,129,234	9,633,271	9,039,953	8,521,431	7,997,960
遺族年金 人員	67,742	65,055	62,486	59,852	57,209	54,502
金額	90,333,314	86,767,837	82,588,398	78,842,266	75,330,160	71,485,044
通算遺族年金 人員	476	457	446	425	402	382
金額	170,669	163,184	158,201	149,893	142,616	133,556
船員年金 人員	283	273	259	246	241	226
金額	720,659	690,549	648,898	614,616	603,764	564,100
公務災害給付 人員	41	40	37	34	31	28
金額	84,628	82,781	76,342	70,858	64,970	59,083

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第116表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《年金》						
新規裁定	1,756,304	1,657,352	1,595,261	1,384,035	1,394,496	1,343,564
退職共済年金	1,816,715	1,696,280	1,601,046	1,370,733	1,383,412	1,325,269
障害共済年金	1,127,714	1,084,161	1,127,915	1,095,920	1,110,725	1,110,578
遺族共済年金	1,510,059	1,519,850	1,498,803	1,475,360	1,469,057	1,454,091
退職年金	1,713,053	1,664,660	2,632,388	1,554,730	1,504,485	1,436,772
減額退職年金	970,485	968,007	1,614,568	988,563	918,867	1,282,386
通算退職年金	109,900	1,141,300	959,244	521,533	429,567	1,317,100
障害年金	2,129,214	2,146,287	2,340,914	2,012,421	1,896,640	1,541,775
遺族年金	994,188	965,771	1,286,332	820,981	878,222	1,023,433
通算遺族年金	0	52,800	519,800	0	0	0
船員年金	0	0	0	0	0	0
年度末現在	1,985,446	1,947,725	1,895,713	1,827,821	1,790,492	1,747,761
退職共済年金	2,003,242	1,947,700	1,883,807	1,779,145	1,733,845	1,684,260
障害共済年金	1,046,159	1,040,103	1,031,367	1,023,996	1,022,260	1,019,784
遺族共済年金	1,523,847	1,519,446	1,501,168	1,490,975	1,484,983	1,473,666
退職年金	2,689,694	2,688,503	2,663,609	2,653,233	2,649,614	2,637,738
減額退職年金	2,021,943	2,023,252	2,005,366	2,000,106	2,001,640	1,996,359
通算退職年金	820,078	821,151	811,473	811,214	812,046	808,562
障害年金	2,070,657	2,060,463	2,036,632	2,016,496	1,996,587	1,973,830
遺族年金	1,333,491	1,333,761	1,321,710	1,317,287	1,316,754	1,311,604
通算遺族年金	358,548	357,077	354,711	352,690	354,765	349,623
船員年金	2,546,500	2,529,484	2,505,397	2,498,438	2,505,243	2,496,019
公務災害給付	2,064,102	2,069,530	2,063,303	2,084,050	2,095,813	2,110,096
《一時金》						
退職一時金	962,929	1,060,571	923,395	1,218,512	804,954	989,507
障害一時金	3,186,750	2,657,550	2,353,867	2,889,600	2,435,100	1,647,300

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

第117表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
利 益	513,270,026	520,664,687	526,252,058	534,427,693	542,563,492	540,992,608
負 担 金 収 入	227,011,172	225,808,292	221,734,769	238,931,626	245,326,309	244,082,302
短 期 負 担 金 収 入	214,045,218	213,125,738	207,718,594	222,281,637	226,942,363	223,980,959
介 護 負 担 金 収 入	12,965,954	12,682,553	14,016,175	16,649,988	18,383,945	20,101,344
掛 金 収 入	235,028,722	233,947,241	228,730,887	246,021,285	251,725,622	251,080,266
短 期 掛 金 収 入	221,264,010	220,523,007	213,905,928	228,531,916	232,532,038	230,139,766
介 護 掛 金 収 入	13,764,712	13,424,233	14,824,959	17,489,369	19,193,584	20,940,501
移 換 金 収 入	—	—	104,058	—	—	—
雑 収 入	65	35	2,246	360	161	120
国 庫 補 助 金 収 入	247,161	155,841	189,766	200,623	—	—
交 付 金 収 入	790,863	543,000	545,309	500,000	500,000	500,000
支 払 準 備 金 戻 入	41,176,114	41,813,689	41,510,685	40,660,768	40,197,673	40,895,832
受 取 利 息	671,698	938,940	477,594	458,224	811,959	1,191,038
短 期 受 取 利 息	668,207	935,253	477,383	458,007	811,843	1,187,772
介 護 受 取 利 息	3,491	3,687	211	217	116	3,265
有 価 証 券 利 息	101,265	113,142	78,614	19,112	15,473	71,535
受 取 配 当 金	181,675	176,987	214,566	444,569	529,810	681,538
信 託 収 益	66	—	—	—	—	—
有 価 証 券 売 却 益	—	2,227	2,978,666	44,252	—	—
貸 付 金 利 息	—	—	—	0	17,529	—
償 還 差 益	395	5,140	280	115	—	183
還 付 金 収 入	35,709	8,930	5,455	136,828	78,087	29,015
賠 償 金 収 入	289,505	302,844	370,997	257,975	293,555	258,603
雑 益	102	186	2,254	478	774	320
前 期 損 益 修 正 益	290,380	255,035	399,915	293,447	322,979	469,311
当 期 損 失 金	7,445,136	16,593,158	28,905,995	6,458,031	2,743,561	1,732,545
当 期 短 期 損 失 金	7,212,271	16,228,581	27,884,014	5,465,120	1,400,510	1,579,581
当 期 介 護 損 失 金	232,865	364,577	1,021,982	992,912	1,343,051	152,964
損 失	513,270,026	520,664,687	526,252,058	534,427,693	542,563,492	540,992,608
短 期 給 付 金	248,593,557	247,090,393	241,168,009	238,600,474	242,903,715	237,234,943
保 健 給 付 金	224,161,556	222,586,635	216,472,147	214,552,696	219,343,179	215,356,168
直 営 保 健 給 付 金	4,786,476	4,645,286	4,448,006	4,396,658	4,068,859	2,311,769
連 合 会 直 営 保 健 給 付 金	5,935,311	5,662,870	5,333,373	4,546,771	4,365,223	4,071,238
休 業 給 付 金	6,867,996	7,774,387	8,015,117	8,296,767	8,503,662	8,570,584
災 害 給 付 金	133,777	116,678	131,641	366,003	209,866	107,809
附 加 給 付 金	6,708,440	6,304,537	6,767,725	6,441,580	6,412,926	6,817,375
老 人 保 健 抛 出 金	142,603,990	141,189,891	141,487,856	117,733,468	106,671,975	100,270,844
退 職 者 給 付 抛 出 金	48,820,847	55,903,589	69,766,322	72,105,903	77,167,199	87,363,769
特 別 抛 出 金	110,780	—	—	—	—	—
介 護 納 付 金	26,694,530	26,239,380	29,757,731	34,784,751	38,647,885	38,828,115
一 部 負 担 金 返 還 金	11,276	11,890	18,457	16,721	18,423	18,063
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,277,303	1,961,828	2,778,143	2,568,844	2,452,853	2,519,767
委 託 託 費 金	253,886	189,701	137,603	105,832	205,194	202,271
移 換	—	—	104,058	—	—	—
雑 費 金	3,450	20	1	1	1,793	—
業 務 経 理 へ 繰 入 金	111,271	113,609	112,580	110,557	157,105	196,534
支 払 準 備 金 繰 却 損	41,813,689	41,510,685	40,660,768	40,197,673	40,895,832	39,962,129
有 価 証 券 売 却 損	31,172	14,192	2,002	—	—	13
前 当 期 損 益 修 正 損	85,182	59,468	71,330	81,026	83,705	73,131
当 期 利 益 金	1,856,325	6,380,040	182,347	28,099,514	33,342,922	34,322,972
当 期 短 期 利 益 金	1,591,121	6,124,504	76,728	27,751,752	33,068,554	31,949,497
当 期 介 護 利 益 金	265,204	255,536	105,618	347,762	274,368	2,373,475
支 払 利 息	—	—	4,679	22,717	13,866	—
償 還 差 損	—	—	—	210	—	—
雑 損	2,769	—	173	—	1,025	57

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」



第118表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
利 益	2,111,697,745 (540,035,247)	2,095,566,790 (532,648,328)	2,106,412,327 (518,652,928)	2,123,384,057 (491,788,754)	2,184,463,900 (470,214,351)	2,152,057,167 (456,949,191)
負担金収入	1,188,682,918	1,177,559,190	1,174,389,156	1,156,354,236	1,145,134,634	1,136,788,403
掛金収入	511,292,018	505,336,108	510,656,402	509,820,585	512,913,254	515,619,171
基礎年金交付金収入	199,347,277	193,492,342	183,281,330	172,862,456	164,015,495	155,206,272
制度間調整交付金収入	.	.	.	.	.	.
財政調整拠出金収入	.	.	.	70,828,444	117,242,604	80,781,197
退職一時金等返還金収入	1,277,509	1,429,125	1,627,831	1,960,033	2,071,514	2,289,641
移換金収入	11,738	0	1,715	2,734	1,851	4,844
雑収入	12,549	430,089	2,574	7,428	19,234	87,325
受取利息	123,606,681	119,916,875	106,748,204	94,439,040	84,329,499	89,574,570
有価証券利息	48,736,480	40,368,406	775,322	—	—	—
受取配当金	336,753	289,300	267,708	—	—	—
信託収益	6,499,312	18,856,534	94,866,321	93,739,753	138,383,038	147,624,218
賃貸料	26,628,748	25,667,505	25,390,438	21,174,811	13,929,801	13,683,838
生命保険資産収益	—	—	—	—	—	—
有価証券売却益	1,814,114	10,066,271	1,530	—	—	—
償還差益	112,384	111,725	—	—	—	—
前期損益修正益	680,516	457,580	698,538	601,262	778,018	614,500
固定資産売却益	2,658,747	1,585,738	7,705,259	1,593,276	5,644,957	9,783,188
損 失	2,111,697,745	2,095,566,790	2,106,412,327	2,123,384,057	2,184,463,900	2,152,057,167
長期給付金	1,686,719,980	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291	1,668,638,136
退職給付	1,360,977,816	1,348,732,705	1,340,307,405	1,324,343,395	1,306,222,091	1,297,114,283
障害給付	13,240,298	13,166,749	13,065,483	12,883,946	12,670,075	12,520,551
遺族給付	311,688,018	322,533,464	330,803,364	339,940,228	349,713,255	358,370,625
公務災害給付	87,404	83,253	79,235	72,451	67,260	61,863
船員給付	726,444	691,826	659,234	620,178	607,610	570,813
移換金	.	1,918,634	—	—	—	—
保険料	51,216	41,320	39,520	29,255	15,788	1,867
負担金	2,963,916	2,873,991	2,287,815	3,502,664	1,788,556	1,726,807
消費税	235,878	2,339,427	2,274,905	3,147,805	29,974	31,981
基礎年金拠出金	360,812,526	371,894,300	389,812,028	419,212,517	420,135,234	420,968,405
制度間調整拠出金	.	.	.	.	.	.
年金保険者拠出金	2,527,342	2,248,983	3,960,593	2,789,738	3,079,355	3,108,611
信託運用損	2,218,645	3,165,301	2,747,643	4,445,064	33,677,771	24,391
未収給付金償却額	.	.	.	53,002	35,036	44,772
雑費	186,650	92,000	128,388	63,194	98,433	96,918
業務経理へ繰入	1,064,302	1,067,037	1,140,766	1,790,542	1,707,595	1,574,156
前期損益修正損	2,548	21,332	25,143	893,604	19,514	44,412
当期利益金	54,914,742	24,678,469	19,080,805	9,595,776	54,596,354	55,795,757
固定資産売却損	.	.	.	698	—	953
有価証券売却損	—	18,000	—	—	—	—
年度末現在長期給付積立金	8,649,999,281	8,674,677,750	8,693,758,555	8,703,354,331	9,757,950,685	8,813,746,442

(注) ( ) 内は、追加費用の再掲である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

第119表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
利益	4,864,612	4,880,228	5,100,188	4,963,572	5,015,768	5,130,610
負担金収入	3,533,180	3,542,146	3,759,158	3,018,011	3,034,022	3,273,222
移換金	—	—	1,245	—	—	—
雑収入	38,537	38,455	42,345	44,007	54,014	60,448
短期経理より受入	111,271	113,609	112,236	110,557	157,105	196,534
長期経理より受入	1,064,302	1,067,037	1,140,766	1,790,542	1,707,595	1,574,156
受取利息	211	56	23	18	312	914
雑益	—	15	—	1	1	1
前期損益修正益	27	2,684	822	213	133	41
当期損失金	117,085	116,226	43,592	223	62,585	25,295
損失	4,864,612	4,880,228	5,100,188	4,963,572	5,015,768	5,130,610
職員給与	1,571,267	1,527,784	1,517,677	1,531,966	1,545,264	1,544,934
厚生費	9,228	8,864	8,189	7,544	7,223	7,066
旅費	55,267	54,903	56,921	52,838	49,177	46,332
事務費	1,776,699	1,759,383	1,775,408	1,754,172	1,621,381	1,644,967
その他	1,313,171	1,392,282	1,615,061	1,503,563	1,517,289	1,434,338
前期損益修正損	386	472	624	343	299	514
当期利益金	138,594	136,541	126,307	113,146	275,135	452,459

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第120表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
利 益	22,995,963	23,563,657	21,660,471	22,830,660	26,687,132	44,209,417
負 担 金 収 入	7,042,398	6,961,939	6,665,039	6,633,142	6,632,292	6,588,483
掛 金 収 入	7,364,532	7,286,218	6,953,241	6,889,752	6,837,964	3,819,854
移 換 金 収 入	—	—	96,897	—	—	—
施 設 収 入	569,621	537,110	511,113	458,230	416,716	389,722
受 託 業 務 手 数 料 収 入	・	・	・	183,054	1,966,245	1,693,830
国 庫 補 助 金 収 入	248,204	135,137	130,637	132,939	113,106	112,176
交 付 金 収 入	454,722	388,263	389,095	430,765	409,512	379,564
独 立 行 政 法 人 補 助 金 収 入	・	・	・	1,419,998	1,309,465	1,427,558
繰 入 金 受 入	6,932,170	7,311,565	6,536,927	6,511,035	7,006,802	6,717,739
受 取 利 息 等	44,378	126,889	125,947	137,543	148,158	173,053
そ の 他	8,952	10,635	9,643	7,348	5,808	19,656
前 期 損 益 修 正 益	2,057	3,082	4,525	7,870	4,998	3,740
固 定 資 産 売 却 益	361	16,478	1,340	593	1,796,290	17,898,462
当 期 損 失 金	328,567	786,340	236,066	18,392	39,777	1,985,581
損 失	22,995,963	23,563,657	21,660,471	22,830,660	26,687,132	44,209,417
職 員 給 与	444,659	458,347	445,855	442,526	432,499	433,693
厚 生 費	8,475,328	9,422,525	9,536,705	10,754,584	10,744,551	11,084,957
旅 費	47,375	45,641	41,187	37,850	34,611	32,577
事 務 費	66,019	63,820	57,272	56,168	50,441	47,640
移 換 金	・	・	38,781	—	—	—
連 合 会 繰 入 金	5,927,473	5,863,950	4,718,834	4,685,537	4,677,590	4,652,845
他 経 理 へ の 繰 入	6,357,926	6,281,847	5,085,524	4,807,599	4,784,586	4,688,808
他 経 理 へ 相 互 繰 入	・	61,794	—	—	2,048,625	1,634,512
そ の 他	946,337	890,642	904,405	814,940	824,630	778,125
前 期 損 益 修 正 損	17,088	12,157	6,390	4,809	7,267	22,067
固 定 資 産 売 却 損	・	550	750	—	—	205
固 定 資 産 除 却 損	121,511	14,886	9,286	71,002	4,400	128,300
医 療 経 理 へ 特 別 繰 入	・	・	・	・	27,000	13,217,486
当 期 利 益 金	592,246	447,498	815,483	1,155,643	3,050,934	7,488,202

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人 員	4,600	4,134	3,648	3,255	2,832	2,469	2,140
金 額	5,432,309	4,904,621	4,352,335	3,906,136	3,441,938	3,031,920	2,651,312
1人当金額	1,181	1,186	1,193	1,200	1,215	1,228	1,239
退 職 年 金 人 員	355	286	222	171	121	85	69
金 額	420,315	338,488	262,805	201,882	142,472	99,844	81,412
1人当金額	1,184	1,184	1,184	1,181	1,177	1,175	1,180
障 害 年 金 人 員	5	5	5	5	4	2	2
金 額	1,797	1,797	1,798	1,798	1,773	1,248	1,248
1人当金額	359	359	360	360	443	624	624
遺 族 年 金 人 員	3,412	3,071	2,703	2,410	2,087	1,814	1,550
金 額	3,187,071	2,865,879	2,514,535	2,239,538	1,936,970	1,679,633	1,430,851
1人当金額	934	933	930	929	928	926	923
公 務 傷 病 年 金 人 員	177	166	154	143	139	131	119
金 額	612,968	574,607	531,442	495,280	479,141	452,293	408,474
1人当金額	3,463	3,461	3,451	3,463	3,447	3,453	3,433
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	155	155	154	153	148	140	139
金 額	240,502	240,994	239,434	237,929	230,077	217,601	217,295
1人当金額	1,552	1,555	1,555	1,555	1,555	1,554	1,563
殉 職 年 金 人 員	496	451	410	373	333	297	261
金 額	969,656	882,856	802,321	729,709	651,505	581,301	512,032
1人当金額	1,955	1,958	1,957	1,956	1,956	1,957	1,962

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料: 国家公務員共済組合連合会調べ

第122表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

(単位 %) )

区 分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
<b>国家公務員共済組合</b>						
衆議院	30.10	30.10	60.20	75.125	75.425	発生額 負担方式
参議院	30.55	30.55	61.10			
内閣	37.04	37.04	74.08			
総務省	37.42	37.42	74.84			
法務省	36.72	36.72	73.44			
外務省(本土)	35.31	35.31	70.62			
(在外)	21.39	21.39	42.78			
財務省	36.13	36.13	72.26			
文部科学省	33.67	33.67	67.34			
厚生労働省	35.63	35.63	71.26			
農林水産省	39.67	39.67	79.34			
経済産業省	31.84	31.84	63.68			
国土交通省	37.87	37.87	75.74			
裁判所	34.70	34.70	69.40			
会計検査院	29.56	29.56	59.12			
防衛省(自衛官)	33.54	33.54	67.08			
(文官)	40.32	40.32	80.64			
刑務	40.64	40.64	81.28			
厚生労働省第二	35.15	35.15	70.30			
社会保険職員	34.32	34.32	68.64			
林野庁	39.58	39.58	79.16			
日本郵政	40.03	40.03	80.06			
連合会職員	30.74	30.74	61.48			
<b>地方公務員共済組合</b>						
地方職員	49.97	49.97	99.94	92.5000	92.5000	
	(39.97)	(39.97)	(79.94)			
公立学校	42.76	42.76	85.52			
	(34.21)	(34.21)	(68.42)			
警察	52.16	52.16	104.32			
	(41.73)	(41.73)	(83.46)			
東京都職員	53.1875	53.1875	106.375			
	(42.55)	(42.55)	(85.10)			
指定都市職員	49.6625~61.43125	49.6625~61.43125	99.325~122.8625			
	(39.73~49.145)	(39.73~49.145)	(79.46~98.29)			
都市職員	50.325~62.28	50.325~62.28	100.650~124.55			
	(40.26~49.82)	(40.26~49.82)	(80.52~99.64)			
市町村職員	43.975~63.65	43.975~63.65	87.95~127.30			
	(35.18~50.92)	(35.18~50.92)	(70.36~101.84)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る)、札幌市職員共済組合及び大阪市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、( ) 書は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合は平成20年9月1日現在、地方公務員共済組合は平成20年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

## 8 地方公務員等共済組合

第123表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						
		合 計	短期長期	短期	長 期	任意継続		継続長期
						特例継続(再掲)		
平成13年度(2001)	84	3,263,578	2,831,909	2	374,842	0	56,495	330
14 (2002)	83	3,238,417	2,794,869	0	384,266	0	57,753	1,529
15 (2003)	79	3,214,447	2,787,256	0	362,413	0	63,138	1,640
16 (2004)	73	3,178,816	2,800,276	0	309,193	0	67,881	1,466
17 (2005)	69	3,136,561	2,777,178	0	290,963	0	67,153	1,267
18 (2006)	68	3,097,055	2,752,450	0	281,754	0	61,678	1,173
平成18年度								
地方職員共済組合	1	343,873	325,922	—	11,813	—	5,856	282
公立学校共済組合	1	1,011,682	987,908	—	—	—	23,762	12
警察共済組合	1	291,650	288,055	—	—	—	3,493	102
東京都職員共済組合	1	135,894	133,523	—	—	—	2,003	368
指定都市職員共済組合	10	189,293	15,176	—	173,237	—	574	306
市町村職員共済組合	47	1,054,120	973,877	—	54,762	—	25,393	88
都市職員共済組合	7	70,543	27,989	—	41,942	—	597	15

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみに転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続(再掲)	組合員1人当り		平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
		被扶養者数	任意継続						
3,599,172	44,737	1.25	0.79	368,639	370,342	466,000	361,115	333,076	387,403
3,513,980	46,018	1.23	0.80	364,899	366,581	0	357,232	333,778	392,383
3,486,868	50,711	1.22	0.80	361,942	363,838	0	353,039	328,517	393,099
3,471,466	55,370	1.21	0.82	362,784	365,120	0	350,502	321,545	401,405
3,406,880	55,306	1.20	0.82	362,746	365,014	0	350,406	321,704	399,402
3,317,656	50,800	1.18	0.82	359,831	361,835	0	348,948	319,310	401,814
435,993	4,753	1.31	0.81	356,424	357,805	—	339,939	310,516	404,330
1,058,363	17,479	1.05	0.74	390,998	392,377	—	—	333,666	388,417
422,293	3,509	1.45	1.00	346,629	346,995	—	—	315,034	395,206
130,987	1,155	0.97	0.58	353,559	354,159	—	—	308,318	381,927
19,564	516	1.24	0.90	349,776	350,748	—	349,737	291,458	433,108
1,216,512	22,925	1.22	0.90	338,544	338,356	—	355,112	309,860	378,000
33,944	462	1.19	0.77	341,192	343,029	—	340,179	324,791	399,333

みの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等

第124表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 60,293,831 金額 666,305,003	61,034,904 655,314,554	61,305,305 634,850,079	61,553,518 630,421,794	64,630,700 654,045,267	64,131,483 639,379,362
組 合 員 分	件数 28,529,263 金額 344,788,615	28,920,482 340,049,772	28,873,298 308,044,346	28,987,666 299,048,979	30,308,574 310,197,679	30,302,402 302,192,036
療 養 の 給 付	件数 21,435,718 日数 42,226,685 金額 285,698,838	21,361,302 41,206,388 277,823,032	21,059,620 39,645,628 246,134,540	20,927,150 38,602,353 236,490,063	21,547,056 39,148,979 242,689,754	21,492,600 37,763,570 235,890,742
入院時食事・生活療養の給付	件数 283,244 回数 2,946,597 金額 4,108,300	272,667 2,826,071 3,922,653	264,232 2,626,409 3,690,589	256,272 2,516,571 3,557,055	251,411 2,423,912 3,433,240	250,113 5,476,725 2,622,059
訪問看護療養の給付	件数 1,085 日数 8,748 金額 63,989	1,308 14,362 73,642	1,182 8,998 59,539	1,327 10,283 67,946	1,480 11,802 79,552	1,576 12,583 82,780
療 養 費	件数 822,483 金額 4,907,828	845,219 4,970,078	883,789 4,548,575	901,523 4,505,693	960,761 4,738,528	1,023,566 4,988,265
入院時食事・生活療養費	件数 27 回数 339 金額 94	4 28 △ 82	15 205 △ 116	18 140 △ 444	9 89 52	132 981 1,458
薬 剤 支 給	件数 6,227,986 金額 34,536,855	6,671,183 37,891,113	6,887,785 38,588,242	7,117,530 39,773,070	7,759,978 44,850,362	7,744,303 44,532,182
移 送 費	件数 29 金額 1,656	33 4,223	36 2,453	27 2,482	21 898	24 1,012
出 産 費	件数 38,384 金額 13,680,978	37,996 13,633,840	37,496 13,343,291	36,769 13,018,622	35,917 12,750,832	37,181 13,070,161
埋 葬 料	件数 3,578 金額 1,790,077	3,441 1,731,273	3,390 1,677,233	3,340 1,634,492	3,361 1,654,461	3,152 1,003,377
被 扶 養 者 分	件数 31,764,568 金額 321,516,388	32,114,422 315,264,782	32,432,007 326,805,733	32,565,852 331,372,815	34,322,126 343,847,588	33,829,081 337,187,326
療 養 の 給 付	件数 23,523,095 日数 46,620,454 金額 242,930,280	23,405,337 45,242,000 237,029,189	23,337,941 44,312,471 232,596,201	23,190,593 43,793,441 231,460,978	24,155,683 44,851,586 238,676,047	23,609,882 42,747,031 234,718,088
入院時食事・生活療養の給付	件数 311,021 回数 3,542,967 金額 4,847,239	256,183 2,870,938 3,955,472	292,635 3,207,685 4,419,443	283,558 3,115,448 4,318,985	279,124 3,022,176 4,218,948	275,597 7,182,154 3,332,732
訪問看護療養の給付	件数 4,375 日数 27,294 金額 181,559	4,667 30,140 196,915	5,582 35,664 227,411	6,315 40,017 262,283	6,937 42,935 287,357	7,332 45,462 314,921
高 額 療 養 の 給 付	件数 108,886 金額 9,713,527	117,615 9,374,600	106,948 12,253,701	109,217 12,976,812	111,103 13,088,220	108,573 12,400,250



療 養 費	件数	592,949	589,516	628,500	653,889	714,909	733,892
	金額	3,270,066	3,289,406	3,504,886	3,629,733	3,896,521	4,040,268
入院時食事・生活療養費	件数	76	46	101	106	429	101
	回数	669	326	843	901	3,905	1,193
	金額	514	479	1,010	1,008	5,282	772
高 額 療 養 費	件数	186,760	168,877	214,588	235,442	242,147	240,800
	金額	12,213,710	11,155,976	19,403,812	22,281,759	22,717,356	22,604,553
薬 剤 支 給	件数	7,589,276	8,062,057	8,407,434	8,663,169	9,394,076	9,427,043
	金額	30,490,419	32,921,415	37,355,054	39,663,668	44,568,336	44,567,193
移 送 費	件数	29	32	38	46	36	43
	金額	1,388	847	1,356	7,063	1,467	4,521
家 族 出 産 費	件数	39,655	37,658	37,829	36,777	35,280	36,182
	金額	12,292,873	11,782,485	11,735,719	11,392,370	10,930,474	11,772,031
家 族 埋 葬 料	件数	15,189	15,155	14,683	15,063	15,205	14,707
	金額	5,574,813	5,557,998	5,307,140	5,378,156	5,457,580	3,431,997

- (注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。  
 2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。  
 3 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	
合 計	件数	451,957	453,210	465,657	466,171	463,715	475,132
	日数	9,186,014	8,351,793	8,316,128	8,501,219	8,496,768	8,661,947
	金額	50,988,777	55,591,969	56,772,655	57,283,675	57,100,236	58,297,810
傷 病 手 当 金	件数	27,562	27,985	31,436	33,911	36,697	41,490
	日数	576,357	567,038	629,843	686,080	738,425	838,853
	金額	6,510,798	6,624,696	7,220,263	7,912,942	8,553,593	9,781,549
出 産 手 当 金	件数	1,277	1,236	1,166	1,428	1,248	1,511
	日数	56,114	53,863	48,911	47,095	51,040	52,534
	金額	506,740	484,858	441,002	432,120	468,327	481,986
休 業 手 当 金	件数	1,567	1,149	1,648	1,191	1,060	953
	日数	26,033	18,008	27,910	18,515	16,460	14,841
	金額	254,108	193,115	257,542	206,565	250,367	162,902
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数	373,914	377,602	383,531	381,174	377,505	382,855
	日数	3,898,854	7,591,443	7,490,144	7,630,500	7,566,931	7,637,065
	金額	35,588,900	36,443,999	36,308,936	36,020,969	35,429,835	35,586,413
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数	39,681	37,506	40,056	40,850	38,996	40,406
	金額	7,089,824	10,802,946	11,498,186	11,691,836	11,484,702	11,448,618
介 護 休 業 手 当 金	件数	7,956	7,732	7,820	7,617	8,209	7,917
	日数	128,656	121,441	119,320	119,029	123,912	118,654
	金額	1,038,407	1,042,355	1,046,726	1,019,244	913,413	836,342

第3部 社会保障関係統計資料編

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	670	769	954	3,932	1,448	658
金額	503,039	555,790	621,038	2,061,796	942,128	469,523
弔 慰 金 件数	49	44	41	38	57	36
金額	23,284	20,618	18,454	17,780	26,319	17,451
家 族 弔 慰 金 件数	70	67	68	54	54	40
金額	21,655	24,073	23,566	18,998	19,812	14,613
災 害 見 舞 金 件数	551	658	845	3,840	1,337	582
金額	458,100	511,098	579,018	2,025,017	895,998	437,460

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	5,121,304	2,141,728	1,609,243	1,276,399	1,106,677	918,765
金額	39,734,141	29,867,605	31,329,177	29,676,451	27,597,429	26,645,699
家 族 療 養 費 件数	2,548,773	964,359	543,661	388,176	332,637	269,441
金額	16,251,281	10,808,289	10,302,742	8,955,384	8,429,033	8,068,626
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	602	468	355	254	179	151
金額	7,681	5,808	3,535	2,615	1,440	891
出 産 費 件数	33,584	33,079	32,726	32,038	31,089	32,145
金額	870,675	859,845	863,435	846,910	822,885	1,028,633
家 族 出 産 費 件数	34,724	33,052	32,984	32,112	30,765	31,571
金額	977,879	932,943	934,382	914,951	878,684	1,142,976
埋 葬 料 件数	2,199	2,168	2,161	2,043	2,145	2,086
金額	146,883	141,396	137,534	131,871	131,915	129,766
家 族 埋 葬 料 件数	10,437	10,386	10,169	10,345	10,323	10,995
金額	422,512	428,091	416,458	421,387	428,680	463,556
傷 病 手 当 金 件数	3,755	3,816	4,274	4,551	5,000	5,483
金額	775,653	761,702	857,404	947,004	1,044,748	1,153,141
弔 慰 金 件数	1	—	—	—	—	—
金額	959	—	—	—	—	—
家 族 弔 慰 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
災 害 見 舞 金 件数	741	807	1,130	4,991	1,623	743
金額	326,356	344,081	416,988	1,544,112	626,479	304,674
入 院 附 加 金 件数	144,268	138,686	131,336	125,229	111,326	108,704
金額	928,475	877,810	819,130	782,613	671,700	648,961
結 婚 手 当 金 件数	44,574	41,954	41,878	41,118	39,292	39,624
金額	2,493,140	2,363,955	2,390,055	2,342,610	2,328,755	2,366,715
一 部 負 担 金 の 額 等 の 払 戻 し 件数	2,297,646	912,953	808,569	635,542	542,298	417,822
金額	16,532,649	12,343,684	14,187,513	12,786,994	12,233,109	11,337,760

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第125表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
組 合 員 分						
件数	21,435,718	21,361,302	21,059,620	20,927,150	21,547,056	21,492,600
日数	42,226,685	41,206,388	39,645,628	38,602,353	39,148,979	37,763,570
金額	285,698,838	277,823,031	246,134,539	236,490,063	242,689,754	235,890,742
一 般 診 療						
件数	17,493,396	17,377,375	17,060,715	16,888,798	17,740,137	17,330,834
日数	32,752,435	31,721,791	30,328,092	29,369,036	29,988,607	28,747,386
金額	239,348,517	231,847,565	205,803,605	198,078,651	204,595,681	199,067,721
入 院						
件数	305,338	296,817	291,472	283,959	278,589	276,701
日数	3,421,859	3,237,881	3,067,137	2,950,764	2,825,436	2,726,542
金額	84,332,364	81,755,469	71,883,362	69,200,745	69,260,441	69,081,840
外 来						
件数	17,188,058	17,080,558	16,769,243	16,604,839	17,461,548	17,054,133
日数	29,330,576	28,483,910	27,260,955	26,418,272	27,163,171	26,020,844
金額	155,016,153	150,092,096	133,920,243	128,877,906	135,335,240	129,985,881
歯 科 診 療						
件数	3,942,322	3,983,927	3,998,905	4,038,352	3,806,919	4,161,766
日数	9,474,250	9,484,597	9,317,536	9,233,317	9,160,372	9,016,184
金額	46,350,321	45,975,466	40,330,934	38,411,412	38,094,073	36,823,021
被 扶 養 者 分						
件数	23,523,095	23,405,337	23,337,941	23,190,593	24,155,683	23,609,882
日数	46,620,454	45,242,000	44,312,471	43,793,441	44,851,586	42,747,031
金額	242,930,280	237,029,188	232,596,201	231,460,978	238,676,047	234,718,088
一 般 診 療						
件数	19,495,860	19,382,181	19,318,702	19,079,323	19,997,767	19,484,173
日数	37,937,699	36,694,178	35,926,184	35,316,882	35,912,049	34,635,311
金額	210,272,772	204,917,925	200,833,861	199,172,119	206,636,190	203,697,604
入 院						
件数	347,002	332,916	329,701	318,802	312,069	310,088
日数	4,105,090	3,862,753	3,732,278	3,625,712	3,513,730	3,422,772
金額	83,005,893	80,575,040	73,803,099	72,498,770	73,137,775	74,818,964
外 来						
件数	19,148,858	19,049,265	18,989,001	18,760,521	19,685,698	19,174,085
日数	33,832,609	32,831,425	32,193,906	31,691,170	32,398,319	31,212,539
金額	127,266,879	124,342,885	127,030,762	126,673,349	133,498,415	128,878,640
歯 科 診 療						
件数	4,027,235	4,023,156	4,019,239	4,111,270	4,157,916	4,125,709
日数	8,682,755	8,547,822	8,386,287	8,476,559	8,939,537	8,111,720
金額	32,657,508	32,111,263	31,762,340	32,288,859	32,039,857	31,020,484

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第126表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分			平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>《組合員分》</b>								
診 療 費	1000人当件数		7,421.48	7,488.50	7,388.54	7,296.56	7,575.62	7,637.57
	1件当日数		1.97	1.93	1.88	1.84	1.82	1.76
	1件当金額		13,328	13,006	11,688	11,301	11,263	10,975
一 般 診 療	1人当金額		98,915	97,395	86,354	82,456	85,326	83,826
	1000人当件数		6,056.57	6,091.88	5,985.56	5,888.53	6,237.16	6,158.65
	1件当日数		1.87	1.83	1.78	1.74	1.69	1.66
入 院	1件当金額		13,682	13,342	12,063	11,728	11,533	11,486
	1人当金額		82,867	81,277	72,204	69,063	71,933	70,740
	1000人当件数		105.71	104.05	102.26	99.01	97.95	98.33
入 院 外	1件当日数		11.21	10.91	10.52	10.39	10.14	9.85
	1件当金額		276,193	275,441	246,622	243,700	248,612	249,662
	1人当金額		29,198	28,661	25,219	24,128	24,351	24,549
入 院 外	1000人当件数		5,950.86	5,987.82	5,883.30	5,789.52	6,139.22	6,060.33
	1件当日数		1.71	1.67	1.63	1.59	1.56	1.53
	1件当金額		9,019	8,787	7,986	7,761	7,750	7,622
歯 科 診 療	1人当金額		53,670	52,617	46,984	44,935	47,582	46,192
	1000人当件数		1,364.91	1,396.62	1,402.97	1,408.03	1,338.46	1,478.92
	1件当日数		2.40	2.38	2.33	2.29	2.41	2.17
出 産 費	1件当金額		11,757	11,540	10,085	9,512	10,007	8,848
	1人当金額		16,047	16,117	14,150	13,393	13,393	13,085
	1000人当件数		13.29	13.32	13.16	12.82	12.63	13.21
埋 葬 料	1000人当件数		1.24	1.21	1.19	1.16	1.18	1.12
<b>《被扶養者分》</b>								
診 療 費	1000人当件数		8,144.17	8,205.06	8,187.86	8,085.74	8,492.77	8,389.97
	1件当日数		1.98	1.93	1.90	1.89	1.86	1.81
	1件当金額		10,327	10,127	9,966	9,981	9,881	9,942
一 般 診 療	1人当金額		84,107	83,094	81,604	80,702	83,915	83,409
	1000人当件数		6,749.86	6,794.69	6,777.75	6,652.29	7,030.91	6,923.86
	1件当日数		1.95	1.89	1.86	1.85	1.80	1.78
入 院	1件当金額		10,786	10,572	10,396	10,439	10,333	10,455
	1人当金額		72,801	71,837	70,460	69,444	72,650	72,386
	1000人当件数		120.14	116.71	115.67	111.16	109.72	110.19
入 院 外	1件当日数		11.83	11.60	11.32	11.37	11.26	11.04
	1件当金額		239,209	242,028	223,849	227,410	234,364	241,283
	1人当金額		28,738	28,247	25,893	25,278	25,714	26,588
入 院 外	1000人当件数		6,629.72	6,677.98	6,662.08	6,541.13	6,921.19	6,813.67
	1件当日数		1.77	1.72	1.70	1.69	1.65	1.63
	1件当金額		6,646	6,527	6,690	6,752	6,781	6,722
歯 科 診 療	1人当金額		44,062	43,590	44,567	44,167	46,936	45,798
	1000人当件数		1,394.31	1,410.37	1,410.11	1,433.45	1,461.86	1,466.10
	1件当日数		2.16	2.12	2.09	2.06	2.15	1.97
家 族 出 産 費	1件当金額		8,109	7,982	7,903	7,854	7,706	7,519
	1人当金額		1,130	11,257	11,143	11,258	11,265	11,023
	1000人当件数		13.73	13.20	13.27	12.82	12.40	12.86
埋 葬 料	1000人当件数		5.26	5.31	5.15	5.25	5.35	5.23

## (ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 1000人当件数	156.48	158.88	163.37	162.54	163.04	168.84
1件当日数	20.32	18.43	17.86	18.24	18.32	18.23
1日当金額	5,551	6,656	6,827	6,738	6,720	6,730
傷病手当金 1000人当件数	9.54	9.81	11.03	11.82	12.90	14.74
1件当日数	20.91	20.26	20.04	20.23	20.12	20.22
1日当金額	11,296	11,683	11,464	11,534	11,584	11,661
出産手当金 1000人当件数	0.44	0.43	0.41	0.50	0.44	0.54
1件当日数	43.94	43.58	41.95	32.98	40.90	34.77
1日当金額	9,031	9,002	9,016	9,176	9,176	9,175
休業手当金 1000人当件数	0.54	0.40	0.58	0.42	0.37	0.34
1件当日数	16.61	15.67	16.94	15.55	15.53	15.57
1日当金額	9,761	10,724	9,228	11,157	15,211	10,976
育児休業手当金 1000人当件数	129.46	132.37	134.56	132.90	132.73	136.05
(休業中支給分) 1件当日数	10.43	20.10	19.53	20.02	20.04	19.95
1日当金額	9,128	4,801	4,848	4,721	4,682	4,660
育児休業手当金 1000人当件数	13.74	13.15	14.05	14.24	13.71	14.36
(復職後支給分) 1件当金額	178,670	288,032	287,053	286,214	294,510	283,340
介護休業手当金 1000人当件数	2.75	2.71	2.74	2.66	2.89	2.81
1件当日数	16.17	15.71	15.26	15.63	15.09	14.99
1日当金額	8,071	8,583	8,772	8,563	7,371	7,049

## (iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 1000人当件数	0.23	0.27	0.33	1.37	0.51	0.23
1件当金額	750,804	722,744	650,983	524,363	650,641	713,561
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01
1件当金額	475,184	468,591	450,098	467,895	461,737	484,750
家族弔慰金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01
1件当金額	309,357	359,299	346,559	351,815	366,889	365,325
災害見舞金 1000人当件数	0.19	0.23	0.30	1.34	0.47	0.21
1件当金額	831,397	776,745	685,228	527,348	670,156	751,649

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第127表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	11,747,188	12,097,442	12,444,073	12,805,235	13,142,042	13,426,521
金額	4,200,502,305	4,229,753,049	4,261,827,839	4,278,281,774	4,291,509,153	4,314,901,458
退職共済年金 件数	5,506,236	5,912,032	6,320,211	6,743,784	7,152,252	7,504,276
金額	1,962,833,494	2,037,717,082	2,133,550,013	2,207,015,957	2,271,735,484	2,352,259,555
障害共済年金 件数	55,935	61,670	67,313	73,661	80,401	87,481
金額	10,927,633	11,910,210	13,106,156	14,414,427	15,726,466	16,865,851
遺族共済年金 件数	1,858,165	1,983,524	2,109,854	2,234,656	2,355,276	2,477,266
金額	485,744,663	518,811,967	548,102,238	577,504,202	608,664,122	637,626,391
退職年金 件数	3,158,188	3,015,118	2,867,197	2,718,178	2,567,102	2,416,653
金額	1,476,650,377	1,407,188,512	1,324,765,986	1,248,087,182	1,174,697,151	1,098,661,439
減額退職年金 件数	129,987	127,851	125,333	122,842	120,085	117,145
金額	41,409,016	40,477,429	39,150,084	38,003,694	36,867,727	35,627,237
通算退職年金 件数	196,271	187,439	177,530	168,462	158,132	148,486
金額	25,731,152	24,438,676	22,943,104	21,556,360	20,200,003	18,751,720
退職一時金 件数	1	—	1	1	—	—
金額	14	—	21	△ 148	△ 75	△ 100
脱退一時金 件数	15	18	25	29	20	23
金額	61,339	92,996	128,808	121,536	104,308	117,128
返還一時金 件数	77	55	84	73	61	52
金額	159,392	75,804	123,273	124,290	91,996	87,514
障害年金 件数	68,731	65,347	62,097	58,986	55,912	53,035
金額	26,285,506	24,786,049	23,261,889	21,852,585	20,592,040	19,294,922
障害一時金 件数	11	8	18	16	14	18
金額	24,046	19,854	49,846	44,468	35,588	46,411
遺族年金 件数	760,458	731,827	702,431	673,190	642,097	612,040
金額	169,832,273	163,434,406	155,896,612	148,851,778	142,128,068	134,934,941
通算遺族年金 件数	13,064	12,509	11,939	11,319	10,654	10,009
金額	772,910	731,576	698,067	654,328	615,079	572,249
特例死亡一時金 件数	15	14	6	5	5	10
金額	29,704	38,997	20,774	18,183	13,117	20,309
死亡一時金 件数	12	9	8	12	11	9
金額	14,110	8,805	5,348	6,220	16,398	14,616
短期在留脱退一時金 件数	22	21	26	21	20	18
金額	26,676	20,685	25,620	26,711	21,681	21,276

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第128表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

## (i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	107,563	104,651	112,198	114,084	103,846	111,300
金額	202,920,673	186,375,686	195,651,091	182,283,009	165,440,622	173,693,351
退職共済年金 人員	77,181	73,625	79,695	81,112	69,134	77,122
金額	154,805,585	137,408,505	144,856,935	130,790,161	111,108,627	120,510,661
障害共済年金 人員	1,758	1,977	2,191	2,388	2,365	2,429
金額	2,126,182	2,432,535	2,634,244	2,928,878	2,881,809	2,939,850
遺族共済年金 人員	28,378	28,897	30,163	30,435	32,234	31,653
金額	45,625,434	46,299,202	47,944,867	48,336,850	51,272,060	50,120,758
退職年金 人員	92	67	69	67	56	30
金額	241,506	167,925	155,853	156,179	128,586	70,107
減額退職年金 人員	18	7	9	8	2	2
金額	28,229	9,938	13,013	11,049	3,148	3,125
通算退職年金 人員	69	35	34	25	17	26
金額	11,297	3,759	3,889	2,373	1,460	3,185
障害年金 人員	26	20	13	18	18	24
金額	48,469	32,105	24,053	31,845	28,208	35,384
遺族年金 人員	34	20	19	26	16	11
金額	32,687	20,864	17,509	24,735	16,525	9,822
通算遺族年金 人員	7	3	5	5	4	3
金額	1,284	853	728	939	199	459

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

## (ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	2,048,583	2,109,455	2,174,278	2,239,631	2,289,298	2,345,195
金額	4,378,881,801	4,443,518,635	4,489,241,938	4,500,639,039	4,547,133,612	4,578,534,890
退職共済年金 人員	973,861	1,043,157	1,116,218	1,190,684	1,250,316	1,316,493
金額	2,069,558,370	2,176,527,752	2,284,131,149	2,345,720,878	2,436,326,206	2,521,292,700
障害共済年金 人員	18,727	20,513	22,599	24,681	26,767	28,835
金額	22,799,197	24,940,992	27,211,257	29,596,912	31,990,624	34,361,364
遺族共済年金 人員	335,829	357,877	379,979	401,558	423,488	443,731
金額	530,919,493	565,959,307	596,588,026	629,023,225	664,432,518	693,641,298
退職年金 人員	518,063	493,172	468,044	442,886	416,804	392,237
金額	1,477,853,454	1,408,146,482	1,325,435,169	1,251,363,356	1,179,738,323	1,105,995,371
減額退職年金 人員	21,631	21,224	20,818	20,346	19,870	19,346
金額	42,676,134	41,888,285	40,671,705	39,588,599	38,698,665	37,565,233
通算退職年金 人員	32,226	30,624	29,023	27,414	25,690	24,043
金額	26,424,408	25,145,416	23,676,920	22,316,382	20,935,425	19,534,941
障害年金 人員	13,715	13,108	12,525	11,968	11,424	10,858
金額	30,688,376	29,149,248	27,414,522	25,943,053	24,586,387	23,118,572
遺族年金 人員	132,336	127,676	123,064	118,182	113,143	107,968
金額	177,191,587	171,023,031	163,418,449	156,427,969	149,809,212	142,450,462
通算遺族年金 人員	2,195	2,104	2,008	1,912	1,796	1,684
金額	770,782	738,122	694,742	658,666	616,252	574,949

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《年金》						
新 規 裁 定	1,886,529	1,780,926	1,743,802	1,597,796	1,593,134	1,560,587
退職共済年金	2,005,747	1,866,329	1,817,641	1,612,464	1,607,149	1,562,598
障害共済年金	1,209,432	1,230,417	1,202,302	1,226,498	1,218,524	1,210,313
遺族共済年金	1,607,775	1,602,215	1,589,526	1,588,199	1,590,620	1,583,444
退職年金	2,625,065	2,506,343	2,258,739	2,331,030	2,296,179	2,336,900
減額退職年金	1,568,278	1,419,714	1,445,889	1,381,125	1,574,000	1,562,500
通算退職年金	163,725	107,400	114,382	94,920	85,882	122,500
障害年金	1,864,192	1,605,250	1,850,231	1,769,167	1,567,111	1,474,333
遺族年金	961,382	1,043,200	921,526	951,346	1,032,813	892,909
通算遺族年金	183,429	284,333	145,600	187,800	49,750	153,000
年 度 末 現 在	2,137,517	2,106,477	2,064,705	2,009,545	1,986,257	1,952,305
退職共済年金	2,125,107	2,086,481	2,046,313	1,970,062	1,948,568	1,915,158
障害共済年金	1,217,451	1,215,863	1,204,091	1,199,178	1,195,152	1,191,655
遺族共済年金	1,580,922	1,581,435	1,570,055	1,566,457	1,568,952	1,563,202
退職年金	2,852,652	2,855,285	2,831,860	2,825,475	2,830,439	2,819,712
減額退職年金	1,972,915	1,973,628	1,953,680	1,945,768	1,947,593	1,941,757
通算退職年金	819,972	821,102	815,799	814,051	814,925	812,500
障害年金	2,237,578	2,223,775	2,188,784	2,167,702	2,152,170	2,129,174
遺族年金	1,338,952	1,339,508	1,327,914	1,323,619	1,324,070	1,319,377
通算遺族年金	351,154	350,818	345,987	344,491	343,125	341,419
《一時金》						
脱退一時金	4,089,267	5,166,444	5,152,320	4,190,897	5,215,400	5,092,522
返還一時金	2,070,026	1,378,255	1,467,536	1,702,603	1,508,131	1,682,962
障害一時金	2,186,000	2,481,750	2,769,222	2,779,250	2,542,000	2,578,389
特例死亡一時金	1,980,267	2,785,500	3,462,333	3,636,600	2,623,400	2,030,900
死亡一時金	1,175,833	978,333	668,500	518,333	1,490,727	1,624,000
短期在留脱退一時金	1,212,545	985,000	985,385	1,271,952	1,084,050	1,182,000

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。



第130表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860	1,576,454,002
短期負担金	603,166,255	612,549,220	614,680,573	634,542,205	633,010,336	623,685,656
介護負担金	37,916,216	36,251,378	40,481,637	51,648,415	57,823,871	57,900,712
短期掛金	590,582,023	600,695,790	604,342,412	624,062,980	622,314,312	610,235,858
介護掛金	37,907,083	36,220,548	40,465,944	51,649,907	57,810,833	57,889,478
短期任意継続掛金	21,736,763	22,494,647	18,525,631	20,028,605	20,424,790	19,587,456
介護任意継続掛金	1,856,549	1,805,654	1,593,233	2,129,795	2,377,736	2,304,877
雑 収 入	41,969	22,487	11,718	14,873	15,114	21,079
育児・介護休業手当金交付金	14,865,663	17,199,852	17,804,274	18,283,295	18,578,997	18,939,684
短期利息及び短期配当金	3,423,203	3,562,048	3,217,802	2,854,818	2,541,654	3,190,097
介護利息	1,834	372	276	256	151	1,716
償 還 差 益	9,336	20,967	20,227	8,025	15,356	99,916
そ の 他	41,719,110	48,741,839	47,922,316	45,958,865	48,631,092	49,653,334
前年度繰越支払準備金	121,568,339	123,414,563	120,394,871	117,309,217	116,640,858	119,789,655
前期損益修正益	332,320	289,639	209,795	244,546	246,683	333,613
当期短期損失金	73,144,836	55,607,437	29,334,402	5,125,454	5,838,409	12,171,984
当期介護損失金	314,944	224,113	4,134,777	307,149	942,665	648,888
支 出	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860	1,576,454,002
保健給付	660,702,378	650,046,778	630,514,312	626,602,529	650,285,071	635,994,850
直営保健給付	5,602,625	5,267,775	4,335,768	3,819,267	3,760,195	3,384,510
休業給付	50,988,777	55,591,969	56,772,569	57,283,675	57,100,236	58,297,810
災害給付	503,039	555,790	621,038	2,061,796	942,128	469,523
附加給付	23,201,492	17,523,921	17,141,664	16,889,458	15,364,320	15,308,180
老人保健拠出金	387,815,618	392,895,015	355,436,041	296,107,757	251,717,146	236,100,418
退職者給付拠出金	137,912,477	151,592,241	191,083,833	198,335,565	218,550,423	243,040,347
介護納付金	76,057,636	73,158,469	86,252,437	102,089,610	115,149,536	116,053,127
一部負担金返還金	5,414	4,809	6,669	8,388	9,540	9,822
一部負担金払戻金	16,527,235	12,338,874	14,180,844	12,778,606	12,223,568	11,417,335
そ の 他	54,733,668	59,763,667	59,750,879	60,649,971	61,113,051	63,894,830
繰 入 金	3,884,425	3,843,955	3,771,292	3,557,418	3,476,602	3,533,620
次年度繰越支払準備金	123,414,563	120,394,871	117,309,217	116,640,858	119,789,655	117,379,832
前期損益修正損	28,185	40,796	31,509	61,677	184,093	88,596
当期短期利益金	5,260,696	14,809,170	5,567,255	73,719,246	73,784,520	68,127,027
当期介護利益金	1,948,215	1,272,453	364,559	3,562,584	3,762,775	3,354,175

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655	32,059,490,342
負 担 金	3,310,036,270	3,249,409,601	3,161,261,084	3,120,804,891	3,084,337,813	3,051,564,311
掛 金	1,483,453,744	1,474,097,917	1,471,784,661	1,478,755,155	1,498,022,957	1,509,883,193
基礎年金交付金	454,478,153	424,927,758	394,630,246	391,006,795	371,780,740	334,233,978
利息及び配当金	777,510,062	676,365,566	685,954,003	729,170,383	1,340,317,770	1,546,713,939
償 還 差 益	2,670,611	2,017,565	7,129,052	3,942,717	5,246,729	4,357,406
その他の収入	1,636,003,288	1,585,416,583	1,567,839,388	1,643,011,001	1,619,483,131	1,579,576,196
前年度繰越支払準備金	35,214	33,858	29,533	39,815	34,682	33,286
前年度繰越長期給付積立金	23,153,256,686	23,526,408,123	23,740,261,437	24,006,957,758	23,852,411,050	24,031,530,083
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	7,627	2,303	1,445	879	577	410
特 別 利 益	297,157	2,429,469	293,766	712,875	1,170,206	1,597,540
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655	32,059,490,342
退 職 給 付	3,506,216,290	3,509,443,823	3,520,178,286	3,514,499,318	3,503,345,930	3,505,193,402
障 害 給 付	37,213,776	36,693,644	36,396,267	36,291,354	36,334,731	36,188,478
遺 族 給 付	653,674,318	680,583,110	702,496,844	725,008,691	749,608,500	771,553,837
基礎年金拠出金	986,093,968	1,010,752,540	1,055,670,025	1,123,499,337	1,122,555,746	1,115,897,535
負担調整拠出金	.	.	.	.	.	.
そ の 他	1,699,826,831	1,632,489,775	1,604,714,490	1,728,626,327	1,755,171,952	1,688,244,622
業務経理へ繰入金	5,406,752	5,480,183	5,492,066	7,258,465	6,822,236	7,102,651
次年度繰越支払準備金	33,858	29,533	39,315	35,182	33,286	35,571
次年度繰越長期給付積立金	23,526,394,504	23,740,261,437	23,809,739,125	24,013,602,512	24,037,336,341	24,165,532,846
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	2,303	1,445	879	577	410	415
特 別 損 失	42,652	100,063	33,374	47,656	157,318	4,896,722
当 期 利 益 金	402,843,560	325,273,192	294,423,943	225,532,850	561,439,204	764,844,263
年度末現在長期給付積立金	36,926,665,167	37,465,805,293	37,829,706,924	38,061,884,529	38,808,249,023	39,707,096,049

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第132表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	33,053,802	33,453,093	32,391,282	32,184,905	30,999,186	31,658,387
負担金	21,445,955	21,612,657	20,406,416	18,009,374	16,614,135	16,798,087
補助金	369,098	389,840	242,279	236,896	224,460	208,355
利息及び配当金	142,793	112,576	101,244	100,464	112,161	159,390
その他の	1,337,101	1,341,899	2,808,167	2,729,140	2,930,604	3,049,169
繰入金	9,700,614	9,876,427	8,720,048	10,804,875	10,275,390	10,582,929
特別利益	6,765	12,867	25,187	33,012	33,661	11,165
当期損失	51,476	106,828	87,940	271,145	808,774	849,291
支 出	33,053,802	33,453,093	32,391,282	32,184,905	30,999,186	31,658,387
役員報酬	426,382	396,652	370,725	355,623	355,066	367,308
職員給与	14,258,078	13,840,975	13,536,230	13,176,859	13,266,645	13,438,377
厚生費	33,104	32,495	31,517	30,817	28,363	27,195
旅費	384,948	407,216	366,141	378,265	325,426	339,965
事務費	1,869,136	2,084,633	2,040,830	2,083,572	1,953,527	2,138,651
その他の	11,958,701	12,730,544	13,047,338	13,347,170	13,366,777	14,120,532
特別損失	79,335	108,975	230,366	28,007	82,290	13,334
当期利益	4,044,117	3,851,603	2,768,134	2,784,595	1,621,093	1,213,022

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第133表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	94,164,975	87,626,643	90,787,500	85,622,407	79,052,393	80,383,328
負担金	33,937,569	33,821,804	32,742,614	33,700,079	32,250,048	31,384,745
掛金	33,369,356	33,260,246	32,188,138	33,149,490	31,642,129	30,878,139
施設収入	2,105,258	2,110,808	1,904,013	2,722,808	1,684,608	1,588,175
補助金	6,066,467	5,426,072	5,390,001	6,750,149	5,438,269	5,767,633
利息及び配当金	419,315	504,862	409,889	286,866	486,481	491,223
その他の	2,114,187	2,121,407	3,318,069	3,345,171	2,362,464	4,174,535
繰入金	6,092,926	7,836,862	12,401,281	2,012,561	2,387,196	2,039,981
特別利益	559,806	8,447	26,513	42,346	11,412	33,678
当期損失	9,500,091	2,536,137	2,406,981	3,612,938	2,789,786	4,025,218
支 出	94,164,975	87,626,643	90,787,500	85,622,407	79,052,393	80,383,328
職員給与	3,760,449	3,829,087	3,578,891	3,756,277	3,506,862	3,411,928
厚生費	43,587,789	44,346,841	44,762,653	47,322,384	44,570,782	44,090,400
旅費	165,222	153,709	136,596	125,977	110,651	114,467
事務費	408,617	437,801	397,505	440,561	324,256	314,524
その他の	6,059,959	6,072,574	5,708,415	6,229,129	5,375,982	5,541,389
繰入金	32,934,193	24,678,554	24,461,447	24,034,389	20,933,645	20,583,573
特別損失	93,260	50,203	124,869	94,261	72,832	403,863
当期利益	7,155,485	8,057,873	11,617,124	3,619,432	4,157,381	5,923,188

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

### 9 私立学校教職員共済

第134表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成14年度 (2002)	457,968	425,543	9,068 (8,853)	3,225	20,132	454,743	428,768	13,874	372,890	0.82
15 (2003)	464,546	431,182	9,170 (8,744)	3,205	20,989	461,341	434,387	13,931	373,164	0.81
16 (2004)	471,377	438,300	9,132 (8,799)	3,238	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79
17 (2005)	478,089	444,841	9,235 (8,896)	3,223	20,790	474,866	448,064	13,997	368,583	0.78
18 (2006)	487,336	454,329	9,199 (8,866)	3,229	20,579	484,107	457,558	14,063	366,750	0.76
19 (2007)	493,517	460,751	9,124 (8,795)	3,215	20,427	490,302	463,966	14,131	365,486	0.75

(注) 乙種の( )内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
									短期	長期			
平成19年度 (2007)	493,517	460,749	2	329	8,795	3,215	0	20,427	490,302	463,966	14,131	365,486	0.75
大 学	205,485	200,856	—	212	2,714	1,703	—	—	203,782	202,559	631	171,391	0.84
短 大	16,574	15,667	—	—	484	423	—	—	16,151	16,090	403	12,790	0.79
高 専	203	201	—	—	2	—	—	—	203	201	3	265	1.31
高 校	81,415	80,198	1	—	870	346	—	—	81,069	80,545	1,368	87,858	1.08
中 学	14,048	13,872	—	—	56	120	—	—	13,928	13,992	662	13,043	0.94
小 学	4,672	4,573	—	—	53	46	—	—	4,626	4,619	194	3,642	0.79
幼 稚 園	101,114	97,513	1	16	3,584	—	—	—	101,114	97,514	8,492	20,798	0.21
特別支援	350	341	—	—	9	—	—	—	350	341	14	223	0.64
各 種	7,933	7,727	—	100	106	—	—	—	7,933	7,727	379	7,180	0.91
専 修	39,830	38,340	—	—	913	577	—	—	39,253	38,917	1,967	32,434	0.83
事 業 団	1,466	1,461	—	1	4	—	—	—	1,466	1,461	18	1,213	0.83
任 継	20,427	—	—	—	—	—	—	20,427	20,427	—	—	14,649	0.72

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第135表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成14年度 (2002)	379,681	381,539	369,245	434,218	468,956	301,543	379,048	369,995
15 (2003)	391,079	383,046	370,154	432,594	481,061	302,888	380,384	370,972
16 (2004)	380,025	381,820	368,853	431,488	483,153	303,221	379,312	369,692
17 (2005)	380,307	382,156	368,980	430,476	484,144	302,358	379,602	369,808
18 (2006)	379,425	381,182	367,815	428,649	480,726	302,734	378,749	368,611
19 (2007)	380,191	381,886	367,913	428,462	482,511	304,283	379,520	368,707
平成19年度								
大 学	449,159	446,356	421,946	589,483	538,661	—	448,411	422,927
短 大	419,582	419,927	408,599	447,314	375,035	—	420,748	407,716
高 専	463,399	464,229	455,821	380,000	—	—	463,399	455,821
高 校	419,148	418,889	411,478	416,446	485,884	—	418,863	411,798
中 学	423,531	423,396	415,718	362,429	467,667	—	423,151	416,164
小 学	403,798	403,713	397,422	336,717	489,565	—	402,946	398,339
幼 稚 園	230,083	226,897	224,973	316,396	—	—	230,083	224,973
特 別 支 援	309,360	309,548	309,284	302,222	—	—	309,360	309,284
各 種	327,886	326,470	315,709	380,971	—	—	327,886	315,709
専 修	341,252	339,582	330,775	376,738	396,076	—	340,446	331,744
事 業 団	371,048	370,565	358,409	512,000	—	—	371,048	358,409
任 継	304,283	—	—	—	—	304,283	304,283	—

(注) 私学共済法の一部改正（平成元年法律第94号）に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者が65歳未満者は甲1種組合員（短期・長期適用）に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員（短期・長期適用）に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員（短期のみ適用）に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員（短期のみ適用）と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員（長期のみ適用）に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員（長期のみ適用）に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第136表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成20年3月末現在

標準給与		短期（除任継）			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		(千円)	計	男
総数		469,875	223,531	246,344	463,966	219,006	244,960		20,427	13,239	7,188
第1級	98	1,934	794	1,140	1,415	512	903	98以下	308	174	134
2	104	598	187	411	530	140	390	100	27	11	16
3	110	1,022	278	744	966	242	724	104	34	25	9
4	118	2,043	692	1,351	1,946	633	1,313	105	63	29	34
5	126	2,041	576	1,465	1,975	524	1,451	110	61	35	26
6	134	2,912	790	2,122	2,809	727	2,082	112	50	21	29
7	142	3,619	820	2,799	3,642	773	2,869	118	84	49	35
8	150	5,772	1,210	4,562	5,563	1,087	4,476	119	40	17	23
9	160	8,448	1,363	7,085	8,291	1,250	7,041	126	149	82	67
10	170	11,470	1,569	9,901	11,332	1,480	9,852	133	45	19	26
11	180	14,056	1,735	12,321	13,898	1,624	12,274	134	127	73	54
12	190	15,506	1,912	13,594	15,385	1,832	13,553	140	115	62	53
13	200	23,114	3,759	19,355	22,815	3,539	19,276	142	148	90	58
14	220	26,678	6,026	20,652	26,414	5,795	20,619	150	211	123	88
15	240	22,784	6,645	16,139	22,594	6,476	16,118	154	136	74	62
16	260	22,560	7,805	14,755	22,220	7,546	14,674	160	259	136	123
17	280	20,625	7,443	13,182	20,417	7,292	13,125	168	139	75	64
18	300	20,039	7,686	12,353	19,741	7,458	12,283	170	308	146	162
19	320	19,485	7,889	11,596	19,301	7,730	11,571	180	329	117	212
20	340	18,161	7,698	10,463	18,002	7,568	10,434	182	137	80	57
21	360	17,071	7,915	9,156	16,858	7,754	9,104	190	390	169	221
22	380	19,121	9,440	9,681	18,923	9,290	9,633	196	143	80	63
23	410	21,199	11,623	9,576	20,878	11,385	9,493	200	663	292	371
24	440	19,947	11,818	8,129	19,744	11,640	8,104	210	165	89	76
25	470	19,135	12,270	6,865	18,971	12,123	6,848	220	808	403	405
26	500	19,093	12,991	6,102	18,933	12,850	6,083	224	162	91	71
27	530	17,762	12,847	4,915	17,684	12,759	4,925	238	166	103	63
28	560	15,999	12,138	3,861	15,936	12,068	3,868	240	721	370	351
29	590	14,042	10,902	3,140	13,949	10,825	3,124	252	164	91	73
30	620	12,376	9,946	2,430	12,376	9,946	2,430	260	688	399	289
31	650	10,091	8,387	1,704	—	—	—	266	200	101	99
32	680	8,782	7,465	1,317	—	—	—	280	630	365	265
33	710	8,536	7,397	1,139	—	—	—	287	275	158	117
34	750	7,584	6,720	864	—	—	—	300	634	356	278
35	790	5,629	5,159	470	—	—	—	308	315	171	144
36	830	3,785	3,459	326	—	—	—	320	544	305	239
37	880	2,264	2,056	208	—	—	—	329	345	185	160
38	930	1,259	1,146	113	—	—	—	340	449	247	202
39	980	854	760	94	—	—	—	350	412	259	153
40	1,030	573	516	57	—	—	—	360	467	300	167
41	1,090	520	470	50	—	—	—	371	568	391	177
42	1,150	364	341	23	—	—	—	380	470	295	175
43	1,210	1,022	888	134	—	—	—	382	8,278	6,581	1,697

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第137表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数	8,390,562	8,519,537	8,715,025	9,241,500	9,312,885	9,575,029
	金額	90,647,717	88,555,904	89,620,417	93,720,237	93,501,956	95,606,576
組 合 員 分	件数	4,722,718	4,794,904	4,939,892	5,283,607	5,364,599	5,568,251
	金額	53,048,036	49,944,616	50,130,286	43,183,771	53,549,315	55,863,602
療 養 の 給 付	件数	3,495,469	3,511,908	3,584,145	3,790,681	3,810,684	3,901,980
	日数	6,602,146	6,477,754	6,481,085	6,678,322	6,617,419	6,669,180
	金額	43,504,174	40,172,940	39,918,578	41,848,583	41,972,300	43,521,155
訪問看護療養の給付	件数	219	196	256	298	324	340
	日数	1,351	1,375	1,751	1,796	2,113	2,274
	金額	10,248	9,418	12,253	12,500	14,491	16,421
入院時食事・生活療養費	件数	37,647	38,124	38,174	38,957	40,061	39,792
	日数	365,154	359,870	355,446	360,596	847,898	951,511
	金額	517,930	512,106	508,357	516,884	408,258	383,417
調 剤	件数	1,080,221	1,128,362	1,187,825	1,314,124	1,362,545	1,452,424
	金額	6,093,615	6,316,845	6,738,390	7,782,286	7,991,645	8,822,823
療 養 費	件数	140,522	147,902	161,016	171,751	183,798	206,347
	金額	858,547	816,361	845,897	886,345	945,433	1,050,144
調 剤 費	件数	170	318	448	488	613	705
	金額	736	1,123	1,734	1,396	2,129	2,508
移 送 料	件数	11	20	9	4	5	5
	金額	529	1,276	732	310	100	242
出 産 費	件数	5,387	5,482	5,571	5,576	5,959	5,728
	金額	1,745,457	1,789,136	1,821,608	1,834,059	2,005,009	2,027,450
埋 葬 料	件数	719	716	622	685	671	722
	金額	316,800	325,410	282,738	301,409	209,950	39,440
被 扶 養 者 分	件数	3,667,844	3,724,633	3,775,133	3,957,893	3,948,286	4,006,778
	金額	36,765,422	37,786,630	38,653,673	39,653,870	39,067,859	38,839,511
療 養 の 給 付	件数	2,647,764	2,653,253	2,658,506	2,751,519	2,719,171	2,725,017
	日数	5,208,774	5,120,125	5,050,777	5,081,039	4,937,417	4,856,458
	金額	28,214,302	27,641,183	27,601,369	28,145,168	27,637,439	27,737,047
訪問看護療養の給付	件数	657	706	765	907	1,074	1,149
	日数	3,871	4,602	5,343	6,339	7,396	7,742
	金額	25,453	29,802	34,837	41,449	48,688	51,452
入院時食事療養費	件数	32,580	32,071	31,132	30,234	30,313	28,730
	日数	393,771	381,466	363,617	345,991	801,864	829,954
	金額	545,861	528,228	504,922	482,029	375,939	327,743
調 剤	件数	909,774	948,019	976,602	1,056,191	1,071,808	1,112,936
	金額	3,852,082	4,336,362	4,595,466	5,111,769	5,117,838	5,503,338
療 養 費	件数	79,546	84,311	92,815	99,365	102,619	112,775
	金額	481,560	508,294	560,695	585,618	603,825	669,130
高 額 療 養 費	件数	23,879	32,378	39,987	43,612	47,114	48,127
	金額	1,665,882	2,844,109	3,332,559	3,337,495	3,366,538	2,773,265
調 剤 費	件数	262	224	380	438	433	551
	金額	1,019	1,026	1,533	2,015	2,193	2,403
移 送 料	件数	8	11	8	5	6	0
	金額	1,108	515	209	141	217	0
家 族 出 産 費	件数	4,541	4,376	4,552	4,404	4,649	4,794
	金額	1,468,024	1,422,200	1,483,882	1,435,310	1,576,598	1,701,202
家 族 埋 葬 料	件数	1,413	1,355	1,518	1,452	1,412	1,429
	金額	510,130	474,911	538,200	512,875	338,583	73,930
支 払 基 金 審 査 費		834,260	824,658	836,458	882,597	884,783	903,463

- (注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。
- 2 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の食事件数(食事1回につき1件)は平成18年度以降であり、平成17年度以前は食事日数である。
- 3 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	12,973	13,516	14,589	14,898	16,223	15,812
日数	442,901	459,445	489,638	496,568	534,247	465,353
金額	3,890,789	4,076,784	4,402,768	4,476,688	4,869,563	4,295,995
傷病手当金 件数	8,829	9,263	10,130	10,533	11,499	12,279
日数	170,692	180,238	198,902	211,021	224,957	242,558
金額	1,655,960	1,757,545	1,942,837	2,068,422	2,234,772	2,398,267
出産手当金 件数	4,134	4,244	4,455	4,356	4,719	3,532
日数	272,044	279,045	290,680	285,414	309,218	222,788
金額	2,233,390	2,318,409	2,459,669	2,407,057	2,634,069	1,897,680
休業手当金 件数	10	9	4	9	5	1
日数	165	162	56	133	72	7
金額	1,439	830	263	1,209	721	48

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	50	100	209	113	32	72
金額	33,323	59,091	80,246	66,620	20,795	37,605
弔慰金 件数	6	10	2	3	1	1
金額	3,030	4,540	1,150	1,970	500	340
家族弔慰金 件数	2	6	6	4	—	1
金額	503	2,394	1,974	1,254	—	105
災害見舞金 件数	42	84	201	106	31	70
金額	29,790	52,157	77,122	63,396	20,295	37,160

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」



第138表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
組 合 員 分 件数	3,495,469	3,511,908	3,584,145	3,790,681	3,810,684	3,901,980
日数	6,602,146	6,477,754	6,481,085	6,678,322	6,617,419	6,669,180
金額	43,504,174	40,172,940	39,918,578	41,848,583	41,972,300	43,521,155
一 般 診 療 件数	2,818,956	2,827,853	2,872,191	3,056,934	3,057,021	3,147,466
日数	5,025,134	4,907,473	4,879,372	5,068,577	5,001,242	5,081,539
金額	35,959,368	33,482,476	33,317,110	35,197,083	35,418,096	37,020,265
入 院 件数	41,067	41,694	41,776	42,645	43,829	43,791
日数	429,275	424,376	417,640	421,692	420,370	422,079
金額	12,129,409	11,419,681	11,346,406	11,785,239	12,287,562	13,315,042
入 院 外 件数	2,777,889	2,786,159	2,830,415	3,014,289	3,013,192	3,103,675
日数	4,595,859	4,483,097	4,461,732	4,646,885	4,580,872	4,659,460
金額	23,829,959	22,062,794	21,970,704	23,411,843	23,130,535	23,705,223
歯 科 診 療 件数	676,513	684,055	711,954	733,747	753,663	754,514
日数	1,577,012	1,570,281	1,601,713	1,609,745	1,616,177	1,587,641
金額	7,544,806	6,690,464	6,601,467	6,651,500	6,554,203	6,500,891
被 扶 養 者 分 件数	2,647,764	2,653,253	2,658,506	2,751,519	2,719,171	2,725,017
日数	5,208,774	5,120,125	5,050,777	5,081,039	4,937,417	4,856,458
金額	28,214,302	27,641,183	27,601,369	28,145,168	27,637,439	27,737,047
一 般 診 療 件数	2,167,640	2,169,403	2,159,624	2,249,191	2,214,508	2,227,230
日数	4,178,094	4,095,708	4,015,283	4,067,742	3,942,250	3,895,198
金額	24,304,990	23,747,181	23,649,111	24,282,929	23,873,804	24,041,283
入 院 件数	36,326	35,756	35,131	34,069	34,303	32,916
日数	451,680	435,088	419,284	398,779	383,067	358,996
金額	9,761,668	8,932,408	8,796,695	8,829,344	8,788,639	8,886,530
入 院 外 件数	2,131,314	2,133,647	2,124,493	2,215,122	2,180,205	2,194,314
日数	3,726,414	3,660,620	3,595,999	3,668,963	3,559,183	3,536,202
金額	14,543,322	14,814,773	14,852,416	15,453,585	15,085,165	15,154,754
歯 科 診 療 件数	480,124	483,850	498,882	502,328	504,663	497,787
日数	1,030,680	1,024,417	1,035,494	1,013,297	995,167	961,260
金額	3,909,312	3,894,002	3,952,258	3,862,240	3,763,635	3,695,764

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第139表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	7,830.72	7,726.21	7,725.07	8,030.75	7,908.00	7,974.16
	1件当日数	1.89	1.84	1.81	1.76	1.74	1.71
	1件当金額	12,446	11,439	11,138	11,040	11,014	11,154
	1人当金額	97,460	88,381	86,038	88,658	87,102	88,941
一 般 診 療	1000人当件数	6,315.16	6,221.28	6,190.56	6,476.27	6,343.99	6,432.22
	1件当日数	1.78	1.74	1.70	1.66	1.64	1.61
	1件当金額	12,756	11,840	11,600	11,514	11,586	11,762
	1人当金額	80,558	73,662	71,810	74,567	73,500	75,655
入 院	1000人当件数	92.00	91.73	90.04	90.35	90.95	89.49
	1件当日数	10.45	10.18	10.00	9.89	9.59	9.64
	1件当金額	295,357	273,893	271,601	276,357	280,352	304,059
	1人当金額	27,173	25,123	24,455	24,968	25,499	27,211
入 院 外	1000人当件数	6,223.16	6,129.56	6,100.52	6,385.92	6,253.03	6,342.73
	1件当日数	1.65	1.61	1.58	1.54	1.52	1.50
	1件当金額	8,578	7,919	7,762	7,767	7,676	7,638
	1人当金額	53,385	48,538	47,354	49,599	48,001	48,444
歯 科 診 療	1000人当件数	1,515.56	1,504.92	1,534.51	1,554.48	1,564.02	1,541.94
	1件当日数	2.33	2.30	2.25	2.19	2.14	2.10
	1件当金額	11,152	9,781	9,272	9,065	8,696	8,616
	1人当金額	16,902	14,719	14,228	14,092	13,601	13,285
出 産 費	1000人当件数	12.07	12.06	12.01	11.81	12.37	11.71
埋 葬 料	1000人当件数	1.61	1.58	1.34	1.45	1.39	1.48
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	5,931.65	5,837.16	5,730.00	5,829.23	5,642.87	5,568.90
	1件当日数	1.97	1.93	1.90	1.85	1.82	1.78
	1件当金額	10,656	10,418	10,382	10,229	10,164	10,179
	1人当金額	63,207	60,811	59,490	59,627	57,354	56,684
一 般 診 療	1000人当件数	4,856.05	4,772.69	4,654.73	4,765.02	4,959.59	4,551.61
	1件当日数	1.93	1.89	1.86	1.81	1.78	1.75
	1件当金額	11,213	10,946	10,951	10,796	10,781	10,794
	1人当金額	54,449	52,244	50,972	51,445	49,543	49,131
入 院	1000人当件数	81.38	78.66	75.72	72.18	71.19	67.27
	1件当日数	12.43	12.17	11.93	11.71	11.17	10.91
	1件当金額	268,724	249,816	250,397	259,161	256,206	269,976
	1人当金額	21,869	19,651	18,960	18,705	18,238	18,161
入 院 外	1000人当件数	4,774.67	4,694.03	4,579.01	4,692.85	4,524.40	4,484.34
	1件当日数	1.75	1.72	1.69	1.66	1.63	1.61
	1件当金額	6,824	6,943	6,991	6,976	6,919	6,906
	1人当金額	32,581	32,593	32,012	32,739	31,305	30,971
歯 科 診 療	1000人当件数	1,075.60	1,064.47	1,075.26	1,064.21	1,047.29	1,017.29
	1件当日数	2.15	2.12	2.08	2.02	1.97	1.93
	1件当金額	8,142	8,048	7,922	7,689	7,458	7,424
	1人当金額	8,758	8,567	8,518	8,182	7,810	7,553
家 族 出 産 費	1000人当件数	10.17	9.63	9.81	9.33	9.65	9.80
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	3.17	2.98	3.27	3.08	2.93	2.92

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 1000人当件数	29.06	29.74	31.44	31.56	33.67	32.31
1件当日数	34.14	33.99	33.56	33.33	32.93	29.43
1日当金額	8,785	8,873	8,992	9,015	9,115	9,232
傷病手当金 1000人当件数	19.78	20.38	21.83	22.31	23.86	25.09
1件当日数	19.33	19.46	19.63	20.03	19.56	19.75
1日当金額	9,701	9,751	9,768	9,802	9,934	9,887
出産手当金 1000人当件数	9.26	9.34	9.60	9.23	9.79	7.22
1件当日数	65.81	65.75	65.25	65.52	65.53	63.08
1日当金額	8,210	8,308	8,462	8,434	8,518	8,518
休業手当金 1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01	0.00
1件当日数	16.50	18.00	14.00	14.78	14.40	7.00
1日当金額	8,719	5,126	4,690	9,092	10,018	6,880

## (iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 1000人当件数	0.11	0.22	0.45	0.24	0.07	0.15
1件当金額	666,452	590,910	383,952	589,557	649,844	522,292
弔 慰 金 1000人当件数	0.01	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00
1件当金額	505,000	454,000	575,000	656,667	500,000	340,000
家族弔慰金 1000人当件数	0.00	0.01	0.01	0.01	—	0.00
1件当金額	251,300	399,000	329,000	313,600	—	105,000
災害見舞金 1000人当件数	0.09	0.18	0.43	0.22	0.06	0.14
1件当金額	709,286	620,917	383,692	598,071	654,677	530,857

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第140表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 1,340,455 金額 211,232,647	1,390,998 218,481,890	1,453,705 225,209,093	1,520,598 230,953,117	1,587,922 237,462,423	1,665,808 244,146,636
退職共済年金	件数 924,527 金額 148,522,910	976,854 156,690,964	1,037,757 164,187,950	1,103,842 170,456,485	1,170,022 177,638,732	1,245,440 184,658,020
障害共済年金	件数 6,245 金額 1,108,374	6,798 1,188,758	7,328 1,314,474	7,953 1,406,661	8,432 1,447,700	9,091 1,558,021
遺族共済年金	件数 208,875 金額 24,079,224	221,846 25,605,720	235,147 27,165,354	248,011 28,799,163	261,156 30,335,121	274,634 31,855,641
退職年金	件数 59,969 金額 21,542,386	56,431 20,346,417	53,623 18,966,831	50,553 17,780,538	47,774 16,611,072	44,960 15,549,409
減額退職年金	件数 2,227 金額 593,715	2,204 573,494	2,192 565,750	2,153 550,284	2,084 526,573	2,029 516,036
通算退職年金	件数 88,960 金額 8,848,101	80,187 7,929,484	73,392 7,166,235	66,522 6,436,596	59,593 5,722,471	53,150 5,072,862
返還一時金	件数 30 金額 46,682	24 31,993	19 16,144	29 32,576	25 37,437	36 30,087
脱退一時金	件数 13 金額 47,487	15 54,802	8 29,366	12 45,770	14 47,189	12 58,577
新脱退一時金	件数 276 金額 213,068	241 200,087	281 228,101	248 173,808	228 143,131	286 163,896
障害年金	件数 2,967 金額 789,026	2,778 735,701	2,649 703,975	2,446 668,193	2,308 628,010	2,197 592,570
障害一時金	件数 — 金額 —	— —	1 1,930	— —	1 1,339	— —
遺族年金	件数 29,006 金額 4,522,699	27,643 4,284,278	26,465 4,095,182	25,199 3,889,260	23,956 3,687,862	22,693 3,507,657
通算遺族年金	件数 16,978 金額 841,246	15,634 767,915	14,526 707,202	13,345 650,547	12,074 586,796	11,041 536,664
死亡一時金	件数 2 金額 1,636	1 1,156	— —	2 3,517	— —	— —
特例死亡一時金	件数 1 金額 1,239	1 3,444	— —	1 6,388	— —	— —
恩給財団給付年金	件数 376 金額 71,455	341 67,679	316 59,467	282 53,331	254 47,857	237 44,931
恩給財団給付一時扶助金	件数 3 金額 3,398	— —	1 1,133	— —	1 1,133	2 2,265

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	28,717	30,962	32,783	32,424	36,500	42,138
金額	28,247,290	30,658,749	29,964,904	30,276,377	33,063,895	36,861,552
退職共済年金 人員	24,611	26,970	29,043	28,529	32,370	37,984
金額	25,353,128	27,707,427	27,097,574	27,218,297	29,984,087	33,715,439
障害共済年金 人員	227	235	272	268	299	303
金額	245,715	261,639	280,582	308,213	301,948	322,818
遺族共済年金 人員	3,349	3,350	3,431	3,597	3,796	3,816
金額	2,446,815	2,529,974	2,538,907	2,712,582	2,734,346	2,787,967
退職年金 人員	32	35	18	12	10	10
金額	55,971	56,609	26,581	18,670	15,735	15,217
減額退職年金 人員	2	—	—	—	—	—
金額	3,099	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	475	357	4	4	2	8
金額	112,363	85,387	3,438	2,171	2,134	2,518
障害年金 人員	12	8	8	9	11	10
金額	22,279	11,191	11,926	11,711	15,343	12,346
遺族年金 人員	9	6	7	5	12	5
金額	7,919	6,431	5,896	4,734	10,302	5,113
通算遺族年金 人員	—	1	—	—	—	2
金額	—	91	—	—	—	134

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	245,888	258,174	270,985	280,763	293,355	309,391
金額	258,680,993	267,520,333	272,941,898	280,317,864	288,782,608	294,629,638
退職共済年金 人員	175,596	187,737	200,149	209,736	221,726	237,137
金額	192,755,702	202,541,721	208,343,575	216,025,678	224,838,000	230,667,906
障害共済年金 人員	1,315	1,429	1,557	1,653	1,750	1,856
金額	1,375,446	1,483,001	1,598,575	1,707,295	1,771,563	1,885,927
遺族共済年金 人員	36,346	38,560	40,780	42,972	45,416	47,811
金額	27,088,199	28,629,975	30,281,723	32,039,726	33,713,146	35,521,957
退職年金 人員	9,815	9,310	8,836	8,342	7,901	7,450
金額	21,784,625	20,431,308	19,287,798	18,143,904	17,039,714	16,016,926
減額退職年金 人員	372	369	367	356	349	345
金額	601,397	592,555	587,074	568,027	553,383	546,112
通算退職年金 人員	14,300	13,062	11,992	10,856	9,751	8,750
金額	8,857,689	7,980,298	7,278,139	6,580,436	5,884,452	5,290,579
障害年金 人員	499	473	447	418	398	372
金額	798,473	753,319	704,644	659,066	630,399	581,066
遺族年金 人員	4,802	4,591	4,398	4,182	3,986	3,788
金額	4,520,544	4,282,282	4,098,949	3,897,296	3,710,415	3,536,767
通算遺族年金 人員	2,778	2,581	2,403	2,198	2,029	1,839
金額	825,292	755,647	697,991	639,802	586,034	533,693
恩給財団年金 人員	65	62	56	50	49	43
金額	73,626	70,227	63,431	56,635	55,502	48,706

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《年金》						
新規裁定	983,643	990,206	914,038	933,764	905,860	874,782
退職共済年金	1,030,154	1,027,343	933,016	954,057	926,292	887,622
障害共済年金	1,082,447	1,113,357	1,031,550	1,150,049	1,009,858	1,065,406
遺族共済年金	730,611	755,216	739,990	754,123	720,323	730,599
退職年金	1,749,094	1,617,406	1,476,728	1,555,808	1,573,510	1,521,720
減額退職年金	1,549,650	—	—	—	—	—
通算退職年金	236,553	239,180	859,450	542,700	1,067,100	314,788
障害年金	1,856,575	1,398,850	1,490,800	1,301,200	1,394,836	1,234,560
遺族年金	879,867	1,071,883	842,329	946,800	858,517	1,022,540
通算遺族年金	—	90,600	—	—	—	66,800
年度末現在	1,052,028	1,036,202	1,007,221	998,415	984,413	952,289
退職共済年金	1,097,723	1,078,859	1,040,942	1,029,989	1,014,035	972,720
障害共済年金	1,045,967	1,037,789	1,026,702	1,032,846	1,012,322	1,016,124
遺族共済年金	745,287	742,479	742,563	745,595	742,319	742,966
退職年金	2,219,524	2,194,555	2,182,865	2,175,006	2,156,653	2,149,923
減額退職年金	1,616,657	1,605,841	1,599,657	1,595,581	1,585,626	1,582,933
通算退職年金	619,419	610,955	606,916	606,157	603,472	604,638
障害年金	1,600,145	1,592,640	1,576,384	1,576,712	1,583,917	1,562,006
遺族年金	941,388	932,756	932,003	931,921	930,862	933,677
通算遺族年金	297,081	292,773	290,467	291,084	288,829	290,208
恩給財団年金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返還一時金	1,556,057	1,333,046	849,689	1,123,324	1,497,460	835,759
脱退一時金	3,652,846	3,653,453	3,670,713	3,814,150	3,370,671	4,881,408
新脱退一時金	771,987	830,237	811,747	700,840	627,768	573,062
障害一時金	—	—	—	—	1,338,900	—
死亡一時金	818,000	1,156,000	—	—	—	—
特例死亡一時金	1,239,000	3,444,200	—	—	—	—
恩給財団給付一時扶助金	1,132,700	—	1,132,700	—	1,132,700	1,132,700

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第143表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	189,407,925	202,389,300	206,509,503	209,803,237	212,822,423	216,647,648
掛 金 収 入	161,469,416	182,888,870	185,387,943	186,829,045	188,806,664	192,248,205
掛 金	・	177,738,296	180,288,965	181,714,716	183,711,780	187,080,179
任 継 掛 金	・	5,150,574	5,098,978	5,114,329	5,094,884	5,168,026
介 護 掛 金 収 入	9,236,427	10,722,630	12,610,866	14,358,301	15,008,977	15,198,817
介 護 掛 金	・	10,524,945	12,377,042	14,095,477	14,751,304	14,938,615
任 継 介 護 掛 金	・	197,684	233,824	262,824	257,673	260,202
事 業 雑 収 入	2,076	—	—	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	8,617,040	8,505,509	8,222,346	8,295,105	8,612,679	8,653,986
事 業 外 収 益	302,885	253,941	277,008	302,038	381,353	533,178
前 期 損 益 修 正 益	15,653	18,351	11,340	18,748	12,750	13,461
当 期 損 失 金	9,764,429	—	—	—	—	—
支 出	189,407,925	202,389,300	206,509,503	209,803,237	212,822,423	216,647,648
保 健 給 付	90,647,717	88,555,904	89,620,417	93,720,237	93,501,956	95,606,576
休 業 給 付	3,890,789	4,076,784	4,402,768	4,476,688	4,869,563	4,295,995
災 害 給 付	33,323	59,091	80,246	66,620	20,795	37,605
附 加 給 付	4,593,726	3,610,319	3,437,883	3,283,009	3,562,337	3,670,932
老 人 保 健 拠 出 金	49,468,300	47,905,676	50,493,570	48,238,741	45,233,220	45,099,515
退 職 者 給 付 拠 出 金	20,106,088	25,977,940	27,585,484	31,043,218	35,086,838	41,583,216
介 護 納 付 金	9,066,173	10,603,788	12,606,197	14,329,667	14,850,006	14,807,992
そ の 他	3,052,420	2,503,814	2,114,327	1,924,114	2,016,031	2,221,368
支 払 準 備 金 繰 入	8,505,509	8,222,346	8,295,105	8,612,679	8,653,986	8,808,958
事 業 外 費 用	11	—	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	21,099	21,724	17,477	18,696	18,125	21,714
財 産 処 分 損	22,771	853	—	3,006	—	13,113
当 期 利 益 金	—	10,851,061	7,856,029	4,086,562	5,009,565	480,665

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は「事業外収益」として計上した。  
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第144表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713	497,106,177
掛 金 収 入	250,836,719	265,836,192	268,009,073	278,884,210	291,757,687	304,887,005
掛 金	・	265,158,246	268,008,333	278,877,774	291,757,663	304,886,989
特 別 掛 金	・	677,946	740	6,436	24	16
基 礎 年 金 交 付 金	21,812,705	20,313,609	18,995,867	17,774,293	15,693,821	14,632,038
厚生保険特別会計からの繰入金	—	—	—	—	—	—
退 職 一 時 金 等 返 還 金	568,054	628,606	664,288	635,572	599,578	702,189
事 業 雑 収 入	964	—	—	—	—	—
運 用 収 入	66,737,219	66,967,519	73,761,317	135,921,955	124,986,501	87,284,340
事業費国庫補助金収益	42,931,088	45,228,737	49,903,561	53,695,873	55,727,155	60,523,121
都道府県補助金収益	7,801,506	7,783,099	7,745,421	7,646,296	7,431,143	7,277,466
助成勘定より受入	64,525	55,289	55,289	42,068	—	10,859
責 任 準 備 金 戻 入	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—	—
延 滞 金	44,930	54,998	76,755	84,748	99,858	70,502
事 業 外 雑 益	2,582	1,925	3,508	741	3,328	1,131
前 期 損 益 修 正 益	83,787	87,176	114,545	130,195	106,641	73,818
固 定 資 産 売 却 益	1,040,429	101,492	62,749	—	—	21,643,709
当 期 損 失 金	146,163,248	142,736,169	—	—	—	—
支 出	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713	497,106,177
退 職 給 付	179,814,349	185,827,241	191,160,377	195,476,057	200,726,605	206,048,887
障 害 給 付	1,897,400	1,924,458	2,020,379	2,074,854	2,077,049	2,150,592
遺 族 給 付	29,446,045	30,662,513	31,967,737	33,348,875	34,609,780	35,899,962
恩 給 財 団 給 付	74,853	67,679	60,600	53,331	48,989	47,196
基 礎 年 金 拠 出 金	118,400,027	126,342,523	140,126,874	145,195,787	148,454,736	159,220,793
年 金 保 険 者 拠 出 金	5,133,756	14,283,281	6,823,734	7,773,163	8,129,656	7,401,660
不 動 産 管 理 費	7,995	2,008	1,879	645	2,643	13,298
責 任 準 備 金 繰 入	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—	—	—
事 業 外 支 出 等	356,001	4,540,155	17,156,153	3,116,392	1,487,646	1,665,109
固 定 資 産 売 却 損	・	・	・	・	・	1,601,921
財 産 処 分 損	・	・	・	3,430	19,226	14,722
前 期 損 益 修 正 損	1,328	955	2	7,868	437	13,719
当 期 利 益 金	—	—	5,300,581,635	107,765,548	100,848,945	83,028,318
年度末現在責任準備金	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ



第145表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	4,550,479	5,185,657	4,962,499	4,882,714	5,520,256	5,009,880
掛 金	3,940,619	4,334,749	4,384,336	4,417,679	4,465,090	4,531,571
補 助 金	507,204	509,927	404,375	395,401	373,551	361,137
利息及び配当金	83,514	81,294	59,428	46,962	66,635	95,828
雑 益	19,142	19,769	23,344	21,796	21,364	21,110
退職給付引当金戻入	.	.	.	.	592,376	—
前期損益修正益	—	239,918	—	876	1,239	235
固定資産売却益	.	.	91,017	—	—	—
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	4,550,479	5,185,657	4,962,499	4,882,714	5,520,256	5,009,880
一 般 管 理 費	4,462,479	4,350,320	4,113,771	4,126,672	3,830,123	4,075,295
有価証券売却損	.	.	9,540	—	—	—
雑 損	.	.	541	—	—	—
前期損益修正損	256	615	208	232	11,329	1,686
固定資産除却損	—	741	47,368	1,148	1,597	1,494
財産処分損	502	15	—	2,836	—	—
当 期 利 益 金	87,242	833,966	791,071	751,826	1,677,206	931,405

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第146表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	6,738,953	6,717,555	6,691,225	6,749,993	6,963,627	7,888,012
掛 金	5,977,957	6,559,040	6,631,267	6,682,912	6,754,057	6,853,407
施設収入	40,807	48,219	56,203	56,770	62,408	56,943
事業雑収入	—	—	—	—	—	—
特別保健福祉事業費 助 成 金	2,044	1,390	1,310	1,978	2,085	19,210
拠出金特別事業 助 成 金	—	—	—	—	—	—
利息及び配当金	6,817	2,150	1,580	1,752	25,423	48,563
そ の 他	1,385	779	857	6,291	7,144	8,231
退職給付引当金戻入	.	.	.	.	112,471	—
前期損益修正益	3,852	105,977	7	290	39	52
当 期 損 失 金	706,092	—	—	—	—	901,606
支 出	6,738,953	6,717,555	6,691,225	6,749,993	6,963,627	7,888,012
保 健 事 業 費	1,878,869	1,877,975	1,865,281	1,862,844	1,882,986	1,976,581
一 般 管 理 費	556,504	469,989	510,524	473,761	432,200	526,851
他経理への繰入	4,071,600	2,253,083	2,159,349	2,157,354	2,044,769	4,945,529
事業資産減価償却費	151,129	151,449	151,323	150,977	150,748	150,523
事業外費用	79,692	73,772	71,706	69,638	60,713	49,625
前期損益修正損	384	408	312	323	2,345	1,971
財産処分損	775	23	—	52	—	189
固定資産除却損	.	.	.	339	391	122
固定資産評価損	.	.	.	.	.	236,620
当 期 利 益 金	—	1,890,855	1,932,729	2,034,705	2,389,475	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

### 10 農林漁業団体職員共済組合

第147表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
団体数	7,249	7,079	6,754	6,522	6,285	6,040
組合員数	447,382	439,684	431,723	423,065	416,596	412,328
男	275,532	270,511	264,614	257,811	252,703	249,121
女	171,850	169,173	167,109	165,254	163,893	163,207
平均標準給与月額	296,582	295,961	295,482	295,097	295,681	295,174
男	336,696	335,801	335,291	335,393	334,976	334,218
女	232,267	232,257	232,444	232,234	235,092	235,577

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第148表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成19年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総数	412,328	249,121	163,207				
98	2,081	289	1,792	260	24,787	15,427	9,360
104	1,672	125	1,547	280	23,342	14,719	8,623
110	3,231	315	2,916	300	22,377	14,823	7,554
118	5,260	595	4,665	320	21,104	14,474	6,630
126	7,138	941	6,197	340	19,884	14,378	5,506
134	8,594	1,368	7,226	360	18,395	13,880	4,515
142	9,608	1,812	7,796	380	20,872	16,183	4,689
150	11,385	2,991	8,394	410	21,774	17,534	4,240
160	12,548	4,105	8,443	440	16,659	13,779	2,880
170	12,724	5,088	7,636	470	12,357	10,387	1,970
180	13,486	6,213	7,273	500	8,746	7,476	1,270
190	13,815	6,833	6,982	530	5,988	5,119	869
200	21,458	11,508	9,950	560	4,032	3,475	557
220	27,151	15,326	11,825	590	2,992	2,573	419
240	25,659	15,206	10,453	620	13,209	12,179	1,030

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第149表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)			19 (2007)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 818	1,824,402	2,066,499	242	1,777,845	2,097,854
	金額 169,954	287,062,090	45,543,966	95,206	271,742,440	46,076,568
退職共済年金	件数 722	1,080,547	1,079,355	181	1,067,910	1,071,879
	金額 78,910	143,070,684	22,980,377	26,004	134,905,675	23,018,850
障害共済年金	件数 19	14,152	18,217	10	13,292	17,800
	金額 11,188	1,573,383	756,782	2,960	1,474,388	741,865
遺族共済年金	件数 18	272,420	294,431	12	264,402	286,054
	金額 9,105	40,306,050	8,512,465	630	38,910,360	8,298,903
退職年金	件数 10	252,946	248,542	9	239,288	234,673
	金額 42,417	74,800,126	7,114,034	44,342	70,490,090	6,703,473
減額退職年金	件数 2	30,968	30,729	1	30,196	29,936
	金額 2,131	6,734,502	648,291	8,936	6,533,023	629,124
通算退職年金	件数 25	75,573	75,440	9	69,356	69,273
	金額 1,746	5,827,088	563,851	186	5,329,425	516,203
退職一時金	件数 12	.	.	7	.	.
	金額 69	.	.	184	.	.
脱退一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
障害年金	件数 6	8,339	8,073	2	7,847	7,615
	金額 6,718	1,971,834	186,504	379	1,827,695	176,380
障害一時金	件数 1	.	.	—	.	.
	金額 2,096	.	.	—	.	.
遺族年金	件数 2	80,203	79,653	—	76,856	76,284
	金額 12,324	12,398,959	988,754	—	11,914,208	961,655
通算遺族年金	件数 —	9,254	9,230	—	8,698	8,674
	金額 —	379,465	36,698	—	357,575	34,603
返還一時金	件数 1	.	.	11	.	.
	金額 3,250	.	.	11,585	.	.
死亡一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
特例死亡一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
外国人一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
特例老齢農林年金	件数 .	.	222,824	.	.	295,660
	金額 .	.	3,751,292	.	.	4,990,255
特例遺族農林年金	件数 .	.	4	.	.	—
	金額 .	.	4,818	.	.	—
特例脱退一時金	件数 .	.	1	.	.	3
	金額 .	.	100	.	.	3,731
特例障害農林年金	件数 .	.	.	.	.	.
	金額 .	.	.	.	.	.
特例遺族農林年金	件数 .	.	.	.	.	.
	金額 .	.	.	.	.	.
特例返還一時金	件数 .	.	—	.	.	3
	金額 .	.	—	.	.	1,525

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第150表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	人員 17,306 金額 1,735,239	人員 15,277 金額 1,416,000	人員 16,442 金額 1,500,938	人員 12,984 金額 1,109,604	人員 15,878 金額 1,500,798	人員 24,006 金額 2,241,105
退職共済年金	人員 6,627 金額 544,551	人員 1,879 金額 74,813	人員 1,488 金額 44,249	人員 1,476 金額 35,680	人員 1,237 金額 26,622	人員 823 金額 17,473
障害共済年金	人員 210 金額 59,349	人員 79 金額 18,183	人員 65 金額 11,321	人員 58 金額 7,760	人員 24 金額 2,202	人員 30 金額 3,164
遺族共済年金	人員 987 金額 149,644	人員 59 金額 5,883	人員 35 金額 4,936	人員 59 金額 3,525	人員 16 金額 1,263	人員 16 金額 581
退職年金	人員 23 金額 3,869	人員 27 金額 4,116	人員 28 金額 3,767	人員 25 金額 3,143	人員 22 金額 2,683	人員 16 金額 2,094
減額退職年金	人員 2 金額 247	人員 2 金額 266	人員 1 金額 86	—	—	—
通算退職年金	人員 262 金額 6,877	人員 40 金額 944	人員 45 金額 1,259	人員 40 金額 624	人員 43 金額 686	人員 49 金額 790
障害年金	人員 12 金額 1,929	人員 13 金額 2,299	人員 8 金額 1,762	人員 10 金額 1,482	人員 7 金額 701	人員 7 金額 1,705
遺族年金	人員 1 金額 73	人員 1 金額 1,165	—	—	—	—
通算遺族年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
特例老齢農林年金	人員 9,182 金額 968,701	人員 13,177 金額 1,308,332	人員 14,772 金額 1,433,558	人員 11,316 金額 1,057,391	人員 14,528 金額 1,465,614	人員 23,065 金額 2,215,297
特例障害農林年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
遺族農林年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 1,027	人員 — 金額 —

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	人員 357,130 金額 53,322,467	人員 363,799 金額 56,068,877	人員 371,224 金額 48,760,124	人員 375,077 金額 48,570,980	人員 381,076 金額 48,560,816	人員 395,970 金額 50,082,005
退職共済年金	人員 203,913 金額 28,548,230	人員 216,142 金額 30,746,077	人員 229,314 金額 27,250,955	人員 238,890 金額 27,886,866	人員 251,089 金額 28,829,431	人員 271,436 金額 31,050,012
障害共済年金	人員 3,574 金額 1,032,008	人員 3,555 金額 1,049,510	人員 3,516 金額 956,812	人員 3,466 金額 930,274	人員 3,384 金額 897,406	人員 3,308 金額 883,613
遺族共済年金	人員 54,353 金額 10,259,032	人員 53,188 金額 10,265,665	人員 51,967 金額 9,052,506	人員 50,720 金額 8,807,322	人員 49,282 金額 8,495,849	人員 47,924 金額 8,307,648
退職年金	人員 52,830 金額 9,934,282	人員 50,416 金額 10,318,284	人員 47,844 金額 8,476,491	人員 45,359 金額 8,047,951	人員 42,720 金額 7,580,913	人員 40,343 金額 7,176,736
減額退職年金	人員 5,752 金額 817,919	人員 5,621 金額 868,188	人員 5,488 金額 738,561	人員 5,347 金額 718,718	人員 5,209 金額 700,081	人員 5,087 金額 683,954
通算退職年金	人員 16,635 金額 813,349	人員 15,496 金額 825,950	人員 14,394 金額 668,318	人員 13,282 金額 617,754	人員 12,198 金額 565,967	人員 11,335 金額 524,672
障害年金	人員 2,147 金額 372,192	人員 2,068 金額 379,464	人員 1,990 金額 321,893	人員 1,904 金額 308,949	人員 1,814 金額 291,515	人員 1,740 金額 279,843
遺族年金	人員 15,999 金額 1,497,404	人員 15,477 金額 1,565,942	人員 14,959 金額 1,253,012	人員 14,435 金額 1,213,331	人員 13,805 金額 1,162,251	人員 13,297 金額 1,139,898
通算遺族年金	人員 1,927 金額 48,052	人員 1,836 金額 49,798	人員 1,752 金額 41,576	人員 1,674 金額 39,815	人員 1,575 金額 37,403	人員 1,500 金額 35,630

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度以降の「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第151表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《年金》						
新規裁定	100,268	92,688	91,287	85,459	94,521	93,356
退職共済年金	82,172	39,815	29,737	24,173	21,522	21,231
障害共済年金	282,613	230,161	174,165	133,791	91,758	105,450
遺族共済年金	151,615	99,707	141,023	59,739	78,944	36,338
退職年金	168,213	152,444	134,525	125,704	121,968	130,894
減額退職年金	123,250	133,050	86,100	—	—	—
通算退職年金	26,248	23,595	27,984	15,603	15,947	16,131
障害年金	160,767	176,877	220,225	148,180	100,100	243,629
遺族年金	7,310	1,164,600	—	—	—	—
通算遺族年金	—	—	—	—	—	—
特例老齢農林年金	105,500	99,289	97,046	93,442	100,882	96,046
特例遺族農林年金	・	・	・	・	1,027,000	—
年度末現在	149,308	154,120	131,350	129,496	127,431	126,479
退職共済年金	141,630	147,045	123,009	122,168	121,191	123,014
障害共済年金	288,754	295,221	272,131	268,400	265,191	267,114
遺族共済年金	188,748	193,007	174,197	173,646	172,375	173,333
退職年金	188,042	204,663	177,169	177,428	177,456	177,893
減額退職年金	142,197	154,454	134,577	134,415	134,398	134,451
通算退職年金	48,894	53,301	46,430	46,511	46,398	46,288
障害年金	173,354	183,493	161,755	162,263	160,703	160,829
遺族年金	93,594	101,179	83,763	84,055	84,191	85,726
通算遺族年金	24,936	27,123	23,731	23,784	23,748	23,754
特例老齢農林年金	105,437	100,528	97,088	95,142	95,499	95,480
特例遺族農林年金	・	・	・	・	1,027,000	—
《一時金》						
退職一時金	6,170	6,867	5,930	7,271	5,754	26,286
脱退一時金	1,667,150	5,438,250	—	—	—	—
障害一時金	—	—	2,369,950	1,615,800	2,095,700	—
返還一時金	679,268	1,048,545	586,478	463,438	3,250,300	1,053,136
死亡一時金	221,989	266,500	425,969	—	—	—
特例死亡一時金	3,802,150	—	—	—	—	—
外国人一時金	383,867	—	—	—	—	—
特例年金						
特例脱退一時金	1,041,700	2,977,100	2,164,800	3,103,933	100,000	1,243,800
特例返還一時金	—	8,364,400	2,764,700	—	—	508,300

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度以降の一時金の特例年金以外は、共済年金(権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの)である。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955	809,040,890	773,151,041	739,330,045
掛 金 収 入	26,827,667	33,031	.	.	.	.
国 庫 補 助 金	13,821,056	4,910,689	3,123,117	1,846,900	1,459,511	1,515,658
負 担 金 収 入	5,868,058	6,314,824	13,538,343	23,313,814	22,945,791	22,658,788
厚生年金保険料 相 当 額 収 入	285,844,562	25,781,358	14,657	69	—	—
厚生年金特別保険料 相 当 額 収 入	4,756,591	331,338	19	—	—	—
児童手当拋出金 相 当 額 収 入	1,612,015	145,394	—	—	—	—
基礎年金交付金	8,492,362	73,702	221,274	—	—	—
給付金返還金	862,373	424,116	295,806	255,225	161,625	70,433
雑 収 入	154	19	1	24	230	—
運 用 収 入	10,072,510	7,198,467	5,934,915	5,484,391	4,408,362	3,550,047
責任準備金戻入	389,686,330	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571
不足責任準備金繰入	87,197,316	183,260,459	288,446,101	285,945,318	271,900,353	45,670,392
事 業 外 収 益	339	170	102	112	149	143
前期損益修正益	.	335	—	—	—	—
当 期 損 失 金	1,584,905,431	—	—	—	—	—
固定資産売却益	.	.	912,844	—	—	225,588,013
支 出	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955	809,040,890	773,151,041	739,330,045
退 職 給 付 金	86,738,179	40,934,601	39,441,737	35,330,879	35,175,924	35,943,317
障 害 給 付 金	1,801,972	1,275,176	1,137,610	1,041,706	963,089	921,087
遺 族 給 付 金	21,720,479	11,645,751	11,045,871	9,894,138	9,562,136	9,293,128
基礎年金拋出金	31,100,615	9,497,341	2,345,792	—	—	—
年金保険者拋出金	121,211	224,344	3,585	—	—	—
厚生年金移換金	1,580,000,000	29,737,832	.	.	.	.
厚生年金保険料	285,844,562	25,781,358	14,657	69	—	—
厚生年金特別保険料	4,756,591	331,338	19	—	—	—
児童手当拋出金	1,612,015	145,394	—	—	—	—
その他事業費用	3,265,059	2,102,494	2,389,283	857,587	103,711	1,785,137
業務経理へ繰入金	1,009,558	1,065,469	1,156,895	1,194,359	1,102,376	1,063,441
責任準備金繰入	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791
不足責任準備金戻入	.	87,197,316	183,260,459	288,446,101	285,945,318	271,900,353
事 業 外 費 用	.	4,121	—	—	20,956	4,538
前期損益修正損	1,582	1,533	1,009	1,031	960	1,253
固定資産売却損	—	—	—	—	—	—
年度末現在給付準備金	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第153表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	3,339,099	2,869,474	2,386,237	2,246,694	2,150,311	2,256,251
国庫補助金	449,873	448,202	344,425	341,628	331,758	320,691
事務受託料	1,344,695	825,979	726,133	700,447	698,765	596,185
助成金	500,650	513,000	100,000	—	—	—
給付経理より受入	1,009,297	1,057,252	1,149,435	1,189,704	1,096,463	1,063,441
資産見返繰入金戻入	27,230	20,375	63,690	15,902	16,345	256,264
受取利息	2,803	360	701	831	6,346	18,935
雑 益	4,550	4,308	1,851	1,181	634	735
支 出	3,339,099	2,869,474	2,386,237	2,249,694	2,150,311	2,256,251
人件費	1,598,839	1,437,716	1,264,756	1,254,740	1,130,140	1,117,672
事務費	1,699,590	1,411,384	1,057,791	979,052	1,003,827	1,117,773
減価償却費	22,967	19,821	16,144	15,816	16,129	19,119
雑 損	17,704	553	—	86	216	1,687
固定資産除却損	—	—	47,546	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

## 11 船員保険

第154表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《船舶所有者数》						
普通保険	6,912	6,611	6,460	6,347	6,292	6,237
漁船	2,754	2,651	2,628	2,550	2,516	2,483
その他	4,164	3,966	3,838	3,802	3,781	3,760
失業保険	4,541	4,363	4,205	4,121	4,036	3,958
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	71,317	66,818	63,288	61,935	60,831	59,732
漁船	26,218	24,498	23,090	21,750	20,367	19,457
その他	45,099	42,320	40,198	40,185	40,464	40,275
任意継続適用	6,836	6,620	5,661	4,146	4,003	3,767
失業保険	58,794	54,992	52,216	50,791	49,526	48,753
《被扶養者数》	134,211	124,341	116,197	107,503	103,118	97,846
被保険者1人当り被扶養者数	1.717	1.693	1.685	1.627	1.590	1.541
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	372,691	369,469	386,646	383,845	381,364	383,848
漁船	290,641	285,104	332,947	329,453	328,997	335,188
その他	420,390	418,305	417,491	413,285	407,723	407,356
任意継続適用	326,440	321,445	325,555	329,937	323,068	321,434
失業保険	398,860	396,882	410,448	407,874	406,203	408,697

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。  
資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ



第155表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成19年3月末現在

標準報酬 月額 (千円)	普通保険(強制適用)			失業保険
	合計	漁船	その他	
総数	59,732	19,457	40,275	48,753
98	1,217	813	404	240
104	194	127	67	48
110	222	195	27	22
118	303	272	31	164
126	243	196	47	56
134	307	269	38	129
142	388	374	14	238
150	906	621	285	303
160	373	318	55	139
170	477	337	140	249
180	1,107	695	412	686
190	730	482	248	395
200	1,834	1,049	785	916
220	1,737	930	807	1,094
240	1,973	757	1,216	1,332
260	2,562	980	1,582	1,908
280	2,454	781	1,673	2,011
300	4,014	1,089	2,925	3,372
320	3,005	931	2,074	2,640
340	3,303	907	2,396	3,011
360	3,377	792	2,585	3,023
380	4,011	816	3,195	3,672
410	4,600	903	3,698	4,328
440	4,056	843	3,213	3,776
470	3,323	655	2,668	3,072
500	2,800	556	2,244	2,572
530	2,158	458	1,700	2,014
560	1,578	378	1,200	1,444
590	1,188	240	948	1,096
620	999	254	745	930
650	747	188	559	681
680	520	127	393	483
710	567	172	395	478
750	412	138	274	378
790	372	175	197	300
830	298	110	188	277
880	283	126	157	246
930	215	98	117	202
980	879	306	573	828

資料：社会保険庁「事業年報」

第156表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数	1,876,847	1,765,286	1,644,520	1,586,760	1,586,657	1,579,993
	金額	31,560,619	28,654,725	26,527,390	25,379,268	25,539,753	24,893,437
被 保 險 者 分	件数	708,399	659,101	594,798	570,184	566,828	564,308
	金額	17,482,085	15,879,337	14,173,773	13,531,100	13,365,444	12,888,658
診 療 費	件数	515,967	472,863	422,392	401,658	396,216	388,824
	日数	1,307,727	1,177,594	1,019,783	940,876	894,273	856,084
	金額	11,316,177	10,200,081	8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294
薬 剤 支 給	件数	156,332	153,004	141,712	138,921	141,557	145,513
	枚数	218,665	206,302	186,458	179,329	179,944	182,719
	金額	1,075,764	1,081,959	988,504	995,464	1,064,633	1,089,814
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	15,338	13,991	12,400	11,408	10,609	10,218
	回数	222,572	199,458	169,220	153,172	136,855	349,013
	金額	387,906	348,958	301,787	276,678	253,448	192,693
訪問看護療養費	件数	30	25	35	37	19	26
	日数	243	210	348	397	245	227
	金額	1,704	1,480	3,005	3,309	1,705	1,831
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1	—	1	1	1	—
	回数	73	—	13	24	32	—
	金額	8	—	2	3	4	—
療 養 費	件数	16,631	15,641	13,932	13,842	13,724	14,476
	金額	260,892	159,787	165,593	168,674	170,374	179,982
移 送 費	件数	34	14	34	26	22	18
	金額	14,642	5,806	22,018	5,248	3,982	6,843
高 額 療 養 費	件数	2,479	2,084	2,258	2,071	1,851	2,102
	金額	221,192	182,417	265,052	273,371	239,714	265,936
傷 病 手 当 金	件数	16,604	15,160	14,142	13,355	13,141	13,086
		(6,184)	(6,145)	(5,588)	(5,320)	(5,375)	(5,307)
	日数	521,938	465,960	443,982	418,952	409,221	416,126
		(192,124)	(185,540)	(176,395)	(165,902)	(167,936)	(170,309)
	金額	3,992,201	3,683,739	3,593,351	3,480,840	3,503,423	3,519,707
		(1,829,660)	(1,786,747)	(1,744,859)	(1,669,701)	(1,789,235)	(1,792,508)
葬 祭 料	件数	293	271	272	246	256	234
		(66)	(54)	(43)	(50)	(56)	(53)
	金額	195,020	189,154	185,721	177,348	188,301	163,162
		(45,441)	(36,785)	(30,853)	(38,748)	(43,253)	(39,330)
出 産 育 児 一 時 金	件数	11	14	6	10	12	10
	金額	3,300	4,200	1,800	3,000	3,600	3,200
出 産 手 当 金	件数	17	25	14	17	29	19
	日数	2,469	3,756	1,504	2,225	2,519	2,022
	金額	13,281	21,755	7,761	10,582	13,971	10,197
被 扶 養 者 分	件数	1,168,110	1,103,585	1,032,065	984,247	971,497	950,933
	金額	14,046,981	12,695,418	11,951,274	11,116,461	11,119,224	10,628,089
診 療 費	件数	857,103	794,688	734,755	693,682	678,611	654,632
	日数	1,880,421	1,703,656	1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920
	金額	11,162,988	9,962,261	9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951
薬 剤 支 給	件数	281,561	281,335	270,813	264,246	266,138	268,353
	枚数	428,931	417,715	396,553	380,210	375,356	374,727
	金額	1,282,570	1,290,254	1,391,968	1,350,733	1,399,013	1,402,495
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	15,391	13,661	12,395	10,866	10,601	10,099
	回数	206,952	179,454	157,493	141,104	132,987	342,883
	金額	285,455	247,909	216,208	196,513	186,773	137,235

訪問看護療養費	件数	209	181	187	204	255	325
	日数	931	867	896	1,053	1,461	2,083
	金額	6,210	5,849	6,002	7,105	9,725	13,562
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	1	—	1	1	7
	回数	—	61	—	92	86	2,463
	金額	—	17	—	26	11	229
療 養 費	件数	23,330	22,003	20,718	20,688	20,827	21,996
	金額	140,266	127,941	124,133	126,403	119,690	126,709
移 送 費	件数	3	5	4	3	5	—
	金額	188	83	46	128	276	—
高 額 療 養 費	件数	3,601	3,200	3,576	3,549	3,786	3,760
	金額	243,600	200,202	340,198	345,600	359,036	353,244
家 族 葬 祭 料	件数	963	886	784	773	774	768
	金額	523,704	475,101	435,266	422,512	435,872	431,414
家族出産育児一時金	件数	1,340	1,286	1,228	1,101	1,100	1,092
	金額	402,000	385,800	368,400	330,300	330,000	351,250
高 齢 受 給 者 分 ( 一 般 )	件数	・	2,028	15,632	29,362	43,773	58,582
	金額	・	40,253	302,158	605,732	904,770	1,166,141
診 療 費	件数	・	1,474	11,087	20,671	30,609	40,263
	日数	・	3,778	29,830	56,479	81,556	103,957
	金額	・	33,769	247,019	498,434	734,544	937,171
薬 剤 支 給	件数	・	554	4,545	8,691	13,150	18,303
	枚数	・	904	7,400	13,673	19,831	27,332
	金額	・	5,778	49,535	94,133	150,827	208,102
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	・	35	280	564	827	1,126
	回数	・	460	3,841	8,658	12,549	47,207
	金額	・	706	5,603	13,165	18,892	19,922
訪問看護療養費	件数	・	・	・	・	14	16
	日数	・	・	・	・	59	117
	金額	・	・	・	・	507	947
高 齢 受 給 者 分 ( 一 定 以 上 所 得 者 )	件数	・	254	1,596	2,507	4,013	5,442
	金額	・	2,996	44,040	61,935	81,303	131,498
診 療 費	件数	・	184	1,207	1,873	2,865	3,769
	日数	・	401	3,526	5,314	6,807	8,586
	金額	・	2,458	39,058	54,684	69,808	114,032
薬 剤 支 給	件数	・	70	389	634	1,148	1,673
	枚数	・	92	588	1,000	1,631	2,261
	金額	・	523	3,744	5,575	9,817	15,529
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	・	3	56	66	81	124
	回数	・	13	703	1,007	1,066	4,209
	金額	・	15	1,239	1,676	1,677	1,937
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	件数	338	318	429	460	546	728
	金額	31,554	36,721	56,146	64,040	69,013	79,050

(注) 1 ( )内の数字は職務上(再掲)を示す。

2 「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。

4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

6 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第157表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被保険者分	件数 515,967 日数 1,307,727 金額 11,316,177	472,863 1,177,594 10,200,081	422,392 1,019,783 8,639,179	401,658 940,876 8,136,583	396,216 894,273 7,922,287	388,824 856,084 7,455,294
一般診療	件数 420,462 日数 1,051,567 金額 9,557,049	383,412 938,941 8,582,150	341,334 805,214 7,268,460	324,182 739,911 6,854,920	318,335 695,167 6,668,440	314,394 672,090 6,391,735
入院	件数 17,361 日数 263,293 金額 5,433,538	15,857 236,133 4,941,664	14,040 201,610 4,269,620	12,854 181,677 4,010,891	11,931 161,967 3,816,031	11,442 152,657 3,623,836
入院外	件数 403,101 日数 788,274 金額 4,123,511	367,555 702,808 3,640,486	327,294 603,604 2,998,840	311,328 558,234 2,844,029	306,404 533,200 2,852,409	302,952 519,433 2,767,899
歯科診療	件数 95,505 日数 256,160 金額 1,759,127	89,451 238,653 1,617,932	81,058 214,569 1,370,720	77,476 200,965 1,281,663	77,881 199,106 1,253,846	74,430 183,994 1,063,559
被扶養者分	件数 857,103 日数 1,880,421 金額 11,162,988	794,688 1,703,656 9,962,261	734,755 1,545,242 9,069,053	693,682 1,422,323 8,337,141	678,611 1,361,457 8,278,828	654,632 1,284,920 7,811,951
一般診療	件数 718,753 日数 1,541,493 金額 9,796,857	663,503 1,387,121 8,705,862	613,803 1,257,438 7,910,837	576,646 1,153,072 7,261,710	562,645 1,099,129 7,226,724	543,684 1,039,280 6,842,151
入院	件数 16,781 日数 231,055 金額 4,460,414	14,993 201,665 3,876,471	13,582 176,830 3,290,578	11,948 158,099 2,941,722	11,783 150,875 2,963,265	11,117 138,353 2,807,510
入院外	件数 701,972 日数 1,310,438 金額 5,336,443	648,510 1,185,456 4,829,391	600,221 1,080,608 4,620,259	564,698 994,973 4,319,988	550,862 948,254 4,263,459	532,567 900,927 4,034,641
歯科診療	件数 138,350 日数 338,928 金額 1,366,132	131,185 316,535 1,256,399	120,952 287,804 1,158,215	117,036 269,251 1,075,431	115,966 262,328 1,052,104	110,948 245,640 969,801
高齢受給者分(一般)	件数 . 日数 . 金額 .	1,474 3,778 33,769	11,087 29,830 247,019	20,671 56,479 498,434	30,609 81,556 734,544	40,263 103,957 937,171
一般診療	件数 . 日数 . 金額 .	1,365 3,502 32,108	10,237 27,588 232,815	19,017 52,127 469,826	28,078 74,923 690,755	37,247 95,938 886,088
入院	件数 . 日数 . 金額 .	35 480 16,099	293 4,261 108,558	594 9,534 241,461	880 13,956 354,101	1,191 18,516 452,070
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	1,330 3,022 16,009	9,944 23,327 124,257	18,423 42,593 228,365	27,198 60,967 336,654	36,056 77,422 434,018
歯科診療	件数 . 日数 . 金額 .	109 276 1,661	850 2,242 14,205	1,654 4,352 28,608	2,531 6,633 43,789	3,016 8,019 51,082
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 . 日数 . 金額 .	184 401 2,458	1,207 3,526 39,058	1,873 5,314 54,684	2,865 6,807 69,808	3,769 8,586 114,032
一般診療	件数 . 日数 . 金額 .	158 328 2,006	1,055 3,102 36,562	1,644 4,689 50,943	2,495 5,863 64,715	3,334 7,511 107,851
入院	件数 . 日数 . 金額 .	3 14 584	57 782 24,985	73 1,201 31,843	85 1,146 35,722	128 1,713 75,429
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	155 314 1,422	998 2,320 11,577	1,571 3,488 19,100	2,410 4,717 28,993	3,206 5,798 32,422
歯科診療	件数 . 日数 . 金額 .	26 73 451	152 424 2,496	229 625 3,740	370 944 5,093	435 1,075 6,180

(注) 1 老人保健による給付分を除く。  
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第158表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額:円)

区 分			平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《被保険者分》								
診 療 費	一 般 診 療	1000人当件数	6,408.73	6,280.59	6,013.37	6,041.33	6,064.99	6,105.16
		1件当日数	2.53	2.49	2.41	2.34	2.26	2.20
		1件当金額	21,932	21,571	20,453	20,257	19,995	19,174
	入 院	1人当金額	140,556	135,478	122,991	122,382	121,269	117,060
		1000人当件数	5,222.48	5,092.47	4,859.40	4,876.02	4,872.87	4,936.47
		1件当日数	2.50	2.45	2.36	2.28	2.18	2.14
	入 院 外	1件当金額	22,730	22,384	21,294	21,145	20,948	20,330
		1人当金額	118,706	113,988	103,477	103,105	102,076	100,360
		1000人当件数	215.64	210.61	199.88	193.34	182.63	179.66
	菌 科 診 療	1件当日数	15.17	14.89	14.36	14.13	13.58	13.34
		1件当金額	312,974	311,639	304,104	312,034	319,842	316,713
		1人当金額	67,489	65,635	60,784	60,328	58,413	56,900
看 護 費	1000人当件数	5,006.84	4,881.88	4,659.51	4,682.68	4,690.21	4,756.83	
	1件当日数	1.96	1.91	1.84	1.79	1.74	1.71	
	1件当金額	10,229	9,905	9,163	9,135	9,309	9,136	
傷 病 手 当 金	1人当金額	51,217	48,353	42,693	42,777	43,663	43,460	
	1000人当件数	1,186.25	1,188.09	1,153.98	1,165.32	1,192.15	1,168.67	
	1件当日数	2.68	2.67	2.65	2.59	2.56	2.47	
葬 祭 料	1件当金額	18,419	18,087	16,910	16,543	16,100	14,289	
	1人当金額	21,850	21,489	19,514	19,277	19,193	16,700	
	1000人当日数	—	·	·	·	·	·	
出 産 手 当 金	1日当金額	—	·	·	·	·	·	
	1000人当件数	204.76	199.72	199.50	198.91	198.72	202.65	
	1人当日数	6.44	6.14	6.26	6.24	6.19	6.44	
《被扶養者分》	診 療 費	1件当金額	240,436	242,991	254,091	260,639	266,602	268,967
		1000人当件数	3.61	3.57	3.84	3.66	3.87	3.62
		1000人当件数	0.21	0.33	0.20	0.25	0.44	0.29
一 般 診 療	入 院	1件当金額	781,214	870,212	554,348	622,497	481,768	536,685
		1000人当件数	7,023.39	7,047.77	7,026.53	7,170.01	7,328.96	7,456.75
		1件当日数	2.19	2.14	2.10	2.05	2.01	1.96
	入 院 外	1件当金額	13,024	12,536	12,343	12,019	12,200	11,933
		1人当金額	91,473	88,351	86,728	86,174	89,411	88,984
		1000人当件数	5,889.68	5,884.36	5,869.84	5,960.29	6,076.54	6,192.94
	菌 科 診 療	1件当日数	2.14	2.09	2.05	2.00	1.95	1.91
		1件当金額	13,630	13,121	12,888	12,593	12,844	12,585
		1人当金額	80,278	77,209	75,652	75,058	78,048	77,937
	看 護 費	1000人当件数	137.51	132.97	129.89	123.50	127.26	126.63
		1件当日数	13.77	13.45	13.02	13.23	12.80	12.45
		1件当金額	265,801	258,552	242,275	246,210	251,486	252,542
家 族 葬 祭 料	1人当金額	36,550	34,379	31,468	30,406	32,003	31,980	
	1000人当件数	5,752.19	5,751.37	5,739.97	5,836.81	5,949.28	6,066.33	
	1件当日数	1.87	1.83	1.80	1.76	1.72	1.69	
一 般 診 療	1件当金額	7,602	7,447	7,698	7,650	7,740	7,576	
	1人当金額	43,729	42,830	44,184	44,652	46,045	45,958	
	1000人当件数	1,133.69	1,163.43	1,156.68	1,209.70	1,252.43	1,263.78	
看 護 費	1件当日数	2.45	2.41	2.38	2.30	2.26	2.21	
	1件当金額	9,874	9,577	9,576	9,189	9,073	8,741	
	1人当金額	11,195	11,142	11,076	11,116	11,363	11,047	
家 族 葬 祭 料	1000人当日数	—	·	·	·	·	·	
	1日当金額	—	·	·	·	·	·	
	1000人当件数	6.95	6.92	6.60	7.03	7.34	7.68	

第3部 社会保障関係統計資料編

《高齢受給者分（一般）》								
診療費	1000人当件数	・	7,255.13	15,299.45	15,526.54	15,839.07	16,143.95	
	1件当日数	・	2.56	2.69	2.73	2.66	2.58	
	1件当金額	・	22,910	22,280	24,113	23,998	23,276	
	1人当金額	・	166,214	340,873	374,387	380,100	375,770	
	入院	1000人当件数	・	172.27	404.32	446.17	455.37	477.55
		1件当日数	・	13.71	14.54	16.05	15.86	15.55
		1件当金額	・	459,959	370,505	406,500	402,388	379,572
	入院外	1人当金額	・	79,238	149,804	181,368	183,235	181,263
		1000人当件数	・	6,546.35	13,722.17	13,838.01	14,074.00	14,457.10
		1件当日数	・	2.27	2.35	2.31	2.24	2.15
	歯科診療	1件当金額	・	12,037	12,496	12,396	12,378	12,037
		1人当金額	・	78,798	171,467	171,531	174,206	174,025
1000人当件数		・	536.51	1,172.95	1,242.36	1,309.70	1,209.30	
	1件当日数	・	2.53	2.64	2.63	2.62	2.66	
	1件当金額	・	15,243	16,711	17,296	17,301	16,937	
	1人当金額	・	8,178	19,602	21,488	22,659	20,482	
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診療費	1000人当件数	・	6,494.12	13,288.07	13,128.50	15,839.07	14,440.61	
	1件当日数	・	2.18	2.92	2.84	2.66	2.28	
	1件当金額	・	13,356	32,359	29,196	23,998	30,255	
	1人当金額	・	86,736	429,991	383,298	380,100	436,902	
	入院	1000人当件数	・	105.88	627.52	511.68	455.37	490.42
		1件当日数	・	4.67	13.72	16.45	15.86	13.38
		1件当金額	・	194,761	438,338	436,210	402,388	589,287
	入院外	1人当金額	・	20,622	275,067	223,201	183,235	288,999
		1000人当件数	・	5,470.59	10,987.16	11,011.68	14,074.00	12,283.52
		1件当日数	・	2.03	2.32	2.22	2.24	1.81
	歯科診療	1件当金額	・	9,175	11,600	12,158	12,378	10,113
		1人当金額	・	50,195	127,449	133,881	174,206	124,224
1000人当件数		・	917.65	1,673.39	1,605.14	1,309.70	1,666.67	
	1件当日数	・	2.81	2.79	2.73	2.62	2.47	
	1件当金額	・	17,347	16,419	16,333	17,301	14,208	
	1人当金額	・	15,919	27,475	26,216	22,659	23,680	

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成18年度の平均被保険者数：63,688人（70歳未満）、64,573人（総数）  
 平成18年度の平均被扶養者数：87,791人（70歳未満）、100,045人（総数）  
 平成18年度の平均加入者数：2,494人（高齢（一般））、261人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第159表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	97	65	67	73	85	82
金額	183,876	133,950	142,022	152,163	201,668	189,977
障 害 年 金 人員	18	16	26	20	24	15
金額	37,569	34,682	63,248	42,812	55,815	39,218
遺 族 年 金 人員	79	49	41	53	61	67
金額	146,306	99,268	78,774	109,350	145,854	150,760

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	1,936	1,983	2,027	2,067	2,127	2,172
金額	4,052,788	4,129,552	4,190,491	4,262,954	4,383,451	4,512,262
障 害 年 金 人員	479	493	509	518	530	533
金額	1,020,680	1,047,291	1,084,064	1,100,981	1,125,401	1,146,037
遺 族 年 金 人員	1,457	1,490	1,518	1,549	1,597	1,639
金額	3,032,108	3,082,261	3,106,427	3,161,973	3,258,050	3,366,224

資料:社会保険庁「事業年報」

第160表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	127	118	98	100	90	91
金額	432,748	416,459	330,173	409,254	324,066	403,280
障 害 手 当 金 件数	109	107	93	88	81	80
金額	325,348	337,877	285,173	285,774	257,563	291,553
遺 族 一 時 金 件数	17	9	5	9	7	7
金額	103,320	57,960	45,000	100,080	57,312	64,181
そ の 他 の 一 時 金 件数	1	2	—	3	2	4
金額	4,080	20,622	—	23,400	9,191	47,546

資料:社会保険庁「事業年報」

第161表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
新 規 裁 定 分	1,895,630	2,082,260	2,119,727	2,084,419	2,372,566	2,316,795
障 害 年 金	2,087,211	2,085,463	2,432,612	2,140,630	2,325,604	2,614,507
遺 族 年 金	1,851,978	2,081,111	1,921,312	2,063,208	2,391,043	2,250,143
年 度 末 現 在	2,093,382	2,082,477	2,067,337	2,062,387	2,060,861	2,080,027
障 害 年 金	2,130,855	2,124,323	2,129,792	2,125,445	2,123,398	2,162,763
遺 族 年 金	2,081,062	2,068,631	2,046,395	2,041,300	2,040,107	2,053,828

資料:社会保険庁調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	3,407,465	3,529,309	3,369,108	4,092,537	3,600,731	4,431,646
障 害 手 当 金	2,984,845	3,157,725	3,066,372	3,247,428	3,179,794	3,644,408
遺 族 一 時 金	6,077,647	6,440,000	9,000,000	11,120,000	8,187,429	9,168,686
そ の 他 の 一 時 金	4,080,000	10,310,950	—	7,800,000	4,595,250	11,886,590

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料:社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	36,187	36,882	27,418	19,704	17,047	14,982
金額	6,749,175	6,812,408	4,669,448	3,090,588	2,593,922	2,324,197
失 業 保 険 金	31,858	32,954	24,400	17,283	14,522	12,734
日数	746,603	764,002	560,871	392,205	327,057	290,297
金額	5,829,406	5,766,922	4,051,500	2,614,813	2,170,664	1,908,737
傷 病 給 付 金	127	187	116	98	69	63
日数	3,775	5,105	3,109	2,653	2,159	1,770
金額	28,639	40,272	23,210	17,599	14,498	10,991
技 能 習 得 手 当						
受 講 手 当	1,748	1,019	739	550	539	499
日数	33,635	20,549	14,061	10,267	10,177	10,123
金額	20,181	12,329	7,674	5,563	5,485	5,456
通 所 手 当	1,437	716	500	386	352	335
月数	1,789	946	581	410	366	626
金額	14,210	8,239	5,831	3,652	2,943	3,566
教 育 訓 練 給 付 金	357	420	232	75	405	176
金額	49,520	64,983	38,118	6,173	17,350	9,210
寄 宿 手 当	93	126	96	63	69	67
日数	3,624	4,712	3,163	1,759	2,029	1,844
金額	1,292	1,656	1,117	622	746	648
就 業 手 当	.	.	132	149	114	120
金額	.	.	9,139	9,369	6,142	7,095
再 就 職 手 当	1,128	1,250	851	768	766	767
日数	.	.	.	.	.	.
金額	450,110	486,578	248,338	218,539	208,674	209,593
高 齢 求 職 者 給 付 金	876	926	852	718	563	556
日数	51,542	49,962	44,325	35,615	27,950	27,924
金額	355,816	431,428	284,522	214,258	167,420	168,901
移 転 に 要 す る 費 用	214	225	114	84	126	60
金額	12,988	13,638	7,603	5,123	7,375	3,771
失 業 保 険 金 年 度 末 受 給 資 格 者	2,133	2,203	1,617	1,112	1,051	923
1000人当失業者数	35.40	38.65	30.20	24.13	21.02	21.21
1 件 当 日 数	23.44	23.18	22.99	22.69	22.52	22.80
1 日 当 金 額	7,808	7,548	7,224	6,667	6,637	6,575
1 件 当 金 額	182,981	174,999	166,045	151,294	149,474	149,893
傷 病 給 付 金	29.72	27.30	26.80	27.07	31.29	28.10
1 日 当 金 額	7,586	7,889	7,465	6,634	6,715	6,210
1 件 当 金 額	225,504	215,358	200,083	179,586	210,112	174,458
受 講 手 当	19.24	20.17	19.03	18.67	18.88	20.29
1 日 当 金 額	600	600	546	542	539	539
1 件 当 金 額	11,545	12,100	10,384	10,114	10,177	10,934
寄 宿 手 当	38.97	37.40	32.95	27.92	29.41	27.52
1 日 当 金 額	357	351	353	353	368	352
1 件 当 金 額	13,897	13,142	11,637	9,866	10,812	9,675

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

3 失業保険金「年度末受給資格者」は、平成17年度以前は「月末受給人員(年間平均)」である。

資料：社会保険庁「事業年報」



第163表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	82,551,642	75,285,842	76,226,359	72,478,895	71,378,711	68,903,693
保 険 料	70,992,714	66,571,154	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469
疾 病 給 付	48,402,937	45,486,776	47,085,952	41,348,484	40,455,309	39,315,663
医 療 分	43,931,932	41,322,443	44,301,274	38,188,182	37,381,853	36,374,055
介 護 分	4,471,005	4,164,333	2,784,678	3,160,302	3,073,456	2,941,608
年 金 給 付	11,403,864	10,675,947	10,585,450	13,799,703	13,649,631	13,227,914
失 業 給 付	6,198,466	5,726,196	5,750,423	5,458,464	5,311,740	5,181,892
そ の 他	4,987,447	4,682,235	4,803,511	4,569,835	4,504,303	4,388,000
福 祉 施 設 費	4,322,454	4,057,937	4,121,600	3,917,387	3,860,853	3,761,143
業 務 取 扱 費	664,993	624,298	681,911	652,448	643,450	626,857
利 子	3,004,010	2,447,318	1,954,179	1,530,761	1,651,862	1,322,570
国 庫 負 担 金	5,667,834	5,372,408	5,406,559	4,890,935	4,280,143	4,192,821
疾 病 給 付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	24,304	22,254	20,165	19,002	18,058	16,209
失 業 給 付	1,509,731	1,226,297	1,327,839	860,136	331,274	312,899
事 務 費	1,133,799	1,123,857	1,058,555	1,011,797	930,811	863,713
積 立 金 よ り 受 入	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	2,887,084	894,962	640,285	880,713	1,525,723	1,274,833
厚生保険特会業務勘定より受入	2,372,508	231,028	232,588	233,566	563,942	160,564
雑 収 入	257,272	391,004	372,635	318,402	439,396	814,797
前 年 度 剰 余 金 受 入	257,300	282,929	35,033	328,745	522,385	299,472
支 出	85,697,456	79,498,402	73,117,772	66,850,492	63,681,384	63,449,733
保 険 給 付 費	42,649,786	39,692,742	35,495,593	32,673,383	31,879,213	32,432,232
疾 病 給 付	32,017,660	28,983,611	26,827,363	25,534,165	25,110,156	25,670,120
年 金 給 付	3,806,318	3,913,886	3,928,149	4,005,684	4,144,304	4,428,750
失 業 給 付	6,825,808	6,795,244	4,740,080	3,133,534	2,624,753	2,333,362
老 人 保 健 拠 出 金	13,304,377	13,432,683	11,783,976	8,951,246	6,930,565	6,355,883
退 職 者 給 付 拠 出 金	3,134,107	3,272,657	3,210,952	3,249,046	3,571,526	4,024,849
介 護 納 付 金	5,411,051	2,731,313	2,963,892	3,293,485	3,032,339	3,062,210
福 祉 事 業 費	4,665,980	4,330,623	4,051,253	3,569,860	3,693,589	3,461,739
事 務 費	2,154,206	2,041,780	1,950,713	1,753,895	1,639,789	1,552,211
そ の 他 の 支 出	14,377,949	13,996,604	13,661,392	13,359,577	12,934,363	12,560,609
諸 支 出 金	14,377,949	13,996,604	13,661,392	13,359,548	12,934,363	12,560,609
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	0	0	0	29	0	0
収 支 差 引 剰 余 金	△ 3,145,814	△ 4,212,560	3,108,587	5,628,403	7,697,327	5,453,960
翌 年 度 へ 繰 越	282,929	35,032	328,745	522,385	299,472	128,725
積 立 金 へ 繰 入	—	—	2,779,842	5,106,018	7,397,855	5,325,235
積 立 金 か ら 補 足	△ 3,428,743	△ 4,247,593	—	—	—	—
年 度 末 現 在 積 立 金	108,325,272	104,077,680	106,857,521	111,963,539	119,361,394	124,686,629

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第164表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
徴 収 決 定 額	77,449,614	73,170,478	74,886,178	71,055,897	69,440,789	67,053,506
前年度からの繰越額	5,484,589	6,235,395	6,038,559	6,016,479	5,405,068	4,952,784
本 年 度 分	71,965,025	66,935,083	68,847,619	65,039,418	64,035,721	62,100,722
取 納 済 額	70,992,714	66,571,154	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469
不 納 欠 損 額	221,938	559,280	643,999	471,899	568,763	582,735
取 納 未 済 額	6,234,963	6,040,044	6,016,843	5,407,511	4,951,044	4,357,303
取 納 率 ( % )	91.7	91.0	91.1	91.7	92.1	92.6

資料：社会保険庁「事業年報」

## 12 雇用保険

第165表 雇用保険適用状況

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《一般、高年齢及び短期雇用特別被保険者関係》							
適 用 事 業 所 数	2,026,679	2,028,693	2,018,978	2,005,579	2,000,557	2,001,152	2,012,349
新 規 加 入	98,150	89,552	82,778	81,281	83,042	87,966	95,295
廃 止 ・ 脱 退	80,988	88,507	93,506	95,967	89,308	88,904	85,525
被 保 険 者 数	33,523,678	33,607,057	33,624,383	33,939,485	34,602,550	35,233,937	36,150,645
資 格 取 得 者 数	541,285	578,012	578,725	594,837	627,660	645,540	686,839
資 格 喪 失 者 数	534,468	570,483	576,694	568,005	571,839	592,423	609,833
《日雇労働被保険者関係》							
被 保 険 者 数	45,396	41,600	37,675	35,161	31,872	28,434	25,057

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第166表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成19年3月現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
<b>《事業所数》</b>						
合 計	2,012,349	1,213,586	615,501	125,495	49,498	8,269
農 業	10,197	6,858	2,970	317	52	0
林 業	2,711	1,671	864	164	12	0
漁 業	2,314	1,698	563	40	10	3
鉱 業	3,270	1,624	1,412	200	31	3
建 設 業	311,895	208,070	94,075	7,853	1,675	222
製 造 業	340,609	170,799	120,450	33,551	13,582	2,227
電気・ガス・熱供給・水道業	1,925	872	603	231	129	90
情 報 通 信 業	50,780	27,852	16,015	4,436	2,050	427
運 輸 業	74,396	25,612	32,871	11,268	4,103	542
卸 売 ・ 小 売 業	408,185	259,524	117,697	21,138	8,295	1,531
金 融 ・ 保 険 業	23,409	11,220	7,948	2,403	1,379	459
不 動 産 業	40,642	30,038	8,582	1,402	526	94
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	81,498	57,258	19,555	3,375	1,111	199
医 療 ・ 福 祉	188,008	102,806	63,896	14,656	6,085	565
教 育 ・ 学 習 支 援 業	28,115	12,779	11,635	2,541	960	200
複 合 サ ー ビ ス 業	25,767	20,041	3,879	964	722	161
サ ー ビ ス 業	400,208	264,285	107,447	19,383	7,683	1,410
公 務 類	16,782	9,433	4,644	1,502	1,071	132
分 類 不 能	1,638	1,146	395	71	22	4
<b>《被保険者数》</b>						
合 計	36,150,645	2,039,642	6,863,997	6,568,961	9,884,343	10,793,702
農 業	67,859	10,515	31,334	16,247	9,763	0
林 業	21,323	2,284	9,360	8,108	1,571	0
漁 業	13,001	1,842	6,086	1,749	1,453	1,871
鉱 業	37,612	2,823	16,405	9,654	6,360	2,370
建 設 業	2,225,657	334,868	950,872	379,610	319,116	241,191
製 造 業	9,081,094	297,248	1,431,853	1,769,575	2,682,512	2,899,906
電気・ガス・熱供給・水道業	211,569	1,565	7,788	13,109	25,955	163,152
情 報 通 信 業	1,435,722	41,896	190,477	235,569	414,861	552,919
運 輸 業	2,682,111	47,428	427,632	589,523	778,642	838,886
卸 売 ・ 小 売 業	6,774,955	425,896	1,286,240	1,089,588	1,666,658	2,306,573
金 融 ・ 保 険 業	1,312,343	17,638	109,643	123,983	334,106	726,973
不 動 産 業	444,699	44,850	89,974	72,322	106,145	131,408
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	947,622	84,323	210,890	172,504	218,256	261,649
医 療 ・ 福 祉	3,399,775	223,028	695,354	806,278	1,181,215	493,900
教 育 ・ 学 習 支 援 業	761,737	21,472	145,791	135,269	190,759	268,446
複 合 サ ー ビ ス 業	422,048	28,125	41,744	53,493	165,089	133,597
サ ー ビ ス 業	5,788,341	437,608	1,152,445	1,005,284	1,555,856	1,637,148
公 務 類	502,157	14,379	55,805	83,383	221,626	126,964
分 類 不 能	21,020	1,854	4,304	3,713	4,400	6,749

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第167表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成16年度 (2004)			17 (2005)			18 (2006)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,443,278,631	—	—	1,365,366,151	—	—	1,270,054,257
I 一般求職者給付	—	—	1,103,706,127	—	—	994,391,998	—	—	905,989,036
基本手当	—	—	1,087,286,948	—	—	978,191,407	—	—	8,891,000,900
基本分	1,790,799	682,046	1,050,614,684	1,704,781	627,837	940,942,732	1,606,197	583,255	857,123,802
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別延長給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訓練延長給付	104,515	23,046	36,487,911	110,159	23,642	37,055,073	101,578	21,538	33,739,555
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	292	112	184,353	282	112	193,603	200	79	137,543
技能習得手当	—	—	12,375,760	—	—	12,739,504	—	—	11,746,519
受講手当	172,179	51,462	6,059,237	175,945	52,661	6,207,424	159,333	48,328	5,729,690
特定職種受講手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所手当	164,420	48,920	6,316,522	168,052	49,988	6,532,080	152,028	45,892	6,016,828
寄宿手当	44	27	3,627	34	26	3,449	30	19	2,457
傷病手当	11,404	2,074	4,039,792	10,319	1,815	3,457,638	9,402	1,672	3,239,160
II 高年齢求職者給付	110,024	—	24,263,012	108,194	—	23,552,058	109,877	—	23,881,507
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	253,910	—	63,304,595	235,339	—	58,216,471	220,509	—	54,534,408
IV 就職促進給付	—	—	10,938,131	—	—	57,346,967	—	—	65,024,754
就業手当	32,590	53,913	1,186,777	82,642	155,664	4,555,969	75,096	151,824	4,772,595
再就職手当	65,619	—	9,360,520	319,361	—	52,497,274	366,633	—	59,922,916
常用就職支度金	2,513	—	334,124	1,988	—	243,769	2,296	—	279,407
移転費	455	—	52,763	403	—	48,142	385	—	47,785
広域求職活動費	79	—	3,947	43	—	1,814	42	—	2,053
V 雇用継続給付	321,627	—	222,954,833	320,851	—	216,466,155	320,851	—	207,577,168
高年齢雇用継続給付	119,292	—	138,887,539	103,857	—	125,532,735	125,382	—	110,503,006
基本給付金	118,491	—	138,499,084	103,067	—	125,317,395	124,785	—	110,318,625
再就職給付金	801	—	388,454	790	—	215,340	597	—	184,381
育児休業給付	197,349	—	82,777,120	210,912	—	89,542,194	210,912	—	95,607,258
基本給付金	111,928	—	65,733,253	118,339	—	70,668,898	131,542	—	75,909,629
職場復帰給付金	85,421	—	17,043,867	92,573	—	18,873,296	97,893	—	19,697,629
介護休業給付	4,986	—	1,290,174	6,082	—	1,391,226	6,559	—	1,466,904
VI 日雇求職者給付	—	—	18,111,933	—	—	15,392,502	—	—	13,047,384
普通給付	—	19,490	18,110,221	—	17,232	15,390,424	—	15,103	13,046,361
第1級	—	16,096	15,764,451	—	14,067	13,250,650	—	12,251	11,140,965
第2級	—	2,065	1,571,444	—	2,020	1,508,378	—	1,780	1,304,959
第3級	—	1,399	764,066	—	1,201	647,566	—	1,115	592,510
第4級	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特例給付	6	2	1,712	7	2	2,078	5	1	1,023

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付/職場復帰給付金、/介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第168表 一般求職者給付の状況

平成18年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,987,274	851,705	1,135,569
受給者実人員(人)	596,761	259,031	337,730
基本手当基本分(人)	583,255	252,704	330,552
一般求職者給付支給総額(円)	905,982,531,976	457,210,897,319	448,771,634,657
基本手当支給総額(円)	890,994,396,050	450,675,224,357	440,319,171,693

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成18年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,606,197	657,457	948,740	583,255	252,704	330,552	1,203,354	445,804	757,550
特 定 受 給 資 格 者	422,564	233,417	189,147	196,402	105,575	90,828	259,893	127,929	131,964
29歳以下	65,181	32,095	33,086	18,073	8,597	9,476	40,182	18,396	21,786
被保険者期間1年未満(90日)	10,425	5,350	5,075	2,757	1,404	1,354	6,658	3,434	3,224
1～4年(90日)	40,323	19,669	20,654	10,564	5,040	5,523	24,860	11,521	13,339
5～9年(120日)	13,188	6,335	6,853	4,217	1,869	2,349	7,919	3,112	4,807
10～19年(180日)	1,210	741	469	515	283	232	676	326	350
旧法分	35	0	35	20	1	19	69	3	66
30～44歳	139,173	77,241	61,932	51,883	27,789	24,093	81,014	39,472	41,542
被保険者期間1年未満(90日)	12,037	6,890	5,147	3,251	1,840	1,411	8,131	4,532	3,599
1～4年(90日)	54,125	26,515	27,610	14,517	6,885	7,632	35,797	16,428	19,369
5～9年(180日)	32,416	16,761	15,655	13,423	6,456	6,967	17,002	7,597	9,405
10～19年(210日)	10,870	6,531	4,339	5,134	2,717	2,418	5,779	2,615	3,164
10～19年(240日)	22,586	15,210	7,376	11,557	7,154	4,403	10,835	6,170	4,665
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	7,077	5,325	1,752	3,948	2,731	1,218	3,343	2,108	1,235
旧法分	62	9	53	53	8	46	127	22	105
45～59歳	180,972	103,948	77,024	107,470	59,409	48,061	111,650	56,975	54,675
被保険者期間1年未満(90日)	10,766	7,490	3,276	2,917	2,017	900	7,332	5,004	2,328
1～4年(180日)	50,661	27,212	23,449	22,123	11,097	11,026	30,559	14,131	16,428
5～9年(240日)	31,626	13,145	18,481	17,652	6,613	11,039	18,187	6,342	11,845
10～19年(270日)	35,630	16,102	19,528	23,300	9,451	13,850	22,484	8,374	14,110
20年以上(330日)	52,276	39,990	12,286	41,435	30,199	11,237	33,011	23,068	9,943
旧法分	13	9	4	44	34	9	77	56	21
60～64歳	37,238	20,133	17,105	18,975	9,778	9,198	27,047	13,086	13,961
被保険者期間1年未満(90日)	1,280	917	363	358	254	103	923	634	289
1～4年(150日)	7,854	4,583	3,271	3,166	1,748	1,418	5,618	2,875	2,743
5～9年(180日)	6,975	3,091	3,884	3,351	1,411	1,941	5,299	2,104	3,195
10～19年(210日)	9,818	3,855	5,963	5,487	2,027	3,460	7,745	2,713	5,032
20年以上(240日)	11,306	7,685	3,621	6,609	4,334	2,275	7,451	4,751	2,700
旧法分	5	2	3	5	4	2	11	9	2

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第169表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
徴収決定済額	2,515,861,489	2,581,302,342	2,613,509,178	2,967,717,229	3,061,238,352	2,474,167,639
取納済歳入額	2,445,858,054	2,527,253,996	2,560,572,966	2,914,799,484	3,007,285,628	2,421,817,723
不納欠損額	2,819,088	3,478,330	4,102,621	4,124,635	4,102,579	4,793,175
取納未済歳入額	67,184,347	50,570,015	48,833,592	48,793,110	49,850,145	47,556,740
取納率(%)	97.2	97.9	98.0	98.2	98.2	97.9
日本郵政公社より受入	778,301	678,834	625,757	577,960	524,212	506,375

(注) 「日本郵政公社より受入」は、平成14年度までは「郵政事業特別会計より受入」。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第170表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	3,415,884,065	3,480,943,735	3,044,433,143	3,057,093,508	3,423,188,357	3,416,525,205
徴収勘定より受入	2,360,232,073	2,447,165,500	2,528,435,677	2,557,462,354	2,910,817,474	2,992,869,789
一般会計より受入	489,275,298	642,575,054	450,212,500	427,559,000	347,039,000	196,129,500
運用収入	19,220,893	8,100,949	1,786,314	1,541,823	2,906,795	13,072,307
積立金より受入	345,683,934	276,403,833	0	0	0	・
雇用安定資金より受入	135,225,032	90,435,572	0	・	・	・
雑収入	20,378,554	14,654,395	34,632,352	19,500,425	11,203,641	10,787,029
前年度繰越資金受入	45,868,282	1,608,432	29,366,301	51,029,906	151,221,447	203,025,665
独立行政法人納付金	・	・	・	・	・	640,916
支 出	3,327,139,524	3,137,968,883	2,493,501,648	1,985,513,985	1,898,679,766	1,878,195,320
失業給付費	2,600,665,565	2,529,243,874	1,961,771,120	1,467,187,256	1,377,171,117	1,280,278,909
業務取扱費	90,711,389	90,128,916	83,055,205	82,781,579	81,630,842	81,188,595
施設整備費	12,089,737	10,305,992	7,601,024	7,845,088	3,222,326	4,023,457
雇用安定等事業費	573,073,624	469,560,779	387,640,015	270,613,288	254,933,479	248,471,990
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	・	・	9,419,512	18,442,557	18,032,299	17,655,328
独立行政法人労働政策 研究・研修機構運営費等	・	・	1,603,461	2,929,875	2,790,469	2,757,414
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	・	・	12,786,416	96,255,877	91,634,356	87,710,060
雇用・能力開発機構出資金	27,440,801	14,943,081	・	・	・	・
徴収勘定へ繰入	23,158,408	23,786,241	29,624,895	33,488,949	33,053,835	33,767,408
雇用安定資金へ繰入	・	・	・	5,969,515	36,211,043	122,342,159
収支差引残	88,744,541	342,974,852	550,931,495	1,071,579,523	1,524,508,592	1,538,329,885

(注) 平成16年度以降の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

### 13 労働者災害補償保険

第171表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
適用事業場数	2,646,286	2,632,411	2,627,510	2,630,805	2,642,570	2,642,607
新規加入	252,888	274,325	264,144	272,779	916,853	282,490
消 減	298,997	288,200	269,045	269,484	905,088	282,453
適用労働者数	48,194,705	47,922,373	48,552,436	49,184,518	50,707,376	51,313,223
新規加入	7,489,492	7,371,136	7,679,756	7,334,397	24,411,611	8,307,421
消 減	7,873,628	7,643,468	7,049,693	6,702,315	22,888,753	7,701,574

《業種別》

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
全 業 種	2,646,286 (48,194,705)	2,632,411 (47,922,373)	2,627,510 (48,552,436)	2,630,805 (49,184,518)	2,642,570 (50,707,376)	2,642,607 (51,313,223)
林 業	20,351 (89,435)	19,464 (85,359)	18,584 (86,486)	17,640 (78,455)	17,027 (73,599)	16,376 (69,307)
漁 業	4,860 (34,433)	4,708 (34,238)	4,546 (33,466)	4,376 (31,564)	4,319 (31,255)	4,172 (31,635)
鉱 業	4,897 (37,356)	4,635 (34,357)	4,428 (31,936)	4,235 (29,223)	4,061 (27,839)	3,901 (26,700)
建設事業	643,617 (4,991,693)	637,218 (4,854,618)	633,587 (4,705,357)	630,470 (4,703,587)	631,240 (4,712,649)	626,860 (4,648,196)
製造業	476,981 (9,948,744)	467,993 (9,512,901)	461,738 (9,166,398)	454,238 (9,100,642)	447,847 (9,137,088)	436,539 (9,218,981)
運輸業	71,872 (2,402,684)	71,939 (2,396,322)	72,287 (2,451,410)	72,711 (2,461,425)	73,296 (2,509,933)	73,767 (2,557,490)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,269 (173,258)	2,252 (169,504)	2,218 (152,127)	2,155 (155,757)	2,129 (156,267)	2,127 (158,894)
その他の事業	1,421,439 (30,517,102)	1,424,202 (30,835,074)	1,430,122 (31,925,256)	1,444,980 (32,623,865)	1,462,651 (34,058,746)	1,478,865 (34,602,020)

(注) ( )は適用労働者数。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」



第172表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	5,326,800	5,360,775	5,391,028	5,411,047	5,467,506	5,500,314
金額	794,166,504	787,034,062	777,261,231	772,303,933	780,587,908	776,128,449
療養補償給付 件数	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	3,203,930	3,237,563
日数	62,604,347	63,569,026	63,682,714	63,676,536	64,431,782	64,620,659
金額	208,716,689	207,560,279	207,241,609	205,108,497	204,637,051	205,806,072
休業補償給付 件数	679,010	674,337	660,941	656,083	657,421	649,507
日数	20,754,849	20,573,915	20,102,318	19,972,891	20,189,981	19,871,469
金額	122,765,193	120,440,463	116,730,607	115,399,389	116,695,127	114,214,738
障害補償一時金 件数	25,237	24,543	23,776	23,387	22,787	22,811
金額	46,202,531	43,570,356	41,648,882	40,213,943	38,969,224	38,884,344
遺族補償一時金 件数	790	757	770	759	1,091	940
金額	6,171,640	5,902,261	5,826,242	6,120,923	9,597,156	7,964,899
葬 祭 料 件数	3,239	3,399	3,322	3,444	4,017	3,865
金額	2,223,902	2,337,577	2,230,023	2,359,806	2,775,021	2,666,368
介護補償給付 件数	43,841	45,109	45,587	45,871	52,111	54,590
金額	6,092,724	6,130,941	6,102,901	6,106,794	6,709,481	6,911,018
二次健康診断等給付 件数	10,633	12,606	15,687	16,518	19,292	20,255
金額	300,769	357,021	448,169	473,717	557,752	585,479
年 金 等 給 付 件数	1,555,791	1,508,301	1,511,891	1,509,373	1,506,857	1,510,783
金額	401,693,055	400,735,164	397,032,798	396,520,864	400,647,096	399,095,532
障害補償年金 件数	570,432	573,599	575,335	575,292	575,043	574,701
金額	153,027,287	153,291,595	152,446,324	151,865,353	151,562,140	151,268,915
遺族補償年金 件数	649,139	655,642	660,814	666,201	675,756	686,347
金額	192,094,755	192,954,166	191,595,188	193,280,337	200,282,114	200,831,849
傷病補償年金 件数	75,424	72,737	71,223	68,651	65,416	62,368
金額	35,380,907	34,012,707	33,064,429	31,551,461	30,052,116	28,575,045
傷病補償年金に係る 療養補償給付 件数	260,796	206,323	204,519	199,229	190,642	187,367
金額	21,190,105	20,476,695	19,926,856	19,823,713	18,750,726	18,419,723

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第173表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

（単位 千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
徴収決定済額	1,261,276,332	1,080,641,590	1,082,555,152	1,101,661,222	1,082,647,987	1,100,812,279
収納済額	1,218,545,237	1,040,725,302	1,044,660,581	1,067,643,240	1,050,343,579	1,069,010,485
不納欠損額	3,024,259	3,160,420	4,079,700	3,830,091	3,284,067	3,528,460
収納未済入額	39,706,836	36,755,868	33,814,870	30,187,890	29,020,341	28,273,334
収納率 (%)	96.61	96.31	96.50	96.91	97.02	97.11

資料：厚生労働省労働基準局調べ

第174表 労働者災害補償保険給付平均支払額

（単位 金額：円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
療養補償給付	1件当日数 20.8 1日当金額 3,334	20.6 3,265	20.4 3,254	20.2 3,221	20.1 3,176	20.0 3,185
休業補償給付	1件当日数 30.6 1日当金額 5,915	30.5 5,854	30.4 5,807	30.4 5,778	30.7 5,780	30.6 5,748
障害補償一時金	1件当金額 1,830,746	1,775,266	1,751,719	1,719,500	1,710,152	1,704,631
遺族補償一時金	1件当金額 7,812,203	7,796,910	7,566,547	8,064,457	8,796,660	8,473,297
葬祭料	1件当金額 686,601	687,725	671,289	685,193	690,819	689,875
介護補償給付	1件当金額 138,973	135,914	133,874	133,130	128,754	126,599
平均給付基礎日額	9,858	9,757	9,678	9,630	9,633	9,579
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	33.8	33.5	33.6	33.4	33.0	33.2

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第175表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	1,688,524,570	1,613,610,692	1,409,505,154	1,407,910,992	1,396,880,659	1,377,749,897
徴収勘定より受入	1,273,386,342	1,219,033,361	1,041,163,485	1,044,725,943	1,051,843,547	1,032,229,031
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,208,860	1,242,434
未經過保険料受入	31,353,699	28,431,909	27,182,360	23,743,260	23,038,788	23,252,896
支払備金受入	195,989,091	195,605,611	191,010,332	189,395,062	186,836,619	185,777,114
運用収入	.	.	.	.	.	105,419,386
独立行政法人納付金	.	.	.	.	.	1,102,503
雑収入	185,778,652	168,865,086	147,490,348	147,327,258	133,005,442	28,242,930
前年度繰越資金受入	709,785	367,725	1,351,629	1,412,468	875,403	483,603
支 出	1,234,138,168	1,197,948,983	1,153,015,311	1,126,437,274	1,111,024,623	1,119,152,681
保険給付費	818,620,104	794,166,504	787,034,062	777,261,231	772,303,933	780,587,908
業務取扱費等	55,414,771	53,275,990	54,749,851	53,711,147	48,354,049	48,679,383
労働福祉事業費	248,244,197	254,136,469	251,129,714	205,134,922	201,364,722	199,298,968
独立行政法人運営費等	1,809,785	1,926,126	2,420,420	28,388,330	26,905,586	25,544,374
労働福祉事業団出資	24,039,959	19,412,565	.	.	.	.
徴収勘定へ繰入	86,009,352	75,031,329	57,681,264	61,941,645	62,096,335	65,042,048
収支差引残	454,386,402	415,661,709	256,489,843	281,473,718	285,856,036	258,597,216

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

## 14 公務災害補償

第176表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 26,237 金額 11,000,741	25,735 10,991,747	29,234 11,219,939	27,359 10,404,843	26,466 10,088,503	25,484 10,624,912
療 養 補 償	件数 20,174 日数 409,719 金額 4,391,434	19,535 396,073 4,139,128	22,592 389,444 4,240,241	20,891 376,180 3,931,283	19,774 344,297 3,562,026	19,387 347,711 3,933,733
休 業 補 償	件数 3,656 日数 219,596 金額 1,134,464	3,723 216,115 1,183,776	4,003 213,380 1,101,104	4,120 226,984 1,061,800	4,073 211,453 1,010,767	3,511 228,201 1,062,796
傷 病 補 償 年 金	件数 40 金額 146,990	38 144,152	38 125,249	31 105,862	33 117,406	38 147,785
障 害 補 償 年 金	件数 525 金額 1,252,514	537 1,338,562	553 1,370,636	529 1,272,624	530 1,276,712	541 1,347,296
障 害 補 償 一 時 金	件数 164 金額 286,893	185 344,643	303 400,964	79 102,367	343 314,150	288 385,674
介 護 補 償 常 時	件数 54 金額 39,698	53 42,355	55 37,725	55 40,582	47 33,324	46 34,769
介 護 補 償 随 時	件数 32 金額 12,834	34 14,756	35 12,611	33 10,982	33 12,641	39 14,803
遺 族 補 償 年 金	件数 1,568 金額 3,653,079	1,598 3,685,035	1,608 3,788,532	1,605 3,841,940	1,607 3,705,406	1,611 3,650,722
遺 族 補 償 一 時 金	件数 5 金額 54,464	9 81,952	11 101,284	2 21,077	3 25,394	4 29,054
葬 祭 補 償	件数 18 金額 16,129	23 17,388	35 33,270	13 9,724	19 14,300	19 18,280
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 — 金額 —	— —	1 8,322	1 6,601	2 16,377	— —
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 1 金額 12,241	— —	— —	— —	— —	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

第177表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
療 養 補 償	217,678	211,883	187,688	188,181	180,137	202,906
休 業 補 償	310,302	317,963	275,070	257,719	248,163	302,705
傷 病 補 償 年 金	3,674,760	3,793,463	3,296,021	3,414,901	3,557,754	3,889,092
障 害 補 償 年 金	2,385,740	2,492,667	2,478,547	2,405,717	2,408,891	2,490,381
障 害 補 償 一 時 金	1,749,350	1,862,936	1,323,312	1,295,784	915,891	1,339,146
介 護 補 償 常 時	735,155	799,150	685,917	737,849	709,027	755,851
介 護 補 償 随 時	401,067	434,007	360,301	332,801	361,180	379,561
遺 族 補 償 年 金	2,329,770	2,306,029	2,356,052	2,393,732	2,305,791	2,266,121
遺 族 補 償 一 時 金	10,892,841	9,105,764	9,207,681	10,538,500	8,464,667	7,263,461
葬 祭 補 償	896,031	755,981	950,582	748,028	752,620	962,124
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	—	—	8,321,868	6,600,631	8,188,274	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	12,241,000	—	—	—	—	—

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

第178表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 42,944 金額 21,043,866	44,024 20,474,290	43,382 20,503,161	42,301 20,506,254	43,182 21,062,379	41,483 20,480,914
療 養 補 償	件数 35,300 日数 577,784 金額 6,870,561	36,481 564,585 6,922,692	35,812 614,843 6,738,098	35,014 533,243 6,836,080	35,895 586,058 7,091,950	34,223 495,234 6,703,276
休 業 補 償	件数 2,566 日数 106,288 金額 990,741	2,499 108,971 990,919	2,532 97,921 902,342	2,218 93,965 873,599	2,139 91,788 841,268	2,125 96,235 885,324
傷 病 補 償 年 金	件数 68 金額 298,859	63 233,559	62 250,256	53 207,943	54 225,563	45 171,051
障 害 補 償 年 金	件数 1,226 金額 3,323,970	1,220 3,225,105	1,236 3,366,639	1,260 3,420,383	1,271 3,403,045	1,276 3,357,210
障 害 補 償 一 時 金	件数 405 金額 995,259	403 996,731	343 819,258	360 832,857	416 1,028,589	394 930,053
介 護 補 償	件数 147 金額 95,186	150 97,231	150 102,765	142 90,002	143 88,297	143 86,174
遺 族 補 償 年 金	件数 3,154 金額 8,223,203	3,156 7,881,683	3,171 8,180,258	3,193 8,103,264	3,197 8,242,981	3,212 8,199,012
遺 族 補 償 一 時 金	件数 13 金額 152,660	6 79,190	7 76,465	5 84,506	8 91,741	6 56,166
葬 祭 補 償	件数 63 金額 57,252	45 39,311	68 61,554	55 56,322	59 48,945	55 47,385
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 2 金額 36,177	— —	1 5,525	— —	— —	4 45,262
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	1 7,867	— —	— —	— —	— —
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —
行 方 不 明 補 償	件数 — 金額 —	— —	— —	1 1,298	— —	— —

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第179表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
療 養 補 償	194,633	189,762	188,152	195,238	197,575	195,871
休 業 補 償	386,103	396,526	356,375	393,868	393,300	416,623
傷 病 補 償 年 金	4,394,989	3,707,292	4,036,391	3,923,455	4,177,086	3,801,133
障 害 補 償 年 金	2,711,231	2,643,529	2,723,818	2,714,590	2,677,455	2,631,042
障 害 補 償 一 時 金	2,457,429	2,473,279	2,388,508	2,313,492	2,472,570	2,360,540
介 護 補 償	647,522	648,207	685,099	633,816	617,461	602,618
遺 族 補 償 年 金	2,607,230	2,497,365	2,579,709	2,537,822	2,578,349	2,552,619
遺 族 補 償 一 時 金	11,743,074	13,198,333	10,923,553	16,901,279	11,467,621	9,360,967
葬 祭 補 償	908,761	873,587	905,212	1,024,036	829,572	861,541
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	18,088,433	—	5,525,110	—	—	11,315,559
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	7,867,200	—	—	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	—	—	—	1,297,998	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

## 15 介護保険

第180表 介護保険適用状況

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
保 險 者 数	2,877	2,863	2,729	2,249	1,681	1,669
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	16,684,774	17,183,112	17,574,655	18,009,851	18,543,601	19,154,020
被 保 險 者 数						
第1号被保険者数	23,168,174	23,933,684	24,493,527	25,111,368	25,877,564	26,763,282
65歳以上75歳未満	13,423,681	13,708,839	13,736,013	13,871,221	14,124,955	14,501,386
75歳以上 (再掲)	9,744,493	10,224,845	10,757,514	11,240,147	11,752,609	12,261,896
外国人被保険者	88,587	91,561	94,452	97,563	101,491	105,722
住所地特例被保険者	81,912	80,245	76,526	69,301	65,694	90,642
第2号被保険者数(万人)	4,282	4,265	4,262	4,272	4,276	4,239

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第181表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成18年度末現在(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 險 者 数	527,417	508,289	45,378	895,472	749,509	644,758	544,061	486,479	4,401,363
第1号被保険者数	518,693	490,478	44,697	868,557	716,672	620,036	525,723	466,576	4,251,432
65歳以上75歳未満	86,599	87,440	6,701	131,963	118,249	92,858	71,731	65,500	661,041
75歳以上	432,094	403,038	37,996	736,594	598,423	527,178	453,992	401,076	3,590,391
第2号被保険者数	8,724	17,811	681	26,915	32,837	24,722	18,338	19,903	149,931

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第182表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区分	総人口(A)	計(B)	要支援1(C)		要支援2(D)		
			(B/A)	(C/A)	(D/A)		
総数	127,767,994	4,638,405	3.6	556,245	0.4	637,339	0.5
65歳未満	101,613,648	174,289	0.2	10,966	0.0	24,403	0.0
65～70歳未満	7,432,610	214,351	2.9	24,212	0.3	31,936	0.4
70～75歳未満	6,637,497	440,640	6.6	62,443	0.9	69,214	1.0
75～80歳未満	5,262,801	792,400	15.1	126,895	2.4	129,056	2.5
80～85歳未満	3,412,393	1,110,234	32.5	170,585	5.0	174,592	5.1
85～90歳未満	1,849,260	1,030,477	55.7	115,626	6.3	137,274	7.4
90～95歳未満	840,870	630,568	75.0	39,330	4.7	58,854	7.0
95歳以上	236,574	245,446	103.8	6,188	2.6	12,010	5.1
男性	62,348,977	1,397,389	2.2	141,219	0.2	170,721	0.3
65歳未満	51,182,646	94,880	0.2	5,328	0.0	12,608	0.0
65～70歳未満	3,545,006	108,320	3.1	9,525	0.3	13,683	0.4
70～75歳未満	3,039,743	190,968	6.3	18,142	0.6	23,628	0.8
75～80歳未満	2,256,317	282,588	12.5	30,567	1.4	34,841	1.5
80～85歳未満	1,222,635	322,946	26.4	39,317	3.2	41,202	3.4
85～90歳未満	555,126	230,581	41.5	25,925	4.7	28,296	5.1
90～95歳未満	210,586	127,434	60.5	10,484	5.0	13,606	6.5
95歳以上	45,186	39,672	87.8	1,931	4.3	2,857	6.3
女性	65,419,017	3,241,016	5.0	415,026	0.6	466,618	0.7
65歳未満	50,431,002	79,409	0.2	5,638	0.0	11,795	0.0
65～70歳未満	3,887,604	106,031	2.7	14,687	0.4	18,253	0.5
70～75歳未満	3,597,754	249,672	6.9	44,301	1.2	45,586	1.3
75～80歳未満	3,006,484	509,812	17.0	96,328	3.2	94,215	3.1
80～85歳未満	2,189,758	787,288	36.0	131,268	6.0	133,390	6.1
85～90歳未満	1,294,134	799,896	61.8	89,701	6.9	108,978	8.4
90～95歳未満	630,284	503,134	79.8	28,846	4.6	45,248	7.2
95歳以上	191,388	205,774	107.5	4,257	2.2	9,153	4.8

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成17年国勢調査」（平成17年10月1日現在）  
人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

平成20年5月末現在 (単位 人、%)

経過の 要介護(E)	要介護1(F)		要介護2(G)		要介護3(H)		要介護4(I)		要介護5(J)		
	(E/A)	(F/A)	(G/A)	(H/A)	(I/A)	(J/A)					
1,275	0.0	779,677	0.6	820,691	0.6	729,196	0.6	595,551	0.5	518,431	0.4
52	0.0	25,007	0.0	39,560	0.0	30,679	0.0	21,211	0.0	22,411	0.0
56	0.0	33,318	0.4	43,065	0.6	34,376	0.5	24,640	0.3	22,748	0.3
119	0.0	71,103	1.1	80,148	1.2	65,312	1.0	49,180	0.7	43,121	0.6
208	0.0	136,418	2.6	132,813	2.5	110,280	2.1	83,598	1.6	73,132	1.4
385	0.0	202,288	5.9	183,830	5.4	155,632	4.6	119,598	3.5	103,324	3.0
319	0.0	187,399	10.1	182,613	9.9	163,553	8.8	131,986	7.1	111,707	6.0
124	0.0	98,604	11.7	117,791	14.0	118,538	14.1	107,205	12.7	90,122	10.7
12	0.0	25,540	10.8	40,871	17.3	50,826	21.5	58,133	24.6	51,866	21.9
330	0.0	226,956	0.4	280,106	0.4	246,552	0.4	185,373	0.3	146,132	0.2
30	0.0	13,217	0.0	22,067	0.0	17,726	0.0	11,917	0.0	11,987	0.0
24	0.0	15,777	0.4	23,549	0.7	19,557	0.6	13,908	0.4	12,297	0.3
42	0.0	28,510	0.9	39,341	1.3	34,002	1.1	25,999	0.9	21,304	0.7
57	0.0	45,283	2.0	55,657	2.5	48,880	2.2	37,170	1.6	30,133	1.3
90	0.0	55,697	4.6	61,167	5.0	53,798	4.4	40,443	3.3	31,232	2.6
56	0.0	41,266	7.4	44,303	8.0	39,751	7.2	29,492	5.3	21,492	3.9
25	0.0	21,673	10.3	25,859	12.3	24,158	11.5	18,866	9.0	12,763	6.1
6	0.0	5,533	12.2	8,163	18.1	8,680	19.2	7,578	16.8	4,924	10.9
945	0.0	552,721	0.8	540,585	0.8	482,644	0.7	410,178	0.6	372,299	0.6
22	0.0	11,790	0.0	17,493	0.0	12,953	0.0	9,294	0.0	10,424	0.0
32	0.0	17,541	0.5	19,516	0.5	14,819	0.4	10,732	0.3	10,451	0.3
77	0.0	42,593	1.2	40,807	1.1	31,310	0.9	23,181	0.6	21,817	0.6
151	0.0	91,135	3.0	77,156	2.6	61,400	2.0	46,428	1.5	42,999	1.4
295	0.0	146,591	6.7	122,663	5.6	101,834	4.7	79,155	3.6	72,092	3.3
263	0.0	146,133	11.3	138,310	10.7	123,802	9.6	102,494	7.9	90,215	7.0
99	0.0	76,931	12.2	91,932	14.6	94,380	15.0	88,339	14.0	77,359	12.3
6	0.0	20,007	10.5	32,708	17.1	42,146	22.0	50,555	26.4	46,942	24.5

第183表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成17年度(2005)			18(2006)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	30,996,725	29,872,698	1,124,027	30,874,081	29,745,734	1,128,347
要 支 援	5,500,977	5,428,312	72,665	471,164	464,728	6,436
予 防 給 付	.	.	.	3,950,487	3,860,295	90,192
要 支 援 1	.	.	.	1,956,038	1,929,460	26,578
要 支 援 2	.	.	.	1,994,449	1,930,835	63,614
介 護 給 付	.	.	.	26,452,430	25,420,711	1,031,719
経過的要介護	.	.	.	2,514,359	2,483,362	30,997
要 介 護 1	12,146,308	11,750,143	396,165	9,915,728	9,610,402	305,326
要 介 護 2	5,254,214	5,001,470	252,744	5,647,424	5,373,636	273,788
要 介 護 3	3,742,091	3,568,022	174,069	3,978,258	3,790,088	188,170
要 介 護 4	2,581,697	2,460,686	121,011	2,640,380	2,514,733	125,647
要 介 護 5	1,771,438	1,664,065	107,373	1,756,281	1,648,490	107,791

- (注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。  
 2 平成18年度の「要支援」は平成18年3月サービス分、「予防給付」「経過的要介護」は平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分である。「要介護1～5」は平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第184表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成18年度(2006)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	1,734,078	1,710,804	23,274
予 防 給 付	10,968	10,830	138
要 支 援 1	3,009	2,968	41
要 支 援 2	7,959	7,862	97
介 護 給 付	1,723,110	1,699,974	23,136
経過的要介護	4,865	4,810	55
要 介 護 1	390,936	386,940	3,996
要 介 護 2	469,477	464,030	5,447
要 介 護 3	473,402	467,248	6,154
要 介 護 4	274,625	270,331	4,294
要 介 護 5	109,805	106,615	3,190

- (注) 平成18年度累計は、平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分までである。  
 資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」



第185表 介護保険施設介護サービス受給者数

年度累計(単位 人)

区 分	平成17年度(2005)			18(2006)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	9,442,526	9,282,923	159,603	800,418	787,286	13,132
介護老人福祉施設	4,481,137	4,431,902	49,235	385,352	381,074	4,278
介護老人保健施設	3,440,413	3,375,628	64,785	294,355	288,925	5,430
介護療養型医療施設	1,520,976	1,475,393	45,583	120,711	117,287	3,424

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。平成18年度累計は、平成18年3月サービス分である。

平成18年度累計(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	3,949	20,602	624,444	1,083,234	1,877,854	2,628,980	2,592,199	8,831,262
介護老人福祉施設	1,730	9,135	224,854	436,765	873,747	1,405,248	1,377,366	4,328,845
第1号被保険者	1,701	9,033	222,634	431,722	864,518	1,389,994	1,359,481	4,279,083
第2号被保険者	29	102	2,220	5,043	9,229	15,254	17,885	49,762
介護老人保健施設	2,128	10,960	373,033	593,010	861,959	879,672	543,582	3,264,344
第1号被保険者	2,082	10,748	367,694	582,229	845,100	862,908	531,627	3,202,388
第2号被保険者	46	212	5,339	10,781	16,859	16,764	11,955	61,956
介護療養型医療施設	102	523	27,800	56,635	150,376	356,800	682,595	1,274,831
第1号被保険者	100	501	27,303	55,219	146,466	348,660	660,131	1,238,380
第2号被保険者	2	22	497	1,416	3,910	8,140	22,464	36,451

(注) 平成18年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。平成18年度累計は、平成18年3月サービス分である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第186表 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護別状況

区 分	計	要支援1	要支援2	経過的要介護
《居宅サービス》				
総 数	2,677,541	330,487	420,321	876
65歳未満	94,875	4,438	12,529	14
65～70歳未満	129,134	12,333	19,127	36
70～75歳未満	261,985	33,559	42,130	82
75～80歳未満	470,124	72,608	81,607	148
80～85歳未満	662,846	104,277	117,770	261
85～90歳未満	602,885	74,174	96,848	230
90～95歳未満	342,845	25,212	41,961	96
95歳以上	112,847	3,886	8,349	9
《地域密着型サービス》				
総 数	208,401	1,190	2,371	1
65歳未満	2,790	9	28	・
65～70歳未満	5,419	37	68	・
70～75歳未満	13,431	105	160	・
75～80歳未満	30,690	229	388	・
80～85歳未満	53,195	364	636	1
85～90歳未満	57,188	292	664	・
90～95歳未満	34,431	136	341	・
95歳以上	11,257	20	86	・
《施設サービス》				
総 数	824,504	196	1,172	・
65歳未満	13,811	3	21	・
65～70歳未満	21,473	6	29	・
70～75歳未満	51,404	14	77	・
75～80歳未満	102,426	43	142	・
80～85歳未満	168,709	47	235	・
85～90歳未満	203,861	46	341	・
90～95歳未満	169,630	27	234	・
95歳以上	93,190	10	93	・

(注) 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。  
資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

平成20年5月サービス分(単位 人)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
542,917	566,834	412,186	250,253	153,667
13,830	25,692	18,341	11,063	8,968
21,786	31,034	22,274	13,351	9,193
47,600	57,678	40,830	24,791	15,315
94,045	94,713	66,061	38,174	22,768
143,932	129,066	88,771	50,001	28,768
135,261	125,081	89,499	52,092	29,700
69,707	78,501	61,953	40,606	24,809
16,756	25,069	24,457	20,175	14,146
39,426	52,524	61,037	36,347	15,505
433	585	799	520	418
1,067	1,361	1,435	915	536
2,907	3,325	3,711	2,103	1,120
6,649	7,747	8,622	4,906	2,149
11,277	13,688	15,278	8,531	3,420
10,735	14,881	17,014	9,718	3,884
5,127	8,525	10,707	6,824	2,771
1,231	2,412	3,471	2,830	1,207
40,289	100,356	189,515	248,362	244,614
491	1,601	3,051	3,799	4,845
1,042	2,745	5,056	6,048	6,547
2,492	6,356	11,922	15,027	15,516
5,182	12,144	23,839	30,297	30,779
8,988	21,131	39,306	49,185	49,817
10,928	26,171	47,413	60,364	58,598
7,975	20,742	39,294	52,459	48,899
3,191	9,466	19,634	31,183	29,613

第187表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
《件数》					
合 計	1,063,427	2,786,971	1,399,786	1,175,243	1,037,404
居宅介護(支援)サービス	1,063,427	2,720,638	1,299,525	1,006,545	794,994
施設介護サービス	—	66,333	100,261	168,698	242,410
《単位数》					
合 計	1,821,451	9,561,140	7,648,946	9,522,485	11,144,740
居宅介護(支援)サービス	1,821,451	8,045,283	5,171,327	5,079,848	4,083,114
施設介護サービス	—	1,515,857	2,477,619	4,442,637	7,061,626
《費用額》					
合 計	19,242,159	98,598,823	78,298,565	97,062,787	113,172,324
居宅介護(支援)サービス	19,242,159	83,304,916	53,275,421	52,224,710	41,865,675
施設介護サービス	—	15,293,907	25,023,143	44,838,077	71,306,650
《支給額》					
合 計	17,708,493	89,668,340	70,892,382	87,720,087	102,285,619
居宅介護(支援)サービス	17,708,493	75,859,309	48,303,754	47,250,590	37,852,151
施設介護サービス	—	13,809,031	22,588,628	40,469,497	64,433,468

(注) 平成18年度累計は、平成18年3月サービス分である。

区 分	予防給付			経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2	計		
《件数》					
合 計	4,226,057	4,630,728	8,856,785	5,634,364	23,780,162
居宅介護(介護予防)サービス	4,218,909	4,601,804	8,820,713	5,629,668	22,743,954
地域密着型(介護予防)サービス	3,272	8,443	11,715	4,696	400,694
施設介護サービス	3,876	20,481	24,357	—	635,514
《単位数》					
合 計	5,560,200	10,033,268	15,593,467	9,496,579	85,094,747
居宅介護(介護予防)サービス	5,462,439	9,431,353	14,893,792	9,478,035	62,624,516
地域密着型(介護予防)サービス	11,760	145,165	156,925	18,544	8,464,194
施設介護サービス	86,001	456,750	542,750	—	14,006,036
《費用額》					
合 計	60,473,657	106,039,206	166,512,863	99,025,355	874,438,843
居宅介護(介護予防)サービス	59,441,554	99,977,079	160,038,363	98,836,729	647,523,439
地域密着型(介護予防)サービス	165,911	1,464,704	1,630,616	188,627	85,611,723
施設介護サービス	866,192	4,597,423	5,463,615	—	141,303,681
《支給額》					
合 計	55,229,522	96,277,563	151,507,085	91,260,249	795,969,066
居宅介護(介護予防)サービス	54,339,960	90,826,858	145,166,819	91,093,310	591,372,889
地域密着型(介護予防)サービス	106,888	1,318,357	1,425,245	166,939	77,046,519
施設介護サービス	782,674	4,132,348	4,915,022	—	127,549,658

(注) 平成18年度累計は、平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

平成18年度累計 (単位 件、千円、千単位数)

要介護5	計
866,320	8,329,151
628,007	7,513,136
238,313	816,015
10,717,956	50,416,718
3,070,737	27,271,759
7,647,219	23,144,959
108,563,014	514,937,672
31,395,359	281,308,241
77,167,654	233,629,432
98,222,825	466,497,745
28,381,294	255,355,590
69,841,531	211,142,155

平成18年度累計 (単位 件、千円、千単位数)

介護給付					計	合計
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
16,881,436	14,245,038	11,884,806	9,755,312	82,181,118	91,037,903	
15,295,923	11,839,360	8,917,847	6,997,967	71,424,719	80,245,432	
482,213	489,114	285,741	115,839	1,778,297	1,790,012	
1,103,300	1,916,564	2,681,218	2,641,506	8,978,102	9,002,459	
89,065,915	110,583,780	123,938,894	118,089,158	536,269,073	551,862,540	
52,176,389	50,351,503	42,001,770	33,685,374	250,317,588	265,211,380	
10,538,526	10,721,813	6,110,649	2,227,460	38,081,186	38,238,111	
26,351,000	49,510,465	75,826,474	82,176,325	247,870,299	248,413,050	
911,370,066	1,127,383,133	1,258,689,044	1,195,857,108	5,466,763,549	5,633,276,413	
538,588,481	518,864,397	431,236,514	344,223,271	2,579,272,831	2,738,691,464	
106,666,398	108,625,030	61,917,474	22,584,132	385,593,384	387,223,999	
266,115,187	499,893,706	765,535,056	829,049,705	2,501,897,335	2,507,360,950	
825,895,737	1,020,254,424	1,137,850,514	1,082,018,393	4,953,248,383	5,104,755,468	
489,744,607	471,472,508	390,714,691	311,793,745	2,346,191,750	2,491,358,569	
96,002,445	97,764,694	55,728,564	20,338,641	347,047,802	348,473,046	
240,148,684	451,017,222	691,407,259	749,886,007	2,260,008,831	2,264,923,854	

第188表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成17年度 (2005)			18 (2006)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	246,996	1,937,565	2,184,561	1,104,957	8,139,396	9,244,353
利用者負担第一段階	5,268	223,718	228,986	10,023	842,803	852,826
利用者負担第二段階	59,728	1,011,865	1,071,593	251,763	5,248,018	5,499,781
利用者負担第三段階	82,558	430,475	513,033	340,103	1,420,436	1,760,539
利用者負担第四段階	99,442	271,507	370,949	503,068	628,139	1,131,207
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）	.	.	.	448	2,954	3,402
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）	.	.	.	10,083	39,984	50,067

(ii) 支給額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成17年度 (2005)			18 (2006)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	2,062,750	19,283,805	21,346,554	8,273,318	81,564,150	89,837,467
利用者負担第一段階	77,080	2,282,166	2,359,246	121,133	8,947,804	9,068,954
利用者負担第二段階	608,218	12,324,158	12,932,375	2,427,536	61,094,115	63,521,663
利用者負担第三段階	727,545	2,483,788	3,211,333	2,696,524	7,504,516	10,201,036
利用者負担第四段階	649,907	2,193,693	2,843,600	3,028,105	4,017,726	7,045,857
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）	.	.	.	3,302	31,833	35,143
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）	.	.	.	71,576	331,431	402,998

(注) 1 平成17年度は、平成17年度10月制度改正後分からの値である。

2 平成18年度累計は、平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分までである。ただし、「利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）」「利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）」は、平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第189表 介護保険における保険料収納額

平成18年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,278,539,381	1,255,397,957	1,369,190	1,393	23,140,729	527,631
特別徴収	1,064,313,097	1,064,131,795	1,190,938	—	—	144,042
普通徴収	214,408,283	191,266,162	178,251	1,393	23,140,729	383,590

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納繰越分は、調停額累計36,329,271千円、収納額累計5,313,154千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第190表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

（単位 千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	5,047,969,472	5,486,275,110	5,930,853,320	6,231,256,607	6,568,831,430
介護保険料	806,300,717	939,265,821	956,451,746	983,535,673	1,262,073,670
分担金及び負担金	7,455,954	8,895,532	8,023,314	4,875,718	3,551,948
使用料及び手数料	109,904	113,314	109,930	116,884	568,176
国庫支出金	1,162,976,498	1,345,760,597	1,424,605,840	1,495,027,443	1,458,260,590
介護保険給付負担金	904,929,449	1,048,103,954	1,138,862,571	1,196,754,809	1,110,610,987
調整交付金	225,941,840	261,666,904	283,511,726	295,937,324	306,902,850
地域支援事業交付金	.	.	.	.	37,983,042
事務費交付金	28,553,049	30,083,977	—	—	—
その他	3,572,160	5,905,762	2,231,543	2,335,311	2,763,712
支払基金交付金	1,538,365,175	1,646,363,477	1,798,811,875	1,877,152,943	1,823,255,906
都道府県支出金	594,220,424	645,247,338	705,523,904	741,609,088	911,306,907
相互財政安定化事業交付金	221,624	178,966	161,629	155,934	6,760
財産収入	125,136	109,221	119,746	113,658	201,901
寄附金	—	15,353	2,101	3,005	1,815
繰入金	807,832,168	826,102,253	941,816,254	1,003,668,419	983,066,614
一般会計繰入金	586,259,319	636,756,610	696,576,739	731,824,078	735,460,323
円滑導入基金繰入金	2,164,002	—	—	—	—
その他	219,408,848	189,345,643	245,239,514	271,844,340	247,606,291
繰越金	99,280,082	63,834,397	72,137,236	91,798,016	119,934,971
市町村債	28,689,065	4,321,483	15,306,859	20,508,128	752,930
諸収入	2,392,724	6,067,358	7,782,885	12,691,698	5,849,240
支 出	4,983,532,083	5,407,033,671	5,828,865,752	6,105,335,764	6,340,094,133
総務費	207,645,897	194,877,071	190,277,371	202,986,661	199,187,261
保険給付費	4,665,914,603	5,110,099,881	5,564,176,114	5,811,913,727	5,884,177,294
介護サービス等諸費	4,504,822,819	4,914,423,872	5,334,660,489	5,460,220,501	5,406,677,654
介護予防サービス等諸費	120,571,689	152,080,031	182,397,270	204,958,226	164,011,852
高額介護サービス等費	31,444,108	33,716,976	37,425,502	51,405,392	89,990,811
特定入所者介護サービス等費	.	.	.	84,661,967	213,522,324
市町村特別給付費	585,362	933,354	1,227,190	1,269,419	1,372,883
審査支払手数料	8,293,241	8,767,840	8,298,332	8,508,822	8,315,027
その他	197,383	177,808	167,333	889,400	286,743
地域支援事業	.	.	.	.	101,889,314
財政安定化基金拠出金	22,607,026	4,976,461	5,129,565	4,979,947	4,368,771
相互財政安定化事業負担金	221,624	178,766	164,734	160,015	6,760
保健福祉事業費	202,817	299,884	326,168	302,092	357,772
基金積立金	43,391,802	53,750,822	32,802,143	25,007,473	55,251,730
公債費	149,691	10,589,896	8,007,391	9,059,741	17,273,368
予備費	100	7,847	5,346	—	—
諸支出金	43,398,523	32,253,043	27,976,920	50,926,108	77,581,865
収入支出差引残額	64,437,389	79,241,439	101,987,568	125,920,844	228,737,297
うち基金繰入額	24,933,372	21,755,413	22,303,522	26,076,683	57,919,911
国庫支出金精算額等	△ 17,160,386	54,137,630	58,757,295	79,885,126	106,816,363
国庫支出金精算額等差引額	81,597,775	25,103,809	43,230,273	46,035,717	121,920,934
介護給付費準備基金保有額	194,395,947	225,934,213	202,093,433	166,256,523	214,015,025

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

## 第5節 高齢者保健(医療)福祉

### 1 総括

第191表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 介護保険	介護療養型医療施設(～平成23年度末)
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であって、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者(右に該当する者を除く)
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等
	廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上  【ユニット型】 ユニット 居室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室等	廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上  【ユニット型】 ユニット 療養室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室等	廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上  【ユニット型】 ユニット 病室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室等
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人  その他 生活相談員等	医師 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士 又は作業療法士 1人 介護支援専門員 1人  その他 支援相談員等	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人  その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…平成21年度末まで ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・法施行時の老人保健施設は「みなしの開設許可」 ・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり ・平成23年度末までの経過措置…「経過型介護療養型医療施設」(人員基準等を緩和)

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局調べ



医療保険適用の療養病床	
医療保険	
<p>病状が安定している長期療養患者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者</li> <li>・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者</li> </ul>	
<p>病室（1人当たり6.4㎡以上）</p> <p>機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等</p>	
<p>廊下幅</p> <p>片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上</p>	
医師	3人
看護職員	17人
介護職員	17人
<p>その他</p> <p>薬剤師・栄養士等</p>	
<p>*上記の人員配置基準は平成23年度末までの経過措置</p> <p>・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり</p>	

5

## 2 老人福祉

第192表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分		平成13年	14	15	16	17	18
		(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)
総 数	施設数	31,037	33,419	36,475	39,475	43,285	44,432
	在所者数	434,872	456,598	476,866	497,483	517,088	535,583
養護老人ホーム	施設数	951	954	959	962	964	962
	在所者数	63,681	63,780	63,833	63,913	63,287	62,563
特別養護老人ホーム	施設数	4,651	4,870	5,084	5,291	5,535	5,759
	在所者数	309,740	326,159	341,272	357,891	376,328	393,425
軽費老人ホーム	施設数	1,580	1,714	1,842	1,928	1,966	2,016
	在所者数	61,451	66,659	71,761	75,679	77,473	79,595
老人短期入所施設	施設数	4,887	5,149	5,439	5,657	6,216	6,664
老人福祉センター	施設数	2,270	2,263	2,265	2,298	2,284	2,260
老人デイサービスセンター	施設数	9,138	10,485	12,498	14,725	17,652	21,893
老人介護支援センター	施設数	7,560	7,984	8,388	8,614	8,668	4,878

(注) 1 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。

2 平成12年以降の「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。

3 平成12年以降の「老人短期入所施設」は、「介護サービス施設・事業所調査」において短期入所生活介護事業所として把握した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第193表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	172,753	88,895	83,858	9,295	6,057	3,238
平成18年10月1日現在	176,527	88,147	88,380	9,580	6,301	3,279
看 護 師	...	...	...	1,382	632	750
准 看 護 師	...	...	...	1,762	1,101	662
保 健 師	...	...	...	...	...	...
助 産 師	...	...	...	...	...	...
理 学 療 法 士	...	...	...	...	...	...
作 業 療 法 士	...	...	...	...	...	...
言 語 聴 覚 士	...	...	...	...	...	...
介 護 職 員 ( 訪 問 介 護 員 )	163,742	81,561	82,181	5,642	3,940	1,702
介 護 福 祉 士 ( 再 掲 )	43,674	33,045	10,629	1,489	1,251	239
介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 ( 再 掲 )	1,378	1,064	314	67	50	17
ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 ( 再 掲 )	15,544	11,407	4,136	276	200	76
ホ ー ム ヘ ル パ ー 2 級 ( 再 掲 )	93,179	31,927	61,252	3,154	2,047	1,108
ホ ー ム ヘ ル パ ー 3 級 ( 再 掲 )	704	236	468	19	6	13
オ ペ レ ー タ ー	...	...	...	...	...	...
面 接 相 談 員	...	...	...	...	...	...
そ の 他 の 職 員	9,011	7,334	1,677	509	384	124
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 ( 再 掲 )	46,318	...	...	...	...	...

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 (介護予防) 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、(介護予防) 訪問介護従事者の再掲であり、実人数である。

平成19年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
27,071	19,588	7,483	424	286	137
27,015	19,610	7,405	99	87	12
19,879	14,393	5,486	...	...	...
2,541	1,803	738	...	...	...
556	483	73	...	...	...
30	22	9	...	...	...
1,889	1,357	533	...	...	...
936	680	256	...	...	...
67	37	30	...	...	...
...	...	...	250	158	93
...	...	...	83	63	20
...	...	...	—	—	—
...	...	...	19	12	7
...	...	...	110	62	48
...	...	...	—	—	—
...	...	...	117	75	42
...	...	...	57	54	3
1,173	814	359	...	...	...
・	・	・	・	・	・

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	188,235	129,695	58,540	32,437	26,856	5,581
平成18年10月1日現在	177,094	124,078	53,016	31,689	26,532	5,157
医 師	158	122	36	1,821	1,675	146
看 護 師	10,771	6,240	4,530	1,522	1,122	400
准 看 護 師	13,210	8,767	4,443	1,922	1,518	404
機 能 訓 練 指 導 員	11,311	6,966	4,345	…	…	…
理 学 療 法 士	614	359	255	2,184	1,880	305
作 業 療 法 士	363	241	122	1,736	1,560	176
言 語 聴 覚 士	48	31	17	291	247	44
柔 道 整 復 師	454	298	156	…	…	…
あん摩マッサージ指圧師	1,019	635	384	…	…	…
歯 科 衛 生 士	233	122	111	78	52	26
介 護 支 援 専 門 員	…	…	…	…	…	…
生活相談員・支援相談員	27,893	26,207	1,686	…	…	…
社会福祉士(再掲)	3,470	3,318	152	…	…	…
介護職員(訪問介護員)	100,801	67,531	33,270	22,883	18,803	4,080
介護福祉士(再掲)	23,648	19,495	4,153	8,635	8,132	503
管 理 栄 養 士	918	778	140	…	…	…
栄 養 士	1,188	965	223	…	…	…
調 理 員	10,373	5,060	5,313	…	…	…
そ の 他 の 職 員	11,381	6,938	4,443	…	…	…

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみのものでない。専従者を含まない。  
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	107,724	89,161	18,563	8,668	6,767	1,902
平成18年10月1日現在	101,917	84,201	17,716	1,594	1,226	368
看 護 師	…	…	…	…	…	…
准 看 護 師	…	…	…	…	…	…
保 健 師	…	…	…	…	…	…
機 能 訓 練 指 導 員	…	…	…	…	…	…
専 門 職 員	…	…	…	…	…	…
社会福祉主事(再掲)	…	…	…	…	…	…
介護支援専門員	6,398	5,733	665	625	568	57
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…
社会福祉士	…	…	…	…	…	…
介護職員(訪問介護員)	95,377	78,434	16,943	7,458	5,773	1,685
介護福祉士(再掲)	21,546	20,278	1,269	385	255	130
看 護 師 (再掲)	1,820	1,347	473	480	359	121
准 看 護 師 (再掲)	2,533	2,056	477	1,771	1,615	156
福祉用具専門相談員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	5,948	4,994	954	585	426	159

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。  
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。

第5節 高齢者保健(医療)福祉

平成19年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者 生活保護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
26,770	21,714	5,056	104,628	88,819	15,809	52,239	43,103	9,136	18,443	13,196	5,247
25,824	21,134	4,690	97,550	82,992	14,558	41,422	34,543	6,878	15,990	11,546	4,444
1,968	1,883	85	856	258	598	...	...	...	24	17	7
2,791	2,322	469	4,080	3,395	685	3,327	2,539	788	1,005	610	395
2,018	1,672	346	5,251	4,443	807	2,941	2,326	615	1,057	677	380
...	...	...	2,247	1,964	283	1,201	1,004	197	998	616	382
2,203	1,810	394	163	91	73	103	61	42	45	20	25
1,208	1,042	166	115	93	22	59	40	19	38	29	9
156	132	24	14	10	4	10	6	4	7	6	2
...	...	...	48	38	10	42	34	8	14	7	7
...	...	...	227	201	26	161	138	22	59	36	23
48	31	17	...	...	...	...	...	...	23	11	12
...	...	...	2,335	2,303	32	2,054	1,924	130	...	...	...
...	...	...	4,515	4,459	56	2,758	2,712	45	3,483	3,301	183
...	...	...	1,167	1,153	14	485	480	5	481	462	19
16,378	12,821	3,557	69,392	59,733	9,659	39,959	32,598	7,361	10,020	6,849	3,171
4,606	4,155	451	28,337	27,305	1,032	9,369	8,761	608	2,593	2,202	391
...	...	...	1,848	1,807	41	...	...	...	116	104	13
...	...	...	1,036	994	42	...	...	...	84	62	22
...	...	...	5,801	4,290	1,511	...	...	...	705	354	351
...	...	...	7,267	5,173	2,095	...	...	...	928	594	333

平成19年10月1日現在

(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
21,347	19,907	1,440	670	598	72	17,412	16,039	1,373	70,483	63,615	6,868
22,160	20,774	1,385	248	224	24	13,024	12,247	777	71,488	64,620	6,868
...	...	...	39	33	6	2,213	1,944	269	...	...	...
...	...	...	44	41	4	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	3,143	3,037	106	...	...	...
...	...	...	24	22	3	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	15,798	14,493	1,305	...	...	...
...	...	...	...	...	...	472	450	22	...	...	...
...	...	...	35	33	2	6,000	5,300	700	64,529	58,940	5,589
...	...	...	44	43	1	...	...	...	...	...	...
...	...	...	6	6	—	3,725	3,539	186	...	...	...
...	...	...	483	428	56	...	...	...	...	...	...
...	...	...	114	105	10	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
16,942	15,965	977	...	...	...	...	...	...	...	...	...
4,405	3,942	463	...	...	...	1,614	1,546	68	5,955	4,676	1,279

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	1,600	1,417	183	250,451	215,432	35,018
平成18年10月1日現在	776	698	79	240,683	207,240	33,443
施 設 長	49	49	0	4,548	4,548	1
医 師	14	2	12	1,221	231	990
歯 科 医 師	2	—	2	63	10	53
薬 剤 師	…	…	…	…	…	…
看 護 師	65	59	5	9,492	8,095	1,396
准 看 護 師	72	61	11	11,285	9,735	1,550
機 能 訓 練 指 導 員	42	36	6	4,297	3,899	397
理 学 療 法 士	2	2	0	312	194	118
作 業 療 法 士	3	3	1	228	187	42
言 語 聴 覚 士	—	—	—	35	28	7
柔 道 整 復 師	0	0	—	89	76	13
あん摩マッサージ指圧師	2	2	0	540	496	44
精 神 保 健 福 祉 士 等	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	62	62	—	6,580	6,496	85
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	75	74	1	7,646	7,585	61
社 会 福 祉 士 (再 掲)	27	27	0	2,134	2,118	17
障 害 者 生 活 支 援 員	—	—	—	33	32	1
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	986	885	101	164,291	142,785	21,506
介 護 福 祉 士 (再 掲)	438	423	16	73,834	71,237	2,597
管 理 栄 養 士	31	31	1	4,538	4,489	49
栄 養 士	21	19	1	1,850	1,809	41
調 理 員	90	68	21	14,428	11,219	3,209
そ の 他 の 職 員	92	70	22	20,179	14,499	5,680

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。  
 3 「看護師」には、保健師を含む。  
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

平成19年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
177,900	161,179	16,721	81,779	75,549	6,230
176,170	160,570	15,600	90,941	84,599	6,342
...	...	...	...	...	...
3,691	3,201	489	5,857	4,454	1,403
9	2	6	93	72	21
902	396	506	2,169	2,009	160
14,202	12,480	1,722	12,409	11,395	1,014
19,877	17,900	1,977	16,978	15,800	1,178
...	...	...	...	...	...
3,955	3,561	394	2,795	2,693	102
3,805	3,528	277	1,407	1,380	27
616	552	65	587	569	19
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	150	147	3
4,865	4,760	106	2,731	2,673	58
5,736	5,678	58	...	...	...
2,272	2,254	18	...	...	...
...	...	...	...	...	...
95,719	88,479	7,240	34,131	31,944	2,187
47,384	46,448	936	8,570	9,436	134
3,508	3,472	36	1,713	1,684	29
1,026	1,006	20	759	729	30
6,163	5,004	1,159	...	...	...
13,827	11,161	2,667	...	...	...

第194表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成19年(単位 千人)

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不 詳
総 数	5,232	1,906	1,514	587	538	687
6 ～ 39 歳	626	301	115	13	19	177
40 ～ 64 歳	641	337	139	54	38	73
65 ～ 69 歳	337	137	84	33	28	55
70 ～ 74 歳	526	207	142	60	48	68
75 ～ 79 歳	785	296	230	86	83	89
80 ～ 84 歳	941	314	315	121	93	99
85 歳 以上	1,366	311	485	219	228	122
(再掲) 65歳以上	3,955	1,267	1,256	520	480	433
男 総 数	2,108	843	521	222	202	321
6 ～ 39 歳	336	169	63	8	9	87
40 ～ 64 歳	354	211	61	28	18	36
65 ～ 69 歳	183	76	42	17	15	32
70 ～ 74 歳	253	92	66	33	25	38
75 ～ 79 歳	311	104	80	39	45	43
80 ～ 84 歳	313	100	91	44	37	41
85 歳 以上	352	90	117	52	53	40
(再掲) 65歳以上	1,413	462	396	185	174	195
女 総 数	3,123	1,063	993	365	336	366
6 ～ 39 歳	290	132	53	5	10	90
40 ～ 64 歳	286	126	78	25	21	36
65 ～ 69 歳	154	61	41	15	14	23
70 ～ 74 歳	272	115	77	28	23	30
75 ～ 79 歳	474	192	150	48	38	46
80 ～ 84 歳	628	214	224	77	56	57
85 歳 以上	1,014	221	369	167	175	82
(再掲) 65歳以上	2,542	804	861	335	305	237

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であつて、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」



第195表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成19年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率 (人口千対)
総 数	126,083	5,232	41.5
6 ～ 39 歳	48,212	626	13.0
40 ～ 64 歳	43,355	641	14.8
65 ～ 69 歳	8,346	337	40.4
70 ～ 74 歳	7,145	526	73.6
75 ～ 79 歳	5,643	785	139.1
80 ～ 84 歳	3,693	941	254.8
85 歳 以 上	2,758	1,366	495.3
(再掲) 65歳以上	27,584	3,955	143.4
男 総 数	61,044	2,108	34.5
6 ～ 39 歳	24,170	336	13.9
40 ～ 64 歳	21,247	354	16.7
65 ～ 69 歳	3,986	183	45.9
70 ～ 74 歳	3,349	253	75.5
75 ～ 79 歳	2,456	311	126.6
80 ～ 84 歳	1,465	313	213.7
85 歳 以 上	863	352	407.9
(再掲) 65歳以上	12,120	1,413	116.6
女 総 数	65,039	3,123	48.0
6 ～ 39 歳	24,042	290	12.1
40 ～ 64 歳	22,107	286	12.9
65 ～ 69 歳	4,360	154	35.3
70 ～ 74 歳	3,796	272	71.7
75 ～ 79 歳	3,186	474	148.8
80 ～ 84 歳	2,227	628	282.0
85 歳 以 上	1,895	1,014	535.1
(再掲) 65歳以上	15,464	2,542	164.4

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

### 3 老人医療

第196表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数	15,405,438	15,926,449	15,480,275	14,837,542	14,176,160	13,526,826
政府管掌健康保険 一般被保険者	2,055,799	2,005,212	1,844,060	1,695,698	1,570,095	1,458,165
法第3条第2項被保険者	3,553	2,994	2,353	1,955	1,522	1,232
組合管掌健康保険	867,843	823,334	750,783	682,237	619,442	566,931
船員保険	17,879	16,440	14,559	13,109	11,952	10,805
国民健康保険	12,028,508	12,654,938	12,469,321	12,070,033	11,623,354	11,165,495
共済組合	431,856	423,532	399,199	374,510	349,796	324,199

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第197表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数 件数	380,433,713	402,904,976	412,413,157	407,263,616	398,752,547	388,173,765
金額	11,656,034,186	11,730,013,493	11,652,324,563	11,576,342,506	11,644,341,603	11,259,364,980
診 療 費 件数	273,675,820	282,733,398	277,633,363	269,921,200	261,551,740	251,718,894
金額	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606	9,149,164,490
薬 剤 支 給 件数	99,367,769	110,295,526	113,304,014	114,357,431	113,998,895	113,539,611
金額	1,246,227,639	1,391,271,814	1,471,060,994	1,514,346,762	1,577,693,075	1,557,860,533
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費 件数	11,428,371	11,656,819	11,541,693	11,491,944	11,483,576	11,192,991
金額	467,675,505	468,933,867	464,535,523	465,385,310	467,861,166	396,969,351
老人訪問看護 件数	313,711	302,567	270,431	284,203	296,310	317,683
金額	19,145,758	19,210,375	17,365,588	19,034,260	20,454,283	22,463,489
医療費の支給 件数	7,078,995	9,574,347	21,206,141	22,701,146	22,905,644	22,597,596
金額	127,717,667	135,219,546	134,179,457	134,745,203	134,197,602	132,908,609
老人保健施設療養費 件数	△ 2,582	△ 862	△ 792	△ 364	△ 42	△ 19
金額	△ 169,969	△ 119,535	△ 82,163	△ 27,254	△ 4,128	△ 1,492
1人当り老人医療費 (円)	756,618	736,512	752,721	780,206	821,403	832,373

(注) 1 金額は一部負担金、「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の件数については、再掲である。

平成17年度以前の「入院時食事療養費・入院時生活療養費」は、「食事療養」である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第198表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額: 億円)

区 分	被 用 者 保 険						国 民 健 康 保 険			合 計
	政管一般	組 合	3条の2	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計	
《実 額》										
平成 8年度 (1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849	97,232
9 (1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790	102,786
10 (1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448	108,932
11 (1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810	118,040
12 (2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344	111,997
13 (2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450	116,560
14 (2002)	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610	117,300
15 (2003)	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290	116,523
16 (2004)	13,298	5,022	10	102	2,705	21,137	92,497	2,129	94,627	115,763
17 (2005)	12,944	4,786	8	99	2,649	20,488	93,882	2,074	95,956	116,443
18 (2006)	12,097	4,423	7	93	2,458	19,078	91,568	1,949	93,516	112,594
《構成比 (%)》										
平成 8年度 (1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84	100.00
9 (1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76	100.00
10 (1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85	100.00
11 (1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24	100.00
12 (2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09	100.00
13 (2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46	100.00
14 (2002)	12.63	4.99	0.01	0.10	2.46	20.20	77.82	1.98	79.80	100.00
15 (2003)	11.96	4.62	0.01	0.10	2.39	19.08	79.01	1.91	80.92	100.00
16 (2004)	11.49	4.34	0.01	0.09	2.34	18.26	79.90	1.84	81.74	100.00
17 (2005)	11.12	4.11	0.01	0.09	2.28	17.59	80.62	1.78	82.41	100.00
18 (2006)	10.74	3.93	0.01	0.08	2.18	16.94	81.33	1.73	83.06	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第199表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額: 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数						
件数	273,675,820	282,733,398	277,633,363	269,912,200	261,551,740	251,718,894
日数	913,712,889	912,908,320	876,743,541	845,815,384	814,857,848	773,708,499
金額	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606	9,149,164,490
入 院						
件数	12,214,762	12,482,585	12,384,693	12,340,244	12,331,974	11,991,294
日数	235,900,053	236,725,668	234,193,972	233,591,110	233,782,365	226,973,721
金額	5,029,559,768	5,119,831,635	5,182,766,939	5,204,830,209	5,286,740,278	5,182,243,029
入 院 外						
件数	239,849,069	246,980,492	242,220,237	234,933,539	226,884,107	218,194,010
日数	618,864,450	613,920,785	582,069,929	554,129,262	525,188,591	494,070,508
金額	4,324,312,363	4,143,422,822	3,960,883,228	3,837,057,863	3,772,573,378	3,612,923,163
歯 科						
件数	21,611,989	23,270,321	23,028,433	22,647,417	22,335,659	21,533,590
日数	58,948,386	62,261,867	60,479,640	58,095,012	55,886,892	52,664,270
金額	441,565,456	452,242,969	421,614,997	400,970,153	384,825,950	353,998,297

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第200表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区 分	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和50年度 (1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2
14 (2002)	15,926	3.4	117,300	0.6	737	△ 2.7
15 (2003)	15,480	△ 2.8	116,523	△ 0.7	753	2.2
16 (2004)	14,838	△ 4.2	115,763	△ 0.7	780	3.7
17 (2005)	14,176	△ 4.5	116,443	0.6	821	5.3
18 (2006)	13,527	△ 4.6	112,594	△ 3.3	832	1.3

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和50年度 (1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
8 (1996)	97,232	9.1	284,542	5.6	34.2	2.55	7.48
9 (1997)	102,786	5.7	289,149	1.6	35.5	2.69	7.57
10 (1998)	108,932	6.0	295,823	2.3	36.8	2.95	8.02
11 (1999)	118,040	8.4	307,019	3.8	38.4	3.24	8.43
12 (2000)	111,997	△ 5.1	301,418	△ 1.8	37.2	3.01	8.11
13 (2001)	116,560	4.1	310,998	3.2	37.5	3.23	8.61
14 (2002)	117,300	0.6	309,507	△ 0.5	37.9	3.30	8.70
15 (2003)	116,523	△ 0.7	315,375	1.9	36.9	3.25	8.81
16 (2004)	115,763	△ 0.7	321,111	1.8	36.1	3.18	8.82
17 (2005)	116,443	0.6	331,289	3.2	35.1	3.18	9.04
18 (2006)	112,594	△ 3.3	331,276	△ 0.0	34.0	3.02	8.88

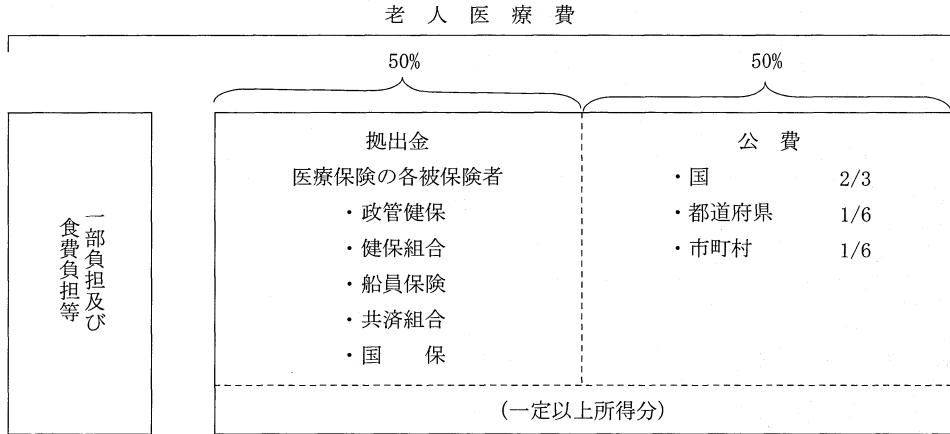
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 老人医療費の負担



(注) 1 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、拠出金70%、公費30%となった。  
 なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ平成18年10月以降は50%になることになった。

2 図は、平成18年10月以降の負担割合である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第203表 老人医療費の負担の状況

(単位 金額：億円、%)

区分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	116,560	100.0	117,300	100.0	116,523	100.0	115,763	100.0	116,443	100.0	112,594	100.0
公費	32,166	27.6	32,945	28.1	35,485	30.5	39,435	34.1	43,920	37.7	45,709	40.6
国	21,444	18.4	21,964	18.7	23,657	20.3	26,290	22.7	29,280	25.1	30,473	27.1
都道府県	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3	7,618	6.8
市町村	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3	7,618	6.8
保険者	75,059	64.4	74,179	63.2	70,718	60.7	66,310	57.3	62,610	53.8	57,036	50.7
被用者保険	45,308	38.9	43,996	37.5	41,844	35.9	38,909	33.6	36,624	31.5	33,246	29.5
政管一般	21,889	18.8	21,358	18.2	20,952	18.0	19,772	17.1	18,727	16.1	17,201	15.3
組合	17,631	15.1	17,023	14.5	15,619	13.4	14,310	12.4	13,400	11.5	12,001	10.7
法第3条第2項	19	0.02	16	0.01	14	0.01	13	0.01	11	0.00	9	0.00
船保	136	0.1	124	0.1	109	0.1	94	0.1	87	0.1	77	0.1
共済	5,633	4.8	5,475	4.7	5,151	4.4	4,721	4.1	4,400	3.8	3,957	3.5
国保	29,751	25.5	30,183	25.7	28,874	24.8	27,400	23.7	25,986	22.3	23,790	21.1
患者負担	9,336	8.0	10,175	8.7	10,320	8.9	10,018	8.7	9,913	8.5	9,849	8.7

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第204表 老人医療費拠出金積算内訳

平成18年度(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	12,097	4,423	7	93	2,458	19,078	91,568	1,949	93,516	112,594
前期	7,169	2,622	4	55	1,453	11,303	53,721	1,153	54,874	66,177
後期	4,928	1,801	3	38	1,005	7,774	37,846	796	38,642	46,416
一部負担金等	1,187	408	1	8	215	1,819	7,828	202	8,030	9,849
前期	682	238	0	5	127	1,052	4,518	114	4,632	5,684
後期	505	170	0	3	88	767	3,310	88	3,398	4,165
医療給付費	10,910	4,015	7	84	2,243	17,259	83,739	1,747	85,486	102,745
前期	6,488	2,384	4	50	1,326	10,252	49,204	1,038	50,242	60,494
後期	4,423	1,630	3	34	917	7,007	34,536	708	35,244	42,251
特定費用額	1,453	250	0	2	50	1,755	4,626	381	5,008	6,763
前期	844	148	0	1	30	1,023	2,357	223	2,580	3,603
後期	609	102	0	1	20	732	2,269	158	2,428	3,160
拠出金	17,201	12,001	9	77	3,957	33,246	21,900	1,890	23,790	57,036
前期	10,324	7,325	5	47	2,362	20,063	13,128	1,133	14,261	34,324
後期	6,848	4,776	4	30	1,526	13,183	8,772	757	9,529	22,712
調整対象外医療費										
前期	—	2	—	—	—	2	1	0	1	3
後期	—	1	—	—	—	1	1	0	1	2
老人加入率(%)										
前期	4.104	1.889	4.317	6.413	3.405	3.140	23.004	6.255	21.738	10.687
後期	3.951	1.815	4.275	6.223	3.339	3.025	22.668	6.055	21.409	10.445
負担調整対象額										
前期	—	12	—	—	—	12	—	0	0	13
後期	—	1	—	—	—	1	—	0	0	1
負担調整額										
前期	4	3	0	0	1	7	5	0	5	13
後期	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
加入者調整率(%)										
前期	2.507	5.078	2.349	1.584	3.020	3.148	0.444	1.628	0.472	0.938
後期	2.566	5.154	2.336	1.604	3.028	3.200	0.445	1.662	0.473	0.936
特定費用率(%)										
前期	0.130	0.062	0.010	0.021	0.023	0.100	0.048	0.215	0.051	0.060
後期	0.138	0.063	0.017	0.021	0.021	0.104	0.066	0.224	0.069	0.075

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

## 4 老人保健施設

第205表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,013	269,524	3,131	282,513	3,278	297,769	3,391	309,346
都 道 府 県	4	228	4	228	4	228	4	228
市 区 町 村	118	8,388	119	8,509	129	9,232	128	9,138
広域連合・一部事務組合	30	2,281	30	2,331	21	1,639	18	1,373
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	63	5,607	62	5,573	64	5,763	69	6,144
医 療 法 人	2,203	199,065	2,297	209,577	2,417	222,389	2,509	231,976
社会福祉協議会	1	60	2	140	1	84	2	154
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	481	43,624	498	45,346	518	47,075	533	48,601
社 団 ・ 財 団 法 人	92	8,386	95	8,694	99	9,144	104	9,537
そ の 他 の 法 人	21	1,885	24	2,115	25	2,215	24	2,195

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」



## 5 老人保健(ヘルス事業)

第206表 老人保健事業の概要

種 類 等	対 象 者	内 容	実施場所	
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法の医療の受給資格がある者</li> <li>・健康診査の受診者、要介護者等で希望する者</li> <li>・介護予防事業の参加者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足</li> <li>○健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の記録</li> <li>○生活習慣行動等の把握</li> <li>○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成</li> </ul>		
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別健康教育</li> <li>・集団健康教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上65歳未満の者のうち基本健康診査の結果「要指導」の者等</li> <li>・40歳以上65歳未満の者</li> <li>・必要に応じ、その家族等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う</li> <li>・高血圧個別健康教育</li> <li>・高脂血症個別健康教育</li> <li>・糖尿病個別健康教育</li> <li>・喫煙者個別健康教育</li> <li>○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う</li> <li>・歯周疾患健康教育</li> <li>・骨粗鬆症(転倒予防)健康教育</li> <li>・病態別健康教育</li> <li>・薬健康教育</li> <li>・一般健康教育</li> </ul>	市町村保健センター 医療機関等
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点健康相談</li> <li>・総合健康相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上65歳未満の者</li> <li>・必要に応じ、その家族等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う</li> <li>・高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談</li> <li>○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言</li> </ul>	市町村保健センター等

第3部 社会保障関係統計資料編

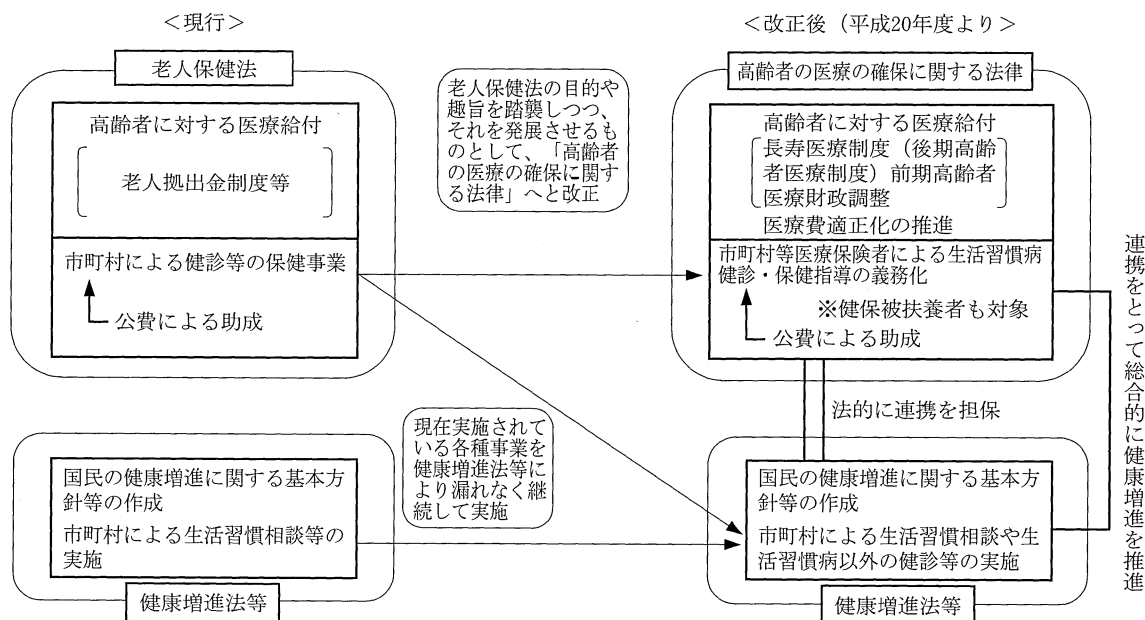
種 類 等		対 象 者	内 容	実施場所
基 本 健 康 診 査	・基本健康診査	・40歳以上の者	○必須項目 ・問診（生活機能に関する項目含む）・身体計測（身長、体重等）・理学的検査（視診、打聴診、腹部触診等）・血圧測定・検尿（糖、蛋白、潜血） ・循環器検査（血液化学検査）（血清総コレステロール、HDL-Cコレステロール、中性脂肪） ・肝機能検査（血清GOT、GPT、γ-GTP） ・腎機能検査（血清クレアチニン） ・血糖検査  ○選択項目〔医師の判断に基づき実施〕 ・心電図検査・眼底検査・貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値） ・ヘモグロビンA <sub>1c</sub> 検査、血清アルブミン検査	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	・訪問基本健康診査	・40歳以上の寝たきり者等	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	・介護家族訪問健康診査	・40歳以上で家族等の介護を担う者	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	歯周疾患検診	・40, 50, 60, 70歳の者	○検診項目・問診 ・歯周組織検査	
	骨粗鬆症検診	・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	○検診項目・問診 ・骨量測定	
健 康 診 査	健康度評価 ・生活習慣病の予防に関する健康度評価 ・介護を要する状態等の予防に関する健康度評価 ・生活習慣行動の改善指導	・40歳以上の者  ・40歳以上65歳未満の者	○健康度評価のための質問票の配布  ○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方法による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定  ○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示	
肝炎ウイルス検診	節目検診（5歳刻み） 「40歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」  節目外検診 「平成19年度の基本健康診査においてALT（GPT）値により要指導と判断された者及び平成14年度から平成18年度までの本事業に基づく肝炎ウイルス検診の対象者であって受診の機会を逸した者」		○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査（必要な者のみ） ・HCV核酸増幅検査（必要な者のみ） ○HBs抗原検査  (注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
受診指導	・基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者		○医療機関への受診指導	

種類等	対象者	内容	実施場所
機能訓練	・40歳以上65歳未満の者で、疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者	○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、皮細工等の手工芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等	市町村保健センター 老人福祉センター 介護老人保健施設等
訪問指導	・40歳以上65歳未満の者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○認知症に対する正しい知識等に関する指導	対象者の居宅

(注) 1 65歳以上の介護予防に資する事業については、平成18年度より地域支援事業(介護予防事業)へ移行。  
2 平成20年4月1日より老人保健事業は、健康増進法へ移行。

資料：厚生労働省老健局調べ

老人保健法の改正(平成18年改正)



資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第207表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総数	15,724,928	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145	13,232,603
	75歳以上	15,332,580	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779	12,602,344
	65～74歳	392,348	421,327	451,370	496,121	564,366	630,259
	医療受給者以外の者(年度中)	1,609,389	666,677	1,517,528	1,398,847	1,392,024	1,393,734
健康教育	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	24,810	26,765	29,692	25,975	22,821	18,797
	指導終了	20,109	22,560	24,726	21,831	19,439	15,464
	集団健康教育						
	開催回数	305,179	313,974	316,108	311,681	295,718	194,665
	参加延人員	8,703,046	8,795,082	8,796,599	8,263,339	7,739,241	4,180,667
1回当り参加人員	28.5	28.0	27.8	26.5	26.2	21.5	
健康相談	開催回数	527,618	525,009	527,226	511,232	471,316	319,192
	被指導延人員	7,330,040	7,188,203	7,034,027	6,498,984	5,881,773	2,944,465
	1回当り被指導延人員	13.9	13.7	13.3	12.7	12.5	9.2
基本健康診査	受診者数						
	基本診査	11,824,748	12,305,933	12,910,022	12,954,892	13,009,843	13,062,408
	(再掲)要指導・要医療者						
	総数	10,070,514	10,613,018	11,206,648	11,331,440	11,438,922	11,572,359
がん検診	受診者数						
	胃がん	4,302,562	4,369,358	4,508,041	4,376,699	4,344,918	4,227,730
	肺がん	7,412,212	7,490,412	7,841,092	7,769,635	7,537,013	7,387,430
	大腸がん	5,755,703	6,052,473	6,403,659	6,430,450	6,630,503	6,824,088
	子宮がん	3,825,670	3,863,380	4,087,444	3,995,021	3,439,094	3,320,265
	子宮体がん(再掲)	332,495	349,118	・	・	・	・
	乳がん	3,279,212	3,337,202	3,488,074	2,698,947	2,267,189	2,132,014

第5節 高齢者保健(医療)福祉

機能訓練	訓練実施施設数	9,552	9,482	9,379	9,165	8,084	1,232
	実施回数	216,222	206,305	202,671	186,763	166,317	34,182
	被指導実人員	222,537	233,767	220,933	226,604	205,592	15,264
	被指導延人員	2,367,839	2,368,397	2,370,550	2,193,365	1,944,634	191,286
	1回当り被指導延人員	11.0	11.5	11.7	11.7	11.7	5.6
	従事者延人員	790,037	795,247	760,280	617,364	552,024	108,984
訪問指導	被訪問指導実人員	1,007,470	954,663	943,501	893,365	742,332	333,645
	被訪問指導延人員	1,897,940	1,743,752	1,642,720	1,498,020	1,243,433	498,220
	訪問従事者延人員	1,012,271	933,327	840,921	743,436	661,915	308,218

(注) 1 「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。

2 平成18年度は、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設(平成18年4月1日施行)により、65歳以上の「健康教育」「健康相談」「機能訓練」「訪問指導」は地域支援事業で実施のため対象者を変更している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第208表 老人保健健康手帳の交付状況

(単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《総数》						
新規交付	1,560,653	305,909	335,619	334,161	381,453	628,119
資格喪失	941,214	541,831	948,472	939,549	957,234	1,270,796
年度末	15,724,928	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145	13,232,603
《75歳以上の者(再掲)》						
新規交付	1,472,243	249,769	241,133	233,451	265,146	502,671
資格喪失	870,306	512,130	908,450	897,855	913,189	1,218,080
年度末	15,332,580	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779	12,602,344

(注) 平成13年度の「75歳以上の者(再掲)」は、「70歳以上の者(再掲)」の値である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第209表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区別状況

(単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《総数》						
受 診 者						
基本健康診査	11,824,748	12,305,933	12,910,022	12,954,892	13,009,843	13,062,408
判定・指導区分						
異常認めず	1,754,845	1,693,883	1,704,022	1,652,051	1,598,750	1,514,457
要 指 導	4,347,284	4,512,021	4,680,141	4,715,165	4,659,379	4,523,234
要 医 療	5,723,230	6,100,997	6,526,507	6,616,275	6,779,543	7,049,125
《70歳以上の者(再掲)》						
受 診 者						
基本健康診査	3,965,853	4,295,197	4,702,399	4,882,304	5,128,324	5,399,106
判定・指導区分						
異常認めず	392,946	397,528	419,003	419,632	419,118	416,693
要 指 導	1,273,291	1,364,786	1,475,308	1,539,839	1,596,222	1,590,631
要 医 療	2,299,962	2,533,528	2,808,496	2,945,914	3,136,065	3,414,085

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第210表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《総 数》						
血 圧	4,061,552	4,138,263	4,413,283	4,410,460	4,370,977	4,240,051
総 コレステロール	4,955,027	5,436,006	5,757,364	5,804,701	5,820,782	6,020,267
糖 尿 病	1,456,715	1,820,998	2,064,302	2,145,207	2,362,267	2,583,601
貧血(疑いを含む)	1,637,477	1,788,788	1,805,107	1,874,201	1,939,140	1,946,187
肝疾患(疑いを含む)	1,742,937	1,876,579	1,927,633	1,953,137	2,005,873	1,872,406
腎機能障害(疑いを含む)	1,128,523	1,190,142	1,255,584	1,300,628	1,308,189	1,353,421
《70歳以上の者(再掲)》						
血 圧	1,758,651	1,853,340	2,042,334	2,102,391	2,162,190	2,194,612
総 コレステロール	1,460,285	1,664,941	1,831,467	1,899,892	1,997,416	2,166,937
糖 尿 病	637,533	781,362	916,249	978,110	1,119,095	1,280,016
貧血(疑いを含む)	768,980	866,191	911,369	978,996	1,054,886	1,104,390
肝疾患(疑いを含む)	490,212	547,392	591,184	622,614	687,550	676,044
腎機能障害(疑いを含む)	508,350	561,286	611,623	648,550	679,813	733,878

(注) 1 平成14年度以降の「血圧」は、軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計である。

2 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」



第211表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《総数》						
胃がん						
受診人員	4,302,562	4,371,784	4,508,041	4,376,699	4,344,918	4,227,730
要精密検査者	495,174	501,337	518,753	486,437	470,103	444,248
がん・がんの疑いのある人員	7,670	7,762	8,197	7,826	7,842	7,880
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	7,412,212	7,490,412	7,208,156	7,138,878	6,963,844	6,960,605
要精密検査者	198,725	207,830	211,941	200,931	194,677	199,709
がん・がんの疑いのある人員	6,907	7,485	6,971	6,691	6,528	6,929
喀痰細胞診受診人員	445,774	443,625	45,298	30,437	23,066	10,120
要精密検査者	5,554	5,131	259	224	249	97
がん・がんの疑いのある人員	367	375	37	22	15	15
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	・	・	587,638	600,320	550,103	416,705
要精密検査者	・	・	17,329	15,418	15,041	14,702
がん・がんの疑いのある人員	・	・	958	900	831	780
大腸がん						
受診人員	5,755,703	6,052,473	6,403,659	6,430,450	6,630,503	6,824,088
要精密検査者	411,856	432,191	466,172	448,555	476,229	488,980
がん・がんの疑いのある人員	12,062	11,941	13,014	12,345	13,892	13,924
子宮がん						
頸部受診人員	3,825,670	3,863,380	3,650,689	3,587,439	3,439,094	3,320,265
要精密検査者	36,614	38,173	38,875	40,033	41,372	38,505
がん・がんの疑いのある人員	7,327	7,432	7,229	7,034	7,023	6,377
体部受診人員	332,495	349,118	・	・	305,150	300,492
要精密検査者	5,546	5,647	・	・	3,895	3,513
がん・がんの疑いのある人員	667	711	・	・	508	455
頸部及び体部受診人員	・	・	436,755	407,582	・	・
要精密検査者	・	・	7,909	7,661	・	・
がん・がんの疑いのある人員	・	・	1,175	1,205	・	・
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	2,830,296	2,774,120	2,770,371	1,599,234	662,632	500,203
要精密検査者	124,605	121,236	140,958	75,867	32,597	24,496
がん・がんの疑いのある人員	4,206	4,645	4,867	3,292	1,368	1,080
マンモグラフィ併用方式受診人員	448,916	563,082	717,703	1,099,713	1,604,557	1,631,811
要精密検査者	34,137	45,411	59,207	98,036	142,985	144,470
がん・がんの疑いのある人員	1,182	1,524	2,203	4,164	6,842	6,876

第3部 社会保障関係統計資料編

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
<b>《70歳以上の者（再掲）》</b>						
<b>胃がん</b>						
受診人員	1,073,537	1,158,197	1,258,060	1,275,811	1,330,678	1,337,057
要精密検査者	142,054	153,798	167,990	164,064	165,994	159,662
がん・がんの疑いのある人員	3,401	3,679	3,936	3,924	4,056	4,191
<b>肺がん</b>						
胸部エックス線検査受診人員	2,323,799	2,442,553	2,443,232	2,508,800	2,558,156	2,675,065
要精密検査者	90,230	97,556	104,210	102,263	100,551	105,970
がん・がんの疑いのある人員	3,864	4,281	4,071	4,045	3,990	4,313
喀痰細胞診受診人員	138,073	141,440	15,703	11,372	8,894	3,620
要精密検査者	1,954	1,879	118	84	125	37
がん・がんの疑いのある人員	233	220	26	15	9	11
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	・	・	193,913	204,230	186,853	151,854
要精密検査者	・	・	7,463	6,838	6,680	6,681
がん・がんの疑いのある人員	・	・	547	517	465	492
<b>大腸がん</b>						
受診人員	1,667,166	1,856,359	2,067,768	2,168,284	2,351,907	2,548,293
要精密検査者	148,028	164,754	189,234	190,250	211,919	227,948
がん・がんの疑いのある人員	5,209	5,321	6,195	5,930	6,859	7,130
<b>子宮がん</b>						
頸部受診人員	332,808	359,204	376,096	385,644	357,819	352,995
要精密検査者	2,208	2,438	2,477	2,356	2,329	2,159
がん・がんの疑いのある人員	482	475	457	431	434	418
体部受診人員	12,966	14,698	・	・	15,978	16,415
要精密検査者	351	335	・	・	266	250
がん・がんの疑いのある人員	51	71	・	・	38	55
頸部及び体部受診人員	・	・	22,345	22,319	・	・
要精密検査者	・	・	500	493	・	・
がん・がんの疑いのある人員	・	・	83	98	・	・
<b>乳がん</b>						
視触診方式のみ受診人員	336,791	354,811	377,187	292,389	135,916	111,777
要精密検査者	9,105	9,811	12,086	9,517	4,513	3,722
がん・がんの疑いのある人員	493	540	594	541	279	207
マンモグラフィ併用方式受診人員	43,820	60,941	87,252	144,144	227,637	239,679
要精密検査者	2,726	3,902	5,293	9,798	15,456	16,305
がん・がんの疑いのある人員	160	173	260	574	999	1,046

(注) 1 平成15年度より調査区分の変更により、肺がんの「胸部エックス線検査受診人員」は「胸部エックス線検査のみ受診人員」に、「喀痰細胞診受診人員」は「喀痰細胞診のみ受診人員」になる。

2 平成15年度より調査区分の変更により、子宮がんの「頸部受診人員」は「頸部のみ受診人員」になる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

## 第6節 医療供給と医療費

## 1 総括

第212表 国民医療費推計額

区 分	推 計 額 (億円)					構 成 割 合 (%)				
	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
国民医療費	309,507	315,375	321,111	331,289	331,276	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	19,938	20,908	21,671	21,987	22,125	6.4	6.6	6.7	6.6	6.7
生活保護法	11,650	12,511	12,952	13,453	13,444	3.8	4.0	4.0	4.1	4.1
結核予防法	104	95	89	80	53	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1,047	1,134	1,242	1,350	65	0.3	0.4	0.4	0.4	0.0
障害者自立支援法	.	.	.	.	1,508	.	.	.	.	0.5
その他	7,138	7,168	7,389	7,104	7,054	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1
医療保険等給付分	139,855	141,032	147,514	155,377	159,272	45.2	44.7	45.9	46.9	48.1
医療保険	136,959	138,171	144,673	152,566	156,480	44.3	43.8	45.1	46.1	47.2
被用者保険	75,665	71,436	72,779	74,714	75,411	24.4	22.7	22.7	22.6	22.8
被保険者	41,698	36,368	36,755	37,440	37,344	13.5	11.5	11.4	11.3	11.3
被扶養者	33,966	34,131	34,301	34,516	34,464	11.0	10.8	10.7	10.4	10.4
高齢者	...	938	1,723	2,757	3,603	...	0.3	0.5	0.8	1.1
政府管掌健康保険	37,224	34,765	35,671	36,798	37,268	12.0	11.0	11.1	11.1	11.2
組管掌健康保険	28,660	27,113	27,532	28,195	28,563	9.3	8.6	8.6	8.5	8.6
船員保険	239	219	210	211	204	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,241	2,190	2,188	2,192	2,152	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
地方公務員共済組合	6,388	6,273	6,286	6,405	6,306	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
私立学校教職員共済	912	876	892	913	918	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	61,294	66,734	71,894	77,852	81,069	19.8	21.2	22.4	23.5	24.5
高齢者以外	...	62,286	62,783	63,403	61,721	...	19.7	19.6	19.1	18.6
高齢者	...	4,448	9,112	14,449	19,347	...	1.4	2.8	4.4	5.8
退職者医療制度(再掲)	16,159	17,793	20,803	24,278	24,899	5.2	5.6	6.5	7.3	7.5
その他	2,896	2,861	2,841	2,811	2,792	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
労働者災害補償保険	2,299	2,266	2,257	2,249	2,234	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
その他	597	595	584	562	558	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	106,652	106,686	105,730	106,353	102,325	34.5	33.8	32.9	32.1	30.9
患者負担分	43,062	46,749	46,196	47,572	47,555	13.9	14.8	14.4	14.4	14.4
全額自費	4,032	4,038	3,954	4,119	4,027	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
公費・保険又は老人保健の一部負担	39,030	42,711	42,242	43,453	43,528	12.6	13.5	13.2	13.1	13.1

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 3 平成15年度より被用者保険及び国民健康保険適用の「高齢者」(70歳以上)を別掲とした。
- 4 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第213表 診療費支払方法別患者数 (病院・診療所別)

区分	総 数					病 院			
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
総 数	8,402.5	8,810.3	8,318.5	7,929.0	8,555.2	3,430.3	3,656.8	3,534.0	3,330.1
全 額 自 費	178.7	193.7	196.2	173.9	237.3	84.1	86.4	83.0	73.9
健保・共済の本人	1,826.2	1,787.7	1,481.7	1,282.9	1,271.4	615.3	607.2	514.8	426.9
健保・共済の家族	1,664.0	1,594.6	1,456.0	1,293.6	1,413.3	545.6	527.9	475.8	403.5
国 保	1,693.7	1,701.4	1,599.9	1,517.6	1,787.7	709.9	720.4	683.1	624.3
老 人 保 健 法	2,195.5	2,642.3	2,666.9	2,643.0	2,560.1	1,028.4	1,255.3	1,295.1	1,235.6
労 災 ・ 公 災	57.5	49.5	48.0	38.5	37.5	38.8	35.2	33.7	26.9
自 賠 法	39.2	36.5	44.1	43.0	43.7	24.2	21.6	22.5	19.2
そ の 他	709.0	760.5	787.2	777.9	1,049.4	366.1	388.5	409.5	395.3
介護保険のみ	.	.	.	117.5	115.1	.	.	.	111.8
自費診療と介護保険の併用	.	.	.	1.5	1.9	.	.	.	1.5
不 詳	38.5	44.2	38.6	39.3	37.9	17.9	14.3	16.7	11.3
(再掲)									
結核予防法	10.9	12.1	10.8	7.6	5.0	10.2	10.6	10.5	7.5
精神保健福祉法	27.2	48.1	45.1	77.6	85.5	23.1	31.5	32.3	49.6
生活保護法	226.6	232.9	255.0	271.3	301.9	154.3	161.4	178.0	178.9
その他の公費負担によるもの	.	.	.	445.9	775.4	.	.	.	246.0
介護保険	.	.	.	132.0	128.0	.	.	.	119.6

- (注) 1 全国推計数である。  
 2 船員保険は、「その他」に含む。  
 3 日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。  
 4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。  
 5 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

第214表 患者数及び受療率 (入院・外来、病院・診療所別)

区分	総 数					病 院			
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
《全国推計患者数》									
総 数	8,402.4	8,810.3	8,318.6	7,929.0	8,555.2	3,430.3	3,656.8	3,534.0	3,330.1
入 院	1,429.5	1,480.5	1,482.6	1,451.0	1,462.8	1,347.3	1,396.2	1,401.3	1,337.6
外 来	6,973.0	7,329.8	6,835.9	6,478.0	7,092.4	2,083.0	2,260.6	2,132.7	1,952.5
《受療率(人口10万対)》									
総 数	6,735	7,000	6,566	6,222	6,696	2,750	2,905	2,789	2,613
入 院	1,146	1,176	1,170	1,139	1,145	1,080	1,109	1,106	1,081
外 来	5,589	5,824	5,396	5,083	5,551	1,670	1,796	1,683	1,532

- (注) 1 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。  
 2 平成8年以降は、歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。  
 3 平成11年以降の歯科診療所については、外来のみの調査である。  
 4 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

(単位 千人)

17 (2005)	一般診療所					歯科診療所				
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
3,258.0	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	4,020.1	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2
80.8	77.5	95.1	92.4	84.3	123.8	17.1	12.2	20.8	15.7	32.7
379.8	798.0	775.6	634.7	552.4	579.3	412.8	404.6	332.2	303.8	312.4
377.6	781.0	744.2	707.6	638.1	754.9	337.5	322.6	272.5	252.1	280.9
659.5	682.4	667.1	646.4	611.7	801.2	301.5	313.9	270.4	281.8	327.0
1,129.6	1,046.7	1,218.7	1,192.8	1,203.5	1,233.4	120.3	168.3	178.9	203.9	197.1
24.2	18.6	14.3	14.3	11.6	13.3	0.1	—	0.0	0.0	0.0
16.2	14.7	14.9	21.5	23.9	27.5	0.3	—	0.0	0.0	0.0
464.8	276.9	301.6	308.2	293.9	460.6	66.1	70.3	69.5	88.5	124.0
107.3	.	.	.	5.7	7.8	.	.	.	0.0	0.0
1.8	.	.	.	0.0	0.1	.	.	.	0.0	0.0
16.8	17.3	20.3	16.8	25.8	18.2	3.2	9.6	5.2	2.2	3.0
4.9	0.7	1.4	0.3	0.1	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0
55.8	4.1	16.6	12.8	27.9	29.8	0.0	—	—	0.0	0.0
187.0	62.8	64.2	64.9	75.7	98.6	9.4	7.3	12.0	16.6	16.3
342.4	.	.	.	181.3	388.3	.	.	.	18.8	44.7
114.8	.	.	.	10.2	13.0	.	.	.	2.1	0.1

(単位 千人)

17 (2005)	一般診療所					歯科診療所				
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
3,258.0	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	4,020.0	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2
1,391.6	82.1	84.2	81.3	73.4	71.2	—	—	.	.	.
1,866.4	3,631.1	3,767.7	3,553.6	3,377.6	3,948.9	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2
2,550	2,976	3,060	2,869	2,708	3,147	1,009	1,034	907	901	1,000
1,089	66	67	64	58	56	—	—	.	.	.
1,461	2,910	2,993	2,805	2,650	3,091	1,009	1,034	907	901	1,000

## 2 医療機関

第215表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成13年（2001）	9,239	1,065	3	8,171	94,019	17,218	76,801	64,297
14（2002）	9,187	1,069	2	8,116	94,819	16,178	78,641	65,073
15（2003）	9,122	1,073	2	8,047	96,050	15,371	80,679	65,828
16（2004）	9,077	1,076	2	7,999	97,051	14,765	82,286	66,557
17（2005）	9,026	1,073	1	7,952	97,442	13,477	83,965	66,732
18（2006）	8,943	1,072	1	7,870	98,609	12,858	85,751	67,392
平成18年								
国	292	3	—	289	637	233	404	5
厚生労働省	22	—	—	22	29	—	29	—
独立行政法人国立病院機構	146	3	—	143	2	1	1	—
国立大学法人	49	—	—	49	121	—	121	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	36	—	—	36	8	—	8	—
その他	39	—	—	39	477	232	245	5
公的医療機関	1,351	51	—	1,300	3,896	253	3,643	290
都道府県	294	40	—	254	300	12	288	10
市町村	753	6	—	747	3,279	236	3,043	280
日赤	93	—	—	93	208	1	207	—
済生会	80	1	—	79	46	1	45	—
北海道社会事業協会	7	—	—	7	—	—	—	—
厚生連	123	4	—	119	61	3	58	—
国民健康保険団体連合会	1	—	—	1	2	—	2	—
社会保険関係団体	125	—	—	125	727	6	721	12
全国社会保険協会連合会	52	—	—	52	13	—	13	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	7	3	—	3	—
船員保険会	3	—	—	3	25	1	24	—
健康保険組合及びその連合会	16	—	—	16	412	3	409	5
共済組合及びその連合会	46	—	—	46	262	2	260	7
国民健康保険組合	1	—	—	1	12	—	12	—
公益法人	405	65	—	340	905	50	855	167
医療法人	5,694	880	1	4,813	32,196	6,784	25,412	9,373
学校法人	103	2	—	101	156	2	154	19
社会福祉法人	184	10	—	174	6,465	35	6,430	22
医療生協	83	2	—	81	321	26	295	40
会社	55	—	—	55	2,318	10	2,308	26
その他の法人	47	3	—	44	633	27	606	72
個人	604	56	—	548	50,355	5,432	44,923	57,366
医療機関（再掲）	159	2	—	157	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第216表 病床数（開設者・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院							一般診療所 病床数
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	経過的旧 その他の病床	
平成13年（2001）	1,646,797	357,385	2,033	20,847	33,139	55,310	1,178,083	209,544
14（2002）	1,642,593	355,966	1,854	17,558	113,534	249,858	903,823	196,596
15（2003）	1,632,141	354,448	1,773	14,507	342,343	919,070	•	187,894
16（2004）	1,631,553	354,927	1,690	13,293	349,450	912,193	•	181,001
17（2005）	1,631,473	354,296	1,799	11,949	359,230	904,199	•	167,000
18（2006）	1,626,589	352,437	1,779	11,129	350,230	911,014	•	159,898
平成18年								
国	124,191	8,552	97	4,762	277	110,503	•	2,332
厚生労働省	12,811	1,065	4	80	—	11,662	•	—
独立行政法人国立病院機構	58,957	5,107	32	4,394	196	49,228	•	5
国立大学法人	32,827	1,889	18	133	36	30,751	•	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	14,039	—	—	12	—	14,027	•	—
その他の	5,557	491	43	143	45	4,835	•	2,327
公的医療機関	347,299	26,602	1,486	3,304	18,919	296,988	•	3,003
都道府県	81,511	15,207	322	1,417	527	64,038	•	113
市町村	164,525	7,051	878	1,390	12,282	142,924	•	2,824
日赤	38,619	1,158	136	366	844	36,115	•	19
済生会	22,214	429	34	50	1,604	20,097	•	8
北海道社会事業協会	1,955	54	4	—	433	1,464	•	—
厚生連	38,305	2,703	112	81	3,229	32,180	•	39
国民健康保険団体連合会	170	—	—	—	—	170	•	—
社会保険関係団体	36,699	307	48	453	1,585	34,306	•	44
全国社会保険協会連合会	14,519	50	42	304	213	13,910	•	—
厚生年金事業振興団	2,813	—	—	—	318	2,495	•	—
船員保険会	816	—	—	—	—	816	•	10
健康保険組合及びその連合会	3,217	—	—	—	405	2,812	•	24
共済組合及びその連合会	15,014	257	6	149	649	13,953	•	10
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	320	•	—
公益法人	95,431	26,943	68	893	15,357	52,170	•	674
医療法人	842,864	266,481	28	1,087	281,856	293,412	•	94,270
学校法人	54,745	2,396	18	48	185	52,098	•	27
社会福祉法人	32,475	5,413	—	171	6,885	20,006	•	402
医療生協	13,646	488	—	—	2,779	10,379	•	333
会社	12,462	261	4	2	697	11,498	•	63
その他の法人	11,616	1,336	30	266	1,549	8,435	•	318
個人	55,161	13,658	—	143	20,141	21,219	•	58,432
医療機関（再掲）	94,080	4,738	40	271	221	88,810	•	•

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第217表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
全医療法人数	35,795	37,306	38,754	40,030	41,720	44,027	45,078
厚生労働大臣所管	491	525	585	642	695	746	771
都道府県知事所管	35,304	36,781	38,169	39,388	41,025	43,281	44,307

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

第218表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
薬 局 数	48,252	49,332	49,956	50,600	51,233	51,952	52,539
開設者が自ら管理している薬局	10,914	10,519	9,926	9,432	9,150	9,819	8,634
開設者が自ら管理していない薬局	37,338	38,813	40,030	41,168	42,083	42,133	43,905
無 薬 局 町 村	639	621	583	380	187	191	186
医 薬 品 販 売 業	49,662	48,900	46,953	45,129	42,218	41,371	40,366
一 般 販 売 業	12,794	12,397	12,080	11,813	11,216	11,286	11,051
薬 種 商 販 売 業	15,293	14,986	14,393	13,830	13,197	12,715	12,412
特 例 販 売 業	9,947	9,905	9,405	8,757	7,558	7,233	6,981
配 置 販 売 業	11,628	11,612	11,075	10,729	10,247	10,137	9,922

資料：平成14年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」  
平成15年度以降は、同部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第219表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成19年6月

区 分	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体		法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	244,735	100.0	74,649	100.0	236,929	100.0	104,522	100.0	73,130	100.0	103,599	100.0
1. 入 院 収 入	166,667	68.1	45,686	61.2	161,115	68.0	88,206	84.4	62,548	85.5	87,452	84.4
2. 特別の療養環境収入	3,071	1.3	574	0.8	2,956	1.2	400	0.4	0	0.0	388	0.4
3. 外 来 収 入	69,045	28.2	27,177	36.4	67,123	28.3	14,874	14.2	10,532	14.4	14,747	14.2
4. その他の医業収入	5,952	2.4	1,211	1.6	5,735	2.4	1,041	1.0	49	0.1	1,012	1.0
II 医 業 費 用	258,731	105.7	70,384	94.3	250,087	105.6	109,662	104.9	58,081	79.4	108,145	104.4
1. 給 与 費	135,033	55.2	36,248	48.6	130,499	55.1	73,152	70.0	40,769	55.7	72,200	69.7
2. 医 薬 品 費	36,042	14.7	10,861	14.5	34,886	14.7	8,954	8.6	7,038	9.6	8,897	8.6
3. 委 託 費	17,006	6.9	3,436	4.6	16,383	6.9	5,545	5.3	2,793	3.8	5,464	5.3
4. 減 価 償 却 費	14,286	5.8	1,748	2.3	13,710	5.8	5,347	5.1	1,371	1.9	5,230	5.0
5. 設 備 関 係 費	10,051	4.1	5,340	7.2	9,835	4.2	3,013	2.9	980	1.3	2,953	2.9
6. 経 費	17,304	7.1	6,983	9.4	16,830	7.1	9,282	8.9	2,907	4.0	9,095	8.8
7. そ の 他	29,010	11.8	5,768	7.7	27,943	11.9	4,369	4.2	2,223	3.0	4,304	4.1
III 医業収支差額（I－II）	△13,996	△5.7	4,265	5.7	△13,158	△5.6	△5,140	△4.9	15,048	20.6	△4,546	△4.4
IV その他の医業関連収入	14,656	6.0	1,019	1.4	14,030	5.9	7,878	7.5	191	0.3	7,652	7.4
V その他の医業関連費用	6,595	2.7	1,121	1.5	6,344	2.7	2,891	2.8	266	0.4	2,813	2.7
VI 総収支差額（III+IV-V）	△ 5,936	△2.4	4,164	5.6	△ 5,472	△2.3	△ 152	△0.1	14,974	20.5	293	0.3
病 院 数	395		19		414		99		3		102	

- (注) 1 「II医業費用」の「7.その他」は、診療材料費、給食用材料費などの費用の合計額である。  
 2 「II医業費用」の「6.経費」には、福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等が含まれる。  
 3 個人立の病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

資料：中央社会保険医療協議会「平成19年6月医療経済実態調査報告」



第220表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成19年6月

区 分	有 床 診 療 所						無 床 診 療 所					
	個 人		そ の 他		全 体		個 人		そ の 他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	11,309	100.0	16,897	100.0	14,606	100.0	6,211	100.0	10,853	100.0	8,094	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	9,649	85.3	14,208	84.1	12,338	84.5	5,884	94.7	10,119	93.2	7,602	93.9
2. 公 害 等 診 療 収 入	46	0.4	297	1.8	194	1.3	32	0.5	83	0.8	53	0.7
3. そ の 他 の 診 療 収 入	1,332	11.8	1,988	11.8	1,719	11.8	178	2.9	452	4.2	289	3.6
4. そ の 他 の 医 業 収 入	282	2.5	405	2.4	354	2.4	117	1.9	200	1.8	151	1.9
II 医 業 費 用	7,949	70.3	15,698	92.9	12,520	85.7	3,985	64.2	9,847	90.7	6,363	78.6
1. 給 与 費	4,087	36.1	8,448	50.0	6,660	45.6	1,524	24.5	5,511	50.8	3,141	38.8
2. 医 薬 品 費	1,512	13.4	2,472	14.6	2,078	14.2	1,274	20.5	1,789	16.5	1,483	18.3
3. 材 料 費	354	3.1	791	4.7	612	4.2	101	1.6	256	2.4	164	2.0
4. 委 託 費	641	5.7	1,014	6.0	861	5.9	222	3.6	419	3.9	302	3.7
5. 減 価 償 却 費	399	3.5	573	3.4	502	3.4	260	4.2	499	4.6	357	4.4
6. そ の 他 の 医 業 費 用	956	8.5	2,400	14.2	1,808	12.4	604	9.7	1,373	12.6	916	11.3
III 医 業 収 支 差 額 (I - II)	3,360	29.7	1,199	7.1	2,085	14.3	2,226	35.8	1,007	9.3	1,731	21.4
施 設 数	57		82		139		526		359		885	

(注) 1 個人立の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2 「有床、無床診療所」の「その他」とは、医療法人、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの診療所である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成19年6月医療経済実態調査報告」

第221表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成19年6月

区 分	個 人		そ の 他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	3,455	99.9	6,771	99.7	4,005	99.9
1. 保 険 診 療 収 入	2,984	86.3	5,375	79.2	3,380	84.3
2. 労 災 等 診 療 収 入	3	0.1	14	0.2	5	0.1
3. そ の 他 の 診 療 収 入	423	12.2	1,304	19.2	570	14.2
4. そ の 他 の 医 業 収 入	45	1.3	78	1.2	50	1.3
II 介 護 収 入	2	0.1	18	0.3	5	0.1
居 宅 サ ー ビ ス 収 入	2	0.1	18	0.3	5	0.1
そ の 他 の 介 護 収 入	0	0.0	0	0.0	0	0.0
III 医 業 費 用	2,228	64.4	6,028	88.8	2,859	71.3
1. 給 与 費	990	28.6	3,678	54.2	1,436	35.8
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	255	7.4	504	7.5	296	7.4
3. 委 託 費	374	10.8	588	8.7	410	10.2
4. 減 価 償 却 費	162	4.7	291	4.3	183	4.6
5. そ の 他 の 医 業 費 用	447	12.9	967	14.2	533	13.3
IV 医 業 収 支 差 額 (I + II - III)	1,229	35.6	760	11.2	1,151	28.7
施 設 数	593		118		711	

(注) 1 個人立の歯科診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2 「その他」とは、医療法人、市町村立などである。

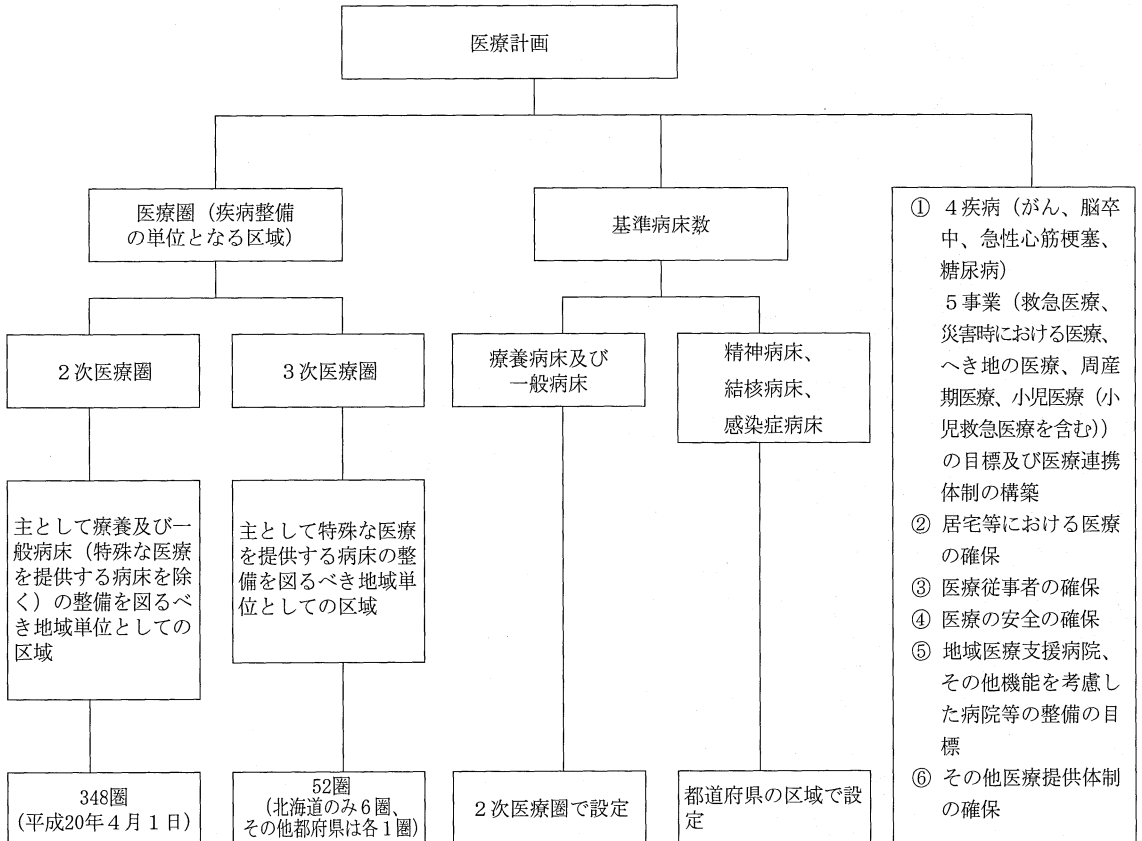
3 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する各収入科目の金額の割合であり、費用にあつては「I 医業費用」と「II 介護費用」を合算した金額に対する各費用科目の金額の割合である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成19年6月医療経済実態調査報告」

### 3 地域医療計画

第222表 地域医療計画の内容

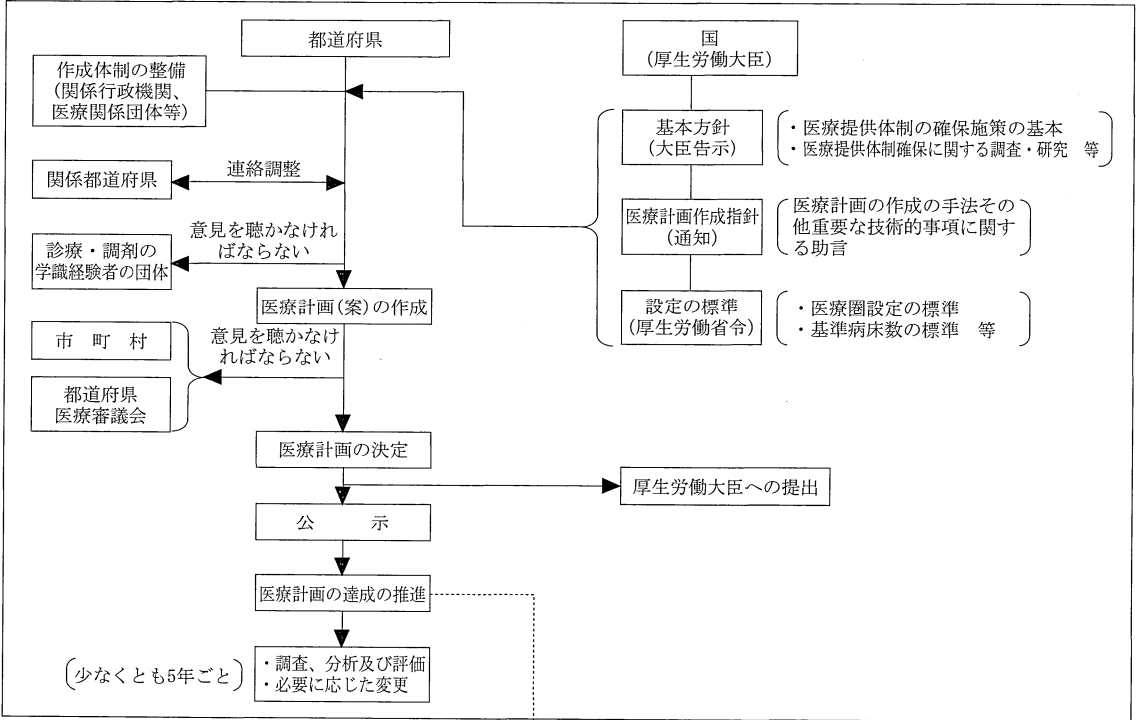
医療計画の内容



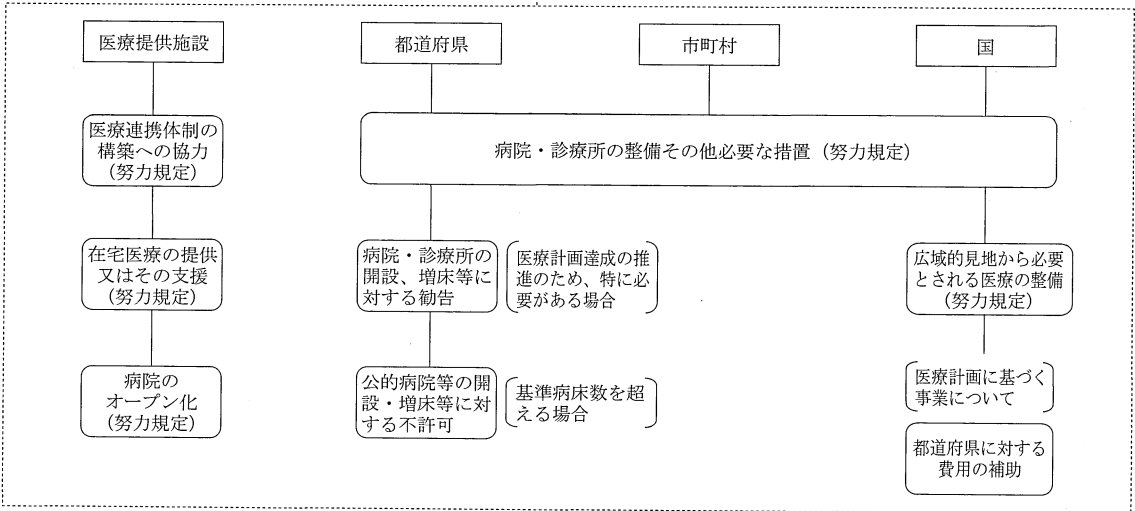
資料：厚生労働省医政局作成

第223表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



医療計画の達成に向けた各関係者の取組



資料：厚生労働省医政局作成

第224表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成19年3月31日現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床						精神病床		結核病床		感染症病床	
		二次医療圏数	基準病床数	既存病床数				基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数
				一般病床	療養病床	老健	計						
総数		358	1,160,773	888,556	367,724	19,457	1,275,737	334,925	350,642	11,644	10,719	1,865	1,721
北海道	17. 9. 13	21	68,623	54,196	27,740	1,007	82,943	21,209	20,496	550	571	98	82
青森	17. 4. 1	6	13,258	10,354	3,551	775	14,680	4,932	4,692	98	112	32	20
岩手	18. 7. 28	9	12,128	11,257	3,308	457	15,022	4,526	4,796	126	220	40	38
宮城	15. 8. 19	10	18,727	15,796	3,671	286	19,753	7,497	6,295	177	140	28	28
秋田	19. 3. 30	8	10,662	9,631	2,580	622	12,833	3,666	4,350	51	89	36	30
山形	15. 2. 7	4	11,764	9,355	2,240	86	11,681	4,147	4,093	108	50	18	18
福島	15. 3. 28	7	19,149	16,547	4,770	353	21,670	7,042	7,730	171	241	36	36
茨城	18. 3. 30	9	23,810	18,951	6,444	486	25,881	6,306	7,716	205	213	48	48
栃木	15. 6. 25	5	15,866	12,147	4,669	275	17,091	4,307	5,318	153	184	26	26
群馬	17. 3. 31	10	19,383	13,875	5,158	431	19,464	4,536	5,261	161	79	48	46
埼玉	16. 3. 30	9	46,456	35,120	13,244	293	48,657						
千葉	18. 6. 30	9	43,649	34,782	10,123	632	45,537	13,334	13,291	258	365	52	54
東京	14. 12. 26	13	100,181	82,719	21,508	76	104,303	26,111	24,992	910	883	104	104
神奈川	14. 2. 19	11	57,988	46,306	13,082	316	59,704	17,442	14,416	538	350	74	74
新潟	18. 3. 31	7	20,875	17,282	5,453	800	23,535	6,852	7,034	60	120	36	36
富山	18. 10. 1	4	11,461	9,231	5,629	517	15,377	3,379	3,468	173	107	20	20
石川	14. 4. 1	4	14,114	10,216	5,154	350	15,720	3,457	3,855	163	142	18	18
福井	15. 3. 31	4	10,196	6,488	2,975	308	9,771	2,463	2,459	138	112	20	16
山梨	18. 1. 19	4	8,136	6,146	2,584	310	9,040	1,917	2,468	62	94	28	28
長野	15. 3. 27	10	20,362	15,281	4,359	536	20,176	4,951	5,252	168	134	46	44
岐阜	17. 2. 15	5	18,101	12,466	3,936	218	16,220	4,038	4,278	188	157	30	30
静岡	17. 3. 29	8	32,196	21,690	11,703	310	33,703	7,422	7,178	317	198	50	48
愛知	18. 3. 31	11	46,982	40,076	14,483	999	55,558	13,160	13,119	280	396	70	64
三重	15. 12. 24	4	16,189	11,093	5,139	463	16,695	3,741	4,858	165	80	24	20
滋賀	18. 4. 1	7	12,717	9,095	3,169	40	12,304	2,646	2,403	201	132	32	32
京都	17. 7. 26	6	26,202	22,259	6,730	392	29,381	6,086	6,449	424	345	30	36
大阪	14. 12. 27	8	77,354	66,183	24,274	328	90,785	18,901	19,234	1,412	1,137	78	78
兵庫	18. 4. 1	10	50,849	37,159	15,372	540	53,071	11,151	11,535	339	391	56	52
奈良	17. 4. 22	5	13,657	9,980	3,474	212	13,666	2,938	2,987	231	100	28	18
和歌山	15. 4. 25	7	11,788	8,833	3,031	373	12,237	1,768	2,369	271	166	32	24
鳥取	15. 4. 22	3	7,717	5,068	2,222	160	7,450	2,052	2,061	66	34	12	12
島根	16. 3. 30	7	9,961	6,623	2,632	158	9,413	2,619	2,602	84	88	30	34
岡山	18. 3. 31	5	20,298	17,062	5,899	565	23,526	5,643	5,858	94	301	26	26
広島	19. 3. 29	7	29,870	20,677	11,770	457	32,904	8,158	9,444	116	205	36	24
山口	18. 5. 16	8	17,034	11,563	10,038	293	21,894	5,827	6,162	46	145	40	40
徳島	14. 10. 11	6	10,605	6,179	5,285	672	12,136	3,006	4,071	122	103	20	14
香川	18. 1. 10	5	11,733	9,356	3,268	245	12,869	3,792	3,911	160	135	26	18
愛媛	16. 12. 28	6	16,861	12,054	6,344	300	18,698	5,238	5,226	220	153	28	26
高知	14. 9. 10	4	11,734	7,470	7,508	130	15,108	2,898	3,853	128	212	11	11
福岡	14. 3. 29	13	56,542	42,009	24,094	1,001	67,104	19,938	21,731	708	526	66	56
佐賀	15. 4. 1	5	11,670	6,015	5,058	305	11,378	4,023	4,416	147	108	24	22
長崎	18. 3. 31	9	16,018	12,051	8,993	425	21,469	6,668	8,136	104	235	40	38
熊本	17. 2. 11	11	23,958	14,393	11,454	506	26,353	7,814	9,004	302	296	48	48
大分	16. 3. 31	10	14,405	11,760	3,513	340	15,613	5,222	5,400	214	170	54	48
宮崎	15. 5. 1	7	14,511	9,185	4,922	233	14,340	4,985	6,225	182	110	32	30
鹿児島	17. 9. 9	12	22,824	14,151	11,002	425	25,578	7,174	9,992	324	236	50	44
沖縄	16. 8. 20	5	12,209	8,426	4,169	451	13,046	4,551	5,610	162	81	26	18

(注) 公示年月日については、平成19年3月31日現在で適用されている基準病床数に基づき記載。

資料：厚生労働省医政局調べ

## 第7節 公衆衛生

## 1 結核等

第225表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2006)	18 (2005)
合 計	898	717	580	511	505	373

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第226表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費	法第35条1項による措置患者に対する医療費
平成13年度 (2001)	9,105	758	8,347
14 (2002)	8,365	565	7,800
15 (2003)	7,866	508	7,358
16 (2004)	7,313	464	6,849
17 (2005)	6,864	453	6,429
18 (2006)	6,356	330	6,026
19 (2007)	5,255	法第37条の2第1項による一般患者に対する適正医療費	法第37条1項による入院患者に対する医療費
		415	4,840

(注) 平成19年度に法改正があり、平成18年度までは結核予防法、平成19年度は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第227表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核 (再掲)		活動性肺外結核 (再掲)	不活動性結核	不 明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成13年(2001)	91,395	36,288	28.5	30,145	23.7	6,143	39,578	15,529
14 (2002)	82,974	32,396	25.4	26,552	20.8	5,844	35,828	14,750
15 (2003)	77,211	29,717	23.3	24,261	19.0	5,456	34,553	12,941
16 (2004)	72,079	26,945	21.1	21,811	17.1	5,134	32,887	12,247
17 (2005)	68,508	23,969	18.8	19,269	15.1	4,700	33,949	10,590
18 (2006)	65,695	21,976	17.2	17,445	13.7	4,531	33,857	9,862
19 (2007)	63,556	20,637	16.2	16,099	12.6	4,538	31,232	11,687

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)
平成13年(2001)	35,489	27.9	28,868	22.7	18,284	14.3	12,656	9.9
14 (2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4
15 (2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3
16 (2004)	29,736	23.3	23,829	18.7	16,721	13.1	11,445	9.0
17 (2005)	28,319	22.2	22,655	17.7	16,313	12.8	11,318	8.9
18 (2006)	26,384	20.6	20,856	16.3	15,315	12.0	10,492	8.2
19 (2007)	25,311	19.8	19,893	15.6	16,170	12.7	10,204	8.0

資料：厚生労働省健康局調べ

第228表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
結 核 病 床 数	21,067	17,717	15,690	13,201	12,089	11,355
1日平均在院患者数	9,123	8,187	7,261	6,433	5,512	4,509
病床利用率(%)	43.7	45.3	46.3	48.6	45.3	39.8

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第229表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越患者数	本年度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成13年度 (2001) 計	4,413	68	254	4,227
国立療養所	4,384	68	251	4,201
公益法人立病院	29	0	3	26
14 (2002) 計	4,227	46	485	3,788
国立療養所	4,201	46	484	3,763
公益法人立病院	26	0	1	25
15 (2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21
16 (2004) 計	3,546	42	259	3,329
国立療養所	3,525	42	259	3,308
公益法人立病院	21	0	0	21
17 (2005) 計	3,329	28	240	3,117
国立療養所	3,308	28	239	3,097
公益法人立病院	21	0	1	20
18 (2006) 計	3,116	13	196	2,933
国立療養所	3,097	13	196	2,914
公益法人立病院	19	0	0	19
19 (2007) 計	2,933	24	211	2,746
国立療養所	2,914	24	209	2,729
公益法人立病院	19	0	2	17

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ  
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

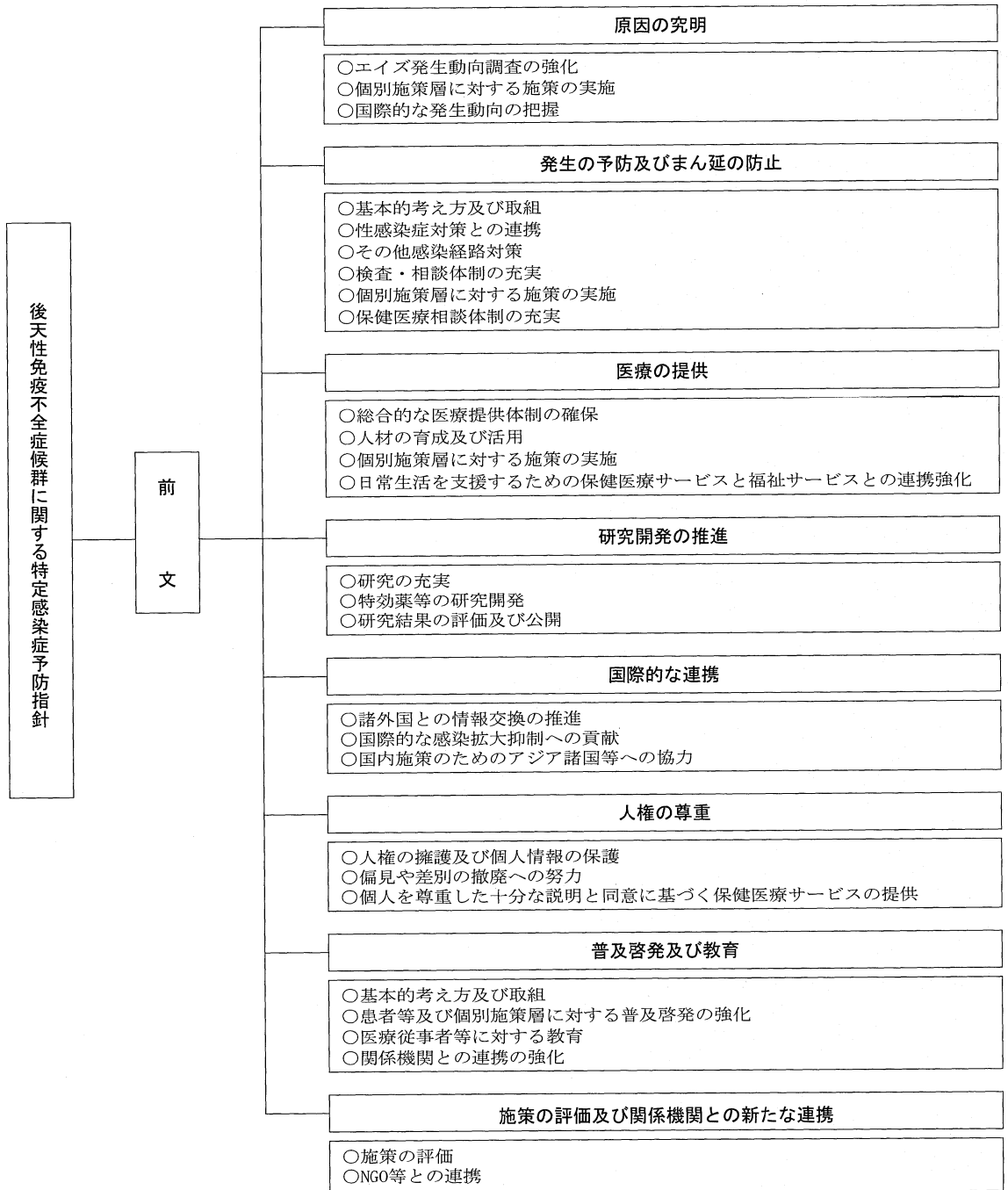
第230表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成13年度 (2001)	153	41,374	274
14 (2002)	139	41,640	263
15 (2003)	123	41,142	253
16 (2004)	87	40,768	241
17 (2005)	74	40,794	239
18 (2006)	53	40,102	238
19 (2007)	53	39,619	236

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ  
それ以外は、同健康局調べ

第231表 エイズ対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成



第232表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成20年9月28日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	1,781	519	2,300	322	757	1,079	2,103	1,276	3,379
	同性間の性的接触	4,721	3	4,724	292	1	293	5,013	4	5,017
	静注薬物濫用	24	1	25	20	3	23	44	4	48
	母子感染	13	8	21	4	7	11	17	15	32
	その他	143	31	174	34	20	54	177	51	228
	不明	644	77	721	307	515	822	951	592	1,543
	合計	7,326	639	7,965	979	1,303	2,282	8,305	1,942	10,247
エイズ患者	異性間の性的接触	1,379	166	1,545	236	181	417	1,615	347	1,962
	同性間の性的接触	1,343	2	1,345	99	2	101	1,442	4	1,446
	静注薬物濫用	14	3	17	20	1	21	34	4	38
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	99	18	117	22	11	33	121	29	150
	不明	689	63	752	294	131	425	983	194	1,177
	合計	3,533	255	3,788	672	330	1,002	4,205	585	4,790
凝固因子製剤による感染者	1,420	18	1,438	—	—	—	1,420	18	1,438	

(注) 1 平成20年は9月28日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2007年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成20年9月30日現在累積死亡者数は、1,488名(『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数624名を含む)。

資料：厚生労働省健康局調べ

## 2 感染症(伝染病)

第233表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成15年 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
<b>1類感染症</b>					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘苗出血熱	0	0	0	0	0
ペニシリンアレルギー熱	0	0	0	0	0
マールブルグ熱	0	0	0	0	0
<b>2類感染症</b>					
急性灰白髄炎	0	0	0	0	0
結核(新登録患者数)	31,638	29,736	28,319	26,384	25,311
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
<b>3類感染症</b>					
細菌性赤痢	24	86	56	45	13
腸管出血性大腸菌感染症	473	604	553	490	452
腸チフス	2,999	3,764	3,589	3,922	4,605
パラチフス	63	71	50	72	47
バチフス	44	91	20	26	22
<b>4類感染症</b>					
オウム病	44	40	34	22	31
つばが虫熱	402	313	345	417	382
日本紅斑熱	52	66	62	49	98
マラリア	78	75	67	62	52
レジオネラ症	146	161	281	518	667
その他の症	84	295	358	526	395
<b>5類感染症</b>					
アライムス赤痢	520	610	698	752	801
急性ウイルス性脳炎	650	293	277	280	236
急性ウイルス性脳脊髄炎	12	166	189	166	227
クロイツフェルト・ヤコブ病	118	176	153	177	155
後天性免疫不全症候群	970	1,162	1,203	1,348	1,494
ジニア症	103	94	86	86	57
梅毒	509	535	543	637	737
破傷風	73	101	115	117	89
その他の	139	233	153	221	203

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

1～5類感染症は、以下のとおり。

1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症

2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症

3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症

4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症

5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

3類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱である。

4類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。

5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。

5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

7 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。

8 平成19年の数値は、概数である。

## 《定点把握》

区 分	平成17年(2005)		18(2006)		19(2007)	
	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	1,563,662	330.65	900,181	201.07	1,206,496	258.96
RSウイルス感染症	17,327	—	24,738	—	49,049	—
咽頭結膜炎	49,923	16.29	96,046	31.87	50,007	16.67
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	184,720	60.27	265,484	88.08	261,646	87.24
感染性胃腸炎	941,922	307.32	1,148,962	381.21	980,954	327.09
水痘	242,296	79.05	265,453	88.07	244,596	81.56
手足口病	88,408	28.84	99,936	33.16	93,518	31.18
伝染性紅斑	39,297	12.82	20,587	20.10	78,759	26.26
突発性発疹	106,421	34.72	103,393	34.30	103,349	34.46
百日咳	1,358	0.44	1,504	0.50	2,914	0.97
風しん	895	0.29	509	0.17	461	0.15
ヘルパンギーナ	144,260	47.07	115,151	38.21	125,658	41.90
麻しん(成人麻しん除く)	537	0.18	516	0.17	3,127	1.04
流行性耳下腺炎	187,837	61.28	200,639	66.57	67,576	22.53
急性出血性結膜炎	726	1.12	823	1.30	820	1.25
流行性角結膜炎	29,713	45.78	31,399	49.53	23,476	35.90
性器クラミジア感染症	35,057	37.66	32,112	33.95	29,939	30.93
性器ヘルペスウイルス感染症	10,258	11.02	10,447	11.04	9,223	9.53
尖圭コンジローマ	6,793	7.30	6,420	6.79	6,197	6.40
淋菌感染症	15,002	16.11	12,468	13.18	11,157	11.53
クラジミア肺炎(オウム病除く)	321	0.68	294	0.68	489	1.07
細菌性髄膜炎	309	0.66	350	0.81	380	0.83
マイコプラズマ肺炎	7,077	15.03	96	21.90	9,541	20.79
成人麻しん	7	0.01	39	0.09	974	2.12
無菌性髄膜炎	773	1.64	1,140	2.63	796	1.73
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	6,233	13.23	5,294	11.56	4,840	10.32
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	22,615	48.01	23	50.43	24,926	53.15
薬剤耐性緑膿菌感染症	697	1.48	646	1.41	528	1.13
急性性脳炎	—	—	—	—	—	—

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 「RSウイルス感染症」は、平成15年11月5日以降の値である。

3 「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年は11月4日までの値である。

4 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。

5 平成19年の数値は、概数である。

資料：厚生労働省健康局調べ

## 第234表 予防接種被接種者数

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
D P T	1,180,631	1,177,855	1,166,912	1,208,089	1,091,985
急性灰白髄炎	1,159,752	1,135,584	1,057,122	1,023,976	1,039,217
麻しん・風しん(混合)	.	.	.	.	1,019,314
麻しん	1,191,968	1,188,872	1,051,743	1,066,942	.
風しん	1,126,907	1,168,877	1,119,849	1,585,128	.
日本脳炎	1,032,625	1,080,531	969,925	254,483	45,158

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

## 3 精神保健

第235表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
精神病床数	357,388	356,621	355,269	354,923	354,313	352,721
1日平均在院患者数	332,934	332,022	329,990	327,206	325,027	321,634
病床利用率(%)	93.2	93.1	92.9	92.3	91.7	91.1

(注) 「病床数」は、6月末現在の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第236表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
措置入院患者数	2,600	2,418	2,222	2,000	1,770	1,774
措置入院医療費国庫負担額	3,927	4,321	4,758	4,620	4,550	4,081

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

第237表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
承認件数	452,577	608,088	588,394	689,965	1,231,502	1,174,558
通院医療費国庫補助額	41,926	44,773	47,647	54,666	70,410	77,403

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

3 平成18年度より制度改正のため、有効期間が2年から1年となり件数が増加した。

資料：平成17年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

平成18年度以降は、同部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

一部厚生労働省社会・援護局調べ

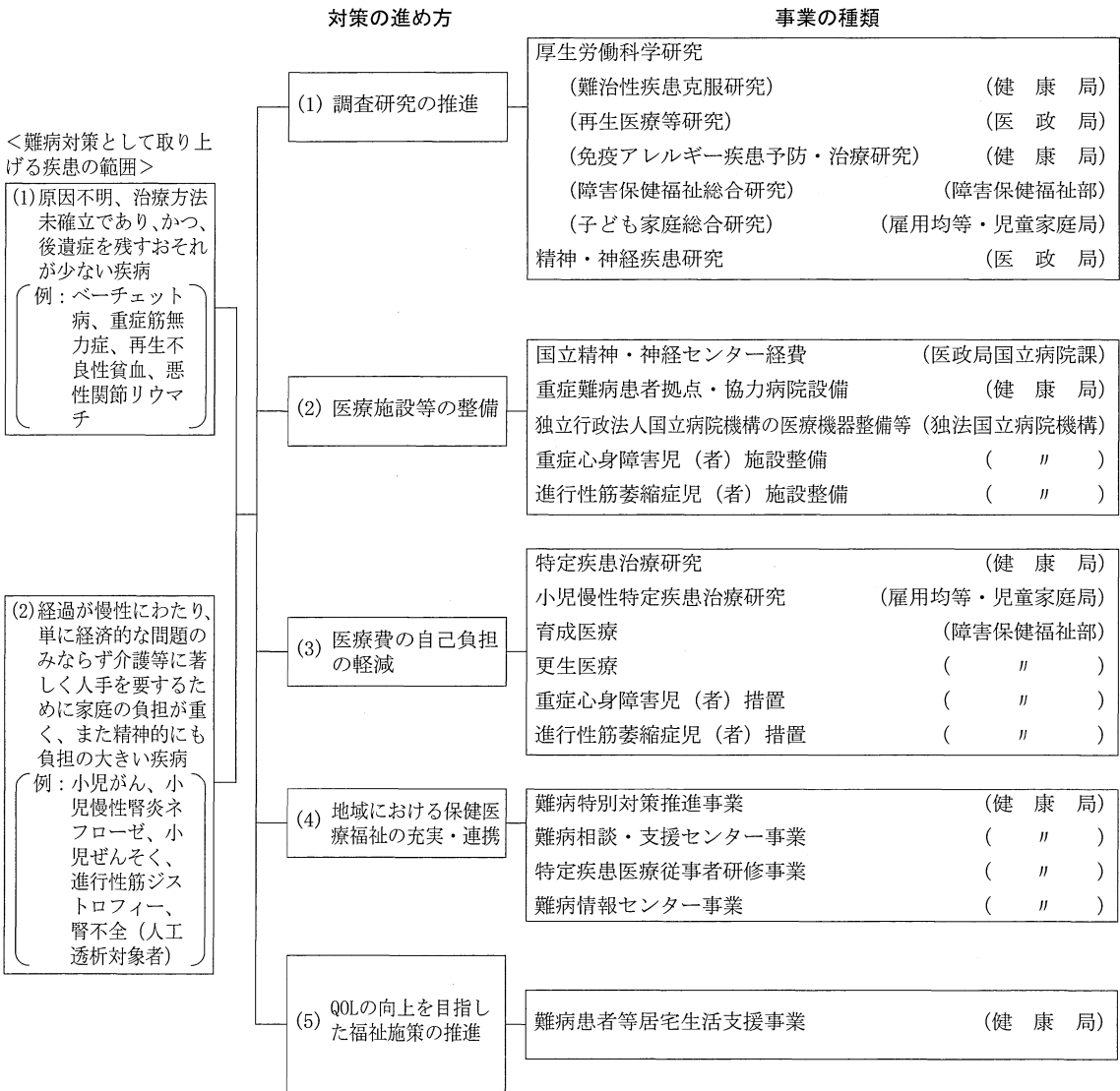
第238表 医療保護入院届出件数

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
入院届出数	145,387	151,160	161,587	163,370	170,700	175,414

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

# 4 難 病

第239表 難病対策の概要



資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第240表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成19年度末現在

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名		受給者証 交付件数
1	ベーチェット病	16,926	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	11,593
2	多発性硬化症	12,658	25	ウエゲナー肉芽腫症	1,371
3	重症筋無力症	15,625	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	19,905
4	全身性エリテマトーデス	55,021	27	多系統萎縮症	10,227
5	スモン	1,851	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	333
6	再生不良性貧血	9,162	29	膿疱性乾癬	1,538
7	サルコイドーシス	18,586	30	広範脊柱管狭窄症	3,413
8	筋萎縮性側索硬化症	7,993	31	原発性胆汁性肝硬変	15,204
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	37,975	32	重症急性膵炎	1,139
10	特発性血小板減少性紫斑病	23,157	33	特発性大腿骨頭壊死症	12,257
11	結節性動脈周囲炎	5,753	34	混合性結合組織病	8,288
12	潰瘍性大腸炎	96,993	35	原発性免疫不全症候群	1,100
13	大動脈炎症候群	5,348	36	特発性間質性肺炎	4,615
14	ビュルガー病	7,950	37	網膜色素変性症	24,756
15	天疱瘡	4,085	38	プリオン病	365
16	脊髄小脳変性症	21,074	39	原発性肺高血圧症	1,023
17	クローン病	27,384	40	神経線維腫症	2,476
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	262	41	亜急性硬化性全脳炎	94
19	悪性関節リウマチ	5,735	42	バッド・キアリ症候群	242
20	パーキンソン病関連疾患	92,009	43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	890
21	アミロイドーシス	1,266	44	ライソゾーム病	556
22	後縦靭帯骨化症	26,471	45	副腎白質ジストロフィー	171
23	ハンチントン病	728	合 計		615,568

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。  
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。  
 3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族制不眠症」である。  
 4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。

資料：厚生労働省健康局調べ

## 5 環境衛生

第241表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	17,599	123,378	17,719	123,753	17,459	124,008	17,109	124,122	17,041	124,363
上 水 道	1,956	116,567	1,936	117,039	1,811	117,465	1,602	117,788	1,572	118,183
簡易水道	8,599	6,228	8,360	6,124	8,068	5,981	7,794	5,788	7,630	5,623
専用水道	6,933	583	7,314	590	7,473	562	7,611	545	7,737	558
水道用水供給 普及率 (%)	111	—	109	—	107	—	102	—	102	—
	96.8		96.9		97.1		97.2		97.3	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

第242表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
下水道終末処理 (万人)	8,032	8,257	8,458	8,637	8,802	8,961
ごみ処理 (トン)	202,733	198,874	193,856	195,952	189,458	190,015
し尿処理 (kl)	99,532	98,219	100,764	99,329	95,420	97,200

(注) 現有処理能力 (着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」  
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第243表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
下 水 道 終 末 処 理						
総 事 業 費	2,293,273	2,188,779	2,017,746	1,799,506	1,772,931	1,696,309
国 庫 支 出 金	732,181	672,099	663,852	595,312	579,176	525,984
地 方 債	1,180,979	1,143,501	1,010,971	889,261	883,986	870,090
そ の 他	380,113	373,179	342,923	314,933	309,769	300,235
ご み 処 理						
総 事 業 費	2,120,032	1,975,961	1,750,387	1,709,195	1,683,360	1,862,654
国 庫 支 出 金	131,508	53,354	37,276	50,178	31,033	56,650
地 方 債	292,861	235,627	91,539	76,539	61,551	125,949
そ の 他	1,695,664	1,686,982	1,621,572	1,582,479	1,590,776	1,680,054
し 尿 処 理						
総 事 業 費	283,525	271,738	258,423	253,962	263,478	271,782
国 庫 支 出 金	5,582	4,434	3,824	5,181	8,321	6,869
地 方 債	10,519	8,565	4,285	8,072	16,186	21,706
そ の 他	267,425	258,740	250,314	240,710	238,971	243,207

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

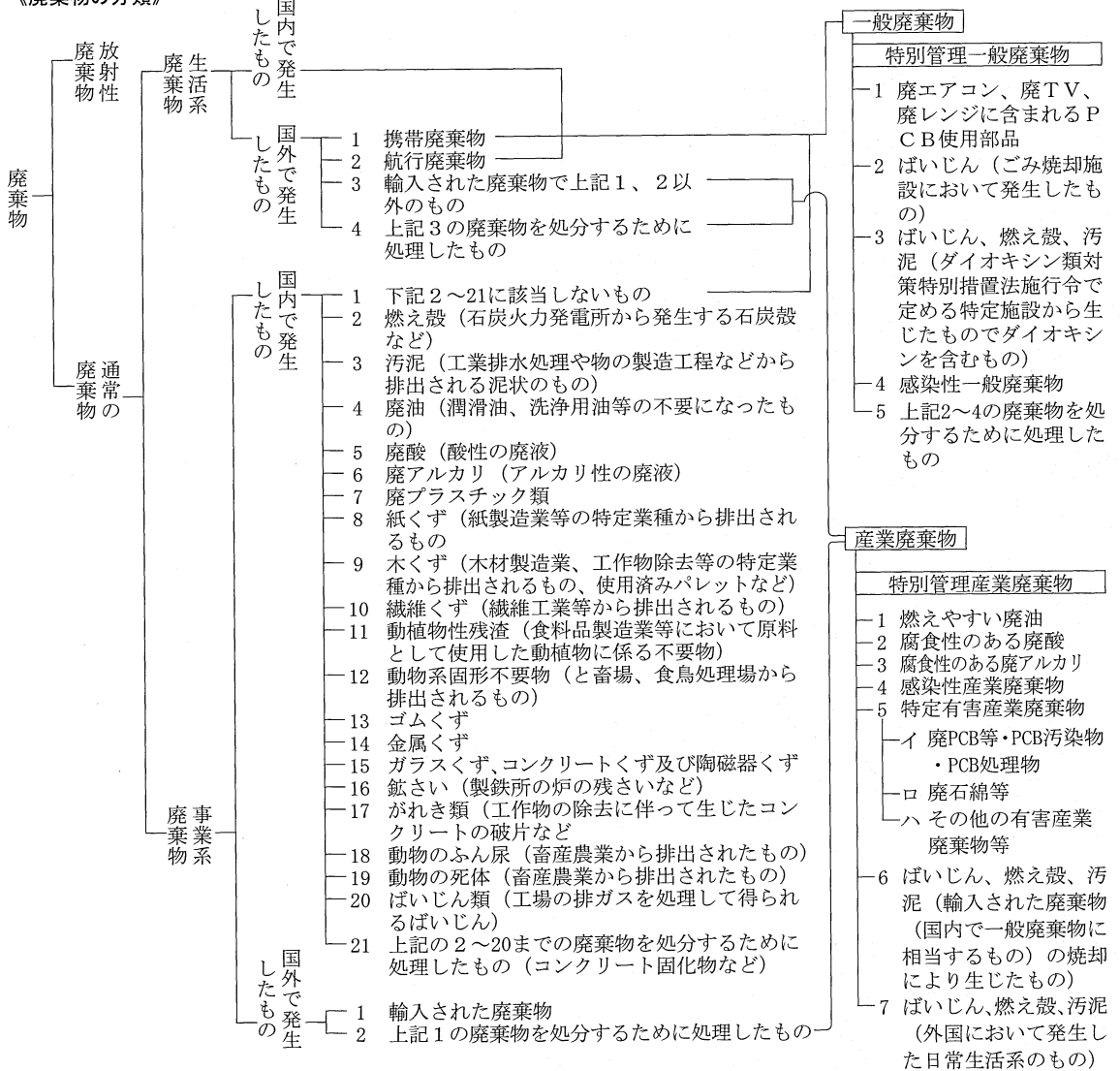
3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

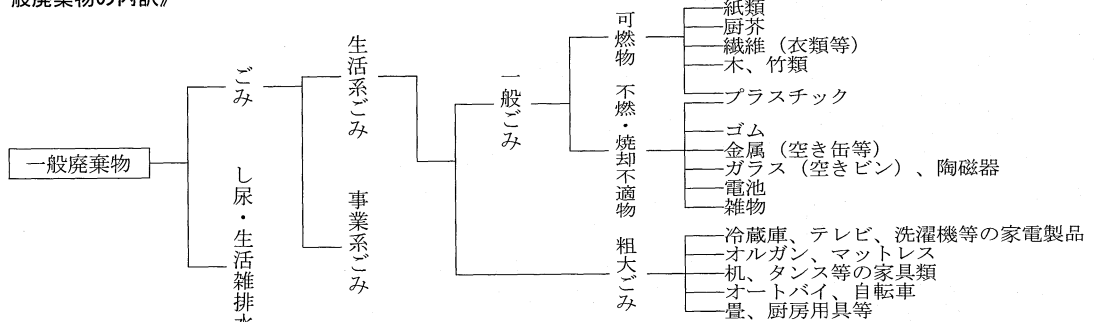
第244表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》



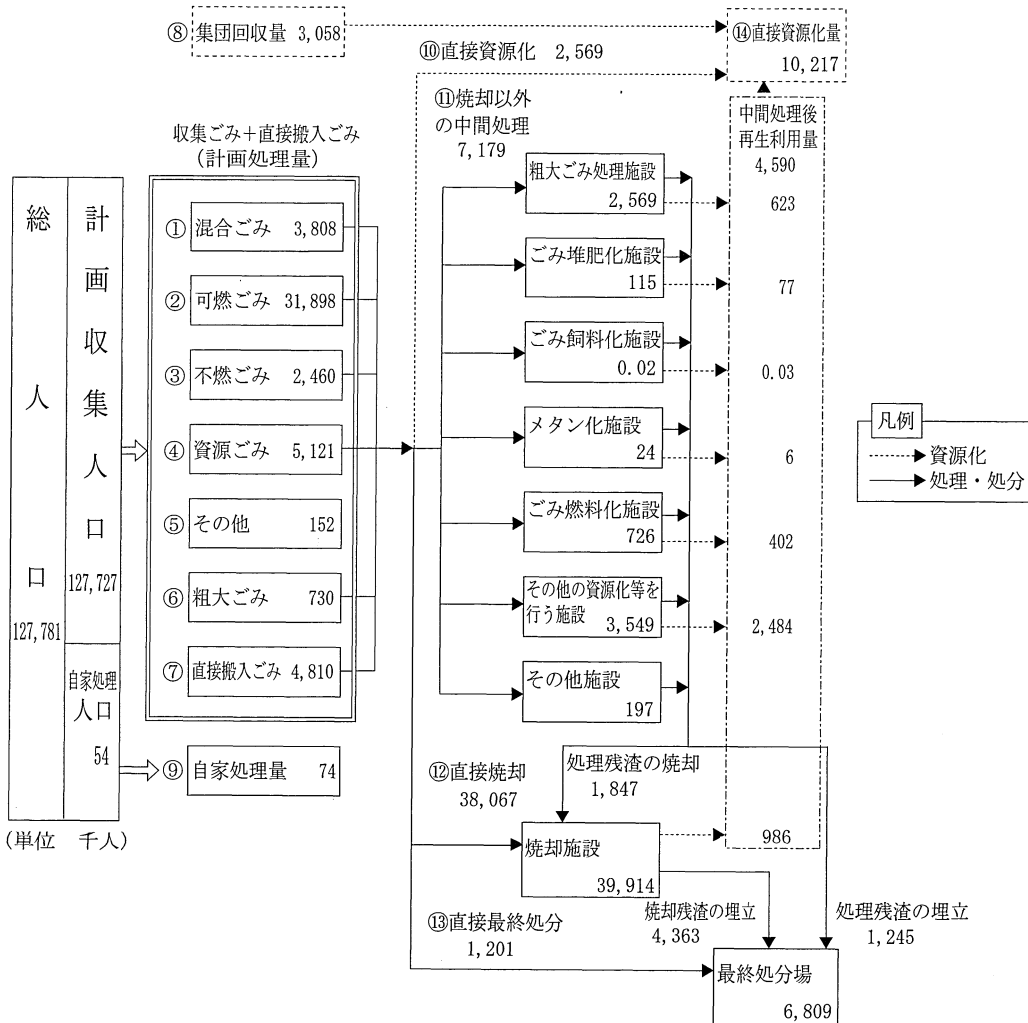
資料：「一般廃棄物」は、「市町村による分別収集品目例」による  
「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ



第245表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ  
(平成18年度実績)

(単位 千t/年)

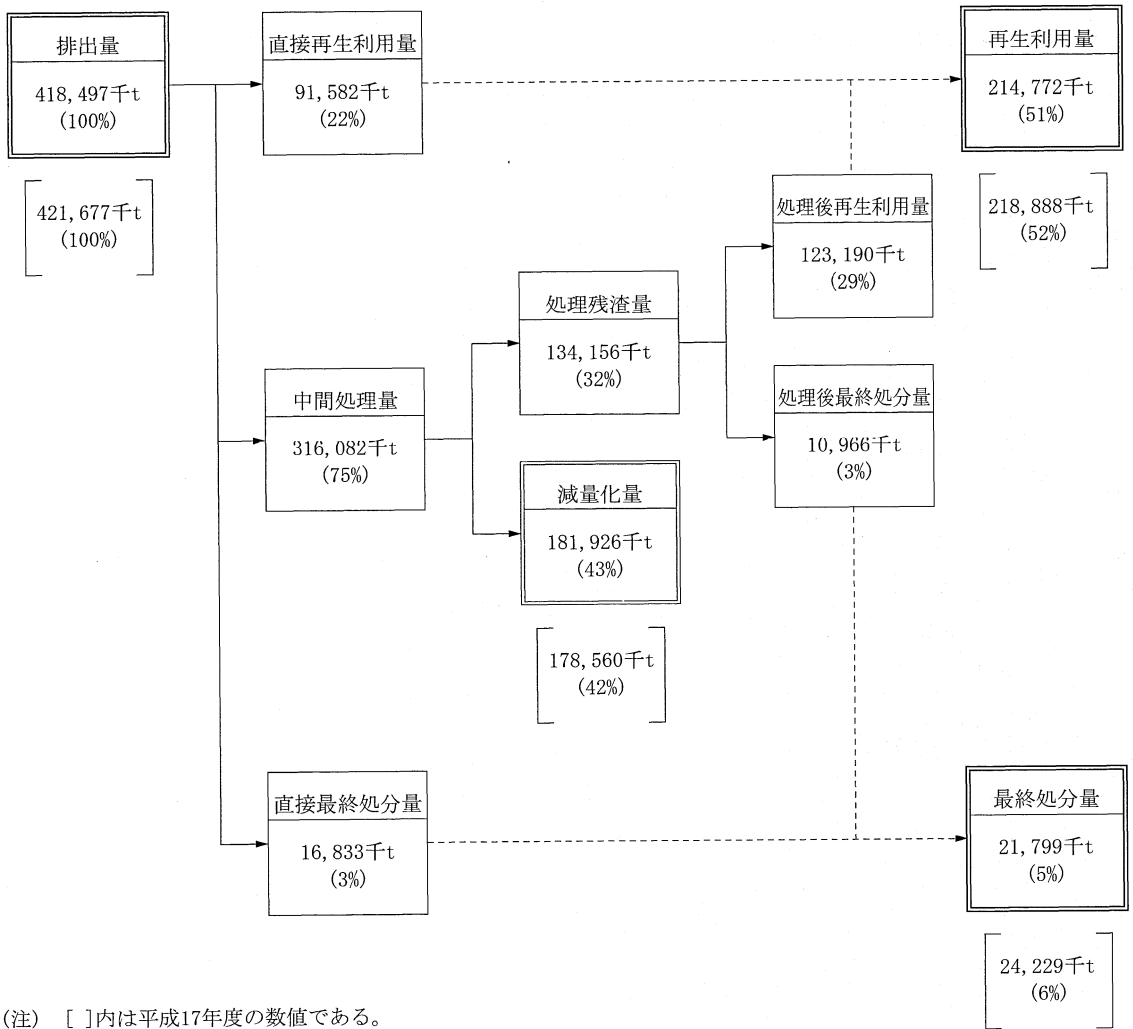


- ・ 収集ゴミ=①+②+③+④+⑤+⑥=44,168千トン
- ・ 収集ゴミ+直接搬入ゴミ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=48,978千トン (計画処理量)
- ・ ゴミ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=52,036千t/年
- ・ 1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=1,116g/人・日
- ・ ゴミの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=49,019千トン
- ・ 総資源化量=⑨+⑭=10,217千トン
- ・ リサイクル率=(⑨+⑭)/(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)=20%
- ・ 中間処理による減量化量=(⑩+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=35,049千トン

\*平成18年度において、容器包装リサイクル法に基づく市町村等の分別収集量は281万トン、再商品化量は273万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量(1,022万トン)に含まれている。また、平成18年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は45万トン、再商品化量は34万トンであり、これを含めると総資源化量は1,056万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ  
(平成18年度)



(注) [ ]内は平成17年度の数值である。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

第246表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
処理費用総額(百万円)	2,602,864	2,395,621	1,960,037	1,934,330	1,902,500	1,862,654
対前年度増加率 (%)	9.8	△ 8.0	△ 18.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 2.1
国民1人当りの処理費用 (円)	20,500	18,800	15,400	15,200	14,900	14,600
対前年度増加率 (%)	9.6	△ 8.3	△ 18.1	△ 1.3	△ 2.0	△ 2.0

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

## 6 公 害

第247表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	あっせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新 規受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47 (1972)	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48 (1973)	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49 (1974)	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50 (1975)	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51 (1976)	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52 (1977)	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53 (1978)	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54 (1979)	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55 (1980)	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56 (1981)	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57 (1982)	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58 (1983)	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59 (1984)	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60 (1985)	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61 (1986)	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62 (1987)	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63 (1988)	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元 (1989)	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2 (1990)	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3 (1991)	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4 (1992)	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5 (1993)	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6 (1994)	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7 (1995)	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8 (1996)	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9 (1997)	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10 (1998)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11 (1999)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12 (2000)	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13 (2001)	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14 (2002)	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15 (2003)	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16 (2004)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17 (2005)	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18 (2006)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19 (2007)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
計	3	3	—	703	702	—	1	1	—	71(22)	68(20)	—	3	3	—	791	777	—	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。

3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第248表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度未 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履行勧告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47 (1972)	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48 (1973)	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49 (1974)	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50 (1975)	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51 (1976)	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52 (1977)	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53 (1978)	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54 (1979)	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55 (1980)	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56 (1981)	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57 (1982)	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58 (1983)	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59 (1984)	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60 (1985)	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61 (1986)	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62 (1987)	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63 (1988)	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元 (1989)	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2 (1990)	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3 (1991)	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4 (1992)	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5 (1993)	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6 (1994)	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7 (1995)	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8 (1996)	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9 (1997)	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10 (1998)	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11 (1999)	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12 (2000)	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13 (2001)	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14 (2002)	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15 (2003)	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16 (2004)	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17 (2005)	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18 (2006)	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19 (2007)	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
計	1,169	36	1,116	4	13	1,122	486	483	125	28	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。

3 昭和56年度受付件数欄の「あっせん」1件は、職権によるあっせんである。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第249表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度(1970)	59,467	12,911	8,913	67	22,568		11	14,997
55 (1980)	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
平成2年度(1990)	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
7 (1995)	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
12 (2000)	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13 (2001)	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004
14 (2002)	66,727	27,429	8,863	271	14,834	1,722	19	13,589
15 (2003)	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669
16 (2004)	65,535	24,741	8,909	268	15,689	1,916	28	13,984
17 (2005)	66,992	25,658	9,595	281	15,767	2,100	40	13,551
18 (2006)	67,415	24,825	9,825	271	16,692	2,081	24	13,697

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第250表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄	生活系				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成11年度(1999)	17,165	5,790	3,237	83	1,244	1,226	11,375
12 (2000)	20,099	7,158	4,447	68	1,325	1,318	12,941
13 (2001)	27,135	12,397	8,890	60	1,657	1,790	14,738
14 (2002)	29,886	13,649	10,013	93	1,808	1,735	16,237
15 (2003)	33,126	15,911	12,216	91	1,823	1,781	17,215
16 (2004)	28,786	14,113	10,296	342	1,913	1,562	14,673
17 (2005)	28,663	14,424	10,409	396	2,025	1,594	14,239
18 (2006)	30,298	15,064	10,951	471	1,984	1,658	15,234

(注) 平成16年度より項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した牛ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第251表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成19年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			47,037		
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれらの続発症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	336		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	142		
		" 中央区 全域	中央区	昭和50.12.19	239		
		" 港区 全域	港区	昭和49.11.30	417		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	1,158		
		" 文京区 全域	文京区	"	495		
		" 台東区 全域	台東区	昭和50.12.19	468		
		" 品川区 全域	品川区	昭和49.11.30	919		
		" 大田区 全域	大田区	"	2,014		
		" 目黒区 全域	目黒区	昭和50.12.19	554		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	昭和49.11.30	574		
		" 豊島区 全域	豊島区	昭和50.12.19	686		
		" 北区 全域	北区	"	1,101		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	1,712		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	660		
		" 江東区 全域	江東区	昭和49.11.30	1,509		
		" 荒川区 全域	荒川区	昭和50.12.19	823		
		" 足立区 全域	足立区	"	1,789		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	1,150		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	1,713		
				東京都計			18,123
		非特異的疾患		横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	518
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,799
						昭和47.2.1	
						昭和49.11.30	
				富士市 中部地域	富士市	昭和47.2.1	460
						昭和52.1.13	
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和48.2.1	2,464
						昭和50.12.19	
						昭和53.6.2	
				東海市 北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	421
				四日市市 臨海地域楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	490
						昭和49.11.30	
大阪市 全	大阪市			昭和44.12.27	8,220		
				昭和49.11.30			
				昭和50.12.19			
豊中市 南部地域	豊中市			昭和48.2.1	234		
吹田市 南部地域	吹田市			昭和49.11.30	239		
守口市 全	守口市			昭和52.1.13	1,342		
東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,522				
八尾市 中西部地域	八尾市	"	892				
堺市 西部地域	堺市	昭和48.8.1	1,983				
		昭和52.1.13					
神戸市 臨海地域	神戸市	"	982				
尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	2,387				
		昭和49.11.30					
倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,504				
玉野市 南部臨海地域	岡山県	"	44				
備前市 片上湾周辺地域	"	"	61				
北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	1,017				
大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	1,075				
		計			46,113		
特異的第二種地域	水俣病 慢性砒素中毒症	阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44.12.27	98		
		" " " "	新潟県	"	141		
		水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	"	173		
		" " " "	熊本県	"	452		
		神通川 下流地域	富山県	"	5		
		神島根 下流地域	富山県	昭和49.7.4	3		
		宮崎 土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	52		
		計			924		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境・循環型社会白書」

第252表 環境再生保全機構事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
造成建設事業 件数	11	9	6	4	3	1	1
金額	14,507,000	27,050,000	10,217,000	5,409,000	2,253,000	511,000	△638,000
集団設置建物 件数	1	1	—	—	—	—	—
金額	2,420,000	4,200,000	—	—	—	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	3	1	1	1	—	—	—
金額	3,260,000	2,600,000	2,651,000	1,255,000	—	—	—
大気汚染対策緑地 件数	3	3	2	1	1	1	1
金額	7,772,000	9,570,000	5,032,000	1,210,000	483,000	511,000	△638,000
地球温暖化対策緑地 件数	2	3	3	2	2	—	—
金額	624,000	1,686,000	2,534,000	2,944,000	1,770,000	—	—
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・ 一体緑地 件数	2	1	—	—	—	—	—
金額	431,000	8,994,000	—	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
貸付事業 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。  
 2 「貸付事業」は、平成11年10月1日に日本政策投資銀行に移管された。  
 3 平成18年度で対象事業は終了した。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
集団設置建物 件数	2	2	2	—	—	—	—
金額	17,830,131	4,547,878	11,073,573	—	—	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	2	0	—	—	1	—	—
金額	13,473,595	0	—	—	6,647,044	—	—
大気汚染対策緑地 件数	1	1	3	2	1	1	1
金額	4,852,222	0	22,741,892	6,602,260	586,308	204,483	2,094,928
地球温暖化対策緑地 件数	—	0	1	1	2	—	—
金額	—	0	1,140,757	3,651,201	4,105,895	—	—
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・ 一体緑地 件数	1	1	—	—	—	—	—
金額	3,346,965	5,937,218	—	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—

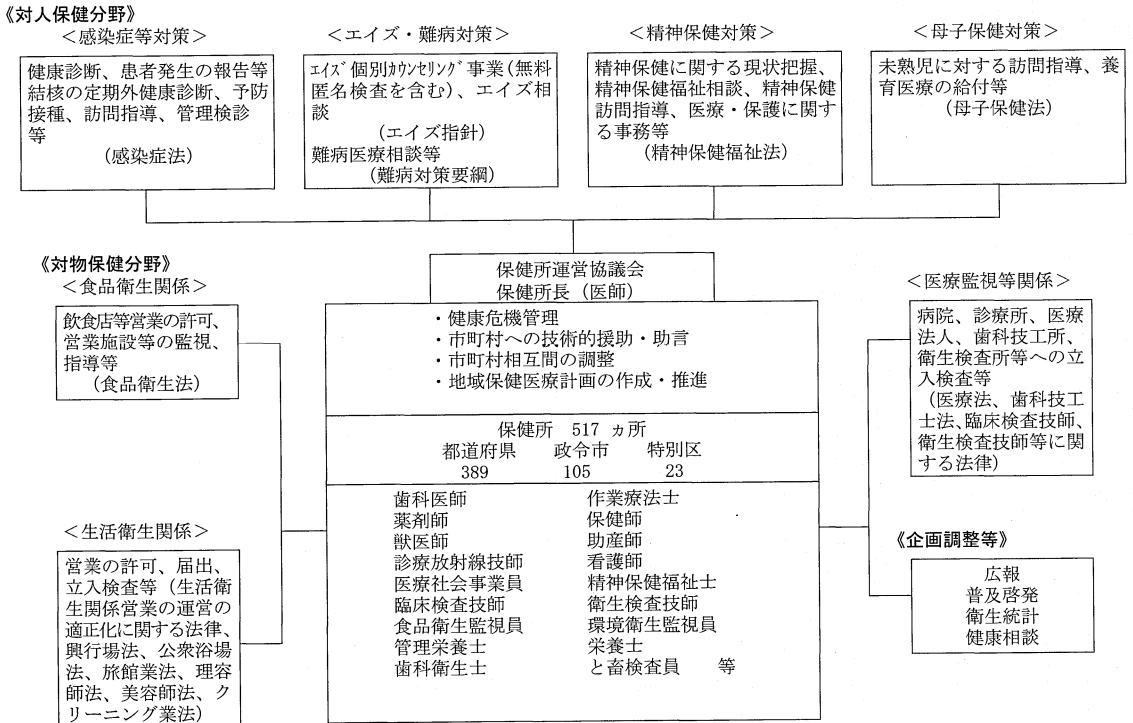
(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。  
 2 平成18年度で対象事業は終了した。

資料: 独立行政法人環境再生保全機構調べ

## 7 保健所及び保健センター

第253表 保健所の活動

平成20年4月1日現在



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。  
資料：厚生労働省健康局調べ

第254表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
保健所数	592	582	576	571	549	535
都道府県立	459	448	438	433	411	396
政令市	109	111	115	115	115	116
特別区	24	23	23	23	23	23
職員総数	30,104	30,301	29,044	28,719	28,636	27,750
医師	1,055	1,027	964	930	906	856
歯科医師	88	88	81	100	96	81
薬剤師・獣医師	4,896	4,912	4,800	4,735	4,756	4,700
保健師	7,880	7,837	7,487	7,609	7,602	7,576
看護師	198	205	193	192	219	212
助産師	68	65	63	84	60	59
放射線・X線技師	907	888	840	800	748	730
管理栄養士	1,090	1,078	1,068	1,063	1,083	1,045
栄養士	170	177	142	113	176	105
歯科衛生士	353	350	336	331	334	323
検査技師	1,249	1,257	1,124	1,117	1,076	1,066
理学療法士・作業療法士	109	115	109	117	116	102
その他	12,041	12,302	11,837	11,528	11,464	10,895

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。  
2 「職員総数」は、常勤職員数である。  
3 「看護師」は、准看護師を含む。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ  
「職員総数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」



第255表 保健所活動狀況

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
健康診断 受診延人数	3,103,258	3,102,473	3,214,697	2,529,517	2,356,354
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	111,893	87,202	80,532	97,490	107,675
産婦保健指導延人員	66,455	71,381	73,616	77,786	79,870
乳児保健指導延人員	258,996	226,874	228,675	256,376	244,292
幼児保健指導延人員	265,126	248,336	271,158	271,125	258,976
歯科保健					
検診・保健指導受診延人員	1,080,993	1,045,503	1,026,298	957,441	938,623
予防処置延人員	199,848	182,455	179,902	185,019	180,010
治療延人員	2,672	4,604	2,499	2,667	4,922
健康増進個別指導					
個別指導延人員	432,471	417,743	415,117	447,386	384,088
栄養指導					
集団栄養指導					
延人数	921,895	962,217	988,083	1,040,476	999,106
衛生教育開催回数	136,111	141,547	132,868	134,005	126,801
環境衛生監視指導施設数	396,548	348,914	364,485	359,040	336,855
試験検査検体数	8,719,575	7,337,442	6,391,499	5,212,480	4,557,102

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

## 第8節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び知的障害者

第256表 障害者数

(単位 千人)

区分	総数	在宅者	施設入所者
身体障害者数	3,663 (29)	3,576 (28)	87 (1)
18歳未満者数	98	93	5
18歳以上者数	3,564	3,483	81
知的障害者数	547 (4)	419 (3)	128 (1)
18歳未満者数	125	117	8
18歳以上者数	410	290	120
精神障害者数	12	12	0
精神障害者数	3,028 (24)	2,675 (21)	353 (3)
18歳未満者数	164	161	3
18歳以上者数	2,858	2,508	350
18歳以上者数	6	5	1

- (注) 1 ( )内の数字は、平成12年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。  
 2 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外來患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。  
 3 「身体障害者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。  
 4 「身体障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成18年身体障害児・者実態調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年社会福祉施設等調査」による。  
 5 「知的障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成17年知的障害児(者)基礎調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年社会福祉施設等調査」による。  
 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部にて作成。  
 7 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：内閣府「障害者白書」

第257表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

区分	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	55 (1980)	62 (1987)	平成3 (1991)	8 (1996)	13 (2001)	18 (2006)	参考値 19年度 (2007)
身体障害者	785	829	1,048	1,314	1,977	2,413	2,722	2,933	3,245	3,483	4,946

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。  
 2 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。  
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

(単位 千人)

区分	昭和36年 (1961)	41 (1966)	46 (1971)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	参考値 19年度 (2007)
知的障害者	343	505	356	459	413	329	419	757

- (注) 1 昭和36年は、15歳以上が対象である。  
 2 参考値以外は、推計値である。  
 3 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。  
 4 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：昭和36年は厚生省児童局「精神薄弱児の実態と保護指導の基礎資料」、昭和41年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)実態調査」、昭和46年は厚生省「厚生白書」、平成2年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」、平成7年は厚生省大臣官房障害保健福祉部「精神薄弱児(者)基礎調査」、平成12、17年は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第258表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）

平成18年7月1日現在（単位 千人）

区 分	総数	視覚障害	聴覚・言語 障害	肢体不自由	内部障害	重複障害 (再掲)
総 数	3,483 (100.0)	310 (8.9)	343 (9.8)	1,760 (50.5)	1,070 (30.7)	310 (8.9)
《年齢階級別》						
18 ～ 19 歳	12 (0.3)	1	2	7	3	5
20 ～ 29 歳	65 (1.9)	5	7	44	8	9
30 ～ 39 歳	114 (3.3)	12	18	63	20	8
40 ～ 49 歳	182 (5.2)	21	20	101	40	14
50 ～ 59 歳	470 (13.5)	46	24	256	145	31
60 ～ 64 歳	394 (11.3)	33	33	197	130	36
65 ～ 69 歳	436 (12.5)	33	34	220	150	36
70 歳 以 上	1,775 (51.0)	153	198	857	568	167
《障害の程度別》						
1 級	1,171 (33.6)	110	15	449	597	151
2 級	504 (14.5)	82	97	312	13	72
3 級	580 (16.7)	19	73	293	195	32
4 級	713 (20.5)	29	50	392	243	21
5 級	225 (6.5)	32	3	190	—	6
6 級	175 (5.0)	26	77	72	—	7
《障害の原因別》						
事 故	341 (9.8)	25	17	284	15	—
交 通 事 故	106 (3.0)	11	6	89	1	—
労 働 災 害	113 (3.2)	2	3	96	11	—
そ の 他 事 故	100 (2.9)	8	6	86	1	—
戦 傷 病 戦 災	21 (0.6)	3	2	14	2	—
疾 病	722 (20.7)	61	51	394	216	—
感 染 症	58 (1.7)	4	3	36	15	—
中 毒 性 疾 患	8 (0.2)	1	—	2	6	—
そ の 他 疾 患	656 (18.8)	56	47	356	195	—
出 生 時 損 傷	79 (2.3)	14	7	53	6	—
加 齢	166 (4.8)	7	29	70	60	—
そ の 他	356 (10.2)	41	29	145	142	—
不 明	446 (12.8)	58	51	163	174	—
(参考)						
平成3年(1991)	2,722 (100.0)	353 (13.0)	358 (13.2)	1,553 (57.1)	458 (16.8)	121 (4.4)
8 (1996)	2,933 (100.0)	305 (10.4)	350 (11.9)	1,657 (56.5)	621 (21.2)	179 (6.1)
13 (2001)	3,245 (100.0)	301 (9.3)	346 (10.7)	1,749 (53.9)	849 (26.2)	175 (5.4)

(注)1 ( )内の数字は、構成割合(%)である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

第259表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成17年推計値（単位 人）

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総数	419,000 (100.0)	243,300 (58.1)	166,400 (39.7)	9,300 (2.2)	62,400 (14.9)	102,200 (24.4)	106,700 (25.5)	97,500 (23.3)	50,100 (12.0)
18歳未満	117,300 (100.0)	75,500 (64.4)	41,400 (35.3)	400 (0.3)	22,000 (18.8)	28,100 (23.9)	26,200 (22.4)	33,300 (28.4)	7,700 (6.5)
0～4	15,600	9,900	5,700	—	3,600	2,000	4,000	4,800	1,000
5～9	39,800	25,400	14,100	200	6,700	10,100	8,500	12,700	1,800
10～14	36,300	25,400	10,900	—	6,100	11,300	8,500	7,300	3,200
15～17	25,600	14,800	10,700	200	5,600	4,600	5,200	8,500	1,600
18歳以上	289,600 (100.0)	165,800 (57.3)	123,400 (42.6)	400 (0.1)	39,800 (13.7)	73,700 (25.5)	78,700 (27.2)	63,000 (21.8)	34,300 (11.9)
18～19	20,600	12,700	7,900	—	4,400	4,200	5,000	5,700	1,200
20～29	83,600	47,700	35,900	—	16,800	22,400	20,000	16,600	7,900
30～39	85,000	51,700	33,100	200	10,700	25,000	22,400	20,000	6,900
40～49	43,800	24,400	19,400	—	3,200	7,500	16,000	10,100	7,100
50～59	31,500	16,600	14,700	200	1,400	6,900	10,300	6,500	6,500
60～64	9,700	5,400	4,200	—	1,400	2,600	2,000	1,800	1,800
65歳以上	15,300	7,300	8,100	—	1,800	5,000	3,000	2,400	3,000
不詳	12,100 (100.0)	2,000 (16.7)	1,600 (13.3)	8,500 (70.0)	600 (5.0)	400 (3.3)	1,800 (15.0)	1,200 (10.0)	8,100 (66.7)

平成12年推計値（単位 人）

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総数	329,200 (100.0)	184,500 (56.0)	130,900 (39.8)	13,800 (4.2)	45,500 (13.8)	92,600 (28.1)	77,600 (23.6)	73,200 (22.2)	40,300 (12.2)
18歳未満	93,600 (100.0)	58,900 (63.0)	34,100 (36.4)	600 (0.6)	17,800 (19.1)	30,700 (32.8)	17,800 (19.1)	18,300 (19.5)	9,000 (9.6)
0～4	12,400	7,800	4,600	—	2,400	3,000	1,600	3,000	2,400
5～9	30,100	19,600	10,400	—	5,000	10,800	7,400	4,600	2,200
10～14	33,100	20,000	12,600	400	7,200	11,200	5,800	6,200	2,600
15～17	18,000	11,400	6,400	200	3,200	5,600	3,000	4,400	1,800
18歳以上	221,200 (100.0)	124,000 (56.0)	94,600 (42.8)	2,600 (1.2)	26,700 (12.1)	59,700 (27.0)	57,400 (25.9)	52,100 (23.6)	25,300 (11.4)
18～19	15,600	10,000	5,600	—	2,200	4,400	3,400	4,800	800
20～29	79,800	45,500	33,500	800	12,000	24,100	19,000	18,000	6,600
30～39	50,700	27,700	22,100	1,000	5,600	12,000	12,800	13,200	7,000
40～49	37,700	21,300	16,200	200	3,400	9,400	9,800	9,800	5,200
50～59	22,500	12,400	9,600	400	2,000	6,200	6,800	4,200	3,200
60～64	5,600	2,600	3,000	—	800	1,400	1,800	1,000	600
65歳以上	9,200	4,400	4,600	200	600	2,200	3,600	1,000	1,800
不詳	14,400 (100.0)	1,600 (11.1)	2,200 (15.3)	10,600 (73.6)	1,000 (6.9)	2,200 (15.3)	2,400 (16.7)	2,800 (19.4)	6,000 (41.7)

(注) 1 ( ) 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第260表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
身体障害者更生援護施設	施設数 1,883	2,022	2,164	2,263	2,294	2,352
	在所者数 50,156	52,099	54,739	56,319	57,507	58,276
肢体不自由者更生施設	施設数 36	36	88	84	84	81
	在所者数 777	744	4,623	4,285	4,103	3,949
視覚障害者更生施設	施設数 14	14	19	20	20	19
	在所者数 920	880	1,166	1,196	1,137	1,009
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
	在所者数 102	100	100	89	91	100
内部障害者更生施設	施設数 6	6	6	7	7	7
	在所者数 289	304	327	326	328	315
身体障害者療護施設	施設数 397	427	450	472	484	499
	在所者数 23,386	24,530	25,689	26,447	26,885	27,679
重度身体障害者更生援護施設	施設数 73	73	.	.	.	.
	在所者数 4,273	4,334	.	.	.	.
身体障害者福祉ホーム	施設数 50	58	62	65	67	71
	在所者数 568	624	657	710	742	745
身体障害者授産施設	施設数 80	80	206	206	202	197
	在所者数 3,374	3,304	11,273	11,047	10,838	10,429
重度身体障害者授産施設	施設数 128	129	.	.	.	.
	在所者数 8,123	8,123	.	.	.	.
身体障害者通所授産施設	施設数 259	277	296	315	326	330
	在所者数 6,565	6,914	7,490	7,928	8,260	8,381
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 26	61	136	189	237	265
	在所者数 391	918	2,119	2,991	3,811	4,349
身体障害者福祉工場	施設数 37	36	36	36	36	36
	在所者数 1,388	1,324	1,295	1,300	1,312	1,320
身体障害者福祉センター	施設数 253	256	248	250	248	243
在宅障害者デイサービス施設	施設数 371	417	463	465	430	453
障害者更生センター	施設数 9	9	9	8	7	6
補装具製作施設	施設数 23	22	21	21	19	18
盲導犬訓練施設	施設数 7	7	9	9	9	9
点字図書館	施設数 74	72	72	72	72	73
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 24	26	27	28	30	29
知的障害者援護施設	施設数 3,364	3,650	4,014	4,321	4,525	4,682
	在所者数 157,300	165,384	175,407	182,649	188,646	196,683
知的障害者デイサービスセンター	施設数 157	198	240	257	235	234
知的障害者更生施設	施設数 1,710	1,773	1,856	1,915	1,968	2,006
	在所者数 101,816	104,914	108,545	110,183	111,833	114,665
知的障害者授産施設	施設数 1,186	1,285	1,402	1,539	1,652	1,779
	在所者数 49,759	53,521	57,918	62,152	65,523	70,839
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 71	141	254	343	399	405
	在所者数 1,115	2,087	3,847	5,112	5,975	6,046
知的障害者通勤寮	施設数 121	124	125	124	124	121
	在所者数 2,671	2,729	2,808	2,762	2,761	2,632
知的障害者福祉ホーム	施設数 70	72	76	79	82	68
	在所者数 711	750	788	823	861	701
知的障害者福祉工場	施設数 49	57	61	64	65	69
	在所者数 1,228	1,383	1,501	1,617	1,693	1,800

(注) 1 「身体障害者更生援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法改正前の身体障害者福祉法による。

2 「知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法改正前の知的障害者福祉法による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第261表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
購 入 件 数	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431	157,601
公費負担額	20,048,307	21,900,433	22,738,422	24,032,746	6,971,667	16,518,776
義 肢						
義 手 件 数	2,019	2,059	1,835	1,904	695	1,646
公費負担額	264,548	279,525	254,255	277,603	87,747	233,162
義 足 件 数	6,897	6,995	6,754	7,037	2,617	6,031
公費負担額	2,215,752	2,297,758	2,308,341	2,502,191	823,301	2,037,144
装 具 件 数	27,497	29,389	29,253	29,314	18,864	45,431
公費負担額	1,791,971	1,890,344	1,899,441	1,924,450	1,325,253	3,266,017
盲人安全つえ 件 数	7,018	7,479	7,064	7,006	3,957	7,915
公費負担額	24,841	26,205	23,952	24,068	14,059	31,046
補 聴 器 件 数	36,651	38,194	38,482	39,636	19,692	42,042
公費負担額	2,035,501	2,127,718	2,156,481	2,250,931	1,129,985	2,455,621
車いす・電動車いす 件 数	24,546	25,873	25,576	26,196	11,952	28,787
公費負担額	4,267,197	4,588,503	4,729,912	4,934,265	1,968,816	5,355,146
歩行補助つえ 件 数	10,135	10,655	10,899	9,893	3,554	5,273
公費負担額	47,389	48,672	67,623	111,012	21,386	44,603
そ の 他 件 数	997,064	1,129,756	1,262,326	1,304,269	24,100	20,476
公費負担額	9,401,108	10,641,708	11,298,417	12,008,226	1,245,120	3,096,037
修 理 件 数	127,559	139,150	144,503	120,710	50,875	107,632
公費負担額	3,064,341	3,290,649	3,407,411	3,594,693	1,668,260	4,038,735
義 肢						
義 手 件 数	929	905	819	897	317	770
公費負担額	75,516	69,323	65,005	73,145	23,028	63,999
義 足 件 数	6,033	6,354	6,277	6,742	2,809	6,756
公費負担額	790,300	865,514	916,095	1,044,076	353,043	934,345
装 具 件 数	11,086	11,862	11,787	11,888	7,016	15,488
公費負担額	194,469	205,317	206,905	207,188	126,347	259,386
盲人安全つえ 件 数	52	64	65	59	29	55
公費負担額	70	116	98	82	173	514
補 聴 器 件 数	66,868	75,636	81,291	56,819	17,785	29,647
公費負担額	308,691	330,362	373,035	317,816	217,470	424,579
車いす・電動車いす 件 数	37,025	39,475	39,797	40,572	20,387	47,883
公費負担額	1,585,357	1,731,640	1,751,198	1,844,820	793,107	1,887,855
歩行補助つえ 件 数	2,104	2,076	1,968	1,276	102	132
公費負担額	3,201	3,066	6,111	4,387	286	842
そ の 他 件 数	3,462	2,778	2,499	2,457	2,430	6,901
公費負担額	106,737	85,311	88,964	103,179	154,806	467,215

- (注) 1 車いすには電動車いすを含む。  
 2 平成16年度より報告書の記載が「基準内補装具」と「基準外補装具」に分割されたため、2表を積算した値である。  
 3 平成18年度は、障害者自立支援法施行後の平成18年10月から平成19年3月までを対象としている。  
 4 平成18年度は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害者」から「身体障害者・児」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第262表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	332,979	367,332	347,336	356,168	348,681	352,573
更生援護取扱実人員	1,986,910	2,136,850	2,201,430	2,261,936	2,163,829	2,109,582
相談指導及び措置件数	2,395,037	3,178,153	3,281,237	3,382,771	3,276,071	3,070,056
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	53,360	51,609	46,661	49,882	53,476	56,023
補 装 具 件 数						
交 付	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431	157,601
修 理	127,559	139,150	144,503	120,710	50,875	107,632
更生医療給付決定件数	139,277	174,086	200,585	204,984	211,319	221,688

(注) 1 平成18年度の「補装具件数」は、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数である。

2 平成18年度の「更生医療給付決定件数」は、障害者自立支援法による平成18年4月から平成19年2月までの件数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第263表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件 数	139,277	174,086	200,585	204,984	211,319	221,688
公費負担額	15,986,937	18,350,995	20,663,118	23,419,790	17,450,720	94,338,668
視 覚 障 害 件 数	111	77	87	114	76	68
公費負担額	12,318	9,483	7,536	20,822	2,777	29,569
聴覚・平衡機能障害 件 数	180	166	195	231	238	174
公費負担額	21,805	12,879	26,232	22,908	12,510	17,028
音声・言語・そしゃく機能障害 件 数	404	372	377	424	544	585
公費負担額	23,170	20,967	20,687	23,782	17,837	18,892
肢 体 不 自 由 件 数	14,272	18,627	20,597	23,490	18,174	16,152
公費負担額	1,673,566	2,032,872	2,336,725	2,633,871	1,329,884	1,481,580
心 臓 機 能 障 害 件 数	46,019	53,232	57,779	58,236	40,192	32,790
公費負担額	4,967,100	5,605,323	5,990,308	6,504,286	3,568,134	3,978,495
じん臓機能障害 件 数	74,078	97,460	115,084	115,254	145,465	166,117
公費負担額	8,480,240	9,729,671	10,946,443	12,389,096	10,638,483	85,934,855
小 腸 障 害 件 数	184	349	71	214	136	93
公費負担額	37,501	31,430	18,047	27,276	19,661	50,095
免 疫 機 能 障 害 件 数	2,875	3,557	5,756	6,709	6,386	5,640
公費負担額	612,317	866,658	1,197,989	1,782,246	1,853,363	2,823,642
訪 問 看 護 件 数	1,154	246	639	312	108	69
公費負担額	158,920	41,712	119,151	15,503	8,071	4,512

(注) 1 平成18年度の「件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。

2 平成18年度の「公費負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。

3 平成19年度の「公費負担額」は、平成19年3月診療分から平成20年2月診療分までを対象としている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第264表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
入 校 者 数	1,595	1,602	1,603	1,615	1,661	1,692
障 害 種 別						
視 覚	39	47	47	47	52	63
聴 覚 ・ 言 語	320	310	249	254	240	240
上 肢 障 害	371	403	421	399	424	422
下 肢 障 害	628	610	620	614	656	636
体 幹 障 害	154	159	144	156	169	134
内 臓 機 能	133	140	168	133	150	164
知 的 障 害	350	361	375	410	410	406
精 神 障 害	28	28	22	39	57	47
そ の 他 障 害	20	16	13	41	39	43

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。  
 2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。  
 資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

第265表 知的障害者の就労状況

《就労形態》

(単位 人、%)

区 分	総 数		正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の 手伝い	その他	作業所	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2	2.4
7 (1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	・	1.7	11.3	3.8	51.1	3.0
12 (2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	・	1.2	7.5	6.4	50.5	3.9
17 (2005)	779	100.0	15.7	14.9	・	0.6	4.5	5.1	58.3	0.9

《給料》

(単位 人、%)

区 分	総 数		ない	～1万円	1～3万円	3～5万円	5～7万円	7～10万円	10～13万円	13～15万円	15万円～	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8	17.1
7 (1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0	17.6
12 (2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5	12.2
17 (2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1	6.3

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年は有効回答数である。  
 2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。  
 資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」



## 2 児童福祉

第266表 児童相談所処理件数

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	398,025	341,629	351,838	349,911	381,757	367,852
訓 戒 ・ 誓 約	1,113	1,036	1,230	1,143	1,263	1,308
児 童 福 祉 司 の 指 導	3,773	3,872	3,916	3,802	3,843	3,975
福祉事務所へ送致又は通知	590	510	584	625	500	532
児 童 委 員 の 指 導	36	32	18	32	46	44
里 親 委 託	1,148	1,315	1,267	1,296	1,166	1,302
児童福祉施設に入所通所	22,870	23,157	22,868	22,944	19,519	11,685
法第27条の3により家庭裁判 所に送致されたもの(再掲)	62	47	52	43	31	38
障害児施設等への利用契約	.	.	.	.	.	16,696
他の機関にあつた紹介	5,711	3,863	4,732	4,328	4,332	5,138
面 接 指 導	304,024	274,716	281,368	281,203	300,490	294,792
そ の 他	58,760	33,128	35,855	34,538	50,598	32,380
年度末現在未処理件数	21,193	24,064	24,902	24,111	22,322	16,254

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第267表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数	33,217	33,266	33,383	33,406	33,545	33,464
施設数	2,022,530	2,078,026	2,121,144	2,164,040	2,191,996	2,192,088
在所者数	502	492	478	460	456	425
助産施設	115	114	115	117	117	120
乳児院	2,912	2,942	2,840	2,938	3,077	3,143
母子生活支援施設	286	285	288	285	282	278
在所者数	11,774	11,560	11,740	11,608	11,224	10,822
保 育 所	22,231	22,288	22,391	22,494	22,624	22,720
在所者数	1,949,899	2,005,002	2,048,324	2,090,374	2,118,079	2,118,352
児童養護施設	551	552	554	556	558	559
在所者数	29,610	30,042	30,014	30,597	30,830	30,764
知的障害児施設	270	266	259	258	255	254
在所者数	11,927	11,618	10,676	10,346	10,155	9,808
自閉症児施設	7	7	7	7	7	7
在所者数	251	240	213	240	257	235
知的障害児通園施設	239	240	247	252	256	254
在所者数	8,102	8,216	8,669	8,829	9,089	8,981
盲 児 施 設	13	13	12	11	11	10
在所者数	163	149	131	138	139	137
ろうあ児施設	15	15	14	14	14	13
在所者数	231	222	207	203	193	165
難聴幼児通園施設	25	25	25	25	25	25
在所者数	755	740	727	748	749	746
肢体不自由児施設	65	66	64	63	63	62
在所者数	3,800	3,801	3,635	3,236	3,060	2,730
肢体不自由通園施設	88	88	93	98	99	99
在所者数	2,802	2,809	2,671	3,047	2,793	2,608
肢体不自由児療護施設	6	6	6	6	6	6
在所者数	236	240	237	236	228	237
重症心身障害児施設	97	101	103	108	112	115
在所者数	9,329	9,582	10,246	10,326	10,489	11,215
情緒障害児短期治療施設	19	20	25	25	27	31
在所者数	719	764	840	910	1,030	1,131
児童自立支援施設	57	57	58	58	58	58
在所者数	1,794	1,659	1,714	1,872	1,828	1,836
児童家庭支援センター	29	35	45	49	57	61
小型児童館	2,821	2,834	2,870	2,881	2,897	2,886
児童センター	1,583	1,610	1,643	1,663	1,691	1,708
大型児童館A型	17	16	16	18	17	18
大型児童館B型	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	151	146	139	126	106	101
児童遊園	4,025	3,985	3,926	3,827	3,802	3,649

(注) 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第268表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
登 録 里 親 数	7,161	7,285	7,542	7,737	7,882	7,934
児童が委託されている里親数	1,873	2,015	2,184	2,370	2,453	2,582
里親に委託されている児童数	2,517	2,811	3,022	3,293	3,424	3,633
登 録 保 護 受 託 者 数	169	166	40	・	・	・
児童が委託されている保護受託者数	1	—	—	・	・	・
保護受託者に委託されている児童数	1	—	—	・	・	・

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

3 保護受託者の制度は、平成17年度より廃止。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第269表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《育成医療》						
給付決定件数	66,523	68,640	71,171	69,144	57,253	50,996
肢体不自由	13,052	13,709	14,107	13,926	10,344	9,394
視覚障害	7,111	7,457	7,392	7,688	5,865	4,785
聴覚・平衡機能障害	3,631	3,809	4,159	3,787	2,962	2,798
音声・言語・そしゃく機能障害	16,009	15,427	17,440	16,396	17,514	16,739
心臓機能障害	8,917	9,293	9,547	9,332	9,342	8,051
腎臓機能障害	1,015	1,014	1,140	941	835	574
その他の障害	16,788	17,931	17,386	17,074	10,391	8,655
公費負担額	4,722,765	4,971,628	5,076,179	5,077,107	2,960,579	2,854,534
社会保険負担額	53,729,276	53,440,239	54,863,151	54,901,314	41,540,027	40,599,721
《養育医療》						
給付決定件数	27,688	31,851	32,866	31,485	31,032	30,616
公費負担額	5,023,579	5,925,299	6,129,701	5,797,125	6,053,086	7,309,235
社会保険・結核予防法による負担額	58,060,539	58,255,956	61,768,334	64,658,039	67,957,844	71,934,479
《療育の給付》						
給付決定件数	33	57	32	22	15	8
骨関節結核	2	8	7	-	-	2
骨関節結核以外	31	49	25	22	15	6
公費負担額	16,615	24,689	13,408	8,679	5,985	4,468
社会保険・結核予防法による負担額	35,581	67,945	31,279	34,795	13,992	10,586
《補装具交付》						
決定件数	161,796	182,630	89,759	91,266	.	.
義手	86	87	69	54	.	.
義足	385	378	360	336	.	.
装具	23,172	25,272	24,149	24,720	.	.
盲人安全つえ	141	150	181	102	.	.
補聴器	5,048	5,125	5,105	4,621	.	.
歩行補助つえ	1,750	1,715	1,947	1,320	.	.
車いす	10,773	10,828	9,577	9,774	.	.
その他の	120,441	139,075	48,371	50,339	.	.
児童福祉法による公費負担額	8,627,553	9,441,241	7,039,153	7,411,642	.	.
《補装具修理》						
決定件数	35,030	37,522	35,820	29,192	.	.
義手	8	11	6	9	.	.
義足	132	134	120	127	.	.
装具	2,245	2,509	2,316	2,396	.	.
盲人安全つえ	13	17	2	2	.	.
補聴器	24,965	25,791	25,331	18,267	.	.
歩行補助つえ	115	134	116	57	.	.
車いす	4,249	4,728	4,788	4,822	.	.
その他の	3,303	4,198	3,141	3,512	.	.
児童福祉法による公費負担額	594,774	695,492	700,122	763,253	.	.

- (注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。  
 2 車いすには電動車いすを含む。  
 3 平成17年度以前の《育成医療》「社会保険負担額」は、「社会保険・結核予防法による負担額」である。  
 4 平成18年度の《育成医療》「給付決定件数」は、障害者自立支援法試行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。  
 5 平成18年度の《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。  
 6 平成18年度以降の《補装具交付》《補装具修理》は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害児童」から「身体障害者・児」に変更されたため、第8節1身体障害者及び知的障害者の項に掲載。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第270表 1歳6か月児健診実施件数、受診者数

区分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
件数	1,091,662	1,086,075	1,179,122	1,055,377	.	.
受診者数	1,088,860	1,085,159	1,088,110	1,050,631	1,044,192	1,015,480

(注) 「件数」は、平成16年度に当該事業が終了した。

資料：「件数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「受診者数」は、厚生労働省統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第271表 3歳児健康診査受診者数

区分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
受診者数	1,062,409	1,053,813	1,066,639	1,047,333	1,047,349	1,022,946
精密健康診査受診実人数	63,453	62,492	60,371	60,333	.	.

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第272表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総数	822,958	871,161	911,470	936,579	955,741	955,941
生別母子世帯						
離	725,403	768,580	803,559	824,654	840,609	838,592
その他	1,412	1,448	1,560	1,626	1,645	1,637
死別母子世帯	9,487	9,462	9,480	9,325	9,256	8,881
未婚の母子世帯	60,238	64,219	67,827	70,543	73,655	75,246
障害者世帯	2,877	2,808	2,803	2,714	2,662	2,629
遺棄世帯	6,563	5,975	5,618	5,382	4,943	4,612
その他の世帯	16,978	18,669	20,623	22,335	22,971	24,344

(注) 1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第273表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
特別児童扶養手当受給者数	150,980	156,836	162,026	163,670	168,558	173,582
受給対象障害児数	155,388	161,451	166,836	168,819	174,141	179,844
障害児福祉手当受給者数	56,980	58,666	59,880	60,728	61,981	63,255
特別障害者手当受給者数	104,441	106,068	105,896	105,647	107,298	108,942
経過的福祉手当受給者数	17,112	15,605	14,175	12,323	11,057	9,960

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第274表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成19年2月末現在 (単位 金額：千円)

区 分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総 計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	9,273,566	6,094,513	2,681,708	497,345	12,993,353	806,905,487
児 童 手 当	2,648,054	2,367,040	264,984	16,030	2,947,260	191,998,463
特 例 給 付	98,841	89,410	8,711	720	109,064	11,670,903
小学校修了前特例給付	6,526,671	3,638,063	2,408,013	480,595	9,937,029	603,236,121
市 町 村 支 給 分 計	8,465,413	5,594,974	2,427,607	442,832	11,818,177	734,398,579
児 童 手 当	2,433,620	2,180,775	239,607	13,238	2,701,537	177,376,280
特 例 給 付	70,157	64,332	5,490	335	76,352	8,479,305
小学校修了前特例給付	5,961,636	3,349,867	2,182,510	429,259	9,040,288	548,542,994
被 用 者	6,104,240	4,027,781	1,778,739	297,720	8,499,261	524,363,035
児 童 手 当	1,789,718	1,610,031	171,794	7,893	1,978,105	127,552,090
特 例 給 付	70,157	64,332	5,490	335	76,352	8,479,305
小学校修了前特例給付	4,244,365	2,353,418	1,601,455	289,492	6,444,804	388,331,640
非 被 用 者	2,361,173	1,567,193	648,868	145,112	3,318,916	210,035,544
児 童 手 当	643,902	570,744	67,813	5,345	723,432	49,824,190
小学校修了前特例給付	1,717,271	996,449	581,055	139,767	2,595,484	160,211,354
公 務 員 分	808,153	499,539	254,101	54,513	1,175,176	72,506,908
児 童 手 当	214,434	186,265	25,377	2,792	245,723	14,622,183
特 例 給 付	28,684	25,078	3,221	385	32,712	3,191,598
小学校修了前特例給付	565,035	288,196	225,503	51,336	896,741	54,693,127

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

平成20年2月末現在 (単位 金額：千円)

区 分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総 計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	9,295,555	6,139,722	2,670,603	485,230	12,979,569	886,039,214
児 童 手 当	2,648,145	2,362,862	268,643	16,640	2,952,760	296,338,748
特 例 給 付	96,011	87,046	8,340	625	105,684	8,702,135
小学校修了前特例給付	6,551,399	3,689,814	2,393,620	467,965	9,921,125	580,998,331
市 町 村 支 給 分 計	8,488,599	5,640,184	2,416,459	431,956	11,808,091	886,039,214
児 童 手 当	2,430,693	2,173,057	243,690	13,946	2,704,637	296,338,748
特 例 給 付	74,650	68,231	6,040	379	81,509	8,702,135
小学校修了前特例給付	5,983,256	3,398,896	2,166,729	417,631	9,021,945	580,998,331
被 用 者	6,187,712	4,102,564	1,790,998	294,150	8,588,079	642,341,093
児 童 手 当	1,807,706	1,621,600	177,376	8,730	2,003,783	219,180,233
特 例 給 付	74,650	68,231	6,040	379	81,509	8,702,135
小学校修了前特例給付	4,305,356	2,412,733	1,607,582	285,041	6,502,787	414,458,725
非 被 用 者	2,300,887	1,537,620	625,461	137,806	3,220,012	243,698,121
児 童 手 当	622,987	551,457	66,314	5,216	700,854	77,158,515
小学校修了前特例給付	1,677,900	986,163	559,147	132,590	2,519,158	166,539,606
公 務 員 分	806,956	499,538	254,144	53,274	1,171,478	89,103,565
児 童 手 当	217,452	189,805	24,953	2,694	248,123	25,949,155
特 例 給 付	21,361	18,815	2,300	246	24,175	2,885,380
小学校修了前特例給付	568,143	290,918	226,891	50,334	899,180	60,269,030

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第275表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成18年度 (2006)		19 (2007)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	137,601,094,880	137,601,094,880	208,902,461,808	207,909,438,509
厚生年金保険関係	132,099,840,000	132,099,840,000	201,113,634,491	200,120,611,192
共済組合関係	5,501,254,880	5,501,254,880	7,788,827,317	7,788,827,317

第276表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成18年度 (単位 人)

区 分	平成18年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成19年2月末現在 受給者数
総 計	7,484,532	4,651,330	2,862,296	0	9,273,566
児 童 手 当	2,126,504	1,421,071	899,521	0	2,648,054
特 例 給 付	526,365	127,417	554,941	0	98,841
小学校修了前特例給付	4,831,663	3,102,842	1,407,834	0	6,526,671
市 町 村 支 給 分 計	6,870,337	4,032,055	2,436,979	0	8,465,413
児 童 手 当	2,018,759	1,262,284	847,423	0	2,433,620
特 例 給 付	401,744	103,860	435,447	0	70,157
小学校修了前特例給付	4,449,834	2,665,911	1,154,109	0	5,961,636
被 用 者	4,958,713	3,152,918	2,056,893	49,502	6,104,240
児 童 手 当	1,386,900	978,845	593,361	17,334	1,789,718
特 例 給 付	401,744	103,860	435,447	0	70,157
小学校修了前特例給付	3,170,069	2,070,213	1,028,085	32,168	4,244,365
非 被 用 者	1,911,624	879,137	380,086	△ 49,502	2,361,173
児 童 手 当	631,859	283,439	254,062	△ 17,334	643,902
小学校修了前特例給付	1,279,765	595,698	126,024	△ 32,168	1,717,271
公 務 員 分	614,195	619,275	425,317	0	808,153
児 童 手 当	107,745	158,787	52,098	0	214,434
特 例 給 付	124,621	23,557	119,494	0	28,684
小学校修了前特例給付	381,829	436,931	253,725	0	565,035

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

平成19年度 (単位 人)

区 分	平成19年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成20年2月末現在 受給者数
総 計	9,273,566	2,084,373	2,062,384	0	9,295,555
児 童 手 当	2,648,054	956,627	956,536	0	2,648,145
特 例 給 付	98,841	76,954	79,784	0	96,011
小学校修了前特例給付	6,526,671	1,050,792	1,026,064	0	6,551,399
市 町 村 支 給 分 計	8,465,413	1,877,573	1,854,387	0	8,488,599
児 童 手 当	2,433,620	883,067	885,994	0	2,430,693
特 例 給 付	70,157	66,074	61,581	0	74,650
小学校修了前特例給付	5,961,636	928,432	906,812	0	5,983,256
被 用 者	6,104,240	1,350,617	1,350,873	83,728	6,187,712
児 童 手 当	1,789,718	627,626	635,777	26,139	1,807,706
特 例 給 付	70,157	66,074	61,581	0	74,650
小学校修了前特例給付	4,244,365	656,917	653,515	57,589	4,305,356
非 被 用 者	2,361,173	526,956	503,514	△ 83,728	2,300,887
児 童 手 当	643,902	255,441	250,217	△ 26,139	622,987
小学校修了前特例給付	1,717,271	271,515	253,297	△ 57,589	1,677,900
公 務 員 分	808,153	206,800	207,997	0	806,956
児 童 手 当	214,434	73,560	70,542	0	217,452
特 例 給 付	28,684	10,880	18,203	0	21,361
小学校修了前特例給付	565,035	122,360	119,252	0	568,143

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」



第277表 児童手当制度の費用負担

平成20年度

費用負担	0歳から3歳未満	被用者（サラリーマン）		非被用者（自営業者）		<所得制限額> ← 860.0万円	公務員	
	特例給付 (法附則第6条給付) →	事業主拠出金 10/10					国	地方
	児童手当 →	事業主拠出金 7/10	国   地方 2/10	国 1/3	地方 2/3	← 780.0万円	10/10	10/10
		1/10						
	3歳から小学校修了前	被用者（サラリーマン）		非被用者（自営業者）		← 860.0万円	公務員	
	小学校修了前特例給付 (法附則第8条給付) →	国 1/3	地方 2/3				国	地方
小学校修了前特例給付 (法附則第7条給付) →	国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3	← 780.0万円	10/10	10/10	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方負担分は都道府県と市町村で折半</li> <li>・公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担</li> <li>・所得制限限度額については、4人世帯（夫婦+子ども2人）の場合の年収</li> </ul>							
拠出金率	標準報酬月額及び標準賞与額それぞれの1,000分の1.3厚生年金等の保険料に上乗せして徴収							

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

## 3 社会福祉関係機関・施設等

第278表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
福 祉 事 務 所						
事 務 所 数 都 道 府 県	333	333	321	293	246	239
区 市 町 村	865	879	905	934	987	1,003
職 員 数 査 察 指 導 員	2,913	2,951	3,031	・	・	・
現 業 員	18,146	18,890	19,581	・	・	・
身体障害者福祉司	70	77	80	・	・	・
知的障害者福祉司	86	75	79	・	・	・
老人福祉指導主事	93	84	90	・	・	・
家庭児童福祉主事	30	29	27	・	・	・
身体障害者更生相談所 相 談 所 数	68	71	73	74	73	74
知的障害者更生相談所 相 談 所 数	72	75	77	75	74	75
児 童 相 談 所 相 談 所 数	180	182	182	187	191	195
職 員 数	6,502	6,607	6,847	7,227	7,662	8,331
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 定 数	226,695	226,695	229,958	229,958	229,958	232,103

- (注) 1 福祉事務所は4月1日現在。平成16年度以前は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。福祉事務所の「職員数」は、平成17年度より調査が廃止された。  
 2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。  
 3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。  
 4 児童相談所は、5月1日現在。平成18年度以降は4月1日現在。  
 5 民生委員・児童員数については、主任児童委員数を含む（平成6年に主任児童委員制度を創設）。平成16～19年度については12月1日現在。

資料：「福祉事務所」「民生委員・児童委員定数」は、厚生労働省社会・援護局調べ  
 「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ  
 「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第279表 社会福祉施設数（施設の種別別）

区 分	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総数	47,943	51,006	58,786	75,875	79,140	82,270	86,352	90,098	94,612	96,286
保 護 施 設	353	351	340	296	295	292	294	297	298	298
救 護 施 設	169	173	174	178	177	180	180	181	183	183
更 生 施 設	18	18	18	19	19	17	18	20	20	19
医 療 保 護 施 設	69	68	65	64	64	63	63	63	62	63
授 産 施 設	76	76	68	24	24	22	22	21	21	21
宿 所 提 供 施 設	21	16	15	11	11	10	11	12	12	12
養 老 施 設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
老 人 福 祉 施 設	4,610	6,506	12,904	28,643	31,037	33,419	36,475	39,475	43,285	44,432
養護老人ホーム（一般）	902	904	900	902	903	906	911	914	916	912
養護老人ホーム（盲）	42	46	47	47	48	48	48	48	48	50
特別養護老人ホーム	1,619	2,260	3,201	4,463	4,651	4,870	5,084	5,291	5,535	5,759
軽費老人ホーム（A型）	242	254	252	246	245	241	242	243	240	234
軽費老人ホーム（B型）	38	38	38	38	38	36	34	34	33	32
軽費老人ホーム（介護利用型）	・	3	261	1,160	1,297	1,437	1,566	1,651	1,693	1,750
老人福祉センター（特A型）	・	241	266	269	270	270	268	268	267	260
老人福祉センター（A型）	1,767	1,457	1,594	1,624	1,618	1,606	1,609	1,603	1,590	1,569
老人福祉センター（B型）	・	326	354	378	382	387	388	427	427	431
老人日帰り介護施設（A型）	・	・	265	・	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（B型）	・	977	2,863	・	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（C型）	・	・	307	・	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（D型）	・	・	187	・	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（E型）	・	・	326	・	・	・	・	・	・	・
老人デイサービスセンター	・	・	・	8,037	9,138	10,485	12,498	14,725	17,652	21,893
老人短期入所施設	・	・	15	・	・	・	・	・	・	・
短期入所生活介護事業所	・	・	・	4,515	4,887	5,149	5,439	5,657	6,216	6,664
老人介護支援センター	・	・	2,028	6,964	7,560	7,984	8,388	8,614	8,668	4,878
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	848	1,033	1,321	1,766	1,883	2,022	2,164	2,263	2,294	2,352
肢体不自由者更生施設	48	44	41	37	36	36	88	84	84	81
視覚障害者更生施設	16	16	15	14	14	14	19	20	20	19
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	15	13	6	6	6	6	6	7	7	7
身体障害者療護施設	167	210	269	377	397	427	450	472	484	499
重度身体障害者更生援護施設	52	61	71	73	73	73	・	・	・	・
身体障害者福祉ホーム	・	10	21	42	50	58	62	65	67	71
身体障害者授産施設	87	85	82	81	80	80	206	206	202	197
重度身体障害者授産施設	110	119	125	128	128	129	・	・	・	・
身体障害者通所授産施設	64	109	185	252	259	277	296	315	326	330
身体障害者小規模通所授産施設	・	・	・	・	26	61	136	189	237	265
身体障害者福祉工場	21	24	34	37	37	36	36	36	36	36
身体障害者福祉センター（A型）	24	33	36	41	40	41	40	40	39	39
身体障害者福祉センター（B型）	114	157	197	210	213	215	208	210	209	204
在宅障害者デイサービス施設	・	25	103	325	371	417	463	465	430	453
障害者更生センター	8	9	9	9	9	9	9	8	7	6
補 装 具 製 作 施 設	34	28	26	23	23	22	21	21	19	18
盲 導 犬 訓 練 施 設	・	・	・	・	7	7	9	9	9	9
点 字 図 書 館	73	74	74	73	74	72	72	72	72	73
点 字 出 版 施 設	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	・	・	11	22	24	26	27	28	30	29
婦 人 保 護 施 設	56	53	52	50	50	50	50	50	50	49
児 童 福 祉 施 設	33,309	33,176	33,231	33,089	33,217	33,266	33,383	33,406	33,545	33,464
助 産 施 設	780	635	560	516	502	492	478	460	456	425
乳 児 院	122	118	116	114	115	114	115	117	117	120
母 子 生 活 支 援 施 設	348	327	309	290	286	285	288	285	282	278
保 育 所	22,899	22,703	22,488	22,199	22,231	22,288	22,391	22,494	22,624	22,720
児 童 養 護 施 設	538	533	528	552	551	552	554	556	558	559
知 的 障 害 児 施 設	321	307	295	272	270	266	259	258	255	254

第3部 社会保障関係統計資料編

区分	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
自閉症児施設	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7
知的障害児通園施設	218	215	222	234	239	240	247	252	256	254
盲児施設	28	21	19	14	13	13	12	11	11	10
ろうあ児施設	24	18	17	16	15	15	14	14	14	13
難聴幼児通園施設	23	27	26	26	25	25	25	25	25	25
虚弱児施設	34	33	32	・	・	・	・	・	・	・
肢体不自由児施設	74	72	70	65	65	66	64	63	63	62
肢体不自由児通園施設	70	73	79	85	88	88	93	98	99	99
肢体不自由児療護施設	8	8	8	7	6	6	6	6	6	6
重症心身障害児施設	56	65	78	91	97	101	103	108	112	115
情緒障害児短期治療施設	11	13	16	17	19	20	25	25	27	31
児童自立支援施設	57	57	57	57	57	57	58	58	58	58
児童家庭支援センター	・	・	・	・	29	35	45	49	57	61
小型児童館	・	・	2,719	2,790	2,821	2,834	2,870	2,881	2,897	2,886
児童センター	・	・	1,235	1,445	1,583	1,610	1,643	1,663	1,691	1,708
大型児童館A型	3,517	3,840	13	16	17	16	16	18	17	18
大型児童館B型	・	・	3	4	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	・	・	1	1	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	・	・	183	164	151	146	139	126	106	101
児童遊園	4,173	4,103	4,150	4,107	4,025	3,985	3,926	3,827	3,802	3,649
知的障害者援護施設	1,244	1,732	2,332	3,002	3,364	3,650	4,014	4,321	4,525	4,682
知的障害者デイサービスセンター	・	・	・	・	157	198	240	257	235	234
知的障害者更生施設(入所)	680	862	1,085	1,303	1,344	1,389	1,430	1,454	1,470	1,470
知的障害者更生施設(通所)	76	137	239	350	366	384	426	461	498	536
知的障害者授産施設(入所)	144	181	210	228	229	227	227	227	225	226
知的障害者授産施設(通所)	240	396	608	890	957	1,058	1,175	1,312	1,422	1,553
知的障害者小規模通所授産施設	・	・	・	・	71	141	254	343	399	405
知的障害者通勤寮	88	106	112	120	121	124	125	124	124	121
知的障害者福祉ホーム	16	46	58	68	70	72	76	79	82	68
知的障害者福祉工場	・	4	20	43	49	57	61	64	65	69
母子福祉施設	88	92	92	90	89	91	85	84	80	73
母子福祉センター	59	68	72	73	73	74	72	73	71	68
母子休養ホーム	29	24	20	17	16	17	13	11	9	5
精神障害者社会復帰施設	・	90	233	521	857	1,082	1,363	1,530	1,687	1,697
精神障害者生活訓練施設	・	31	80	205	232	246	263	274	286	289
精神障害者福祉ホーム	・	33	73	115	127	159	195	212	233	241
精神障害者入所授産施設	・	・	6	22	25	28	29	29	30	30
精神障害者通所授産施設	・	26	73	168	183	208	245	261	285	296
精神障害者小規模通所授産施設	・	・	・	・	30	109	215	306	375	395
精神障害者福祉工場	・	・	1	11	12	14	17	18	18	18
精神障害者地域生活支援センター	・	・	・	・	248	318	399	430	460	428
その他の社会福祉施設等	7,435	7,973	8,281	8,418	8,348	8,398	8,524	8,672	8,848	9,239
生活の扶助を行う施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
授産施設	147	156	157	168	163	154	149	130	125	113
宿所提供施設	54	48	45	85	119	149	207	220	224	222
盲人ホーム	30	29	29	30	29	28	28	28	28	24
無料低額診療施設	235	243	238	240	233	231	232	236	234	233
隣保館	1,196	1,266	1,277	1,275	1,221	1,216	1,211	1,206	1,177	1,187
へき地保健福祉館	240	232	188	160	155	151	141	130	123	119
へき地保育所	1,630	1,584	1,389	1,195	1,156	1,104	1,027	941	866	813
地域福祉センター	・	・	123	235	405	419	431	434	446	445
老人憩の家	3,739	4,171	4,497	4,619	4,410	4,383	4,352	4,253	4,173	4,079
老人休養ホーム	67	71	66	61	57	55	52	49	46	36
有料老人ホーム	97	173	272	350	400	508	694	1,045	1,406	1,968
結核回復者後保護施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

- (注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。  
 2 身体障害者福祉法の改正(昭和59年)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正(平成2年)により、老人日帰り介護施設が「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神薄弱者福祉法の改正(平成2年)により、精神薄弱者通勤寮、精神薄弱者福祉ホーム及び精神薄弱者福祉工場が「その他の社会福祉施設等」から「精神薄弱者援護施設」となった。精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。  
 3 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は同調査において地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。  
 4 平成12年以降の「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は同調査において認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。  
 5 「身体障害者更生援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法改正前の身体障害者福祉法による。  
 6 「知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法改正前の知的障害者福祉法による。  
 7 「精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第280表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度(2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	19,013	19,358,500	17,955	16,151,050	12,681	13,441,201	11,034	11,263,005	11,191	11,844,156
更生資金	547	574,783	524	703,108	461	597,813	355	456,727	319	376,613
障害者更生資金	199	310,274	—	—	—	—	—	—	—	—
生活資金	12	6,620	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉資金	1,453	1,098,636	1,362	1,029,262	1,197	855,855	1,044	737,727	1,033	884,994
住宅資金	364	512,525	296	406,685	232	364,076	185	293,956	—	—
修学資金	8,758	6,771,766	7,641	6,499,805	7,163	6,431,171	6,664	5,818,920	6,732	5,446,715
療養・介護等資金	863	507,984	639	448,542	581	405,859	484	331,129	408	279,812
災害援護資金	50	50,631	198	201,784	59	65,503	36	38,407	39	46,871
緊急小口資金	2,008	97,456	4,520	396,015	1,543	75,125	1,174	55,428	1,514	99,193
離職者支援資金	4,623	6,842,270	2,636	4,032,866	1,303	1,826,216	969	1,393,804	870	1,247,176
長期生活支援資金	136	2,585,555	139	2,432,983	142	2,819,583	123	2,136,907	141	2,455,193
要保護世帯向け 長期生活支援資金	.	.	.	.	.	.	.	.	135	1,007,589

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第281表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度(2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	57,877	23,496,252	56,540	23,921,867	53,752	23,609,047	51,460	23,365,669	48,635	22,731,653
事業開始資金	106	217,152	78	178,079	79	179,567	43	90,781	45	95,604
事業継続資金	45	54,930	33	34,830	21	23,870	22	27,823	23	28,190
修学資金	38,296	17,652,555	38,761	18,090,844	37,210	17,726,724	36,032	17,674,159	34,509	17,475,014
技能習得資金	1,264	487,577	1,215	461,964	1,108	438,382	1,017	423,986	995	420,936
修業資金	1,067	451,225	1,058	433,650	991	401,028	870	358,114	779	318,641
就職支度資金	182	38,616	124	26,632	135	28,481	116	24,599	121	24,144
医療介護資金(療養資金)	69	13,135	57	11,891	53	10,959	31	6,149	21	4,791
生活資金	2,041	805,266	1,767	772,060	1,490	756,924	1,386	757,978	1,327	725,161
住宅資金	78	68,953	74	66,334	48	37,115	54	53,672	51	34,606
転宅資金	1,540	358,003	1,182	272,920	1,019	232,439	831	187,778	710	160,726
就学支度資金	12,701	3,309,279	12,052	3,558,544	11,522	3,766,058	11,014	3,754,570	10,043	3,442,500
結婚資金	11	3,150	10	2,920	6	1,800	11	3,300	3	900
特別児童扶養資金	477	36,411	129	11,199	70	6,479	33	2,760	8	440

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第282表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
法適用都道府県延数	2	4	22	7	7	5
法適用都道府県実数	2	4	15	7	6	5
法適用市町村延数	2	14	150	38	21	15
災害救助費国庫負担額	10,994	336,495	21,205,696	1,860,868	597,753	6,981,866
国庫負担対象都道府県数	2	4	13	7	5	4

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

## 第9節 生活保護

第283表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
<b>被保護世帯数</b>						
年度合計	10,451,173	11,295,238	11,986,644	12,498,099	12,909,835	13,263,296
1か月平均	870,931	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275
<b>被保護人員</b>						
年度合計	14,912,681	16,131,921	17,080,661	17,710,054	18,166,704	18,519,854
1か月平均	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892	1,543,321
保護率(人口千対)	9.8	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1
総人口(千人)	127,435	127,619	127,687	127,768	127,770	127,771

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成17年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第284表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
<b>被保護実世帯数</b>	870,931	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275
現に保護を受けた世帯数	869,637	939,733	997,149	1,039,570	1,073,650	1,102,945
世帯主が働いている世帯	82,746	91,082	99,141	105,505	110,687	115,738
常 用	54,504	60,651	66,559	71,493	76,315	80,644
日 雇	11,057	12,443	14,028	15,302	15,725	16,233
内 職	6,364	6,456	6,480	6,526	6,617	6,781
そ の 他	10,820	11,532	12,074	12,184	12,029	12,080
そ の 他 の 世 帯	786,891	848,651	898,008	934,065	962,963	987,206
世帯員が働いている世帯	20,965	22,885	24,390	25,039	25,313	25,944
働いている者のいない世帯	765,926	825,766	873,618	909,026	937,650	961,262
保護停止中の世帯	1,294	1,537	1,738	1,938	2,170	2,330

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第285表 扶助別人員

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
被保護実人員	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892	1,543,321
扶助人員総数	3,306,683	3,607,903	3,858,843	4,053,603	4,158,788	4,247,903
生活扶助	1,105,499	1,201,836	1,273,502	1,320,413	1,354,242	1,379,945
住宅扶助	975,486	1,069,135	1,143,310	1,194,020	1,233,105	1,262,158
教育扶助	114,213	124,270	132,019	135,734	137,129	135,503
介護扶助	105,964	127,164	147,239	164,093	172,214	184,258
医療扶助	1,002,886	1,082,648	1,154,521	1,207,814	1,226,233	1,248,145
入院	135,197	132,578	132,285	131,104	130,487	125,900
単給	67,725	65,271	63,164	61,364	59,423	56,570
併給	67,472	67,306	69,120	69,741	71,065	69,330
入院外	867,689	950,070	1,022,236	1,076,710	1,095,746	1,122,245
単給	20,098	22,060	21,955	21,604	20,770	21,030
併給	847,591	928,010	1,000,281	1,055,106	1,074,976	1,101,216
出産扶助	101	116	113	112	116	116
生業扶助	743	793	1,091	29,253	33,487	35,343
葬祭扶助	1,791	1,942	2,049	2,165	2,262	2,436

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第286表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成19年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	13,885	3,552	1,312	5,724	821	2,476
世帯主の傷病	5,761	751	314	3,702	436	558
世帯員の傷病	220	10	21	63	14	112
急迫保護で医療扶助単給	1,488	184	19	1,221	4	60
要介護状態	77	56	3	—	8	10
働いていた者の死亡	46	14	10	6	2	14
働いていた者の離別等	568	90	373	31	13	61
定年・失業	660	112	67	78	26	377
高齢による収入減少	642	593	・	10	3	36
事業不振・倒産	91	33	2	9	5	42
その他の働きによる収入減少	527	81	121	68	24	233
社会保障給付金の減少・喪失	182	98	4	21	20	39
貯金等の減少・喪失	2,275	1,042	241	274	184	534
仕送りの減少・喪失	421	238	28	72	35	48
そ の 他	927	250	109	169	47	352

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」



第287表 保護廃止世帯数 (世帯類型・構造別)

平成19年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	10,404	3,506	729	3,956	667	1,546
世帯主の傷病治療	1,302	149	2	1,113	17	21
世帯員の傷病治療	10	1	3	3	1	2
死亡	3,095	2,052	4	721	221	97
失 業	1,560	253	15	884	45	363
働きによる収入の増加・取得	1,269	65	305	335	46	518
働き手の転入	109	17	52	23	8	9
社会保障給付金の増加	412	138	8	113	86	67
仕送りの増加	73	29	17	9	5	13
親類・縁者等の引取り	304	108	65	57	30	44
施設 入 所	227	182	5	20	12	8
医療費の他法負担	48	28	1	9	9	1
そ の 他	1,995	484	252	669	187	403

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第288表 保護費 (扶助別)

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 額	2,077,164,958	2,218,138,226	2,388,111,346	2,508,966,934	2,594,192,922	2,633,333,556
生活扶助費	695,069,736	760,195,683	818,217,352	840,128,460	849,360,208	863,829,575
住宅扶助費	223,992,950	252,144,753	282,264,039	307,271,220	327,186,408	343,867,264
教育扶助費	8,930,353	9,768,178	10,666,539	11,335,600	11,791,646	11,901,606
介護扶助費	22,163,237	29,119,258	35,841,137	41,880,243	47,040,105	50,214,892
医療扶助費	1,122,908,438	1,162,217,743	1,236,139,923	1,302,859,287	1,347,045,434	1,349,997,807
出産扶助費	214,920	227,619	267,382	250,595	222,112	256,642
生業扶助費	188,171	255,062	297,422	316,953	6,218,998	7,643,027
葬祭扶助費	3,697,152	4,209,930	4,417,553	4,924,576	5,328,011	5,624,742
《1人当り月額(円)》						
総 額	150,770	148,742	148,036	146,890	146,481	144,954
生活扶助費	57,093	57,304	56,734	54,975	53,604	53,156
住宅扶助費	20,944	21,540	22,001	22,396	22,835	23,239
教育扶助費	7,115	7,127	7,153	7,155	7,239	7,233

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第289表 医療扶助決定状況 (診療費分)

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	20,967,568	23,249,002	24,837,679	26,529,305	26,255,402	26,554,992
金額	1,064,435,714	1,140,763,554	1,190,842,212	1,235,391,699	1,256,942,765	1,200,321,713
一般診療 件数	19,311,290	21,383,682	22,797,016	24,443,342	23,993,194	24,282,968
金額	1,027,740,309	1,099,715,517	1,147,392,208	1,189,562,141	1,211,935,648	1,154,986,344
入院 件数	1,880,038	1,985,430	1,995,745	2,010,280	1,944,797	1,886,973
金額	722,195,460	757,761,657	780,070,740	789,869,197	796,905,494	784,199,875
入院外 件数	17,431,252	19,398,252	20,801,271	22,433,062	22,048,397	22,395,995
金額	305,544,849	341,953,860	367,321,468	399,692,944	415,030,154	370,786,469
歯科診療 件数	1,656,278	1,865,320	2,040,663	2,085,963	2,262,208	2,272,024
金額	36,695,405	41,048,037	43,450,004	45,829,558	45,007,117	45,335,369

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第290表 生活保護基準額改定の推移

区 分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
第1回	21. 3. 13	199,80	—		—
第1次	21. 4. 1	252	126.6		—
第5次	22. 7. 1	912	144.8		—
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7		—
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6		—
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9		—
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0		—
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0		2,000
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0		2,000
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0		2,800
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0		5,500
第35次	54. 4. 1	114,340	108.3		9,000
第40次	59. 4. 1	152,960	102.9		9,000
第42次	61. 4. 1	126,977	102.0		9,000
第43次	62. 4. 1	129,136	101.7		9,000
第44次	63. 4. 1	130,944	101.4		9,000
第45次	元. 4. 1	136,444	104.2		13,000
第46次	2. 4. 1	140,674	103.1		13,000
第47次	3. 4. 1	145,457	103.4		13,000
第48次	4. 4. 1	149,966	103.1		13,000
第49次	5. 4. 1	153,265	102.2		13,000
第50次	6. 4. 1	155,717	101.6		13,000
第51次	7. 4. 1	157,274	101.0		13,000
第52次	8. 4. 1	158,375	100.7		13,000
第53次	9. 4. 1	161,859	102.2		13,000
第54次	10. 4. 1	163,316	100.9		13,000
第55次	11. 4. 1	163,806	100.3		13,000
第56次	12. 4. 1	163,970	100.1		13,000
第57次	13. 4. 1	163,970	100.0	(据置)	13,000
第58次	14. 4. 1	163,970	100.0	(据置)	13,000
第59次	15. 4. 1	162,490	99.1		13,000
第60次	16. 4. 1	162,170	99.8		13,000
第61次	17. 4. 1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第62次	18. 4. 1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第63次	19. 4. 1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第64次	20. 4. 1	162,170	100.0	(据置)	13,000

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。  
 なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。  
 第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。  
 第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第291表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数 施設数	295	292	294	297	298	298
在所者数	20,009	19,759	19,900	19,982	19,935	19,649
救護施設 施設数	177	180	180	181	183	183
在所者数	16,789	16,911	16,957	16,940	16,969	17,018
更生施設 施設数	19	17	18	20	20	19
在所者数	2,033	1,736	1,769	1,899	1,820	1,604
医療保護施設 施設数	64	63	63	63	62	63
授産施設 施設数	24	22	22	21	21	21
在所者数	703	681	666	651	631	582
宿所提供施設 施設数	11	10	11	12	12	12
在所者数	484	431	508	492	515	445

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

## 第10節 恩給・戦争犠牲者援護

### 1 恩 給

第292表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
		千円	円		千円	円		千円		円
平成13年度 (2001)	44,508	52,900,554	1,188,563	7,585	10,864,587	1,432,378	274	897,088	3,274,042	41
14 (2002)	40,710	48,166,117	1,183,152	6,602	9,558,821	1,447,868	260	848,797	3,264,602	35
15 (2003)	36,966	43,750,889	1,183,544	5,760	8,602,396	1,493,472	245	797,960	3,256,979	33
16 (2004)	33,632	39,723,248	1,181,115	5,051	7,719,509	1,528,313	226	741,245	3,279,845	28
17 (2005)	30,476	35,933,437	1,179,073	4,359	6,883,397	1,579,123	207	681,317	3,291,386	24
18 (2006)	27,455	32,038,521	1,166,947	3,744	5,812,520	1,552,489	186	608,513	3,271,576	20
平成18年度										
文 官	13,970	16,248,514	1,163,101	1,263	1,465,098	1,160,014	81	265,979	3,283,693	12
教育職員	3,038	4,087,470	1,345,448	404	631,201	1,562,377	18	51,649	2,869,383	2
警察監獄職員	9,201	8,174,246	888,408	1,339	1,166,564	871,220	86	287,610	3,344,298	5
待遇職員	102	106,471	1,043,832	3	3,545	1,181,733	1	3,276	3,275,600	1
執行官	121	208,285	1,721,364	121	208,285	1,721,364	—	—	—	—
傭外国人	107	180,298	1,685,032	107	180,298	1,685,032	—	—	—	—
国会議員	916	3,033,237	3,311,394	507	2,157,529	4,255,480	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

第293表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円
平成13年度(2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970
14 (2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800
15 (2003)	1,235,378	1,042,643,763	843,988	345,855	224,184,912	648,205	14,071	47,056,917	3,344,248	25,234	33,100,559
16 (2004)	1,175,374	980,467,866	834,175	307,216	198,781,355	647,041	12,568	41,896,054	3,333,550	22,659	29,639,470
17 (2005)	1,111,608	916,273,125	824,277	269,431	174,045,872	645,976	11,088	36,889,541	3,326,979	20,157	26,306,857
18 (2006)	1,049,161	854,573,393	814,530	234,975	151,468,797	644,617	9,716	32,314,385	3,325,894	17,884	23,272,246

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
55,510	1,353,893	32,982	33,952,640	1,029,429	3,600	7,117,774	1,977,159	26	12,956	498,310
46,493	1,328,377	30,487	31,176,700	1,022,623	3,299	6,521,705	1,976,873	27	13,601	503,750
43,987	1,332,939	27,859	28,282,309	1,015,195	3,042	6,010,636	1,975,883	27	13,601	503,750
37,306	1,332,357	25,517	25,722,398	1,008,049	2,783	5,489,188	1,972,400	27	13,601	503,750
31,638	1,318,267	23,331	23,345,099	1,000,604	2,528	4,978,385	1,969,298	27	13,601	503,750
25,849	1,292,430	21,178	21,058,751	994,369	2,301	4,519,791	1,964,273	26	13,098	503,750
15,035	1,252,900	10,799	10,965,451	1,015,414	1,795	3,526,877	1,964,834	20	10,075	503,750
2,647	1,323,500	2,484	3,131,345	1,260,606	130	270,628	2,081,755	—	—	—
6,885	1,376,920	7,406	6,018,824	812,696	359	691,342	1,925,744	6	3,023	503,750
1,282	1,282,200	80	67,423	842,793	17	30,945	1,820,265	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	409	875,708	2,141,095	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給				扶助料						傷病者遺族特別年金		
				普通扶助料			公務関係扶助料					
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,315,825	758	1,358,667	1,792,437	657,932	404,388,822	614,636	195,966	373,921,673	1,908,095	23,551	11,707,036	497,093
1,314,075	716	1,280,137	1,787,900	657,293	403,505,186	613,889	183,403	349,898,231	1,907,811	23,661	11,891,095	502,561
1,311,744	666	1,197,228	1,797,639	655,473	400,619,367	611,191	170,560	324,666,433	1,903,532	23,519	11,818,348	502,502
1,308,066	606	1,081,140	1,784,060	650,549	396,824,327	609,984	158,185	300,391,913	1,898,991	23,591	11,853,606	502,463
1,305,098	547	979,911	1,791,428	641,573	390,602,423	608,820	145,585	275,779,697	1,894,286	23,227	11,668,824	502,382
1,301,289	500	900,808	1,801,616	629,550	382,600,117	607,736	133,678	252,533,898	1,889,121	22,858	11,483,143	502,369

第294表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円
平成13年度(2001)	50,118	64,717,753	1,291,308	13,621	20,508,661	1,505,665	73	206,855	2,833,625
14 (2002)	45,796	58,351,909	1,274,170	11,872	17,592,497	1,481,848	69	200,095	2,899,929
15 (2003)	41,567	52,241,496	1,256,802	10,350	15,143,078	1,463,099	63	178,804	2,838,151
16 (2004)	37,455	46,443,163	1,239,972	8,882	12,832,118	1,444,733	59	164,248	2,783,856
17 (2005)	33,710	41,242,412	1,223,447	7,629	10,887,908	1,427,174	54	151,923	2,813,394
18 (2006)	30,182	36,345,988	1,204,227	6,561	9,208,657	1,403,545	50	139,605	2,792,100
平成18年度									
文 官	2,198	2,652,098	1,206,596	139	242,234	1,742,691	7	18,723	2,674,714
教 育 職 員	13,651	19,682,990	1,441,872	3,622	5,926,895	1,636,360	5	16,497	3,299,320
警察監獄職員	14,249	13,930,067	977,617	2,800	3,039,528	1,085,546	38	104,385	2,746,984
待 遇 職 員	84	80,833	962,302	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金			扶助料						傷病者遺族特別年金		
人員	金額	平均額	普通扶助料			公務関係扶助料			人員	金額	平均額
			人員	金額	平均額	人員	金額	平均額			
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
5	7,226	1,445,120	35,681	42,536,207	1,192,125	728	1,453,822	1,997,008	10	4,983	498,310
3	5,110	1,703,467	33,150	39,168,120	1,181,542	691	1,380,545	1,997,894	11	5,541	503,750
3	5,110	1,703,467	30,498	35,623,566	1,168,062	643	1,285,901	1,999,847	10	5,038	503,750
1	1,686	1,686,000	27,892	32,219,409	1,155,149	610	1,220,263	2,000,431	11	5,440	494,550
—	—	—	25,450	29,070,505	1,142,260	566	1,126,635	1,990,522	11	5,440	494,550
—	—	—	23,045	25,977,319	1,127,243	515	1,014,967	1,970,809	11	5,440	494,550
—	—	—	2,004	2,290,329	1,142,879	48	100,812	2,100,248	—	—	—
—	—	—	9,931	13,544,529	1,363,864	93	195,070	2,097,522	—	—	—
—	—	—	11,026	10,061,628	912,537	374	719,085	1,922,688	11	5,440	494,550
—	—	—	84	80,833	962,302	—	—	—	—	—	—

## 2 戦争犠牲者援護

第295表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	57	6,053	43	2,517	103	9,094	273	25,915	389	40,165	319	23,635
帰郷旅費	5	5	22	20	10	9	19	17	3	3	0	0
葬祭料	32	5,948	13	2,457	48	8,870	131	25,283	195	39,197	160	31,840
遺骨引取経費	20	100	8	40	45	215	123	615	191	965	159	795

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第296表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	23,115	1,465,549	21,852	1,402,163	19,651	1,221,890	17,451	1,076,422	15,136	891,500	13,404	765,213
療養の給付	21,767	1,334,021	20,728	1,284,794	18,650	1,113,245	16,613	975,594	14,528	817,115	12,891	704,173
療養手当	173	5,155	130	3,835	75	2,205	71	2,087	55	1,617	37	1,088
葬祭費	53	9,967	38	7,182	36	7,312	23	4,439	27	5,355	26	5,174
補装具給付費	1,122	116,406	956	106,352	890	99,128	745	94,302	526	67,413	450	54,778

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第297表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	676	89,069	600	85,548	602	79,608	475	73,603	340	54,245	275	39,457
修理	446	27,337	356	20,804	326	19,606	270	20,699	186	13,168	175	15,321

資料：厚生労働省社会・援護局調べ



第298表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	34,331	66,650,153	31,313	60,864,464	28,590	55,565,968	26,035	50,851,794	23,781	46,652,320	21,210	41,842,044
障害年金	3,175	7,303,801	2,983	6,731,950	2,798	6,561,183	2,638	6,085,564	2,502	5,785,464	2,339	5,445,110
遺族年金	21,822	41,128,772	19,960	37,492,724	18,232	34,310,446	16,585	31,026,630	15,121	28,568,969	13,450	25,832,777
遺族給与金	9,334	18,217,580	8,370	16,639,790	7,560	14,694,339	6,812	13,739,600	6,158	12,297,887	5,421	10,564,157
弔慰金 (国債) 支給人数	2,084,624		2,084,707		2,084,779		2,084,828		2,084,886		2,084,921	

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

第299表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
健康手帳交付	279,174	273,918	266,598	259,556	251,834	243,692
認定被爆者(再掲)	2,223	2,271	2,251	2,280	2,242	2,188
健康診断受診者証交付	11,859	12,782	12,863	12,715	12,462	12,189
医療給付総額	19,286,709	20,073,800	19,788,217	19,735,496	19,284,755	19,376,926
原爆疾病						
支払総額	187,000	185,148	137,180	154,652	149,722	134,362
件数	5,876	5,571	5,110	4,799	4,465	3,685
1件当り金額(円)	31,825	33,234	26,845	32,226	33,532	36,462
一般疾病						
支払総額	19,099,709	19,888,652	19,651,037	19,580,844	19,135,033	19,242,564
件数	3,151,555	3,224,257	3,328,780	3,435,616	3,520,410	3,607,439
1件当り金額(円)	6,060	6,168	5,903	5,699	5,435	5,334

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料:厚生労働省健康局調べ

## 第11節 関連制度・関係機関

### 1 関連制度

#### ① 住宅関係

第300表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数(住宅の所有関係別)

平成15(2003)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総数	46,862,900	47,164,900	125,074,400	4.77	32.69	94.85	12.17
一戸建	26,491,200	26,720,300	82,332,900	6.08	42.44	128.54	13.61
長屋建	1,482,600	1,490,100	3,457,300	3.71	22.19	62.24	9.43
共同住宅	18,732,800	18,796,600	38,840,100	2.93	19.16	47.67	9.23
その他	156,300	157,900	444,100	5.11	37.90	131.18	13.07
持ち家	28,665,900	28,891,800	88,186,100	5.92	41.57	123.93	13.51
一戸建	24,245,400	24,457,800	76,584,400	6.24	43.81	132.87	13.87
長屋建	397,900	401,400	1,070,800	4.97	32.04	94.33	11.90
共同住宅	3,922,300	3,931,100	10,219,700	4.03	28.66	71.00	11.00
その他	100,400	101,500	311,200	5.69	42.46	149.85	13.69
借家	17,166,000	17,239,600	34,912,500	2.85	17.86	46.30	8.78
一戸建	2,086,700	2,102,600	5,521,900	4.18	26.49	78.26	10.01
長屋建	1,015,200	1,019,100	2,256,200	3.21	18.33	49.66	8.25
共同住宅	14,016,200	14,069,800	27,015,700	2.62	16.50	41.14	5.86
その他	47,800	48,200	118,600	3.88	28.34	91.98	11.42
公営の借家	2,182,600	2,184,500	5,241,100	3.42	19.52	51.56	8.13
公団・公社の借家	936,000	937,800	2,133,300	3.13	18.40	48.99	8.07
民営借家	12,561,300	12,612,800	24,106,300	2.70	17.24	44.31	8.98
木造	4,909,000	4,930,500	10,114,800	3.02	18.55	50.18	9.00
非木造	7,652,300	7,682,300	13,991,400	2.49	16.40	40.55	8.97
給与住宅	1,486,100	1,504,600	3,431,800	3.14	20.33	53.63	8.80

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。  
 2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。  
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第 301 表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)
世 帯 総 数	40,934,000	44,133,900	47,082,800
持 家	24,376,200	26,467,800	28,665,900
借 家	15,691,000	16,730,000	17,166,000
公 営	2,033,000	2,086,700	2,182,600
公 団 ・ 公 社	845,000	864,300	936,000
民 営	10,762,500	12,049,800	12,561,300
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	・	・
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	・	・
木 造	・	5,426,200	4,909,000
非 木 造	5,023,400	6,623,600	7,652,300
給 与 住 宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	724,400	1,031,000
同 居	81,900	156,600	191,100
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	55,100	28,800

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。

したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第 302 表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）

平成15(2003)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部	人口集中地区
総 数	47,164,900	38,906,000	33,006,900
持 ち 家	28,891,800	22,269,700	17,508,400
借 家	17,239,600	15,641,400	14,555,900
公 営 ・ 公 団 ・ 公 社 の 借 家	3,122,200	2,733,900	2,488,200
民 営 借 家	12,612,800	11,599,400	10,871,000
給 与 住 宅	1,504,600	1,308,100	1,196,600

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第303表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区 分	総数	50円未満	50～ 5,000	5,000～ 10,000	10,000～ 15,000	15,000～ 20,000	20,000～ 25,000	25,000～ 30,000	30,000～ 40,000
全 国	171,660	3,912	2,424	5,811	7,140	7,191	7,093	6,441	20,545
専 用 住 宅	169,674	3,544	2,409	5,783	7,094	7,158	7,017	6,396	20,365
公 営 の 借 家	21,812	196	1,412	2,756	3,628	3,672	3,005	2,222	2,550
公 団 ・ 公 社 の 借 家	9,356	—	3	20	80	403	220	308	1,968
民 営 借 家（木 造）	47,866	1,312	151	330	675	879	1,821	2,200	8,449
民 営 借 家（非 木 造）	76,065	784	97	271	386	333	537	864	6,247
給 与 住 宅	14,575	1,252	746	2,406	2,324	1,872	1,435	801	1,151
店 舗 そ の 他 の 併 用 住 宅	1,986	367	15	28	46	33	75	45	180

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第304表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成16年度(2004)		17(2005)		18(2006)		19(2007)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建 設 戸 数 合 計	66,000	27,842	61,000	24,051	・	21,792	・	20,588
公 営 住 宅	25,000	21,278	25,000	19,222	・	18,091	・	17,977
木 造	・	1,563	・	1,399	・	1,273	・	1,181
簡易耐火構造平家建	・	53	・	52	・	57	・	20
簡易耐火構造2階建	・	1,334	・	880	・	791	・	828
準耐火構造3階建	・	72	・	73	・	72	・	72
中高層耐火構造	・	18,256	・	16,818	・	15,898	・	15,876
特定優良賃貸住宅	18,000	2,184	13,000	473	・	402	・	363
高齢者向け優良賃貸住宅	23,000	4,380	23,000	4,356	・	3,299	・	1,988
地域優良賃貸住宅(一般)	・	・	・	・	・	・	・	16
地域優良賃貸住宅(高齢者型)	・	・	・	・	・	・	・	244
予 算 額 ( 千 円 )	157,263,000		169,000,000		186,130,000		193,165,000	

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 予算額については、公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額である。

3 「高齢者向け優良賃貸住宅」の実績戸数は、平成17年度までは認定を受けた者を計上していたが、管理戸数を計上することとなったため、平成17年度以前についても変更となっている。

4 平成18年度以降の「予算戸数」は、平成18年度に策定された住生活基本計画に基づき、公営住宅の供給については都道府県が目標量を定めることとなったため設定していない。

5 特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、平成19年9月より地域優良賃貸住宅制度を創設。

資料：国土交通省住宅局調べ

平成15(2003)年10月1日現在(単位:百戸)

40,000～ 50,000	50,000～ 60,000	60,000～ 70,000	70,000～ 80,000	80,000～ 90,000	90,000～ 100,000	100,000～ 110,000	110,000～ 120,000	120,000～ 150,000	150,000～ 200,000	200,000 円以上	不詳
24,375	24,459	20,639	13,338	8,375	4,347	3,485	2,131	3,907	1,508	609	3,929
24,221	24,256	20,505	13,223	8,273	4,298	3,389	2,097	3,818	1,440	553	3,834
987	599	322	166	102	63	40	21	17	6	1	50
1,808	1,227	828	573	474	333	274	214	391	174	39	19
8,706	7,866	6,122	3,376	1,776	724	635	285	577	290	111	1,581
12,180	14,128	12,906	8,850	5,735	3,064	2,319	1,514	2,677	904	374	1,896
539	436	328	259	187	114	121	63	157	68	27	288
154	203	134	115	102	49	96	35	89	67	56	95

② 雇用関係一般

第305表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区 分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
12(2000)	12,688	10,836	6,766	6,446	320	4,057	1,775	815	1,466	62.4
16(2004)	12,767	10,990	6,642	6,329	313	4,336	1,728	772	1,836	60.4
17(2005)	12,766	11,007	6,650	6,356	294	4,346	1,721	750	1,874	60.4
18(2006)	12,761	11,220	6,657	6,382	275	4,355	1,718	726	1,910	60.4
19(2007)	12,776	11,043	6,669	6,412	257	4,367	1,704	709	1,954	60.4
《男》										
昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
12(2000)	6,202	5,253	4,014	3,817	196	1,233	36	435	761	76.4
16(2004)	6,229	5,318	3,905	3,713	192	1,406	38	414	954	73.4
17(2005)	6,224	5,323	3,901	3,723	178	1,416	39	404	973	73.3
18(2006)	6,220	5,327	3,898	3,730	168	1,425	44	392	989	73.2
19(2007)	6,230	5,342	3,906	3,753	154	1,432	47	379	1,006	73.1
《女》										
昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
12(2000)	6,486	5,583	2,753	2,629	123	2,824	1,739	381	705	49.3
16(2004)	6,538	5,672	2,737	2,616	121	2,930	1,690	358	882	48.3
17(2005)	6,542	5,684	2,750	2,633	116	2,929	1,681	346	902	48.4
18(2006)	6,542	5,693	2,759	2,652	107	2,930	1,674	335	921	48.5
19(2007)	6,546	5,701	2,763	2,659	103	2,935	1,657	330	948	48.5

（注） 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第306表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位：%）

区分	総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
《男女計》												
昭和45年 (1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
55 (1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
平成2年 (1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
12 (2000)	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6
16 (2004)	60.4	16.3	68.8	84.3	79.3	79.7	83.8	84.9	82.0	76.3	54.7	19.8
17 (2005)	60.4	16.3	69.3	84.4	79.7	80.0	84.0	85.3	82.2	76.7	54.7	19.8
18 (2006)	60.4	16.5	69.5	85.1	79.9	80.3	84.3	85.4	83.1	76.5	55.1	19.9
19 (2007)	60.4	16.3	69.8	85.1	80.6	80.7	84.5	86.4	83.3	76.9	57.8	20.1
《男》												
昭和45年 (1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
55 (1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
平成2年 (1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
12 (2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
16 (2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2
17 (2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4
18 (2006)	73.2	16.4	69.1	93.9	96.5	96.7	97.0	96.9	95.7	93.2	70.9	29.2
19 (2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96.9	95.8	93.1	74.4	29.8
《女》												
昭和45年 (1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
55 (1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
平成2年 (1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
12 (2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
16 (2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9
17 (2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7
18 (2006)	48.5	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0
19 (2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第307表 就業者数 (産業別、年平均)

《男女計》  
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	5,093	842	44	20	394	1,377	353		
55 (1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381		
平成 2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406		
12 (2000)	6,446	297	29	5	653	1,321	449		
13 (2001)	6,412	286	27	5	632	1,284	441		
14 (2002)	6,330	268	28	5	618	1,222	435		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	6,316	266	27	5	604	1,178	32	164	332
16 (2004)	6,329	264	22	4	584	1,150	31	172	323
17 (2005)	6,356	259	23	3	568	1,142	35	176	317
18 (2006)	6,382	250	22	3	559	1,161	36	181	324
19 (2007)	6,412	251	21	4	552	1,165	33	197	323

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	16.5	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9		
55 (1980)	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9		
平成 2年(1990)	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5		
12 (2000)	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5	7.0		
13 (2001)	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0	6.9		
14 (2002)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3	6.9		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.6	18.7	0.5	2.6	5.3
16 (2004)	100.0	4.2	0.3	0.1	9.2	18.2	0.5	2.7	5.1
17 (2005)	100.0	4.1	0.4	0.0	8.9	18.0	0.6	2.8	5.0
18 (2006)	100.0	3.9	0.3	0.0	8.8	18.2	0.6	2.8	5.1
19 (2007)	100.0	3.9	0.3	0.1	8.6	18.2	0.5	3.1	5.0



(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
1,144				・	・	・	751	161
1,439				・	・	・	1,001	199
1,674				・	・	・	1,394	195
1,722				・	・	・	1,718	214
1,713				・	・	・	1,768	211
1,678				・	・	・	1,804	217
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
1,133	161	71	350	502	279	79	845	227
1,123	159	71	347	531	284	81	881	233
1,122	157	75	343	553	286	76	916	229
1,113	155	79	337	571	287	75	938	222
1,113	155	85	342	579	284	72	933	226

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
22.5				・	・	・	14.7	3.2
26.0				・	・	・	18.1	3.6
26.8				・	・	・	22.3	3.1
26.7				・	・	・	26.7	3.3
26.7				・	・	・	27.6	3.3
26.5				・	・	・	28.5	3.4
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
17.9	2.5	1.1	5.5	7.9	4.4	1.3	13.4	3.6
17.7	2.5	1.1	5.5	8.4	4.5	1.3	13.9	3.7
17.7	2.5	1.2	5.4	8.7	4.5	1.2	14.4	3.6
17.4	2.4	1.2	5.3	8.9	4.5	1.2	14.7	3.5
17.4	2.4	1.3	5.3	9.0	4.4	1.1	14.6	3.5

第3部 社会保障関係統計資料編

《男》  
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307		
55 (1980)	3,394	260	34	10	472	840	335		
平成 2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347		
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366		
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359		
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	3,719	147	20	4	515	785	27	120	279
16 (2004)	3,713	147	16	3	498	772	27	126	271
17 (2005)	3,723	146	17	3	487	774	31	131	263
18 (2006)	3,730	142	16	3	478	788	32	135	268
19 (2007)	3,753	142	16	3	471	800	29	147	268

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9		
55 (1980)	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9		
平成 2年(1990)	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3		
12 (2000)	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6		
13 (2001)	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5		
14 (2002)	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.0	0.5	0.1	13.8	21.1	0.7	3.2	7.5
16 (2004)	100.0	4.0	0.4	0.1	13.4	20.8	0.7	3.4	7.3
17 (2005)	100.0	3.9	0.5	0.1	13.1	20.8	0.8	3.5	7.1
18 (2006)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.8	21.1	0.9	3.6	7.2
19 (2007)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.5	21.3	0.8	3.9	7.1

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
618				・	・	・	372	136
776				・	・	・	494	166
858				・	・	・	687	159
849				・	・	・	811	166
840				・	・	・	834	166
823				・	・	・	847	170
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
569	81	44	142	116	132	53	471	179
560	78	44	140	123	133	54	495	185
555	79	46	141	130	129	49	518	180
549	77	50	136	135	130	49	527	175
549	76	54	138	139	131	47	522	176

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
20.0				・	・	・	12.0	4.4
22.9				・	・	・	14.6	4.9
23.1				・	・	・	18.5	4.3
22.2				・	・	・	21.2	4.3
22.2				・	・	・	22.0	4.4
22.0				・	・	・	22.7	4.6
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
15.3	2.2	1.2	3.8	3.1	3.5	1.4	12.7	4.8
15.1	2.1	1.2	3.8	3.3	3.6	1.5	13.3	5.0
14.9	2.1	1.2	3.8	3.5	3.5	1.3	13.9	4.8
14.7	2.1	1.3	3.6	3.6	3.5	1.3	14.1	4.7
14.6	2.0	1.4	3.7	3.7	3.5	1.3	13.9	4.7

《女》  
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45		
55 (1980)	2,142	272	11	1	77	527	46		
平成 2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59		
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83		
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82		
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81		
15 (2003)	2,597	119	7	1	89	394	5	44	53
16 (2004)	2,616	117	5	1	86	378	4	46	52
17 (2005)	2,633	113	6	1	81	368	4	46	54
18 (2006)	2,652	108	6	1	82	373	4	47	56
19 (2007)	2,659	109	6	1	81	365	3	51	55

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2		
55 (1980)	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1		
平成 2年(1990)	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3		
12 (2000)	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5	3.2		
13 (2001)	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8	3.1		
14 (2002)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8	3.1		
15 (2003)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.4	15.2	0.2	1.7	2.0
16 (2004)	100.0	4.5	0.2	0.0	3.3	14.4	0.2	1.8	2.0
17 (2005)	100.0	4.3	0.2	0.0	3.1	14.0	0.2	1.7	2.1
18 (2006)	100.0	4.1	0.2	0.0	3.1	14.1	0.2	1.8	2.1
19 (2007)	100.0	4.1	0.2	0.0	3.0	13.7	0.1	1.9	2.1

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
526				.	.	.	379	25
663				.	.	.	508	33
817				.	.	.	706	36
873				.	.	.	907	47
872				.	.	.	935	46
855				.	.	.	957	47
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
564	80	27	209	386	148	26	374	47
563	81	27	207	408	151	28	386	48
567	79	28	202	424	157	27	397	49
564	77	29	201	436	157	26	411	47
564	78	31	204	440	153	25	411	51

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
26.3				.	.	.	18.9	1.2
31.0				.	.	.	23.7	1.5
32.2				.	.	.	27.8	1.4
33.2				.	.	.	34.5	1.8
33.2				.	.	.	35.6	1.7
33.0				.	.	.	36.9	1.8
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
21.7	3.1	1.0	8.0	14.9	5.7	1.0	14.4	1.8
21.5	3.1	1.0	7.9	15.6	5.8	1.1	14.8	1.8
21.5	3.0	1.1	7.7	16.1	6.0	1.0	15.1	1.9
21.3	2.9	1.1	7.6	16.4	5.9	1.0	15.5	1.8
21.2	2.9	1.2	7.7	16.5	5.8	0.9	15.5	1.9

第308表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区 分	総 数	全産業						専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者				
				計	常 雇	臨時雇	日 雇	
《男女計》								
昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
12 (2000)	6,446	731	340	5,356	4,684	552	119	856
16 (2004)	6,329	656	290	5,355	4,608	631	115	920
17 (2005)	6,356	650	282	5,393	4,631	650	112	937
18 (2006)	6,382	633	247	5,472	4,702	659	110	937
19 (2007)	6,412	622	236	5,523	4,751	664	108	938
《男》								
昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
12 (2000)	3,817	527	63	3,216	2,995	169	52	475
16 (2004)	3,713	487	58	3,152	2,896	205	51	496
17 (2005)	3,723	485	56	3,164	2,901	212	51	506
18 (2006)	3,730	472	45	3,194	2,927	218	50	500
19 (2007)	3,753	467	42	3,226	2,956	222	48	505
《女》								
昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
12 (2000)	2,629	204	278	2,140	1,689	383	67	381
16 (2004)	2,616	169	232	2,203	1,712	426	65	425
17 (2005)	2,633	166	226	2,229	1,730	438	61	431
18 (2006)	2,652	160	202	2,277	1,775	442	61	438
19 (2007)	2,659	155	194	2,297	1,796	442	60	433

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の分類の一部改訂を行った。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

(単位 万人)

職業別								
管理的職 業従事者	事 務 従事者	販 売 従事者	保安職業、 サービス職業 従事者	農林漁業 作業者	運輸・通 信従事者	採 掘 作業者	製造・制作・ 機械運転及び 建設作業者	労 務 作業者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
206	1,285	911	677	321	221	3	1,580	347
189	1,244	901	748	284	201	3	1,415	360
189	1,247	892	757	279	204	3	1,415	363
185	1,260	881	772	269	206	3	1,432	370
173	1,262	888	787	269	205	3	1,441	376
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
186	509	570	299	182	210	3	1,166	194
170	487	563	327	166	192	3	1,067	204
171	486	551	330	165	193	3	1,075	203
166	490	544	337	161	196	3	1,086	210
156	489	551	340	161	196	3	1,096	215
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
19	695	360	290	213	10	0	530	118
19	777	341	379	139	11	0	415	153
19	758	339	421	118	9	0	347	156
19	761	341	427	114	11	0	341	160
19	770	337	436	108	11	0	346	161
16	773	337	447	109	9	0	345	161

第309表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	0.55	0.56	0.70	0.88	0.96	1.05	1.00
19歳以下	1.92	2.20	2.74	3.72	4.17 (0.84)	4.76 (0.93)	5.05 (0.97)
20歳～24歳	0.73	0.78	0.97	1.15	1.15 (1.17)	1.23 (1.25)	1.07 (1.10)
25歳～29歳	0.58	0.58	0.73	0.87	0.86 (1.29)	0.92 (1.35)	0.77 (1.16)
30歳～34歳	0.73	0.72	0.86	0.99	0.95 (1.27)	0.98 (1.34)	0.81 (1.16)
35歳～39歳	0.91	0.87	1.03	1.19	1.16 (1.15)	1.14 (1.22)	0.93 (1.08)
40歳～44歳	0.83	0.79	0.94	1.13	1.15 (0.96)	1.22 (1.04)	1.07 (0.98)
45歳～49歳	0.52	0.50	0.64	0.83	0.97 (0.77)	1.08 (0.86)	1.07 (0.89)
50歳～54歳	0.29	0.26	0.34	0.48	0.65 (0.63)	0.79 (0.74)	0.94 (0.84)
55歳～59歳	0.21	0.19	0.23	0.31	0.44 (0.52)	0.50 (0.63)	0.65 (0.79)
60歳～64歳	0.11	0.15	0.19	0.29	0.50 (0.50)	0.69 (0.61)	0.78 (0.79)
65歳以上	0.52	0.62	0.75	1.09	1.77 (0.48)	2.00 (0.61)	2.54 (0.83)

(注) 1 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

2 ( )内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げるにより年齢別有効求人倍率を算出する方法であり、平成17年1月まで遡って集計されている。

資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」



第 310 表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	23,581,101	23,770,694	24,181,986	23,307,279	22,100,272	20,970,350	22,630,551
就 職 促 進 手 当	1,963,534	2,695,143	3,434,697	2,895,318	1,463,546	478,495	469,047
職 業 転 換 特 別 給 付 金	147,676	351,646	414,121	263,167	266,080	98,459	76,988
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	3,306,705	3,269,961	3,168,797	3,055,708	3,346,132	3,254,818	2,767,973
職 業 転 換 訓 練 費 補 助 金	・	・	・	・	・	・	・
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	・	・	・	・	・	・	・
地域人材育成推進事業費等補助金	163,226	130,101	42,570	0	0	・	・
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	14,019,141	13,721,338	13,692,216	13,675,848	13,675,621	13,789,685	15,967,650
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,980,819	3,602,505	3,429,585	3,417,238	3,348,893	3,348,893	3,348,893

(注) 平成13～19年度は補正後予算額である。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第311表 地域別最低賃金額の改定状況

平成20年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額		引上げ額	発効年月日		答申最低賃金 時間額		引上げ額	発効年月日
北海道	667	(654)	13	20.10.19	滋賀	691	(677)	14	20.10.18
青森	630	(619)	11	20.10.29	京都	717	(700)	17	20.10.25
岩手	628	(619)	9	20.10.30	大阪	748	(731)	17	20.10.18
宮城	653	(639)	14	20.11.2	兵庫	712	(697)	15	20.10.22
秋田	629	(618)	11	20.10.30	奈良	678	(667)	11	20.10.25
山形	629	(620)	9	20.10.22	和歌山	673	(662)	11	20.10.30
福島	641	(629)	12	20.10.19	鳥取	629	(621)	8	20.10.26
茨城	676	(665)	11	20.10.20	島根	629	(621)	8	20.10.19
栃木	683	(671)	12	20.10.16	岡山	669	(658)	11	20.10.18
群馬	675	(664)	11	20.10.17	広島	683	(669)	14	20.10.26
埼玉	722	(702)	20	20.10.31	山口	668	(657)	11	20.10.26
千葉	723	(706)	17	20.10.19	徳島	632	(625)	7	20.11.6
東京	766	(739)	27	20.10.25	香川	651	(640)	11	20.10.19
神奈川	766	(736)	30	20.10.26	愛媛	631	(623)	8	20.10.24
新潟	669	(657)	12	20.10.25	高知	630	(622)	8	20.10.26
富山	677	(666)	11	20.10.19	福岡	675	(663)	12	20.10.5
石川	673	(662)	11	20.10.22	佐賀	628	(619)	9	20.10.25
福井	670	(659)	11	20.10.22	長崎	628	(619)	9	20.10.30
山梨	676	(665)	11	20.10.25	熊本	628	(620)	8	20.10.17
長野	680	(669)	11	20.10.16	大分	630	(620)	10	20.10.29
岐阜	696	(685)	11	20.10.19	宮崎	627	(619)	8	20.10.25
静岡	711	(697)	14	20.10.26	鹿児島	627	(619)	8	20.10.18
愛知	731	(714)	17	20.10.24	沖縄	627	(618)	9	20.10.31
三重	701	(689)	12	20.10.26	全国加重平均額	703	(687)	16	

(注) 1 ( )内は、平成19年度最低賃金額である。

2 和歌山、山口、徳島の「発効年月日」は、異議申出がない場合の発効予定年月日である。

資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金改正の答申状況」

第312表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成20年3月31日現在(単位 件、人)

区 分	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	250	128,000	3,727,500
新 産 業 別 計	247	127,200	3,726,000
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	17,100
織 維 工 業 関 係	10	1,900	26,300
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	1,000
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	100	1,700
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	200	16,300
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,500	13,900
塗 料 製 造 業 関 係	4	200	6,500
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	200	6,200
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	1,900	23,100
鉄 鋼 業 関 係	23	3,300	152,600
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	900	34,700
金 属 製 品 製 造 業 関 係	6	1,500	33,000
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	27	31,100	558,900
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	33,000	1,276,400
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	18,700	821,800
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	9	1,500	44,800
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,700	56,900
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	3,300	417,700
自 動 車 小 売 業 関 係	23	23,500	211,600
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,000	3,600
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	200	1,900
従 来 の 産 業 別 計	3	800	1,500
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	600	700
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	400
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

第313表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成19年6月1日現在

企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	56.2
(67,168)	(18,652,344)	(283,750.5)	(1.52)	(56.6)

(注) ( ) 内は前年度の状況。

《規模別》

56～99人	1.43%
100～299人	1.30%
300～499人	1.49%
500～999人	1.57%
1,000人以上	1.74%

《主な産業別》

製 造 業	1.73%
サ ー ビ ス 業	1.45%
建 設 業	1.46%
金融・保険・不動産業	1.48%
卸売・小売業、飲食店	1.31%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成20年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	519,812	319,400	133,420	200,412	147,419
(%)	100.0	61.4	25.7	38.6	28.4
有 効 求 職 者	140,791	82,017	35,925	58,774	30,561
(%)	27.1	15.8	6.9	11.3	5.9
就 業 中 の 者	318,499	199,619	81,003	118,880	102,990
(%)	61.3	38.4	15.6	22.9	19.8
保 留 中 の 者	60,522	37,764	16,492	22,758	13,868
(%)	11.6	7.3	3.2	4.4	2.7

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第314表 定年制等の状況

(単位 %) )

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	95.3 (100.0)	95.3 (100.0)	93.2 (100.0)	94.7 (100.0)
一律に定めている	(97.6)	(98.1)	(98.4)	(98.4)
職種別に定めている	(1.8)	(1.1)	(1.1)	(1.1)
その他	(0.6)	(0.8)	(0.4)	(0.5)
定年制を定めていない企業	4.7	4.7	6.8	5.3

(注) ( )内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

## 《一律定年制を定めている企業の内訳》

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
一律定年制を定めている企業	(97.6)	(98.1)	(98.4)	(98.4)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	91.1	90.5	86.6	86.0
61歳	0.5	0.5	0.2	0.1
62歳	1.1	1.7	2.5	1.2
63歳	0.9	0.9	1.5	2.6
64歳	0.0	0.0	0.0	0.1
65歳	6.1	6.2	9.0	9.8
66歳	0.1	0.2	0.0	0.2
(再掲) 61歳以上	8.2	9.0	13.2	12.7
(再掲) 65歳以上	6.2	6.3	9.1	10.0
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	77.0	76.3	90.2	91.6
勤務延長制度のみ	14.1	13.6	12.6	11.2
再雇用制度のみ	50.5	53.1	66.7	72.2
両 制 度 併 用	12.4	9.6	10.9	8.2
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	26.5	23.2	23.5	19.4
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	62.9	62.7	77.6	80.4
制 度 が な い 企 業	23.0	23.7	9.8	8.4

(注) 1 ( )内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 調査対象は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」である。

3 平成17年の「一律定年制を定めている企業」には、「59歳以下」を含む。

資料：厚生労働省統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

## 2 関係機関

第315表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	793,166,639	786,664,849	799,846,650	830,535,927	840,317,655	863,714,819
金額	10,626,623,832	10,087,121,934	10,052,711,424	10,323,230,648	10,214,409,934	10,578,777,725
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計 件数	673,670,645	668,805,965	683,737,936	716,209,141	727,621,122	749,130,699
金額	7,159,521,578	6,686,867,479	6,691,021,407	6,958,296,823	6,968,117,931	7,332,055,183
政府管掌健康保険 件数	319,061,999	315,161,874	323,585,517	338,734,273	344,607,542	355,384,288
金額	3,600,459,793	3,331,080,905	3,343,259,592	3,483,774,065	3,498,597,417	3,708,321,620
船員保険 件数	1,713,595	1,598,194	1,520,057	1,542,883	1,517,433	1,509,713
金額	23,323,484	21,121,193	19,969,027	20,087,869	19,538,913	20,198,115
共済組合 件数	87,086,622	87,693,476	88,957,566	92,536,407	92,326,485	93,211,220
金額	868,586,905	830,994,401	829,899,250	857,180,751	841,734,552	861,375,948
健康保険組合 件数	265,808,429	264,352,421	269,674,796	283,395,578	289,169,662	299,025,478
金額	2,667,151,396	2,503,670,981	2,497,893,538	2,597,254,137	2,608,247,048	2,742,159,500
医療保険以外の合計 件数	119,477,447	117,841,586	116,092,853	114,312,516	112,684,004	114,572,961
金額	3,467,102,255	3,400,254,453	3,361,690,020	3,364,933,826	3,246,292,002	3,246,722,543
老人保健 件数	77,933,931	73,236,205	68,826,496	64,890,211	61,107,249	57,934,802
金額	2,131,320,779	1,977,837,548	1,882,580,281	1,828,755,048	1,696,206,682	1,634,108,302
自衛官等 件数	766,748	763,444	775,132	816,378	814,339	840,188
金額	10,701,586	9,304,659	9,011,323	9,125,974	8,873,580	9,455,475
結核予防 件数	230,729	204,625	192,008	159,802	133,018	・
金額	7,242,168	6,548,446	5,907,650	4,347,813	3,605,000	・
生活保護 件数	25,485,077	28,041,093	30,344,386	32,292,863	31,634,126	32,559,292
金額	1,152,909,745	1,229,477,578	1,278,936,629	1,329,686,774	1,336,035,750	1,298,537,749
戦傷病患者 件数	2,827	2,429	2,019	1,714	1,431	1,218
金額	317,357	290,019	212,749	189,293	150,549	125,067
自立支援 件数	343,028	373,436	403,559	439,597	9,203,939	10,130,118
金額	6,745,471	7,833,596	8,758,569	10,089,349	101,984,613	189,628,163
児童福祉 件数	98,561	100,051	99,537	101,043	38,840	92,469
金額	3,534,609	3,788,271	3,940,689	4,075,574	2,592,245	6,676,486
原爆医療 件数	1,139,284	1,064,819	993,209	933,936	869,764	821,431
金額	9,052,931	9,509,548	9,098,587	8,891,229	8,398,421	8,209,033

精神保健	件数	5,757,811	6,539,547	7,543,326	8,441,347	13,871	13,438
	金額	66,896,885	74,035,978	82,848,663	91,044,372	4,043,944	4,075,993
麻薬取締	件数	—	2	—	—	1	—
	金額	—	84	—	—	359	—
母子保健	件数	50,677	51,420	52,890	53,389	55,264	56,066
	金額	4,256,748	4,785,665	4,970,232	4,936,513	5,210,145	5,657,886
感染症	件数	162	140	220	104	111	125,936
	金額	7,233	8,535	12,786	5,746	6,612	3,246,372
医療観察	件数	・	・	・	275	2,998	6,705
	金額	・	・	・	388,827	3,366,258	6,652,979
老人被爆	件数	673,497	717,335	662,710	615,413	569,302	534,614
	金額	2,181,998	2,309,513	2,172,539	2,040,075	1,972,894	1,974,554
特定疾患	件数	3,506,971	3,204,091	2,633,953	2,669,547	2,743,588	2,932,568
	金額	28,837,825	30,032,924	29,022,890	30,681,897	32,380,387	36,136,181
小児慢性	件数	1,656,830	1,645,663	1,625,383	952,619	707,811	724,792
	金額	20,169,172	20,879,686	20,799,222	17,382,760	16,948,468	17,949,867
措置医療	件数	1,092,665	1,092,766	1,094,962	1,103,135	585,965	426,877
	金額	20,547,715	20,910,663	20,685,391	20,732,916	13,821,165	6,707,433
石綿救済	件数	・	・	・	・	543	2,041
	金額	・	・	・	・	23,565	75,762
自治体医療	件数	738,649	804,520	843,063	841,143	4,201,844	7,370,406
	金額	2,380,033	2,701,740	2,731,820	2,559,666	10,671,365	17,505,241
《審査のみ取扱分》							
戦傷病者・引揚患者	件数	18,547	17,298	15,861	14,270	12,529	11,159

(注) 1 「自立支援」は、平成17年度以前は「身体障害」である。「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

2 平成17年度以前の「精神保健」には、通院患者が含まれる。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第316表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 億円、%)

区分	平成16年度(2004)		17(2005)		18(2006)		19(2007)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合計	585,820	100.00	722,176	100.00	849,753	100.00	913,073	100.00
国内債券	322,115	54.99	349,242	48.36	441,997	52.01	569,443	62.37
国内株式	124,234	21.21	189,789	26.28	190,676	22.44	137,923	15.11
外国債券	57,923	9.89	75,515	10.46	90,694	10.67	96,641	10.58
外国株式	81,500	13.91	107,617	14.90	126,376	14.87	109,057	11.94
短期資産	49	0.01	13	0.00	10	0.00	9	0.00
財投債(簿価)	286,458	—	306,538	—	295,525	—	285,794	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：平成16年度は年金資金運用基金「資金運用業務概況書」

平成17年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人「資金運用業務概況書」



第317表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総 数	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162	301	116,308	265	101,811
病 院	238	138,117	260	156,550	193	151,533	129	125,935	85	72,724	85	69,223
介護老人保健施設	152	69,202	192	73,153	190	100,652	98	46,828	74	36,504	56	26,238
診 療 所												
一 般 診 療 所	320	16,771	571	17,996	250	13,533	202	11,234	129	6,626	113	5,972
歯 科 診 療 所	22	487	326	2,216	36	392	7	173	12	254	10	175
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬 局	5	48	1	10	2	14	—	—	—	—	—	—
医療従事者養成施設	—	—	1	370	6	376	4	992	1	200	1	203
歯 科 技 工 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 査 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
指定訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総 数	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162	301	116,308	265	101,811
新 築 資 金	325	80,716	303	99,178	324	126,003	226	61,546	168	51,381	130	32,210
甲種増改築資金	149	56,851	104	65,314	108	52,402	106	66,743	35	24,523	60	31,994
乙種増改築資金	154	84,235	132	73,778	131	85,598	66	55,975	51	38,625	45	36,415
国立病院等購入資金	3	600	3	377	3	322	—	—	—	—	—	—
機 械 購 入 資 金	71	1,733	55	1,697	46	1,350	28	822	19	465	19	609
長 期 運 転 資 金	35	491	755	9,956	65	826	14	77	28	1,314	11	583

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第318表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 1,069 金額 132,607,700	1,384 168,299,900	895 189,300,000	875 217,400,000	992 160,177,600	675 115,024,200
保 護 施 設	件数 3 金額 452,800	4 612,000	2 368,400	5 1,211,600	5 590,000	3 690,100
老 人 福 祉 施 設	件数 545 金額 101,679,300	565 135,755,500	490 166,379,400	443 192,288,000	365 132,142,800	323 98,284,400
身 体 障 害 者	件数 42	127	42	27	20	2
更 生 援 護 施 設	金額 3,492,500	6,537,600	3,268,100	2,118,700	2,363,400	210,800
婦 人 保 護 施 設	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —
児 童 福 祉 施 設	件数 288 金額 15,052,900	298 13,253,900	234 11,894,100	283 15,407,700	326 15,558,200	211 11,540,000
知 的 障 害 者 援 護 施 設	件数 165 金額 11,043,200	299 10,335,100	101 4,636,300	93 5,146,800	75 3,264,100	3 191,600
母 子 福 祉 施 設	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —
精 神 障 害 者	件数 23	28	17	18	5	—
社 会 復 帰 施 設	金額 669,600	996,800	583,000	517,500	176,600	—
障 害 福 祉	件数 ・	・	・	・	194	127
サ ー ビ ス 事 業	金額 ・	・	・	・	6,053,300	3,735,700
社 会 福 祉 法 に 規 定	件数 1	57	1	—	1	—
す る そ の 他 の 施 設	金額 184,900	582,700	72,800	—	8,200	—
そ の 他 の 施 設	件数 — 金額 —	2 165,600	1 189,000	2 361,400	— —	— —
有 料 老 人 ホ ー ム	件数 1 金額 10,000	— —	3 1,462,000	1 210,000	— —	— —
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	件数 1 金額 22,500	4 60,700	4 446,900	3 138,300	1 21,000	6 371,600
償 還 額	102,062,414	107,463,697	112,385,007	112,585,597	114,561,956	109,656,543

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第319表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	122	123	124	120	117	114	111
労 災 病 院	37	37	37	36	36	34	33
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	2	4	6	9	9	9	9
健康診断センター	6	4	2	0	0	0	0
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	13	13	13	11	11	11	9
リハビリテーション大学校	1	1	1	0	0	0	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	42	45	47	47	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8	8
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1	0	0
休 養 所	7	5	4	3	0	0	0
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

第320表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	145,357	143,719	142,258	141,618	141,491	141,211	140,847
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	3	1	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	60	60	62	62	62	62	62
私 の し ご と 館	・	・	1	1	1	1	1
雇 用 促 進 住 宅	143,338	143,056	142,082	141,522	141,416	141,136	140,772
全国勤労青少年会館	1	1	1	・	・	・	・
簡 易 宿 泊 所	15	15	7	6	・	・	・
福 祉 セ ン タ ー 等	1,929	575	93	15	・	・	・

(注) 平成15年度より「移転就職者用宿舎」が「雇用促進住宅」に変更となった。

資料：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

第321表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成19年度末現在

区 分	合 計	農・林・漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸・通信 ・公益事業	商 業	金融・保険 ・不動産業	サービ ス 業
共済契約者数	379,368	4,347	662	64,029	90,432	14,553	90,549	7,837	106,959
被共済者数	2,911,000	27,746	6,373	392,327	1,038,330	242,800	522,362	36,716	644,346

(ii) 規模別

平成19年度末現在

区 分	合 計	1~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人 以 上
共済契約者数	379,368	139,158	104,816	70,902	27,869	18,913	12,671	3,968	727	344
被共済者数	2,911,000	250,367	395,586	530,725	372,597	409,862	488,942	296,933	92,838	73,150

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第322表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	323,280	293,572	273,107	263,278	270,201	282,656
金額	421,831,704	385,636,378	351,822,946	333,146,112	348,941,374	394,459,579
退 職 金 件数	305,161	276,242	258,565	249,920	259,594	271,742
金額	406,291,051	370,420,424	339,539,886	321,324,663	339,511,442	383,206,383
解約手当金 件数	18,119	17,330	14,542	13,358	10,607	10,914
金額	15,540,653	15,215,954	12,283,060	11,821,448	9,429,932	11,253,196
1件当り金額(円)	1,304,849	1,313,601	1,288,224	1,265,378	1,291,414	1,395,546

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

## 第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第323表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	248,611	255,792	262,687	270,371	277,927
医療施設の従事者	236,933	243,201	249,574	256,668	263,540
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	6,015	5,898	5,834	5,745	5,482
診療所の開設者又は法人の代表者	66,461	69,274	69,936	70,828	71,192
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	105,984	106,845	110,159	114,515	118,157
診療所の勤務者	17,372	19,339	20,507	22,157	24,021
医育機関附属病院の勤務者	41,101	41,845	43,138	43,423	44,688
介護老人保健施設の従事者	1,838	2,114	2,315	2,668	2,891
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	244	275	263	324	320
介護老人保健施設の勤務者	1,594	1,839	2,052	2,344	2,571
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	7,777	8,154	8,611	8,607	8,696
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,269	5,426	5,374	5,260	5,319
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	2,508	2,728	3,237	3,347	3,377
そ の 他	2,063	2,323	2,178	2,421	2,785

- (注) 1 昭和57年より隔年報。  
 2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。  
 3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。  
 4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第324表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	88,061	90,857	92,874	95,197	97,198
医療施設の従事者	85,669	88,410	90,499	92,696	94,593
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	13	14	12	10	13
診療所の開設者又は法人の代表者	55,056	56,866	57,784	58,545	58,956
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,217	2,267	2,502	2,550	2,741
診療所の勤務者	19,070	20,018	21,041	22,513	23,368
医育機関附属病院の勤務者	9,313	9,245	9,160	9,078	9,515
介護老人保健施設の勤務者	2	6	11	8	15
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,176	1,252	1,273	1,318	1,336
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	971	1,039	1,021	1,092	1,105
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	205	213	252	226	231
そ の 他	1,214	1,189	1,088	1,174	1,245

- (注) 1 昭和57年より隔年報。  
 2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。  
 3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。  
 4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第325表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297	79,695	86,939
保 健 所	765	781	593	634	648	634	518
市 町 村	600	799	1,427	1,481	1,613	1,682	1,751
病 院	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881	3,903	4,217
診 療 所	43,080	50,403	54,402	60,428	65,761	71,961	78,519
介護老人保健施設	3	2	109	27	54	83	173
事 業 所	204	197	235	204	352	371	464
学校又は養成所	540	561	587	574	550	610	685
そ の 他	364	435	403	424	438	451	612

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第326表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	34,543	36,652	36,569	37,244	36,765	35,668	35,147
技 工 所	19,487	21,377	22,309	23,194	23,552	23,065	23,438
病院・診療所	14,402	14,492	13,667	13,097	12,534	11,998	11,140
そ の 他	654	783	593	953	679	605	569

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第327表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	176,871	194,300	205,953	217,477	229,744	241,369	252,533
薬局の開設者又は法人の代表者	20,333	20,460	20,500	20,608	20,446	19,935	19,492
薬 局 の 勤 務 者	40,533	49,410	60,720	74,152	86,446	96,368	105,762
病院・診療所の従事者	45,553	48,984	49,039	48,150	47,536	48,094	48,964
大 学 の 従 事 者	5,107	5,708	6,038	6,393	7,077	8,046	8,845
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,312	5,441	5,592	5,691	5,673	5,860	5,951
医薬品関係企業の従事者	40,881	45,116	45,821	44,803	45,542	45,261	45,415
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	・	・	・	・	・	・	・
その他の化学工業従事者	・	・	・	・	・	・	・
そ の 他	19,152	19,181	18,243	17,680	16,998	17,804	18,086

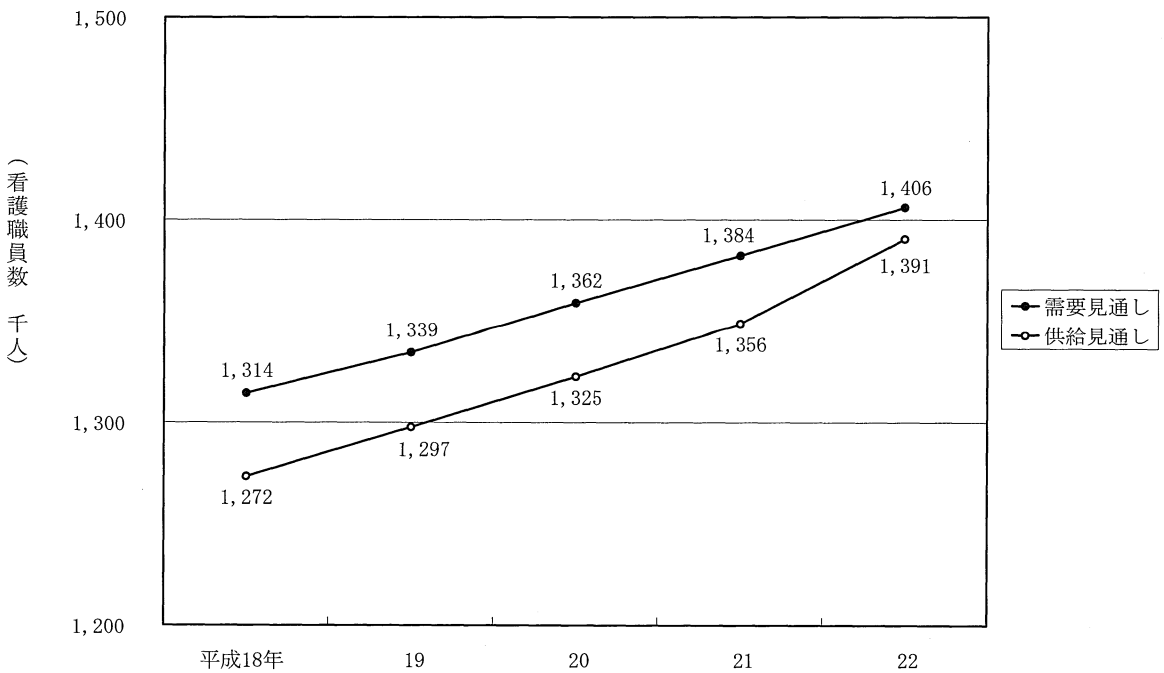
(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第328表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
需要見通し	1,314,100	1,338,800	1,362,200	1,383,800	1,406,400
①病院	813,900	830,400	846,100	860,100	874,800
②診療所	246,200	247,900	249,600	251,300	253,100
③助産所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
④介護保険関係	172,600	178,500	183,800	188,800	194,200
⑤社会福祉施設 (④除く)	15,600	16,100	16,600	17,100	17,600
⑥保健所・市町村	36,300	36,400	36,600	36,700	36,800
⑦教育機関	15,900	15,900	15,800	15,900	15,900
⑧事業所、学校、その他	11,700	11,800	12,000	12,100	12,200
供給見通し	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900	1,390,500
①年当初就業者数	1,251,100	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900
②新卒就業者数	51,400	51,100	51,500	51,600	52,500
③再就業者数	85,000	88,200	91,200	94,600	98,400
④退職者数	115,000	114,600	114,800	115,400	116,300
需要見通しと供給見通しの差	41,600	41,700	37,100	27,900	15,900
供給見通し/需要見通し	96.8%	96.9%	97.3%	98.0%	98.9%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第329表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	31,581	34,468	36,781	38,366	39,195	40,191
保健師学校・養成所	379	519	641	826	841	884
保 健 所				7,670	7,635	7,185
所 内 勤 務	8,703	7,755	7,570	・	・	・
市 町 村 駐 在	184	59	60	・	・	・
市 町 村	15,641	18,410	20,646	21,645	22,313	23,455
病 院	1,615	1,744	1,770	1,653	1,858	1,904
診 療 所	1,362	1,448	1,388	1,323	1,193	1,257
老 人 保 健 施 設	70	54	52	・	・	・
訪問看護ステーション						
管 理 者	・	・	・	213	178	131
従 事 者	・	・	・	284	309	178
介 護 保 険 施 設 等	・	・	・	629	542	571
社 会 福 祉 施 設	・	・	・	472	471	337
助 産 所 従 事 者	・	・	・	4	7	3
事 業 所	1,475	1,659	1,672	1,910	2,415	2,437
そ の 他	2,152	2,820	2,982	1,737	1,433	1,849

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成8年以降は保健士数を含む。  
 3 平成14年より保健婦（士）が保健師と変更になった。  
 4 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第330表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	23,615	24,202	24,511	24,340	25,257	25,775
助産師学校・養成所	502	559	638	960	1,048	1,027
保 健 所	347	257	249	222	231	221
市 町 村	・	・	・	480	477	557
病 院	16,958	17,486	17,914	17,336	17,539	17,352
診 療 所	2,545	2,746	2,864	3,389	4,111	4,952
助 産 所	2,539	2,078	1,858	1,706	1,654	1,550
開 設 者	947	805	802	730	722	683
従 事 者	190	166	150	195	205	281
出張のみによる者	1,402	1,107	906	781	727	586
訪問看護ステーション	・	・	・	13	12	8
社 会 福 祉 施 設	・	・	・	11	7	12
事 業 所	・	・	・	11	13	12
そ の 他	724	1,076	988	212	165	84

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成14年より助産婦が助産師と変更になった。  
 3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」



第331表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	928,896	985,821	1,042,468	1,097,326	1,146,181	1,194,121
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	9,150	9,651	10,102	11,120	11,492	11,726
保健所	1,888	1,392	1,323	1,376	1,028	1,128
市 町 村	.	.	.	7,570	7,934	8,690
病院	695,855	720,905	736,646	761,961	781,377	802,255
診療所	170,989	181,324	196,506	202,183	210,738	222,172
助産所従事者	.	.	.	82	78	93
訪問看護ステーション	7,465	14,498	21,667	23,287	25,935	26,990
介護保険施設等	.	.	.	67,396	83,430	94,820
老人保健施設	13,111	20,422	26,749	.	.	.
社会福祉施設	17,583	22,098	31,363	13,119	13,582	15,292
事業所	.	.	.	4,091	5,198	5,164
学校	1,259	1,436	1,265	.	.	.
派出看護師	.	.	.	.	.	.
その他の	11,596	14,095	16,847	5,141	5,389	5,791
《資格別》						
看護師	.	.	.	703,913	760,221	811,972
准看護師	.	.	.	393,413	385,960	382,149
看護婦	530,044	576,640	631,428	.	.	.
准看護婦	365,378	370,885	367,582	.	.	.
看護士	14,885	17,807	22,189	.	.	.
准看護士	18,589	20,489	21,269	.	.	.

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成14年より看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第332表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
あん摩指圧師	98,070	94,655	96,788	97,313	98,148	101,039
はり師	69,231	69,236	71,551	73,967	76,643	81,361
きゅう師	68,214	67,746	70,146	72,307	75,100	79,932
柔道整復師	28,244	29,087	30,830	32,483	35,077	38,693

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第333表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
理学療法士	30,084	33,439	37,068	41,271	46,115	52,114	58,672
作業療法士	17,227	19,817	22,757	26,070	29,516	33,697	38,097

資料：厚生労働省医政局調べ

第334表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	合 計
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575
10 (1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055
11 (1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745
12 (2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185
13 (2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437
14 (2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085
15 (2003)	48,585	134,958	1,289	11,371	204,060	351,678
16 (2004)	59,141	151,922	1,403	12,680	243,814	409,819
17 (2005)	71,167	170,240	1,537	14,002	282,299	468,078
18 (2006)	83,249	188,412	1,684	15,407	342,745	548,248
19 (2007)	95,420	205,875	1,858	16,720	415,631	640,084
20 (2008)	109,014	221,037	2,016	18,082	488,188	729,323

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者  
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者  
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者  
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調べ

第335表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
総 数	2,380,092.8	2,568,253.5	2,690,373.0	2,518,338.8	1,673,152.9
医 師	263,807.8	277,325.4	283,654.2	290,286.0	180,022.3
常 勤	212,246	223,731	234,263	242,311	143,311
非 常 勤	51,561.8	53,594.4	49,391.2	47,975.0	36,711.3
歯 科 医 師	88,472.0	92,942.1	97,601.8	100,498.0	9,553.0
常 勤	78,449	82,779	85,995	90,828	7,600
非 常 勤	10,023.0	10,163.1	11,606.8	9,670.0	1,953.0
介 護 士	15.0	12.0	7.0	5.0	...
薬 剤 師	48,922	51,555	52,087	46,015.3	40,119.6
保 健 師	5,991	6,962	8,106	7,458.3	2,782.0
助 産 師	18,827	20,017	21,048	20,508.0	17,068.5
看 護 師	459,961	527,004	597,138	614,128.3	567,968.9
准 看 護 師	375,048	384,493	380,520	326,855.0	181,695.1
看 護 業 務 補 助 者	197,607	240,512	250,358	232,902.7	199,141.8
理 学 療 法 士 ( P T )	12,315	15,620	20,736	25,486.4	28,508.5
作 業 療 法 士 ( O T )	4,838	6,397	9,145	12,961.7	17,070.2
視 能 訓 練 士	1,750	2,463	3,176	3,445.6	2,564.9
言 語 聴 覚 士	.	.	2,492	3,777.1	5,197.8
義 肢 装 具 士	147	121	132	128.2	64.6
歯 科 衛 生 士	56,553	65,276	71,936	64,831.3	3,988.3
歯 科 技 工 士	19,042	17,705	16,100	13,288.8	817.1
歯 科 業 務 補 助 者	107,429	107,951	107,014	82,525.3	...
診 療 放 射 線 技 師	32,173	35,599	38,892	39,587.2	35,484.3
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	2,860	2,703	2,726	1,962.2	452.4
臨 床 検 査					
臨 床 検 査 技 師	50,517	53,258	54,753	54,475.2	45,676.8
衛 生 検 査 技 師	1,065	1,099	831	705.9	244.8
そ の 他	3,387	2,698	2,032	.	.
臨 床 工 学 技 士	4,988	6,544	8,174	10,320.8	9,405.4
あん摩マッサージ指圧師	11,447	11,561	10,751	9,354.6	3,632.4
柔 道 整 復 師	.	.	1,610	2,396.3	693.1
管 理 栄 養 士	9,978	13,355	14,765	14,973.6	15,623.2
栄 養 士	19,503	17,863	16,511	14,049.8	6,585.4
精 神 保 健 福 祉 士	.	.	1,625	3,603.7	5,378.1
社 会 福 祉 士	.	.	705	2,737.3	2,695.5
介 護 福 祉 士	.	.	8,005	25,630.4	20,600.5
そ の 他 の 技 術 員	31,584	33,807	29,775	28,263.4	17,100.1
医 療 社 会 事 業 従 事 者	5,359	6,837	9,096	10,299.4	8,809.7
事 務 職 員	332,920	353,544	363,828	343,440.5	154,303.8
そ の 他 の 職 員	213,587	213,030	205,043	111,438.5	89,904.8

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 平成5年から平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

3 平成14年以降は、全ての職種を常勤換算している。

4 平成11年までの「介輔」には、歯科介輔を含む。

5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

6 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

# 第13節 財 政

第336表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
一般会計予算	808,601	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613
対前年度伸び率	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	0.2
1.国債費	198,319	219,653	171,705	166,712	167,981	175,686	184,422	187,616	209,988	201,632
対前年度伸び率	14.9	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6	4.6	5.0	1.7	11.9	△ 4.0
2.地方交付税交付金	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935	160,889	145,584	149,316	156,136
対前年度伸び率	△ 14.8	10.4	12.7	1.1	2.3	△ 5.2	△ 2.5	△ 9.5	2.6	4.6
3.一般歳出	468,878	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784	472,845
対前年度伸び率	5.3	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9	1.3	0.7
4.産業投資特別 会計へ繰入等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	160,950	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409	217,824
対前年度伸び率	8.4	4.1	4.7	3.8	3.9	4.2	2.9	0.9	2.8	3.0
一般会計に占める割合	19.7	19.7	21.2	22.5	23.2	24.1	24.8	25.8	25.5	26.2
一般歳出に占める割合	34.3	34.9	36.1	38.4	39.9	41.6	43.1	44.4	45.0	46.1
厚生労働省予算	162,478	172,644	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769	221,223
対前年度伸び率	8.3	...	4.5	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6	3.0
一般会計に占める割合	19.9	20.3	21.8	23.0	23.7	24.6	25.3	26.3	25.9	26.6
一般歳出に占める割合	34.7	35.9	37.1	39.3	40.7	42.4	44.0	45.2	45.7	46.8
防衛関係費	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	47,797
対前年度伸び率	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.5
一般会計に占める割合	6.0	5.8	6.0	6.1	6.1	6.0	5.9	6.0	5.8	5.8
一般歳出に占める割合	10.5	10.3	10.2	12.5	10.4	10.3	10.3	10.4	10.2	10.1

（注）平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適当のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第337表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
歳 入	81,939,569	86,878,703	86,704,827	83,458,343	83,804,191	83,061,340
租 税 及 び 印 紙 収 入	41,786,000	44,041,000	47,042,000	50,468,000	52,551,000	53,554,000
租 税	40,647,000	42,893,000	45,928,000	38,298,000	40,361,000	41,604,000
印 紙 収 入	1,129,000	1,148,000	1,114,000	12,170,000	12,190,000	11,950,000
官業益金及び官業収入	16,601	16,704	16,719	16,974	16,167	16,054
政府資産整理収入	358,056	261,771	255,700	240,588	280,789	281,644
雑 収 入	2,946,509	4,478,233	4,239,650	3,696,407	4,695,635	3,858,149
公 債 金	36,445,000	36,590,000	33,469,000	27,470,000	25,432,000	25,348,000
前年度剰余金受入	387,403	1,490,996	1,681,759	1,566,373	828,601	3,493
歳 出	81,939,569	86,878,703	86,704,827	83,458,343	83,804,191	83,061,340
国 家 機 関 費	4,341,012	4,448,659	4,463,331	4,508,606	4,553,451	4,286,467
地 方 財 政 費	17,427,352	17,704,252	17,504,732	16,817,606	14,955,425	15,633,620
防 衛 関 係 費	4,927,008	4,936,379	4,919,010	4,891,323	4,862,032	4,800,268
国土保全及び開発費	7,203,625	8,732,838	7,564,889	7,003,690	6,670,131	6,055,504
産 業 経 済 費	3,218,431	3,272,784	3,059,037	2,805,752	3,237,857	2,840,117
教 育 文 化 費	6,068,896	6,012,772	5,848,783	5,155,726	5,309,319	5,109,183
社 会 保 障 関 係 費	21,067,234	21,919,267	22,217,630	21,972,115	22,416,869	22,829,914
社 会 保 険 費	15,241,392	15,769,161	16,126,804	16,425,273	16,969,346	17,329,308
生 活 保 護 費	1,810,223	1,952,750	1,973,780	2,006,227	1,982,011	2,005,336
社 会 福 祉 費	1,886,408	1,857,919	1,942,854	1,711,829	1,705,793	1,795,491
住 宅 対 策 費	930,393	921,698	830,821	717,900	685,256	654,770
失 業 対 策 費	42,104	40,945	40,550	41,590	37,528	35,294
保 健 衛 生 費	840,131	890,620	850,687	703,319	640,079	606,441
そ の 他	316,583	486,174	452,134	365,976	396,857	403,275
恩 給 費	1,201,939	1,131,195	1,068,451	998,051	948,098	851,497
文 官 恩 給 費	47,545	42,947	39,269	35,125	31,304	28,080
旧軍人遺族等恩給費	1,082,885	1,023,253	968,085	907,248	840,158	775,987
そ の 他	71,509	64,994	61,097	55,679	76,636	47,429
国 債 費	16,082,419	18,278,442	19,620,327	18,915,109	20,467,584	20,163,230
予 備 費	250,000	300,000	300,000	250,000	250,000	350,000
そ の 他	151,652	142,116	138,638	140,364	133,425	141,540

(注) 平成20年度は当初予算額、他は補正後予算額。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第338表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
歳 入 合 計	106,900,572	103,260,764	101,006,786	99,645,528	99,173,124	97,800,131
地 方 税	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160
地 方 譲 与 税	623,971	634,222	694,045	1,164,074	1,848,962	3,728,536
市町村たばこ税都道府県交付金	・	・	・	・	1,873	3,818
利 子 割 交 付 金	688,942	210,551	148,888	138,681	98,090	76,987
配 当 割 交 付 金	・	・	・	28,010	47,339	69,525
株式等譲渡所得割交付金	・	・	・	28,365	68,982	60,967
地方消費税交付金	1,233,793	1,083,730	1,212,844	1,349,047	1,249,432	1,306,180
ゴルフ場利用税交付金	55,212	52,288	48,404	45,422	43,576	42,741
特別地方消費税交付金	482	188	77	52	29	22
自動車取得税交付金	318,039	285,223	309,987	316,999	316,687	325,107
軽油引取税交付金	111,963	107,762	108,274	108,521	112,840	115,523
地方特例交付税	901,818	903,588	1,006,168	1,104,834	1,518,006	815,960
地方交付税	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,719	15,995,350
交通安全対策特別交付金	76,708	75,700	81,611	78,961	79,232	83,546
分担金及び負担金	1,247,605	1,219,864	1,132,679	1,068,716	1,025,030	979,120
使 用 料	1,907,186	1,897,784	1,906,733	1,891,528	1,873,278	1,794,339
手 数 料	590,939	587,481	585,381	600,191	601,290	601,165
国 庫 支 出 金	14,443,288	13,068,995	13,030,356	12,349,718	11,778,086	10,415,576
義務教育費負担金	3,011,382	2,988,008	2,738,637	2,545,577	2,063,775	1,661,210
生活保護費負担金	1,575,117	1,669,225	1,803,426	1,933,111	1,974,026	2,004,758
児童保護費負担金	691,751	708,871	701,553	549,676	542,920	476,396
結核医療費負担金	9,087	8,289	7,440	6,830	5,791	5,102
精神衛生費負担金	38,912	40,331	47,822	48,865	54,229	41,764
老人保護費負担金	72,283	71,474	70,500	61,239	8,150	2,206
普通建設事業費支出金	5,159,193	4,109,965	4,192,682	3,576,118	3,340,668	3,112,135
災害復旧事業費支出金	238,955	212,112	184,115	265,771	495,476	330,501
失業対策事業費支出金	17,599	6,524	6,175	5,794	5,520	8,020
委 託 金	323,684	229,478	276,471	250,709	304,402	159,859
財 政 補 給 金	14,383	15,159	14,788	14,439	14,236	12,705
そ の 他	3,290,940	3,009,559	2,986,747	3,091,589	2,968,891	2,600,921
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	30,150	30,150	30,150	31,150	31,540	31,540
都 道 府 県 支 出 金	2,328,904	2,268,460	2,255,441	2,106,622	2,230,353	2,183,629
財 産 収 入	716,539	673,769	600,232	632,558	684,413	692,698
寄 附 金	119,937	103,524	89,584	95,557	79,166	88,552
繰 入 金	2,277,231	3,050,909	2,939,715	3,208,015	2,419,274	2,005,062
繰 越 金	2,534,961	2,457,978	2,225,740	2,181,720	2,093,812	2,091,666
諸 収 入	8,090,443	7,473,346	7,232,125	7,306,240	7,920,030	7,196,609
地 方 債	11,873,420	13,382,616	13,857,697	12,443,044	10,428,448	9,664,651
特別区財政調整交付金・納付金	830,497	769,255	775,632	808,091	860,228	925,103

(単位 百万円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
歳 出 合 計	104,328,178	100,929,961	98,701,602	97,451,206	96,933,997	95,482,402
議 会 費	573,504	562,557	541,422	530,189	488,430	456,136
総 務 費	9,542,960	9,110,647	9,650,462	9,545,592	9,350,015	9,150,593
民 生 費	15,322,713	15,642,331	15,897,224	16,486,286	17,223,553	17,877,562
社 会 福 祉 費	4,097,456	4,044,516	4,146,351	4,218,790	4,751,233	5,029,561
老 人 福 祉 費	4,212,348	4,351,716	4,310,619	4,446,130	4,522,791	4,541,708
児 童 福 祉 費	4,658,027	4,764,054	4,786,760	4,963,560	5,050,991	5,384,994
生 活 保 護 費	2,347,175	2,476,305	2,645,352	2,771,270	2,868,656	2,911,736
災 害 救 助 費	7,707	5,740	8,142	86,536	29,883	9,563
衛 生 費	6,836,628	6,618,004	6,057,305	5,940,764	5,839,983	5,634,953
公 衆 衛 生 費	3,463,485	3,439,267	3,385,999	3,321,424	3,257,322	3,147,560
結 核 対 策 費	38,845	36,782	33,227	32,024	25,533	24,521
保 健 所 費	271,803	267,268	256,500	253,465	245,062	238,316
清 掃 費	3,062,495	2,874,687	2,381,579	2,333,851	2,312,066	2,224,555
労 働 費	834,064	548,067	437,849	421,632	322,055	301,731
失 業 対 策 費	175,916	74,720	53,014	52,688	22,752	29,641
そ の 他	658,148	473,346	384,835	368,945	299,303	272,090
農 林 水 産 業 費	6,408,417	5,952,342	5,399,474	4,928,427	4,515,731	4,234,274
商 工 費	5,422,576	5,036,887	4,889,116	4,950,928	4,667,691	4,798,668
土 木 費	18,913,708	17,988,269	16,727,449	15,501,158	14,664,192	14,088,470
消 防 費	1,937,153	1,935,738	1,893,804	1,907,999	1,894,050	1,884,575
警 察 費	3,393,850	3,407,457	3,362,165	3,338,032	3,317,750	3,353,993
教 育 費	18,096,382	17,741,614	17,278,976	16,981,254	16,644,416	16,544,349
災 害 復 旧 費	436,799	374,843	333,882	541,471	809,901	558,436
公 債 費	12,967,329	13,167,667	13,289,622	13,209,773	14,054,676	13,370,114
諸 支 出 金	373,454	308,232	311,979	323,535	317,151	286,138
前 年 度 繰 上 充 用 金	29,709	26,312	26,766	20,480	27,198	20,255
利 子 割 交 付 金	688,942	210,551	148,888	138,681	98,090	76,987
配 当 割 交 付 金	.	.	.	28,010	47,339	69,525
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	.	.	.	28,865	68,982	60,967
地 方 消 費 税 交 付 金	1,233,793	1,083,730	1,212,844	1,349,047	1,249,432	1,306,180
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	55,212	52,288	48,404	45,422	43,576	42,741
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	482	188	77	52	29	22
自 動 車 取 得 税 交 付 金	318,042	285,220	309,987	316,999	316,687	325,107
軽 油 引 取 税 交 付 金	111,963	107,762	108,274	108,521	112,840	115,523
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 ・ 納 付 金	830,497	769,255	775,632	808,091	860,228	925,103

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第339表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成18年度(2006)					
	都道府県		市 町 村		純 計	
合 計	4,863,120	100.0	13,014,442	100.0		16,258,515
社 会 福 祉 費	1,694,243	34.8	3,335,318	25.6	4,425,972	
老 人 福 祉 費	1,957,188	40.2	2,584,520	19.9	4,069,451	
児 童 福 祉 費	961,919	19.8	4,423,075	34.0	4,888,128	
生 活 保 護 費	245,469	5.0	2,666,267	20.5	2,868,327	
災 害 救 助 費	4,301	0.1	5,261	0.0	6,638	

その2 性質別内訳

区 分	平成18年度(2006)					
	都道府県		市 町 村		純 計	
合 計	4,863,120	100.0	13,014,442	100.0		16,258,515
人 件 費	254,648	5.2	1,699,259	13.1	1,953,906	
物 件 費	91,112	1.9	685,061	5.3	776,173	
扶 助 費	588,116	12.1	6,679,382	51.3	7,267,498	
補 助 費 等	3,588,131	73.8	534,250	4.1	2,518,772	
普 通 建 設 事 業 費	154,572	3.2	303,412	2.3	443,102	
補 助 事 業 費	67,306	1.4	114,081	0.9	175,737	
単 独 事 業 費	87,265	1.8	189,205	1.5	267,365	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	125	0.0	—	
貸 付 金	36,725	0.8	34,214	0.3	70,383	
繰 出 金	2,579	0.1	3,046,141	23.4	3,048,720	
そ の 他	147,238	3.0	32,723	0.3	179,961	

その3 財源内訳

区 分	平成18年度(2006)					
	都道府県		市 町 村		純 計	
合 計	4,863,120	100.0	13,014,442	100.0		16,258,515
国 庫 支 出 金	471,330	9.7	3,322,726	25.5	3,794,056	
都 道 府 県 支 出 金	—	—	1,164,367	8.9	—	
使 用 料 ・ 手 数 料	43,714	0.9	261,120	2.0	304,833	
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	31,052	0.6	333,013	2.6	324,622	
地 方 債	50,776	1.0	81,125	0.6	130,374	
そ の 他 特 定 財 源	127,544	2.6	184,379	1.4	308,817	
一 般 財 源 等	4,138,705	85.1	7,667,712	58.9	11,395,813	



(単位 百万円、%)

額	平成17年度(2005)		比較			
	純	計	増減額		増減率	前年度増減率
100.0	15,692,705	100.0	565,810	100.0	3.6	3.7
27.2	4,192,816	26.7	233,156	41.2	5.6	9.3
25.0	3,956,023	25.2	113,428	20.0	2.9	0.5
30.1	4,696,370	29.9	191,758	33.9	4.1	2.5
17.6	2,826,411	18.0	41,916	7.4	1.5	3.6
0.0	21,085	0.1	△ 14,447	△ 2.6	△ 68.5	△ 56.5

(単位 百万円、%)

額	平成17年度(2005)		比較			
	純	計	増減額		増減率	前年度増減率
100.0	15,692,705	100.0	565,810	100.0	3.6	3.7
12.0	1,981,745	12.6	△ 27,839	△ 4.9	△ 1.4	△ 1.1
4.8	825,886	5.3	△ 49,713	△ 8.8	△ 6.0	△ 0.8
44.7	7,113,349	45.3	154,149	27.2	2.2	2.6
15.5	2,136,450	13.6	382,322	67.6	17.9	22.3
2.7	487,093	3.1	△ 43,991	△ 7.8	△ 9.0	△ 13.1
1.1	185,167	1.2	△ 9,429	△ 1.7	△ 5.1	△ 28.3
1.6	301,926	1.9	△ 34,562	△ 6.1	△ 11.4	△ 0.2
—	—	—	—	—	—	—
0.4	94,979	0.6	△ 24,596	△ 4.3	△ 25.9	△ 3.2
18.8	2,979,904	19.0	68,816	12.2	2.3	4.1
1.1	73,299	0.5	106,662	18.9	145.5	△ 22.7

(単位 百万円、%)

額	平成17年度(2005)		比較			
	純	計	増減額		増減率	前年度増減率
100.0	15,692,705	100.0	565,810	100.0	3.6	3.7
23.3	4,024,547	25.6	△ 230,491	△ 40.7	△ 5.7	△ 4.6
—	—	—	—	—	—	—
1.9	318,232	2.0	△ 13,398	△ 2.4	△ 4.2	0.8
2.0	318,272	2.0	6,349	1.1	2.0	6.7
0.8	132,176	0.8	△ 1,802	△ 0.3	△ 1.4	△ 15.3
1.9	347,110	2.2	△ 38,293	△ 6.8	△ 11.0	4.2
70.1	10,552,367	67.2	843,445	149.1	8.0	7.6

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成18年度(2006)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,404,668	100.0	4,230,285	100.0	
公 衆 衛 生 費	1,219,056	86.8	1,928,504	45.6	3,052,519
結 核 対 策 費	6,439	0.5	18,082	0.4	24,289
保 健 所 費	129,227	9.2	109,089	2.6	236,645
清 掃 費	49,946	3.6	2,174,610	51.4	2,196,795

その2 性質別内訳

区 分	平成18年度(2006)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,404,668	100.0	4,230,285	100.0	
人 件 費	295,876	21.1	997,712	23.6	1,293,588
物 件 費	117,050	8.3	1,597,643	37.8	1,714,694
扶 助 費	251,306	17.9	150,238	3.6	401,544
補 助 費 等	472,781	33.7	590,179	14.0	960,763
普 通 建 設 事 業 費	98,517	7.0	536,709	12.7	613,645
補 助 事 業 費	30,745	2.2	204,485	4.8	233,198
単 独 事 業 費	67,773	4.8	329,746	7.8	380,447
県 営 事 業 負 担 金	—	—	2,478	0.1	—
貸 付 金	98,591	7.0	43,074	1.0	140,739
繰 出 金	13,897	1.0	87,302	2.1	101,199
そ の 他	56,649	4.0	227,428	5.4	284,077

その3 財源内訳

区 分	平成18年度(2006)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,404,668	100.0	4,230,285	100.0	
国 庫 支 出 金	190,051	13.5	166,867	3.9	356,918
都 道 府 県 支 出 金	—	—	81,636	1.9	—
使 用 料 ・ 手 数 料	30,540	2.2	343,083	8.1	373,623
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	30,540	0.3	51,380	1.2	26,024
地 方 債	44,770	3.2	258,369	6.1	299,106
そ の 他 特 定 財 源	121,642	8.7	192,952	4.6	311,172
一 般 財 源 等	1,014,114	72.2	3,135,999	74.1	4,143,405

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

(単位 百万円、%)

額	平成17年度(2005)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,706,683	100.0	△ 196,435	100.0	△ 3.4	△ 1.3
55.4	3,153,528	55.3	△ 101,009	51.4	△ 3.2	△ 1.5
0.4	25,351	0.4	△ 1,062	0.5	△ 4.2	△ 20.3
4.3	243,309	4.3	△ 6,665	3.4	△ 2.7	△ 3.2
39.9	2,284,495	40.0	△ 87,700	44.6	△ 3.8	△ 0.7

(単位 百万円、%)

額	平成17年度(2005)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,706,683	100.0	△ 196,435	100.0	△ 3.4	△ 1.3
23.5	1,333,234	23.4	△ 39,646	20.2	△ 3.0	△ 2.2
31.1	1,705,860	29.9	8,833	△ 4.5	0.5	△ 0.6
7.3	437,163	7.7	△ 35,620	18.1	△ 8.1	1.1
17.4	983,348	17.2	△ 22,585	11.5	△ 2.3	△ 0.7
11.1	695,233	12.2	△ 81,588	41.5	△ 11.7	△ 4.2
4.2	305,536	5.4	△ 72,338	36.8	△ 23.7	△ 2.5
6.9	389,697	6.8	△ 9,250	4.7	△ 2.4	△ 5.5
—	—	—	—	—	—	—
2.6	129,792	2.3	10,947	△ 5.6	8.4	△ 0.7
1.8	116,826	2.0	△ 15,627	8.0	△ 13.4	△ 10.0
5.2	305,227	5.3	△ 21,149	10.8	△ 6.9	3.2

(単位 百万円、%)

額	平成17年度(2005)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,706,683	100.0	△ 196,435	100.0	△ 3.4	△ 1.3
6.5	417,111	7.3	△ 60,193	30.6	△ 14.4	△ 1.4
—	—	—	—	—	—	—
6.8	375,229	6.6	△ 1,606	0.8	△ 0.4	2.2
0.5	23,830	0.4	2,194	△ 1.1	9.2	△ 10.7
5.4	329,987	5.8	△ 30,881	15.7	△ 9.4	△ 8.9
5.6	309,763	5.4	1,409	△ 0.7	0.5	△ 2.8
75.2	4,250,763	74.5	△ 107,358	54.7	△ 2.5	△ 0.8

第340表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
国内総支出 (A)	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,038,447	5,118,770
歳出総額						
国 (B)	939,081	924,941	887,920	916,446	934,347	909,468
地方 (C)	974,317	948,394	925,818	912,479	906,973	892,106
国から地方に対する支出 (D)	365,011	350,045	329,410	317,488	322,145	310,705
地方から国に対する支出 (E)	15,347	14,770	12,812	12,987	12,731	12,749
歳出純計額						
国 (B) - (D) (F)	574,070	574,896	558,510	598,958	612,202	598,763
地方 (C) - (E) (G)	958,970	933,624	913,006	899,492	894,242	879,357
合計 (F) + (G) (H)	1,533,040	1,508,520	1,471,516	1,498,450	1,506,444	1,478,120
国内総支出に対する比率 (%)						
(F) / (A) × 100	11.6	11.7	11.3	12.0	12.2	11.7
(G) / (A) × 100	19.4	19.1	18.5	18.0	17.7	17.2
(H) / (A) × 100	31.1	30.8	29.8	30.1	29.9	28.9

- (注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算 (93SNA、平成7年基準)」によっており名目値である。
- 2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業 (治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険 (児童手当勘定のみ) 及び電源開発促進対策 (電源立地勘定のみ) の特別会計との純計決算額である。
- 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
- 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。
- 5 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第341表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	780,351	816,417	870,949	906,231	945,521	956,102
国 税	453,694	481,029	522,905	541,169	541,793	551,399
直 接 税	254,727	279,858	315,413	335,007	335,640	345,405
所 得 税	139,146	146,705	155,859	140,541	160,980	162,790
源 泉 分	113,926	121,846	129,558	114,943	129,650	131,480
申 告 分	25,220	24,859	26,301	25,598	31,330	31,310
法 人 税	101,152	114,437	132,736	149,179	159,630	167,110
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—	—
相 続 税	14,425	14,465	15,657	15,186	15,030	15,500
地 価 税	3	2	2	7	—	—
旧 税	1	1	0	0	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	—	4,249	11,159	30,094	—	—
地方法人特別税(特)	—	—	—	—	—	5
間 接 税 等	198,966	201,171	207,492	206,162	206,153	205,994
地 方 税	326,657	335,388	348,044	365,062	403,728	404,703
道 府 県 税	136,931	144,870	152,269	183,452	188,524	188,403
市 町 村 税	189,726	190,518	195,775	181,610	215,204	216,300

(注) 国税は、平成18年度以前は決算額、平成19年度は補正後予算額、平成20年度は当初予算額である。  
地方税は、平成18年度以前は決算額、平成19年度は補正後予算額(地方財政計画額)、平成20年度は当初予算額(地方財政計画額)である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第342表 高齢社会対策関係予算(一般会計)の推移

(単位 億円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 計	120,730	123,901	126,982	130,246	136,382	141,295
就 業 ・ 所 得	57,705	59,943	64,355	68,260	72,294	76,684
健 康 ・ 福 祉	61,298	63,098	61,960	61,400	63,541	64,035
学 習 ・ 社 会 参 加	346	277	266	216	205	240
生 活 環 境	267	130	128	125	125	124
調 査 研 究 等 の 推 進	1,114	453	274	246	217	212

(注) 本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

資料：内閣府「高齢社会白書」

第343表 市町村税納税義務者数

平成19年7月1日現在(単位 人)

区 分	市町村数	個 人 均等割	法人均等割		市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
			法 人	法人でない 社団等			
合 計	1,805	59,846,597	3,714,524	4,356	55,627,628	3,562,851	46,163,101
人口50万以上の市	27	18,301,116	1,564,173	1,594	17,548,191	1,460,435	12,195,201
人口5万以上50万未満の市	511	31,467,837	1,657,311	1,689	29,278,339	1,635,079	24,387,083
人口5万未満の市	245	3,971,175	198,815	635	3,473,359	193,402	3,745,705
町 村	1,022	6,106,469	294,225	438	5,327,739	273,935	5,835,112

資料：総務省自治税務局調べ

## 第14節 国際統計及び比較

## 1 人 口

第344表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位 千人)

区 分	1950年	1975年	2000年	2005年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950～ 55年	2000～ 2005年	2045～ 50年
世界全域	2,535,093	4,076,080	6,514,751	6,906,558	8,010,509	9,191,287	1.78	1.17	0.36
先進地域	813,561	1,048,104	1,215,636	1,232,457	1,258,970	1,245,247	1.20	0.28	△ 0.10
発展途上地域	1,721,532	3,027,977	5,299,115	5,674,101	6,751,540	7,946,040	2.04	1.37	0.44
アフリカ	224,202	416,446	922,011	1,032,013	1,393,871	1,997,935	2.23	2.25	1.17
東部アフリカ	65,072	125,888	292,539	332,107	465,394	692,942	2.32	2.54	1.30
中部アフリカ	26,104	47,273	112,505	129,583	191,326	312,671	1.96	2.83	1.60
北部アフリカ	53,302	97,481	189,562	206,295	254,557	310,239	2.29	1.69	0.54
南部アフリカ	15,591	29,093	54,900	56,592	60,577	65,049	2.30	0.61	0.21
西部アフリカ	64,134	116,712	272,505	307,436	422,018	617,033	2.19	2.41	1.24
ラテンアメリカ	167,626	324,834	557,979	593,697	688,030	769,229	2.72	1.24	0.20
カリブ海	17,132	27,741	40,525	42,300	47,144	50,387	1.90	0.86	0.04
中央アメリカ	37,515	80,853	143,775	153,657	180,108	202,045	2.96	1.33	0.16
南アメリカ	112,980	216,240	373,679	397,740	460,777	516,797	2.76	1.25	0.23
北部アメリカ	171,615	243,417	332,245	348,574	392,978	445,303	1.71	0.96	0.40
アジア	1,410,649	2,393,643	3,938,020	4,166,308	4,778,988	5,265,895	1.90	1.13	0.18
東部アジア	669,906	1,096,781	1,522,472	1,562,576	1,653,595	1,591,242	1.81	0.52	△ 0.36
南部・中央アジア	511,449	872,819	1,645,790	1,777,379	2,145,999	2,536,010	1.86	1.54	0.44
南東部アジア	178,149	322,762	557,669	594,214	686,251	766,611	2.10	1.27	0.20
西部アジア	51,145	101,280	212,088	232,139	293,144	372,032	2.68	1.81	0.71
ヨーロッパ	548,194	676,455	731,087	730,478	715,220	664,183	0.99	△ 0.02	△ 0.36
東部ヨーロッパ	220,198	285,737	297,775	290,755	267,284	221,697	1.48	△ 0.48	△ 0.82
北部ヨーロッパ	78,093	89,011	96,370	98,353	103,635	108,176	0.39	0.41	0.12
南部ヨーロッパ	108,996	132,564	150,333	152,912	153,245	146,335	0.83	0.34	△ 0.28
西部ヨーロッパ	140,906	169,143	186,609	188,458	191,055	187,974	0.66	0.20	△ 0.14
オセアニア	12,807	21,286	33,410	35,489	41,421	48,742	2.15	1.21	0.49

(注) 1 UN, *World population Prospects The 2006 Revision* (中位推計) による。

2 先進地域：ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域：先進地域以外の地域。

4 ラテンアメリカ：カリブ海諸国、中央アメリカ及び南アメリカ。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第345表 平均寿命の国際比較

区 分	1926～1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の 実績
<b>《男》</b>								
日 本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	79.00 (2006)
アメリ カ	57.71 (1929～31)	…	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	75.00 (2006)
イギ リス	58.74 (1930～32)	66.39 (1948)	67.52	68.30 (1963～65)	69.62 (1974～76)	71.22 (1984～87)	74.06	77.00 (2006)
ドイ ツ	55.97 (1924～26)	57.72 (1946～47)	66.21 (1957～58)	67.41 (1963～65)	68.30 (1974～76)	71.54 (1984～86)	73.30 (1994～96)	76.00 (2006)
フラ ンス	54.30 (1928～33)	61.87 (1946～49)	65.04 (1952～56)	67.80	69.00 (1974)	71.31 (1984～86)	73.92	77.00 (2006)
スウェー デン	60.97 (1921～30)	69.04 (1946～50)	70.49 (1951～55)	71.60 (1961～65)	72.12	73.79	76.08 (1994)	79.00 (2006)
<b>《女》</b>								
日 本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.81 (2006)
アメリ カ	60.99 (1929～31)	…	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	80.00 (2006)
イギ リス	62.88 (1930～32)	71.15 (1948)	72.99	74.40 (1963～65)	75.82 (1974～76)	77.51 (1984～87)	79.32	81.00 (2006)
ドイ ツ	58.82 (1924～26)	63.44 (1946～47)	71.34 (1957～58)	73.22 (1963～65)	74.81 (1974～76)	78.10 (1984～86)	79.70 (1994～96)	82.00 (2006)
フラ ンス	59.02 (1928～33)	67.43 (1946～49)	71.15 (1952～56)	75.00	76.90 (1974)	79.49 (1984～86)	81.86	84.00 (2006)
スウェー デン	63.16 (1921～30)	71.58 (1946～50)	73.43 (1951～55)	75.70 (1961～65)	77.37	79.68	81.38 (1994)	83.00 (2006)

- (注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国は UN, *Demographic Yearbook*による。  
 2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国は WHO, *World Health Statistics, 2008*による。  
 3 1982年以前のイギリスは、イングランド＝ウェールズ。1957～86年までのドイツは、旧西ドイツである。  
 4 ( )内の年次は、作成基礎期間。  
 5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」



第346表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区 分	日 本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ <sup>1)</sup>
1850年	…	…	…	…	5.87 <sup>15)</sup>	…	5.45	6.47 <sup>23)</sup>	…
1860	…	…	…	…	5.64 <sup>16)</sup>	…	5.20	6.89 <sup>24)</sup>	…
1870	…	…	…	3.92 <sup>12)</sup>	5.88 <sup>17)</sup>	…	5.81	7.41 <sup>25)</sup>	…
1880	5.72 <sup>2)</sup>	…	…	4.39	6.10	…	6.08	8.11 <sup>26)</sup>	4.72
1890	5.49 <sup>3)</sup>	…	…	4.87	5.98	5.62 <sup>18)</sup>	6.97	8.28 <sup>27)</sup>	5.10
1900	5.49 <sup>4)</sup>	5.07 <sup>7)</sup>	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 <sup>7)</sup>	4.88
1910	5.25 <sup>5)</sup>	4.66 <sup>8)</sup>	4.30	5.27	5.84	5.34 <sup>19)</sup>	6.62 <sup>8)</sup>	8.36 <sup>8)</sup>	5.04
1920	5.26	4.78 <sup>9)</sup>	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 <sup>9)</sup>	9.05 <sup>9)</sup>	5.77 <sup>28)</sup>
1930	4.75	5.56 <sup>10)</sup>	5.41	6.77 <sup>13)</sup>	6.91	5.21 <sup>20)</sup>	7.52 <sup>21)</sup>	9.35 <sup>10)</sup>	7.36 <sup>29)</sup>
1940	4.80 <sup>6)</sup>	6.67 <sup>11)</sup>	6.85	8.81 <sup>14)</sup>	…	…	8.38 <sup>22)</sup>	11.42	8.86 <sup>30)</sup>
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.01	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.99	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.06	7.90	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.40	11.20	15.40	14.43	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.27	12.22	14.94	14.95	13.14	15.60	13.99	14.96
2000	17.34	12.61	12.31	15.48	16.92	16.59	14.83	16.27	16.35
2005	20.16	13.12	12.26	16.18	17.29	17.18	15.13	16.33	18.78
2010	23.13	14.17	12.76	17.47	17.61	17.67	16.71	16.54	20.48
2020	29.25	18.38	15.84	19.79	20.48	20.63	20.17	20.17	22.39
2030	31.82	23.24	19.40	24.65	24.38	23.32	22.78	23.17	27.27
2040	36.45	24.91	20.46	28.45	26.70	26.79	24.75	25.26	30.27
2050	39.56	25.69	21.03	29.01	27.14	31.83	23.93	25.93	30.18

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1846年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。31)1879年。32)1889年。33)1907年。34)1928年。35)1871年。36)1936年。37)1849年。38)1859年。39)1909年。40)1855年。41)1865年。42)1875年。43)1864年。44)1878年。

(単位 %)

区 分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルト ガ ル	スウェー デ ン	スイス	イギリス	オースト ラリア
1850年	...	...	4.75 <sup>37)</sup>	...	...	4.78	...	4.64 <sup>23)</sup>	...
1860	...	4.19 <sup>24)</sup>	4.89 <sup>38)</sup>	5.75 <sup>40)</sup>	4.67 <sup>43)</sup>	5.22	5.11	4.68 <sup>24)</sup>	...
1870	3.63	5.11 <sup>35)</sup>	5.52 <sup>12)</sup>	6.23 <sup>41)</sup>	...	5.43	5.54	4.79 <sup>35)</sup>	...
1880	3.53 <sup>31)</sup>	5.12 <sup>26)</sup>	5.45 <sup>31)</sup>	6.10 <sup>42)</sup>	4.73 <sup>44)</sup>	5.90	5.53	4.62 <sup>26)</sup>	...
1890	3.51 <sup>32)</sup>	...	6.01 <sup>32)</sup>	7.63 <sup>27)</sup>	6.00	7.68	5.81 <sup>3)</sup>	4.77 <sup>27)</sup>	...
1900	...	6.16 <sup>7)</sup>	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 <sup>7)</sup>	...
1910	4.13 <sup>33)</sup>	6.50 <sup>8)</sup>	6.12 <sup>39)</sup>	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 <sup>8)</sup>	4.29 <sup>8)</sup>
1920	5.66 <sup>9)</sup>	6.75 <sup>9)</sup>	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 <sup>9)</sup>	4.42
1930	5.86 <sup>34)</sup>	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 <sup>10)</sup>	6.49 <sup>29)</sup>
1940	6.31	7.43 <sup>36)</sup>	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 <sup>14)</sup>	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	13.04	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	14.93	9.59
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.41	17.78	14.35	15.73	11.15
2000	16.75	18.21	13.61	15.17	16.08	17.24	14.63	15.82	12.41
2005	18.30	19.74	14.18	14.66	16.89	17.23	15.41	16.07	13.11
2010	18.76	20.59	15.45	15.27	17.45	18.44	16.97	16.64	14.21
2020	21.08	23.21	20.03	18.38	19.76	21.14	20.01	18.87	17.84
2030	24.23	27.00	24.07	21.10	23.34	22.79	23.91	21.60	21.30
2040	28.58	31.85	26.30	23.61	27.48	24.23	25.65	23.72	23.46
2050	31.75	32.65	25.21	23.78	30.71	24.14	24.98	24.05	24.34

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects: The 2006 Revision* (中位推計) による各年央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計) による人口 ([出生中位 (死亡中位)] 推計値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

## (ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区 分	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	21%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
シンガポール	2000	2010	2016	2017	2023	2024	2028	2034	16	13
韓 国	2000	2007	2017	2019	2026	2027	2033	2040	17	19
日 本	1970	1985	1994	1996	2005	2007	2013	2024	24	20
中 国	2001	2016	2026	2028	2036	2038	—	—	25	20
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2017	2030	—	36	42
ルーマニア	1962	1977	2002	2012	2031	2033	2041	2050	40	54
ドイ ツ	1932	1952	1972	1976	2009	2016	2027	2036	40	57
ポルトガル	1951	1977	1992	1996	2021	2024	2035	2047	41	44
ブルガリア	1952	1972	1993	1995	2018	2022	2036	2046	41	46
ギリシャ	1951	1968	1992	1995	2016	2020	2032	2044	41	48
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2021	2024	2031	—	41	76
ス ペ イ ン	1947	1972	1992	1995	2022	2025	2032	2041	45	50
イ ギ リ ス	1929	1946	1975	1981	2026	2029	—	—	46	80
ス イ ス	1931	1960	1982	2003	2020	2023	2034	—	51	60
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2019	2022	2032	—	51	73
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2020	2024	—	—	53	63
イタリ ア	1927	1966	1988	1990	2007	2012	2026	2036	61	41
オランダ	1940	1969	2004	2009	2020	2023	2033	—	64	51
カナダ	1945	1984	2010	2013	2024	2026	2042	—	65	40
オーストラリア	1939	1985	2010	2013	2027	2029	—	—	71	42
アメリ カ	1942	1972	2015	2018	2034	2050	—	—	73	62
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2015	2020	—	—	85	67
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2026	2030	—	—	92	72
フ ラ ン ス	1864	1943	1979	1994	2020	2023	2039	—	115	77

- (注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 及び *Demographic Yearbook*による。  
1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2006 Revision* (中位推計)による。
- 2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)による人口(〔出生中位(死亡中位)〕推計値)。
- 3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。
- 4 「—」は、2050年までその割合に到達しないことを示す。
- 5 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第347表 主要先進国の合計特殊出生率

区分	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	…	2.35	…	2.58	2.90	…
1955	2.37	3.75	3.51	2.22	2.39	2.38	2.58	2.68	…
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.30	2.54	2.70	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.92	2.68	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.44	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.93	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.56 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.81	1.37 E
1986	1.72	1.67	1.84	1.45	1.54	2.04	1.48	1.83	1.41 E
1987	1.69	1.66	1.87	1.43	1.54	1.95	1.50	1.80	1.43 E
1988	1.66	1.77	1.92	1.44	1.58 E	1.97	1.56	1.80	1.46 E
1989	1.57	1.77	2.02	1.45	1.59 E	1.86	1.62	1.79	1.42 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.45	1.62 E	1.73	1.67	1.78	1.45 E
1991	1.53	1.70 C	2.07	1.50	1.66 E	1.54	1.68	1.77	1.33
1992	1.50	1.69	2.07	1.51	1.65	1.45	1.76	1.73	1.30 E
1993	1.46	1.66	2.05	1.48	1.60 E	1.37	1.75	1.65	1.28
1994	1.50	1.66	2.04	1.44	1.55 E	1.23	1.81	1.65	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.40	1.56 E	1.23	1.81	1.70	1.25
1996	1.43	1.62	2.03	1.42	1.59 E	1.23 E	1.75	1.72	1.32
1997	1.39	1.55	2.03	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.73	1.36
1998	1.38	1.54 C	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72	1.76	1.36 E
1999	1.34	1.53	2.01 U	1.32	1.61	1.23	1.73	1.79	1.36
2000	1.36	1.49	2.06	1.36	1.66 E	1.27	1.77	1.88	1.38
2001	1.33	1.51	2.03	1.33	1.64 E	1.24	1.75	1.88	1.35
2002	1.32	1.50	2.01	1.39	1.62 E	1.21	1.72	1.87	1.34
2003	1.29	1.53	2.04	1.38	1.64 E	1.23	1.76	1.88	1.34
2004	1.29	1.53	2.05	1.42	1.64 S	1.29	1.78	1.90	1.36
2005	1.26	1.54	2.04	1.41	…	1.31	1.80	1.92	1.34
2006	1.32	…	2.10 U*	1.41	…	1.38	1.85	1.98	1.33

区 分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	…	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	…	3.04	2.76	…	2.24	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.29	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.92	2.94 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.54	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.15	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.62	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.55	1.89 E	1.90
1985	1.83	1.45	1.51	1.68	1.63	1.73	1.52	1.80	1.89
1986	1.83	1.37	1.55	1.71	1.54	1.79	1.53	1.78	1.87
1987	1.81	1.35	1.56	1.75	1.48	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.38	1.55	1.84	1.43	1.96	1.57	1.84	1.84
1989	1.78	1.35	1.55	1.89	1.37	2.02	1.56	1.81	1.84
1990	1.85	1.36	1.62	1.93	1.33	2.14	1.59	1.84	1.91
1991	1.86	1.33	1.61	1.92	1.33	2.12	1.58	1.82	1.86
1992	1.77	1.33	1.59	1.89	1.32	2.09	1.58	1.79	1.89
1993	1.69	1.26	1.57	1.86	1.27	2.00	1.51	1.76	1.87
1994	1.64	1.22	1.57	1.87	1.21	1.89	1.49	1.74	1.85
1995	1.57	1.19	1.53	1.89	1.17	1.74	1.48	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.53	1.89	1.16	1.61	1.50	1.73	1.80
1997	1.38	1.21	1.56 E	1.86	1.18	1.53	1.48 E	1.72	1.78
1998	1.33	1.21	1.63	1.81	1.17	1.51	1.47	1.71	1.76
1999	1.29	1.23	1.65	1.84	1.20	1.50	1.48	1.69	1.76
2000	1.33	1.26	1.72	1.85	1.23	1.57	1.50	1.64	1.76
2001	1.31	1.25	1.71	1.78	1.24	1.57	1.38	1.63	1.73
2002	1.31	1.27	1.73	1.75	1.26	1.65	1.39	1.64	1.76
2003	1.28	1.29	1.75	1.80	1.31	1.72	1.39	1.71	1.76
2004	1.29	1.33	1.73	1.83	1.32	1.75	1.42	1.78	1.77
2005	1.32	1.32	1.71	1.84	1.35	1.77	1.42	1.84	1.81
2006	1.35	1.35	1.72	1.90	1.37	1.85	1.44	1.84 S	1.82 A

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による (5歳階級の年齢別出生率に基づくため年齢各歳で計算した値とは異なることがある)。

2 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

3 E=Council of Europe, *Recent Demographic developments in Europe*

4 U=U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports*

5 S=Eurostat, *Population and Social Conditions*

6 A=Australian Bureau of Statistics, *Births*

7 C=Statistics Canada, *Births*

8 \*印は、暫定値である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第348表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
日 本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8
エジプト	34.8	36.0	…	37.5	…	27.9	27.4	26.7	26.5	26.1	…
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	12.9	10.7	10.8	10.5	10.6	10.5
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	14.8	14.4	14.1	14.0	14.1	14.0
アルゼンチン	22.9	…	24.7	21.5	20.9	18.9	19.1	18.4	18.5	18.4	19.3
イ ン ド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.3	25.8	25.4	25.0	24.8	24.1
タ イ	41.9 <sup>1)</sup>	37.9 <sup>2)</sup>	32.3 <sup>3)</sup>	27.8 <sup>4)</sup>	19.4 <sup>5)</sup>	16.2	…	…	…	…	…
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	9.3	8.8	8.9	9.6	9.2	9.6
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.3	12.6	12.2	11.9	12.0	12.0
フ ラ ンス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	13.1	13.0	12.8	12.7	12.7
ド イ ツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.4	9.3	8.9	8.7	8.6	8.6
イ タ リ ア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.2	9.5	9.4	9.3	9.2	9.7
イ ギ リ ス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.5	11.5	11.3	11.3	11.7	12.0
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.2	13.0	12.7	12.8	12.6	12.7
ロ シ ア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.2	8.6	9.0	9.6	10.2	10.4

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 国連人口部による推計。1)1965～1970年、2)1970～1975年、3)1975～1980年、4)1980～1985年、5)1985～1990年。

4 1990年以前のチェコ共和国は、旧チェコスロバキア。

5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

## 2 社会保障

第349表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2008年12月31日現在

総会会期	条約 番号	条 約 の 名 称	批准 国数	日本批准登録
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	56	大11. 11. 23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	34	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	60	昭30. 8. 22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	77	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	74	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	68	昭 3. 10. 8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	121	昭 3. 10. 8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	47	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	29	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	21	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11. 6. 6
18(1934)	44	非任意的失業者に對し給付又は手当を確保する条約	14	
19(1935)	48	廢疾、老齡並に寡婦及孤児保険に基く權利の保全の為の國際制度の確立に 關する條約	12	
21(1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	18	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	20	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	44	昭51. 2. 2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	41	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	24	昭49. 6. 7
51(1967)	128	障害、老齡及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	15	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	40	平 7. 6. 9
68(1982)	157	社会保障についての權利の維持のための國際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	35	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	80	平 4. 6. 12
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	14	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	3	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	7	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	11	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	5	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	21	平11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廢のための即時の行動に関する条約	169	平13. 6. 18
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	15	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約(仮称)	10	
94(2006)	—	海事労働条約	2	
96(2007)	188	漁業労働条約	0	

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
2 (1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3 (1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7 (1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7 (1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7 (1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7 (1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9 (1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10 (1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
18 (1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26 (1944)	67	所得保障に関する勧告
26 (1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26 (1944)	69	医的保護に関する勧告
28 (1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28 (1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35 (1952)	95	母性保護に関する勧告
48 (1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51 (1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53 (1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66 (1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67 (1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68 (1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69 (1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69 (1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75 (1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81 (1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83 (1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85 (1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88 (2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96 (2007)	199	漁業労働に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廢疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I（職業病の一覧表）の改正（第121号）」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

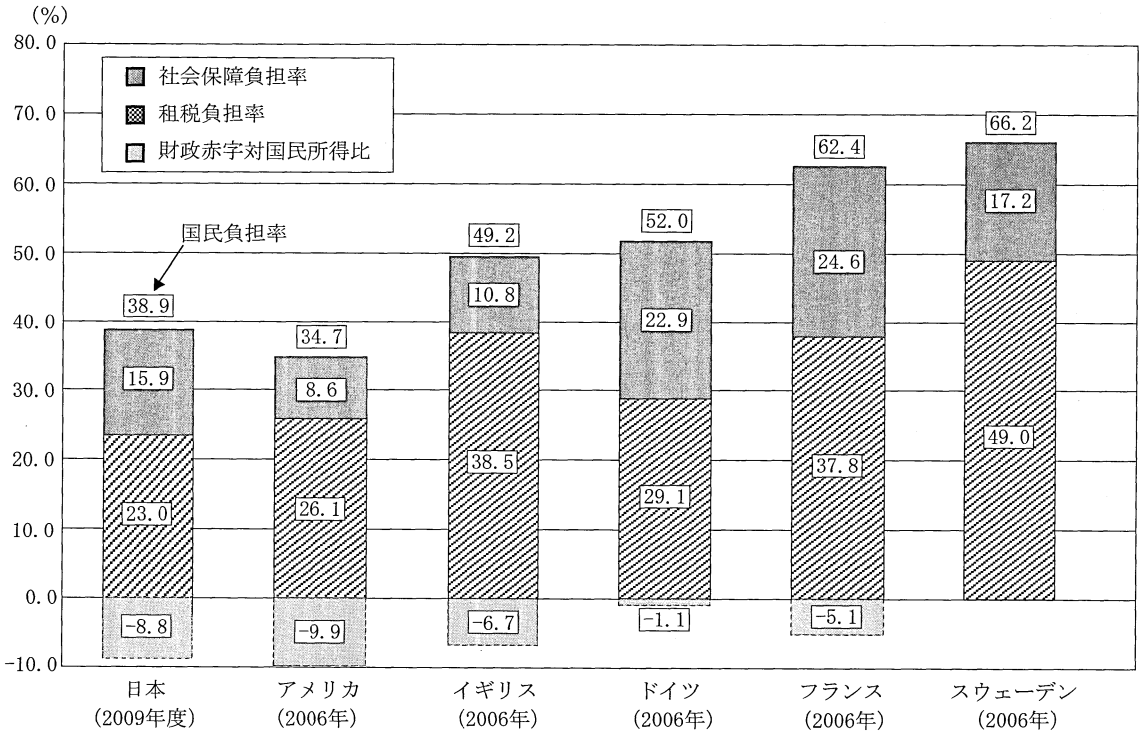
	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
加盟国数	175	177	177	178	179	181	182
条約数	184	185	185	185	187	188	188
勧告数	194	194	195	195	198	199	199
加盟国の平均批准数	...	...	...	41	41	42	42
OECD諸国の平均批准数	...	...	...	72	72	73	73
日本の批准条約数	46	46	46	47	47	48	48

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ



第350表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率]



- (注) 1 日本は年度見通し。諸外国は暦年実績。  
 ただし、諸外国の財政赤字対国民所得比は、「Economic Outlook 84」(OECD)における2009年の財政赤字対GDP比に、「National Accounts 2008」(OECD)における直近の国民所得対GDP比の実績値(2006年)を乗じて算出した2009年の推計値。  
 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 資料：財務省「国民負担率」

第351表 国民負担率の推移 (対国民所得比)

(単位 %)

区分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③=①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤=③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民負担率 ⑦=③+④+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
昭和45年度(1970)	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	0.5	24.9	61.0
50 (1975)	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	7.5	33.3	124.0
55 (1980)	14.2	13.5	8.0	22.2	9.1	31.3	8.2	39.5	199.6
60 (1985)	15.0	14.7	9.0	24.0	10.4	34.4	4.9	39.3	260.3
平成2年度(1990)	18.0	17.3	9.6	27.6	10.6	38.2	—	—	348.3
7 (1995)	14.7	13.9	9.0	23.7	12.5	36.2	9.1	45.3	374.3
12 (2000)	15.2	13.6	9.6	23.7	13.6	37.3	9.9	47.2	371.8
17 (2005)	14.3	13.4	9.5	23.8	14.6	38.4	6.3	44.7	365.9
18 (2006)	14.5	13.1	9.8	24.3	14.8	39.1	4.6	43.7	373.6
19 (2007)	14.1	13.6	10.7	24.8	15.2	40.0	3.8	43.9	374.8
20 (2008)	13.0	12.6	10.7	23.7	15.7	39.4	7.3	46.7	369.0
21 (2009)	13.0	12.5	10.0	23.0	15.9	38.9	8.8	47.7	367.7

- (注) 1 平成19年度までは実績、平成20年度は実績見込み、平成21年度は見通しである。  
 2 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、昭和60年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。  
 3 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成17年度は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響、平成18年度、20年度、21年度は財政投融资特別会計(平成18年度は財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れを除いている。

資料：財務省「国民負担率」

第352表 日本の公的社会支出

(単位 百万円)

区分			2004年度	2005		
高 現 退	高 現 退	年齢年金給付	41,852,554	43,367,845		
		国民年金給付	36,068,782	37,322,992		
		厚生年金給付	35,997,328	37,253,564		
		厚生年金給付	12,472,913	13,412,803		
		厚生年金給付	17,596,756	17,869,382		
		厚生年金給付	715,061	796,118		
		厚生年金給付	191,194	195,435		
		厚生年金給付	1,707	1,800		
		厚生年金給付	1,331,471	1,308,619		
		厚生年金給付	1,932	2,368		
		厚生年金給付	3,574,883	3,567,375		
		厚生年金給付	8,245	7,048		
		厚生年金給付	42,678	38,765		
		厚生年金給付	60,488	53,849		
		厚生年金給付	71,454	69,429		
		厚生年金給付	10,671	9,570		
		厚生年金給付	27	20		
		厚生年金給付	17	13		
		現	現	国民年金給付	275	252
				国民年金給付	235	143
国民年金給付	7			1		
国民年金給付	27			22		
国民年金給付	60,195			59,408		
国民年金給付	5,783,772			6,044,852		
国民年金給付	5,783,729			5,989,684		
国民年金給付	113,404			11,397		
国民年金給付	0			0		
国民年金給付	126			13,285		
国民年金給付	5,620,921			5,911,031		
国民年金給付	45,779			50,675		
国民年金給付	3,499			3,297		
国民年金給付	43			55,168		
国民年金給付	0			0		
国民年金給付	43			55,168		
国民年金給付	6,363,410			6,481,680		
国民年金給付	6,249,985			6,364,947		
国民年金給付	6,149,936			6,264,690		
国民年金給付	132,385			128,591		
国民年金給付	1,084,333	1,016,903				
国民年金給付	3,776,428	3,925,197				
国民年金給付	11,045	9,894				
国民年金給付	31,968	33,339				
国民年金給付	336,874	346,691				
国民年金給付	35,108	37,457				
国民年金給付	735,027	760,185				
国民年金給付	4,032	3,591				
国民年金給付	2,739	2,842				
国民年金給付	0	0				
国民年金給付	100,048	100,257				
国民年金給付	93,591	93,882				
国民年金給付	6,393	6,317				
国民年金給付	1	0				
国民年金給付	0	10				
国民年金給付	51	26				
国民年金給付	13	22				
国民年金給付	0	0				
国民年金給付	113,425	116,733				
国民年金給付	113,286	116,592				
国民年金給付	19,763	20,641				
国民年金給付	14,444	14,188				
国民年金給付	59,817	63,537				
国民年金給付	608	626				
国民年金給付	2,010	1,992				
国民年金給付	2,230	2,360				
国民年金給付	4,707	4,556				
国民年金給付	0	0				
国民年金給付	9,628	8,615				
国民年金給付	10	14				
国民年金給付	70	70				
国民年金給付	10	62				
国民年金給付	0	0				
国民年金給付	139	140				
国民年金給付	139	140				

区分			2004年度	2005
障 害 現	障 害 現	障害年金給付	3,719,190	3,526,946
		障害年金給付	2,891,518	2,920,878
		障害年金給付	1,707,122	1,729,870
		障害年金給付	1,351,141	1,373,360
		障害年金給付	299,616	300,833
		障害年金給付	1,133	1,040
		障害年金給付	2,018	2,075
		障害年金給付	11,928	11,711
		障害年金給付	5,253	4,931
		障害年金給付	34,438	34,381
		障害年金給付	34	31
		障害年金給付	1,560	1,509
		障害年金給付	169,959	468,902
		障害年金給付	895	948
		障害年金給付	4,043	4,023
		障害年金給付	6,531	6,611
		障害年金給付	6,444	6,542
		障害年金給付	16,724	16,669
		障害年金給付	6,227	6,128
		障害年金給付	429,095	427,981
障害年金給付	119,093	117,673		
障害年金給付	407	388		
障害年金給付	116,731	115,399		
障害年金給付	1,427	1,372		
障害年金給付	495	471		
障害年金給付	33	44		
障害年金給付	244,374	258,944		
障害年金給付	133,188	137,203		
障害年金給付	92,698	101,830		
障害年金給付	3,428	3,438		
障害年金給付	2,034	2,186		
障害年金給付	2,260	2,759		
障害年金給付	0	0		
障害年金給付	9,067	9,849		
障害年金給付	1,700	1,679		
障害年金給付	350,971	345,488		
障害年金給付	375	354		
障害年金給付	378	287		
障害年金給付	5	2		
障害年金給付	2	0		
障害年金給付	295,157	289,423		
障害年金給付	470	1,133		
障害年金給付	3,726	3,371		
障害年金給付	46,607	46,521		
障害年金給付	4,252	4,398		
障害年金給付	827,672	606,068		
障害年金給付	274,619	227,789		
障害年金給付	8,290	4,061		
障害年金給付	17	14		
障害年金給付	1,124	537		
障害年金給付	0	0		
障害年金給付	265,188	223,177		
障害年金給付	38	41		
障害年金給付	38	41		
障害年金給付	553,014	378,238		
障害年金給付	508,211	328,353		
障害年金給付	44,804	49,885		
障害年金給付	30,613,807	31,795,019		
障害年金給付	30,613,807	31,795,019		
家 現	家 現	家族手当	3,913,611	4,073,502
		家族手当	1,723,985	1,753,682
		家族手当	1,139,152	1,171,149
		家族手当	598,989	636,135
		家族手当	85,346	87,500
		家族手当	454,817	447,514
		家族手当	582,490	580,204
		家族手当	170,927	170,072
		家族手当	152,698	150,601
		家族手当	152,698	150,601

第353表 日本の義務化されている私的社會支出

(単位 百万円)

区 分	2004年度	2005
国民健康保険	74,618	70,720
船員共済	349	355
私立学共済	6,133	6,043
国営公務員共済	18,385	17,849
旧公共企業体	0	0
地方公務員共済	75,337	73,679
地雇公用員共済	84,043	90,884
その他の現金給付	2,343	2,329
現 地方公務員共済	2,343	2,329
現 給付	2,189,627	2,319,820
ケア、ホームヘルプサービス	1,620,203	1,616,515
児童手当	56,528	29,438
社 会 福 祉	1,096,726	1,120,012
就学前教育費	466,948	467,066
その他現物給付	569,424	703,305
現 児童手当	4,003	33,422
社 会 福 祉	565,421	669,883
積極的労働市場政策	1,365,492	1,277,545
雇用の対策	1,058,469	960,541
公的雇用の対策	1,058,469	960,541
職業訓練	185,319	196,390
成人失業者及び高リスク	185,319	196,390
失業者の再訓練	—	—
若年者対策	—	—
若年者対策	—	—
失業対策補助金	113,890	113,351
失業者補助金	113,890	113,351
障害者補助金	7,814	7,263
障害者対策	7,814	7,263
失業給付	1,766,355	1,685,865
現 失業給付	1,766,355	1,685,865
失業給付、退職手当	1,766,355	1,685,865
雇員保険	1,761,292	1,681,289
船員保険	5,063	4,576
労働市場理由による早期退職	—	—
現 物 給 付	—	—
住宅手当	—	—
現 住宅手当	—	—
その他の現金給付	—	—
現 物 給 付	—	—
住宅扶助	—	—
現 住宅扶助	—	—
その他の現物給付	—	—
生活保護	1,334,145	1,328,511
現 生活保護	1,297,302	1,315,149
所得補償	1,187,292	1,209,220
生活保護	1,187,292	1,209,220
その他現金給付	110,010	105,929
社会福祉	2,615	1,201
地方公共衛生	105,069	103,429
現 地方公務員共済	2,327	1,298
現 物 給 付	36,843	13,362
社 会 福 祉	26,195	3,504
社 会 福 祉	26,195	3,504
その他現物給付	10,648	9,858
社 会 福 祉	5,936	6,018
社 会 福 祉	4,712	3,840
合計	90,928,565	93,536,913
現 金 給 付	51,363,420	52,641,059
現 物 給 付	39,565,145	40,895,854

区 分	2004年度	2005
高齢者	2,038,378	1,751,543
現 金 給 付	2,038,378	1,751,543
退職年金	1,642,163	1,604,943
厚生年金基金等	1,456,341	1,415,397
農業者年金基金等	185,822	189,546
早期退職年金	—	—
その他の現金給付	396,214	146,601
厚生年金基金等	379,649	133,720
農業者年金基金等	16,565	12,881
現 物 給 付	—	—
介護、ホームヘルプサービス	—	—
その他の現物給付	—	—
遺族	—	—
現 金 給 付	—	—
遺族年金	—	—
その他の現金給付	—	—
農業者年金基金等	—	—
現 物 給 付	—	—
埋葬費	—	—
その他の現物給付	—	—
障害、業務災害、傷病	934,818	910,650
現 金 給 付	934,818	910,650
障害年金	—	—
年金(業務災害)	—	—
休業給付(業務災害)	—	—
休業給付(傷病手当)	—	—
その他の現金給付	934,818	910,650
自動車損害賠償責任保険	934,818	910,650
現 物 給 付	—	—
介護、ホームヘルプサービス	—	—
復帰支援(リハビリテーション)	—	—
その他の現物給付	—	—
保健	—	—
家族	—	—
積極的労働市場政策	—	—
失業	—	—
住宅	—	—
他の社会政策分野	—	—
合計	2,973,195	2,662,194
現 金 給 付	2,973,195	2,662,194
現 物 給 付	—	—

(注) 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。

資料：国立社会保障・人口問題研究所にて作成

(注) 1 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。

2 「社会福祉」の詳細な区分は以下のとおり。

- 1) 老人福祉費、2) 社会福祉諸費(高齢者居宅介護事業費補助金など)、3) 社会福祉諸費(セーフティネット支援対策等事業費補助金など)、4) 特別児童扶養手当等給付諸費、5) 児童扶養手当給付諸費

資料：国立社会保障・人口問題研究所にて作成

### 3 医 療

第354表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス		
社会保険制度		Yes	No	No		
強制加入		Yes	No	Yes		
適用	被用者	政府管掌健康保険	中小企業の被用者	民間保険 任意加入	全国民が対象となる（一定期間以上滞在する外国人含む）	
		組管掌健康保険	大企業の被用者			
		健康保険法第3条の2項被保険者				
		船員保険	船員			
		国家公務員共済組合	国家公務員			
		地方公務員共済組合	地方公務員			
	私学教職員共済組合	私学教職員				
	自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能			
	高齢者	後期高齢者医療制度	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の方及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人			メディケア
	無業の者	国民健康保険	(厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち老人保健の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入)			メディケイド(低所得者)

ドイツ	フランス	スウェーデン		オランダ	
Yes	Yes	No		Yes	
No	Yes	Yes		Yes	
<p>被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類</p> <p>任意被保険者は、①年間の労働報酬が保険加入限度額を超えている労働者及び職員、②官吏、裁判官、軍人、大学教授、その他連邦・州・市町村・公的団体等の就業者で官吏法による援助が受けられる者、③宗教法人の聖職者で官吏法による援助が受けられる者、④私立学校の専任教員で官吏法による援助が受けられる者、⑤EUの医療保障制度によって保障される者、⑥農林業者及び芸術家を除く全ての自営業者</p> <p>家族被保険者は、強制被保険者及び任意被保険者の配偶者または子で、自らが医療保険の被保険者でなく、かつ毎月定期的に得られる収入が月間平均報酬額の7分の1を超えない者</p> <p>1996年以降、被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫の中から自らの保険者を自由に選択できることとなった。保険者にはこの他、農業者疾病金庫、海員疾病金庫及び連邦鉞夫組合がある</p>	<p>医療保険は被用者保険制度、自営業者保険制度、特別制度、農業一般制度に分類</p> <p>また、自己負担分をカバーする疾病補足保険も存在</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタディングが、関連する社会サービスをコミュニケーションが提供</p>	<p>年収が64,000ギルダー以下の被用者</p>	<p>疾病基金保険</p>
				<p>公務員</p>	<p>公務員保険</p>
				<p>特別医療費保険（長期医療保険）</p> <p>一定以上所得の被用者、自営業者、退職者</p>	<p>私的保険</p>

	日本	アメリカ	イギリス
保険料率	<p>政府管掌健康保険 (全国健康保険協会管掌健康保険) : 8.2% 国民健康保険 : 応益割と応能割で賦課 船員保険 : 8.2% 健康保険法第3条の2項被保険者 : 140円~2,750円(日額)</p>	<p>メディケアPart Aの財源は社会保障税(所得の2.9%、被用者は雇用主と折半) Part Bは毎月96.4ドル メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出</p>	—
公的支出規模	<p>給付費に対する公費負担部分は、 市町村国民健康保険 : 給付費等の43% (都道府県調整交付金9%) 後期高齢者 : 約5% (支援金は約40%) 政府管掌健康保険 (全国健康保険協会管掌健康保険) : 給付費の13% (後期高齢者支援金の16.4%) 健康保険組合 : 定額補助 (平成20年度予算で給付費53億円、事務費49億円)</p>	<p>メディケアPart Aの全額とPart Bの75% (メディケアの支出総額は3,364億ドル : 2005年) メディケイド費用 (2,818億ドル : 2004年)</p>	<p>税金からの支出は605.68億ポンド (2003年)</p>
保険料の徴収	<p>各医療保険者が実施</p>	<p>保険料は年金等の社会保障給付から源泉徴収されるが、有職者であり社会保障給付を受けていない場合や社会保障給付が保険料を下回る場合にはメディケア保険料徴収センターに支払う</p>	—
自己負担の状況	<p>原則として費用の3割を負担。高齢者については1割負担。ただし、70~74歳の現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前(小学校入学前)は2割負担</p>	<p>メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,024ドルまで免責額となる。入院61日から90日は1日につき256ドルの自己負担。91日以上の期間については全額自己負担。生涯に一度だけ1日につき512ドルの自己負担で60日間の給付を受けることも可能。または60日間の特別入院日数延長制度を選ぶことができる Part Bについては、医師サービスは最初の135ドル、その後の費用の20%を負担する。病院外来については費用の20%を自己負担する。この他にもサービスによって自己負担が設定されている</p>	<p>薬剤については、一処方当たり6.85ポンドの自己負担があるが、費用の86%が免除 歯科医サービスについては、救急の場合は15.90ポンドまでその他については、15.90ポンドから194ポンドまで</p>

資料 : 医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2007)」、「アメリカ医療関連データ集(2007)」、「ドイツ医療関連データ集(2007)」、「フランス医療関連データ集(2007)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2004)」、「オランダ医療制度関連データ集(2004)」、厚生労働省「平成20年版 厚生労働白書」

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
<p>旧西ドイツ地域における平均保険料率は13.97% 旧東ドイツ地域は13.54% (2008年現在)</p>	<p>被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の12.80% 一般社会税 (CSG) は5.25%</p>	<p>—</p>	<p>10.25% 疾病基金保険は、所得比例保険料と定額保険料の2種類 所得比例保険料は、雇業者6.25%、被用者1.70%、年金受給者は年金受給額の7.95%、他の所得の5.95% 私的保険の保険料は定額</p>
<p>—</p>	<p>総医療消費額は153,559百万ユーロ (2005年) 医療費財源に占める国・地方自治体の支出割合は1.3%</p>	<p>疾病保険に関する支出は112,291百万クローナ (2003年時点)</p>	<p>1,631百万ユーロ (2002年時点)</p>
<p>各医療保険者が実施</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>自己負担としては、入院：1日10ユーロ (年28日まで) (外来)診察：四半期ごとに10ユーロ 薬剤：販売価格の10% (ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ) など</p>	<p>開業医の診療行為は30% 薬剤は35%から65%まで</p>	<p>入院：上限が80クローナであるが、疾病 (休業) 手当や年金の日割額の1/3を超える額については支払わなくて良い 外来：地方自治体ごとに自己負担が定められており、一回の診察でおおよそ100から120クローナとなる。上限額は年間900クローナ 薬剤：年間1,800クローナを超える薬剤費については無料となる。900クローナまでの薬剤費については割引が無いが、901クローナ以上1,700クローナまでの薬剤費は通常価格の50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料</p>	<p>医療制度における自己負担金の総額は、3,874百万ユーロ (2002年時点)</p>

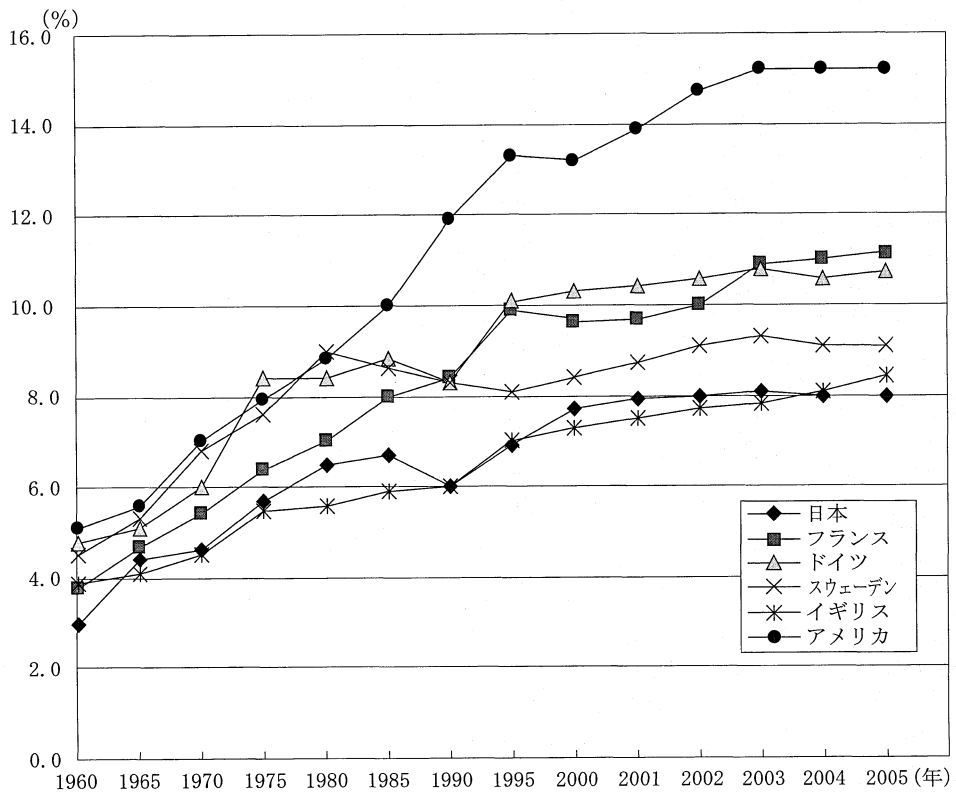
第355表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.6
1970	4.6	5.4	6.0	6.8	4.5	7.0
1975	5.7	6.4	8.4	7.6	5.5	7.9
1980	6.5	7.0	8.4	9.0	5.6	8.8
1985	6.7	8.0	8.8	8.6	5.9	10.0
1990	6.0	8.4	8.3	8.2	6.0	11.9
1995	6.9 b	9.9 b	10.1	8.0	6.9	13.3
2000	7.7	9.6	10.3	8.2	7.2	13.2
2001	7.9	9.7	10.4	9.0 b	7.5	13.9
2002	8.0	10.0	10.6	9.3	7.6	14.7
2003	8.1	10.9 b	10.8	9.4	7.7 b	15.1
2004	8.0	11.0	10.6	9.2	8.0 d	15.2
2005	8.2	11.2	10.7	9.2	8.2	15.2

(注) b: 不連続、d: 推計方法に変更あり。

資料: OECD "HEALTH DATA 2008"





第356表 医療供給に関する指標の国際比較 (人口1,000人当たり)

(単位 人、床)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.0	2.3	2.2	3.4	3.4	3.3
病 床 数	14.3	3.3	4.2	8.9	7.7	3.6

(注) 1 「医師数」は、1997～2005年のうちでとれる最新年次の数値。

2 「病床数」は、2000～2005年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」

# 4 年 金

第357表 諸外国の公的年金制度の概要

	日 本	アメリカ	イギリス
制 度 体 系	<p>2階建て</p> <p>厚生年金保険 共済年金</p> <p>国民年金（基礎年金）</p>	<p>1階建て</p> <p>OASDI</p>	<p>2階建て</p> <p>年個人 国家年第二 職域年金 個人年金</p> <p>基礎年金</p>
対 象 者	全国民	一般被用者 自営業者	一定所得以上の一般国民
保 険 料 率 (2007年)	(一般被用者) 14.996% (2007.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2008.4～、月あたり14,410円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8%
支 給 開 始 年 齢 (2007年)	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60歳 ※男子は2025年までに、女子は 2030年までに、65歳に引上げ	65歳10ヶ月 (1942年生まれの者に適用) ※2027年までに67歳に引上げ	男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2020年までに65歳に引 上げ
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし

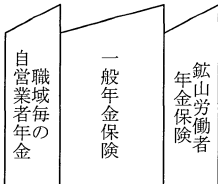
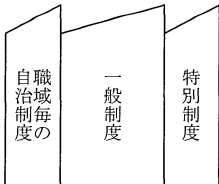
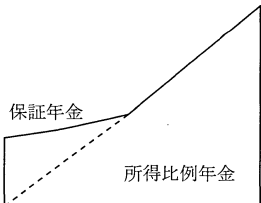
(注) 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World:Europe;2006/ The Americas;2005

The Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ（東京大学出版会）

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p>  <p>自 職 業 者 毎 の 年 金</p> <p>一 般 年 金 保 険</p> <p>鉱 山 労 働 者 年 金 保 険</p>	<p>1階建て</p>  <p>自 職 治 域 毎 の 年 金</p> <p>一 般 制 度</p> <p>特 別 制 度</p>	<p>1階建て</p>  <p>保 証 年 金</p> <p>所 得 比 例 年 金</p>
<p>一般被用者 自営業者（任意加入）等</p>	<p>一般被用者 自営業者等</p>	<p>一定所得以上の一般国民</p>
<p>19.9% （労使折半）</p>	<p>（一般被用者） 16.65% 本 人：6.75% 事業主：9.90%</p>	<p>17.21% 本 人：7.0 % 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる （老齢年金とは別制度）</p>
<p>65歳 ※2012年から2029年までに67歳 に引上げ</p>	<p>60歳</p>	<p>61歳以降本人が選択 （ただし、保証年金の支給開始 年齢は65歳）</p>
<p>給付費の約26% （2004年）</p>	<p>一般税、一般社会拠出金(CSG)等 より20%程度</p>	<p>保証年金部分</p>

## 5 児童手当

第358表 主要国の児童手当

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み、ドイツは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児 童 手 当 等	支 給 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校修了までの児童</li> <li>・第1子から</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳未満の児童（全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満）</li> <li>・第1子から</li> </ul>
	支 給 月 額 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳まで 月10,000円</li> <li>・3歳～小学校卒業 第2子まで 月 5,000円</li> <li>第3子以降 月10,000円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 週18.10ポンド (月額換算約1.7万円)</li> <li>・第2子以降 週12.10ポンド (月額換算約1.2万円)</li> </ul>
	所 得 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非被用者780万円未満、被用者860万円未満（夫婦、子2人の世帯）</li> </ul>		なし
	財 源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体及び事業主拠出金（拠出金率0.13%）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額国庫負担</li> </ul>
税 制	とられている措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除(16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000ドル(約11.7万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000ドル(約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて遁減)</li> <li>・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100ドル(約36万円)の所得控除</li> </ul> <p>〔児童税控除は2002年までは500ドルであったが、2003年に1,000ドルに引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり545ポンド(12.0万円)及び児童1人当たり1,845ポンド(40.6万円)を税額控除  (所得税額が増加すると控除額は減少し、58,000ポンド(約1,276万円)を超えると適用がなくなる)</li> </ul>
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当制度と扶養控除制度は併存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)</li> <li>・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)</li> </ul>	

(注) 換算レートは、平成19年1～6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1ドル=117円、1ポンド=220円、1ユーロ=149円、1クローネ=16円

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデン）

ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満の児童（失業者は21歳未満、学生は27歳未満）</li> <li>・ 第1子から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20歳未満の児童</li> <li>・ 第2子から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16歳未満の児童（多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象）</li> <li>・ 第1子から</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3子まで 154ユーロ (約2.3万円)</li> <li>・ 第4子以降 179ユーロ (約2.7万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2子 115.07ユーロ(約1.7万円)</li> <li>・ 第3子以降 147.42ユーロ (約2.2万円)</li> <li>・ 11歳以上の児童には加算 11～15歳 32.36ユーロ(約0.5万円) 16歳以上 57.54ユーロ(約0.9万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子1人 1,050クローネ (約1.7万円)</li> <li>・ 2人目 1,150クローネ (約1.8万円)</li> <li>・ 3人目 1,504クローネ (約2.4万円)</li> <li>・ 4人目 2,364クローネ (約3.8万円)</li> <li>・ 5人目 3,413クローネ (約5.5万円)</li> </ul>
<p>なし (ただし、所得が大きい場合には 税の控除が適用)</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額公費負担（連邦政府74%、州政府及び自治体26%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主拠出金（拠出金率5.4%）と一般福祉税（CSG、年金や医療保険充当分を合わせ税率7.5%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額国庫負担</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808ユーロ（約86.5万円）の所得控除（両親がいる場合）</li> <li>児童手当よりも控除額が大きくなる場合に適用（児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)</li> </ul>	<p>なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ</li> <li>・ かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から）したが、1983年に児童扶養控除が復活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ n分n乗方式は、1946年に財政法により導入（家族手当制度と併存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設（児童手当制度に一本化）</li> </ul>

## 6 労働

第359表 主要国の失業者数及び失業率

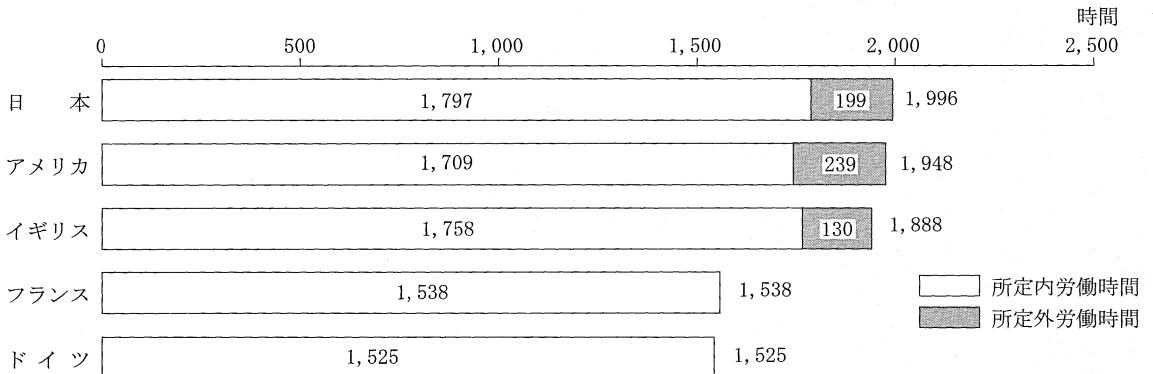
(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ(登録)		フランス(登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1993年	166	2.5	894	6.9	300	10.5	342	8.9	308	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	252	8.8	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.4	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	569	4.0	160	5.5	389	9.6	215	9.5
2001	340	5.0	680	4.7	147	5.0	385	9.4	220	8.7
2002	359	5.4	838	5.8	153	5.2	406	9.8	240	8.8
2003	350	5.3	877	6.0	148	5.0	438	10.5	268	9.8
2004	313	4.7	815	5.5	143	4.8	438	10.6	273	9.9
2005	294	4.4	759	5.1	143	4.7	486	11.7	272	9.8
2006	275	4.1	700	4.6	166	5.4	449	10.8	241	8.8

- (注) 1 イギリスは、3～5月期の数値。  
 2 ドイツは、職業安定機関に登録している失業者。1993年までは旧西ドイツ地域、1994年以降は統一ドイツの数値。  
 3 フランスは、職業安定機関に登録している失業者。  
 4 日 本：総務省統計局「労働力調査」  
 アメリカ：連邦統計局「Statistical Abstract of the US 2005-2006」  
 イギリス：国家統計局「Labor Market Trends」  
 ドイツ：連邦雇用庁「Arbeitsmarkt 2006」  
 フランス：国立統計経済研究所

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第360表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2004年）



- (注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。  
 2 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。  
 3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
 諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第361表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1998年	37.5	41.4	41.8	37.7	37.4
1999	37.4	41.4	41.4	37.5	37.6
2000	38.0	41.3	41.4	37.9	36.3
2001	37.6	40.3	41.3	37.8	35.7
2002	37.8	40.5	41.0	37.6	35.3
2003	38.2	40.4	41.0	37.7	35.5
2004	38.7	40.8	…	37.6	35.9
2005	…	40.7	…	37.6	…

- (注) 1 日本・フランスは実労働時間、アメリカ・イギリス・ドイツは支払労働時間である。  
 実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下にあつて労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。  
 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。
- 2 イギリスは、北アイルランドを除く。4月の数値。時間外勤務を含む。
- 3 フランスは、被用者。2003年以前は3月の数値。
- 4 ILO「Yearbook of Labour Statistics 2006」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。
- 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第362表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2006年	アメリカ 2007年	イギリス 2004年	ドイツ 2004年	フランス 2004年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	79.8	77.7	75.0	75.3	63.4
賃金・俸給	62.4	69.9	68.0	65.5	59.2
不就業給	17.4	7.7	7.0	9.8	4.2
その他の労働費用計	20.2	22.3	25.0	24.4	36.3
法定福利費	10.3	8.4	6.1	15.3	25.1
法定外福利費	2.4	13.9	14.0	7.7	4.6
退職金等の費用	6.8		1.2	0.5	3.1
現物給与	0.2		1.5	0.7	0.2
教育訓練費	0.3		2.2	0.5	1.7
その他	0.2		0.0	0.3	2.2

- (注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。
- 2 イギリス、ドイツ、フランスは見習の福利費を含む。
- 3 日本は、厚生労働省「就労条件総合調査」による。  
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation, March 2007」  
 その他は、Eurostat「Labour Costs Survey 2004」
- 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

## 7 国際協力

第363表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20	19.47	19.47	19.47	16.63
ド イ ツ	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61	8.66	8.66	8.66	8.58
フランス	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36	6.03	6.03	6.03	6.30
イギリス	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45	6.13	6.13	6.13	6.64

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第364表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
研 修 員 等 受 入	1,406	1,312	1,222	1,221	1,094	1,394
国際協力機構(JICA)	770	824	838	792	702	862
世界保健機関(WHO)	22	29	14	40	12	12
国際労働機関(ILO)	39	33	0	0	0	0
そ の 他	575	426	370	389	380	520
専 門 家 派 遣	338	344	256	239	172	190
国際協力機構(JICA)	329	332	256	237	172	190
国際厚生事業団(JICWELS)他	9	12	0	2	0	0

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」



## 8 国民所得

第365表 国民所得（総額）

（単位 億ドル）

区 分	1998年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
ア メ リ カ	87,305	92,857	99,309	102,092	104,692	109,161	116,879	125,282	133,578
日 本	39,096	44,248	47,271	41,639	39,837	43,026	46,948	46,597	45,000
ド イ ツ	21,618	21,206	18,824	18,722	19,920	24,250	27,715	28,240	29,636
イ ギ リ ス	14,485	14,725	14,521	14,563	16,140	18,628	22,151	22,876	24,111
イ タ リ ア	12,088	11,955	10,891	11,100	12,094	14,947	17,179	17,707	18,536
カ ナ ダ	5,963	6,389	7,060	6,952	7,163	8,455	9,720	11,125	12,676
ス ペ イ ン	5,949	6,120	5,758	5,993	6,759	8,734	10,304	11,142	12,118
オーストラリア	3,702	4,044	3,887	3,703	4,126	5,300	6,363	7,091	7,525
オ ラ ン ダ	3,985	4,159	3,934	4,037	4,418	5,444	6,262	6,416	6,988
スウェーデン	2,495	2,545	2,435	2,230	2,478	3,138	3,564	3,655	3,997
ベ ル ギ ー	2,598	2,588	2,372	2,352	2,551	3,144	3,629	3,775	4,018
ス イ ス	2,875	2,855	2,683	2,667	2,876	3,496	3,889	4,071	4,238
インドネシア	901	1,293	1,541	1,582	1,943	2,284	2,451	2,720	3,491
南アフリカ	1,311	1,300	1,297	1,147	1,081	1,620	2,117	2,374	2,518
オーストリア	2,105	2,086	1,901	1,885	2,053	2,530	2,905	3,020	3,194
デンマーク	1,717	1,725	1,567	1,582	1,718	2,113	2,459	2,618	2,812
ベネズエラ	888	956	1,158	1,209	901	813	1,090	1,433	1,834
ノルウェー	1,494	1,577	1,660	1,711	1,925	2,265	2,591	3,041	3,362
フィンランド	1,273	1,290	1,210	1,249	1,359	1,626	1,905	1,967	2,117
韓 国	3,398	4,402	5,094	4,810	5,476	6,088	6,821	7,902	8,894
ギリシャ	1,394	1,417	1,274	1,311	1,479	1,914	2,273	2,420	2,635
タイ	1,080	1,193	1,208	1,136	1,248	1,402	1,586	1,723	2,021
ニュージーランド	527	545	492	494	573	769	926	1,025	996

（注）市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD “National Accounts of OECD Countries”

その他の国はIMF “International Financial Statistics” August 2008

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付海外担当で集計

第366表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1998年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
ア メ リ カ	31,615	33,243	35,162	35,775	36,324	37,517	39,803	42,272	44,645
日 本	22,609	25,620	27,021	23,396	22,501	24,198	26,103	26,194	24,934
ド イ ツ	26,355	25,834	22,904	22,737	24,151	29,387	33,594	34,245	35,981
イ ギ リ ス	24,771	25,093	24,659	24,636	27,207	31,278	37,021	37,989	39,796
イ タ リ ア	21,241	21,005	19,127	19,481	21,160	25,948	29,529	30,214	31,449
カ ナ ダ	19,772	21,013	23,006	22,410	22,831	26,692	30,380	34,430	38,825
ス ペ イ ン	14,977	15,329	14,300	14,716	16,360	20,793	24,136	25,675	27,499
オーストラリア	19,680	21,244	20,174	18,966	20,891	26,512	31,451	34,549	36,146
オ ラ ン ダ	25,376	26,309	24,707	25,162	27,363	33,558	38,475	39,318	42,762
ス ウ ェ ー デ ン	28,191	28,734	27,442	25,069	27,761	35,035	39,627	40,471	44,018
ベ ル ギ ー	25,460	25,317	23,149	22,874	24,693	30,305	34,835	36,039	38,114
ス イ ス	40,513	40,076	37,446	37,026	39,640	47,799	52,808	54,895	56,818
インドネシア	437	619	728	737	893	1,036	1,098	1,203	1,525
南 ア フ リ カ	2,980	2,906	2,857	2,493	2,320	3,441	4,453	4,952	5,216
オーストリア	26,387	26,100	23,730	23,443	25,393	31,163	35,540	36,675	38,567
デンマーク	32,376	32,414	29,355	29,534	31,962	39,206	45,503	48,303	51,712
ベネズエラ	3,785	4,032	4,744	4,861	3,558	3,153	4,149	5,362	6,745
ノルウェー	33,717	35,346	36,967	37,907	42,414	49,619	56,432	65,794	72,134
フィンランド	24,702	24,985	23,380	24,079	26,128	31,188	36,444	37,509	40,193
韓 国	7,342	9,444	10,837	10,158	11,498	12,720	14,198	16,416	18,415
ギ リ シ ャ	12,869	13,021	11,672	11,970	13,457	17,361	20,551	21,797	23,639
タ イ	1,816	1,985	1,991	1,857	2,024	2,257	2,534	2,735	3,185
ニュージーランド	13,803	14,209	12,751	12,716	14,542	19,177	22,794	24,997	24,035

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics" August 2008

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付海外担当で集計

